大正二年四月廿五日印刷
大正二年四月廿八日發行

有朋堂文庫
保元・平治・北條（非賣品）

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理
印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登
印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社分工場
發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

（岡山製本）

○渡邊黨　一九三ノ二
○渡邊安國―正成に討たる　六七六ノ四
○和田平太胤長
　伊東崎の洞を探る　三七二ノ八
　流さる　四一〇ノ五

保元平治北條九代記索引終

落行けば　二三一ノ一三
おもひきや(身を)　六七ノ六
思ひきや(わが)　六八〇ノ一三
思ふ事　六二八ノ三
かひこぞよ　一五七ノ一一
かせがれて　四三ノ二
片岡に　三六九ノ二
刈り取りし　二七四ノ一
今日過ぐる　四七一ノ三
草も木も　四〇四ノ一
こと滋き　五三三ノ四
この瀬にも　二五七ノ八
この雪を　四一五ノ四
しづやしづ　二九九ノ一
科照や　三六九ノ六
下野は　二三九ノ八
白川の　六二八ノ一
知るらめや　四七四ノ七
墨染の　四七三ノ六
西伯四美里　二四八ノ九
たちこむる　四七三ノ一〇
たらちめの　四七六ノ五
勅なれば　四七〇ノ六
月影は　四七三ノ一四
なか〱に　四七六ノ七
長へて　四七五ノ七
歎には　一六七ノ九
難波潟　五八八ノ一〇
主知れと　四一五ノ七
寢覺して　四七四ノ一四
濱千鳥　一〇三ノ一三
春待ちて　四二〇ノ六
將門は　二三九ノ一一
道の邊の　二一三ノ一三
都をば　四七三ノ一三
都にて　五二八ノ三
都には　一〇一ノ三
都人　四七四ノ四
昔にも　三〇八ノ八
蟲の音　二ノ一三
夢にだに　二五六ノ一三
吉野山　二九八ノ一四
よしや君　一一八ノ一〇
六字名號一遍法　六二六ノ一四
我が爲に　二二四ノ四
われこそは　四七四ノ一三
○若松殿　五四五ノ一一
○鷲栖の玄光—義朝の爲めに舟を調ふ　二一九ノ四
○輪田　一一九ノ一〇
○和田小太郎義盛
　侍所の別當　二九〇ノ三
　同　三〇九ノ八
　侍所の別當に還輔　三三八ノ一四
　國司職の望　四〇一ノ七
　子息の赦免を乞ふ　四〇五ノ九
　叛逆　四〇六ノ七
　苦戰、戰死　四一〇ノ五
○和田朝盛—出家　四〇六ノ一〇
○和田四郎義直
　父の所望不貫徹を含む　四〇三ノ四
　討たる　四一一ノ五
○渡邊右衛門尉—叛逆　六七五ノ九

其の書狀　一六ノ八
白河殿に入る　二四ノ四
爲朝の策を容れず　三〇ノ七
流矢に中る　五三ノ五
最後　六二ノ四
其器量、逸話　六四ノ一四
信西と卜筮の論　六五ノ八
○頼憲―攝津守　二四一ノ一〇
○頼弘―斬らる　七六ノ八
○頼政
心變り　一七六ノ一四
返り忠の理由　一九四ノ二
○頼通―忠實の上洛を勸む　一二三ノ八
○頼盛
二條院の守護　一六九ノ三
義朝と戰ふ　一八八ノ二
八町次郎の熊手の柄を切る　一八九ノ七
仁和寺に押寄す　二〇七ノ三
尾張守　二一〇ノ四
重盛と共に頼朝の命乞

ひ　二四五ノ六
源氏の内通　二九二ノ三

ラ

○亂樹　一五〇ノ一

リ

○龍華越　二〇四ノ九
○流星の偉觀　五五〇ノ三
○龍門　二四二ノ七
○隆蘭溪　五六七ノ七
同　六三六ノ二
○立正安國論　五一九ノ一
○了行法師―召捕られ頼經の叛白狀　五六三ノ八
○身賢―斬らる　五八九ノ七

レ

○蓮臺野　二〇六ノ一
○蓮心―將軍の使者　六一〇ノ一〇
○蓮生入道(直實の法名)―
大往生　四〇一ノ三
○鈴宗　一五一ノ五

ロ

○六代―出家　二九七ノ一〇
○六波羅合戰　一九六ノ一

ワ

○淮南の黥布　六四ノ二
○和歌、落首、漢詩
あともなき　六二八ノ四
橫行一世　六五七ノ二
出でて往なば　四二六ノ一
厭ふとも　四七五ノ九
厭へども　二七三ノ一四
今よりは　四九二ノ一
浮雲を　三〇八ノ九
憂き事の　六七ノ七
浮世には　四七七ノ九
浦々に　四七七ノ九
教へ置く　一一二ノ七

○頼輔—崇徳院御幸の御供　一八ノ一三
○頼資—討死　六四六ノ三
○頼嗣
任征夷大將軍　五三八ノ七
家村に引出物　五四七ノ一一
上洛　五六四ノ七
泰盛と不和　六三八ノ一三
貞時に泰時父子を訴ふ　六三九ノ八
出家　六四〇ノ七
○頼嗣の御台所—卒去　五五二ノ五
○頼綱入道果圓—叛意　六四九ノ一四
○頼經
御袴著　四三七ノ六
補征夷大將軍　四九三ノ二
嫁娶の議　五〇七ノ一一
疱瘡　五二〇ノ九
上洛、任官　五二五ノ一
春日以下諸社に社參　五二七ノ八
家督、御臺所　五三一ノ一
基綱が大倉の亭に入御　五三六ノ九
退隱、出家　五三八ノ六
歸洛　五四五ノ三
世を亂さん企　五六三ノ一〇
○頼經の御台所—御産褥、卒去　五一八ノ六
○頼朝
軍の出立ち　一七五ノ一一
父義朝に獻策　一七六ノ七
奮戰　一八八ノ五
馬睡して落馬　二一五ノ六
眞弘を討つ　二一六ノ二
青墓に下著　二二四ノ一四
生捕らる　二三八ノ六
卒都婆を作らん願　二四六ノ一
命乞ひ當時の世評　二四六ノ一一
伊豆に流さる　二五七ノ一一
東下り　二六〇ノ四
其母系　二六二ノ四
義經と對面　二六七ノ五
後白河の院宣、擧兵　二六八ノ一三
黄瀬河に出張　二七二ノ三
國弘に恩賞　二七四ノ七
昔の恩人に賞與　二七五ノ七
死去　二七七ノ九
其運星　二七八ノ七
其生立、擧兵　二八三ノ三
廣常の遅參を告む　二八五ノ二
經俊の斬を免す　二九一ノ七
靜を告む　二九九ノ二
西行と談話　三〇〇ノ一三
奥州征伐　三〇二ノ一三
助公を許す　三〇八ノ一三
上洛、任官　三〇九ノ一
富士野の狩　三一〇ノ八
範頼を打たしむ　三一三ノ五
大佛殿供養　三一四ノ三
薨去　三一七ノ五
中陰の佛事　三二〇ノ六
其政德　三二三ノ一
○頼仲—父爲義と惜別　七五ノ九
○頼長
其の人物　九ノ八
重立册立の計　一一ノ四

源氏の勢揃へ　一七一ノ六
軍の出立ち　一七五ノ一二
賴政の變心を責む　一七七ノ七
信賴の臆病を罵る　一八一ノ八
賴盛と戰ふ　一八八ノ三
討死せんとす　一九八ノ八
沒落　二〇〇ノ三
信賴を打擲す　二〇四ノ一
大衆を追討す　二〇五ノ一
青墓の宿　二一六ノ一一
朝長を刺す　二一七ノ三
忠致に殺さる　二二〇ノ一三
舊址　二四〇ノ一四
○義仲
擧兵　二九二ノ一
最後　二九四ノ八
○義平—軍の出立ち　一七五ノ六
○義政
政村の後任　六二一ノ一三
加判辭退、入道　六二九ノ四
○吉見孫太郎源義世—生捕
らる　六五一ノ九
○義宗—時輔を討つ　六一八ノ六
○義村
景時對治の議　三三二ノ一
戌神社羅大將の示現　四二三ノ二
公曉討取りの計　四二五ノ一三
義時に京都の亂を報ず　四四八ノ一〇
忠家を諭す　四六〇ノ一四
經營　四九五ノ九
雷電に付意見　五〇四ノ三
幸氏の說に感ず　五二四ノ八
逝去　五三〇ノ八
○義盛—廣元を詰る　三三三ノ一〇
○義康
官軍に屬す　一三ノ一〇
藏人になる　六一ノ九
○賴家
誕生、敍任　三一九ノ一
遊興を事とす　三三三ノ一一
景盛の妾を奪ふ　三二七ノ一三
朝光を誅せんとす　三三一ノ五
南庭御鞠　三三四ノ四
勝木七郎生捕を命ず　三三七ノ一
念佛禁斷　三四三ノ一〇
濱の御所の酒宴　三四八ノ九
板額を見る　三五九ノ六
鞠足の遊興　三六六ノ二
微妙を憐む　三六九ノ七
任征夷大將軍　三七一ノ五
伊東及び富士の狩　三七二ノ七
御病惱、身心惱亂、讓
補遺言の沙汰　三七五ノ六
時政征討を企つ　三八〇ノ七
出家、修禪寺下向　三八一ノ七
浴室に斬らる　三八三ノ一三
○賴賢
爲朝と先陣爭ひ　三八ノ二
敵襲を拒ぐ　七二ノ九
父爲義と惜別　七五ノ九
斬らる　八三ノ一
○賴堅—討死　六四六ノ四
○賴茂—自害　四三三ノ二

卒去　四三四ノ三
○弓始　四八〇ノ九

ヨ

○楊貴妃　一五四ノ三
○榮西禪師　六三六ノ一三
同(略傳)　三四一ノ一一
○横河法師—義朝を討つ　二〇四ノ八
○與三左衞門景安—重盛を護り討たる　一八五ノ二
○義家
其强弓　四〇ノ一一
産衣、鬚切の由來　一七六ノ一
鎌倉を讓受く　二八六ノ五
○能景
頼憲の家追捕　八〇ノ六
泰村と不和　五五一ノ一
泰村を討つ　五五五ノ七
十三年忌　五九九ノ六
○義清—流矢に中る　四一一ノ一
○吉田次郎
龜若の傅　九〇ノ四
爲朝上洛に從ふ　二八ノ一四
○義經
頼朝と對面　二六七ノ五
頼朝と相會す　二六九ノ六
最後　二七五ノ一三
頼朝に對面　二八九ノ一一
戰功　二九四ノ一一
最後　二九五ノ七
流遇、自刃　三〇一ノ一一
○義時
實朝に諫言　四一八ノ二
富士淺間の經營　四八一ノ九
死去　四八五ノ一一
重忠の辯疏　三八六ノ六
頼家近習を誅す　三八四ノ三
重忠の冤を歎ず　三八九ノ一四
藥師堂建立供養　四二三ノ二
院宣に從はず　四四〇ノ一三
戰の評議、出陣　四五一ノ三
推松を都に歸す　四五二ノ六
專權　四七九ノ二
○義時の後室
政村を立てんの謀　四八七ノ七
死、怨靈　四九五ノ三
○義朝
光貞等を訊問　八ノ一三
官軍に屬す　一二ノ九
夜討の獻策　三三ノ一三
爲朝を評す　四三ノ八
爲朝と對戰　四五ノ三
白河殿沒落の奏上　五九ノ一
左馬權頭になり更に同頭となる　六一ノ九
父の命請ひ叶はず　七七ノ八
弟共の追捕　八二ノ一一
幼弟追捕の勅命　八五ノ一
清盛と合戰の噂　一〇三ノ一三
信頼に語らはる　一二六ノ八
信頼より引出物　一三七ノ一〇
三條殿へ押寄す　一八〇ノ一〇
播磨守　一四一ノ九

廉讓の政　四九三ノ四
計略諸將を鎭む　五〇一ノ四
天災を嘆ず　五〇五ノ一三
天變の祈禱　五〇八ノ二
名越の騷擾に馳せ向ふ　五〇九ノ七
智定房より來言　五一三ノ五
親類の情誼を盛綱に說く　五一〇ノ一
博奕の禁　五一五ノ一
政務に勤む、其見識　五一六ノ二
左原權大夫兼任　五二三ノ二
弓の故實に感ず　五二四ノ一〇
奇物の禁　五三〇ノ一〇
詠歌　五三三ノ二
逝去　五三五ノ一
廉直の裁判　五五三ノ九
○康俊—雷電につき意見　五〇四ノ五
○安の河原　二一六ノ五
○泰衡
義經を討つ　二七五ノ四
變心義經を討つ　三〇二ノ八
賴朝の軍と戰ふ　三〇三ノ一三
最後　三〇六ノ一三
○安弘—斬らる　七六ノ八
○泰村—家村に諷詞　五四七ノ一
○泰盛
泰村を討つ　五五五ノ七
將軍叛意につき密議　六〇八ノ四
榮耀、苛政　六三八ノ九
宗景に誅せらる　六四〇ノ二
○康賴
新院の配所へ御使　一一五ノ七
上皇の御身代り　一七〇ノ七
○八瀨の松原　二〇三ノ一一
○也速該　六一五ノ四
○八橋　二五六ノ一三
○彌平兵衞宗淸—賴朝を捕ふ　二三八ノ八
○山口六郞—爲朝軍と戰ふ　五〇ノ四
○山階　六二二ノ一
○山田小三郞伊行—爲朝に射向ふ　四一ノ一〇
○山田次郞重忠
敗軍の奏上　四六五ノ一
官軍の敗を憤る　四五八ノ一〇
自刃　四六九ノ七
○八的原　三一七ノ六
○八幡林　六九二ノ四

ユ

○湯淺權正—正成に迫はる　六八四ノ一
○幽王　一〇八ノ三
○結城七郞朝光
衆徒に賴朝の命を傳ふ　三一五ノ一
懷舊の淚　三三〇ノ六
○遊義門院—薨御　六六二ノ六
○曲平氏　一二七ノ四
○行家—討たる　三〇一ノ一
○幸氏—境目の爭論　五三三ノ五
○行平—賴家の御弓の師　三一九ノ四
○行光
將軍に馬を献ず　四一四ノ一一
將軍申請の使節　四三〇ノ八

○森冠者　二三七ノ一三
○盛憲―頼長を勞る　五三ノ八
○盛房―六波羅の南の方　六四二ノ六
○盛安
　頼朝に出家を拒む　二五八ノ一〇
　靈夢　二六一ノ四
　頼朝對面　二七七ノ四
○森山の宿　二一五ノ一二
○師員
　雷電につき討議　五〇四ノ一〇
　法華堂再建につき論議　五一一ノ六
○師賢
　關東征討の密計　六七七ノ一〇
　主上の御身代り　六八一ノ一二
○師清―出家　一四五ノ一三
○師經―忠正頼憲の許に向
　ふ　一七ノ四
○師時
　執權　六五八ノ四
　權を爭ふ　六五八ノ七
　執權の代　六六三ノ七
　宗方の怨靈と戰ひ死す　六六六ノ六
○師仲
　内裏に參加　二六ノ九
　上皇を御車に奉る　一三九ノ三
　上皇にすがり奉る　二〇七ノ九
　無罪の開陳　二一〇ノ六
　配流　二五六ノ一一
○師長―入道へ御消息　一〇九ノ七
○師光―出家　一四五ノ一三

や

○館太郎貞康　一六九ノ二
○野干の與へし刀　三六二ノ五
○藥壽王　一五一ノ一
○彌五郎經時―元服　五一九ノ一二
○箭前拂の須藤九郎家季―
　爲朝上洛に從ふ　二八ノ一三
○彌三小次郎―長田父子を
　搦め捕る　二七三ノ八
○彌七兵衞―義朝を討つ　二三〇ノ四
○夜叉御前　二一六ノ一三
　同　二三九ノ六
○泰家―出家せしめらる　六七九ノ一三
○泰貞
　雷電につき討議　五〇四ノ六
　風祭の奉行　五〇九ノ四
　火柱の論議　五三二ノ二
○康忠
　戰死　一四〇ノ四
　右衞門尉　一四一ノ一〇
○康連―貞永式目の立案　五一一ノ一三
○泰時
　北條下向、德政　三六五ノ三
　蹴鞠につき愁歎　三六三ノ一三
　實朝に諫言　四一八ノ一三
　戰の評議、出陣　四五一ノ一
　芝田橘六に瀨踏を命ず　四六七ノ一二
　鏡月房の歌に感ず　四七〇ノ七
　京都の守護　四七九ノ二
　將軍家後見　四八七ノ二
　讓補の廉直　四九〇ノ一一
　瘧癘の流行を憂ふ　四九二ノ二

宗方征討 六五九ノ二
執權加判 六五九ノ九
執權代 六六三ノ七
死去 六六八ノ七
○宗能
參內せず 一三ノ六
左大臣流罪の議 一五ノ一〇
死罪停止の議 八〇ノ一〇
○宗判官信澄—貞憲を預る 一四一ノ七
○宗盛
遠江守 二一〇ノ一四
平門の棟梁 二九二ノ六
○宗行—斬らる 四七〇ノ一四
○村山黨—爲朝軍と戰ふ 五〇ノ四
○村上彦四郎義光—大塔宮
の御身代り 六八九ノ一一
○無量光院の緣記 三〇七ノ八
○無量壽院の法會 五九九ノ六
○室の八島 二一四ノ二
同 二五六ノ一三
○室平四郎重廣—良民虐使 三三七ノ二

モ

○蒙古
沿革 六一四ノ一三
牒書を我邦に送る 六一六ノ五
使者趙良弼を送る 六一七ノ五
日本討伐の用意 六二三ノ一四
日本を襲ふ、文永の亂 六二三ノ七
日本を討亡さんとす 六三〇ノ三
大擧襲來、弘安の役 六三一ノ一
世祖忽必烈日本を覗ふ 六三五ノ七
○蒙古の使者を斬る 六二八ノ一〇
○毛利入道西阿—自刃、滅
亡 五五七ノ一四
○木工神主—爲義隱匿 七二ノ四
○基實
內裏に參加 二六ノ九
忠實へ使者 一一三ノ九
○基綱—將軍の入御 五三六ノ九
○基時
執權連署 六六九ノ六
執權辭職、入道 六七〇ノ五
○基通—流罪 二二一ノ四
○求塚 六九二ノ四
○基盛
官軍に屬す 一三ノ一〇
出陣の出立ち、親治と
戰ふ 一三ノ七
大和守 二一〇ノ一四
○物部氏の祖 二八一ノ二
○文覺上人
賴朝に擧兵をすゝむ 二六八ノ一三
辨才天を勸請す 二九三ノ五
六代を助く 二九七ノ一〇
○文壽 一七六ノ六
○問注所を郭外に立つ 三二四ノ四
○守邦親王—征夷大將軍 六六三ノ五
○盛綱
仙洞に伺候 四四一ノ五
泰時の輕擧を難ず 五〇九ノ九
○守時—執權 六七九ノ七
○盛長—左大臣の御伴 二四ノ四

○光親―院宣を認む　四四八ノ五
○七寸〔ミヅッチ〕　一九八ノ二
○光時
　執權を奪はんとの陰謀　五四四ノ三
　伊豆に流さる　五四四ノ一三
○水尾坂　四六三ノ六
○三つの山　六ノ一三
○光弘
　崇德院御幸の御供　一八ノ一三
　燒打の注進　五三ノ一〇
　新院の御伴　五四ノ四
　髻を切る　五八ノ六
○光基―心變り　一七六ノ一四
○光保
　信西の首を斬る　一四六ノ四
　心變り　一七六ノ一四
○光賴
　美福門院へ御使者　二六ノ一
　鳥羽殿の評議　三一ノ六
　公卿僉議に參內　一五七ノ一三
　惟方を諭す　一五九ノ一二
○三虎御前（賴經の幼名）　四三六ノ一
○六月祓　五二〇ノ三
○簑浦　七二ノ八
○美源二―芝田討の勳功　三四七ノ八
○美濃堅者觀賢―水尾坂に
　東軍を拒ぐ　四六三ノ五
○體仁親王　九ノ六
○壬生亭　五九ノ三
○微妙―愁訴の詠、出家　三六八ノ九
○宮城四郎―芝田の討手　三四五ノ一一
○深山路　五四七ノ五
○三善康信―問注事の執事　三〇九ノ八

ム

○椋の木　一八二ノ一
○莚田　四五八ノ八
○無動寺の大衆―清盛の軍
　に抗す　七一ノ九
○武藤新五―渡の賴踏　四五五ノ七
○陸奥四郎（爲義の本名）　七三ノ三
○陸奥六郎義隆―大衆に射
　らる　二〇四ノ一二
○宗景―驕奢　六三九ノ一
○宗方
　權を爭ふ　六五八ノ七
　最後　六五九ノ一
　亡靈となる　六六六ノ九
○宗淸
　賴朝を勞る　二四二ノ一二
　賴朝に卒都婆を奉る　二四六ノ八
○宗重―淸盛の軍に參ず　一五六ノ一三
○宗繁―流涙、死　七〇一ノ一二
○宗輔―公卿僉議　一六五ノ七
○宗尊親王
　將軍となる　五六五ノ九
　政村の亭に御幸　五九三ノ一
　若君御生誕　五九六ノ七
　童舞御覽　五九七ノ一
　還都　六一三ノ二
　出家、薨去　六一三ノ八
○宗綱―父賴綱を諫む　六五〇ノ七
○宗宣

○正綱—斬らる　七六ノ一一
○政範—死去　三八四ノ一三
○正弘—斬らる　七六ノ八
○政村
　執權　五六七ノ二
　一日千首の歌會　五九三ノ一
　將軍叛意につき密議　六〇八ノ四
　卒去　六二一ノ一二
○政村の息女—物怪憑く　五九〇ノ一
○雅頼—勝尊訊問　一六ノ六
○保野五郎景久—戰死　二九二ノ一〇
○松井田　二六八ノ五
○松浦小次郎　五一ノ三
○松浦太郎重俊—信頼を斬る　二〇八ノ一三
○松浦の二郎左中次—爲朝上洛に從ふ　二八ノ一四
○松島の僧　三五二ノ一四
○松田常基—狼藉者を搦取る　五四八ノ四
○松殿僧正良基—將軍と密計、逐電　六〇七ノ三
○松殿法印—千手陀羅尼の法を修む　五七八ノ四
○眞名鶴が崎　二八四ノ一一
○政所の吉書始　三〇九ノ七
○大豆〔マメ〕の渡　四五八ノ七
○摩耶　六九〇ノ一〇
○希義
　氣頁に流さる　二六二ノ七
　自害　二六九ノ五

ミ

○三浦光村、家村—頼經を慕ふ　五五一ノ六
○三浦泰時—時頼へ使を立つ　五五四ノ一
○三浦泰村
　其家柄、權威　五五〇ノ一三
　將軍の命を用ひず　五五二ノ三
　一族の密議　五五二ノ一〇
　義景等と戰ふ　五五五ノ一三
　自刃、滅亡　五五七ノ一四
○三河三郎大夫近末—爲義隱匿　七二ノ五
○神子〔ミコ〕の祈禱式　五一九ノ一
○陵助頼重—牛若東下りの御伴　二六六ノ四
○三澤小次郎—梶原を射る　三三五ノ七
○道家—薨ず　五六四ノ九
○通信—討死　二五五ノ一三
○通憲入道(信西を見よ)
○通正—斬らる、　七六ノ一一
○通基—朝雅を射る　三九二ノ九
○三石山　六九〇、七
○三つ鱗形　四一六ノ一三
○三子の出生　四八四ノ一一
○光重—一宮の御伴　一〇一ノ五
○光季
　京都の守護　四三〇ノ一〇
　院方に參せず　四四四ノ五
　覺悟、討死　四四五ノ七
○三瀧上人觀空　七ノ七

其論評　一〇五ノ六
○寶光寺殿　六三四ノ七
○褒姒　一〇八ノ三
○放生會　三九七ノ六
同　五四六ノ四
○寶莊嚴院　五四二ノ四
○北條家の權威　四五ノ一
○法勝寺　五二ノ二
同　五五ノ九
○北條氏全滅　七〇〇ノ一三
○法性寺殿　九ノ一三
○北條四郎(時政參照)—平家一類の追捕　二九七ノ八
○北條六郎時定—泰村征伐の大將軍　五五六ノ八
○ほかゐ　九〇ノ一三
○穆王八匹の天馬　一八一ノ五
○北面の侍の始め　四四〇ノ一
○法華堂　四〇三ノ八
○沒日　五九五ノ八
○本宮證誠殿　三ノ九
○本田次郎近常—重忠の意見　三八八ノ四
○本間兵衛尉忠家—向ふ手の不平　四六〇ノ一一
○本間山城入道—阿新に殺さる　六八一ノ四
○堀兼の井　三一四ノ二
○堀彌太郎
金商人　二六八ノ七
生捕らる　三〇二ノ二

マ

○舞坂　四七〇ノ一三
○眞壁紀内—則宗の功を非認し畠山と對決　三三七ノ一三
○牧御方
重忠を時政に讒訴　三八六ノ二
朝雅を關東將軍の職に補せんの計　三九〇ノ八
○正家—正清の改名　一四一ノ一
○政子
靜の爲めに辯疏　二九九ノ四
若君の射に感ぜず　三一一ノ一
尼となる　三一八ノ一
賴家を戒む　三三九ノ二
伽藍建立　三四〇ノ一三
鞠を見る　三六六ノ三
知康を戒む　三六七ノ一
微妙の舞を見る　三七〇ノ五
實朝を相模守の亭に迎取る　三九一ノ二
義盛の受領に付意見　四〇一ノ一一
上洛、叙位　四二〇ノ八
賴朝の緣者を求む　四三〇ノ一一
五佛堂建立　四三五ノ九
尼將軍　四三六ノ三
武士に訓辭　四四九ノ七
優曇花を怪む　四八二ノ九
義村を戒む　四八八ノ四
義時の後室を流す　四八九ノ七
逝去　四九四ノ六
○雅定入道—死罪停止の議　八〇ノ九

○不空羂索人骨　一五三ノ三
○福王公—小鳥の生射を望む　五二六ノ一一
○富家殿（忠實を見よ）
○富士淺間遷宮　四八一ノ八
○富士川の戰　二八九ノ九
○富士の人穴の光景　三七三ノ五
○伏見院
　即位　六四一ノ九
　御所を忍び出で給ふ　六四五ノ一〇
○二俣河　三八七ノ八
○補陀落山　六五六ノ五
○藤澤の道場　六二八ノ六
○藤房—捕へらる　六八三ノ一
○藤原四郎清親—板額生捕　三五九ノ四
○藤原岡文　三五七ノ五
○藤原定家—實朝の歌批判　三九六ノ一一
○藤原光貞—義朝に捕へらる　九ノ一
○佛心宗　五六七ノ七
同　六三五ノ一〇
○佛法の興隆　三三ノ七
○不動の法　六〇ノ三
○舟岡山　八六ノ六
○普寧兀菴　五六七ノ一〇
○文永の役　六二三ノ七
○分倍河原　六九七ノ一〇
○文元—所領の爭論　五九八ノ六
○粉楡の居　一一四ノ七
○冬平公—攝政　六六五ノ九
○冬房—御告文の起草　六七八ノ九
○古市伊藤武者—爲朝の強弓　三九ノ九
○古郡左衞門尉保忠—妻微妙の出家を怒る　三七〇ノ一三

へ

○平家西海落ち　二七二ノ九
○平家滅亡　二九五ノ五
○平親王　五九ノ一四
同　二三九ノ一四
○平治の亂
　其原因　一一五ノ一三
　信賴信西の不和　一三一ノ一一
　敗因　一四二ノ八
　都の混亂　一六六ノ六
　待賢門の軍　一七九ノ一
　郁芳門の軍　一八八ノ一四
○平判官義有—法華堂に引籠るの意見　五五七ノ一〇
○平馬助忠正
　崇德院方の大將軍　一七ノ三
　東門の固め　二七ノ二
　淨土谷にて出家　七六ノ六
　斬らる　七六ノ一〇
○辨才天　二九三ノ七
○扁鵲が門　一五〇ノ一〇

ホ

○坊官法師　二六二ノ一四
○保元の亂
　新院方敗因の一　二六ノ七
　同敗因の二　三〇ノ七

○晴賢―火柱の論議　五三二ノ四

ヒ

○東塞　三八ノ八
○比企谷　六〇六ノ四
○比企彌四郎―念佛の僧を捕ふ　三四四ノ一
○比企判官能員
賴家の觀櫻　三六八ノ五
天下兩分に反對　三七六ノ二
最後　三七七ノ四
○鬚切の太刀　一七五ノ一三
同（其由來）　二七五ノ一三
○久明親王
將軍となる　六四四ノ三
上洛、薨御　六六三ノ一
○膝丸　二〇ノ四
○常陸房昌明―行家を討つ　三〇一ノ一
○秀鄉　二三二ノ一
○秀澄―逐電、斬らる　四七九ノ六
○秀胤―奮戰、自刃　五五八ノ二
○秀衡―義經に物具を奉る　二六九ノ七
○秀康
胤義に院使　四四一ノ六
逐電、斬らる　四七九ノ五
○火柱　五三二ノ三
○美福門院
皇子御誕生　二ノ一
御落飾　七ノ四
○百日の鞠　三六三ノ七
○兵藤内家俊―大臆病　一九〇ノ七
○平泉の館　三〇六ノ七
○平賀四郎義信
防矢　二〇〇ノ五
義朝に諫告　二一九ノ一
○平野將監入道―東軍に降る　六八九ノ一
○平野平太―爲朝の大鏑に射らる　五〇ノ六
○廣資―火柱の論議　五三二ノ四
○廣常―賴朝に遲參を告めらる　二八五ノ二
○熈時
宗方に妬まる　六五八ノ九
瘧病の患、死　六六八ノ一
○熈仁親王　六四一ノ八
○廣元（大江入道參照）
政所別當　三〇九ノ七
惣追捕使の建議　三〇九ノ一三
女房掠奪の意見　三二八ノ一一
景時の告訴を踏ふ　三三三ノ三
實朝を忠諫の使者　四一八ノ三
病腦、出家　四二〇ノ一
○檜皮姬君―賴嗣に輿入　五四一ノ九

フ

○無鹽の故事　一〇六ノ一一
○普恩寺　六七〇ノ五
○舞樂の說　五九七ノ八
○深巢七郎清國―爲朝の矢に斃る　四七ノ七
○深須入道―主上を南部内山へ入れ奉る　六八二ノ一三

○範長禪師—忠實に述懷　九九ノ六
○度光—伊賀國に起る　三八二ノ一三
○教盛—仁和寺に押寄す　二〇七ノ一三
○範頼
　戰功　二九四ノ一一
　頼朝の勘氣　三一二ノ二

ハ

○索端義兒　六一五ノ二
○撥〔ハカ〕　一三三ノ一一
○博多彌四郎—蒙古王と對面　六一七ノ七
○萩原院　六七一ノ四
○博奕停止の觸　五一五ノ九
○莫青　六三三ノ一
○伯服　一〇八ノ四
○羽黑山の山伏—訴狀　六五四ノ二
○橋供養　三一七ノ六
○芭蕉の花　四八三ノ一三
○走湯山　六七ノ一四
同　四九五ノ八
○畠山重忠
　勝木生捕の功を辭す　三三七ノ四
　最後　三八八ノ三
○畠山六郎重保
　朝雅と爭論　三八五ノ一三
　討死　三八七ノ五
○波多野三郎盛通—勝木生捕　三三七ノ一
○波多野次郎朝定—大神宮に願書の使者　四三九ノ一
○秦野次郎延景
　爲朝に馳せ向ふ　四四ノ一四
　鎌田へ意見　七八ノ一四
　義朝幼弟追捕の使者　八五ノ三
　天王等三人を斬る　九〇ノ九
　爲義北の方に意見　九四ノ一三
○秦佐康—刴貝聽拷訊　七〇ノ四
○八條卿公圓濟—馳せ下る　二六九ノ二
○八代集の撰者　三九三ノ二
○八幡殿　一七六ノ一
○八幡宮の塔婆再興　三七二ノ四
○波珍　一五一ノ二
○八龍　二九ノ四
同　二〇ノ四
○八町次郎—頼盛の冑に熊手の柄を掛く　一八九ノ一
○半頭〔ハップリ〕　四四ノ一
○花澤—義朝へ使者　七六ノ四
○花園院
　即位　六六五ノ六
　御讓位　六七〇ノ一三
○柞の森　六二ノ七
○濱田三郎—義朝を討つ　三三〇ノ五
○坂額御前
　舊戰、生捕らる　三五八ノ四
　義遠と婚す　三六〇ノ九
○般若野の五三昧　六三ノ六
○番馬の峠　六九六ノ三
○范文虎　六三一ノ一
○范蠡　二四七ノ九
○原後藤次—乙若殿の傅　九〇ノ四
○晴家—泰山府君の祭　六〇四ノ二

鎌倉滅亡の奏上　七〇一ノ七
○闘鷄〔ニハトリアハセ〕　三六七ノ二
○如實（政子の法名）　四九四ノ八

ヌ

○拔丸の由來　一八九ノ一四
○布引の瀧　二三七ノ三

ネ

○寧一山　六五五ノ一三
○根井大彌太―舊戰　五〇ノ一一
○念種關　三〇三ノ一〇
○念佛の本義　三四四ノ一〇

ノ

○農村の荒廢　三二五ノ四
○信安―討死　二五五ノ一三
○信兼―度弘を斬る　七六ノ一〇
○信實
崇德院の尻馬　五三ノ三
後鳥羽院の御似繪　四七二ノ一三
○信忠―頼賢等の首實檢　八三ノ一三
○信俊
惟方の婿となる　一三七ノ三
流罪　二一一ノ四
○野長瀨六郎―大塔宮奉仕　六八八ノ三
○宣時―執權加判　六四一ノ二
○宣房―關東へ勅使　六七八ノ一〇
○信頼
頼長を勞る　五三ノ九
其人物　一三一ノ一〇
義朝を語らふ　一三六ノ六
三條殿へ押寄す　一三八ノ一〇
大臣兼大將　一四一ノ八
義平の計を容れず　一四二ノ八
信西の首を實檢す　一四六ノ八
光頼の威に辟易す　一五八ノ一一
沈醉　一六九ノ一三
軍の出立ち　一七四ノ八
卑怯の醜態　一八一ノ一
逃走　一九一ノ一一
義朝に同走を乞ふ　二〇三ノ一三
上洛　二〇六ノ五
物具を剝がる　二〇七ノ四
上皇にすがり奉る　二〇七ノ九
死際の醜態　二〇八ノ二
○野守の舊戰―金王丸、鷲栖玄光　二二一ノ一
○範家―高家を射る　六九五ノ一
○範貞
六波羅探題　六七三ノ六
爲明の歌に感ず　六八〇ノ一四
鎌倉に皈る　六八三ノ八
○教時
將軍に心を寄す　六〇九ノ八
時宗の訓に恥づ　六一二ノ一三
時宗を討たんと計り滅亡　六一九ノ二
○教長
崇德院に諫言　一七ノ八
崇德院御幸の御供　一八ノ一三
爲義を召す使者　一九ノ四
召捕らる　六七ノ一一

○南北朝爭亂の因　六二〇ノ六
○難波三郎
義平を生捕る　二三二ノ二
雷死　二三七ノ四
○難波三郎兵衞尉の妻—浦の詫住ひ、時政の仁政　五八八ノ四
○難波次郎經遠—義平追討に向ふ　二三三ノ四
○難波六郎經家—刀を請取り上る　二七六ノ二
○成景
都見の使　一四五ノ二
出家　一四五ノ三
○成輔—關東征討の密計　六七七ノ一〇
○成隆
出家　六七ノ三
御劍を賜る　五三ノ二
○成親
信頼に警告　一七〇ノ一
軍の出立ち　一七四ノ一四
上皇にすがり奉る　二〇七ノ九
○業時
法華堂再建につき論議　五一一ノ四
執權の加判　六三四ノ一
入道　六四一ノ二
○業昌
方違の意見　五九五ノ九
天變地災の祭　六〇三ノ一〇
○成雅—召捕らる　六七ノ一一
○成頼
信西子息闕官の職事　一四一ノ二
上皇に奏聞　一六六ノ一〇
○推松〔ナレマツ〕
院宣の使者　四四八ノ七
京に追返さる　四五二ノ一一
○名和又太郎長年—主上を船上山へ入れ奉る　六九一ノ八

ニ

○二位尼—政村が舘の騒動　四八七ノ一三
○二階堂信濃入道—藤綱の事を時頼に語る　五七二ノ三
○二階堂道仙—貞時に意見　六六〇ノ一三
○二階堂入道—時頼行脚の件　五八六ノ八
○二階堂出羽入道道蘊—吉野城千劍破城を攻む　六八九ノ六
○西坂本下松　七四ノ一三
○仁科二郎平盛遠—仙洞に伺候　四四〇ノ三
○仁壽殿燒亡　四三三ノ一〇
○二條院
即位　一三四ノ五
六波羅行幸　一六八ノ四
○二條良實—道家と不和　五六五ノ三
○日蓮法師—宗門樹立　五七八ノ五
○仁田四郎忠常
祐成を討つ　三一六ノ八
富士の人穴を探る　三七三ノ六
討たる　三八一ノ四
○新田義貞
義兵を擧ぐ　六九六ノ一〇
其聲望　七〇〇ノ一

平氏敍任の藏人　二一ノ二
○伴喜男　七〇ノ三
○朝雅
重保と爭論　三八五ノ二
伊賀伊勢の亂を平ぐ　三八三ノ三
最後の勇戰　三九一ノ一四
○朝村—小島を生射す　五二七ノ一
○知康
酒狂時連の名を難ず　三六六ノ八
落馬　三七一ノ九
○鳥坂の軍　三五九ノ四

ナ

○內記平太
天王殿の傅　九〇ノ三
追腹　九二ノ三
○內覽の宣旨　一〇ノ一〇
○直方—鎌倉に住す　二八六ノ三
○直河　七二ノ四
○直衣始　三〇九ノ四
○直鳥　一一四ノ一
○直義—高氏叛意につき意見　六九四ノ四
○長尾新六—公曉を討つ　四三五ノ一四
○長方—末座の宰相　一五八ノ九
○仲兼—長沼の廣言　四一三ノ三
○中小別當　一七一ノ三
○長崎入道圓喜
貞時の遺言により高時を輔佐す　六六八ノ五
高時補佐の苦心　六七〇ノ八
隱居　六七三ノ七
高氏叛意につき意見　六九四ノ二
最後　六九九ノ九
○長崎高重—自刃　六九九ノ七
○長崎高資
管領　六七三ノ八
賄を入る　六七四ノ一
逆威を振ふ　六八七ノ一〇
○中前代の大將相模二郎　六九九ノ六
○仲時
兩六波羅　六八三ノ七
自刃　六九五ノ三
○長時
執權　五六七ノ七
六波羅を治む　五六三ノ三
卒去　五九六ノ三
○仲業
景時告訴狀の筆者　三三二ノ九
實朝の侍講　三八二ノ九
○長沼五郎宗政
重慶を討つ　四一二ノ一二
實朝の非政を難ず　四一三ノ六
○中原師信—賴長の首實檢　九九ノ二
○中御門藤中納言家成　一三五ノ五
○長盛—斬らる　七六ノ一一
○梛〔ナギ〕の葉　六ノ一一
○名越騷擾　五〇九ノ六
○名越の草菴　五七九ノ九
○名越の亭　五九五ノ一三
○名越山　四三四ノ八
○南禪寺　六四八ノ八
○南都の大衆　一九ノ二

泰村へ和議の使を立つ　五五四ノ八
知定に恩賞　五六二ノ六
宗尊親王を將軍に奏請す　五六四ノ二
將軍に相撲獻覽　五六六ノ八
出家悟道　五六七ノ五
諏訪入道を訊問　五七〇ノ一
青砥藤綱任用　五七〇ノ一一
藤綱の政見を聞く　五八〇ノ五
理非の處斷　五八四ノ二
諸國行脚　五八六ノ一
諸國の弊政を歎ず　五八五ノ一
卒去　五九三ノ一一
○土岐左近藏人頼員—六波羅へ密告　六七七ノ一四
○常盤
三人の子　二一二ノ四
義朝の死を歎く　二三七ノ一四
清水寺參詣　二三九ノ一四
雪の旅路　二四一ノ九
六波羅に名のり出づ　二四九ノ七
清盛の寵　二六二ノ一一
長成の北方と成る　二六三ノ六
○徳大寺の左大臣—諫言　四四三ノ四
○徳大寺の實能—崇徳院の叛に驚く　一七ノ一〇
○得能彌三郎—長門探題を平ぐ　六九〇ノ一三
○俊綱
頼賢と名乘打　三八ノ一三
頼朝に馳せ向ふ　四四ノ一四
○俊成—勝尊訊問　一六ノ六
○俊憲—其詩　一六六ノ一
○俊基
召捕られ、關東下向　六七八ノ六
關東征討密計　六七七ノ九
再度鎌倉へ召下さる　六八一ノ二
○利行—御告文拜讀　六七八ノ一三
○杜世忠　六二五ノ五
同　六三〇ノ一
○十津河　六八八ノ三
○礪竝山　二九二ノ九
同　四六二ノ一四
○鳥羽院
其御治世　一ノ一
御落飾　二ノ八
熊野へ御參詣　三ノ九
美福門院の御計に任せられし失　一〇八ノ一三
叡山へ御幸　一五三ノ一
○杜伯　六六七ノ七
○鳥羽の田中殿　一三ノ二
○土肥實平—經俊を預る　二九〇ノ九
○土肥次郎—忠致を預る　二七二ノ一四
○知兼—文庫の檢知　一〇四ノ六
○知定—勸賞に漏れ訴狀　五六一ノ三
○朝親—新古今集を實朝に献ず　三九三ノ一
○朝時—蒲原の難　四六一ノ一〇
○朝長
軍の出立ち　一七五ノ九
大衆に射らる　二〇四ノ一三
義朝に刺さる　二一七ノ六

○唐の一行　三五〇ノ一一
○唐の太宗　一五一ノ五
同　二四一ノ六
○塔辻　五五六ノ九
○東中務入道素暹—秀胤追
　討の大將　五五九ノ二
○遠矢八町　三〇ノ一一
○道隆禪師　五六七ノ一〇
○時顯—貞時の遺言、高時
　輔佐　六六八ノ六
○時敦—六波羅探題　六六五ノ一〇
○時氏—卒去　五〇六ノ八
○時興—泰家の改名　六七九ノ九
○時國
　六波羅の南の方　六二五ノ九
　叛意、配流、最後　六三四ノ一三
○時茂—兩六波羅　五九四ノ一三
○時輔
　兩六波羅　五九四ノ一三
　討亡さる　六一八ノ七
○時知—赤松に擊退せらる　六九二ノ四
○時直—土居能得に討たる　六九〇ノ一三
○時長—乙姫君診療　三二一ノ五
○時房
　重忠の辯疏　三八六ノ七
　將軍下向の御迎　四三一ノ一三
　一の宮に著陣　四五四ノ一一
　京都の守護　四七九ノ三
　將軍家後見　四八七ノ二
　將軍を諫む　四九九ノ五
　卒去　五三〇ノ八
○時政
　平家一類の追捕　二九七ノ八
　執權　三一九ノ一四
　能員討伐　三七六ノ一一
　賴家を討たしむ　三八三ノ一三
　出家引退　三九一ノ五
　卒去、其功績　四一五ノ九
○時益
　兩六波羅　六八三ノ八
　流矢に中り死す　六九六ノ一
○時宗
　元服　五六八ノ六
　大赦、日蓮歸參　五七九ノ一四
　執權職　五九五ノ一
　驕奢を戒む　六〇一ノ九
　將軍叛意につき密議　六〇八ノ一三
　叛徒滅亡　六一九ノ三
　熙仁親王を東宮に立つ　六二四ノ九
　蒙古の來襲に備ふ　六三〇ノ六
　卒去　六三三ノ一一
○時村
　六波羅の北の方　六二九ノ一二
　宗方に妬まる　六五八ノ九
　加判連署　六五八ノ四
○時盛—敵亂入の風聞　五〇九ノ六
○時頼
　元服　五二三ノ九
　鎌倉の執權　五四二ノ一三
　威勢高く輝く　五四五ノ一
　駒石丸を養子の約　五五二ノ二
　泰村へ使者を立つ　五五三ノ四
　防備　五五三ノ一三

○經時
　其邸の失火　五三九ノ一
　鎌倉の執權　五四一ノ八
　病氣、出家、卒去　五四二ノ八
○經俊—降服、斬を免る　二九〇ノ四
○經憲
　左大臣の御伴　二四ノ五
　頼長を勞る　三三ノ九
　出家　六三ノ六
○經宗—信頼に語らはる　一三七ノ一
　主上の供奉　一六八ノ七
　左遷せらる　二一三ノ五
　召捕られ、流罪　二五五ノ三
　召還さる　二五七ノ一
○經盛—二條院の守護　一六九ノ四
○角振り隼の社　一六ノ二
○鶴岡八幡宮の縁起　二八七ノ一
○鶴若—捕へらる　八五ノ八

テ

○手越　四〇六ノ四
○手こそ荒けれ　四七ノ四
○鐵木眞　六一五ノ四
○手取の與次
　爲朝上洛に從ふ　二八ノ一三
　景重と戰ふ　四六ノ八
　討死　五一ノ三
○手習始　四八四ノ六
○天狗　一一五ノ一三
○天子帝王の説　一〇五ノ一〇
○天曹地府の祭　五九八ノ五
○天吊搖搦　三三一ノ一一
○天王—捕へらる　八五ノ八
○天變地災
　異常の炎旱　四八四ノ一一
　異常の大雨　五九九ノ一一
　鎌倉の變異　四三八ノ四
　關東凶荒　五一二ノ七
　五色の虹　四二一ノ五
　酸鼻の狀　五七七ノ九
　慧星、泥の雨　六〇三ノ二
　大風雨の慘狀　三六二ノ六
　夏の降霜　五〇六ノ一三
　夏雷、降雹　五〇五ノ四
　非常の雷電　五〇三ノ一
　不思議の慧星　四八〇ノ一三
○天變地災の祭　六〇四ノ一

ト

○土居二郎—長門探題を平ぐ　六九〇ノ一一
○藤五—芝田討の勳功　三四七ノ八
○東光寺　五五ノ九
○東郷八郎入道—頼時の使者　六一一ノ一三
○藤五郎行長—秀方を討つ　三〇ノ五
○東三條殿　三三ノ八
○藤三郎—芝田討の勳功　三四七ノ八
○東條五郎—實盛に討たる　一九一ノ四
○唐船造營　四一九ノ四
○東大寺の沿革　三一五ノ一三
○藤内光澄—斬らる　二九七ノ六
○道然—諸將の旗を取上ぐ　五〇一ノ一〇

白河殿へ參る 二一ノ二
斬らる 八三ノ一
○爲義
新院に召さる 一九ノ一
鵜丸拜領 三一ノ一〇
西門の固め 二七ノ三
西門の奮戰 五一ノ一〇
三井寺落 五五ノ五
降參の議 七三ノ一三
子息と惜別 七五ノ四
最後 七九ノ一三
○爲義の北の方—入水 九三ノ一一
○爲賴—爲朝に刺殺さる 一三八ノ一
○多羅葉 一五三ノ八

チ

○親家—鎌倉下向 六〇七ノ七
○親治
基盛と戰ふ 一四ノ六
生捕らる 一五ノ五
○親久—敵狀偵察 三七ノ一
○近尙—内裏への使者 二四ノ九
○親廣—京都の守護 四三〇ノ一〇
○親能—出家 三三二ノ九
○知眞房 六二六ノ五
○持壽丸 三九二ノ九
○知足院 五八ノ五
○知足院禪閤殿下忠實公 九ノ九
○智定房—南海補陀洛山に渡る 五一三ノ一〇
○千葉介常胤
鎌倉に據るの建議 二八五ノ五
新造の御旗を奉る 三〇三ノ二
○千葉介成胤—阿靜房安念召捕 四〇四ノ一三
○地曳 三七二ノ四
○千波湊（チブリノミナト） 六九一ノ七
○千卷の泉 一六ノ二
○陳和卿—實朝に謁す 四一七ノ二
○鎭守府の起り 二八一ノ五
○仲恭帝—卽位 四四二ノ一〇
○中宮三郎—爲朝軍と戰ふ 五〇ノ四
○住蓮安樂—斬らる 三九六ノ七
○貞永式目の制定 五一二ノ一
○釣魚の恨 七五ノ一四
○朝覲の行幸 三五三ノ二
○澄憲—說法の妙 一六六ノ三
○長山 一五一ノ三
○重祚の例 一〇四ノ一〇
○定朝—勝長壽院の丈六金佛 二九五ノ一三
○趙良 六三三ノ八
○趙良弼 六一七ノ六
○持蓮尼 三七〇ノ一〇

ツ

○月數 二〇ノ三
○繼信—其母 二六七ノ一〇
○頭子 一五二ノ一三
○土礫 二七三ノ一〇
○土御門院
讓位 四三九ノ六
土佐へ遷幸 四七六ノ八

上洛　一二三ノ一三
○忠重―爲朝の暴威　一三一ノ三
○紀の森　七六ノ四
○忠綱―斬らる　七六ノ一一
○忠信―其母　二六七ノ一〇
○忠度―頼朝追討の副將　二八九ノ七
○忠正―三井寺落　五五ノ六
○忠雅―平氏敍任の上卿　二二一ノ一
○多田滿仲　六一ノ一〇
○忠通
　氏長者　六一ノ七
　惟方等の命乞ひ　二五五ノ一四
○忠盛―拔丸の由來　一八九ノ一四
○橘皇太后　六三六ノ一
○橘薩摩餘一公員―射らる　五五六ノ二
○橘七五郎―義朝を討つ　二三〇ノ一一
○楯無　二〇ノ四
○建橋　四〇五ノ四
○陀天の法　一五三ノ二
○田中殿　一七ノ六
○胤仁親王
　立太子　六四三ノ七
　卽位　六五五ノ七
○胤義
　院議に同ず　四四一ノ七
　義村へ使者を立つ　四四八ノ八
○淡海沙門―信西と問答　一四七ノ一一
○丹朱　一六四ノ六
○湛増―清盛の軍に馳せ加はる　一五六ノ二
○丹波藤三國弘
　頼朝に侍す　二四二ノ九
　頼朝と對面　二七四ノ六
○檀林寺　六三六ノ九
○爲明―六波羅の拷問、詠歌　六八〇ノ一一
○爲家入道―宗尊親王の詠を賞す　五九三ノ一〇
○爲朝
　父の推擧　二〇ノ一一
　白河殿へ參る　二一ノ二
　西河原表の門を固む　二七ノ五
　其人物、九州に於ける活動　二七ノ八
　夜討の獻策　二九ノ一〇
　任藏人　三七ノ三
　强弓平軍を恐れしむ　三九ノ九
　正淸を追ふ　四四ノ二
　義朝と對戰　四五ノ五
　義朝の冑の星を射る　四七ノ一
　父に降參の不可を論ず　七四ノ五
　逃走　八二ノ一三
　生捕らる　一一九ノ九
　鬼が島に渡る　一三一ノ八
　潔き最後　一三八ノ八
　大島に威を振ふ　二三〇ノ一三
○爲仲
　白河殿へ參る　二一ノ七
　斬らる　八三ノ二
○爲成
　白河殿へ參る　二一ノ二
　斬らる　八三ノ一
○爲宗

○大矢の新三郎―爲朝上洛に從ふ　二八／一四
○太輔房阿闍梨重慶―討たる　四一三／五
○太輔房源性
其藝能　三五〇／二
奥州の異僧の話　三五〇／一三
一幡の骨を高野に納む　三七九／一三
○當麻太郎―頼朝の殿中に忍ぶ　三一三／一三
○大物　一一三／二
○平維基―伊賀國に起る　三八二／二
○平三郎―諸將の旗を取上ぐ　五〇一／一〇
○平長茂―狼藉、討死　三五三／七
○平將門　五九／一三
同　三三九／一三
同　二三〇／三
○高家―出立の美裝、死　六九四／一四
○高井三郎兵衞尉重茂―朝夷に討たる　四〇八／一三
○高枝次郎―重傷　四五九／八
○高倉宮―流矢に中る　二八四／一
○隆重―生捕る　三三九／一一
○隆資―關東征討の密計　六七七／一〇
○高資―泰家を出家せしむ　六七九／四
○高遠―新院其造れる堂に入り給ふ　一〇三／一〇
○高時
執權、其人物　六七〇／四
恒良親王立太子の非認　六七二／一四
其不行跡　六七七／五
剃髮　六七九／三
亂行　六八五／一三
○隆長―忠實に述懷　九九／六
○尊治親王
立太子　六六五／八
卽位　六七一／三
○高間三郎、四郎
爲朝上洛に從ふ　二九／一
家忠に打たる　四九／九
○高柳彌次郎―所領の爭論　五九八／六
○尊良親王
捕へられ給ふ　六八三／一
土佐に配流　六八三／一一
○多記莊　二七七／六
○武澤―成景に報告　一四五／一三
○武田惡三郎信忠―父信光を庇ふ　四〇九／一三
○武田五部―惡日を以て吉日となす　四五四／一四
○竹の御所―頼經公の御臺所　五〇七／一三
○武部明神　二六〇／一四
○忠顯―長年に使す　六九一／八
○忠貞―忠正の改名　七七／二
○忠清―頼朝追討の侍大將　二八九／八
○多田藏人―崇德院方の大將軍　一七／一三
○忠實
南都の叛　六〇／七
頼長の最後を歎ず　六二／八
頼長の子息に意見　一〇〇／一

○殺生の禁 五七五ノ五
○善惠坊上人 六二六ノ四
○宣王 一〇七ノ二
○禪鞠 一五二ノ六
○專光坊良暹―八幡宮の別當職 二八八ノ二
○禪師全濟(今若の法名) 二六二ノ一三
○禪宗の由來 六三五ノ一
○千手堂 二二九ノ三
○千壽丸―親平に將とせらる 四〇五ノ二
○禪杖 一五二ノ九
○泉水 二七六ノ一
○千の松原 二七五ノ六
○仙波七郎―爲朝軍と戰ふ 五〇ノ四
○禪林坊阿闍梨覺日―牛若の師 二六六ノ一四
○善哉公
　鶴ヶ岡に神拜 三七一ノ七
　鶴ヶ岡に入室 三九四ノ八
○前兆(怪異及天變地災參照)
　五色の虹 四二一ノ五
　將軍塚鳴動、彗星出現 三一ノ七
　東國兵亂の兆 五五〇ノ一〇
　白虹日を貫く 一四四ノ四
　鳩の死する事三度 三七五ノ五
　木星壽命豕に在り 一四四ノ一三

ソ

○僧伽梨衣 三四二ノ六
○宗鑒 六七九ノ三
○總持院 六〇ノ四
○僧正が谷 二六三ノ五
○宗瑞 六五八ノ三
○僧侶
　其不行跡 五二九ノ一
　其惡風 五八二ノ一三
○曾我十郎五郎―富士野の仇討 三一一ノ四
○楚の項羽 一九四ノ六
○尊意僧正 六〇ノ三
○尊曉―乙姬供養の道師 三三二ノ一三
○染屋太郎時忠―鎌倉に住す 二八六ノ一

タ

○大元國 六一四ノ一三
○待賢門院 三ノ四
○醍醐路 二四ノ四
○醍醐の惡禪師全濟―馳せ下る 二六九ノ一
○泰山府君の祭 四三五ノ六
　同 四八一ノ一
　同 六〇四ノ三
○大臣所誅の例 六四ノ四
○大師修禪定 一五二ノ一
○大政官符の樣式 一一〇ノ一三
○大雪山 一五一ノ一
○太宗文皇帝 一三二ノ四
○大塔宮護良親王
　帝の計を贊け給ふ 六八〇ノ四
　南都に赴き給ふ 六八二ノ七
　吉野の奥に籠り給ふ 六八三ノ一

○季能—新院の御伴　五四ノ四
○諏訪刑部左衛門入道—召捕らる　五六九ノ二
○諏訪五郎—諸將の旗を取上ぐ　五〇一ノ一
○諏訪三郎盛高—龜壽丸を預る　六九九ノ四
○隙間數の惡七別當—爲朝上洛に從ふ　二八ノ一三
○祐經—討たる　三一一ノ一五
○資俊—賴長の首實檢　九九ノ二
○資朝
　召捕られ、關東下向　六七八ノ六
　佐渡へ流さる　六七九ノ二
　配所に斬らる　六八一ノ三
○資長—新院へ勅使　一〇〇ノ一一
○助安—左大臣の御伴　二四ノ五
○資能—追立の使　一一〇ノ九
○雙六の賽の目　一五三ノ一三
○朱砂丸　三三一ノ九
○鈴鹿山　三九ノ一四
○崇德院
　御謀叛　八ノ一〇
　白河の前齋院の御所へ御幸　一八ノ一一
　內裏と御文通　二四ノ一一
　北殿へ遷御　二六ノ一〇
　燒打に驚き給ふ　五三ノ一三
　如意山へ入らせ給ふ　五四ノ四
　御落飾　五八ノ六
　遷幸　一〇〇ノ一〇
　配所の御模樣、大乘經の御筆寫　一二三ノ一一
　崩御　一二五ノ九
　追號　一二八ノ一二
○須藤刑部丞俊道
　爲朝に馳せ向ふ　四四ノ一四
　職死　二〇〇ノ九
○須藤瀧口俊綱
　爲朝の軍に攻め入る　四六ノ六
　行吉に射らる　一九三ノ五
○墨俣〔スノマタ〕　二七二ノ六
○須磨の關　一〇二ノ一四
○隅田川　二八五ノ二
　同　二八六ノ九
○隅田川の湊　三〇三ノ九
○相撲六番　五六六ノ二

セ

○盛阿—知定の勳功を疑ふ　五六一ノ八
○征夷大將軍の起源と沿革　二八二ノ一
○成吉思汗　六一五ノ五
○盛憲入道
　配流　一〇九ノ六
　兼成に預けらる　一四一ノ三
○清澄の道善房—日蓮を追ふ　五七八ノ二
○城南の離宮　六六一ノ五
○清涼院殿の庇の門　一一ノ一二
○少輔內侍　五五ノ一四
○關ヶ原　二三八ノ八
　同　二七六ノ一
○關二郎—爲朝の軍と戰ふ　五〇ノ四

○周の宣王　六六七ノ七
○修明門院―鳥羽院へ御幸　四七二ノ一三
○壽王冠者―覺悟、討死　四四六ノ二
○朱三朱四　一五四ノ一
○壽福寺　三四三ノ七
○俊成―忠實へ使者　六二ノ七
○順德院
　卽位　四三九ノ七
　佐渡國へ遷御　四七五ノ一
○盛阿入道―和議の使者　五五四ノ一一
○靜海(淸盛の法名)　二三七ノ一
○承久の亂
　其亂源　四四〇ノ九
　院の謀漏る　四四四ノ九
　鎌倉評定　四四九ノ四
　京軍の用意　四五三ノ九
　官軍大炊渡の敗　四五六ノ八
　杙瀨川の戰　四五九ノ三
　宇治川の戰　四六六ノ二
　官軍諸將の沒落　四六九ノ五
○將軍塚　三一ノ八

○上卿　二八ノ六
○勝賢―大佛供養の呪願師　三一五ノ一三
○生西―卒去　五四三ノ一四
○上西門院―院と御同車　一三九ノ五
○正壽丸(時宗を見よ)
○聖尊―乙姬の祈禱　三二ノ四
○正中の變　六七八ノ一
○勝長壽院　二九五ノ一三
○聖天供　一七ノ二
○少納言入道(信西を見よ)
○城南寺　四四二ノ六
○城資盛―反亂、滅亡　三五六ノ一一
○稱念坊―念佛論　三四四ノ五
○聖福寺草創　三四三ノ三
○上北面　二一ノ四
○淨密法師―優曇花咲くと
　吹聽　四八二ノ七
○稱名寺　六六九ノ九
○昌邑王賀　一〇三ノ六
○淨蓮房―義村に說法　四九五ノ八
○助公法師―歌詠　三〇七ノ一

○初心愚草　五九三ノ八
○汝陽が門　一五〇ノ一一
○助老　一五二ノ一一
○白河殿　五八ノ一三
○白銀　三〇一ノ八

ス

○彗星の說　六〇四ノ五
○水門　七〇ノ三
○瑞鹿山圓覺寺　六三六ノ一三
○季氏―雷電につき意見　五〇三ノ八
○季實
　宇治橋の守護　五九ノ五
　教長等召捕　六七ノ一三
　君の守護　一三九ノ七
○季實
　官軍に屬す　一三一ノ一〇
　爲朝請取り　二三〇ノ六
○季隆―重忠を切る　三八九ノ一一
○季房―捕へらる　六八三ノ一
○季行―御舟の用意　一〇二ノ六

伊豫守　二二〇ノ一三
義朝の身代り　二一八ノ四
賴朝の命乞ひ　二四四ノ五
○重能―範賴の爲めに辯疏　三一二ノ九
○史思明　三三四ノ六
○時宗念佛草創　六二五ノ一三
○四種の物　一五二ノ一三
○七條院―鳥羽院へ御幸　四七二ノ一一
○四鳥の別れ　七五ノ一三
○實阿彌陀佛　四〇六ノ一三
○靜
鶴ヶ岡の舞　二九七ノ一一
景茂を責む　二九九ノ一一
男子出產と其子の最後　三〇〇ノ三
○尻輪（シヅワ）　四三ノ二
○四道の將軍　二八一ノ二
○志內六郎景澄―義平を下
人の體とす　二三二ノ八
○信夫小大夫　二六七ノ七
○四の宮　三ノ二
○四の宮川原　五二八ノ五
○篠原　二九五ノ八
○淸水冠者義高
鎌倉の人質　二九二ノ七
忍出で討たる　二九六ノ二
○淸水法師鏡月坊―詠歌命
を繼ぐ　四七〇ノ四
○芝田次郎―自害　三四五ノ九
○泗濱石　一五三ノ九
○神護寺　五二九ノ八
○信西
賴長師事す　九ノ一四
義朝に軍略を訊ふ　三四ノ一
義朝に燒打の勅諚を傳
ふ　五二ノ一
賴長に學文をすゝむ　六五ノ四
陣頭の評定　六七ノ九
斬罪主張　八一ノ一
關白の意見奏聞　一一三ノ三
其人物功績　一三三ノ六
信賴大將の望を排す　一三四ノ一二
宿所の兵火　一四〇ノ六
子息五人の闕官　一四〇ノ一二
都落ち　一四四ノ一〇
最後　一四五ノ九
唐僧と問答　一五〇ノ四
子息十二人流罪　二二二ノ一四
子息召返さる　二五六ノ一〇
○尋常氣　二二〇ノ三
○新田の開作　三三五ノ一
○進藤左衞門―重盛を諫止　一八五ノ八
○下河邊行秀―出家の由來　五一三ノ七
○下河邊行吉―俊綱を射る　一九三ノ四
○下の若宮　二八七ノ一二
○神佛（怪異及前兆參照）
熊野の託宣　三ノ一〇
諸佛の來迎　四九七ノ二
弘安役時の神々の使者　六三二ノ八
○釋迦如來の滅度　七ノ二
○遮那王（牛若）―平氏滅亡
の大望　二六三ノ一
○十三夜の月を賞する始め　五二七ノ一三
○十死一生　四五四ノ一三

和歌を好む　三九四ノ一
夢想の詠　三九六ノ一〇
華奢を戒む　三九八ノ一
和田の屋形を義時に賜ふ　四〇六ノ五
長沼の所置を告む　四一三ノ三
行光の邸に雪見　四一四ノ一〇
陳和卿に對面、入唐の志　四一七ノ八
源家の絶ゆべき事を知る　四一九ノ一
鶴ヶ岡拜賀　四二一ノ九
鶴岡拜賀、公曉に刺さる　四二三ノ九
一周忌の追福　四三五ノ七
○眞弘―頼朝に討たる　二一五ノ一四
○實基―大木戸八郎を討つ　一九一ノ一一
○實盛―召捕らる　六四七ノ二
○實能―内裏に參加　二六ノ九
○佐野源八―鶴若の傳　九〇ノ四

○三重の瀧　一五一ノ三
○算術の藝　三五〇ノ九
○三町礫の紀平次大夫―負傷　五〇ノ五
○三塔の祕事　一五三ノ一二
○三年竹の節近なる　四〇ノ四
○佐目なる馬　五〇ノ一

シ

○鹽田郷　六二九ノ五
○鹽屋三郎―都落の意見　四四五ノ四
○式部大輔助吉―義朝を詰る　二〇四ノ五
○色節の下部　一六九ノ九
○重貞―爲朝召捕　二二〇ノ一
○重綱―左大臣に同乘　二四ノ五
○重時
時頼と共に兩執權　五六三ノ一
宗尊親王を將軍に奏請す　五六四ノ二
出家　五六七ノ一
卒去　五九二ノ六
○重成
院の守護　六七ノ四
新院へ御意見　一〇三ノ二
君の守護　一三九ノ七
○重仁親王―御出家　七一ノ一
○茂光
爲朝の暴威　一二一ノ二
爲朝を朝に訴ふ　一二六ノ四
○重宗―雷電につき討議　五〇四ノ九
○繁茂―幼時の不思議　三六一ノ一一
○重盛
其勇進　四一ノ四
熊野參詣　一三七ノ四
歸洛の意見　一五五ノ六
二條院の守護　一六九ノ三
待賢門の奮戰　一八〇ノ四
義平に惱まさる、信頼と戰ふ　一八一ノ一一
虎口を遁る　一八五ノ一一
成親を申請く　二〇八ノ二

○西面の侍を置く　四三九ノ一三
○小枝河　六六一ノ六
○佐介亭―將軍入御　六一三ノ一三
○相摸阿闍梨勝尊―賴長の爲めに呪咀　一六ノ三
○相摸朝時―朝夷に退けらる　四〇九ノ五
○鷺沼　二八六ノ九
○左京大夫入道―配流　一〇九ノ五
○左近の櫻　一八三ノ一
○佐々木源三秀義―負傷、沒落　二〇〇ノ八
○佐々木判官時信―赤松に擊退せらる　六九二ノ三
○佐々木廣綱―院方に參せず　四四四ノ五
○佐々木義綱―帝に心を寄せ奉る　六九一ノ二
○佐々木四郎―宇治川の先陣　四六七ノ四
○佐々目山　五四三ノ三
○指矢三町　三〇ノ一一
○貞顯―出家　六七九ノ五
○左大臣殿（賴長を見よ）
○貞子―九十の賀　六三七ノ九
○貞綱―宗方征討　六五九ノ二
○貞時
　執權　六三四ノ九
　同　六三八ノ六
　泰盛父子を誅す　六三九ノ一四
　久明親王を將軍に迎ふ　六四四ノ二
　時兼を筑紫に遣す　六四八ノ一〇
　賴綱父子誅戮　六五〇ノ一一
　諸國へ使者を遣す　六五三ノ二
　羽黑山伏に恐縮す　六五四ノ一三
　一山を流し、更に召還して禪を問ふ　六五六ノ七
　出家　六五八ノ三
　宗方を討つ　六五九ノ二
　諸國行脚　六六〇ノ八
　久明親王を還し奉る　六六三ノ一
　病死　六六七ノ一一
○貞直―奮戰、討死　六九八ノ一三
○貞憲―信澄に預けらる　一四一ノ六
○貞房―卒す　六六五ノ九
○佐藤忠信―誅せらる　三〇二ノ二
○讃岐局―其靈政村の女に憑く　五九〇ノ三
○實員―爲朝の軍に攻め入る　四六ノ六
○實淸―崇德院御幸の御供　一八ノ一三
○實國―淸盛に勅命を傳ふ　一七九ノ二
○實隆―籠居　六一九ノ八
○實時―將軍叛意につき密議　六〇八ノ八
○實俊
　官軍に屬す　一二ノ一〇
　重仁親王を告め奉る　七一ノ二
○實淸―出家　六七ノ一三
○實朝
　征夷大將軍の宣旨　三八二ノ一
　御臺所の輿入　三八四ノ三
　盛綱の死を悼む　三八五ノ六

常盤へ使者　二二ノ六
常盤に義朝横死の報告　二三七ノ四
○近弘上人―優曇花の説　四八二ノ二
○金剛覺　六四八ノ一
○金剛性　六六二ノ一〇
○金剛童子　一七ノ二
○御夢想の記　一〇四ノ八
○子安の森　二一八ノ五
○惟方
信頼に語らはる　一三七ノ二
信西の首實驗　一四六ノ九
兄光頼の訓戒　一五九ノ三
主上の供奉　一六八ノ七
兄の諫言により裏切り　一七〇ノ三
左遷せらる　二二三ノ五
召捕られ流罪　二五五ノ三
召還さる　二五七ノ五
○維重―官軍に屬す　一三ノ一〇
○惟繁―追立の使　一一〇ノ九
○伊通
左大臣流罪の議　一五ノ一〇
死罪停止の議　八〇ノ一〇
信頼の除目を笑ふ　一四二ノ一〇
公卿僉議　一六五ノ八
惟方を許す　一七一ノ三
平治の年號を評す　二三〇ノ八
粟の大臣の訴訟　二五七ノ二
○惟基―崇德院へ贈位の勅使　二一九ノ六
○惟守―琵琶の祕曲　一一三ノ二
○維盛
富士川の陣　二七二ノ二
賴朝追討の大將軍　二八九ノ七
○惟康親王
將軍となる　六一四ノ五
源姓を賜ふ　六一七ノ一
親王宣下　六四一ノ四
急遽上洛、入道　六四三ノ五
○惟康親王の御娘―久明將軍の御息所となる　六四四ノ一二
○五郎丸―五郎を搦め捕る　三一一ノ九

サ

○西園寺家の隆盛　六二一ノ七
○西園寺實兼公
威を振ふ　六四二ノ八
任大政太臣　六四八ノ三
○西園寺實氏―其繁榮　五六二ノ一〇
○西行法師―賴朝に對面　三〇一ノ一一
○最勝園入道　六五八ノ三
○最勝園寺　六六七ノ一
○齋藤實盛
爲朝の軍に攻め入る　四六ノ六
惡七別當を打つ　四八ノ一三
東條五郎を討つ　一九一ノ二
俊綱の介錯　一九三ノ七
西塔法師を討つ　二〇二ノ三
賴朝追討の侍大將　二八九ノ八
戰死　二九二ノ一〇
○西塔法師―義朝を打つ　二〇二ノ九
○西念―資盛討伐　三五七ノ二
○最明寺　五六七ノ五

死せる孔明生ける仲達を走らかす　一九九ノ六
信をば義に近くせよ　八一ノ九
小智は亡國の端、邪智は害毒の根　五一七ノ七
前車の覆る　六〇二ノ一
栴檀は二葉より香しく迦陵頻は卵の中に妙なる音あり　一八ノ五
大行は小瑾を顧ず　一九五ノ六
大事の前の小事　一九五ノ五
蓼を食蟲蓼を蠹する蟲もありけり　三六〇ノ八
忠臣は孝子の門に求む　八一ノ九
罪の疑しきは刑せず、功の疑しきは賞せよ　五六二ノ三
螳螂の斧を揚げて隆車の隧に當るが如く、蚍蜉脚を振て大木の本を搖るに似たり　六五二ノ三
歳寒くして而して後に松柏の貞は知る　六二一ノ三
屠所の羊の歩み　二五〇ノ九
土用の死人を盗人の取りたる　二六六ノ一
二の舞　六一ノ五
人間の咲は是怒なり　二三四ノ二
非常の斷は人主專にせよ　八ノ二
羊の歩み　八六ノ五
牝鶏の晨するは萬世の誡　四三七ノ四
白龍栖を離れて漁父の網に罹り、洪魚水を失して螻蟻の口に吸はる　三四六ノ二
婦人長舌ある是禍の階　一〇八ノ七
法に二法なし　五三〇ノ一
風前の燈　五三五ノ七
祭事は豐年にも奢らず　五九一ノ五
謀叛人の一類は枝を枯し根を斷つべし　五八六ノ一〇

○後二條院
　崩御　六六五ノ一
　即位　六五七ノ九
○近衞院—御惱み　二ノ一〇
○木花開耶姫　四八二ノ三
○狐巴　一五一ノ四
○小幡峠　一四五ノ三
○木幡山　二四二ノ三
○呉萬五　六三三ノ一
○小林卿　二八七ノ一
○小平　二三五ノ七
○後深草院
　御落飾　六四八ノ二
　即位　六五五ノ七
　御讓位　六五七ノ五
　崩御　六五九ノ一〇
○後深草龜山兩統迭立、御兩統の由來　六二〇ノ六
○小別當　一七一ノ一
○金王丸
　信賴を追はんとす　一九一ノ一四

即位　四七八ノ二
崩御　六一九ノ一二
○腰越の濱　二九三ノ四
○伍子胥　二四七ノ一三
○五條の局　四〇六ノ三
○後白河院
即位　三ノ二
東三條殿行幸　三三ノ八
宸筆の御願書　五九ノ八
仁和寺御幸　一六六ノ一三
清盛、惟方　二五五ノ四
王朝衰微の因を開かせ給ふ　二八二ノ六
崩御　三一六ノ九
○越矢の源太—爲朝上洛に從ふ　二八ノ四
○御所燒の大刀　四五七ノ一
○小鬮　二一六ノ八
同　二二五ノ一
○姑蘇城　二四八ノ六
○五大院右衛門宗繁—義貞に降る　七〇〇ノ三
○後高倉院—崩御　四八一ノ六
○後醍醐帝
即位、新政　六七一ノ一
鎌倉征討の御企　六七六ノ一〇
南都北嶺行幸　六七九ノ一〇
笠置の石室に臨幸　六八一ノ八
還幸　七〇一ノ九
○後藤兵衛實基—義朝の姫君を養育す　二〇五ノ一一
○後藤基清
守護職罷免　三二〇ノ一〇
子息に斬らる　四七〇ノ一
○後鳥羽法皇
御不豫、崩御　七ノ二
源空を流す　三九六ノ六
鎌倉滅亡の思召　四三九ノ四
德大寺の諫言を憤らせ給ふ　四四三ノ一一
關東の大軍に稍怖ぢ給ふ　四五三ノ七
鳥羽殿へ御幸　四七二ノ五
隱岐へ遷幸　四七三ノ三
崩御　五三〇ノ七
○諺、格言
一樹の下、同じ流　二五一ノ二
因果歷然の道理は踵を回らさず　七〇一ノ四
烏許の高名は爲ぬに如かず　四一ノ一四
親子は一世の契　九一ノ一三
壁に耳天に口　一五九ノ一〇
吉凶は糾へる繩の如し　一四四ノ四
昨日の他州の愁今日は我が身の責　一五四ノ一四
凶年にも耗さず豐年にも增らず　五四六ノ五
狡兎盡きて良犬煮られ、横流乾きて防堤壞たる　三一二ノ二
三千の刑は不幸より大なるはなし　八一ノ一四

○熊谷小次郎直家—上洛、父の遷化　四〇〇ノ一
○熊谷直實
　西侍にて非禮　三二四ノ二
　入道、死期前知　四〇〇ノ一
○黒谷上人法然房深空—讃岐國に流罪　三九五ノ八
○阿新（クマワカ）—本間を殺す　六八一ノ四
○栗原一野邊　三〇四ノ二
○栗栖山　一九ノ一〇
同　七三ノ五
○黒谷—爲義出家、其勳功　七二ノ一四
○黒戸御所　一六三ノ四

ケ

○彗形の氣　五三二ノ三
○華藏院僧正寛曉—一宮を請け取り奉る　一〇二ノ四
○玄顯得業—賴長を勞る　六三ノ三
○玄輝門院　一四一ノ二
○源氏の正統絶ゆ　四二七ノ三
○玄宗皇帝　一五四ノ三
○源太が產衣　二〇ノ三
○建仁寺　三四三ノ五
○氣良冠者　二六二ノ八
○假粧坂　六八一ノ三
同　六九九ノ二

コ

○後宇多天皇
　讓位　六四一ノ一〇
　鎌倉へ御誓詞　六四七ノ一一
　御出家　六六二ノ一〇
　崩御　六七五ノ八
○小出四郎—勇計山法師を屈す　四六三ノ一〇
○弘安の役　六三一ノ一
○甲賀山　一九ノ七
○纐纈源五（盛安を見よ）
○光嚴院—卽位　六八三ノ二
○光西—法華堂再建につき爭議　五一一ノ四
○行西—法華堂再建につき爭議　五一一ノ六
○洪茶丘　六三一ノ一
○强盜名譽の大剛の者　二一九ノ五
○河野通淸—源氏に屬す　二九二ノ二
○后妃の說　一〇六ノ六
○興福寺の衆徒蜂起　五二三ノ一
○弘法大師の御筆の守　二三八ノ二
○高野入道覺地—子息等を勵し三浦を討たしむ　五五五ノ三
○光蓮—泰時の理に服す　五三四ノ一一
○吳王夫差　二四七ノ八
○御戒の師　七ノ六
○久我通基—貞時の恩情、還職　六六一ノ一一
○後京極女院　六二三ノ五
○國分原鞦楯　三〇四ノ二
○極樂寺　五九二ノ六
○苔縄山　六八八ノ五
○後嵯峨院

○行習　五三八ノ九
○京都の守護神　三三ノ五
○清實—出家　一四五ノ一四
○清高—後醍醐帝警固　六九一ノ一
○清見關　三三五ノ五
○清盛
　內裏に參加　二六ノ四
　卑怯の引退　四〇ノ一四
　白河殿沒落の奏上　五九ノ一
　播磨守に任ず　六一ノ九
　爲義追捕　七一ノ七
　忠正等を斬る　七六ノ一一
　義朝と合戰の噂　一〇三ノ一三
　熊野參詣　一三七ノ四
　熊野より歸洛　一五五ノ二
　六波羅著　一六五ノ四
　勅命を受く　一七九ノ一
　冑の逆著　一九二ノ四
　矢面に立つ　一九七ノ九
　正三位　二二〇ノ一三
　病氣、出家　二三七ノ一
　池の尼の請　二四四ノ五
　常盤の母を搦め取る　二四九ノ一
　常盤に對面、幼兒を赦す　二五〇ノ一三
　常盤を寵す　二六二ノ一一
　薨ず　二九二ノ五
○切目の王子　六ノ一一
○切目の宿　一五五ノ二
○桐山中太—奮戰、最後　三四七ノ一二

ク

○杙瀬河　二三九ノ七
○杙瀬河の戰　四五九ノ四
○空海　六三六ノ三
○公曉（善哉公參照）
　鶴ヶ岡の別當職　四一九ノ一
　實朝を討つ　四二五ノ二
　殺さる　四二六ノ三
○供御の瀨　四六〇ノ一〇
○草津　一〇二ノ七
○九條の廢帝　四七八ノ七
○葛貫三郎盛重—朝夷に討たる　四〇八ノ六
○楠正成
　高時の爲に渡邊等を討つ　六七六ノ四
　笠置に召さる　六八二ノ八
　赤坂城の善戰　六八三ノ一二
　金剛山に落つ　六八五ノ三
　金剛山の善戰　六八九ノ一三
　還幸の前陣　七〇一ノ九
○工藤八郎—梶原を射る　三三五ノ七
○工藤行光—藤五等の功を推賞す　三四九ノ四
○邦治親王
　立太子　六五五ノ一〇
　卽位　六五七ノ九
○國弘—賴朝に意見　二四六ノ二
○邦時—宗繁の變心、誅　七〇〇ノ三
○國道—疫癘に關し意見　四九二ノ二
○國見宿　三〇三ノ一三
○邦良親王—立太子　六七二ノ一四

泰時に意見　三六四ノ六
微妙の歌の義を釋く　三六九ノ三
○巫〔カンナギ〕　三ノ一三
○漢の孝宣　一〇〇ノ六
○漢の高祖　六四ノ一
同　一九四ノ六
○漢の明帝　二四一ノ七
○漢の洛下閎　三五〇ノ一〇
○蒲原　四六一ノ一三
○寬遍法務　六七ノ二
○龜菊
所領の愁訴　四四〇ノ二
院の御件　四七三ノ七
○龜壽―盛高に預けらる　六九九ノ五
○龜谷殿　六六九ノ八
○龜山院
禪宗歸依　六三五ノ一〇
讓位　六三三ノ三
御反意の風聞　六四七ノ五
御落飾　六四八ノ一
崩御　六五九ノ一〇
○龜若―捕へらる　八五ノ八
○輕又八廣成―泰村の小屋に火を掛く　五五七ノ六
○河内入道―六月祓の式例を陳ず　五二〇ノ四

キ

○紀伊二位　一四四ノ八
同　一四七ノ八
○祇園の社　二五九ノ一〇
○菊大夫長明入道蓮胤―實朝に侍し述懷の詠　四〇三ノ五
○鬼氣の祭　四九二ノ一三
○季札　一九七ノ一
○箕山　一六四ノ九
○紀信　二四ノ八
同　一八五ノ二
○黃瀨河　二八九ノ九
○木曾義仲―都へ入る　二七二ノ九
○北殿　二七ノ一
○木津　六二ノ六
○吉書始　三三〇ノ三
同　三八二ノ二
○吉河八郎―赤坂城の水攻め　六八九ノ一
○紀平次大夫―爲朝上洛に從ふ　二八ノ一四
○義法房（爲義の法名）　七三ノ一
○忻都　六三一ノ一
○公時―時宗を討たんと討り滅亡　六一九ノ二
○公教
美福門院へ御使者　二六ノ一
鳥羽殿の評議　三一ノ六
○公久―召捕らる　六四七ノ二
○公衡―龜山院の事を後深草院に訴ふ　六四七ノ六
○公能―爲朝へ宣旨の上卿　二八ノ六
○行一―將軍へ使者　六二〇ノ一〇
○卿公圓濟（乙若の法名）　二六二ノ一四
同　二七三ノ七
○行然―國分寺祈禱の奉行　五〇八ノ四

靜を挑む　二九九ノ二
仲業の辯疏　三三四ノ八
○勝木七郎則宗—舞樂の妙
本領安堵　四九九ノ一三
○香貫　二六二ノ六
○桂範能—光頼参内の御伴　一五八ノ二
○桂河　九八ノ二
○加藤次景廉
爲朝の首を擊落す　一三九ノ六
忠常を討つ　三八一ノ五
京都へ急使　四二九ノ三
○廉子　六七二ノ二
○金窪兵衛尉行親—時元征
討　四三一ノ四
○金澤の城　四〇ノ一〇
○金澤文庫　六六九ノ一一
○金鞠行景—目覺しき最後　五五九ノ一三
○金商人吉次—牛若を奥州
に伴ふ　二六三ノ二
○金子十郎家忠
高間兄弟を打つ　四九ノ三
眞前驅　一九六ノ二
○兼隆—頼朝に討たる　二六八ノ一三
○兼經—左衛門尉　一四一ノ一〇
○兼時
六波羅の南の方　六四〇ノ九
筑紫探題　六四八ノ一〇
六波羅の北の方　六四三ノ六
卒去　六五一ノ六
○兼長
忠實に述懷　九九ノ五
配所へ赴く　一一〇ノ七
○兼成—成憲請取　一四一ノ五
○兼行—義朝の首實檢　三三九ノ三
○鏑矢　四八ノ二
○鎌倉
嚴政　五九一ノ一
騷擾　五〇一ノ一一
同　五四三ノ五
同　六一〇ノ一
同　六四三ノ一〇
大火　四三四ノ六
同　五二一ノ一
幕府の滅亡　六九七ノ七
變災　四三七ノ一〇
要害と其沿革　二八五ノ七
○鎌田が妻—自害　三三一ノ一一
○鎌田三郎—義朝を諫止　一九八ノ一〇
○鎌田政家
重盛を射る　一八四ノ九
家泰を討つ　一八五ノ一〇
義朝の姫君を刺す　二〇一ノ二
最後　二二一ノ二
○鎌田正淸
爲朝に射向ふ　四三ノ五
下野守を諫止　三九ノ三
義朝へ意見　七七ノ一一
○鎌足公—守の鎌　二八五ノ九
○上中村　二七七ノ六
○上の若宮　二八七ノ一三
○觀覺　五六七ノ一
○干闇　六三三ノ一
○觀淸法眼

○女の敍位　四二〇ノ二
○澤瀉（オモダカ）　二〇ノ四
○下湯（オリユ）　二三〇ノ一

カ、クワ

○怪異（前兆及天變地災參照）
　榎島の奇瑞　四一六ノ七
　鎌倉に怪異頻々　四二一ノ四
　黄蝶の怪異　五五〇ノ九
　讃岐局の靈　五九〇ノ三
　信西の首領く　一四六ノ一三
　稱念坊の袈裟燒けず　二四五ノ四
　人穴の中の靈　三七四ノ一一
　宗方の怨靈　六六六ノ九
　義經行家が怨靈　三一七ノ七
　義平の怨靈雷となる　二三七ノ七
　由比濱血に變ず　五四九ノ五
○戒壽丸（時賴の幼名）　五二三ノ七
○果圓　六四〇ノ九
○窩濶台　六一五ノ八
○鏡の宿　二六六ノ一〇
○景綱
　伊勢守　二二一ノ一
　常盤の中次　二五〇ノ一〇
○景致
　變心、義朝を討つ　二二九ノ一四
　上洛　二二八ノ一四
　兵衛尉　二三〇ノ一四
○覺阿　四二〇ノ二
○覺惠　六一八ノ一
○覺憲—大佛供養の導師　三一五ノ一三
○格勤（カクゴ）　九二ノ一三
○覺了房道崇　五六七ノ五
○隱簑　一三三ノ六
○隱笠　一三三ノ六
○夏桀殷紂　六六ノ八
○景盛入道覺地—義景、泰
　盛に訓言　五五一ノ七
○笠井谷　四四九ノ三
○笠木平内—喧嘩　六〇一ノ一
○柏原彌三郎—暴行、逐電　三五二ノ二
○春日表の門　四一ノ九
○春日の神木　七三ノ五
　同　五二一ノ五
○量仁親王　六八三ノ三
○糟屋藤太有季—隆重生捕　三四〇ノ一
○風伯祭　五〇九ノ二
○片桐景重—爲朝の軍に攻
　め入る　四六ノ六
○堅田の浦　二二四ノ七
○かたなつけの駒　一八四ノ八
○加治源二郎—伊東に追は
　る　六九〇ノ七
○加地入道—難所拔の計　四六二ノ五
○梶原景時
　讒言　二七五ノ三
　助公推問　三〇七ノ七
　所司　三〇九ノ八
　朝光を讒訴　三三一ノ一
　一宮に下向す　三三四ノ二
　自刃　三三五ノ二
　奸佞の一例　三三九ノ二
○梶原景茂

○大江廣元入道覺阿（廣元參照）—卒去 四九三ノ九
○大窪太郎が娘 二六七ノ五
○逢隅川 三〇三ノ一三
○大倉の郷 二八八ノ五
○大須賀胤氏—秀胤追討の大將 五五九ノ二
○黄疸 五四二ノ八
○大竹小太郎—岩手三郎に討たる 四五七ノ八
○大津の浦 五二八ノ六
○大津の東浦 七二ノ三
○大妻太郎兼澄—左近等を射る 四五五ノ一四
○王藤内—討たる 三一一ノ五
○大鳥の宮 一五七ノ九
○青墓（アヲハカ） 二一六ノ二三
同 二三五ノ一〇
○大庭景親—降服、斬らる 二八九ノ一一
○大庭景義
爲朝に名乘掛く 四七ノ一
政子を鎌倉に迎ふ 二八六ノ一三
八幡宮造營の奉行 二八七ノ一
新館造營の奉行 二八八ノ六
○大庭野 二六九ノ九
○大原眞守 一九〇ノ五
○往亡日 五九五ノ一一
○近江中將成稚—配流 一〇九ノ五
○大宮大納言伊通卿—公卿議定 一三ノ五
○大矢新三郎—負傷 五〇ノ五
○大矢二郎—喧嘩 六〇一ノ一
○大山祇神 四八二ノ三
○王陵 一九四ノ八
○小笠原次郎—院使を斬る 四五五ノ三
○緒方惟義—源氏に屬す 二九二ノ二
○岡崎平四郎義實—義朝の菩提を弔ふ 三四一ノ四
○岡屋禪定兼經の女—將軍家の御息所 五七五ノ一
○長田忠致
變心、義朝を討つ 二一九ノ一三
上洛 二三八ノ一四
鎌倉殿へ參る 二七二ノ一三
○小沼次郎重政—誅せらる 三九〇ノ六
○越智四郎—謀叛、正成に討たる 六七六ノ七
○乙若
捕へらる 八五ノ七
兄弟に意見 八七ノ二
遺言、最後 九〇ノ一〇
常盤の腹 二一三ノ五
母に伴はれ清水寺參拜 二五〇ノ六
坊官法師となる 二六二ノ一三
○乙姫君—病惱、死去 三三一ノ一
○踊念佛の始め 六二七ノ一〇
○鬼が島 一二三ノ五
○鬼田與三 五一ノ三
○鬼の中山 一五六ノ一三
○小野七郎 四〇ノ一
○小野の宿 二一六ノ八
○小衾郡 三八八ノ五
○隱形の算 三五一ノ四

○浮履　一三三ノ六
○右近の橘　一八三ノ一
○氏信―泰村へ使す　五五三ノ一〇
○牛若
　常盤の子　二二二ノ五
　母に伴はれ清水寺參拜　二四〇ノ五
　鞍馬に入る　二六三ノ一四
　源九郎義經と名乘る　二六六ノ一一
○臼井義成―目覺しき最後　五六〇ノ一
○薄金　二〇ノ四
○烏瑟沙摩　一七ノ二
○有侍の命　三一七ノ一四
○宇治左大臣（賴長を見よ）
○宇治大相國（忠實を見よ）
○打鮑〔ウチノシ〕　二六一ノ七
○氏長者　一〇ノ一〇
○宇都宮貞綱―異賊襲來の備　六三三ノ五
○宇都宮治部大輔―正成と戰ふ　六八五ノ八
○打手の紀八―爲朝上洛に從ふ　一九ノ一
○宇野七郎（親治を見よ）
○鵜丸　二一ノ五
○產衣の鎧　一七五ノ一三
○運慶
　五佛堂建立　四三五ノ七
　本尊藥師如來　四三三ノ一三
○溫疾　二二〇ノ一
○海野小太郎幸氏
　義高の身代り　二九六ノ六
　射儀を講ず　五二三ノ一三
○溫明殿　一六三ノ四
○溫野、寒林　二〇九ノ一三
○有漏の身　一一九ノ一三

エ、ヱ

○永福寺　三三五ノ四
同　三九七ノ一
同　四三四ノ八
同　五五七ノ一三
○惠萼法師　五一四ノ八
同　六三六ノ六
○荏柄の天神　四〇六ノ二
○疫癘の流行　四九一ノ一三
○惠信法印―都へ迯げ上る　六〇ノ一一
○夷島　三〇六ノ一三
○越王勾踐　二四七ノ八
○榎島　二九三ノ五
同　四一六ノ五
○海老名季定―爲朝に馳せ向ふ　四四ノ一四
○江馬太郎（泰時を見よ）
○圓覺寺　五三ノ一四
○延壽
　賴朝を勞る　三三五ノ一四
　尼となる　二三九ノ九
○圓全―貞永式目の立案　五二一ノ一三
○延曆寺緣起　一五三ノ三

オ、ヲ

○大炊殿帝　一〇三ノ二
○大炊の渡　四五五ノ八

北山落　五八ノ九
斬らる　七六ノ八
○家村—射手を辭す　五四六ノ九
○家盛—其死狀　二五九ノ八
○硫黄ヶ島　五七〇ノ八
○五十嵐小文次—朝夷に討たる　四〇八ノ八
○伊具重盛—義直を討つ　四一一ノ五
○伊具四郎—射殺さる　五六八ノ八
○池禪尼
慈悲の人、頼朝の命乞ひ　二四三ノ一
頼朝に述懷　二五七ノ一三
○井澤四郎信景—負傷、沒落　二〇〇ノ一〇
○石橋山の合戰　二八四ノ七
○石山寺　二三三ノ一
○伊勢三郎義盛—義經の烏帽子子　二六八ノ六
○磯禪師—鎌倉下向　二九八ノ一
○一字金輪の法　三三一ノ四
○一の谷　二九四ノ一一
○一幡公—鶴岡に御社參　三七二ノ二
○伊豆の大島　二二〇ノ一二
○泉小次郎親平—千壽丸を押立て謀叛　四〇五ノ二
○泉辻　七一ノ八
○一本御書所　一三九ノ六
同　一六三ノ四
○一遍上人—時宗念佛宗創立、出家の由來　六二五ノ一三
○伊東崎の大洞　三七四ノ七
○伊藤武者景綱　一六九ノ一
○伊東大和次郎兄弟—加治を追ふ　六九〇ノ七
○絲我莊　五一三ノ五
○稻毛三郎重成
出家　三一七ノ三
畠山父子を滅さんと計る　三八六ノ五
○稻毛入道—誅せらる　三九〇ノ六
○稻瀬川　五〇一ノ一〇
○稻八間〔イナハツマ〕　一一〇ノ八
○稻村崎　三一七ノ七
同　四一〇ノ一一
同（干潟）　六九八ノ八
○犬合　六八七ノ二
○伊庭の莊　二一ノ三
○意法坊生觀　四一ノ九
○今若
常盤の子　二二ノ四
母に伴はれ清水寺參拜　二四〇ノ六
出家　二六二ノ一三
○印地打の禁　六〇六ノ一三
○一口〔イモアラヒ〕　四六〇ノ一〇
○岩菊丸—吉野城に火を掛く　六八九ノ九
○岩手三郎父子—大竹小太郎を討つ　四五七ノ八
○岩瀬の郡　四〇六ノ一

ウ

○宇賀神　一五三ノ二

ろ　四〇九ノ六
○足利高氏
　叛意、上洛　六九三ノ一〇
　官軍に歸す　六九四ノ一三
○阿剌罕　六三一ノ一
○足柄越　六四四ノ九
○葦鳥　一二三ノ九
○芦原小次郎―梶原を射る　三三五ノ七
○足助重成―勅命に反す　六七七ノ一
○阿靜房安念法師―召捕られ謀叛同類白狀　四〇四ノ八
○阿曾彈正少弼―赤阪城を攻む　六八八ノ二
○足立右馬允遠元―家忠に刀を授く　一九六ノ五
○安達景盛―起請文を奉る　三二九ノ九
○安達源三親長―梶原の餘黨追捕　三四〇ノ六
○安達彌九郎―重廣追討　三二七ノ六
○阿津樫山　三〇三ノ二
○吾妻四郞助光
　放生會に不參　三九七ノ七
　青鷺を射る　三九九ノ六
○姉小路西洞院　一八ノ一三
同　一四〇ノ六
○阿野惡禪師―生害　四三〇ノ一
○阿野冠者時元―謀叛討死　四三〇ノ一三
○安野公廉の娘鹿子―後醍醐帝の御戀　六七二ノ二
○阿野法橋　二七三ノ八
○安倍晴明―算術人を笑はす　三五二ノ二
○雨請ひ　四八五ノ五
○尼將軍(政子參照)　四三六ノ四
○甘繩　三四五ノ三
同　五二五ノ二
○安慶緒　二二四ノ五
○安藤太郞助淸―叛逆　六七三ノ一
○安樂　五四三ノ一
○安祿山　二二四ノ四
○粟舟の御堂　五三五ノ一〇
○阿波局　五五ノ一〇
同　三三一ノ八
○阿波の大臣　二五七ノ二

イ、井

○遺愛寺　一五〇ノ八
○飯田五郞―梶原を射る　三三五ノ七
○飯沼殿―驕奢　六五〇ノ三
○家貞
　爲朝召捕に向ふ　一一九ノ一
　武具持參　一五五ノ一〇
　長田の望に憤る　二三一ノ五
○家繼―戰死　一九〇ノ九
○家仲―戰死　一四〇ノ四
○家長―院宣を傳ふ　三一ノ四
○家成―義朝の燒打　五三ノ五
○家弘
　崇德院御幸の御供　一八ノ一三
　春日表の門を固む　二七ノ八
　燒打の注進　五三ノ一〇
　新院の御作　五四ノ五
　崇德院を舁き奉る　五五ノ九

保元・平治・北條九代記索引

（語句は發音に從つて五十音順に排列せり）

ア

○藍澤の夏狩 三二〇ノ八
○青砥藤綱
　其生立ち、遺事、及善政 五七一ノ一
　時頼に政見開陳 五八一ノ四
○青柳の莊 二一ノ三
○赤井河原 九三ノ五
○赤阪城の戰 六八四ノ五
○明石御產の祈 五一八ノ一〇
○赤松入道圓心
　官軍に屬し擧兵 六八八ノ一
　其優勢 六九〇ノ五
　東寺に押寄す 六九五ノ九
○赤松則祐
　大塔宮に奉仕 六八八ノ一
○赤松範資―官軍に屬し擧兵 六八八ノ五
○顯時
　鳥羽殿の評議 三一ノ七
　死罪停止の議 八〇ノ一〇
　金澤文庫創立 六六九ノ九
○章盛―一宮の御伴 一〇一ノ五
○惡源太義平
　上洛獻策 一四一ノ一二
　義朝と談合 一七一ノ五
　重盛と奮戰 一八二ノ七
　景安を討つ 一八五ノ四
　賴政を罵る 一九二ノ八
　六波羅の奮戰 一九六ノ一
　清盛と奮戰 一九八ノ二
　飛彈の方へ落つ 二一七ノ二
　都を覘ひ誅せらる 二三二ノ一
○惡左大臣 一〇ノ二
○惡禪師 二六二ノ一三
○阿古丸大納言宗通 一三五ノ四
○淺井の北郡 二三五ノ五
○朝夷三郎義秀
　勇戰 四〇七ノ一四
　沒落 四二一ノ八
○朝餉 一六三ノ五
○淺菊―濱の舟遊 四九八ノ五
○淺原八郎爲賴―禁中の狼藉、自刃 六四五ノ五
○淺間大菩薩 三七五ノ二
同 四八一ノ一三
○阿佐利與一義遠―板額を望む 六九一ノ六
○足利義氏―朝夷に退けら 三六〇ノ一

の流人を召返され、諸卿各本官に歸し、太平の世とぞ成りにける。

鎌倉北條九代記終

羽書―檄文に鷄羽をつけたるもの

○六月五日帝京都に還幸

同二年―三年の誤

刎ね奉りけり。宗繁は源氏に忠あるに似て、重恩の主君を殺させける事、貴賤上下悪みければ、義貞も悪まれ、之をも誅すべしと内議定りければ、宗繁所領忠賞の望みは何地去ぬらん、鎌倉を逃げ出て此彼吟ひつゝ、遂に乞食に成りて、破れたる苫古き菅薦を身に纒ひ、道の巷に飢死にけるとぞ聞えし。因果歴然の道理は踵を回らさずと悪まぬ人はなかりけり。都には五月十二日、千種忠顯、足利高氏、赤松圓心等追々に早馬を立てて、六波羅滅却の由船上へ奏聞す。同二十三日、先帝既に船上を御立ち有りて、山陰の東に催されけり。播州書寫山より兵庫の福嚴寺に入御ありけるに、新田義貞の早馬三騎、羽書を捧ぐ。相摸沒落して相摸入道以下の一族、從類、不日に追討し、東國靜謐の由を注進す。主上を始め奉り、上下喜悅の眉をぞ拓き給ふ。楠多門兵衛正成、七千餘騎にて兵庫に參向し、是より楠前陣として、六月五日の晩景に東寺まで臨幸あり。此所にて行列を立てられ、禁門にぞ入り給ひける。同七日に、菊池、小貳、大伴が早馬同時に來り、「九國の探題英時を退治し、九州の朝敵殘る所なく伐干し候」とぞ奏聞しける。東西南北一統して、公家の政道に皈りけり。先帝重祚の後、正慶の年號は廢帝の改元なりとて捨られ、本の元弘にぞなされたる。同二年の夏天下賞罰法令悉く公家の政に出でしかば、諸方

○相摸太郎邦時誅せらる　付　公家一統

新田小太郎義貞鎌倉を攻干て、その威遠近に輝く。東八ヶ國の諸將諸侍隨ひ屬く事風に靡く草の如し。平氏恩顧の者共は降人になり、遁世すといへども、枝葉を枯して殺さる者數知らず。五大院右衞門宗繁は、相摸入道の重恩の侍にて、入道の嫡子相摸太郎邦時は宗繁が妹の腹の子なれば、甥なり主なり、何れに付けても、貳心あらじと深く頼みて、邦時を預けられけるを、子細候はじと領掌して、鎌倉合戰の最中に、新田の方へ降人に出でけるこそ情なけれ。平氏滅亡して、その枝葉の殘りたるをば、皆搜し出して誅しければ、宗繁思ふやう、「果報盡はてたる人を隱置きて、我が命を失はんよりは」とて、邦時には討手の向ふ由を語り、「伊豆の御山の方へ落ち給へ」とて、五月二十七日の夜半計に鎌倉を忍出し、中間一人に太刀持せて、編笠草鞋にて足に任せて行き給ふ。宗繁は船田入道が許に行きて、相摸太郎の訴人を致しける。二十八日の曙に、相摸河の端に立ちて渡し舟を待たれたり。討手の郎從宗繁が、「すはや件の人よ」と教へけるに任せて、透間なく三騎まで走寄て、邦時を生捕り、馬に乘せて白晝に鎌倉に入れ、翌朝竊に首を

○元弘三年五月二十二日高時死す

れ給ひけり。金澤武藏守貞將も、山内の軍に手負ひければ、東勝寺に皈り、相摸入道に暇乞ひし、大勢の中に掛入りて討死せらる。普恩寺前相摸入道信忍は、假粧坂の軍に二十餘騎に打なされて自害せられけり。鹽田陸奥入道道祐、子息民部大輔俊時も自害し、鹽飽新左近入道聖遠、子息三郎左衛門忠頼も腹切りて果てらる。相摸入道は諏訪三郎盛高に向ひ、二男龜壽殿を預けらる。盛高抱きて信濃に下り、諏訪祝部が本に隱置きけるが、建武元年の春關東を劫略し、天下の大軍を起し、中前代の大將相摸二郎と云ふは是なり。嫡子萬壽殿をば五大院右衛門宗繁預りて、落行きたり。長崎二郎高重大剛武勇の名を現し、東勝寺に立皈り、相摸入道の前に來りて、「今は是迄候。早々御自害候へ。高重先を仕る」とて腹切りて臥したり。長崎入道圓喜も死す。相摸入道も腹切り給へば、一族三十四人、惣じて門葉二百八十三人皆悉く自害して、屋形に火を掛けしかば、死骸は燒けて見えねども、殘る人は更になし。元弘三年五月二十二日、平家北條九代の繁昌一時に滅亡して、源氏多年の蟄懷一朝に開けたり。

○義貞稻村崎を過る

今朝洲崎へ向はれし赤橋相摸守は、數萬騎ありつる郎從も討たれ落散りて、僅に一二百餘騎に成る。侍大將南條左衛門高直に向ひて仰せけるは、「この軍敵既に勝に乘るに似たり。盛時は足利殿には女性方の緣者たり。相摸入道もその外の人々も心を置き給ふらめ。我何の面目かあらん」とて腹切りて臥し給ふ。同志の侍九十餘人、同じ枕に自害しける。この手より軍破れて、義貞の官軍山内まで入りにけり。すはや敵は勝に乘りて、深く攻入りたりと云ふ程こそあれ。鎌倉勢諸手皆勢を失ひけり。極樂寺の切通へ向はれし大館二郎宗氏は、本間山城左衛門に討たれて、軍勢片瀨へ引きけるを、義貞二萬餘騎にて同二十日の夜半に極樂寺坂にうち望む。稻村ヶ崎道狹く、兵船を浮べ、櫓を搔きて、數萬の軍兵防ぎけるが、鎌倉の運の盡る所、潮俄に干潟となり、二十餘町は平沙渺々たり。濱面漕浮べし兵船は潮に隨うて遙の沖に漂へり。大將義貞大に悅び、軍兵を進めらる。濱面の在家に火を掛けたりければ、濱風に吹布れ、二十餘ヶ所同時に燃上る。相摸入道千餘騎にて、葛西谷に引籠られしかば、諸大將の兵共東勝寺に充滿たり。大佛陸奧守貞直三百餘騎にうちなされ、極樂寺の切通にして、鎌倉殿の御屋形に火の掛りしを見て、今は是までなりとて、郎從共は自害す。貞直は脇屋義助の陣に蒐入り、主從六十餘騎皆討た

○鎌倉攻

分倍—地名武藏府中町附近

臨時の夫役をぞ課けらる。中にも新田莊世良田へ、五日の中に六萬貫を沙汰すべしと下知して譴責す。義貞怒て使を討殺す。相摸入道大に憤て、武藏、上野の勢に仰せて、新田太郎義貞、舍弟脇屋次郎義助を討つべしと下知せらる。義貞聞きて、當座の一族百五十騎、同五月八日に旗を擧げ、利根河に打出でしに、越後の一族里見、鳥山、田中、大井田の人々二千餘騎にて來りたり。豫て内々相觸れける故なれば、甲、信兩國の源氏等五千餘騎にて馳來る。東國の兵共悉く來付きて、その日の暮方には、二十萬七千餘騎にぞ成りにける。同九日鎌倉より金澤武藏守貞將に五萬餘騎を差し副へて、下河邊へ下され、櫻田治部大輔貞國に六萬餘騎を副へて、入間河へ向けらる。同十一日より軍初り鎌倉勢度々打負けて、利を失ふ。相摸入道驚きて、四郎左近入道惠性を大將として、十萬餘騎を下さる。義貞分倍の軍に打負け給ひしが、同十六日には鎌倉勢分倍河原にして打崩されて引返す。東國の勢新田に馳付く事六十萬七千餘騎とぞ記しける。是より、三手に分けて鎌倉に押寄せて、藤澤、片瀬、腰越以下五十餘ヶ所に火を掛け、三方より攻入りけり。鎌倉にも三手に分けて防がせらる。同十八日巳刻より合戰始り、互に命を限に攻戰ふ。萬人死して一人殘り、百陣破れて一陣になるとも、何終べき軍とも覺えず。

野伏――主將なく山野にさすらふ武士

て、雲煙と燒上る。苦集滅道の邊にして左近將監時益は、野伏の流矢に頸の骨を射られて死けれぱ、力なくその日漸う篠原の宿に著き、是より千餘騎の軍兵次第に落ちて、七百騎にも足らず。龍駕已に番馬の峠を越る所に、數千の敵峠に待掛けたり。後陣も續かねば、麓の辻堂に下居て、進退此所に谷りつゝ、越後守仲時自害せらる。是を初として、佐々木隱岐前司淸高父子、高橋九郎左衛門、隅田源七左衛門を宗として、一族郎從都合四百三十二人、同時に腹をぞ切りにける。主上、上皇は忙然としておはしましけるを、五宮の爲に囚はれて、都へ皈り上らせ給ふ。楠正成が籠りし千劍破の城の寄手、六波羅沒落すと聞きて南都を差して落行きけるが、野伏共に討たれて、大將計ぞ辛じて遁れける。

○義貞亦官軍に應ず

○新田義貞義兵を擧ぐ　付　鎌倉滅亡

新田太郎義貞は去ぬる三月十一日、先帝後醍醐の綸旨を賜はり、千劍破より虛病して本國へ皈り、竊に一族を集めて、謀叛の計略を回らさる。相摸入道、舍弟四郎、左近大夫泰家入道に、十萬餘騎を差副へて、京都へ上せらる。軍勢兵粮の爲とて、近國の莊園に

に人目に立ちて見えけるが、官軍の中より、佐用左衞門三郞範家とて强弓の精兵、歩立に成りて畔を傳ひ、藪を潛り、狙寄りて一矢射ければ、高家の甲の眞甲の端眉間の眞中に中りて、腦碎け骨烈け、項へ矢鋒白く射出しける間、馬より落ちて死に給ふ。官軍は鬨を作りて攻掛る。名越殿の七千餘騎、大將を討せて、狐河より鳥羽の邊迄皆伐干れて臥しにけり。足利殿は桂河の西の端に下居て軍をも初ず、大手の大將討たれたりと聞えしかば、さらばとて、山崎を外に見て、丹波路を西へ、篠村を差して赴き給へば、軍兵馳付きて二萬三千餘騎になる。同五月七日官軍既に攻べしとて、三方に篝を焚きて取囘す。東山道一方計ぞ開けたる。足利殿篠村を出でて、右近馬場に至り給へば、軍兵五萬餘騎に及べり。六波羅には六萬餘騎を三手に分けて差向けらる。赤松入道圓心は、三千餘騎にて東寺に押寄せけるに、內野も東寺も軍に打負けて、皆六波羅に逃籠る。四方の官軍五萬餘騎、六波羅を圍みつ、態と東一方をば開けたり。城中色めき立ちて、夜に紛れて落失せければ、僅に千騎にも足らざりけり。主上、上皇、國母、女院皆歩跣にて城を落出で給ふ。六波羅の南の方、左近將監時益行幸の御前仕り、北の方越後守仲時も、夫妻の別を悲しみながら、城を出でて、十四五町にして、顧みれば、敵早六波羅の館に火を懸け

○高氏竊に官軍に歸す

思寄らず、一日に兩度の催促をぞ致されたる。足利殿異義に及ばず、一族、郎從、御臺若君までも殘らず上洛すと聞えしかば、長崎入道圓喜怪み思ひて、相摸入道に心を入れつゝ起請文を書きて、別心なき旨不審を散ぜらるべしと申遣す。高氏愈鬱胸しながら、舍第民部大輔直義に意見を問はれければ、直義思案して「御臺は赤橋殿の御娘なり、公達は御孫なれば、自然の事もあらんには見捨て給ふべからず。又その爲に郎從を殘置かれ、隱し奉るに難かるべからず。先相摸入道の不審を散じて御上洛有りて、大義をも思召立ち給へかし」とあり。高氏實もとて、子息千壽王殿と御臺とを赤橋相州に預け、起請文を相摸入道に參らせらる。相摸入道不審を散じ高氏を招請し、御先祖累代の白旗あり、錦の袋に入りながら參らせらる。足利殿兄弟、吉良、上杉、仁木、細川、今川以下の一族三十二人、高家の一類四十三人、その勢三千餘騎、元弘三年三月二十七日に鎌倉を立ちて、名越尾張守高家に三日さきだちて、四月十六日に京著し、次の日船上へ潛に使を參らせ、綸旨をぞ賜りける。名越尾張守は、大手の大將として、七千六百餘騎鳥羽の作道より向はる。足利治部大輔高氏は搦手の大將として五千餘騎西郊より向はれけり。八幡、山崎の官軍是を聞きて、三手に分けて待掛けたり。尾張守高家、その出立花

捨鞭—駈去る時馬の尻を打つ鞭

憂に丁て—喪中にて

を初て、三千餘騎打渡す。六波羅勢氣を呑まれて、引立ちしかば、赤松が勢追掛り、大宮、猪熊、七條邊に火を掛けたり。主上持明院殿は、六波羅へ臨幸なる。兩六波羅は七條河原に打出でて、敵を相待ち、隅田、高橋に三千餘騎を副へて、八條口へ向けらる。河野、陶山は二千餘騎にて蓮花王院へ遣す。赤松前後の敵に揉合うて、備亂れて打負け僅の勢に成りて山崎へ引返す。同十五日六波羅勢五千餘騎にて山崎に差向ふ。赤松三千餘騎を二手に分けて、善峯、岩倉に出向うて、散々に射る。向明神の邊にて、赤松が軍勢百騎、二百騎前後より蒐出でしに、京勢捨鞭を打ちて引返す。同四月三日赤松又京都に押寄せしかども、一族郎從八百餘騎討たれて、又山崎へ引返す。

○足利高氏上洛 付 六波羅沒落

鎌倉には先帝宮方軍兵馳付けて京都を攻むべき由聞きて、相摸入道評定有りて、名越尾張守を大將として、外樣の大名二十人を催さる。その中に、足利治部大輔高氏は父の憂に丁てしかも我が身病に罹り、起居快らず、上洛の催促度々に及びしかば、心中に憤を含み、先帝の御味方に參り、六波羅を攻亡さんとぞ思立たれける。相摸入道この事は

たり。その後、鹽冶、富士名、一千餘騎、淺山二郎八百餘騎、金持の一黨三百餘騎、大山の衆徒七百餘騎、其外、出雲、伯耆、因幡、石見、安藝、美作以下四國、九州の軍兵殘なく馳付けけり。六波羅には是を聞きて、さらば先赤松を退治せよとて、佐々木判官時信、常陸前司時知に五千餘騎を差副へて、摩耶の城へ向けらる。求塚、八幡林より押寄せけるが、城兵五百餘人打て出でたるに追崩され、僅に千騎計に討ちなされて、京都にぞ引返しける。六波羅より又一萬餘騎にて討手を向けらる。赤松城を出でて、久々知酒部に出向ふ所に、尼ヶ崎より舟を上りける阿波の小笠原が三千餘騎と、赤松僅に五十騎にて戰ひて父子六騎に打なされ、小屋野の宿に控へたる味方三千餘騎が中に馳入り、虎口の死をぞ遁れける。六波羅勢は瀨河の宿に陣を取る。赤松三千餘騎が中より子息筑前守貞範以下、只七騎にて南の山より散々に射る。寄手多く射落されて色めく所を、赤松が軍兵七百餘騎掛出でて戰ふに、寄手崩れて大半討たれ、僅に京都に引返す。赤松追ひ縋うて攻上る。三月十二日淀、赤井、山崎邊三十餘ヶ所に火を懸けたり。兩六波羅驚きて、隅田、高橋に左京の武士二萬餘騎を相副へ、西朱雀に向けらる。兩陣、桂川を隔てて、矢軍に時を移す。赤松が子息帥律師則祐以下只五騎にて桂川を渡しければ、父圓心

○先帝船上皇居軍 付 赤松京都に寄す

○帝長年に倚る

正慶二年閏二月隱岐判官淸高、近國の地頭御家人等を催し、宮門を警固し、先帝後醍醐を嚴く守護し奉る。同下旬佐々木富士名判官義綱竊に心を寄せ奉り、「楠正成、伊東大和二郎、赤松圓心、土居、得能、皆御味方に參り候。聖運の啓けん事近きにあり。君願くは配所を忍び出で給ひて、千波湊より御舟に召され、出雲、伯耆の方へ赴き給ひ、然るべき武士を御賴あるべし。義綱も軈て御味方に參り候はん」と申す。是より富士名竊に鹽冶判官高貞、名和又太郎長年を語ひ、朝山六郎が禁門の當番の夜、是に心を合せて忠顯卿に申入れ奉りければ、君卽ち忍びて配所を出給ひ、千波湊より御舟に召して、伯耆國名和湊に著きたまふ。六條少將忠顯一人名和又太郎長年が館に行て、賴思召す由を宣へば、一族二十餘人一同に御請け申して、御迎に參り、船上山へ入れ奉り、兵粮五千餘石を用意して、その勢百五十騎にて船上の皇居を守護し參せけり。隱岐判宮淸高、佐々木彈正左衛門尉、三千餘騎にて押寄せ、一戰に利を失ひ、佐々木は射殺され、淸高は小舟に乘りて風に任せて、越前の敦賀に吹寄せられ、六波羅沒落の時に江州番馬の辻堂にて自害し

○赤松、土居、得能官軍に應ず

楯籠りしかば、東國勢八十萬騎、陸奥右馬助を大將として、赤坂、吉野の寄手是に加り、百萬餘騎に成りて攻寄る。城中は僅に千人にも足らずして、防戰ふこそ不敵なれ。寄手一日の中に五六千人討たれしかば、軍勢戰を止めて、陣々をぞ構へたり。度毎の軍に寄手のみ多く討たれ、手懲してぞ覺えける。この間に、兵粮に詰りて、皆本國に引いて皈る。初八十萬騎と聞えしかども、今は僅に十萬餘騎に成りたり。赤松二郎入道圓心、播磨國苔繩城より打ち出でて、その勢一千六百餘騎、山里、梨原に陣取る。三石の住人伊東大和次郎兄弟宮方に成りて、三石山に城を構へ、備前の守護加治源二郎左衛門を追落す。是より西國の道塞りて、西國の軍勢六波羅へ上る事を得ざりしかば、赤松又軍兵を進めて、高田兵庫助が城を攻干し、山陽道を差して攻上る。路次の軍勢馳付きて、七千餘騎にぞなりたる。赤松强大になりて、兵庫の北なる摩耶と云ふ山寺に城を拵へて楯籠る。六波羅聞きて、誰をか討手に向へんと評定する所に、又伊豫國の住人土居二郎、得能彌三郎、宮方に成りて長門の探題上野助時直を打平ぐ。四國の勢皆土居、得能に屬して、六千餘騎京都に攻上らんとぞ用意しける。

○正成金剛山に立籠る

住人吉河八郎が思案に依て、城中水の手を取切られたり。城の本人平野將監入道は、矢尾別當顯幸が甥なり。楠正成養子として、この城を預けしが、水に渇えて堪難く、軍兵二百八十二人共に降人に成て出でけるを、六波羅より計ひ、六條河原に引出し、一人も殘らず首を刎ねて梟けられけり。降者をば殺さずとこそ云ふなれ。吉野の金剛山に籠りたる兵共是を聞きて、愈心を堅くして一人も降人に出でんと思ふ者はなかりけり。正慶二年正月に、大塔宮の籠り給ふ吉野の城へは、二階堂出羽入道道蘊六萬餘騎を引分て押寄せ、同十八日より軍初り、夜晝七日が間息をもつがず相戰ふ。寄手八百餘人討たれたり。城兵も三百餘人は手負ひ討たれしかども、少も弱る色なし。かゝる所に搦手より吉野の執行岩菊丸、百五十人の足輕を歩立になし、後の山より愛染寶塔の上に忍上りて、鬨の聲を揚げ、在々所々に走廻りて火をさしければ、大手の五萬餘騎三方より攻上る。村上彦四郎義光、宮の御鎧、直垂を賜り、御諱を犯して自害す。その間に、宮は城を落ち給ひ、高野山に忍入り給ふ。大將二階堂道蘊は、宮を打泄し奉りて安からず思ひながら、楠正成が籠りたる千劍破城へぞ向ひける。去程に、楠正成は、赤坂の城を落ちて、一族等を引率し、紀伊と河内の境なる金剛山にぞ入りにける。この山に、城郭を構へ

○赤松圓心蜂起　付　金剛山の寄手沒落　竝　千劔破城軍

播磨國の住人、赤松次郎則村入道圓心が子息律師則祐は、大塔宮に付纏ひ奉りて、年來奉公の忠勤あり。しかも近年は武功の粉骨を盡しけり。宮は南都の般若寺より虎口を遁れて紀伊國に赴きつゝ、十津河を經て、吉野の大衆を語ひ、野長瀬六郎兄弟を賴み給ひ、愛染寶塔を城に構へて籠らせられ、赤松圓心が本へ令旨を下さる。律師則祐使節として父圓心が館に來る。入道圓心、嫡子範資早く御請申して、佐用莊苔縄山に城を構へければ、與力同心の軍兵馳集りて、一千餘騎にぞなりにける。畿內、西國の凶徒日を逐て蜂起せしかば、高時入道大に驚き、一族他門の大名、東八ヶ國の軍勢を催促して、差上せらる。宗徒の大名百三十二人、都合その勢三十萬七千五百餘騎、元弘二年九月二十日に鎌倉を立ちて、十月八日に京著す。その外西國、九州、北陸七ヶ國、諸國七道の軍勢我も〱と馳上り、翌年正月晦日に、諸國の軍勢八十萬騎を三手に分けて、吉野、赤坂、金剛山三の城へぞ向ひける。赤坂の城へは、阿曾彈正少弼その勢八萬餘騎、城の四方を取圍みて攻むれども、寄手のみ討たれて、城中にはものともせず。然る所に、播磨國の

とて地頭、御家人まで儀式を整へて弄ぶ。諸大名の手に、五疋三疋づつ預りて、賞翫輕からず、肉に飽き錦を著たる奇犬鎌倉中に充滿して、四五千疋に及べり。月に十二度の犬合には、一族、大名、御内、外樣の人々、堂上堂下に座を列ねて見物す。兩陣の犬共一二百疋を放し合せ、入違へ追合せて、上になり下になりて、噉合ける有樣、其聲天地に渉つて洋々たり。戰に雌雄を決し、郊原に尸を爭ふに似たり。皆是鬪諍死亡の前相なりと、心ある人は眉を顰め、汗を握る。是等の費に財寶を散し、正稅官物に募りて、民を貪り、百姓を虐りける程に、諸國の郡縣、人悴け、家衰ふ。されば庖に肥えたる肉あり、廐に肥えたる馬あり、民に飢たる色あり、野に餓莩あり。これ獸を率ゐて人を食しむるに異ならずと、孟子の云ひしは實にさる事ぞかし。高時入道は奢侈に耽りて政道に暗く、管領長崎高資は逆威を振うて主君を輕め、奢の甚しき事云ふ計なし。高時入道竊に謀つて、高資が一族兵衛尉高賴に仰せて、高資を殺さんとす。その事顯れて、高賴却て奥州へ流され、高資愈逆威强し。政理邪に重欲を行ひ、人望に背く事重疊せしかば、上恨み下憤りて、世の中かく亂れ立ちたるこそ淺ましけれ。

ず、愛し仕ふる者とては、美女の媒、大酒の者、無道の利口、無益の内奏、傾城、双六、猿樂、田樂、追從輕薄を以て世を諂ふ輩、是を善者と心得て朝夕に出頭せさせ、美酒、佳肴を前に列ね、終日終夜醉に和して、諸國の訴をば打捨て聞く事なし。訴人憂苦めども知らず。鎌倉中に集置く所の美女三十七人、何も所領二三ヶ所を付けられ、この賂の費幾千萬とも限なし。新座本座の田樂六十餘流、二千餘人、是を在鎌倉の大名其分限に應じて二三人づつ預けられ、美女、遊興の爲に高時一獻を勸め、田樂一曲を奏すれば、見物の中より綾錦の小袖、大口、直垂、水干等の裝束を抛出して、是を積む事山の如し。八珍の備九獻の肴數を盡して調味を飾る。高時入道是に心を蕩されて、夜晝の境を忘れ、その隙には唐の日本の奇物を愛し、座に列ねて翫とす。或時、庭前に犬の噛合けるを見て、高時面白き事に思ひ、是を好む事骨髓に徹る。媚を求むる佞人共奇犬を求めて進せしに、世に奇犬を飼立てて、犬一疋を錢二三十貫より百貫に及びて買取り、魚鳥を飼うて食とし、錦繡を著せて衣とす。金銀を鏤め、珠玉を飾りて、高時に奉れば、思掛けざる恩祿に預る。人科あるも宥めらる。道行人も公犬の通るに逢ひぬれば、馬より下りて笠を脫ぎ、道の傍に跪く。天下の諸國この風に效ひ、鎌倉樣の犬合

○正成赤阪城を捨つ

せざるべきや。是身を全くして敵を討つの謀なり」とて雨風の吹洒ぐ夜を待ち得て、城兵四五人づつ閑に寄手の役所の前を忍びて越出でたり。正成も長崎が役所の後を通り、虎口に死を遁れて、金剛山の奥へぞ落集りける。その跡に城に火を掛けたり。寄手これを見て、城は落ちたるぞやとて、勝鬨を作りて驅込みつゝ、同士討して死するも多かりけり。燒靜りて後に見れば、正成自害して燒けたる躰に作置きたり。寄手の軍兵等是を見て、楠正成は自害したりと思ひて、萬歳を唱へながら、憐む者も多かりけり。

○楠正成天王寺出張 付 高時入道奢侈

同五月に楠正成又天王寺邊に出張す。六波羅より隅田、高橋に五千餘騎を指副へて向けらる。正成二千餘騎を以て追落す。隅田、高橋白晝に京都に逃上る。又宇都宮治部大輔公綱七百餘騎にて向ひければ、楠聞きて、態と天王寺を引退きたり。宇都宮是を面目として、同七月二十七日京都に上洛せしかば、楠又入替りしに、近國遠境の軍勢馳付けて、今は大軍にぞなりにける。天下既に亂逆に及び、國家漸く傾敗に至れども、相摸守高時入道宗鑒は行跡更に改むる色なく、愈〻恣に成りて、極信正道の輩を隔てて近付

の城を攻取りて、湯淺權正を追落し、楠が家人を入置きたり。去ぬる比、先帝笠置の城に籠り給ひし時、兩六波羅の軍勢七萬五千餘騎にて攻めけれども、城强くして物の數ともせず。鎌倉へ告げて勢を請ひけり。相摸入道大に驚き、一門、他家宗徒の大名六十三人を催し、二十萬七千六百餘騎を差上す所に、陶山、小見山が夜討して、笠置は落城せし事を鎌倉勢路次にて聞きたり。遙々と東國より上りたる大勢、殘多く思ひて、楠正成が楯籠りし赤坂の城へ向ひけり。彼城は方一二町には過ぐべからず。其間に櫓二三十搔双べたり。東國勢侮りて、四方より同時に押詰めければ、案に相違して、寄手の討たるゝ事數知らず。寄手厭みて術を替へて攻めかくれば、城中工を替へて防ぎけり。東國勢三千萬騎、僅に城兵四五百人に防がれて、今は爲べき樣なく、陣々に櫓を搔き、逆茂木を引きて、軍を止て遠攻にぞしたりける。暫時の構兵粮少し、二十日餘に城中只四五日の食あり。正成諸卒に向ひて云ひけるは、「度々敵に勝つといへども、大勢なれば討たれても物の數ともせず。城中食盡きて援兵なし。天下の草創一端にして止むべきや。謀を好みて敵を惱すは、勇士の爲る所なり。暫く此城を開退きて、東國勢を歸し、又打出でて襲し、軍勢上らば又深山に引籠り、四五度も東國勢を惱したらんには必ず退屈

○光巖院卽位

塔宮は十津川の邊に落隱れ給ふ。一宮尊良親王以下の皇子、藤房、季房等の近臣は、皆悉く捕れ給ひ、敵の手に渡され、諸大名に一人づつ預置きたり。同九月に光巖院を天子の位に卽け奉る。この君御諱をば量仁親王とぞ申しける。後伏見院第一の皇子、御母は西園寺左大臣公衡公の御娘廣義門院とぞ申しける。先帝後醍醐御卽位の後、關東より計ひて、東宮に立て參らせけり。今御位に卽き給ひしが、御在位二年にして正慶二年六月に後醍醐帝二度都に入り給ひ、複位ありける時に、又御位を下居させ給ひけり。一榮一枯誠に定なき浮世の有樣貴賤皆斯の如し。

○先帝配流　付　赤坂城軍

○後醍醐帝隱岐遷幸

正慶元年三月、常盤駿河守範貞、六波羅の職を辭して鎌倉に皈る。北條越後守仲時、同左近將監時益、兩六波羅に補せられて上洛す。仲時は北の方、時益は南の方にあり。同月高時入道の使者長井高冬上洛し、兩六波羅と相談して、先帝後醍醐をば隱岐國へながし奉り、一宮尊良親王は、土佐國に配流す。大塔宮は遁出でて、此彼に隱れ給ひ、尊雲門主を還俗して、名を護良と改め、吉野の奥に籠り給ふ。同四月に楠正成、又赤坂

○帝、正成を召す

○笠置陷る

西塔の釋迦堂を皇居と定む。主上山門を御賴有りて臨幸なりたる由披露せしかば、山上坂本は云ふに及ばず、大津、松本、戸津、比叡辻、和爾、堅田の者共まで、我も〳〵と馳參じけり。六波羅大に驚き、四十八ヶ所の篝に畿内五ヶ國の勢を差添へて、都合五千餘騎にて山門に押寄せ散々に攻けれども、山門の御勢六千餘騎になりて、防戰ふ。寄手多く討れて、仕出したる事もなし。この間に、師賢既に露れて、主上にはあらずと知れければ、軍兵共皆散々に成りて落失せたり。師賢も忍落ちて笠置の皇居へぞ參られける。大塔宮も山門を落ちて、南都に赴き給ふ。主上竊に楠多門兵衛正成を笠置へ召されて、武將の祕策を委せて御賴ありければ、正成赤坂の城を構へて、旗を擧げたり。關東勢押寄せて、攻めけるに、俄の事にて兵粮乏かりければ、叶はずして、正成竊に城を退きたり。兩六波羅の軍勢七萬五千人、笠置に取掛けて攻めたりしに、大塔宮、師賢以下皆この城に集り居給ふ。陶山藤三義高、小見山次郎某、夜討して後の嶺より攻入りければ、城中亂れて八方に落失せたり。主上は城を迷ひ出給ひ、山城國多賀郡まで落させ給ひけるを、深須入道、松非藏人御輿を奉り、南都の内山へ入れ奉る。其より宇治の平等院に成し參らせ、關東の兩大將主上を守護して、白晝に六波羅へぞ成し奉りける。大

りたり。忠圓、文觀、圓觀の三僧は、關東へ倶せられて、主上御謀叛の事具に白状せられければ、後に遠流に所せられけり。君の御隱謀今は疑ふ所なしとて、同七月俊基朝臣重ねて鎌倉へ召下され、粧坂にして斬れ給ふ。日野中納言資朝卿は、佐渡の配所にして本間山城入道に仰せて斬せられしかば、資朝の子阿新殿、本間を殺して父の仇を報ぜられけり。資朝、俊基兩人は、殊に隱謀密策の張本なる故とぞ聞えし。

○主上笠置御籠城 付 師賢登山 竝 楠旗を擧ぐ

元弘元年八月關東の使兩人三千餘騎にて上洛し、近國の武士我も〳〵と六波羅に集る。是主上を遠島に移し、大塔宮を斬罪に行ひ奉らん爲なりと聞えたり。宮より仰遣されければ、同二十二日の夜主上は女車に召して、陽明門より出で給ひ、三條河原より御輿にて笠置の石室に臨幸なる。花山院大納言師賢、萬里小路中納言藤房、同舍弟季房、三四人御供あり。源中納言具行、按察大納言公敏、六條少將忠顯は三條河原にて追付き奉りけり。大納言師賢卿は主上の御衣を賜り、車に乘りて登山して、大衆の心を伺はんと計られたり。四條大納言隆資、二條中將爲明、中院左中將貞平供奉の躰にて從へり

は、主上第六の皇子、御母は大納言公廉卿の娘にて、梨本の門跡に御入室あり。承鎭親王の御門弟となり、圓頓止觀の窓の前に、實相眞如の月を弄し、荆溪玉泉の流を汲んで本有常住の德を澄しめ給ひし所に、主上思召立つ事有りてより、行學修道の勤を捨てて勁捷武勇の稽古の外他事なし。大塔宮護良親王とはこの御事を申すなり。主上は男女に付きて、皇子九人、皇女十九人までおはしける。その中にも、大塔宮は殊に武勇智謀に長じ給ひ、主上の御爲柱礎爪牙の猛將にて渡らせ給ひける所に、運命空く閉ぢて、後に關東に引下され、直義が爲に弑せられ給ひけるこそ口惜けれ。同五月二階堂下野判官、長井遠江守二人關東より上洛す。法勝寺圓觀上人、小野文觀僧正、南都の知敎、敎圓、淨土寺の忠圓僧正を六波羅へ召捕りたり。是は去ぬる比、主上中宮御產の御祈に事寄せて鎌倉調伏の法を行はれしと聞えければ、猶主上御謀叛の子細を尋ねられん爲なり。又二條中將爲明は主上の近臣なりとて、六波羅へ召捕りて、拷問水火の責に及ばんとせし所に、

思ひきや我が敷島の道ならで浮世のことを問るべしとは

常盤駿河守範貞この歌を見て、關東の兩使と共に感淚を流し、卽ち許されて過なき人にな

の御事は朝議に任せ奉る上は、武家綺ひ申すべきにあらず」と勅答申して、告文を返し、宣房上洛あり。俊基は免れて皈京あり。資朝卿は佐渡國へ流されたり。

○相摸守高時出家 付 後醍醐帝南北行幸

○守時、維時執權と成る

嘉暦元年三月に高時既に剃髮し、法名をば宗鑒とぞ號しける。舍弟左近大夫泰家を鎌倉の執權として、金澤修理大夫貞顯と連署せさせんとしける所に、長崎新左衛門尉高資同心せず、押へて泰家を出家せしむ。泰家大に憤妬みて、貞顯を殺さんと計る。貞顯思ひけるは、枝葉の職に居て、身を苦め、心を悩し、人の嘲を蒙らんは、偏に世の亂根となり、家門の爲然るべからず。これとても俄に入道して、相摸守守時と北條左近太郎維貞と兩人を以て執權とす。泰家は鎌倉亡びて後に還俗し、西園寺の家に忍びてありけるが、刑部卿時興と名を替へて、謀叛しける人なり。維貞は翌年十月に病死せられたりければ自遺恨も止みて、別事なく成りにけり。

○帝の準備

元德二年二月に主上思召立ちて、南都に行幸まし〳〵けり。同月の末に及びて還御あり、又北嶺に行幸あり。是更に佛法信心の爲にあらず、東夷征伐の評議を以て衆徒の心を傾けられん謀とぞ聞えし。當時山門の貫主

○正中の變
元德―正中の誤

波羅へ返忠して、主上御謀叛の事を告げたりければ、六波羅大に驚き、元德元年九月十九日に小串三郎左衞門尉範行、山本九郎時綱を大將として、軍兵三千餘騎を遣し、多治見が宿所錦小路高倉、土岐が宿所三條堀河へ押寄せ、賴貞、國長を討取りて、關東に飛脚を立ててぞ告げたりける。高時聞きて評定樣々なり。「先その密計の張本を召して問はるべし」とて、同二年五月に關東の使長崎四郎左衞門尉泰光、南條次郎左衞門尉宗直二人上洛して、權中納言資朝卿、藏人右少辨俊基を召捕て、鎌倉に歸りけり。この兩人は、主上御謀叛の御事を勸め奉りし張本なりと聞えたり。既に關東に下著せしかども、朝廷の近臣なり、才覺優長の人たりしかば、世の譏、君の御憤を憚りて、拷問の沙汰にも及ばず、侍所に預置きたり。同七月七日、主上已に吉田中納言冬房卿を召して、

○帝、鎌倉に御告文を下す

一紙の御告文を草せしめ、萬里小路大納言宣房卿を勅使として、關東に差下し、武家の憤を宥め給ふ一策にぞ擬せられける。高時卽ち秋田城介を以て御告文を請取り、二階堂出羽入道道蘊が申す旨に依て、齋藤太郎左衞門尉後行に讀しむるに、睿心僞らざる處天の照覽に任すと遊されたる所を讀みける時に、利行俄に目眩き、衄垂りければ、讀果てずして退出し、七日の中に血を吐きて死にけり。高時天慮を憚りけるにや、「御治世

○鎌倉征伐の叡慮

○帝、まづ資朝、俊基に計る

して恐れず、勅命諸事蔑如して守らず。往初後鳥羽上皇御心輕々しく、遠き慮おはしまさず、天下の權を武門に奪はれ、王道漸々衰敗して、今に至りて本に復らず。是に依て、君大に憤を含み給ひ、遠くは承久の宸襟を休し、近くは朝議の陵廢を歎き思召し、何如にもして東夷高時が不義を討て、天下安泰の風に皈せばやと思召立ちけるこそ忝き。相摸守高時が行跡、奉行頭人の政斷偏に天道の明德に弛れ、佛神の冥眦に罹て、人望に背きしかば、諸民是を疎果てて、世の亂れん事をのみ願ひける所に、渡に舟を得たるが如く、諸卿、近侍の輩、君この御志のましきす事を悦び、一度天下を覆し高時を亡し、政道を王家に皈さんと、内々主上を勸め奉りければ、主上も睿智を回らし給ひ、深慮智化の老臣にも猶憚り思召して、先日野中納言資朝卿、藏人右少辨俊基、四條中納言隆資、尹大納言師賢、平宰相成輔計に潛に仰合され、然るべき兵を召れけるに、錦織判官代、足助次郎重成、南都北嶺の衆徒等少々勅命に應じけり。夫衆愚の愕々は一賢の唯々に如かずと云へり。何ぞ智慮謀略の輩に勅して異見をも問ひ給はざる。世を愼み給ふ御事はさもあるべし、この大事に臨みて、器量を選び給はざる、是未だ時の至らざる所なり。爰に土岐左近藏人頼員は六波羅の奉行人齋藤太郎左衛門尉利行が婿なりしが、六

大身—高祿の者

○正成、高時の爲に戰ふ

に多しといへども、大身なるは愼みて色にも出さず、小身なるは力足ずして月日を送る所に、あはれ何事もあれかし、世新に國改りて、緩なる時を待得んと思ふ族爰彼處より集り、與力同心に叛逆を企てしかば、四五百人にも及びけり。高時即ち河内國住人楠多門兵衞正成に仰せて對治せしむるに、不日に伐平げたり。これのみならず、紀伊國安田莊司といふ者逆心あり。楠正成推寄て攻干しければ、安田が領知を正成に與ふ。大和國越智四郎謀叛す、六波羅より軍兵を遣して、攻むれども叶はず。楠正成に仰せて打亡さる。皆是關東の政理正しからず、上の勢盛にして、侈を以て下を苦め、德礴ぎ、威輕く、武命を恐るゝ事を忘れ、只私の遺恨を思ふ。是未だ時を待つて、變を伺ふ事を知らず、機分の逸るに任せて、功を立てずして、滅亡せし、智略の至らざるこそ淺ましけれ。

○後醍醐帝御謀叛

後醍醐天皇は近代の明君當時の賢王にて、仁慈德澤の普き事一天四海その恩惠を蒙り、禮讓道義の正しき事、四民六合かの餘陰に託す。然るに近年鎌倉の有樣、政道邪に行はれて理非の決斷明ならず、奢侈甚盛にして、庶民の愁歎を知らず。睿慮萬端違背

何程の事かあるべきとて、取合はず、是ぞ天地の命を革むべき危機の始なる。北條家の元祖義時の世より、數代相續して、四海八方鎌倉の下知を守りて、忠義をこそ存じけれ、背く者は無りしに、長崎高資が政道邪なる故に、武威忽に輕くなりける驗なりと、古老深慮の諸將諸士は、歎き思ふも多かりけり。

○後宇多院崩ず

○渡邊右衞門尉並越智四郎叛逆

同四月に後宇多院より大納言定房卿を勅使として、關東へ仰せ遣されけるは「世の中の事共小大となく當帝に任せ奉り、その身は早く世を遁ればや」とありしかば、高時「子細にや及び候べき。兎も角も睿慮に任せ給ふべし」と勅答致しけり。是に依て嵯峨野大覺寺に引籠り、閑居行道の素懷を遂げ給ひしが、正中元年六月二十六日聖算五十八にて崩御し給ふ。蓮花峰寺に葬送し奉りけるとかや。この比攝津國の住人渡邊右衞門尉と云ふ者野心を起し、鎌倉を背き、六波羅の政道に隨はず、近隣を犯して、狼藉を致す。日比治れる世の中とは云ひながら、上下困窮して、難義に及び、鎌倉には奢侈を專として、人の歎を知らず、點役賦歛を滋く行うて、奉行頭人、邪欲に陷りければ、怨を含む者世

し、中不和になりければ、雙方是を鎌倉に訴へ、長崎新左衞門尉に賄を入れて、下知を待つ所に、高資過分の財寶を雙方より取りければ、是に依て、理非の決斷更に日を重ね月を越えたり。かの兩人中々退屈して、訴論を捨てて津輕に歸り、一味與黨の溢者を招集め、兩家相別れて軍に及び、關八州の騷動となる。高時聞きて、使を遣し雙方を宥らるゝに、其令命をも用ひず、終に五郎三郎は討たれたり。郎從、家人等は散々になる。又太郎助清年來の本望は遂げたりけれども、鎌倉の仰を背きける上は、行末然るべからず。又如何樣にも子細あるべしと聞えければ、又太郎思ひけるやう、鎌倉より討手を下され、手籠になりて死なんよりは、運に任せて、世の中を騷し、重欲不道の長崎高資に、年比の恨を散じて死なばやと思ひければ、一味同心の輩を語ふに、鎌倉に恨ある者我も我もと馳集り、七八百人になりしかば、我が館に要害を構へ、近鄕の土民百姓等が貯へ置きたる米穀を奪捕て、館に運入れければ、兵粮は卓散なり、要害は嚴かりけり。鎌倉より討手を下して攻めらるれども、寄手の軍勢のみ多く亡びて、仕出したる事もなく、退屈してぞ覺えける。城中の強きを見て、山林嘯聚の惡黨共、四方より來りて寄手の陣に夜討を致し、打立て、追拂ひける程に、鎌倉へ使を遣し、加勢を請ひけれども、高資は

○長崎高資逆威を振ひ鎌倉の政道愈衰ふ

天下の政道惣じて睿慮に任せ奉らず。萬事皆關東より計ひければ、君深く逆鱗ましく〳〵高時が所行を憤思召す。東夷權勢を逞くして王道陵廢に及ぶ事、時節を待ちて變を伺ふ。君德是天理に契はば、神明何ぞ捨て給はん。内に政理を修め、外に恩澤を布し給ふには如じと諫言を奉る老臣もあり。あはれ思召立つ事もあれかし、天下誰人か帝命に隨はざらんと思ひ奉る者もあり。京都鎌倉何となく、政道萬端且吾する事少からず。

○安藤又太郎叛逆

元亨元年十二月相州高時が計として、常盤駿河守範貞を京都に上洛せしめ、六波羅に居ゑて守らしめ、北條英時を鎭西の探題とす。高時が管領長崎入道圓喜既に老耄の氣あるに依て、子息新左衛門尉高資に管領を讓りて隱居しけり。高資大に奢を極め、國家の政道を雅意に任せ、萬民の愁憂を思計らず、重欲無道なるを以て、諸將、諸侍恨を含み憤を懷き、その逆威を振ふ事を目覺しく思はぬ人はなし。爰に前代義時の世に、奥州津輕に居置かれし安藤八郎が末葉に、五郎三郎某と同名又太郎助淸と云ふは、從父昆弟にて、門族を相續し、鎌倉の命を守りける所に、領地に付きて境目を論じ、互に怒を起

より以來、相州代々尊崇して、他に替りて思はれける故に、この家より女御を立てらる事既に五代、皆是關東より計ひ申しける所なり。其比安野中將藤原公廉の娘廉子と聞えしは、三位殿の局とて、中宮の御方に候はれけるを、君一度御覽ぜられしより、思召籠められ、御寵愛斜ならず。しかも此女房は、容色の優なるのみにあらず、善巧辨佞總て叡慮に先立ちて、才智宮中を蔽ふ。君愈愛惑はせ給ひ、雪月花の遊宴、琴酒歌の會席にも、御傍を立去り給はず。輦を共にし、床を同じくして、果て准后の宣を下されしかば、光彩始て門戶に輝き、權勢今宮墻に開け、偏に皇后元妃の如くなり。御前の評定、雜訴の御沙汰までも、准后の御口入とだに申せば、上卿、奉行も皆恐れて非を理になして事を行ふ。心ある輩は、是ぞ亂根の萠す所と、未然に禍をぞ量りける。始後嵯峨院の御遺詔として、後深草、龜山兩院の間より、替る〴〵御位に卽き給ふ。是も關東の計なり。當帝後醍醐は、後宇多院御寵愛の皇子なれば、この君の御流こそ、天子の正統をば繼ぎ給ふべき御理運なりと、諸卿一同に思ひ奉り、卽ち關東へ勅使を立てられ、後醍醐の皇子、恒良親王を春宮に立参らせ、御位を讓らるべき由を仰遣されしかども、相摸守高時更に肯ひ奉らず、終に後二條院の皇子、邦良親王を太子に定め参らせたり。

○後醍醐帝卽位

餘り給ふ。是は後宇多院第二の皇子、尊治親王と申し奉る。御母は談天門院參議忠繼卿の御娘なり。皇子既に春宮に立ちて、御年三十一歲に成らせ給へば、後宇多法皇を初め奉り其方樣の人々は待兼ねさせらるべしとて、關東より計ひ申して、同二十九日尊治親王御位に卽き給ふ。先帝は花園院と號し、萩原院と稱す。時移り事改り、此君御位に卽き給ひ、

○帝の新政

内には仁慈の思深く、外には萬機の政を布し、近代の明君當世の賢王にておはしましければ、遠くは延喜天曆の跡を慕ひ、近くは後三條延久の例に任せ、記錄所へ出御有りて、直に訴陳を決し給ふ。德澤一天に覆ひ、恩惠四海に蒙り、絕えたるを繼ぎ、廢れたるを興し、惡を宥めて、善を賞し給ひしかば、儒佛の宏才皆共に望を達し、寺社の碩學各既に所を得たり。誠に是天に受けたる明君、地に奉ぜる聖主なりとて、上下其化に誇り、遠近其德を仰がざるはなかりけり。卽ち是を後醍醐天皇とぞ申し奉りける。

○三位殿局 付 東宮立

同年八月三日、後西園寺太政大臣實兼公の御娘中宮となり給ふ。西園寺家は、承久の役

籠りて、學文を勸めたり。金澤の學校とて、舊跡今も殘りけり。越後守顯時は、文武の學を嗜みて書典の癖とぞなりにける。その子貞顯本より學業の勤怠らず。作文、詩章には、當時に名を得し人なりければ、執權の職に居しても恥からずとぞ聞えける。

○後醍醐帝踐祚

正和五年七月に北條高時十四歳にして、初て將軍守邦親王の執權となりて、評定の座に出でらる。北條相摸守基時執權の職を辭す。後に入道して信忍と號し、普恩寺と稱す。翌年三月に改元有りて文保元年と號す。高時十五歳にして相摸守に任ず。然るに高時は其天性甚輕忽にして、智慮尤後れたり。頗る執權の器量に相應せずといへども、前代武州泰時より以來嫡子相續の掟あるを以て、秋田城介時顯、長崎入道圓喜是を守立てんとし、樣々計略を致し、諸人の心を執宥め、高時の行跡を敎へ參らせ、世を靜め、家を齊ふとはすれども、兩人の内管領私欲深く、奢侈を好み、權威を振ふ事邪多かりければ、人望に背く事少からず。恨を負ふ報を待つ者、近習、外樣にいくらもあり。同二年二月二十六日、京都には御讓位の御事あり。主上今年二十二歳、春宮は既に三十歳に

○高時執權と成る、暗愚

○文保元年

えて、恐しさ限なし。辛うじて瘧病は截りたりけれども、食事打絶えて起臥も叶はず。只朦々として漸々病勞羸瘦し、同二十六日に遂に卒去し給ひけり。極樂寺に葬送して、新に一堆青塚の主となし參らせ、法名をば道常とぞ號しける。近比京都鎌倉の有樣、何事に付きても心を延る樂はなく眉を顰め、息を伏し、冷笑にて月日を送り、打續きたる無常の憂に、世は末になり、運は傾きぬと、未然を計つて歎く人もありとかや。

○金澤家譜 付 文庫

同月二十八日、北條相摸守基時、同修理大夫貞顯、執權と成りて連署せらる。基時は是相摸守重時には曾孫たり。彈正少弼業時には孫にて、新別當時兼が嫡男なり。貞顯は又是義時の五男に五郎實泰と云ひし人なり。後に龜谷殿と稱して、溫良仁慈の聞あり。その子越後守實時は、金澤に居住す。後に稱名寺とぞ號しける。その子越後守顯時より、金澤を家號とし、稱名寺の內に文庫を立てて、和漢の群書を集められ、內外兩典、諸史、百家、醫、陰、神、歌世にある程の書典には殘る所なし。金澤の文庫といふ印を拵へ、儒書には黑印、佛書には朱印、卷毎に押されたり。讀書講學望みある輩は、貴賤道俗立

○基時、貞顯執權となる

負はぬやうにと思はれければ、小大となく遠慮深くおはしましけるに、終に行く道は誰とても遁れざる事なれば、是非なく白日の本を辭して、九泉に赴き給ふ。去ぬる弘安七年より、正安三年に至る、執權の當職十八年、剃髮の後十ヶ年、首尾二十八年、晝夜に心を勵し思を凝して世を取靜め給ひけり。嫡子太郎高時僅に九歳なり。北條陸奥守宗宣、同じく相摸守の凞時兩人執權連署致されしに、內管領長崎入道圓喜と高時の舅秋田城介時顯と貞時入道の遺言を受けて、高時を輔佐す。圓喜は平左衛門賴綱が甥にて、光綱と云ふ者の子なり。然るに正和元年六月に北條宗宣俄に死去せられしかば、諸事の政理悉く凞時一人是を勤めらる。長崎圓喜城介時顯漸々に威を振ひ、京、鎌倉の支配、大名、小名の式禮皆既に濫吹して賄に就り、私欲に陷り、侈を好みて肆なり。萬往始にもあらず覺えて、古を慕ひ、今を恨むる人も多かりけり。かゝる所に同四年七月上旬の比より、北條凞時瘧病の患に罹り給ひ、其發る時には、寒戰の甚しき事、屋室も共に震動し、壯熱する事は火に燒くが如し。時々譫言ありて、鬼物を見るに似たり。典藥頭盛國藥石の妙術を盡し、順逆二劑、攻補兼用ひて、百計すれども、効なし。陰陽師泰元符を書きて、禳祭の法を行ひ、諸寺、諸社の祈禱肝膽を碎きけるに靈鬼の形幻に見

正和―正元の誤

○貞時逝く

んも口惜かるべし、如何にもして、禳鎮めばやと思はれけるが、漸々に憔悴せられ、諸人奇み思ひけり。同九月十一日、師時只一人亭に坐して、庭を見ておはしける所に、宗方が怨靈形顯して、長刀を横へ、直に廣庇に走掛る。師時も太刀押取りて、立たれしが、胸の邊を刺れたりと覺えて打倒れ、血を吐事一斗計にして、其儘絶入し給ひけり。家内上下周章慌忙き、扶起しければ少し人心地付きて、只口惜さよとのみ云はれしが、其日の暮程に遂に事切れにけり。世には頓死と披露しけれども、實には怨靈の所爲とぞ聞えける。昔周の宣王その臣杜伯を殺しければ、亡魂形を顯し、宣王を射て中心を貫くと覺えし、王果て崩ぜらる。後奏の姚萇既に前秦の苻堅を伐ちければ、怨靈顯れて、白晝に姚萇を刺すに血を吐きて死すと云へり。師時如何なれば、かゝる怨の報を受けて、生年三十七歳にて卒去せらる。昔も今も例なき事ならずと恐思はぬ人はなし。

○北條相摸守貞時卒す　付　高時執權家督　並　北條凞時病死

同十月二十六日、北條相摸守貞時入道宗瑞病死し給ふ。年四十一歳、最勝園寺と號す。年來所勞の氣に依て、引籠られけれども、天下の政理を大事に思はれ、世の怨人の憤を

三男、駿河守政長の嫡子なり。今年十二月主上十四歳に成らせ給ふ。御元服の事あり。御加冠の役人は先太政大臣に補任せらるゝは舊例なり。是に依て、鷹司冬平公、豫て太政大臣に任じ、應長元年正月主上御元服あり。冬平公加冠たり。理髪は近衛左大臣宗平公勤めらる。

○北條師時頓死　付　怨靈

北條貞時入道宗瑞は、出家の身として政事を執行ふに及ばず。師時凞時既に執權の連署を勤めらる。威勢高く、門前に市をなし、出入る輩日夜に絶間なし。然るに師時如何なる故かありけん。鶴ヶ岡の別當僧正を初て、眞言師の僧に仰せて、各七日の護摩を修せしめ、門戸には符を書きて押させらる。何事と知る人なし。後に聞えしは、去ぬる七月の比より、北條宗方が亡靈來りて、師時に怨を報ずべき由喚はる聲、餘人の耳には聞えず。師時一人是を聞くに、定て狢狐の致す事かと思はれしに、後には形を現し、蜻蛉の如く、あるかなきかのやうに見えたりければ、師時是に依て祈禱を致し、鎭祭護摩を修せらるゝに、その効なし。他人に向ひて語らば、臆病神の俤に立ちたるものと笑は

鎌倉北條九代記　巻第十二

○後二條院崩ず
○延慶と改元
○花園院即位

○後二條院崩御 付 花園院御卽位

德治三年主上御惱に罹らせ給ひ、朝政の御事も叶はせ給はず。御位を東宮富仁親王に讓りて、同八月二十五日に崩じ給ふ。御年二十四歳なり。在位僅に六年、一朝にして鼎湖の雲を攀ぢ蒼梧の霞に隱れさせ給ひ、一天既に諒闇の有樣愁の色を見せ侍り。後二條院とぞ申しける。北白川に葬送し奉る。東宮は是伏見院第二の皇子、御母は山階左大臣實雄公の御娘顯親門院藤原厚子とぞ申しける。同年十月に改元あり。延慶と號す。同十一月二十六日御年十二歳寶祚を踐んで御位に卽きたまふ。花園院と申すはこの君の御事なり。九條關白師教公攝政たり。伏見上皇院中にして政道を知しめす。武家より計ひ申して、後宇多法皇第二の皇子尊治親王を春宮に立參らせらる。九條師教公攝政を辭退あり。鷹司左大臣冬平公攝政と成り給ふ。同三年十一月に北條越後守貞房六波羅にして卒す。越後守時敦その代として上洛す。貞房は武藏守朝直の孫なり。時敦は北條左京兆政村の

そ有難けれ。關東には如何なる子細にや、北條貞時入道の計として、將軍久明親王を都へ返し奉らんとて、同三年七月に鎌倉を出し參らせ、京都に歸しければ、力なく上洛あり。嘉暦三年十月に五十五歳にして薨ぜらる。摠じて天下の武將といへども、只その名計にて、大小の政事は皆北條の掌握に落ちて、漸く年紀も久しければ、武職を替へて新にせんとの事なるべし。其御跡は、前將軍久明親王の御子守邦親王、今年僅に七歳になり給ふを、征夷大將軍に仰ぎて、鎌倉の主と册き奉る。貞時は剃髪の身なれば、北條相摸守師時と、陸奥守宗宣を執權の代とし、連署の判形を致されけり。時世のみならず、人も亦改り、内外に付きて物侘しく愁勝なる世の中なり。

ぞ語られける。貞時委細に尋聞きて、申されけるは、「させる御科にもあらず。仰の趣忠節有りて私なし。天道の憐神明の守争か空しからん、只一時の變災と思召給へ、この聖も鎌倉方の者にて候。若故郷に皈り候はゞ、北條殿にも對面致し、御事の有樣を語り申さん」とて立出でられ、その後關東に皈りて、この事を奏聞ありしかば、仙洞にも大に驚かせ給ひ、舊領を返付けられ、久我の官職相違なく二度榮え給ひけり。

○後宇多上皇御出家　付　將軍久明親王歸洛

嘉元の年號既に改元有りて、德治とぞ號しける。同二年七月に國母遊義門院薨じ給ふ。御年三十八。後宇多上皇最愛の御事なれば、殊に悲歎の色深く、龍顏日夜御淚の乾く隙なし。世の中の事今は絕て何をか御心に露慰み給ふべき。必ず一度は別離るべき浮身の習、せめて後の世には同じ蓮の緣を結ばん爲、朝暮の讀經も只此君にと御回向まし〳〵けるぞ忝き。同月二十六日御落飾有りて、法名金剛性とぞ申しける。睿算未だ四十歲に盈ち給ふ。法皇の尊號蒙らせ給ひ、是より眞言祕密の窓に籠り、法流を汲で瑜伽三摩耶の口訣を傳へ、嵯峨の大覺寺を造營し、寬平法皇の跡を慕ひ、世を逃れて行なはせ給ふこ

給ふ―給はすの誤り

國の罪科人既に一千に及べり。是を皆刑せられんは、仁政にあらずとやいはん、末々の者をば、宥められて、然るべきか」とあり。貞時入道仰せけるは、「是更に世の人の態ながら、我が政道の怠より起る。この恥しさ限なし。千人を捨てて、萬民を助け、後世を懲す爲なれば、只今嚴く掠ふものなり。又行跡の宜き者には賞を與へ侍るなり」とて涙を流してぞ恥ぢられける。貞時入道回國の次、城南の離宮を經て山崎に掛り、西國へ通りたまひしに、小枝河の東に恠げなる茅屋あり。草深く鎖して、蓬の垣疎なり。貞時入道立寄りて水を求め給へば、流石に賤からぬ男の、破れたる單衣に剝げたる烏帽子著て、自立ちて水を汲みて參らせらる。貞時入道熟々と見給へば、此男面映げに打笑ひける。鐵漿黑く年は未だ三十計と覺えたり。「是は如何なる人の引籠りて住ませ給ふ御事ぞや」と問ひ給へば、此男「誠に此有樣にて行脚の聖に狎々しく語り侍らんは、恥かしけれども、慙愧懺悔の功德にも成れかし、我は久我内大臣通基と聞えし者の成る果にて候。或人の讒言に依て、仙洞の御氣色を蒙り領知を沒收せられ、官職を削られ、かゝる住居になりて候。讒言を蒙りたりと申さば、君に咎を掛け奉るになり候へば、そら恐しく侍る。只我世の運傾き、家の亡びん時至れりと存ずれば恨はなく、力及ばず候なり」と

○貞時入道諸國行脚 付 久我通基公還職

夫四海を靜め、天下を治むる事は、仁を本として義を進め、禮を專にして德を修め、威を逞くして道を正しくす。その行ふ所には、無欲を以て奢を愼む。萬民是に靡きて、かの道德を仰ぎ、士農工商その安に居て、上下和融し、遠近相隨ふ。然れども、氣質の稟けたる事又齊しからざるを以て、非法濫行の者その間に在りて、人の愁世の害となり、政道の邪魔となる事堯舜も猶病めり。是に依て、年來回國の者を出して、諸國郡邑の間に濫惡をなす輩を誡めらるといへども、その人若病に罹り死するに於ては、餘人を入替へて回らされけるに、後に出ける者共奸曲を構へ、利分を貪り、却て回國の者よりして、惡事起る故に依て、この事をも留められ、相州貞時出家の後、自身を窶して只一人鎌倉を忍び出て、諸國を回り、時賴入道の跡を追ひて、非道惡行の輩を、潛に伺ひ記して、四ヶ年を經て皈り給ふに、六十餘州の間に六百七十八人とぞ聞えける。皆鎌倉に召寄せ、罪の輕重に隨ひて、刑罰を行はる。回國の使三人は頭を刎ねられ、賄を入れて惡行を隱しける國人、百三十八人は罪に行ひ給ふ。二階堂道仙申されけるは、「今度諸

村既に討たれければ、郎從、家子、或は討たれ、或は落失せて、宗方が兵ども勝鬨を揚げて引返す。貞時入道大に怒て、北條陸奥守宗宣と宇都宮貞綱に四百餘騎を差副へて、宗方を討たせらる。宗方も豫て用意しける事なれば、軍兵を手分して門を差固めて防戰ふ。內より射出す所の矢に疵を蒙り。射伏らるゝ者五六十人に及べり。是にては叶ふまじ。只四方より攻入れとて、兩隣後の町より垣を崩し、壁を倒して攻入りしかば、兵共防兼ねて散々に落行く所を、打伏せ切倒し、館に火をさしければ、宗方は奥に走入り腹掻切りて死にたりけり。一門の中何れか疎からん、無用の妬に軍を起し數多の人を損しけるのみならず、身を亡し、家を失ふ淺ましさよと、彈指をしてぞ惡みける。一味同類を探出し、皆悉く殺され、軈て宗宣を師時に副へて執權の加判せしむ。同九月十五日に

○後深草院龜山院の崩御

龜山法皇崩じ給ふ。去年七月十六日には後深草院崩御あり、今年又打續きてこの法皇隱れさせ給ふ。御年五十七歲とぞ聞えし。御葬送の時には、後宇多院も供奉し給ふ。公卿殿上人數多出給ひけり。此法皇は、御在位の初十三歲より御子出來て、御讓位の後までも、年々に男女の御子數々おはしましけるとかや。

が如くなりしを、忽に引替て、鼎に足あり、柱に礎あり。雍熙高く耀きて、門楣弘く開け、異類皆臣屬となり、朽根悉く芬芳を吐く、誠に移代るは世の中の風情なり。

○貞時出家　付　北條宗方誅伐

○師時執權となる

同八月二十三日相摸守貞時出家して、法名を宗瑞と號し、最勝園寺入道と稱す。執權をば師時にぞ讓られける。是は時頼入道の孫として、父は武藏守宗政と號す。又時村は政村の嫡子なり。新相摸守に任じて、師時に差副へて加判連署せしめらる。京都には當今

○乾元嘉元の改元

後二條院御位に即き給ひ、正安四年を乾元元年と改め、翌年又改元有りて嘉元と號す。同三年の春北條駿河守宗方と、相摸守師時と權を爭うて、中不和なり。宗方は修理大夫宗頼が次男なり。共に是最明寺時頼入道には孫なり。殊更師時は貞時の婿なり。又相摸守凞時は姫にて侍りければ、時村と師時とは至りて親く睦びけり。宗方深く妬む心あり、先時村を討て後に、師時、凞時を討たばやと思ひ、同四月十一日宗方が與力同心の軍兵を集め、久明將軍の仰なりと詐りて、時村を夜討にして攻殺す。時村今年六十四歲、思も寄らぬ事にてはあり、家子、郎從起合せ暫く防戰ふといへども、叶はずして、時

○後二條院即位

天下云々—文韶に「天下は一人の天下にあらず、乃、天下の天下なり」とあるに依る

門外雀羅を張る—訪問者の少き事

といへり。遂に元國にも皈らず、文保元年十月に、

横二行一世一。佛祖呑氣。箭己離レ弦。虚空落レ地。

といふ偈を書して、奄然として遷化あり。年七十一歳なり。

○後伏見院御讓位

正安三年正月に、鎌倉よりの使節として隱岐前司時淸、山城前司行貞上洛して、主上の御位を下し奉り、東宮へ讓り奉り給ふ。主上今年未だ十四歳、御在位僅に三年にして、何の御事もおはしまさゞりけるを、押下し奉ること天道神明の照覽も如何恐しとぞ心ある人は申合れける。太上天皇の尊號蒙らせ給ひけり。王道久しく癈れて、政事に付きては萬叡慮に任せられず、天下は是天子の天下にもあらず、又天下の天下にもあらず。關東より計ひ奉り、武家の天下となりける事よと申す人も多かりけり。邦治親王御位に卽き給ふ。寶算十七歳、二條太政大臣兼基公關白たり。龜山法皇、後宇多上皇既に院中にして御政務を聞召す。伏見後伏見の御在位の時には參仕ふる人も希なりけるに、今は又貴賤共に集參りて賑ひぬる有様、天下は市道に似て、交態是頼難し。門外往昔雀羅を張る

相看—面會

三摩地—正の一境に安住すること

を受けて、日本間諜の爲とぞ聞えし。抑一山は宋の臺州の人なり。姓は胡氏、幼稚の古は郡の鴻福寺の融無等禪師の席下に投じ、律を應眞寺に習學し。臺宗を延慶寺に傳授せり。然れども義學を嫌ひ、禪搨を扣きて、疑慮を天童寺の堂頭敬簡翁に質し。遂に一法の人に與ふるなしと云ふに依て、豁然として契當す。元朝既に靜謐に革命するに及びて、祖印寺に住して、弘法する事十年なり。其よりして、補陀落山に移りて、禪坐せり。元の國王この日本を伺ひて、討取んと思ふ心を捨てずして、奇謀を回らし、一山を本朝に遣し侍りけり。正安元年に船を筑紫の太宰府に入れたりけるを相州貞時是を聞き給ひ、蒙古の王既に日本を伺ふ術なりと知りて、一山を捕へて伊豆國に流すといへども、この僧の道法學德の譽あるを以て、貞時元より禪法を好み給ふ故に、召返して鎌倉に請じ、建長寺に居らしめ、日每に相看して法要を問はれけり。後宇多天皇も、深く佛心の宗流を重し、京都に招きて、南禪精舍に住せしめ、大道の要語を顧問し給ふ。往昔補陀落寺にありし時、大衆に垂示せらんける。

白花岩前數揚古佛家風。從聞思修入三摩地。盡底掲翻。便見頭々不昧。一十二面鼻直眼横。三十二身東倒西擂與麽會得。皇恩佛恩一時報畢。

留し給へ」とて、萬の造作は貞時賄として、強く吟味ありければ、評定衆の態に依て、下として上を掠め、法令を破りて、罪科の山伏を本山にも知らしめず、私に誅戮す。是偏に天下亂根の初なりとて、回國の使三人を召上せて、問るゝに、確に罪科の證據なし。是に依て、諸國に遣しける使者の惡事忽に露顯して、死罪、流刑に行はるゝ輩、百人に餘り、評定衆九人を遠島に處し、新評定衆十人を撰居ゑられしかば、羽黑山伏等大に悦び、本山にぞ歸りける。その後よりは、諸國靜に治り、人皆その善政をぞ感じける。

○寧一山來朝

同六年十月十日、東宮胤仁御位に卽き給ふ。御年十一歳なり。主上は御讓位の後に院號蒙らせ給ひて。伏見院と稱し奉る。この時に當て後深草、龜山、後宇多、伏見何れも皆存へおはしまして、仙院の御所四家まで相竝び給ひけり。同八月に後宇多院第一の皇子、邦治親王を東宮に立て給ふ。御母は久我太政大臣源具守公の御娘、西華門院基子とぞ申しける。一條左大臣兼基公攝政たり。同七年に改元ありて、正安とぞ號しける。この年元朝より一寧といふ僧を遣して、日本に來らしむ。又は一山と號す。元の國王の密詔

の法師十八人「是は出羽國羽黒山の山伏共なり。訟へ申すべき旨あり」とて、一通の訴狀を擎げたり。貞時是を見て大に驚き、立出でて對面あり。子細に尋聞き給へば先達と思しき山伏、進出でて申けるやう、「去ぬる二月に上總國より、一人の羽黒山伏を搦取りて、鎌倉に參らせけるを、由井濱にて首を刎ねられて候。凡羽黒の山伏諸國に修行して大道を求むる輩、如何程も是あり。その中に、若は惡事非法あれば、搦捕りて本山に遣し、罪科を糺明して刑に行ふ作法にて候。然るに今度上總より直に鎌倉に送り、殺罪せられて、更に本山へは知らさせ給はず。抑天下四海を治め給ふ政を掌りながら、先規を背き、私に罪科に處せらる。その罪何事ぞや。罪科を正さずして殺し給はば、政道に私ありと申すべし、罪科極らば先本山に知らさせ給ふべし、何ぞ佛法量の式を亂り給ふや、諸國に無道の者多く、奉行頭人賄に耽り、非を是になし、惡を藏し善を覆ふ。この體ならば、世人恨を致し、天道忿をなし、國家果て穩なるべからず」とぞ訴へける。相州貞時熟と聞き給ひ、「この事我更に知らず。上下の遠き事誠に客僧達に恥しく候。諸國の無道賄賂の私欲猶是貞時が耳に告ぐる人なし。大に恐入りて候。細に尋極めん程は鎌倉に逗

或は家財を壞賣り、或は妻子を沽却す。國虚し民疲れたる由、相摸守貞時聞き給ひ、「我不肖にして政理に暗く、萬事行足ぬ故にこそ、かゝる惡事の出來侍るなれ。天道神明の見そなはし給ふ御背の恥かしさよ」と大に歎思はれ、即ち諸國へ使者を遣して、國郡村里の支配、守護、地頭の行跡、民間の愁苦、田畠の有樣、竊に尋問はしむ。前代時宗の執權たりし時には、正直學道の智士を撰び、兩人づつ出して囘國せさせられしかば、諸國の御家人、守護、地頭までも、世を憚り、身を愼み、威あれども侈らず、强けれどもよわきを凌がず。重欲非法は絶て犯す人もなかりしに、數年の後彼の囘國の者奸曲を構へ、遠國にして親しきに逢ひぬれば、我今かやうの役に依て隱れて諸國を囘るぞや。穴賢、この事人に語るなと云ふに、漸う漏れて知渡し、奉行、政所賄を入れて非道を隱さしむれば、賄賂に依て深く隱して、非あれども顯さず。或は囘國者の傳馬を取りて通り、路次の歎きとなるもあり、或は賣僧の法師原是に似せて、犯科非法の者の手より、無益の財を畏し取りて、德分を付く者もあり。靑砥左衛門尉死してより、わづかに七年に及びて、この奸曲の起りける。一人直ければ威政高く、諸奸を防ぐ理、此所にして知られた

に一味の輩を求め、若今義兵を擧る程ならば、近國遠域の源氏等何ぞ起らざらん、然らば運に乘じて謀を致さんに、平氏北條を打亡し、世を治むるに難きことかと、大事を輕く思ひけるは、誠に蟷螂の斧を揚けて、隆車の隧に當るが如く、蚍蜉脚を振て大木の本を搖るに似たり。與黨の者共を鎌倉所々に隱置き、時の至るを伺ひ、相圖を定め、將軍の御館執權の屋形に火を差し、その騷動の弊に乘り、軍を起さんと支度して、風荒き夜をぞ待居たる。運の盡る所、返忠の者出來て、孫太郎忽に搦捕られたりければ、一味同心の者共は散々に逃失せて、一人も鎌倉中に足を止めず。斯て吉見は強く糺問せらるれども、中々同類一人をも差申さず。さらばとて由井濱に引出し、頭を刎ねてぞ梟られける。

○囘國の使私欲非法　付　羽黑山伏の訴

近比諸國邊邑の間に惡黨の者多くして、山林嘯聚の強盜となり、嶺頭野徑に横行し寺社、幽屋に推入りて、財物を掠め、米穀を奪ひける程に、庶民は白浪の揚るを恐れ、旅客は綠林の陰を厭ひ、驛路の往來も容易からず。しかのみならず、守護地頭なんど云はるゝ者

蟷螂云々―文選「降車の隧を禦がむと欲す」―と莊子の「車轍に當るがごとし」とを混じて書けり、

蚍蜉云々―前と同じく自ら量ざるに云ふ、韓愈の詩

白浪綠林―いづれも盜賊

り。嫡子宗綱この叛逆の事を主君貞時に告げたるは、忠節に似たれども、正しき父を訴へて誅せさせ、我が世にあらんと謀りけるは、目前に不孝の罪ありて遁るべからずとて、佐渡國へ流されしが、程なく召返され、二度管領となりけるを、また罪有りて、上總國に流刑せらる。頼綱入道大に侈て、非道の企天罰を蒙り、身を失ひ、家を亡しければ、世の人惡まぬはなかりけり。

○北條兼時卒去　付　吉見孫太郎叛逆

同三年六月北條越後守兼時鎭西より鎌倉に皈り、病氣に罹りて身心快らず。同九月に愈重く惱出でて、鍼石灸治の品を變へ、薬劑療養の術を盡しけれども、定れる業果は耆扁といへども力及ばず、遂に卒去せられけり。今年未だ三十五歳、誠に人の世の盛、花一時に散りける事よと親疎皆惜まぬはなし。同十一月七日龜谷より、吉見孫太郎源義世と云ふ者を生捕りて、相州貞時に參らする。是はその前三河守範頼の末葉とて、關東を徉佪ひしが、死生不知の溢者共を語ひ、叛逆を企て、如何にもして天下を二度源氏の世となし、家運を四海に開かばやと思立ちて、内々祕計を回らし、畿内、西國までも竊

重寄—信任

籍をや削り—資格を剝奪し

闕所—沒收の刑

泰盛父子を訴へける折節は、萬に付きて深く愼み憚りけるを、權威殊更に耀き出でて、世の崇敬する所、人の畏れ隨ふ事將軍家の重寄にも過ぎたるが如くなりければ、次男飯沼判官その威父に劣らず勢盛なり。時の人、飯沼殿と號して、門外を通る人下馬せぬはなかりけり。判官既に安房守に任じ、大に侈を極め、主君貞時を侮りて、蔑にするのみならず、賴綱入道に如何なる天魔の入替りけん、又は奢を惡みて天道神明既に家運の籍をや削り給ひけん、あらぬ心の付きて、將軍の家を傾け、執權の門を滅し、安房守を將軍に任じ、威光を四海に輝かさばやと謀りけるを、嫡子宗綱大に恐れ驚きて「是は然るべくもなき思召立にて候。今この世の中に斯樣の御企候とも誰か一人も味方になりて、力を助る事の候べき。只徒に家門を失ひ、滅亡するより外の事あるべからず。平に思留り給へ」と諫めければ、賴綱入道大に怒て、安房守に心を合せ、先宗綱を打つべき支度に見えければ、宗綱竊に相摸守貞時に告知せたり。貞時驚き給ひ、一族を集めて內議一決し、俄に軍兵を催し殿中に隱置き、賴綱父子を召されしかば、何心もなく參りけるを、軈て生捕り誅戮せられ、その家をば闕所となし、妻子は皆追放致されけり。その有樣偏に泰盛が滅亡せしに違はざりければ、あはれ因果歷然の報かなと、いはぬ人はなかりけ

波羅の南の方を辭して鎌倉に下向せられしを、筑紫へ遣して、鎭西の探題とし、西國の成敗を掌り、異賊襲來の押とす。兼時が代として北條前陸奥守重時の曾孫武藏守久時を、六波羅の北の方として上せらる。又一族の内一人を長門の探題とし、中國の事を司らしむ。同四月五日鎌倉大地震あり。日比空曇りて月日の光りなく、墨色の如くなる雲覆ひ、垂かゝるやうに見えて、殊更恠きは榎島の地形時々振ひて、沖の鳴る事夥し。如何様只事にてはあるべからず、又兵亂の先兆か、饑饉疫癘の端相かと、皆人不思議に思ひける所に、午刻計俄に大地震震動して、海は湧き揚りて陸を浸し、山は崩れて谷を埋み、寺門、宮社を初て、殿中御館、民の家々顚倒して崩るゝ音、天は鳴り霹き、地は淘り動き、啼喚ぶ人の聲、物の色目も見えわかず。壁倒れ、棟落ちて、或は微塵に打碎かれ、或は眞平に押付けられ、男女を云はず、凡死する者一萬人に及べり。親は子を先立て、妻は夫に後れて、歎悲む聲洋々として、聞くに哀を催しける。未だ淘靜るべからずとて、貴賤上下終夜用心しけれども、續て振ふ事もなければ、死骸を野邊に送り寺に遣し、葬禮を營む所もあり、崩れたる家々引起し、作直す所もあり。鎌倉中の有様流石に亂後の如くなり。この比相州貞時の管領平左衛門尉賴綱入道果圓は先年秋田城介

○中院本院御落飾　付　西園寺實兼太政大臣に任ず

同九月中院龜山院御落飾まします。御年四十一歲、法號をば金剛覺と稱し奉る。禪法の御歸依淺からず。今の南禪寺は此院の皇居にてぞ侍りける。同四年二月に本院後深草院御飾を落し給ふ。御年四十八歲、法諱をば素實と號し奉る。同十二月西園寺前內大臣實兼公を太政大臣に任ぜらる。鷹司右大臣兼忠公を左に轉じ、二條內府兼基公を右府に轉じ、德大寺大納言公孝卿を內府に任ぜらる、往始後堀河院貞應元年に西園寺公經を太政大臣に任ぜしより以來、實氏、公相、實兼に至るまで、四代相續ぎて太政大臣に任ぜらる。攝家の人々は、清華の威に押れて顏色なきが如くなり。皆是關東の計として斯は爲らるゝ事なれば、力及ばぬ御事かなと、憤を含む人もあり。四代相國とはこの西園寺の御事なり。

○筑紫探題の始　付　鎌倉大地震　竝　賴綱入道果圓叛逆

永仁元年三月、北條相摸守貞時が計として、北條越後守兼時去ぬる正應六年正月に六

卿の家に相傳する所、世に隱なき刀なりと申すに依て、六波羅より子細落居の程僉議に及び、同四月に實盛卿竝に子息侍從公久を召捕りぬ。爲賴と同意して、内々叛逆の企ありと風聞せし故なり。遂に鎌倉に下し遣し、謀叛の子細同意の輩を糺問せらる。是等の事も王道の磷ぎて、武門に侈のある故なりと貴賤唇を翻し、上下眉をぞ顰めける。糺明募りて、この事の源は中院龜山の叡慮より起りける由沙汰あり。西園寺内府實兼の息、中宮大夫公衡是を聞きて、本院後深草院へ奏し申しけるは、「皇統改り政理偏に武家の計として、當今御位に卽き給ふを、中院龜山院、新院後宇多院是を怨み給ひて、竊に爲賴に仰せ付らるゝ所なるべし。中院をば六波羅へ移し參らせ、重て評定の上にて遠流に處し申さん」とありけれども、本院後深草院更に御許容なし。西園寺家既に武家に贔屓ありけるを以て、嚴しく糺明を遂げられん事を勸めて、此は奏し參らせらる。中院、新院聞召され、大に騷ぎ給ひ、誓詞を鎌倉に遣され、樣々に陳謝し給へば、武家殊なる沙汰にも及ばずして事漸く靜りぬ。

馳來り、四方より取廻し生捕にせんと仕ければ、爲頼叶はじと思ひけるにや、「口惜くも主上を取逃しける事」と罵りながら、夜殿の御茵の上にて、鎧脫置きて自害したり。嫡子頼資は、紫宸殿の御帳の内に蒐入りて、跡より來る宿直の武士三人に手負せ、その間に腹卷を脫ぎて自害したり。次男頼堅は、大障子の下に伏して矢を放ちて防ぎければ、昏さは暗し物間は定ならず、敵は何人何處にありとも知難し、間每を蒐囘り、鼠を追ふが如くしければ、頼堅が伏したる所を求出したり。武士等大勢詰寄せて、生捕んとしければ、矢種は射盡し、今は叶はじとや思ひけん、立ちながら腹搔切りて死にけり。父子三人が尸骸は六波羅へ遣して實檢す。是はそも何者なれば、禁中に蒐入りて詮なき命をば失ひけるぞとて、武士に仰せて見せらるゝに、知る人なし。爲頼が放ちける矢注に太政大臣源爲頼と書きたりけるを見出して、其とは知りにけり。かの爲頼は大力の強弓武勇の精兵なりけるが、國郡に横行し、村邑に徘徊して、人の妻子を犯し財産を掠め、非道濫惡の所行更に云ふ計なし。惡逆の張本なりければ、鎌倉よりその所領を沒收して國中に觸れて追放せらる。爲頼父子身の置き所のなき故に狂亂となり、かゝる淺ましき事を仕出しけるにやと、憐がる人も多かりけり。爲頼が自害せし刀は、三條宰相中將實盛

娘を御息所とせられしかば、その方の人々も、何しか怨の雲も散じて、悦の眉をぞ開きける。

○淺原八郎禁中にして狼藉

同三年三月四日紫宸殿の師子狛犬、何の事もなきに、中より裂けて兩方に別れたり。是は如何樣只事にあらず、天下國家の重き御愼なるべしとて、陰陽寮に仰せて御祈禱あり。京中聞傳へて、古も斯る例あり、非常の災に禁裡を汚し、弓箭の難に人品を損ずる事あるべしと、世には私語き申しけり。同九日の夜、甲斐源氏の末葉淺原八郎爲頼と云ふ者、その子兄弟二人を召連れ、甲冑を帶し、馬に乘りながら、禁門に馳入りて、長橋の局よりして殿上に參り、女房共に向ひて、「主上の御座は何處ぞ」と問ひけるに、典侍以下の官女大に肝を消し、「主上は此所許にはおはしまさず。杳に北なる御殿にこそ渡らせ給へ」とて彼方此方する間に、主上は女房の姿にて忍出でさせ給ひ、中宮、東宮も潛に他所へ遁れ給ふ。爲頼父子中宮の御方へ押入りつゝ、主上の御座を尋求む。宿直の侍共太刀よ長刀よとて、犇き出でつゝ、殿中にして相戰ふ。その間に近邊の篝の武士五十餘騎

○久明親王將軍となる

○久明親王征夷將軍に任ず

同九月北條貞時一族參會して、「關東爪牙の將軍には、誰をか册き奉りて、武家の柱礎こ崇め奉るべき」とて、評議數般なる所に、貞時申されけるは「攝家の中には然るべき器量の人おはしますとも聞及ばず。後深草院第二の御子は、是主上の御連枝として、久明親王と申す。御母は三條内大臣藤原公親公の御娘、從二位房子と號し、御匣殿と稱す。この親王を迎へて、鎌倉に居ゑ奉り、主君の禮を致さん」とありしかば、一族諸親皆一同して、賴綱入道が次男飯沼判官に名ある武士七人を相副へて、上洛せしめらる。後深草院も然るべき事と思召して、卽ち勅許あり。同十月三日親王御元服あり、征夷大將軍に任じ、一品に叙し、式部卿を兼ね給ふ。御年十六歲。仙洞より六波羅へ移り給ひ、關東に赴き給ふ。惟康親王の通り給ひし足柄越は、先蹤宜しからずとて、別の路を御下向あり、貞時大に喜び、前將軍惟康の住み給ひける館を壞ちて、新しく御所を造り、册入れ參らせ、幕府の權威此所に新なり。大名、諸侍殊に拜趨の禮を盡し、番役の勤を致されしかば、鎌倉二度平安の風に皈し、關東悉く政治の德を仰ぎ奉る。前將軍惟康親王の御

此騷動に依て、盜人共の此彼に横行して資財を奪取り、女童を打倒し、衣裳を剝り、小路々々巷の間には、赤裸になりて啼叫び、幼き子は親を見失ひ、老いたる者は道に伏轉び、噪き中に物の哀を留めたり。軍兵東西に馳違ひ、相摸守の家に集り、又辻々に立別れ、嚴く諸人の往來を止め、將軍家俄に御上洛あるべしとて、周章慌忙き、網代の御輿を差寄せ、親王惟康既に召されしを、餘に急ぐとて御輿を後樣に舁きて鎌倉をぞ出でにける。流罪の人をこそ輿には後樣に乘せて舁くと云ふに、今の惟康親王を逆に御輿を奉りて、上洛し給ふ御有樣、惟康親王を京へ流すと云ふものかとて、鎌倉の諸人笑合ひけり。去ぬる八月十五日、鶴ヶ岡の放生會までは、さしも行粧を刷ひ、大名小名、駿馬、歩行花を飾り、銛を磨き、行列威儀を正しくして、威光は日の耀を欺き、權勢は帝徳をも増らじとこそ見奉りしに、俄に引替て淺ましげなる御上洛を、さこそ思召さるらめと推量り參らせ、淚を流さぬ人はなし。去ぬる文永三年より今正應二年まで、御在職二十四年、果て御入洛の後、軈て御餝下し給ひ、西山嵯峨野の邊に幽棲を占めて、蓬戸を閉ぢて明し暮させ給ひけり。遙に年歲重なりて、正中二年十月に薨じ給ふ。御齡は六十二歲とぞ聞えける。

す。昔に引替へて、何事に付きても天下の政道は露程も綺ひ給はず、打潛みたる御有樣にて、其方樣の人々は自影もなきやうにぞ見えける。正應元年六月、西園寺大納言藤原實兼卿の御娘入內あり。是等の事までも皆關東より計申して、萬御心にも任せ奉らず。榮枯地を換るとは見えながら、誠には賴難き世の中なりと、高きも賤しきも思はぬ人はなかりけり。

〇胤仁親王東宮に立つ　付　將軍惟康歸京

北條修理亮兼時、六波羅の南の方より北の方に移り、左近將監盛房を上洛せしめ、南の方に居ゑられけり。同二年四月に主上第一の皇子胤仁を東宮太子と定らる。是は准三后藤原經子とて、入道參議經氏卿の娘の腹に出來給ひし皇子なりけるを、西園寺內大臣實兼公既に經子を我が娘とし、太子を孫と册き、外祖の威を振ひけり。是も關東より西園寺家を重くせらるゝ故なるべし。同九月鎌倉中物噪しく、近國の御家人等我も〳〵と馳集りければ、土民、百姓共、何事とは知らず、「すはや大事の出來て合戰に及ぶぞや。軍起らば、日外落居すべきとも更に辨難し」とて、雜具を取運び、貴賤走出でて逃吟ふ。

同十年六月に、將軍惟康を中納言に任ぜられ、右大將を兼給ふ。同月十七日、北條彈正少弼業時は、職を辭して入道せらる。左近將監宣時は、時房には孫にて武藏守朝直の三男なりけるを、文才優美の人なりければ、業時の替として、貞時擧し申され、執權の加判せらる。北條泰村は京都六波羅の職を止めて、鎌倉に下向あり。同十月將軍惟康に親王の宣下有りて、二品に叙せらる。同月二十一日京都には主上御讓位の御事あり。主上今年僅二十一歲に成らせ給ふ。龜山の新院も、只今の御讓位は餘に早速の御事なれば、未だ遲からず、御殘多く思召し、主上も本意ならずと聞えさせ給へども、後深草の本院強に待兼ねさせ給ふべし、只疾御位を讓らせ給はんは、然るべき太平比和の御基たるべき旨、關東より奏し申せば、御心の儘ならず、俄に御讓位有りて、東宮凞仁御位に卽せ給ふ。軈て院號奉りて、後宇多天皇とぞ申しける。改元有りて正應と號す。御卽位の主上は、是後深草院第二の皇子、御母は玄輝門院と稱す。山階左大臣藤原實雄公の御娘とぞ聞えし。東宮二十三歲にて御位に卽き給へば、二條左大臣師忠公關白たり。この時に當りて、後深草、龜山、後宇多天皇にて、太上天皇三人までおはします。後深草院 政を知召す。是を一院とも又は本院とも申し奉る。龜山院は中院と稱し、後宇多を新院と號

堯舜も―孟子の語

と打聞きて、實にもと思はれ、「その義ならば如何にも思案あるべき事ぞ」とて、同十一月八日潛に人數を揃へて殿中に隱置かれたり。泰盛父子は露計も思寄らざる事なれば、出仕の威儀を刷うて、參られし所をひし〳〵と搦捕りて誅せらる。その館へはまた人數を遣し、家中悉く追捕し、一味同類を聞出し、召捕りて誅戮せられけり。俄の事にてはあり、女童老いたる者共周章慌忙き、啼叫びて逃げ出でたりければ、傍近き、地下、町人ばら、「こはそも何事ぞ」とて、上を下に騷立て、資財雜具を持運びける程に、遠近共に肝を消し魂を失うて、騷動しけれども、事故なく靜りたり。是より左衛門尉頼綱一人愈威を振ひ勢高くなりけるが、大名の下には久しく居るべからずと云ふことを思ひけるにや、同十二月二十七日に剃髮して、法名果圓とぞ號しける。北條修理亮兼時は、相摸守時賴の六男、宗賴の嫡子にて、今年京都に上洛して、六波羅の南の方にぞ成られける。世の中今は京都、鎌倉物靜なるやうにて、諸國の有樣は政道行足らざる事あり。堯舜も猶病めりとは是等をや申すべき。

○伏見院御卽位

て中不和に快らず、權を爭ひて、勢に乘らんとす。泰盛が嫡子左衞門尉宗景は、父に勝りて大に驕り、世を世とも思はぬ躰にて、山野、海上、鵜鷹逍遙に法令を破り、式目に背き、我儘を振舞ふこと諸人の目にも餘りけり。今見よ世の中の大事はこの家よりぞ起らんずらめと、危き中にも惡まぬ人はなし。家運の傾く習、非道の行重疊して、あらぬ心も付く物にや、奢の餘に我が曾祖景盛は賴朝卿の緣ありとて、先祖より相續しける藤原の姓を改めて、源氏になり、家中の作法偏に執權の如し。馬物具の用意既に分際に過ぎて多く拵へ、腕立力量ある溢者共數百人を招集め、軍事兵法の稽古を致す事日比に替りて聞えけり。左衞門尉賴綱は、泰盛父子が缺目を伺ひ、少の子細もあれかしと內々工みける事なれば、此有樣を見聞くより、究竟の事こそあれと思ひ、潛に相摸守に訴へけるやうは、「泰盛父子逆心を企候事粧色にあらはれ候。その故は、先祖數代相續せし藤原の姓を改めて、源氏になり候。是は偏に鎌倉を傾け、將軍に成て世を持たんとの結構なるべし。弓矢、馬、物具の用意夥しく、力量逞しく腕立を好む溢者共數百人を集め、非常の行跡是只事にあらず。諸人の取沙汰世上の聞、皆以て雷同致し候、國家の大事起り立ち候はぬ中に、憚りながら御思案も候へかし」とぞ申しける。貞時熟々

子の御在位を見給はず、或は皇子の帝に後れて長き命を悔ゆるもあり。この大宮の女院は、帝三代の國母にて、主上後宇多、東宮伏見院を御孫に持ち、我が御母の准后は、猶存生にて、一家の富榮なる事申すも愚なり。准后從一位貞子今年九十の賀行はる。誠に以て例少き果報なりとて、同八年二月上旬主上北山へ行幸あり。新院、本院、東宮も行啓にて、舞樂、歌の會、その下々まで酒宴、遊興程々に付けて賜あり。

○城介泰盛誅戮

同四月に、北條貞時を相摸守に任ぜらる。父時宗の世に替らず、執權相勤め、道を正しく禮を專とし、仁慈を以て惠を施し、政理を行ふに私欲を省き給ひければ、諸方の貴賤その德に歸し、靡かぬ草木もなく、世は淳厚の風に隨ひ、人は正直の心を勵す所に、秋田城介泰盛は、外祖の威を假て、恣に勢に誇り、榮耀に飽盈ちて奢を極め、諸侍に向ひては、目銛を立て、百姓を責虐して、貪を逞く欲を深くして、世の憤人の怨、誠に亂根の萠なりと、心ある輩は彈指をしてぞ疎みける。相摸守貞時の御内に、管領平左衛門尉頼綱と云ふものあり。泰盛が行跡を目醒しく思ひければ、その事とはなくし

目銛を立て―苛察なるをいふ

人生七十｜「酒債尋常行在人生七十古來稀」杜甫の句

鎌倉に超過せり。殊更この比は日本の諸國佛心宗を尊びて公家武家共に頭を傾くる由、元朝に傳聞て、王積翁と云ふ者を使者として、如智と云へる禪僧を此日本にぞ渡しける。王積翁は海路の間同船の者に刺殺されしかば、日本の風俗を伺ひ見るべきやうもなく、如智もその名を知る人なし。海中にや入りぬらん、元國にや皈りけん。その終は聞及ばず。愈本朝この宗普く弘りて盛なれども、異國襲來の備をば堅く守り、強く誡めて、西海の湊々は更に用心怠る時なし。

○准后貞子九十の賀

夫人間世の有樣古今に亙て、上壽は百年、中壽は八十、下壽は六十歲、猶是までも存難く夭傷する者數知らず。人生七十古來稀なりとこそ云ふに、此比世にめでたき御事とて、京田舍申し傳へ、いみじき事に持はやすは鷲尾大納言隆衡卿の娘貞子は、故西園寺相國實氏公の北の政所なり。御子數多設けらる。中にも御娘は本院、新院の御母后、大宮女院とて院號蒙らせ給へば、御母も外祖母にて北山の准后從一位の宣を蒙り、當今、東宮の御爲には曾祖母なり。本朝古來御后の珍圖き例ありといへども、或は壽短うして皇

は、仁明天皇の御母なり。贈太政大臣正一位橘清友公の御娘とぞ聞えし。橘皇太后と申し奉り、深く佛法に歸依し、道德の僧を請じて法門を聞召す。眞言密法を空海和尙に聞き給ふ。その便に問ひ給はく「佛法更に又是に過ぎたるものありや」と空海答へて宣く「大唐國に佛心宗とて候ふなる、是則ち南天菩提達磨の傳來せし所盛に彼地に行はれ候。然れども空海是を究るに暇なくて歸朝致し候」と申し給へば、橘皇太后「さては又如來の大法未だ唐國に留りて傳らず。是大に悕ふ所なり」とて惠萼法師に勅して、文德天皇の御宇齊衡年中に入唐せしめらる。唐の宣宗皇帝大中の年なり。惠萼即ち登萊の界より鴈門、五臺を經て、杭州の靈池寺にいたり、齊安禪師に謁して、宗門の直旨を極め、禪師の弟子義空を伴ひて歸朝せらる。京師の東寺に居住せし間に、皇太后既に檀林寺を創めて居らしめ、時々道を問ひ給ふといへども、根機未だ熟せざりけるにや、世に知る人も希なりけり。寶治の比蜀の僧隆蘭溪本朝に遊化せらる。最明寺時賴厚く禮敬を致し、巨福山建長寺を立てて開山とす。相摸守時賴は、祖元を開山として瑞鹿山圓覺寺を創めて、宗門を弘通せしむ。京都には建仁寺の榮西禪師より起りて、主上、上皇この法に御歸依あり。攝家、清華の輩皆宗門の弟子となり、四海是に依て禪法の繁昌する事頗る

し、關東を亡して、我が世を治めて執權となり、眉目嘉名を天下後代に殘さばやとぞ思ひ立たれける。內々その用意ある由聞えければ、關東より飛脚を以て「俄に密談すべき子細あり」と申上せられしかば、時國思も寄らず、夜を日に繼ぎて、鎌倉に下向せられしを、是非なく捕へて常陸國に流遣はす。一味與黨の輩、憤を挾み、常州に集り、時國を奪取りて大將とし、北陸の軍勢を催し、城郭に楯籠り、討死すべき企ありと聞えしかば、潛に配所に人を遣し、時國をば刺殺しければ、その事終に靜りけり。

○惠蕚入唐 付 本朝禪法の興起

蒙古大元の世祖忽必烈は、今度大軍を鏖にせられ、憤尤も深く如何にもして日本を討隨へ、この怒を休せんと、寢食を忘れて祕計を廻すといへども、智謀雄武の日本國を容易く討て、急迫には滅し難からん。只その弊を伺ひ、時節を計るに如なしとて、日本の樣を聞居たり。この比龜山の新院鎌倉の北條、京、鎌倉の間佛心宗を崇敬し、禪法を歸仰し給ふ事都て諸宗に超過せり。抑本朝に禪法の弘通する事、遠くは聖德太子直に達磨の心印を傳へ給ふといへども、その名のみ論書に見えて世に知る人もなし。淳和天皇の御后

○時宗逝く

○貞時執權となる

く、北條重時の五男彈正少弼業時を以て執權の加判せしめらる。今年になりて、時宗取分けて、病重くなりければ、內外の上下大に驚き奉り、樣々醫療の術を賴みて耆扁が心を差招くといへども、更に其驗もなし。今は一向打臥し給ひ、漿水をだに受け給はねば諸人足手を空になし、神社に幣帛を捧げ、佛寺に護摩を修し、精誠の祈禱を致さるといへども、天理に限あり。命藥保難く、漸々に氣血衰耗し、この世の賴もなくなり給ひて、圓覺寺佛光禪師祖元を戒師として、出家せられしが、同日の暮方に遂に卒去し給ひけり。行年三十四歲。寶光寺殿とぞ稱しける。去ぬる文永元年より今弘安七年に至る首尾二十一年、天下國家の政道に晝夜その心を碎き、朝昏其思を費し、未だ榮葩の盛をも越えずして、命葉忽に零ち給ひけるこそ悲しけれ。嫡子左馬權頭貞時十四歲にて、父の遺跡を相續し、將軍惟康の執權たり。彈正少弼業時加判して、政治を行はれ、貞時の外祖秋田城介泰盛陸奧守に任ぜられ、その威既に八方に盈ちて、その勢四境に及び、肩を竝る者なし。奉行、頭人、評定衆も先この人の心を伺ひ、諸將、諸司、諸大名も、偏にその禮を重くせしかば自執權の如くにぞ侍りける。同五月北條時國六波羅南の方として、西國の成敗を致されし所に、如何なる天魔の入替りけん、如何にもして世を亂

○元寇全滅

一人も殘らず打殺す。その中に干閻、莫靑、吳萬五とて三人の勇士は生捕られたりけるを、「この赴を蒙古の王に語れ」とて、赦して大元國にぞ歸されける。是偏に本朝三千七百餘社の靈神の擁護に依て、不日に異賊を退治し給ふ、神力の程こそ有難けれとて、上は主上を初め奉り、仙院、攝家より、京、鎌倉の貴賤上下頭を傾けて、この神德をぞ仰がれける。宇都宮貞綱は、六波羅の仰に依て大將を承り、中國の勢を集めて、筑紫に赴きける所に、備後にして蒙古旣に討亡されぬと聞えしかども、貞綱は押て九州に下りて、彌異賊襲來の備を致し、其より京都に歸陣す。世は末代と云ひながら、日月未だ地に落ち給はず。本朝垂跡の神明和光の影は猶新にして、冥慮誠に掲焉とて、伊勢の風の社をば風の宮と崇めらる。その外諸神動一等の賞を行はる。我が國の古より伊勢の神風や吹き治まれる世の例、久方の天津空、新金の國津巖の動なき御代こそ目出度けれ。

○北條時宗卒去 付 北條時國流刑

同七年四月四日、北條相模守時宗病に依て、剃髮し、法名道果とぞ號しける。去年の春の初より何となく心地煩ひ打臥し給ふ程にはあらで快らず覺え、關東の政治も合期し難

原田、松浦黨、手負ひ討たるゝ者數知らず。此由京都に告げたりければ、兩六波羅を初て加勢の軍兵を指下すべき評定あり。禁裡、仙洞には大に驚かせ給ひ、諸寺、諸山に仰せて大法を執行ひ、護摩の煙り立休む隙なく、振鈴の音響の絶る時なし。伊勢、石淸水、賀茂、春日、平野、松尾を初て二十一社の御神は申すに及ばず、小社、禿倉に至るまで、諸方の神社に勅使を立てられ、奉幣祈願に叡信を傾けられ、宸襟更に安からず。斯る所に、諸社の神殿或は鳴動し、神馬に汗を綴るもあり。或は端籬の本より神鹿掛出でて、雲路を分けて入るもあり。或は寶殿の御戸開けて白雲靉靆き虛空の間に亙るもあり。或は末社の扉の內より、白羽の矢の出づるもあり。その神々の使者と云ふもの、狗、庭鳥の親まで皆悉く西に向ひ、諸神各鎭西の方に赴き給ふ。粧は歷然として疑なし。宜禰が鼓の音、少女の舞の袖、鈴の聲に相和して、如何樣效驗空からじと賴しくこそ思ひけれ。斯て八月一日の午刻計に俄に大風吹起り、大木を掘にし、岩石を飛せ、海中怒浪を揚げしかば、蒙古數萬艘の舟共組合たる掛金一同に斷離れて、右往左往に吹亂れ、岩に當り浪に打れ、皆悉く沈みければ、異國十萬人の軍勢底の水屑となりて、僅に三萬人張百戸といふ者を首魁とし、博多の浦に漂ひける所を、同七日に日本の軍兵押掛り、

鎌倉北條九代記　卷第十一

○蒙古襲來 付 神風賊船を破る

弘安四年正月、蒙古大元の軍將阿刺罕、范文虎、忻都、洪茶丘、十萬人を率して、兵船六萬艘に取乘り、纜を解きて海に浮ぶ。阿刺罕は船中にして病に罹り、范文虎等軍評定區々なりければ、軍法令命一決し難し。同七月に蒙古の兵船既に日本の平壺島に著きて、人數の手分を相定め、其よりして五龍山に推移る。日本にも豫て用意せし事なれば、筑紫九州の武士等是を待掛けて蒙古を陸地に上立じと海岸に柵を振り、その上に櫓搔楯隙なく搔竝べ、鏃を揃へて射出しければ、蒙古の舟には掛金を掛けて組合せ、其上に板を敷きたれば、海上宛然陸地になり、馬を走して危からず、鐵丸に火を操り、空を飛せて投掛るに、櫓に燃付き、搔楯燒上る。是を打消すに遑なく、迸る熖に手足を燒れ、日本の軍兵、是に僻易し中々厭みてぞ覺えける。蒙古勝に乘て、一同に攻掛る。打るれども顧ず、倒るれども引退けず。乘越々々飽が上に詰掛けたり。日本の軍旗色靡きて菊池

左右―模様

られ位記既に鎌倉に下著す。同三年二月に大元より使者として杜世忠を遣し、太宰府に著岸せしかば、やがて捕へて鎌倉に告げたりければ、關東に召下し、龍口にして首を刎ね、由井濱に梟られけり。蒙古の王傳聞きて大に怒り、大將軍等を催し、兵船を造りて大軍を遣し、日本を伐亡さんとて、武勇の兵を選びける由、又本朝に聞えしかば、年比には替りて頗る大事の時節なりとて、公家よりは伊勢へ勅使を立てられ、奉幣御祈禱精誠を盡され、諸寺諸社に仰せて、御祈念護摩の行は日を重ねて怠なし。北條相摸守時宗は、鎌倉にありながら筑紫の軍士に催促して、防戰の武備を致さしめ、兵糧秣に至るまで、事闕けざる用意あり。「蒙古の軍若強くして、西國傾く事あらば、東國の軍兵を上せて、主上東宮を守護し奉り、本院、新院をば關東へ御幸なし奉るべし。又筑紫の左右に依て兩六波羅の兵共鎭西へ下向し、命を量に防戰し、勳功あらん輩には忠賞を行ふべし。天下の大事この時なり」と下知せらる。諸國の武士共是を聞きて、「假令如何なる事ありとも、この日本を異賊には奪はるまじ忠戰の功を現し重賞に預らん。是世の常の叛逆には替りて、面々身の上の大事ぞかし」と、諸軍一同に齒金を鳴し、牙を嚙みて思はぬ人はなかりけり。

ふとも、いけて返すべからずとて、かの使者二人を龍口に引出し、首を刎てぞ梟られける。同三年正月に主上御元服まします。御年十一歳、攝政太政大臣藤原兼平公加冠たり。理髪は頭中將具顯とぞ聞えし。同月十九日龜山上皇へ朝覲の行幸あり。打續き石淸水賀茂の行幸ありければ、京都の有樣いと賑々しくぞ覺えける。同五月北條武藏守義政執權の加判を辭退し、剃髮入道して信州鹽田郷に閑居せらる。相州時宗一判にて大小事を下知せられ、晝夜政理に思を費し、心の隙はなかりけり。同十二月東宮凞仁御元服あり。春宮傅二條左大臣藤原師忠公加冠たり。春宮大夫源具守理髮せらる。主上東宮御元服ましく〱、洛中の上下世は太平の運にかなひ、時は淳厚の徳を兼ねたり。諸國同じく五穀豐に、東耕の勞空からず。西收の畜庫に盈ちたり。聖代明時の寶祚仁慈理政の致す所なりと、萬民百姓樂に榮え月花を賞し、歌曲に興じて悅ぶ事限なし。

○蒙古の使を殺す 付 蒙古日本を伐たむ事を企つ

同四年に改元有りて、弘安元年とぞ號しける。正月上旬に北條右京大夫時村上洛して六波羅の北の方となり、京都西國の沙汰を執行ふ。同二年正月に將軍惟康を正二位に叙せ

白河の關路にもなほ留らじ心の奥のはてしなければ

又或時詠める歌に、

思ふ事なくて過ぎにし昔さへ忍べば今の歎とぞなる

あともなき雲にあらそふ心こそ中々月の障とはなれ

斯て東西南海北陸の諸國、京都洛外に至るまで影を殘し敎を留め普く念佛を弘通して、相州藤澤の道場を構へ鎌倉を囘りて、念佛を結緣し、此所にも猶留らず、修行の志怠らず。攝州兵庫の觀音堂に於いて正念にして遷化あり。正應二年八月二十三日生年五十一とぞ聞えし。佗阿彌陀佛その遺敎を守りて、同じく諸國を修行せしより、一遍上人時宗の流義今の世までも退轉なし。

○主上東宮御元服

○元使を斬る

建治二年正月に將軍惟康讃岐權守に補せられ給ふ。同四月に蒙古の使者、長門國室津の浦に來りけるを、同八月に關東に差下さる。鎌倉の評定には數年度々の使者を以て、日本の地形風景を見て、軍法の手段を拵ふると覺えたり。今より後は假令朝貢の使者と云

別時—別時念佛

關屋を—「白河の關屋を月のもる影は人の心をとむるなりけり」

と唱へさせ給ふと見て、夢想は卽ち覺めにけり。知眞房上人この夢想を感じて、正身の權現を拜み奉り、歡喜の涙措所なし。卽ち此偈を札に書きて、老少男女を云はず賦與へて結緣す。四句の偈の上の字に、六十萬人とある上は、決定往生の念佛を普く勸んと思立ちて、九州二島の末までも、千里を遠しとせず萬仞の波を越えて、又鎭西より洛陽を志し道にして一人の僧に行逢たり。元より道心深く、世を遁れし聖なるが、知眞房上人の念佛の弟子となり佗阿彌陀佛と號して、隨逐して、諸國を囘る。魚と水との如くにて、影と形に似たりければ、師弟の情深くして、立離るゝ時ぞなき。其より打囘り。信濃國佐久郡伴野と云ふ所にて、歲末の別時行ひて、踊躍歡喜の餘に、立て唱へ、居て唱へ、踊躍の姿身を忘れ、鳬鐘の響空に渡り、紫雲軒に覆ひたり。結緣の男女諸共に歡喜の涙を流しけり。昔空也上人市朝洛外にして踊躍の餘に踊念佛し給ひけり。これぞその事の初なる。奥州に赴き、白河の關に掛りて、修行既に日を送り、山野は同じく續けども地形は又等しからず、月は野草の露より出でて遠樹の梢に昇り、日は海岸の霧に傾きて叢松の緣に映ふ。往初西行上人修行の時、「關屋を月の漏る影は」と詠じけん事を思出でて、關屋の柱に書き付けける。

り。何も容顏麗しく、心樣優なりしかば、寵愛深く侍りき。或時二人の女房、碁盤を枕として頭差合せて寢たりければ、女房の髻忽に小き虵となり。鱗を立てて喰合ひけるを見て、刀を拔て中より斷分け是より、執心愛念嫉妬の恐しき事を思知り、輪廻妄業因果の理を辨へ發心して家を出でつゝ、比叡山に上り、受戒桑門の形となり、西山の善惠坊上人に逢ひて、本願念佛の法門を學し、十一年を經て、自知眞房と名を付て、其よりも熊野に參詣し、山復山青巖に雲を蹈み、水復水碧潭に波を凌ぎ、道行く人に逢ひても男女貴賤を撰ばず、只念佛を勸めて、自も亦行々餘言を交ふる事なく、念佛より外の聲もなし。斯て本宮證誠殿に參向し、衆生利益の結緣を普く十方に弘通せん事を祈誓して、御寶前に通夜せられける所に、御寶殿の內より、齡闌けたる老僧の現れ出させ給ひて、妙なる御聲を擧げて仰せけるは、「それ彌陀如來十劫正覺の曉一切衆生の往生は、六字の名號を以て決定業と定め給ふ。一度も耳に聞き、口に唱ふる時は、永く佛種と成りて、成佛の緣を結ぶ。今我が示す所を聞きて、札に作りて一切の貴賤、男女に賦與へて、此念佛の結緣を怠る事勿れ」とて、七言四句の偈を御口づから授け給ふ。其文に、

六字名號一遍法　十界依正一遍體　萬行離念一遍證　人中上上妙好花

鶯の氷れる云々—雪のうちに春は來にけり鶯の氷れる涙今や解くらむ」

〇元使杜世忠等來る

夫天運循環して四時迭に代謝す。年も漸く暮行きて立返る春にもなりしかば、青陽の空の景色山には霞の衣を著て、谷の戸出る鶯の氷れる涙も解初めたり。改元有て建治元年と號す。二月上旬にも成りしかば、餘寒は未だ盡きざれども木の芽は漸う萌しつゝ、花待兼ぬる好事の人はいとゞ永き日を數へて、花信の風をぞ招きける。斯る所に、蒙古の使杜世忠等又日本に來朝す、高麗人も同じく來れり。太宰府に舟を留め、船中にある物共悉く注錄し、數多の人等をば太宰府に押留め、杜世忠等只三人を鎌倉へぞ遣しける。洛中へは入れられず、直に關東に差下す。路次の間嚴しく守護して偏に囚人の如くなり。夜を日に繼ぎて鎌倉に著くといへども、蒙古の牒狀に返簡すべきに及ばずとて、その儘追返し、大元に歸らしむ。同十二月、北條左近大夫時國上洛して、六波羅の南方となり、西國の成敗を執行ふ。是は從四位下相摸守時房が曾孫なり。智仁の德篤くして、寬溫の惠を施しければ、人望の指す所鎌倉執權の加判たりとも誰かその命を輕くすべき。然れども時世の習京都に上せらるゝは責ての事とぞ申合ひける。今年鎌倉藤澤時宗念佛の流義草創す。開山一遍上人は伊豫國の住人河野七郎通廣が次男なり。家富榮えて、國郡恐從ひ武門の雄壯たりければ、四國九州の間他に耻る思なし。二人の妾あ

矢種盡きければ、海邊所々の民屋を濫妨し。是を以て此度の利として、軍を引きて濟歸る。日本の武士等も攻破られざるを勝にして、軍は是にて止みにけり。同月本院後深草第二の皇子凞仁を東宮に立てらる。主上には御年も二歳まで勝り給ふ故に、新院龜山御在位の御時、東宮には先此宮をこそ立てらるべかりしを、後嵯峨法皇の叡慮偏に新院の御許におはします由を、大宮の女院より關東に仰せ遣されしかば、時宗計奉りて、主上を御位に定めけり。是に依て、新院は御讓位の後も政務を知しめし、御心の儘に振舞ひ給ふ。本院は何事に付きても、少も綺ひ給ふべき御心もましまさず。只疾御飾をも下し、世を浮草の風に任せて、御身をまゝに行脚し、諸國の靈地をも巡禮抖擻せばやと思召しける所に、北條時宗計申して、凞仁親王を東宮に立て參せしかば、本院深く喜悦の眉を開き、御落飾にも及ばず、新院の御心も融けて本院と御中よく成り給ひ、大宮の女院も嘉慶欣悦斜ならず、太平長久の寶運なりと、世の中廣く彼方此方隔なくぞ見えにける。これより後は讓位卽位立坊の御事皆關東よりぞ計ひ申されけり。

○改元 付 蒙古の使を追返さる 竝 一遍上人時宗開基

本を討亡さずはあるべからず」とて軍兵を用意し、兵船を造る。この事又日本に聞えければ、鎌倉にも内々武備の設を構へて諸國の軍勢を點檢せられけり。

○文永の役

○龜山院御讓位 付 蒙古の賊船退去 並 東宮立

同十一年正月主上御年二十六歳にて、御位を太子に讓り給ふ。院號蒙らせ給ひ、龜山院と稱し奉る。三月二十六日太子寶位に卽き給ふ。御年初て八歳に成らせ給ふ。御母は藤原左大臣實雄公の御娘なり。後に後京極女院と號し奉る。九條關白忠家公攝政として、朝政を行はる。この時、後深草を本院と申し、龜山を新院とぞ申しける。同じ月に筑紫の探題早馬を六波羅に立てて申しけるは、「蒙古の賊船、大將二人、大船三百艘、早船三百艘、小船三百艘その人數二萬五千既に日本征伐の爲に纜を解きて押渡ると聞え候。御用心あるべし」とぞ告たりける。これ年來數度使者牒狀を送るといへども、日本更に返狀なきに依てなり。禁中には主上仙院より、諸社に勅使を立てて御祈念あり。諸寺の高僧に仰て祕法を行はる。關東より筑紫へ下知して、武備に怠なし。同十月に、蒙古の賊船對馬に寄來る。筑紫の武士等集りて防戰ふ。蒙古の軍法亂れ靡きて調らず、

耆扁―耆婆と扁鵲とにして二人の名醫
○趙良弼再來る

の替に居ゑらる。門族の中、一家は別離の涙に沈みて後會の時なき事を歎き、一家は勢名の花開きて前世の芳ある事を喜ぶ。一枯一榮世間皆斯の如し。同八月京都には山階前左大臣實雄公今年五十七歳にして薨ぜらる。西園寺の一家にして、當今新院の舅と成り、後宇多、伏見兩帝の外祖なれば、威勢を當代に振ひて榮華その身に餘り、官位俸祿何に付きても不足なる事なしといへども、定れる死業は遁るゝに地なく、限れる命根は保つに頼を失ひ、佛神の冥力此所に空しく、耆扁が醫術徒に手を拱き、少水の魚遂に溺れに就き、屠所の羊果して行窮り、一朝の草露落ちて二度歸らず。三泉の叢塚埋れて又開かす。親疎遠近哀を催し、悲の色を含みけり。今年の秋の比、蒙古の使者趙良弼來朝して、筑紫の博多に著きにける。この由六波羅へ告來る。鎌倉へ早馬を立てて、伺はせられしかば、即ち禁中へ奏せらる。「年來日本より遂に牒書の返狀をも遣されず。然るを毎度使者を奉る。是朝貢の式禮にもあらず。和親の信と云ふにもあらず。只本朝の風儀を窺ひ、弊に乘りて討取らんとの爲なるべし。重て來らば、一人も本國には返すまじ。皆悉く頭を刎ぬべし。この度はその案内の爲歸らしむる所なり。京、鎌倉へ參るには及ばず」とて、太宰府より舟を出させ、趙良弼を追返されたり。蒙古の王大に怒て、「日

只二流なりけるを、四條院仁治三年に良實公關白になり給ふ。是二條殿の御先祖なり。後嵯峨院寬元四年に實經公關白となり給ふ。是一條殿の御先祖なり。後深草院建長四年に兼平公攝政となり給ふ。是鷹司殿の先祖なり。今に傳へて五攝家とは申習はしける。是も鎌倉最明寺時賴入道の執權せしより。攝政關白の御家を數多に分けて權威を磷げ參らせける所なり。今又相摸守時宗執權の世に當て天子の御位をも二流に分ち奉り、變る變る王位を繼がせ奉る事偏に皇孫兩岐にして、王威を恣にさせ奉るまじき方便なり。只西園寺の家のみ殊に當時は天子の御外戚となり。淸華の家には肩を竝ぶる人なく、權威高く輝きて、朱門金殿甍を磨き、榮昌大にすゝみて紺宇玉砌軒を合せたり。如何なる王公大名といへども禮を厚く、敬を盡し、その心を取りて崇仰せらる。出で入る輩までも餘の人は眉目として、羨しくぞ思ひける。

○北條政村卒去 付 山階左大臣薨去

同十年五月七日北條左京大夫政村卒去せらる。是遠江守義時の四男なり。年六十九。同六月に北條重時の四男武藏守義政を執權として加判せしむ。相摸守時宗是を擧して政村

後も、なほ院中にして政事を聞召し給ふ事二十餘年、世間物靜にて、天下四海穩なりければ、宸襟御物憂き事もおはしまさず。御遊歌の會諸方の御幸に月日を送らせ給ふ。御果報いみじき天子にて渡せ給ふ。この分にては何時まで存へさせ給ふとも愈めでたき御事なるべしと雖も、人間愛別の歎、四大離散の悲は誰とても遁まるじき習なれば、忽に無常の風荒く吹きて、有待の花萎落させ給ひ、鼎湖の雲治りて、蒼梧の霞に隔り給ふこそ悲しけれ。御遺勅ありけるは、「これより後の皇位は、新院後深草院と、當今龜山院と、御兄弟の二流代々卽位あるべし」と仰せ置れしと、世には申し傳ふれども、實には北條時宗朝廷を分けて二流とし、其勢を薄くし奉らんが爲に、かの二流代々御治世あるべしと計申しけるとぞ聞えし。是より以前後鳥羽院承久の亂の時、西園寺公經卿志を鎌倉に通し、左京大夫北條義時に心を合せて、京都の手術を計られしかば、天下靜りて後に、義時其志を感じて西園寺を推擧し、禁中の事を執賄はせ參らせしかば公經卿より子孫既に榮え、官位高く昇進し、大相國に經上り、太政大臣實氏公の御娘、後嵯峨院の中宮となり。この御腹に後深草、龜山御兄弟を生み參せらる。是等も皆關東の計に依て、この西園寺を執せらるゝ所なり。又往初は攝政關白になり給ふは近衞殿、九條殿

四大離散―人體の地水火風に分解する事、卽死、

鼎湖―黃帝の崩じたる地

蒼梧―舜の崩じたる地

○南北朝爭亂の因（兩朝迭立の議）

故に、先義宗を上洛せしめ、事の有樣を伺はせ、叛逆の事忽に露れて、時輔既に討たれたり。鎌倉にも北條朝時の孫左近大夫公時、同じく朝時の六男中務大輔教時等、時輔に一味同心して、時宗を討たんと計りける。此事今は隱なく露れしかば、公時、教時一所に寄合うて「京都の事は何如心許なし」と、その左右を待ちける間に、時宗の討手透間なく込掛けて、一人も泄さず討取つたり。近隣大に騒ぎしかども、事速に落居しければ、頓て音なく靜りけり。天運の命ずるに依らずして、非道の巧を企つる者は、天必ず罰を施し、鬼既に罪をうつが故に、亡びずと云ふことなし。運を計り、命を待つとは君子の智德を云ふなるべし。中御門左中將實隆この謀叛に與せられたりと聞えしかば、出仕を留められ、暫く籠居しておはしけり。關東より如何に申付けられんも知難しとて、その方樣の人は易き心もなかりしかども、武家の人々何程の事かあるべきとて、宥免の沙汰に及びしかば、軈て殿上の出仕をぞ致されける。

○一院崩御 付 天子二流 竝 攝家門を分つ

同二月十七日一院後嵯峨法皇崩御あり。寶算五十三歲、初御位を後深草院に讓り給ひて

纖芥計も――毫も

九國二島の事に於いて纖芥計も隱なし。諸國自是に伏して、天下の政理好惡の沙汰更に口外に出す者なし。狼藉亡命の輩山野の間にも身を隱すに賴なく、一夜の宿も借す人なければ、自皆亡びて、在々所々萬戸樞を閉ぢず千門開けて、女、童、商人までも手を指す者もあらざれば、淳朴厚篤の世の中なりと上下心易くぞ思ひける。然る所に同九年正月に惟康從二位に叙せられ、中將は元の如し。同二月十五日鎌倉より早馬を立てて、六波羅の北の方、北條義宗の許へ告來る事あり。義宗俄に軍兵を催し、六波羅南の方、式部大夫時輔が館に押寄せて、時輔を初て家中の上下一人も殘らず討亡す。思も寄らざる俄事に、侍、中間原、周章彷徨へ、物具取りて差向ふまでもなく、逃落ちんとのみする程に、草葉を薙ぐが如く、皆打伏せ切倒し、死骸は此處彼處に臥亂れ、紅血は縱横に川を流せり。邊近き民屋の男女、こはそも何事ぞとて騷立ちて逃惑ひしかども、手間も入らず、打靜り、義宗靜に馬を入れられければ、今は左もあれ、この後又如何なる事かあるべきと足を翹て手を握り、危みけるも多かりけり。かの時輔は相摸守時賴の長男にて、鎌倉相州時宗の兄なりしが、關東の執權は我こそと思はれしに、舍弟時宗に家督を取られ、年來鬱憤を含み。逆心を企て、内々その用意ある由、誰とは知らず時宗に告申しける

○趙良弼來る

○將軍惟康源姓を賜る　付　大元使を日本に遣す　竝　北條時輔逆心露顯

同七年十一月、將軍惟康從三位に叙し、左中將に任じ、源姓を賜ふ。位署既に鎌倉に到著す。將軍家御拜賀の御爲に、鶴岡八幡宮に參詣あり。路次の行列は先蹤にまかせられ、供奉の輩銛を研き花を飾り。奇麗の出立傍を輝し、見物の貴賤巷に盈ちたり。近年太平の驗なりと諸人喜ぶ事限なし。異故なく下向ありて、その夜は殿中に舞蹈酒宴既に曙に及べり。大名諸侍上下共に榮樂萬歲を歌ひ、數獻酣興を盡されけり。この年蒙古の使者、趙良弼等本朝筑前國今津に著岸し、牒狀を呈す。兎にも角にも日本を討取るべしとの祕計なるべしと、公家武家共に憤思召しければ、中々返狀にも及ばず。博多彌四郎と云ふ者を差添へて歸遣されしかば、蒙古の王既に彌四郎に對面し、通事を以て樣樣問答し、種々に饗しつゝ、寶物を與へて日本に送歸す。北條重時には孫武藏守長時の二男、治部大輔義宗鎌倉より上洛し、六波羅の北の方に居て式部大輔時輔と兩六波羅となり、西國の事を取行ひけり。京都鎌倉の間は櫛の子を引くが如く、飛脚每日に往來し、

○蒙古牒書を日本に送る

文永五年十二月、京都富小路新院の御所にして、一院五十の御賀あり。伶人舞樂を奏し終日の經營、善盡し美盡せり。軈て御飾を落し給ひ、法皇の宣旨を蒙らせ給ふ。この比六合風治り、四海浪靜にして、萬民淳化の惠に歸して、京都邊鄙悉く太平の聲洋々たり。一院、新院今は叡慮も穩にて、姑射仙洞の綠蘿を分けて、洛中洛外の御幸、鳳車の碾る音までも治る御世の例とて、最徐にぞ聞えける。斯る所に、蒙古大元の狀書を日本に送り、筑紫の宰府に著岸す。卽ち關東に送り遣されしに、武家より禁裡に奏らる。當今勅を下し、菅原宰相長成に返簡を書しめ、世尊寺經朝卿是を清書す。然れども武家內談の評定あり。蒙古の書面頗る無禮なりとて、返狀に及れず。昔隋の大業三年に日本朝貢の使者。國書を擎げて來れり、其文章に「日出處天子無レ恙耶。日沒處天子致レ書」とあり、天皇御覽れ給ひて「天に二の日なく、國に二の王なし、日沒處の天子とは何者ぞや」とて大に無禮を咎め給ひけり。今蒙古の狀書にも又是無禮の文章あり。返狀に及ばざる、誠に理ぞと聞えける。

鐵木眞―てむじんと讀む、西記一一五四…一二二七
成吉思汗―じんぎすかんと讀む、權力强大の君の義
窩濶台―おごたい
忽必烈―くびらいと讀む

ぬるに、一人の寡婦ありて、閑窓の内に起臥しける所に、夜毎に光明ありて、その腹を照す。遂に感じて孕みつゝ、月盈ちて一乳に三子を生ず。中にも季子孛端義兒、聰恵利根なり。子孫既に蕃滋して一部となり、遼金の世に至り、漸々部屬昌えて韃靼に從へり。也速該が時に及びて、塔々兒部の長に鐵木眞といふ者あり、也速該死して世を取り、西夏を攻取り、諸部を隨へ、自成吉思可汗と名を改め、雲中九原の地を犯奪ふ。金の熙宗皇帝の時九十餘郡を攻伐す。兩河山東數千里の人民、殺さるゝもの幾千萬とも數知らず。鐵木眞既に大軍を以て燕京を亡し、高麗を降ぜしめて、六十六歳にして病死せり。卽ち廟を立てて太祖皇帝と號す。第三の子窩濶台その嗣として、太宗皇帝と稱す。陝西、封丘、汴城を打隨へ、遂に金國を攻滅し、宋國次で滅す。その間太宗、定宗既に殂し、憲宗位に卽き、その弟忽必烈相次で世を治め、是を世宗皇帝と稱す。この時至元元年に都を燕京に立てて國號を大元と云ふ。是乃「大易大哉乾元」の義に依りて名付けたる所なり。大元一統の世となりて、高麗國の王子倎既に蒙古大元に隨ふ。是を案内として、この日本へ書簡を贈り、蒙古大元に隨ひ、貢物を奉るべき由を企しかども、高麗王申しけるは「日本は海路杳に隔ちて、急速には通じ難し」とありければその事止みにけり。

もあらず思召しけるが、同じき九年六月に御飾を下し給ふ。法名をば覺惠とぞ申し奉る。同十一年七月、御年三十三歳にして薨去し給ひけるとぞ聞えし。去ぬる建長四年より文永三年に至るまで、將軍の職十五年一朝にして花散りて、威勢空く地に落ちけるこそ痛しけれ。

○惟康親王御家督　付　蒙古大元來歷

惟康親王は、前將軍宗尊親王の御息、御母は近衞攝政太政大臣藤原兼經公の御娘宰子とぞ申しける。文永元年三年に御誕生あり。去ぬる文永三年六月二十三日、鎌倉騷動の時、宗尊親王は既に京都に歸上らせ給ひ、若君は相摸守政村の亭に入り給ひしかば、時宗、政村が計として、僅に三歳にならせ給ふ若君を取立て參らせ、關東の柱礎、鎌倉の君主とし、諸將諸侍更に前代に相替らず、拜禮崇敬して仰ぎ奉る。同年七月二十四日、京都より勅書を下され、征夷大將軍に任じ、從四位上に叙せられしかば、鎌倉の躰安泰靜謐になりて、上齊り下治り、田畠登り、市店賑ひ、萬民德風に歸し、四海逆浪の音なし。この比異朝には北狄の蒙古起り、中華を隨へて大元國と號す。抑蒙古の祖先を尋

○惟康親王將軍となる
○蒙古來歷

ひ候なり。枉て御免を蒙り候はん」とて一紙の誓狀を參らせらる。時宗は是迄には及び候まじき者をとて、何の心を殘されたる色もなし。去程に、將軍宗尊親王は、同日の戌刻に女房の輿に召され御所を出でて、越後入道勝圓が佐介亭に入御し給ふ。北の門より赤橋を西に赴き、武藏大路を經て、京都に還上らせ給ふ。相摸七郎宗頼、同六郎政頼、遠江前司時直、越前前司時廣、彈正少弼業時、駿河式部大夫通時以下の武士都合十九人、雜兵、下部四百餘人供奉し奉り、同七月二十日には京都に著御あり。左近大夫將監時茂朝臣の六波羅の亭に入り給ふ。事柄穩便の有樣御痛しきまでにぞ見奉りける。

○宗尊親王御出家 付 薨去

將軍宗尊親王は、京都に還御ありけれども、關東幕府の職を止められ、非道邪曲の御行跡重疊し給ふ故なれば、後嵯峨上皇も暫くは御對面の儀もおはしまさず。上皇よりの勅使として、中御門左少辨經任を關東へ遣され、親王御上洛の御事を謝し給ふに、武家別義是なきに依て、世の中無事に治りて諸人安堵の思を致しけり。同年十月に宗尊親王は六波羅を出でて承明門院の舊跡、土御門萬里小路の家に住み給ふ。幽なる御有樣往昔に

磷ぎ—すれて薄くなり

獅子身中の蟲—內より禍を生ずる者に喩ふ、梵網經に出づ。

て、正道の政治をいたす。驕れるを誡て直に歸し、德澤を四海に施して、仁義を萬姓にすゝめ、國家長久の謀を逞して、上下安泰の道を專とす。これに依つて、一門既にこの餘風に與り、俸祿その身に相應して、分際に從ひて榮耀に誇れり。他門他家の輩誰か傾け侍らん。然るに將軍家更に國家の政道に御心を掛けられず、和歌の道は本朝の風儀なれば最稽古し給ふに足りぬべし。只その隙には蹴鞠、博奕を事とし、酒宴に長じ、女色に陷り給ひ、諸人の憂を思召し知ず、威勢輕忽にして、武德磷ぎ、令命改變して、法式猥がはし。是を歎き參らせて、屢諫言を奉れば、却て嘲哢貶挫し給ひ、益恣なる事、天下の亂根に非ずや。猶剰へ佞奸の不覺人を集め、北條の家門を滅し、時宗が一族を亡さんとの御計之何の事ぞや。其に貴殿心を寄せられ、非道の結構頗る人外の所行と申すべし。獅子身中の蟲とはかゝる事の喩ならんか。年來時宗に遺恨の事も候はゞ、追て如何にも承り、然るべき義に於いては兎も角も分別あるべし。此度を幸とし給はゞ、比興の企誰か心ある人一味すべき。早く志を改めて此方へ來り給へ」と申し遣されしかば、中務大輔教時大に恥しく、軈て東鄕入道に打連れて、相州の亭に參り全く野心を存ずるにあらず。若し此一門に敵對すべき人もあるかと引見ん爲にかくは振舞

歲寒く云々—論語「歲寒くして松栢の凋むに後るゝを知る」

日比御所に有りて、朝に馴眤び、夕に親み、諂ひける者共色を失ひ、慄周章て、我も我もと御所を逃げ出でたり。周防判官忠景、信濃三郎左衞門尉行章、伊東刑部左衞門尉祐頼、鎌田次郎左衞門尉行俊、澁谷左衞門次郎淸重等計こそ御所中には居殘りけれ。歲寒しくて而て後に松栢の貞は知るといへり。日比は媚諂ひ、身に代り、命に替らんと申しける者共皆闕落して跡を隱し、行方なく散失せぬるも嗚呼がまし。同四日午刻計に、「すはやこと起り、軍初り亂れ立ちぬるぞや」と訇りて、鎌倉中の騷動斜ならず。中務權大輔北條敎時朝臣は、將軍家に心を寄せ奉り、甲冑の武士數十騎を卒して、藥師堂の谷の亭より懸いでて、塔の辻の宿所に至り、鬨の聲を揚しかば、その近隣彌騷立ちて、ありとあらゆる軍兵共、鎧、腹卷、太刀、長刀よと犇き、馬に打乘り、旌差上げ、東西南北に走廻れども、誰人を大將として、何方へ押掛るとも更に見えたる事もなし。逃惑ふ女童の啼叫ぶ聲、老いたる親の手を引きて、馬に蹴られじと落行く者、又その間に盜人有りて、物を奪取りて走行く。打伏せ切倒し、物の色目も見分かず。相摸守時宗この由を聞きて、東鄕八郎入道を遣して、敎時へ仰越されけるやう、「當家の事は往昔遠州時政より草創して、神に通じ天に契ひて、天下の執權數代に傳れり。泰時、時賴相續し

此事既に端顯れしかば、鎌倉中騷動し、何とは知らず大事出來たりと云ふ沙汰して、近國の御家人蜂の如くに起り、六月二十四日の早天より鎌倉に競集り、寺社民屋に込入り、猶その外は居餘て小路に馬を立て、辻々に塞充ちたり。七月朔日に至りては、諸方の御家人等兵具を帶し、旌を靡し、關を破りて馳來り、又は間道を廻りて押集る。夜晝の境もなく、引もちぎらず、皆鎌倉に集りて雲霞の如し。何事と聞定めたるにはあらで、鎌倉の民俗騷立ちて、資財を取隱し、雜具を持運び、男女さまよひて、老いたる親、稚き子の手を引き、抱き抱へて山深く籠るもあり。舟に乘りて他國へ渡るもあり。武士は甲冑を帶して、東西に走違ひ、相摸守の門外に集り、又は政所の南の大路に馬を寄せて鬨の音を擧げたり。何所に敵ありとも知らず、誰人の逆心とも聞分たる方はなし。相摸守は少卿入道蓮心、信濃判官入道行一を使者として、將軍家へ兩三度の往返あり。「かゝる騷動の候らん折節は、その以前の將軍家、何も先執權の亭へ入御し給ひて、世の中の變を窺はせ給ひて候。若或は然るべき人々營中に參候して守護し奉りし例も候。此度に於いては其儀なく、打籠りておはしまし候御事は、憚ながら世の人以て怪み奉り候。急ぎ此方へ入御ましましくて、世の有樣をも御覽ぜらるべき歟」と申遣されしかば、年月

內心には重欲我慢を事として、提婆瞿伽梨が行跡の如し。學佛法の外道とは是等をぞ名付くべき。將軍家又愚にましく〳〵て、かゝる大事を思召し立つには、智慮深思の人を近付けて、異見を問ひ給ふべし、「衆愚の諤々は、一賢の唯々に如ず」と云へり、其器にもあらざる人に、談合密語し給ひ、輒く外に泄ける事、暗主の態こそ悲しけれ。良基僧正は智慮なく思詰はあらで、舌に任せて大事を閑談し、風に揚る輕毛の如く、僅に事の端露れんとするに臨みて、人より先に逐電し跡は亡に及ぶが如く、偏に逆心の訴人となりける。淺ましき所行にあらずやと、心ある輩は惡み思はぬはなかりけり。

○鎌倉騷動 付 北條敎時別心 並 將軍家御歸洛

中務大輔北條敎時は、名越遠江守朝時の六男なり。北條家繁榮して、一家一門とだにいへば、所領俸祿に預り、榮耀に誇り、貴顯に至り、他門の輩は自譜代相傳の忠義を運び、拜趨の禮を正しくす。將軍家是を目覺しく思召し、如何にもして北條家を傾け、御心の儘に世を治めばやと、企て給ひ、內々諸人の心を挽き見給ふ所に、敎時如何なる故にやありけん、將軍家に心を寄せ奉り、御前近く親み參らせ、密々の談話を致されけり。

物の色を云云—物に分け隔をせしかば

外相—見かけ

りける程に、風聞隱なく、時宗に告知する者多かりければ、北條家是より物毎に遠慮あり。疑殆起りて、用心に隙なく、物の色を立てられしかば、自御所の有樣人の出入も故あるやうに目を側めてぞ見えにける。同じき十九日、左京大夫北條時宗、越後守實時、秋田城介泰盛、竊に相摸守政村の家に會合して、夜更るまで額を合せて密談あり。この人々の外には聞く人もなく知事もなし。何事とは知らずながら、將軍宗尊親王の御事なるべしと、沙汰ありければ、その日松殿僧正良基は、御所を出でて行方なく逐電せらる、是只事にあらず、如何樣子細ある故なるべし。世の風聞も定て跡なき事にはあるべからずと、鎌倉中には沙汰を致せり。後に聞えしは、良基は惡逆の企を申進めし張本として、この事漸顯れければ、身を遁れん爲に、御所を闕落して直に高野山に隱れけれども、打頼まるゝ人もなし。遂に斷食して死せりとかや、夫釋門の徒は末世といへども悉く是佛弟子なり。大聖の遺誡を守り人を教導し、現世福壽の祈禱、護摩灌頂の法を以て實義性空の妙理に引入し、諸の衆生を憐み、苦にかはりて濟度すべきをこそ、眞の沙門の行跡とも云ふべきに、無用の名利に我執を先とし非道を以て世を亂さんとす。佛の降魔の方便にもあらず、菩薩慈悲の殺生にもすらず、外相には、三衣を著して佛弟子に似たり。

京都に於いても、堅く禁遏すべき由を、六波羅に仰遣さる。今より以後、關東の事は申すに及ばず至なり」とて、張本三人を召捕りて禁籠せらる。

○將軍家叛逆 付 松殿僧正逐電

同二十二日、將軍家御病惱おはします。松殿僧正良基御驗者として、護身の爲に近侍あるべしとて、日夜御傍を立去らず、振鈴の音折々外樣に響聞えて、殿中いとゞ靜りかへりてもの淋し。六月に至りて御氣色愈宜からず、引籠らせたまふ。これによつて、諸大名にも御對面の事打絶えければ、人々心の外に思ひ奉り、典藥の輩に尋ね奉れども、又御療治の爲とて參りたる者もなし。同五日の晩景に、木工頭親家京都より鎌倉に下向あり、御所に參りて潛に申す旨既に夜陰より曉に及びて退出す。何事とは知らず、一兩日逗留して、親家は上洛致されけり。是は仙洞より、內々御諷諫の爲に下向せしめられたりと沙汰ありしかば、諸人益々怪存ぜずと云ふ事なし。又折節に付けては、和歌の御會に事を寄せられ、近習の者共を召集め、密々に祕計を企てて、北條時宗を討て、將軍家思召す儘に天下を領じ給はんとの謀を廻し給ふと世に專沙汰あり。彼此互に語

然るに今泥雨の降る事は、極て先例を考ふるに、何の事とも知難し。只深く御愼あるべし」と驚き申しければ、聞く人皆手の内に汗を握り。如何なる事か出來んと後を恐れざるはなかりけり。

○甲乙人等印地停止

同四月二十一日、鎌倉内外の甲乙人等數十人、比企谷の山の麓に群集し、未刻よりして、向飛礫を打ちける程に、所々の溢者ども兩方に行集ひ、意恨もなく怨もなくて、兩陣を分ち、はじめには只飛礫を打合ひ、漸々人衆の重るに任せて互に矢を放ち、是に中りて死傷する者兩陣に數多出來ければ愈引退かず。親屬朋友その敵を討たんと構へ、暮方に成りては、武具を帶し馬に乘りて、偏に軍陣に異らず。閧の聲矢叫の音、入亂れて戰ふ。手負死人おほかりければ、夜廻の輩數百人を率して走向ひ、「こはそも何事ぞ。意恨にもあらず怨にもあらず、見えたる事もなくして兩陣を張り、手柄にもあらぬ武篇を勵し、人を殞して、騷動せしむる條、亂を招く曲者にあらずや。京都にして、童部共の小石を投げて、印地するだに宜しからず。鎌倉邊には、古今未だ此事なし。頗る狼藉の

甲乙人―貴賤上下の人
印地―石戰

なにはに付ても―何事につけても

高く怒多く、賞罰正しからず。法令定らず、朝に出る事夕には改り、國家の間賢者、智慮の人、諸藝堪能の輩自然に斷絶し、佞奸の者多く集りて、主君の眉睫を掐み、奉行頭人邪曲にして、家々に黨を結び、臣下互に威を爭うて、不和なるに於ては、彗孛の災なくとも重き國家の愼なり。今の世の中はなにはに付ても、危し〱」とて、彈指するもありけるとかや。是をこそ珍事と思ふ所に、同二月朔日の朝、日は出でながら空曇りて、四方黑暗になり、物の色合髴ならず。巳刻計より雨降出でて小止なし。晩景に及びて、泥の雨頻に降來り、草木の葉に湛りては、枝葉皆垂臥たり。希代の怪異かなと、諸人色を失ひけり。夫太平の世には、五日の風條を鳴さず。十日の雨塊を破らず。草木潤ひ、五穀豐なりとこそいふに、是はそも何事の先兆なるらんと怪み申し合ひけるに主殿助業昌、舊記に依て勘文を進ず。「抑古は、垂仁天皇卽位十五年丙午に、星の降ること、雨の脚の如く、聖武天皇天平十三年辛巳六月戊寅に、洛中に米飯を降す事一日一夜、諸人是を食するに、尋常の味に替らず。尤飢を資けたり。翌年十一月には陸奧國に紅の雪降る。光仁天皇寶龜七年九月二十日には、石瓦の降る事雨の如し。同八年旱魃甚しく、井水皆絶えて、渇死する事夥し。是等の變異は上古一時の災なり。

天地災變の祭を修し、同じき國繼は屬星の祭を行へり。伊達藏人大夫、池伊賀前司御使として、各肝膽を碎きて修法執行はる。翌日陰陽少允晴家を御所の西の壺に召して、如法太山府君の祭を奉仕せしめ、將軍家御壺に出御あり。鞍置馬一疋、銀劒一腰、手箱二合に紺の絹を納れて出されけり。誠に重き御愼とて、將軍家殊に恐忌み給ふ。然れば舊記の載る所彗星の出る事、自躰には光なし。日の暉を假て現見ゆ。この故に、夕には東に指し、朝には西にさす。芒の及ぶ所に必ず災變あり。その色青きは王侯破れ天子卽ち兵に苦む。赤きは賊兵起り、黄なるは女色より權を害あり。后妃その位を奪はる。黑きは水邊の賊兵江河を塞ぎて、所々に起る。今是白色なるものは將軍逆賁の瑞なり、と申し沙汰しければ、又傍に心ある輩は、「古より以來異域本朝の記文を見るに、彗孛の現るゝ時に災變ある事もあり。又何事もなき時もあり。但し事なきは少し。或は災なき時に出現したるは、記錄に載せざる事もあり。又は他方の災變にして、本朝の事には預らざる例もあり。夫國家の興亡は必ず彗孛の現るゝには寄るべからず。或は國家漫に逆威を振ひて、國郡を制治し、理非邪正を云ず、我に阿順する者に親み、意に叶はざれば、賢君子の人といへども疎じて近ずけず。小罪を重く罸し、忠なきに賞祿を與へ侈

鎌倉 北條九代記　巻第十

○天變祈禱 付 彗星土を雨す等の勘文

文永三年正月十二日、天變の御祈とて、宮寺に仰せて祕法を行はる。去年十二月十四日の曉彗星東の方に見ゆ。掃部助範元を初として、晴茂、國繼御所にまゐり、「御愼輕らず」と申しける所に、陰陽師晴平、晴成既に彗星の勘文を進ず。是に依て同十六日將軍家は庇御所に出御ありて、司天曆學の輩を召して、變異の事を相尋ねらる。土御門大納言、左近大夫將監公時、伊勢入道行願、信濃判官入道行一以下の人々、多く參じて、簀子に候ぜられける所に、司天の輩樣々申す旨ありける。猶愈々伺ひ見て子細を言上すべき由、太宰權少貳入道心蓮を以て仰せ下さる。同十八日卯刻計に彗星出現して、その長二尺餘なり。芒氣色白く室宿を犯して西方に見ゆ。年を越えて消退せざりければ、如何樣世の變災なるべしとて、御祈禱を致されけり。若宮の別當大僧正隆辨は、金剛童子の法を修せられ、安祥寺の僧正は、如法尊勝王の法を行はる。陰陽師業昌は

前車の覆る
―前車の覆るは後車の戒、漢書に見ゆ

首尾調はず、他を慢じて無禮を行ひ、見苦しき有様多かりき。斯る行跡のある故に、思の外の口論を仕出し、一時に身命を失へり。凡そ知行俸祿を與へて、此身に限らず妻子に至るまで、朝夕の養を心易くせさする事は、國家の一大事に臨む時に、その身命を召されんが爲なり。然るを私の遺恨を仕出して、我人共に打果す事是偏に、不忠不義の惡者、主君を取倒す盜賊に非ずや、惣じて誰人に依らず、君を蔑如し、他を侮り、邪説を行ひ、侈を起し、主を誹り僞を構へ、世に名ある輩を刺りて、その短を擧げ、法を破り、爭を生じ、仁を忘れて人を妬むは、是則ち國家を亂す根となり、世間を損ざす基となる。佞奸の甚しき、誠に大盜賊の張本なり。誡めずはあるべからず。是に依て大屋、笠木が跡に於いては、假令器量の子ありとも立つべからず、他國に追放すべし」とぞ仰せ出されける。諸將諸親是を聞きて、道理に伏して一言を申出す人もなく、彼兩人が一跡悉く沒收して、妻子郎從殘なく他國へ追放れけり。一朝の怒を忍ずして、其身命を失ふのみに非ず、科なき妻子まで禍に罹て家門を滅亡せし事、諸人の誡是にあり。前車の覆るを見て愼を思はざらんや。忍の一字は、上世後代不易の行たるべき事、貴賤能く守るべし。是身を持つの大要なり。

○山内御山莊に於いて喧嘩

同七月四日、山内御山莊に於いて、大屋二郎と笠木平内と口論を仕出し、兩方互に太刀を拔いて、散々に切合ひければ、折節有合ひける人々是を取支へんとする程に、太刀鋒に當りて血を流し、或は腕頸を打落され、殿中大に騷立ちて、兩人が召使ひける郎從共この由を聞付けて、御山莊に走來り、左右に別れて打合ひければ、手負死人多く出で來り親類與力の輩贔屓々々に方人して、事夥しくなりければ、すはや大事に及ぶぞとて百姓等周章狼狽へ、資財を取除け子を倒に負ふて、騷逃る間、鎌倉中の御家人等、何事とは知らず、甲冑を帶し馬に策つて、將軍家へ集るもあり、相州の亭に來るもあり。その間に、かの兩人は雌雄を決して、相互に切死にければ、手負は自身の過になり、方人は時の扱の爲と稱して、殊故なく靜りけり。相州仰せられけるは、「大屋笠木の兩人共に弓馬の藝に於いては、隨分に嗜みて物の用に立つべき者と思ひける所に、この比に至つて大に奢を起し、兩人ながら家作壯麗に、身の出立も分際に過ぎたり。奢付きぬれば、邪欲になり、後暗き覺悟も出來ぬらん。奉公の躰更に心の外に見えて、物云ふ事

物音も聞難く、山上に構へたる聽聞所の平張一同に崩倒れしかば、或は手足を打損じ、或は頸の骨を推折られ、諸人臥轉び、希有にして逃出づる。山の嶺より路の北に滑落ちて半死半生に成りつゝ、前後を知らぬも多かりけり。さしも貴かりける大法會一時に打醒めて、匍々下向する者も、雨に霑れ泥に塗れ、最見苦しき有樣なり。同十日いとゞ雨降續き今日は殊更垂籠て、暗の如くにして、物間も定ならず、午刻計に龜谷を初として、泉谷の間、所々の山々崩れければ、其邊に住みける大家小家、或は大石の轉來るに打破られ、或は山裂落ちて土中に埋れ、男女老少逃惑ひ、啼叫ぶ聲雨の足に和して響渡り、世は早滅して鎌倉は只今泥の海になるべきなりと、貴賤上下色を失うて、足を空にぞ成りたりける。夜に入りて雨少しつゞ晴に成て、次の日は白日青天なりければ、埋まれたる者共の一門親族、涙と共に鋤鍬を用意して、土を掘りのけ死骸を取出す。或は資財雜具に堰れて未だ死もやらず、片息になりたる者もあり。或は柱棟の下に打倒れて平に匾けて死するもあり。歎悲む聲洋々として物の哀を止たり。空しき戸を寺々に送りて、泣く泣く泉下の客として、一堆の塚の主となし、經讀佛事を營むも思寄らざる憂を受け、俄に無常を身に知りて世を厭ふ心より、尼法師となりて後世を求る人も多かりけり。

納言家の御時は、幕府に候じて宿直を勤め、格子上下の役を致し、武州前史禪室最明寺入道二代は、この作法の如く奉公せしむべきの由仰せらる。今更是を改難し。但し官途に於ては、本道を相兼ねざるの間、右筆の役計をもつて奉公を致すの輩、官位の事雅意に任せて補任せらるゝの條、然るべからず」となり。是に依て、文親は本道を相兼ね、文幸は右筆計を勤めければ、相論の事も自相止みけるとかや。

○無量壽院法會 付 大雨洪水

同六月三日、故秋田城介義景が十三年忌の佛事執行ひ、無量壽院に於いて經營す。去ぬる朔日より、今日に至るまで、二夜三日の中、十種供養あり。今正日を迎へて、多寶塔一基を供養せらる。導師は若宮別當僧正隆辨なり。說法の聲、空界に滿ちて、諸天も是に感じ、賢聖眼邊此座に影向し給ふらんと、參詣の貴賤隨喜の淚を流さぬはなし。伊勢入道行願、武藤少卿入道心蓮、信濃判官入道行一以下の數輩、結緣の爲に法場に列り、往昔の面影二度此所に見渡る心地して、坐に悲淚を拭ひける所に、說法の最中に、大雨降出でつゝ、車軸を流して夥し。四方打覆ひ暗み掛りて、小止なく瀉すが如く降る雨に

正日—祥月命日

荒涼―傍若無人

遙に雲外に響き、山海に亙る。色音比和してめでたく調りける時、右近將監中原光氏、賀殿の祕曲を舞ひけるに、花の袂は風に薫り雪の袖は雲に翻る心地して、簾中も庭上も感に堪へたる殊勝さは、心も詞も及ばれず。一條中將能基朝臣仰せに依て、祿物を光氏に賜る。天下安泰の德を表し、當座の眉目奇世の伶人かなと思はぬ人はなかりけり。

○高柳彌次郎縫殿頭文元と訴論

同五月上旬、將軍家の御息所御懷孕の沙汰あり。業昌朝臣に仰せて、御祈の爲、天曹地府の祭を奉仕す。此所に高柳彌次郎と縫殿頭文元、所領の事に依て相論を致せり。彌次郎幹盛訴へ申しけるは、「文元は陰陽師の職者として、その子息等太刀を帶き、嚴しく出立ちて、世間を横行す。偏に武士の行跡に似たり。荒涼の躰裁頗る公儀の格式を蔑にするか、誠に側痛し。早く先本道の威儀に返されずは、漸々奢侈の所行を企て、文武の道相混じ、貴賤漫に法に違ひ、亂根の基たるべし」となり。是に依て奉行、頭人この事評議あり。文元が子息、大藏少輔文親、大炊助文幸を召して、子細を相尋ねられ、「彼等陰陽寮の子孫たる事は爭ふべからずといへども、右筆の職掌を相兼ねたり。七條入道大

なり。翌日将軍親王御濱出ましします。供奉の人は豫てより定められしかば、難澁せしむる義もなく三日御逗留ありて、還御なりけり。同三月四日、御所の御鞠の壺にして、童舞を御覽あり。鶴岡法會の舞樂を引移され、舞童等を南北に分けらる。土御門大納言、花山院大納言は簾中に候ぜられ、從二位顯氏卿、從三位基輔卿、一條中將能基、八條中將信通、六條少將顯名、唐橋少將具忠等伺候の輩、位階に隨つて著座あり。左の樂には、三臺、泔州、太平樂、散手、羅陵王、右の樂には長保樂、林歌、狛桙、貴德、納蘇利と定めらる。伶人舞童等、今日を晴と出立ち、色を盡して花を飾り、堂上堂下さざめきて、東國の聞物頗る何事か是に勝るべきとぞ思合れける。夫樂は天地純粹の元氣を延べて、性理靈昧の峻德に法る。凶惡邪穢の路を塞ぎ、風を移し俗を變へ、君臣和して、上下契ひ、貴賤敬に基き、長幼順に軌とす。節を合せて奏すれば、萬民德に歸し、曲を守りて調ぶれば、庶品樂みに返る。この故に先王樂を立つるの原、五聲、八音、律に應じ、鬼神感じ、道義治る。手の舞、足の蹈む所、天文生成し、地理長育す。誠に是神是聖、既に人その德の施す所を蒙る。抑太平の儀表なり。松若、禪王、乙鶴、竹王等童舞の祕曲を盡しければ、上下感じ給ひける所に、又左の方より管頭一越に吹出たる聲

羅陵王—羅は蘭の誤

一越—調子の名

より御息所は還御し給ふ。

○武藏守平長時死去　付　將軍家若君御誕生

文永元年八月十日、北條武藏守長時卒去あり。是相摸守重時の嫡子たり。さしたる文才のあるにはあらざれども、その心操柔和にして、人を愛し道を嗜み、衰へたるをとりたて、非道を諫め、内外につけて然るべき人なりけるに、俄に病出し、幾程もなく失せ給ひければ、恩顧好交の輩その方樣の人々は、淚を血に替へて歎かれけり。年未だ三十五歲、一時の花と散果てたり。人間の一生は風前の孤燈、榮耀は又草頭の露、誠に消易き世の中なり。同月十二日に、將軍家の若君御誕生あり。日比よりの御祈禱加持の勳力に依て、御子母共に堅固にぞ渡らせ給ふ、めでたかりし御事なり。諸將諸侍思ひ〳〵の御産養ひ色々の擎物山を重ねて奉りけり。

○將軍家童舞御覽

同二年二月二日、御息所既に相摸守時宗の亭に入御あり。是將軍家二所の御精進に依て

○時宗執權となる

回祿—燒失

と兩六波羅として、畿內西國の政道を行はる。時賴入道の二男左馬頭時宗は、天性篤實にして仁德あり、禮節自ら其宜きに合ひければ、幼稚ながらも其器に當り給へりと、人ごとに見參らせけり。今年十三歲にして、時賴入道の家督を繼ぎて、相摸守に任じ、執權職に補せられ、政村、長時輔翼として、政道を佐けらる。同十二月、將軍家の御息所御產の事近付き給へば、宮內權大輔時秀が家を御產所に定めらるゝ所に、十七日戌刻に、荏柄社の前より失火ありて、塔辻まで燒きたり、時秀が家も回祿せしかば、俄に武藏守義政の亭に入れ奉るべき評定一決し、同二十四日御方違の沙汰を以て陰陽師等を召して、異見を尋ねらる。「二十四日は沒日なり、御憚あるべきか」と晴茂朝臣勘へ申す。業昌朝臣申しけるは「建長六年四月二十四日は丙寅沒日にて候ひしに、大宮院御產所に入り給ふ、憚なかりき。此度もその例に任せらるべし。次に御方違の事二十九日を用ひらるべきか」と、業昌又申して曰く、「其日は往亡日なり。但し御產の事には憚如何」と申したりけるを、晴茂は「苦かるべからず」と問答しけれども、將軍家には憚るべきの義を御許容あり。一日引越して同じく二十八日に、左近大夫將監公時朝臣の名越の亭に入れ奉り、御產所と定めて、若宮の僧正、御祈の師として加持し奉らる。次の日名越

業鏡―地獄閻魔の廳にありと云ふこれに照せば亡者生前の善悪の行業悉映ずと云ふ

袈裟を著し、繩牀に上り、坐禪して、辭世の頌を書して曰く、

業鏡高懸三十七年　一槌打碎大道坦然

弘長三年十一月二十二日　道崇珍重

と云へり。然るに時頼入道は、平生武略を以て君を助け、仁義を施して民を憐み、天理に契ひ、人望に應じ、臨終正念にして、手に定印を結び、口に辭頌を唱へ、卽身成佛の瑞相を示し給ふ。寔に權化の再誕なりと稱すべし。初寛元四年より康元元年まで、首尾十一年は執權の職に居て、落飾の後七年に至る、總て十八ヶ年、政道正しく天下無爲なり。北條家の政理、泰時時頼の二代を以て最も盛なりとす。將軍宗尊親王甚だ歎かせ給ひて、哀傷の和歌を手向けらる。京都よりは右少辨經任を勅使として、鎌倉に赴きて弔せらる。天下貴賤の愁歎は云ふ計なく、久しく物の鳴を留め、知るも知らぬも悲の色深かりけり。

○時宗執權　付　御息所御產祈禱

時頼入道の嫡子式部丞時輔は、京都に居ゑられ、北條重時の二男陸奧左近大夫將監時茂

八重垣—八雲たつの歌
山の井—淺香山の歌なり
合點—批評
○時賴逝く

弘長三年二月に、北條相摸守政村が亭にして、一日千首の和歌の會を興行す。將軍宗尊親王御幸まします。この君和歌の道に長じ給ひ、朝には八重垣のともに御心を寄せられ、夕には山の井の水に御思を寫し給ひ、春は霞の內に、芳野初瀨の花の梢を嘯き、秋は霧の間に更科姨捨の月の影にあこがれ、柿本、山邊の古き跡を尋ね、定家、家隆の新なる軌に隨ひ、常に諷詠、吟哦の窓を離れ給はず。政村も政務の暇、數奇の道とて好まれける故に、この御會を催され、題を探りて懸物を置かれ、連衆十七人辰刻より酉刻に及びて、千首の和歌を詠畢あり。夜に入りて、酒宴あり。將軍家與を盡して還御なりけり。同七月に、將軍家去ぬる建長五年より、正嘉元年迄詠せ給へる和歌を集めて、初心愚草と名付けらる。又今年詠じ給ふ和歌の內、三百六十首を撰出し、御合點の御爲にとて、前民部卿爲家入道の許に遣さる。其中に、人の耳目を驚かす秀歌多し。爲家入道深く褒美せられけり。同十一月二十二日正五位下行相摸守平朝臣時賴入道道崇最明寺の北の亭にして逝去あり。年三十七歲なり。日比病氣に罹り、身體快らず。醫療更に效を奏せず。既に危急に及びしかば、最明寺に籠り、心靜に臨終すべしとて、尾藤太入道淨心、宿屋左衛門入道最信只二人の外、人の出入を留められ、正しく臨終に及びて、衣

○重時逝く

からず。次に佛事追善供養の事、其人の分際に應ずべし。其分際に過ぎて、費多く、只名聞を以て作善を營む事却つて罪障を招くに似たり。佛事は其人の分限に隨ひ、眞實清淨の志を勵すべし。他の名聞を思ふべからず」と、是等の條々嚴制を加へられたり。奉行、頭人、評定衆少も私あるべからざるの趣連署の起請文を召され、上下相通じて怨なく、只太平の和を布かばやと政道を大事に掛け給ふ所に、弘長元年十一月に、前陸奥守入道北條重時卒去あり。今年六十四歲。極樂寺と號す。是は義時の三男として、この子孫を赤橋と稱す。去ぬる康元元年三月に、重時執權の職を辭して、舍弟北條政村其代となり。時賴と連判し、天下の政治を行はる。時賴又入道して、猶政道を口入せられしかども、奉行、頭人、評定衆の中に、奸曲の絕えざる事を歎き倦じ、竊に諸國を抖擻して、世の非道を窺ひ三ヶ年の旅客を經て鎌倉に歸り給ふ。貴賤上下悅合ひける事、稚子の母に逢ふが如し。誠に政德直にして、諸人深く辱を思ひ、淳和に歸しけるこそ有難けれ。

○將軍家和歌の御會　付　時賴入道逝去

○奉行頭人政道嚴制 付 北條重時卒去

此比奉行、頭人、評定あり。京都上下夫錢、大番、諸役の定、其沙汰を行はる。「海道の驛馬、御物送の人夫、毎度定の外を召使ふ事、土民旅客の憂あり。宿々早馬の用意二疋を定置るゝ所に、四五疋も取る事は、役所々々の煩少からず。向後に於いては定の外を取るべからず。京都上下の送物は、其多少に隨ひて、人夫の數を定むべし。夫役の者、路次にて狼藉すべからず。次に又關東御分の神社、佛閣興行あるべし。祭の事は豐年にも奢らず、凶年儉さずといへり。是定れる禮典の法なり。近年は神事の躰古法に背き、過差を好み、世の費を省みず、神慮更に測難し、向後恆例の祭祀、古法を守りて怠るべからず。次に社頭は先規に委せ、小破の時に修理を加へよ。大破に及びて言上せば、時に隨ひて御沙汰あるべし。近年社司の輩神領の利潤を貪り、社壇は破壞損倒すれども顧みず、神慮を恐れず、頗る公儀を忘るゝ者なり。向後其法に背かば、神職を召放たるべし。次に諸寺の僧徒等、僅に勤行修法の名あれども、眞實の信なし。寺の職を嗣するに、學道の器量を撰ばず、愚鈍無智の者を代僧に立てて嚴重の御祈禱を勤めさする事然るべ

物怪きて—つきものがして

一日頓寫—衆人を會し法華經を一日に書寫し了るを云ふ

記莂—修行者の未來の證果を一々區別して豫言すること

なく穩なりけり。同十月十五日、相摸守北條政村の息女、この日比より物怪憑きて、今日は殊更に狂亂れ、様々のことを口走りける間に、驗者を招きて、子細を責尋ねければ物怪現れて、「我は比企判官能員が娘讃岐局なり。常に恨ることありて、死して大蛇となり、頭に大なる角生ひて火炎の如く、熱さ堪難く、身の置所なく、苦みを受け、比企ヶ谷の池の底に住むなり。此悲しさを如何にもして助けて給へや」とて誠に苦しげなる有様なり。是を聞く人、身の毛よだちて、恐しさ限なし。相摸守政村、この爲に一日頓寫の法華經を書きて、讃岐局が跡を弔ひ、供養を遂げられ、若宮の別當僧正を導師として説法の最中に、彼の息女、苦しげに打臥して、舌をいたし脣を舐り、身を悶え、足を延べて、偏に蛇身の出顯れて聽聞するかと覺えたり。僧正近く立寄りて加持し給へば、惘然として眠るが如く物怪は醒めにけり。抑この經は一代十二部の中に於いて經王と定められ、五逆の調達は、天王如來の記莂に預り、八歳の龍女は、南方無垢の成佛を唱ふ。讃岐局假令業障重しと云ふとも、今この經王書寫供養の功德に依て、忽に苦道を遁れ速に淨土に生れけん、貴かりける御事なり。

歸られ、皆各々召上せて、賞罰正しく行はれ、先代忠勤の家督を相續せしめ給ひけり。是に依て、諸國の武士共、近年鎌倉の奉行頭人の私欲奸曲なるに付て恨を含みし輩一朝に憤を散じ望を達して、時賴禪門を慶賀し進せたり。邪曲の奉行、頭人に媚諂ひける者共、身を抱き先非を悔いて正道に入りける有難さよ。青砥左衛門申しけるは「この事今十年とも御沙汰なかりせば、叛逆の者多かるべし、誠に貴き賢才かな」と感じ奉りけるとかや。

○律師良賢斬罪 付 讃岐局靈と成る

龜山院の御宇、弘長元年六月に、故三浦義村が子息律師良賢は、伊豆の御山に隱れて、年月を送りしが、譜代の郎從等が子息末孫の輩此處彼處にありけるを、尋求め聞出し、密に語集めて、叛逆の計策を廻らしける所に、その事露れて、鎌倉にして生捕られ、同類與黨を探出し、首を刎ねて、由比濱にぞ梟けられける。「謀叛人の一類は枝を枯し根を斷つべしと申すは、この事なるべし。無用の仁慈を以て、政道を大樣にして、又この騷のありける事よ」と申す人も侍りき。是に依て、鎌倉中暫く靜ならざりしが、程も

抖藪―また抖擻に作る行脚して物を乞ふ

抖藪の聖熟々と聞給ひ、「其は御痛しき御事なり。押領せられし人の御名をば誰とか申し候ぞ」と問はれたり。尼公申されしは、「その先は、右大將賴朝卿平家御追罸の時、難波六郎左衛門と申せし者、梶原景時の手に屬して、軍功を抽でたりしかば、勸賞行はれて賜びたりける所領なるを、尼が世迄は斷絶なく相傳して、夫にて候難波三郎兵衛尉身罷りて、世を嗣ぐべき子さへ打續きて死に候へば、尼が身の置所なく、悲しさは限もなし。何しに命の存へて憂目を三保の浮海松の、今は寄邊もなき所に、尼が爲には小舅にて候瓜生權頭に、押領せられ、斯る有樣に淪倒れて、甲斐なき身と成果てて候ぞや」とて涙にのみぞ咽びける。聖は餘に哀と覺えて、笈の中より小硯取出し、卓の上に立ちたりける位牌の裏に一首の歌をぞ書かれける。

　難波潟潮干に遠き月影のまたもとの江に澄まざらめやは

聖は尼公に暇乞して、「もし鎌倉殿に對面申す事あらば、忘置かず披露して參らせん」と白地に云ひ置きて、宿を立出で給へば、尼公も名殘惜げに見送り奉りぬ。斯て時賴禪門諸國抖藪畢りて鎌倉に歸り給ふ。軈て彼の位牌を召出し、瓜生が所帶を沒收して、尼公が本領の上に副て賜りけり。是のみならず、諸國の間に三百四十餘人の非道の者を記して

られて、いとゞ袂は霑る計なるに、立入りて宿を借り給ひければ、年闌けたる尼公の杖に縋りて出でられ「御宿借し奉るべき事は易けれども、侘て住なる賤の伏屋、藻鹽草ならでは敷忍ぶべき物もなく、磯菜より外には進らすべき設も候はねば、中々御宿參せても甲斐なくこそ」と聞えけるを、「さりとては日も早暮過ぎたり。來方遙に往前も覺束なし、枉て一夜を明させて給べ」と云侘びてぞ留り給ひける。旅寢の床に秋深けて、浦風渡る浪の音、夜寒の衣袖冴えて夢も結ばず明されたり。朝朗の霧間より起出で給へば、主の尼公手つがら飯匙とる音して、椎の葉を折敷きたる上に餉盛りて持出でたり。甲斐甲斐しくは見えながら斯る業なんどに馴れたる人とも見えねば、覺束なく覺えて、「などや御内に召仕はるゝ人は候はぬやらん」と問ひ給へば、尼公さめ〴〵と打泣きて、「左候へばこそ。尼は親の讓を得て、この所の一分の領主にて候ひしが、夫にも子にも後れて便なき身と成果て候ひし後、惣領某と申す者、關東奉公の權威を以て重代相傳の所帶を押取りて候へども、京、鎌倉に參りて訴訟申すべき代官も候はねば、此二十年家衰へて窶しく、麻の衣の淺ましく、樵積む柴のしば〳〵も存へ住むべき心地もなく、袖のみ濡るゝ露の身の、消えぬ程とて世を渡る、朝食の煙の心細さ、只推量り給へ」とありければ、

○時頼の行脚

けり。時頼入道は天台、法相、律、三宗の智識に逢うて佛法の奧義を極め、又大覺禪師に謁し、その外數多の禪師に相看して、心地を大悟せられたり。實に理世安民の爲にや、諸人の中にして、かく仰のありける殊勝さよと、心ある人は申合へり。その後は一室に閉籠り。親しきにも對面無し。青砥左衛門尉藤綱、二階堂信濃入道と只二人計、常は參りてはべりしが、幾程なく時頼禪門死に給ひけり。二階堂入道悲に堪ず、後世の御供せんとて自害致されけり。左馬頭時宗歎の色深く樣々の佛事をなし給ふ。鎌倉中は云ふに及ばず、諸國の貴賤是を歎く事赤子の母を喪ふが如し。實には然らず。世にはかく披露して、二階堂入道只一人を召俱し、密に鎌倉を忍び出で、貌を窶して、六十餘州を修行し給ふ事三ヶ年、在々所々の無道殘虐を聞出さんが爲とかや。中にも哀なりける事は、或時攝津國難波の浦に至り給ふ、世渡る業の苦しさは何國も同じ事ながら、殊更難波の蘆の屋の鹽汲海郎の暇なみ、營む事の易からぬ、身の有樣こそ哀なれと、愈心に感慨し給ふ。日既に西に傾きて、人の往來も稀々なり、鳴送る蜩の聲も遠近淋しき暮に及びて、とある所の家に立寄り、宿を借らんと見給ふに、昔はさもありける人の住荒しけん跡と見えて、垣間疎に軒傾き、時雨も月も漏るらめや、さこそ佗しき草の戶差露深く閉ぢ

入道是を歎き、頭人、評定衆を集めて宣ひけるは、「諸國無道の科人を罪罸に行ひし事、數百人なり、三浦泰村父子叛逆より以來是程に人多く損じたる事はなし。奉行、頭人、評定衆の奸曲なるが致す所。其罪既に我が愚にして、下の歎を知らざるに起れり。萬民を惱し、惡徒を損ず。我何の面目ありてか諸人に見えて、國家を治むと云ふべき。然るに時頼入道が天下の執政たる事は、時宗未だ幼稚なるに依て、代官として暫く諸事を綺はべりき、時宗幸に今成長して、しかも執政の器量に當り給へり。外には學問を好み、内には道德を嗜み、進みては仁を專とし、退きては行に失あらんことを悔省て、賢君子の德備れり。今は早世の中の事心易く存ずるなり。我が愚案を以て、久しく諸人を苦むべきは、天道の譴遁難し。向後の事は、太郎時宗に讓り侍る。將軍家の執政として、頭人、評定衆の邪を禁じ、泰時の政理に從ひて、國家を治め給へ」とて、淚をぞ流されける。暫ありてまた宣ひけるは「某が愚の一つに依て、現當二世を失はんとす。佛神の冥慮誠に恐るべし。父祖の善惡は必ず子孫に報ゆと云へり。因果の道理遁るまじければ、我が愚を以て多少の人を損害せし故に、子孫の後榮も賴なし。未來もさこそ悲かるべけれ」とぞ宣ひける。是を承りし輩は只理に屈して申すべき言葉なく、坐に淚を催し

砥左衞門尉藤綱が申すに違はす。是に依て、評定衆を初て、非道の輩を記さるゝに、三百人に及べり、時頼入道是等を召出し、理非を決斷し、科の輕重に從ひて、當々に罪し給ひけり。斯て仰せありけるは、「往昔義時、泰時宣ひ置れしは、頭人評定衆の事、此一家一門の人に依るべからず、智慮有りて學を勤め、正直にして道を嗜み、才覺もあらん人を撰出して定むべし」と、然るを近代時氏經時より以來、評定は只其家にあるが如し。その子孫或は愚にして理非に迷ひ、或は奸曲有りて政道の邪魔となる。是亡國の端にあらずや。諸人の惱是に過ぐべからず」とて、器量の人を撰びて、諸國七道に使を遣し、諸方の非道を尋探らる。探題、目代、領主たる輩無道猛惡の者二百餘人を記して、鎌倉に歸る。時頼入道是を點檢し、科の輕重に從ひて皆罪に行はる。有難かりける政道なり。

○時頼入道諸國修行　付　難波尼公本領安堵

時頼入道の政道、理非分明にして、奉行、頭人、評定衆、其掟少は古風に立歸るかと見えしかども、諸國の守護、地頭等は猶も私欲非義の事あり。訴論更に絶遣らず。時頼

綾羅を厳り、食には肉味を喰ひ、美女を隱して濫行を恣にす。亦その中に學智行德の僧あるをば妬憎む事、老鼠を見るが如くし、王法を恐れず、公役もなし。偶白俗に示す所、地獄淨土を方便の説とし、三世不可得の理を誤り、罪惡に自性なし、善法も著せざれと、是に依て、檀那の心無道に陷り、法度を背き、道を破り、世の災害と成行き候。神職祝部の者は神道の深理を取失ひ、陰陽顯冥の相に惑ひ、祈禱に綷を寄せて、財寶を貪り、託宣に詞を假て、利欲を旨とす。武家より始て、儒佛神道に至るまで大道悉く廢れ、利欲大に盛なり。奉行頭人より萬民まで皆奸曲邪欲を本として、迭に怨み、迭に怒り、胸に咀ひ、口に謗る。この故に國中頻に喧し、たゞ殿御一人正道を重じ、正理を守り御威勢強くましますゆ故にこそ上部計はせめて安穩無事の世中のやうには見えて候ものを」と語り申しければ、時頼入道は大息つきて、暫くは物をも宣はず。良有て仰せられけるは、「御邊かく國家政道の亂れたる事を我に知らさせける事は、誠に大忠の至り、何事か是に勝らん。然れば奉行頭人、評定衆に奸曲重欲のあらんには、下民何ぞ奸しき事なからんや。この罪皆我が身に歸す。我愚にして、上下遠きが致す所なり」とて大に歎き給ひ、その後正直の者十二人を撰出し、密に鎌倉中の有樣を尋聞かしめらるゝ所に、青

行ひ、百姓を責虐し、押領重欲を專とす。天下喧しく、相唱ふといへども、更に以て知召さず。是上下の遠くまします故にて候。凡そ歩より行くものは、一日に百里を過ぎて行程とす。堂上に事有りて、十日にして聞召さゞるは、百里の情に遠り、堂下に事有りて、一月に及びて聞召さざるは、千里の情に遠り、門庭に事有りて一年まで聞召さずは、萬里の情に遠ると申すものにて候。奉行、頭人私欲を構へ、君の耳目を蔽塞ぎ、下の情上に達せざれば、この御館に座しましながら、百千萬里を遠り給ふ。每事斯の如くならば、國民互に怨を含みて、その罪必ず一人に歸し、軈ては遂に天下の亂となるべく候。又當時鎌倉中に、儒學盛に行し、聖賢の經書を取扱ひ、講讀の席を啓く事軒を競べて聞え候。かの學者の行跡更に故聖の掟を守らず、佞奸重欲なる事殆常人に增り、毀譽偏執を旨とし、他の善を蔽ひ妬み惡を表して救ふことなし。況や佛法は是王法の外護として、國家平治の資とす。道行殊勝の上人有りて、四海安穩の祈を致し、生死出離の教を弘むるは、佛法の正理なり。然るを今鎌倉諸寺の僧、法師と云はるる者、多くは空見に落ちて、佛祖の教に違ひ、無智にして住持職を受け、僧綱高く進み、貪欲深く檀那を諂ひ、何の用ともなき器物を貯へ、茶の湯、遊興に施物を費し、身には

理を重くし、賞罰を明にして、無欲を專とすといへども、無道の訴論は、年を經るに隨ひて、愈重り、月を積むに任せて益々滋し、萬民上下猛惡の盛なること頗る防ぎ難し。抑是我が行跡に非ある故歟、自省るに知難し。汝靜に見及ぶ所あらば、有の儘に申して聞せよ、直に諫言とはなしに、聖賢の示敎なりと思ひはべらん」と宣へば、藤綱頭を地に付け、涙を流して申しけるは、「尩弱の愚蒙元より短才の身にて候へば、我だにも修り得ざる所に於いて、君に非法のおはしますべき事爭か見咎め奉るべき。然れども、心に存ずる趣を仰を蒙りながら、默止して申さざらんは、却て不忠の恐遁難く候へば、心に存ずる所を以て言上すべきにて候。この比諸方の間に於いて、政法を輕め無道の行ひ多く候事は、全く御行跡に奸曲ましますにもあらず。政道に誤ありとも覺えず候。但し上下の遠きに依ての御事にこそ、國家に不孝無道の者數を知らず、訴論是より多く出來候と見えて候、その中に、訴論を構へ、內緣を以て、奉行、頭人に窺へば、非なるは罪科遁るべからず。下にて某扱ひ侍らんとて理非の訴を上に通ぜず、押して中分に決せらる。理あるは半分の負となり、非あるは大に勝ち候。愚なるは是を國法かと思ひ、智なるは歎きながらさて止み候。是より遠境の守護、目代等皆この格に習ひて、非道を

き、身延と云ふ所に一字を構へて、移住せらる。弘安五年九月に、武藏國に打越て、池上といふ所に行致り、同年十月十三日に遷化あり。其弟子日朗、日昭以下、上足の弟子等諸方に廻りて、法華經を讀誦し、題目を唱へ、不惜身命の行を勤め、漸く宗門世に弘通し、持經修道の男女貴賤諸國に今盛なり。

○時賴入道青砥左衛門尉と政道閑談

最明寺時賴入道は、天下政理の正しからん事を思ひ、四海太平の世を守りて、仁を專とし、德を治め給ふといへども、時既に澆薄に降り、人亦邪智の盛なる故にや、諸國の道義次第に廢れて、非法非禮のみ行はれ、正道正理は埋れ行きしかば、罰を受る者は日を追て多く、誡を蒙る者は、月に隨ひて少からず。奉行、頭人と云はるゝ人々も不孝、不慈にして廉直ならず。これに依て、職を改め、所領を放たるゝ輩、是更に絕ゆる事なし。時賴入道朝夕是を歎き給ひ、青砥左衛門尉藤綱を召して、竊に仰せられけるは、「汝は誠に學道を勤めて、仁義を修め廉恥を行ひ、奉公に私なく行跡に非なしと見る故に、他人には替りて貴き人と覺ゆるなり。然るに、時賴は今是天下の執權として、撫民の政

民飢疫の愁に罹る。日蓮卽ち立正安國論一卷を作り、文應元年七月十六日に、鎌倉の奉行宿谷左衛門入道最信を以て、時賴入道に參せたり。時賴入道是を開き見給ふ所に、「日蓮の志、我執輕慢の中より、宗門建立の爲書記せられ、天下この宗門を用ひざる事を憤り、世を呪咀する思あり。文章の趣穩からず」と讒申す人ありければ、打捨てられて侍りけり。又傍には「日蓮法師珍しき宗門を立てゝ、諸宗を誹謗し、鎌倉の執權、奉行、頭人を惡口し、我慢自大なる事世の爲人の爲災害の根なり」と申し沙汰しければ、「かゝる惡僧ならば、鎌倉中に許し置く事然るべからず」とて、弘長元年五月十二日行年四十歲にして、日蓮法師を伊豆國伊東の浦へ流され、伊東八郎左衛門尉朝高にぞ預けられける。同三年五月に召返さる。文永年中に、日蓮法師名越の草菴にありながら、諸宗を誹謗し、行德の碩學を惡口し、將軍家を呪咀せらるゝ由伊和瀨大輔申し行ふ旨有りて、弟子檀那六人と共に宿谷の土牢に入れたりけり。然れども、猶諸人の怒を宥めん爲、龍口の海邊に引出し、斬罪に行はんとす。相州深く憐みて、俄に赦免せられけり。この法師鎌倉近く叶ふべからず、遠島に移すべしとて、武藏前司に仰せて、佐渡島にこそ流されけれ。同十年二月に、相州時宗大赦行はれ、鎌倉に歸り入り、其より甲州に赴

○文應元年

台嶺寺門｜延暦寺園城寺

し給へ。民何の科に依て、かゝる災禍に逢ふ事ぞ」と、時頼入道深く歎き給ひけれども、時運の環る所、力及ばざる折節なり。去ぬる四月十三日に改元ありて、正嘉二年を引替て文應元年とぞ號せられける。同十八日に改元の詔書、鎌倉に到來す。同二十二日政所において改元の吉書行はれ、松殿法印に仰せて、御祈禱の爲千手陀羅尼の法を修せらる。爰に、法華經の持者沙門釋の日蓮法師とて、學智の上人あり。本姓は三國氏、安房國長狹郡東條鄕市川村小湊の浦の人なり。父は貫名左衛門尉重忠、母は淸原氏、日天耀きて胸を照すと夢みて孕めり。後堀河院貞應元年二月十六日に誕生あり。十二歳にして淸澄山の道善房の上人の弟子となり、十八歳にして出家受戒し、日蓮房とぞ號しける。虛空藏求聞持の法を修し、其より台嶺寺門の間に、學行修道し、三十二歳にして大道利生の志を起し、建長五年三月二十八日、七字の題目を唱へて、宗門を開かれし所に、淸澄の道善房是を妬みて、地頭東條左衛門尉景信と心を合せて、寺中を追放す。力なく寺を出でて、相州鎌倉に來り、名越の松葉谷に草菴を構へ、日每に出でて衢に立ちつゝ、七字の題目を稱揚す。是を聞く人或は信をおこし、或は毀を致し、其名漸く鎌倉中に隱なし。去ぬる正嘉元年より、今文應の初に及びて、天變妖災暇なく行はれて、人

御家人ニ者。令レ注ニ進交名一、於ニ凡下輩一、可レ加ニ罪科一之由、可レ被レ仰ニ諸國之守護竝地頭等ニ。但至レ有レ限神社之祭ニ者非ニ制禁之限ニ矣。

是に依て、關東の諸國暫く、修法齋日の間、非道の殺生を停止すといへども、死生不知の輩は、この施行を甘心せず。「枝葉の禁制かな。田畠を荒す者は猪鹿に過ぎたるはなく、堤に穴ほり、陵を崩すものは狐兎に超たるはなし。熊狼の人を傷ひ、雁鴨の稻を食ふ、世の爲に害あり。いはんや魚鳥の味は、人の口腹を養ふ。是を停止して、慈悲とせらるゝは梁の武帝の修道を學び。唐の僖宗の政道を慕ひ給ふらん、無智の尼法師の世を諂ふて、申す事を信じ給ふも、嗚呼がまし」と傾き嘲けるも多かりけり。

○日蓮上人宗門を開く

去ぬる正嘉元年八月より、天變地妖樣々にて風雨、洪水、飢饉、疾疫、打續きければ諸寺諸社に仰せて、國家安鎭の大法を修し、祈禱の懇誠を致さるれども、變災愈重りて、餓莩野に盈ちて、烏犬尸を爭ひ、臭氣風に乘つて、行人鼻を蔽ふ。「是只事にあらず、如何樣政道の邪なる歟、理世に私ある歟。天怒り地怨むる所あらば、罪を一人に示

頳尾―魚のこと詩經に「魴魚頳尾」

き、鼓を撃揚げ、煙矢を飛し、網を布きて逃るを追ひ、漏るゝを捕へて、恠なくして俎上に昇せ、過なくして鼎中に煮る。是に依て、綵羽翠毛は、飲啄するに怖れを致し、金鱗頳尾は游泳するに危を懐き、昊天高く大地廣けれども、遁れ藏るに處なし。旦暮に寒心し、晝夜に消魂す。是十惡の中には殺生最大なり。十善の中には、命を救ふを專とす。人天有頂是を受生の緣とし、佛法修道是を入理の門とする事なれば、大聖はこの悲愁を憐み、君子はその庖厨を遠ざくと云ふ。現生後世に渉りて、不殺放生に過ぎたる功德なし。太平長壽の基、道德仁政の首なりとて、時賴入道を初て評定一決し給ひ、在俗白衣の輩、常には左もこそあらめ、齋日の時節には忌憚りても然るべしとて、文書を出して施行せらる。

六齋日竝二季彼岸殺生事

右魚鼈之類。禽獸之彙。重ㇾ命逾二山嶽一。護ㇾ身同二人倫一。因二玆罪業之甚一。無ㇾ過二殺生一。是以佛教之禁戒惟重。聖代格式炳焉也。然則件日々早禁二魚網於江海一。宜ㇾ停二狩獵於山野一也。自今以後固守二此制一。一切可ㇾ隨二停止一。若猶背二禁過一。有二違犯輩一者。至二

鎌倉北條九代記　巻第九

○御息所御輿入　付　殺生禁遏

龜山院文應元年二月五日、故岡屋禪定殿下兼經公の御娘を、最明寺時賴入道の猶子として、御年二十に成せ給ふを、關東に申し下し、山内に入れ參らせ、軈て將軍家の御息所に備へ奉らる。忍びて御輿入ありけれども、穩敏なるべき御事にもあらざりける間、同じき三月に、御家人等祝義の進物取り〴〵に捧げ奉り、鎌倉の有樣賑々敷ぞ覺えける。この比世の人殺生を綷とし、大名高家より下々までも、獵漁を好み、鷹を臂にし、犬を挽き、山には蹄を懸け、水には網を布きて、飛走鱗甲更に其所を得ず。夫元々の雜類は、含識汲々として生を貪り、蠢々の群彙は、孜々として死を畏る。暫く形は異なれども、悉く命根を惜む事は是同じ。或は生擒の山獸は檻穽に囚れて友を慕ひ、或は鎩翮の野禽は架桁に繫がれて雲を戀ひ、身命を他の餇に投じて、死生を自運に任す。是は未だ殺さざるの者にして、愁ふる思に沈む計なり。彼の漁獵を好む輩、巢を傾け、胎を割

親み、強縁内奏専誡むべし。雙六、四一半の勝負は、博奕の根元として、奉公を怠るの初、盗賊を企つるの起なれば、諸侍堅く停止すべし。萬一背く輩は法に依て行ふべし」とぞ觸れられける。是より上を恐れ、威に服して、暫く非道の訴なく、淳朴の風に歸しけるは、政德の正しき所なり。

婆沙羅—派手

呂望—太公望

衣裳には細布の直垂、布の大口、朝夕の饌部には乾したる魚、燒鹽より外はなし。出仕の時は、木鞘卷の刀を差し、叙爵の後は、木太刀に弦袋をぞ付けたりける。我が身には少の過差もせずして、公儀の事には千萬の金銀をも惜ます。飢えたる乞食、凍えたる貧者には、分に隨ひて物を與へ、慈悲深き事佛菩薩の悲願にも等しき程の志なり。親きに依て非を隱さず、私を忘れて正直を本とす。邪欲奸曲の輩自恥恐れて、行跡を直し、志を改め、上に婆沙羅の費を省き、下に恨むる庶民なし。かゝる人を見しりて召出し、天下の奉行とせられたりける時頼入道の才智こそ、猶末代には有難き人ならずや。夜光垂棘の珠ありとも、見知る者なき時は、珠は石に同じかるべし。藤綱が廉直仁慈の德を治めしも、時頼知り給はずは、匹夫の中に世を終るべし。文王は呂望を知りて、高祖は張良を師とせらる。時頼入道は青砥左衛門尉藤綱を得て、太平の政道を助けられ給ふこそ有難けれ。同十月十二日、將軍家の仰として、嘉祿元年より仁治三年に至る迄、御成敗の式法は「三代將軍並に二位禪尼の定め置かれし所を改め行ふべからず。慥に旨を守るべし。無禮不忠は人外の所行なり。邪欲奸詐は非法の行跡なれば、奉行、頭人殊に愼み申さるべし。摠じて大酒遊宴に長じ、分に過ぎたる婆沙羅を好み、傾城、白拍子に

智破戒の愚僧の金銀に飽滿ちたるも多くあり。然るに去ぬる春の御佛事には、破戒無智の富僧計を召して御供養ありて、實に佛法を修學し、持戒高德の名僧をば供養なし。この御佛事は慈悲の作善にはあらで、只名聞の有樣なり」とぞ語りける。二階堂信濃入道是を聞傳へ、實もと思ひければ、事の次にこの由を時賴にぞ語られける。時賴入道聞き給ひて、「實も彼の者が申す所、道理至極せり、凡そ作善佛事と云ふも慈悲を專として、萬民を悅ばしめ、貧きを救ひ、乏きを助けてこそ衆生を利する道とはなるべけれ。去ぬる春の佛事供養は、當家、頭人、評定衆の末子などの僧に成りたる者共なれば、財寶に不足あるべからず、侈を極め學に怠り、道德もなき者共ぞかし、學德道行ある貧僧は、賤むとはなしに召さざりき。この事を豫て分別せざりけるは、我が大なる誤なり。かく申したるは誰人にてやあるらん、その者の心中奧床し」とて尋ねらるゝに、靑砥前左衞門尉が末にて三郞藤綱と云ふ者なりと申さるゝに、軈て召出して、「今より後は當家に奉公せよ」とて、召抱へられしより、政道の器量ありと見知り給ひ、後には評定衆の頭になされ、天下の事大小となく口入して、富で侈らす、威ありて猛からず。遊樂を好まず。この身の爲には財寶妄に散さず。數十ヶ所の所領を知行せしかば、財寶は豐なりけれども、

此所に青砥左衛門尉藤綱とて、廉恥正直の人あり。その先祖を尋ぬれば、本は伊豆の住人大場十郎近郷は、承久の兵亂に宇治の手に向ひて、目を驚す高名しければ、その勸賞に上總國青砥莊を賜りけり。是より相傳して、青砥左衛門尉藤滿に至り、この藤綱は妾の腹に生れて、殊更末子なりければ、父藤滿もさのみに思はず、然るべき所領もなし。出家に成れとて、十一歳にて眞言師に付けて弟子となす。幼き時より、利根才智ありて、學文を勤めけるが、如何なる所存にや、二十一歳の時還俗して、青砥孫三郎藤綱とぞ名乘ける。近き傍に行印法師とて儒學に名を得たる沙門あり。數年隨逐して、形の如くに勤めたり。相州時頼の三島詣ありけるに、藤綱生年二十八歳忍びて供奉致し、下向道に赴き給ふ所に、人々の雜具共を牛に取付て、鎌倉に歸るとて、片瀬川の川中にてこの牛尿しけるを、藤綱申しけるは、「哀れ己は守殿の御佛事の風情しける牛かな」と打笑ひて通りける。侍共聞付けて、咎問しかば、藤綱申すやう「さればこそ此比數日雨降ず、田畠葉を枯し、諸民飢を悲む所に、この牛尿をせば、田畠の近き所にてもあらで、川中にて捨流しつる事よ。夫鎌倉中に名德智行の高僧達、貧にして飢に臨む輩いくらもあり、無

重て我等を拷問せられても詮なき事か」と申ける程に、慥には知難し。相州時頼入道竊に、諏訪刑部入道一人を御前に召され、直に仰ありけるは、「伊具入道が殺されし事、御邊の所爲なる由下部の高太郎白狀せし上は疑なき事なり。去りながら、その子細を有の儘に申さるべし。品に依りて、御命の事は申宥めて助け參せん」とありければ、その時諏訪入道涙を流して申しけるは「是は比宿意あるに依て、今は堪忍も成難く、隙を狙ひて、かく仕りて候」とぞ申しける。時賴聞給ひ「神妙に候。如何にも御前を申調へて見候はん」とて、奥に入り給ひ、不敏ながらも天下の法令なれば力なし、同九月二日、諏訪刑部入道は首を切られ、平内左衞門尉は、薩摩方硫黃ヶ島へ流され、牧入道は伊豆國にぞ流し遣されける。祖父康賴は、俊寬等と同じく硫黃ヶ島に流され、孫の平内俊職、又此所に流されたりしは、定て因緣あるらめと思合せて覺束なし。

○相摸守時賴入道政務　付　青砥左衞門廉直

相州時賴入道は、國政邪なく、人望誠にめでたく内外に付けて私なしと雖も、奉行、頭人、評定衆の中に、動もすれば私欲に陷りて、廉直を謬る事あり。如何にもして正道

○手垂の熟練

は知られけり。鏃に毒を塗りて射込みたりと見えて、五躰の支節離々になりて、石瓦を袋に入たる如くなり。相州時頼入道に訴へければ、諏訪刑部左衛門入道を召捕りて、對馬前司氏信に預けらる。平判官康頼入道が孫、平内左衛門尉俊職、牧左衛門入道等が一味同意の所爲なりと風聞す。諏訪入道陳じ申しけるは「昨日平内左衛門、牧左衛門入道兩人、某の家に會合して、終日酒宴し物語致して門より外へは出で申さず。爭この事を存ずべき」と兩人を證據に立てたり。平内俊職、牧入道を召して問るゝに、確に證人に立ちたりければ、是非の理明難し。然るに、日比御評定の義あるに依て、諏訪刑部入道が古の所領の地を召上て、伊具に付けられしかば、諏訪と伊具と不會して、互に物をも云はざりけり。この上又「射殺したる矢束の延びたると、射やうの品と頗る世の常の所爲にあらず、手垂の射手の業と覺ゆ諏訪が所爲疑なし」と評定あり。諏訪が下部を捕へて、水火の責に及び、強く拷問して汝が主の刑部入道、既に白狀しけり。この上は何か隱すべき、落ちよ〳〵」と責しかば、下部なれども忠義ありて申すやう、「諏訪殿は斯樣の拷問に恥をかくよりは、科を負うて死せんと思ひて白狀せられ候ひぬらん。我等は下臈なれば、拷問の恥をも痛まず。知ぬ事をば爭か申すべき。諏訪殿既に白狀し給ひなば

と示されしに、時頼入道言下に契悟し、「二十年來旦暮の望滿足す」とて、九拜歡喜せられけり。猶この後も國家靜謐の政事を聞きて、人民安穩の仁德を專に心に籠められ、世間出世諸共に、身の上にぞ治行はれける。明める。晋寧卽ち「靑々たる翠竹盡く是眞如、欝々たる黃花般若にあらずと云ふ事なし」

○伊具入道射殺さる　付　諏訪刑部入道斬罪

正嘉元年二月二十六日、相州時頼入道の嫡子正壽丸七歳にして、將軍家の御所に於て元服あり。武藏守長時以下一門御家人參集ふ。親王將軍家卽ち宗の字を下されて、時宗と號せらる。同八月十六日、將軍家鶴ヶ岡八幡宮に御社參あり。馬場の流鏑馬以下例の如く行はれ、既に還御ありければ、日暮れて黃昏に及び、燈を取る比になりて、伊具四郎入道、今日供奉の役を勤めて、山内の家に歸る所に、建長寺の門前にして、射殺されたり。誰とは知らず、蓑笠を著て、馬に乘たる人、下部一人召俱して、伊具入道が左の方より行違ひて通りしが、田舍より鎌倉に參る人と覺えし。かくて伊具は馬より落て、一言をも云はずその儘死にけるを、郎從驚きて引起さんとするに、大の矢に當りけりと

○政村長時執權

○陸奥守重時相摸守時頼出家 付 時頼省悟

同じく八年三月十一日、陸奥守重時、政務を辭して出家せらる。法名觀覺とぞ號しける。同四月十四日、陸奥守政村執權の事を承り、政所始あり。この人は、重時入道の舍弟として、共に泰時の連枝なり。廉直の政道、諸人の心に叶ひけるにや、又將軍の武威耀く故にや、久しく關東靜にして、最寛にぞ覺えける。康元元年十一月二十三日、相摸守時頼、最明寺にして飾を落し、法名覺了房道崇とぞ號しける。生年三十歲。日比の素懷と聞えたり。時頼の嫡子は、未だ幼稚におはしければ、執權をば重時入道の次男、武藏守長時に預け讓られけり。しかるに、時頼は往初寶治の初、蜀の隆蘭溪、日本に來りて佛心宗を弘通せらる。寛元四年鎌倉の壽福寺に下向あり。相州時頼政事の暇、相看して、佛法の大道を問ひ給ふ。去ぬる建長二年に、建長寺を建立し、同五年十一月二十五日に、落慶供養を遂げられ、道隆禪師を以て開山とせらる。後に蜀の僧、普寧兀菴の本朝に來りしを、鎌倉に招請し、巨福山建長寺に留めて、參禮し見性せん事を望まれしに、政務を止めて工夫を凝し、懇に指示せられしかば、森羅萬像、山河大地自己と無二無別の理を

〇宗尊親王将軍と成る

守重時申受くるに依て、關東御下向の事、催沙汰あり。同三月十九日、仙洞を出でて、六波羅に入り給ふ。八葉の御車なり。これより御輿を奉り、東路に赴き給ふ。月卿雲客並に武士の輩供奉し奉る。上皇潛に粟田口に御幸有りて御覽ぜらる。四月一日鎌倉に著きて、時頼の館に入りたまふ。同五日に征夷大將軍に任ぜらる。同十四日はじめて鶴岡八幡宮に社參あり。供奉の行粧又近代の壯觀なり。御下向の後、政所始あり。兩國司著座、相摸守時頼陸奥守重時參らる。三獻の儀式、吉書御覽じて、後に御弓始あり。閏五月一日、將軍家の御前にして、酒宴あり、近習の人を召出され、醉に和し興に乘ず。相摸守時頼申されけるは「近年關東の有樣武藝廢れ、自門、他家ともに、其職にもあらず、才藝を好み、武家の禮法を取忘るゝ事、頗る比興といふべし。然れば弓馬の藝に於いては、漸々以て試みらるべし。先當座に付いて、相撲の勝負を召決せらるべきか」とありしかば、將軍家御入興有りて、然るべき輩を召寄せて、相撲六番をぞ御覽じける。勝には御劍を下され、御衣を賜る。負には大盃にて酒をたまふ。この比の御遊興なりと上下喜び奉る。奉公の諸人面々に弓馬の藝を嗜むべき由仰出され、御所中に觸れられたり。鎌倉の風儀改りたる心地して、何となく賑ひ、貴賤共に人柄治りてぞ覺えける。

師が白狀の折節薨じ給ひける事、疑心なきにあらず。武家より計ひ奉りけるにやと心ある人は怪みけり。道家公の公達竝に御孫忠家卿は、配流解官せられ給ふ。その中に、二條良實公計替る事なくおはします。これは道家公と御中不和なり、良實公常は、道家公の北條家を恨み給ひて、世を亂らんと企て給ふを歎き入りて、時々諫言せらるゝに依て、道家公大に怒て、父子の間御快らず。時頼是を知る故に、何の御沙汰にも及ばざりき。道家公の御息長男敎實公は、九條殿を相續し、次男良實公は二條殿と號し奉り、三男實經公は一條殿と稱し、近衞鷹司相分れ、五攝家と稱する事執柄の勢を分たんが爲に、武家より計ひ定めける。王道愈々衰敗に及ぶ。末世の有樣こそ心憂けれ。

○宗尊親王關東御下向　付　相撲

宗尊親王は、後嵯峨院第一の皇子、御母は准后平朝臣棟子と申す。藏人勘解由次官棟基の娘なり。仁治三年に、京都にして御誕生あり。建長四年正月八日、仙洞に於いて御元服あり。御加冠の後に、三品に叙せらる。加冠は左大臣藤原兼平公なり。攝政殿下兼經公卽ち親王の御袍御笏等を奉り給ふ。御年十一歲なり。鎌倉の執權相摸守時頼、陸奥

されけり。

○光明峯寺道家公薨ず　付　五攝家相分る

建長四年二月に、相摸守時頼、陸奥守重時、京都に使者を遣し、後嵯峨上皇へ申し入れらるゝ趣は、「將軍賴嗣文武の才に昧く、遊興のこと鄙俗に同じ。國家の政務一向愚に渡らせ給ふ、是に依て、武威甚輕くして、諸人重じ奉らず。是亂世の基たり。然れば、第一の宮宗尊親王を迎へ奉りて、鎌倉の主君に仰ぎ奉らば、宜く太平の時を得奉るべし」とぞ申されける。この事露計も存知たる人是なし。仙洞潛に御沙汰有りて、第一の宮御下向あるべき旨、勅許ましくゝけり。同三月廿一日、三位中將賴嗣、鎌倉の御所を出でて、越後守時盛入道が家に入り給ひ、同四月三日、若君以下を引倶して、京都に上洛し給ひけり。去ぬる二月に、光明峯寺前攝政道家公薨じたまふ。年六十一歲なり。是は賴經の父なるをもつて、北條義時泰時の代には、武家の輩も重じて、威勢も帝王のごとくなりしが、賴經上洛し給ひて後は、北條家を怨み給ふ心有りて、三浦光村にも仰合せらるゝ事ありけり。然れども、將軍賴嗣の祖なる故、關東より其儘差置れける所に、了行法

○時頼重時執權となる

月に、北條相摸守重時は、六波羅を出でて、鎌倉に歸り參らる。時頼の招き給ふを以てなり。諸事の政務を相談し、連署等萬端の沙汰諸共に勤められ、兩執權にぞなりにける。重時は、相摸守を改て、陸奧守になり。時頼を相摸守にぞなされける。重時の一男長時を武藏守に任じて、六波羅に居らしめ、畿內西國の沙汰を執行はしむ。この時國家の諸事、禁中の政、敍位除目の事までも皆武家よりして沙汰せしかば、主上は幼くおはしまし、上皇は只所々の御幸御慰に月日を送らせ給ひけり。建長三年七月に、將軍家從三位に敍せられ、左近衞中將に任じ、相摸守時頼を正五位下に敍せらる。同十二月二十六日、近江大夫判官氏信武藤左衞門尉景頼兩人潛に聞出して、謀叛人了行法師矢作左衞門尉、長次郎左衞門尉久連等を生捕りて、時頼に參らする。推問せられしに、此者共白狀しけるは「前將軍頼經京都に上り給ひて後、潛に諸方の武士を語らひ、世を亂さんと企て給ふ。我等その仰に同意し、三浦一族の輩に、內々契約の事ありけれども、事更に合期し難く、世の變を相待つ所に、運命此所に極り、生捕られ參らせたり」と申しければ、囚人は、信濃四郎左衞門尉行忠に預けらる。是に依て、鎌倉中物騷しく、近國の御家人雲霞の如く馳せ集りしを、時頼出合ひて對面し、禮義を致され、皆國々に返

文は路次より歸洛す。三月九日秀卿貞盛等に賞を行はるゝ所に、小野宮殿仰に、賞の疑しきは行ふべからずとあり。九條殿は忠文下著以前に、逆徒滅亡すと云ふとも、勅定の功に隨ひて、何ぞ棄置かれん。罪の疑しきは刑せず、功の疑しきは賞せよと候とあり。然れども、小野宮殿の御義に依て、忠文が賞の沙汰なし。忠文は九條殿の恩言を深く感じて、富家の願契狀を九條殿に進じ、小野宮殿を怨み奉りて卒去せしかば、其靈の致す所九條殿は家榮え、小野宮殿は跡絕え給ひき」とこの趣を書進じけるを、時賴御覽じて、勳功の奉行に子細を聞召し、同十一月十一日に、筑後左衛門次郎知定を召出し、武藤左衛門尉景賴證人として、恩賞行はれ、一處懸命の地を賜り、喜悅の眉をぞ開きける。

○西園寺家繁榮　付　時賴相摸守に任ず

泰村叛逆して、三浦の家門滅亡の事、時賴飛脚を以て京都に注進せらる、六波羅より、西園寺太政大臣實氏公を以て奏聞あり。一條道家公は、前將軍賴經上洛の事に依て、密に三浦光村に仰せ合さるゝ趣ありけるに付て、關東と昵じからず。實氏公は愈々北條家と交を通ぜらるゝ故に、西園寺の威勢既に淸華の中に秀でて、攝家を輕じけり。同七

今度謀叛の與黨等、落失せたる輩、所々に隱ゐたるを皆生捕りて參せ、各首をぞ切られける。宗徒の人々の妻子共殘りなく探出し、子供は刺殺し、後家は尼にぞなされたる。御味方の軍士は、程に隨ひて勸賞あり。中にも筑後左衞門次郎知定は、去りぬる五日、筋替橋にして、前司泰村が郎從岩崎兵衞尉友宗とて、大力の剛者を打取りて、その賞を望む所に、何者か云ひ出しけん、「知定は、泰村が家人ながら緣者なり。五日の未明には、館の囘を經て、合戰敗北の期に及びて、自害したる岩崎が首を拾うて、御味方に參りし者なり。却て罪科に處せらるべし。何ぞ勸賞あるべき」とぞ沙汰しける。平左衞門尉入道盛阿奉行として、知定を決せらる。知定申すやう「岩崎と戰ふ時、大曾禰左衞門尉長泰武藤左衞門尉景賴等能く見たる事にて候、彼兩人に尋ねらるべし」とは申しけれとも、御疑決せられず。知定一人勸賞に漏れて、讒者を憤り、運命を恨みて月日を送り、同九月十一日一紙の狀を整へて時賴に奉る。先考累家勳功のこと、知定自身忠勤の旨、細細と書きて、讒する人を恨みたる詞の奥に、「昔朱雀院の御宇承平二年に、平將軍將門東國に叛逆す。同三年正月十八日、參議右衞門督藤原忠文は、征夷大將軍の宣を蒙り、關東に下向せしが、未だ下著せざる以前に、二月二十四日、藤原秀鄕已に將門を討ちしかば、忠

騎引入る者共に追縋うて、木戸の内に刎入らんとす。胤秀が郎等臼井平六義成と云ふ者大長刀を水車に廻して走來り、行景が木戸を越えんとする所を、石突にて丁と衝ければ、行景仰樣に倒れたり。平六木戸を越えて長刀の鋩を内甲に入れて乘掛る。行景倒れながら樫の棒にて打拂ふに、平六中天に打上られ、岩角に落掛て首を突いて死ににけり。行景も痛手負うて立も上らず兩人ながら死にければ、敵も味方も力を落して、惜まぬ者はなかりけり。權介秀胤は、「賴み切つたる郎等を討せて、何時迄か此館にながらへん。四方の火は消方になり、寄手は鬨を作りて押入りたり。郎從家子、或は討たれ或は落殘る者共痛手薄手負はぬはなし。敵の手に掛り、生捕にせられて恥見るな」とて、嫡子式部大夫時秀、次男修理亮政秀、三男左衞門尉泰秀、四男六郎景秀心靜に念佛し、數十ヶ所作竝べし館に火を懸け、烟の中に自害して臥しければ、内外の猛火同時に燃えて、半天に立昇る。寄手も近付得ざりければ、皆悉く燒失せて、一人も首は殘らざりし、志こそ猛かりけれ。寄手勝時取行ひ鎌倉にぞ返りける。

〔一〕筑後左衞門次郎知定勸賞に漏るゝ訴

取て返し、我が館に要害を構へ、在々を掠め兵粮を奪ひ、合戰の用意して、向ふ敵を待ち居たり。時頼聞き給ひ、大須賀左衞門尉胤氏、東中務入道素暹を兩大將として、二千餘騎を相副へて遣さる。秀胤は豫て期したることなれば、館の四面に炭薪を積渡して火を懸けしに、焰熾に炎々として、人馬を寄すべき路もなし。寄手の軍兵等轡を竝べ、鬨の聲を作りて、矢を射るより外の事はなし。館の内より郎等三十餘人、馬場の邊より木戸を開きて打て出る。寄手の先陣築木兵庫が郎從五十餘人馳向ひ、火を散して戰ひしが、十七人は討たれて、二十三人手を負ひければ、捲立てられて、本陣に傾掛る。寄手の軍兵是を見て、二百餘騎どつと驅寄せ、秀胤が郎從を中に押包み、一人も餘さず討取らんとする所に、東小才次、御厨五郎、葛西中次以下究竟の剛者四角に割付け、八面に蒐通り、或は馬の諸膝薙いで刎落させ、落るを押へて首を取る。或は引組で勝負を遂げ、力を限に切立てしかば、二百餘人の寄手、立足もなくうち立てられ、手負死人を引除くる隙もなく、はらはらと引退きたり。城兵も流石に力疲れ、薄手痛手負ひければ、木戸を指して引入たり。小野寺小次郎左衞門尉通業が家子に、金鞠藤次行景とて、大力の剛者、黑革威の鎧に、同じ毛の甲の緒をしめ、八尺計の樫の棒に、筋鐵入れて、只一

その外大隅前司重隆、美作前司時綱、甲斐前司實章、關左衛門尉政泰以下の一族各賴朝卿の御影の前に竝居て、迭に最後の暇乞して、念佛高に唱へける。その間に寄手早く寺門に攻入りけるを、三浦が郎從白川七郎兄弟、岡本次郎、埴生小太郎、佐野三郎以下、出向うて防ぎければ、寄手多く討たれつゝ、三浦方も手負ひ疵を蒙り、矢種盡きて力撓み、或は討たれ或は落失せたり。今は是までなりとて、泰村以下の一族二百七十六人、郎從家子二百二十餘人、同時に腹をぞ切りにける。その日の申刻に軍既に散じたり。寶治元年六月五日、今日如何なりける時節にや、さしも累代舊功の三浦の家、忽に運命傾き滅亡しけるこそ悲しけれ。翌日實檢を遂げて、首共殘らず由比の渚に懸けられ、その後事書を出され、三浦の一族或は缺落、或は逐電せし者共、子細に及ばず召捕りて、參らすべしとぞ觸れられける。

○上總權介秀胤自害

上總權介秀胤は、泰村が妹婿にて、總州一の宮大柳の館にあり。三浦に同意して家人郎從二百餘騎を率して、鎌倉に向ひける所に、三浦は早沒落したりと聞えしかば、道より

入道西阿こそ、只今泰村が方へ参りて候。きはめて大剛の者にて、奇計を廻し候はば難義たるべし」と申しければ、時頼聞たまひ、「何條天道に背きし者は假令鐵城に籠るとも、運命更に頼難し。今見給へ、亡びなんものを」とて、騒たる色はおはしまさず。軍は頻に劇くなり、敵味方の鬨の聲、天に響き地に盈ちて、打合ひ攻戰ふ有樣は、修羅の巷に異ならず。大手の大將六郎時定、軍兵共に仰せけるは、「斯ては人多く損じて利少し。只火を差して、燒打せよ」とぞ下知せられける。伊豆國の住人、輕又八義成と云ふ者、泰村が南の小屋に攻上り、向ふ敵三人を薙伏せ、小屋に火をさしければ、折節風荒く吹廻り、焰四方に飛散りたり。作竝べし屋形どもに燃渡りて、一同に燒上る黑煙、火焰を卷きて、雲路を指して燃昇る。火子は雨の足よりも滋し。三浦の者ども烟に覆はれ、防ぐべき力なし。平判官義有申しけるは「迚も遁れぬ事ながら、爰にて燒死んより、いざや法華堂に引退き、故右大將賴朝の御影の前にて自害致し、前代の御恩を報じ奉らん」とて泰村以下北の方を打破り、法華堂にぞ引籠りける。泰村が舍弟能登守光村は、永福寺の摠門の內に在て、郞從八十餘騎陣を張て戰ひしが、向ふ敵を打靡け、泰村と一つになり、法華堂に集りしかば、數萬の軍兵跡に付きて押かゝる。毛利入道西阿、泰村兄弟、

事成りて、心を緩す所に、出拔かれける口惜さよ」とて、物具ひし〳〵と差堅め、家子郎從等を進めて、防ぎ戰ふ。橘薩摩余一公員は、俄のことにて、物具すべき遑なく、狩裝束にて一陣に進み、門の庇の本まで攻寄ける所に、三浦が郎等小河次郎が、櫓の上より落射ける大矢に、頸の骨を射られて、馬より眞倒に落ちたりけり。中村馬五郎是を引取らんと馳寄する所に、片切助五郎が放つ矢に眞甲を射られてたち竦む。防ぐ兵手強くして、人數多く討たれければ、叶難く見えし所に、時賴この由聞き給ひ、「和平歸服の上に、又合戰を起す條、宥むべきにあらず」とて、北條陸奥掃部助實時を以て、將軍の御所を守護せしめ、北條六郎時定を大手の大將軍として、五百餘騎にて遣さる。塔辻より馳隨ふ輩雲霞の如く、家々の旗差し擧け、我劣らじと進みけり。さる程に、泰村が郎等精兵の剛者隈々に待設け、矢を射ること雨の如く、これに中て討るゝ者數知らず、されども大軍新手を入替へ散々に攻戰ふ。諏訪兵衛入道、信濃四郎左衛門尉行忠軍兵を進めて、北の方を攻破る。佐原十郎左衛門尉泰連、同十郎賴連、能登左衛門尉仲氏以下、郎從五十餘人下合ひて防ぎけるが、諏訪入道、信濃行忠、直前に蒐出でて、追靡け、切倒し、一人も殘らず討取りたり。甲斐前司泰秀、御所に參りて、「毛利藏人大夫

○三浦氏の亂

むる計なり。

○三浦泰村家門滅亡

さる程に、時頼の御方に馳集りし諸軍勢等、和平の由承り、人數を引きて在所々々に立歸らんとする所に、高野入道覺地、この由を聞きて、子息秋田城介義景、孫の九郎泰盛を招きて、申しけるは、「和平の御書を、泰村に遣さるゝ上は、向後三浦の氏族等愈々權勢に誇りて、當家は終に掌握に落ちて、殃の來らんこと目前に有りて遠からず。只運命を天道にまかせ、今朝三浦が館に押掛け、雌雄を一時に決すべし。この時に乘るにあらずは、後日を期すとも叶ふべからず。早打立て」とぞ諫めける。城義景、泰盛、父子「畏り候」とて打立ちければ、大曾禰左衞門尉長泰、武藤左衞門尉景頼、橘薩摩十郎公義以下一族同意の輩、三百餘騎、甘繩の館の門前より、小路を東に、若宮大路中下馬の橋に至り、鶴岡の赤橋より、神護寺の門外にして、鬨の聲を作り、五石疊の紋の旗差擧げ、筋替橋の北に陣取りて矢をはなつ。その近邊に陣取りたる諸方の軍士等、「すはや軍の初るぞ」しとて、我も〳〵と馳せ加はる。泰村大に仰天して「こはそも只今、和平の

圍み、非常を誡め、門々を堅めて守護しけり。若狹前司泰村、この由を聞きて、時賴の方へ使を立てて申しけるは閭巷の謳歌、他人の讒濫に付けて、泰村が一家親屬、無實の科を蒙る事恐なきにあらず。毛頭の野心を存せずといへども、催し給ふ所、頗る物騷なり。只深く本を正され候べし。御不審晴れられ候はば、國々の御家人等を、追返し給ふべきなり。若又他の上を誡めらるべき事あらば、御大事如何にも貴命に隨ひ奉るべき旨をぞ申し送りける。泰村内々相催す事あるに依て、三浦の一族諸國の領所より追々に馳參る。時賴の御方には當時伺候の輩は云ふに及ばず。諸方の御家人等日を追ひて參重りて、鎌倉中に充滿す。同五日時賴は、萬年馬入道平左衛門入道盛阿を以て御書を泰村に遣さる。「世上の物騷只事にあらず。偏に天魔の所爲なるべし。貴殿を誅伐せしむべき構あるの由、更に非據の雜說なり。この上は日來別心あるべからず。今何ぞ怨を起すべきや」とて誓言を加へて送られけり。盛阿入道和平の子細を述しかば、泰村は御書を讀みて喜悅の餘、三度頂戴して、返事の趣具に申渡しければ、和平既に調ひ、盛阿座を立ちて歸參しけり。三浦の郎從等は安堵の思を致して喜ぶ事限なし。然れども泰村が舍弟光村家村、彌心奢りて野心を捨る事なし。運命の招く所、力及ばぬ次第なりと眉を顰

けるこそ覺束なけれ。夜に入りて、鎧腹卷の音耳もとに聞えけり。日比逆心の企有る由、告知する人多しといへども、差て信用なきの所に、今既に符合せりと思合せ、侍一人に太刀を持せ、潛に本所に歸り給ふ。泰村大に驚き、寢食を忘れて案居たり。翌日夜に入りて、時頼の方より、近江四郎左衛門尉を使として、三浦が許に遣され、氏信行向うて伺見るに、若狹前司親類一族、面々に兵具を用意し、「弓矢旗棹鎧櫃數を盡して竝べたり。氏信かくと案内しければ、泰村出合ひて、仰の旨を承り、さて御返事と思しくて、申しけるは「この間世上物騷の事泰村が身の上と覺え候。泰村が兄弟皆他門の宿老に越て、正五位下に敍せられ、その外の一族共、大概は官位を帶し、守護職數ヶ國、莊園數千町、三浦一家の榮運こゝに極り、上天の加護測難し。讒訴の愼なきに非ず。口惜くこそ候へ」といひければ、氏信聞きて「如何に、左樣には思召し候やらん。御科なき趣は、靜に申させ給ふべし。御一族の御中に、何か隔の候べき」とて座を立ちて出でければ、泰村送りて出られ、「宜しきやうに申させ給へ」とて内に入りけり。氏信歸りて、用意の次第悉く申入れたり。時頼は舊老の輩に密談して、愈用心嚴くぞせられける。翌日未明より、近國の御家人等馳參じて、時頼の館の四方、雲霞の如く打

潜に武具を用意せさせ、内々祕計を廻らしける。

○將軍家御臺逝去 付 左近大夫時頼泰村が館を退き歸る 竝 時頼 泰村和平

さる程に、左近大夫時頼は、如何にもして、泰村が野心を宥め、世を靜めばやと思はれければ、先づ泰村が次男、駒石丸を時頼の養子たるべき旨約諾あり。されども、泰村愈獨歩の威を施し、將軍家の嚴命を用ひず、無禮にして、奢に長じ、兄弟一族等が振舞、諸人彈指をぞ致しける。かゝる所に、去ぬる五月十三日、將軍頼嗣の御臺所卒したまふ。日比御惱重かりければ、大法祕法、醫針灸治、樣々術を盡すといへども、更にその驗なく、終にはかなくなり給ふ。今年未だ十八歳、花の僅に綻びて、盛を待つだに遙なるを一朝の嵐に散落ちて、憂き世の歎を殘し給ふ。故武藏守經時の墓の傍に埋み奉りけるこそ悲しけれ。御一族の愁傷は申すも中々愚なり。時頼御輕服にて、若狹前司泰村が亭に寄宿し給ふ。同二十七日に至て、三浦の一族殘なく、泰村が家に群集る。時頼の御前に、伺候するにもあらず、拜禮を遂るにもあらで、奥深く居寄せて、額を合せて、私語

一家の門葉なるに依て、國家の政務を相談せらる。秋田城介義景は、藤九郎盛長には孫なり。城介景盛入道覺地が嫡子なりければ、家門に於いて人に恥ず。當時の執權時頼に親ければ、たがひに威を爭ひ、泰村義景兩人が中快らず。このころ北條相摸守重時は、久しく在京し、六波羅の成敗、西國の仕置を勤め、政事に鍛錬ある故に、鎌倉に喚下し、政務の事を談ずべき由、時頼申されけれども、泰村一向に許容せず。しかるに泰村は、時頼に親むやうに見えながら、舍弟光村家村、以下の一族は、前將軍頼經を慕ひ參せ、時頼に野心を挾むこと、色に顯れて見えにけり。秋田城介景盛入道覺地は、年比紀州高野山に居住し、この間、鎌倉に歸りて甘繩の家にあり。左近將監時頼の第に參りて、内々仰合さるゝ旨あり。子息義景、孫の九郎泰盛を、覺地入道呼寄せて、種々諷詞を加へける中に、「三浦の一族は、當時の威勢、肩を竝ぶる人なし。頗る傍若無人なり。某が家に於ては、對揚にも及ぶまじ。内々思慮あるべき所に、子も孫も、同じ心に武道に怠りて遊興に陷り、うかうかとして月日を送る事、言語道斷の振舞なり。今若大事出來すとも、何の用に立つべしとも覺えず。世の笑種となるより外の事あるまじ。返すがへすも奇怪なり」と申されしは、心ありける諷詞なり。義景も泰盛も、頭を伍れて敬屈す。

る。源頼家御事まします。建保元年四月に大魚現じて波上に死す。和田義盛滅門にぶ。このたびの魚の怪異も、世の御大事たるべし。その魚の名を知る人なし。御愼あるべし」とぞ申しける。同三月十二日戌刻計に、大流星ありて、艮のかたより、坤に向ひて行く。その音雷のごとく、長五丈餘なり。空中に耀きて、白晝に異ならず。夥しともいふばかりなし。同十七日には、黄蝶いくらともなく飛集り、空の間に翻る。廣さ一丈計長三段餘にして、黄絹を引はへたる如くなり。其後はら〳〵と散別れ、鎌倉中に飛渡る。昔朱雀院の御宇、承平の初に、常陸下野兩國に黄蝶飛集り、山野の間に盈塞り、後には人家に亂入て、蚋蚊の如くに侍りしが、相馬將門叛逆して、東國暫く亂れたり。後冷泉院の御時、天喜三年の春の比、奧羽常野の四ヶ國の間に、黄蝶の怪異あり。阿倍貞任逆心して、關東大に騷動す。今又この怪異あり。東國兵亂の兆なるべしと、とりどりに沙汰をぞ致しける。

○三浦泰村權威　付　景盛入道覺地諷諫

三浦若狹前司泰村は、駿河守義村が嫡子にて、累世の大名なり。北條泰時には婿なり。

くと申す。時頼仰せけるは、「主人重經が自身の所爲にはあらずといへども、郎等に心を入れて遣はす上は、狼藉の科は重經にあり」とて、丹後の所領を沒收せられ、郎等は追放ち、彦五郎は斬られけり。さても松田彌三郎は、神妙の振舞なりと感ぜられ、太刀一振をぞ下されける。

○由比濱血に變ず 付 大魚死す 竝 黃蝶の怪異

寛元五年二月二十八日に改元ありて、寶治元年とぞ號しける。同三月十一日、由比濱表血に變じて、潮の色朱を湛へたり。夕日に映じて赤きこと喩へて云はん方なし。諸人集りて是を見る。後に聞えしは三浦五郎左衞門尉、奥州より鎌倉に參りて、時頼に語りけるは、「去ぬる三月十一日、陸奥國津輕の浦に、大魚流寄る。その形死人の如く、手足ありて、鱗重り、頭は魚に相替らず海水皆血になりて、紅の波岸を洗へば千入に染むる苔の色、藻屑に交りて赤き事錦を晒すが如くなり。前代にも例なしと、諸人驚き怪み候」とぞ申されける。古老の衆に尋ねらるゝ所に、「先蹤快からず。文治五年の夏此魚あり。泰衡滅亡の事起れり。建仁三年の夏、秋田の浦に怪魚死して、波に搖られて磯に上

○御所追込の狼藉

同十二月二十八日の暮方に、男一人、御所の臺所に走逃げて、徨へたる有樣なり。跡より追續いて、太刀拔持て蒐入りければ、有合せける下部共、「是はそも何者ぞ。御所の內に人を追込みて、狼藉を致す曲者かな」とて、上下騷動しける所に、晝番伺候の侍の中に、松田彌三郎常基をりあひて「惡き奴原が振舞かな。喧嘩にもあれ科人にもあれ、御所の御內へ蒐入るこそ狼藉なれ。理非は後にたゞさるべし」とて兩人ながら打伏せて、搦取りて引出す。左近將監時賴、この由を聞き給ひ、平左衞門尉、諏訪兵衞入道二人を差進じて、事の子細を尋問はしめらる。追込みたりし者申しけるは、「是は紀伊七郎左衞門尉重經が所從等にて候。某が名をば藤太と申す者にて候。重經が丹後國宮津の所領より、運送の役を勤むる人夫彥五郎と申す者、去ぬるころ、荷物財產を負ひながら、道より缺落仕り候。その行方を尋ね候所に、只今米町の邊にて、見合せければ、この者逃足を出して、逃延び候を、遁さじと思ふ所存計にて、時に臨んで度を失ひ、跡に付けて推參仕りて候」とぞ申ける。彥五郎は陳ずるに道なし。兩使子細を聞屆け立歸りて、か

「如何にも家村に、今日の役確に勤めさせまうさるべし」との上意なり。泰村座を立ちて、家村が座の前に行向ひ、「只兎に角に仰に隨ひ奉れ」と再三諷詞を加へたり。家村申しけるは、「豫て誘ふることだにも、時に取りては過あるものにて候。思ひ掛けざる今日の事、いかで御請申すべき。その上射馬も候はず。然るべき人に仰付けらるべし」といふ。泰村聞きて、「射馬に於いては用意あり」とて、深山路といふ名馬に、鞍置て、流鏑馬舍に引立てたり。家村は辭するに道なくして、自敷皮を取りて、下手の埒に副へ流鏑馬舍に向ひければ、貴賤上下この儀式を見て、故實ありと稱歎す。家村既に布衣を脱ぎて、射手の裝束引繕ひ、件の馬に取乘て、第四番に打出でたり。その躰誠に古き堪能にも恥しからず、由々敷ぞ見えにける。既に射訖りて、布衣を著替へて本座にかへる。人人の美談、時の壯觀、將軍を初め奉り、御感の御使を下されければ、當家他門是を賀せずと云ふことなし。將軍家御歸座あり。夜に入りて家村を御所に召され、御引出物を下されけり。弓矢の冥加是に過ず。「あはれ今日仕損ずるには、腹を切りても飽くまじきに、頗る奇特の振舞なり」と、舍兄泰村も悅の眉をぞ開かれける。

し、立出る時には、數行の落涙押難く、この二十餘年の御眤に、御名殘を惜み奉るも理に覺えける所に、その後光村は人々を語ひ、「面々相構へて、今一度賴經公を、鎌倉へ返し入れ奉るべき御計を致し給へ」と私語きけるも覺束なし。

○三浦式部大夫流鏑馬を射る

同八月十五日、鶴ヶ岡の放生會は、例年の舊式として、缺滅なく行はる。總じて神の御事は、祭禮の儀式定りて、凶年にも耗さず、豐年にもまさらずといへり。將軍家は、御車にて、供奉の輩花を飾り、先陣後陣の隨兵等、行列を調へ、馬場の棧敷に入御まします。流鏑馬十六騎、揚馬終りて、十人の射手の中に、工藤六郎、俄に心地を痛りけり。神事違例に及ぶ條、御棧敷に於いて御沙汰あり。雅樂左衞門尉時景を御使として、駿河式部大夫家村に、この射手を勤むべき由仰せらる。家村辭退申しけるやうは「亡父義村存生の時、一兩度この役を勤仕せしめ候へども、既に廢亡多年に隔り、假令禮式を習ふことありしも、年闌け候へば叶ふべしとも覺えず候。況て當日の所作に於いては、指當て身に堪へず」とぞ申しける。將軍賴嗣は、家村が兄、若狹前司泰村を召して、

相續す。時頼是よりして、威勢高く耀きて、天下の權を執り治めて、頼嗣を扶翼致されけり。

○前將軍頼經入道御歸洛

同七月十一日、前將軍頼經入道、鎌倉を立ちて、歸洛の旅に赴き給ふ。御送の大名十五人、路次の行粧きらびやかなり。年月住馴れたまひける鎌倉山の雲霞、晴れぬ思を駿河なる、富士の高峯の白雪も、今日御覽ずる御名殘、又何時かはと詠め遣り、由井の渡や、島田の宿、月も寫るか池田の宿、矢作の河原もの凄く、萱津、墨俣打過ぐれば、涙はいとゞ垂井の宿、浮世の夢は醒井に、續く鏡の曇なき、世は末廣き野路の里、勢多の長橋打渡り、打出の濱より見渡せば、昔長等の山の端も、只こゝもとに寄すると云ふ、波は湖水にたゝみつゝ、夕日を洗ふも面白し。四宮河原を今越えて、身は頼なき水の上、粟田口に著き給ひ、是より直に夜を籠めて、同七月二十七日、祇園の大路を經て、六波羅の御館若松殿に入らせ給ふ。八月一日、供奉の人々御暇賜りて、關東に下向あり。その中に、三浦能登前司只一人、御簾の前に留りて、何事にかありけん數刻を移して對談

六日に卒せらる。行年五十三。この人は若年の時より、文武の才ありて、有道を行はれ國政の柱とも頼まれけるに、未だ半白にして、逝去せられ侍りければ、公私の諸人、上下惜まぬはなかりけり。その嫡子、越後守光時は、父の遺跡を繼ぎながら、前將軍頼經に近習し、時頼を討つて執權を奪ひ、威勢を天下に振はんと企てたり。この事忽に露顯しけり。左近將監時頼は、用心彌嚴しく、甲冑の軍士數千騎集り、館の四面を警固しけり。翌日卯刻計に、但馬前司定員は、御所の御使とて、參られしを、諏訪兵衛入道尾藤太平三郎左衛門尉等に仰せて、館の内には入れられず。定員是非なく歸り參る。かゝる所に、越後守光時は、將軍家の御前にありけるを、この曉方家人參りて喚び出し、白地に退出し、逆心を起しけれども、一族兄弟一人も同意するものなければ、力及ばず髻を切りて、髪を時頼の方に送る。但馬前司定員も、光時に一味しければ、身の科を遁れん爲、俄に出家致しけり。秋田城介義景に預けられ、前司定員が子息兵衛大夫定範共に一向囚人の如くなり。同六月十三日、入道越後守光時、法名蓮智とぞ號しける。越後の國務所帶を沒收し、その身をば伊豆國に流し遣し、そのほか餘黨の輩皆流罪にぞ行はれける。光時が舍弟、時章は、初より野心なき事と諸人も存知する上は、名越の家を

九日、經時出家して、法名をば、安樂とぞ號しける。戒師は大藏卿法印良信とぞ聞えし。閏四月一日、入道正五位下行武藏守平朝臣北條經時卒去あり。年三十三歲なり。翌日佐々目山の麓に葬送す。去ぬる仁治三年より、僅に五年のうち、鎌倉の執權たり。今幾程なく逝去あり。高も卑も、歎く色を含みて、打潛りて物淋し。この由京都に聞えしかば、六波羅伺候の輩、使者の往來數を知らず。同五月二十四日、鎌倉中俄に物騷しく、町小路の家々資財雜具を持運び、東西に走り、南北に吟ひ、上を下にもて返す。澁谷の一族等、左近將監時賴の館の面中下馬の橋を警固して、人の往還を留めたり。太宰少貳は、御所に參らんとて、五十餘騎にて行懸る所に、澁谷が家子金刺五郞押留めて申しけるは、「御所へ參り給ふ上は、この所をば通し申すまじ。北條殿へ御參の事にて候らはば兎角に及ばず候」と云ふ。少貳聞きて、「子細こそあるらめ。將軍家へ參るべき者を、爰にて押留め申されんには、打破りても通り候はん」とて色めき立ちて見えしかば、「愈物騷にて、諸軍峙ちて甲冑を著し旗を差上げ、北條家に馳せ參ずる者雲霞の如くなりければ、少貳是を見て、叶ふまじくや思ひけん、引返し道を替へて、將軍家にぞ參りける。後に聞えけるは、前武藏守泰時の舍弟、名越遠江守朝時入道生西は、去年四月

に、天變地妖多かりければ、將軍賴經樣々の御祈禱行はれ、この事に倦じ給ひて、御子息賴嗣に將軍の職を讓りたまふ。然るに賴經卿は二歲の御時、鎌倉に御下向あり。九歲にて征夷大將軍に任ぜられ、在職十八年、御息賴嗣に御讓補あり。是天變の御愼にて宮職御辭讓ましくけりと、世には傳聞えしかども、實には北條家權威を縱にせんとて、御幼稚の間は崇め奉りけれども、御成長に及びては、政事に付けて、私の計成し難し。是に依て、推て宮職を讓らしめ、幼き賴嗣を將軍に補任して、國政内外の諸事皆執權の計なり。

○武藏守經時卒去　付　越後守光時叛逆流刑

同四年三月二十三日、武藏守經時、病氣既に危急に及ぶ。去年の冬より、黃疸と云ふ病に罹りて、惱みまうされしかば、諸寺諸社の祈禱、醫療の治術、樣々なりといへども、更に效を奏する事なし。今は遍身さながら黃になりて、氣息喘急いとゞ苦しげに見え給ひ、傍に候ずる人迄も、面の色黃になりて、中々御命は保つべしとも覺えられず。是に依て、鎌倉の執權をば、今日、舍弟左近大夫將監時賴朝臣に讓り申されけり。同四月十

○時賴執權

鎌倉北條九代記　卷第八

○將軍賴嗣御家督

將軍經嗣公は、賴經の嫡男、母は大納言定能卿の御孫にて、中納言親能卿の御娘、二棟御方、又は大宮殿とぞ申しける。延應元年十一月二十一日、鎌倉の施藥院使良基朝臣が家にして、御誕生あり。寛元二年四月二十一日、御年六歲にて、御元服ましくけり。御父賴經卿、征夷大將軍の官職を讓り參すべき由、京都に奏聞あり。勅定に依て、同月二十八日、賴嗣卽ち征夷大將軍の宣旨を蒙り、右近衞少將に任じ、從五位上に叙せられたまふ。前武藏守泰時逝去せられしかば、四郞經時を武藏守に補せられ、正五位下に任じて、鎌倉の執權をぞ致されける。同三年七月に、武藏守經時の妹を、御臺所に定めて、御輿入ましけり。是は泰時の孫にて、修理亮時氏の娘なり。年十六歲とぞ聞えし。容儀美麗の女性にておはしませば、しかるべき御事にて、檜皮姬君と申しけるが、將軍未だ七歲なり。世の人似氣なくぞ覺えける。如何なる故にや、去ぬる春のころより、鎌倉

經時の亭より火出て、舍弟左近將監時賴の第失火し、餘焰飛行して、政所燒失す。されども、記錄等は取出しぬ。不日に作立つべしとて、番匠大勢召し集めて、土木の功をぞ急がれける。

合期に─豫定の時期に間に合はず

○賴嗣將軍となる

諸社に仰せて、修法祈禱の絕る間なし。諸國の訴、非法の犯科、御心を惱し給ふ。なにはに付けて、浮世の中、兎にも角にも厭果てさせ給ひて、如何にもして遁ればやとぞおもひ立ち給ひける。然のみならず、御病氣折々差起りて、合期に堪へ給はず。數輩訴訟のことも棄捐せられ、庭中に言上する者、決斷の遲々する事を歎き奉る。武藏守經時も、病氣常に絕ざるを以て、攝津前司、佐渡前司、信濃民部大夫入道等にまかせらる。彼といひ是といひ、政務に懈怠あれば、京都鎌倉、諸人の口も煩く思召しければ、將軍賴經公、御若君未だ六歲にならせ給ふを、同四月二十一日、御元服の事ありて、賴嗣とぞ號しける。京都に奏聞して、征夷大將軍の職を讓られ、同七月五日大納言賴經公は、久遠壽量院にして、御餝下して、法名行智とぞ申しける。年來の御素懷なりとて、今は御喜びましましけり。年改りて、春にも成りなば、京都に御上洛ありて、六波羅邊に御坐あるべしとて、豫てより御所を造置かせ給ふ。同九月十三日諸事の奉行等、悉く定められたり。同二十八日に三條局卒去せらる。この尼は女姓ながらも才智深く、御所の内外に付けて、故實を存じ、何事にも知ざる道はなかりしに、六十二歲の秋の風に、一葉の命落ちければ、諸人是を聞傳へ、惜まぬ者はなかりけり。同十二月二十六日、北條武藏守

て、秋風樂を奏すれば、折に叶へる秋の風に、木の葉縺れて舞ふが如し。萬秋樂の聲の内には、千代を重ぬる壽を、君が爲にと歌ふなり。世は治れる太平樂、四海の外まで靡くなる、納蘇利や羅陵王、廻る盃數添ふは、胡飲酒、酒胡子、廻盃樂、誠に妙なる音樂に、陸には馬も秣に仰ぎ、水には魚の踊らん。素より此所は、閑寂山陰の幽栖なり。古松枝垂れては、千年の色を見せ、老槐葉茂くして、萬世の德を表す。端山の紅葉、籬の菊、露重げなる萩が枝も、枯たる後ぞ面白き。岩を疊める中よりも、靜に落つる瀧の絲、來る人每に眺めては、心を繼ぎて止むらん。旣に暮掛りければ、白拍子兩三人參りて、今樣朗詠し、雪の袖を返しけり。猿樂を招きて舞跳らせ、樣々の御遊に、將軍家輿を催され、雞鳴に及びて還御あり。基綱大に喜ひて、樣々の御送物をぞ奉られける。

○將軍賴經公職位を讓る

同二年三月、將軍家、鎌倉中の堂舍佛閣巡禮し給ふ。思召し立つ事のおはしますを以てなり。去年より打續き、天變地妖樣々なり、殊更極月二十九日には、白虹ありて、天涯に亘り、日を貫きて、時を移す、慧星客星隙なく出でて、風雨更に時に叶はず。諸寺

○寛元と改む

周闕—周闋の誤歟

○經時執權

殘とぞ覺ゆる。仁治四年二月二十六日に、改元ありて、寛元と號せらる。同六月十五日、泰時聖靈の一周闕の御佛事を粟舟の御堂にしてとり行はる。左近大夫將監經時、舍弟左近將監時頼以下の一族、のこらず參詣あり。曼荼羅供の法會、導師は大阿闍梨信濃法印道禪、讃衆十二口、この供養は、幽儀御在生の時殊に信心を凝し給ふ。さこそは今も受け悦び給ふらんと、殊勝なる中にも昔を慕ふ涙の雨、何の袖も沾れにけり。左近大夫經時、先に相變らず、執權を勤むべき由、將軍家殊に仰出され、諸事の政務、前右京兆の式目をぞ守られける。同七月八日、北條左近大夫經時を武藏守に任じ、時房の四男、朝直を遠江守に任ぜらる。

○將軍家佐渡前司が亭に入御

同九月五日、將軍家、佐渡前司基綱が大倉の亭に入御したまふ。武藏守經時、左近將監時頼、遠江守朝直以下の輩、供奉し奉る。和歌の詠取々秀逸の句を出し、詞は古きを用ひながら、意は新しき歌どもなり。次に管絃を初められ、將軍家は御笛を遊され、能登前司は琵琶を仕り、二條中將和琴を彈き給ひ、壬生侍從唱歌せらる。笙瑟の調、音冴え

○泰時逝く

同六月下旬、右京大夫泰時、不例の氣ましまます。將軍家を初め奉り、嫡孫左近大夫將監經時以下、一門の輩は云ふに及ばず、勤仕の大名、小名に至る迄汗を握り、息を吞みて諸寺の祈禱、諸社の立願、醫師、陰陽師は、殿中に伺候して、百計すれども、效を奏せず。遂に限を越え給はず、同十五日に、こと切れさせ給ひけり。惜むべし歎くべし、末世に比なき、賢者として、國家の棟梁、政務の龜鏡、その仁惠は廣く四海に蒙り、その廉讓は遍く一天にわたりて、德を修め道を行ひ、靡かぬ草木もなかりけるに、天年の極るところ、六十二歲の春秋、忽に草頭の露とともに落ちて、風前の燈と同じく、消え給ふこそ悲しけれ。去年は、相摸守時房卒去あり。今年は又、泰時逝去ありければ、古老の名臣漸く絕えて、天下の政道、故實を失ふに似たるものか。貴賤多少の歎、老若遠近の愁、このとき電光のかげを託ち、石火の飛ぶを恨む。山内粟舟の御堂の傍に葬り奉り、諸將挽歌を謠ひ、衆僧經咒を唱ふ。法名をば歡阿とぞ號しける。この春詠み給ひし「花の散りなん」といふ歌は、豫て是をや思召しぬらんと、殿中鎌倉近國迄も物の音をも鳴さず、野も山も、冴返りたる有樣なり。中陰の御弔、結緣參詣の輩、墓地の邊は、晝夜の境もなく、人の立ち止時はなし。是偏に御在生の內、邪なく、恩を施したまひける名

如し。是政道に私なき事を表す所なり。往昔右大將賴朝公の御時、上總介廣常は最初に多くの忠節を盡しけれども、平家追討の爲西國へ軍兵を差上せられし時に、廣常驕を極め、謂れざる訴多く、先忠をのみ申立てて、恨むまじき事を恨み、內心には隱謀なくして、隱謀あるに似たりければ、當時追討の障となるを以て、廣常を御所に召して、侍に仰せて、刺殺し給ひけり。さしも以前に忠ありし者を、かく罪し給ふこそ無慚なれ。此君賴もしからずと傾き申せしかども、此事によりて、諸將邪義の訴忽に留りぬ。忠は重く賞し、罰は輕く行へとは云ひながら、時に從ひて、罰を重く行はざれば、道義塞る事あり、主君の御恩を傍になし、我が忠をのみ鼻に當てて、無禮緩怠の訴を致さば、是を罰して、一跡を追捕し、忠義を嗜む人に分遣さば、訴は自然に止べし」と仰あり。光蓮この由傳聞きて、理に服し後悔を懷き、起請文を書き進じ、二心なき由をぞ陳謝しける。

○北條泰時逝去　付　左近大夫經時執權

氣の事、彗星出現の由、風聞あり」と仰せ下さる。泰貞、晴賢が勘文を調へて、京都に進ぜられ、御沙汰をぞ經られける。同三月十六日、右京權大夫泰時、評定所退出の時、庭上の落花を見て、かくぞ詠み給ひける。

こと滋き世の習こそ物憂けれ花の散りなん春も知られず

人々承りて、感じながら、心にかよりて存ずとなり。同三月二十五日、海野左衛門尉幸氏と、武田伊豆入道光蓮と相論のことあり。上野國三原莊、信州長倉保との境目、爭ふに、海野が申す所、其謂あるに依て、貞永式目の法に任せ、押領分を差加へてかへし、沙汰すべき由、伊豆前司賴定、布施左衛門尉康高に仰含めらる。光蓮恨を含みて、一族を催し、友達を語ひ、左京權大夫泰時を討ちて、宿意を遂げんと謀る由風聞す。泰時聞き給ひ、人々に向ひて、歎じて曰く、「人の恨を顧みて、その理非を分けずは、政道の本意有るべからず。逆心あらん事を恐れて、子細を申し行はずは、定て又私を存ずるの謗を招かんものか。去ぬる建暦年中に、和田左衛門尉義盛、謀叛を企てしころ、囚人平太胤長を免し給はるべき由を稱す。一族悉く列參せしむといへども、許容せられず、剰へ平太を面縛して、彼等が眼前を引渡して、人に預けられしかば、義盛憤て、一

○火柱相論 付 泰時詠歌 並 境目論批判

仁治三年二月四日、戌刻計に赤白の氣三條西方の天際に現じ漸く消えて、後に赤氣の一道其長七尺計に見えて耀けり。陰陽師泰貞朝臣、御所に參じて、申しけるは、「この天變を彗形の氣と名付く、俗說に火柱と申し習す。昔、村上天皇の御宇、康保年中に、出現せし事舊記に載せられ候」と申す。晴賢、廣資等參りて、「今夜は空陰り、雲渦卷きて、星の形勢分明ならず。この赤氣に軸星なく候」と申すに依て、一決し難き所に、同七日の巳刻に、大地震あり。「去ぬる建曆年中に、これほどの地震あり。和田左衞門尉義盛が叛逆の兆なりき。御愼あるべし」と、古老の輩はまうし合はれけり。同十六日、天文道の輩に仰せて、去ぬる四日の天變の勘文を奉らしめらる。泰貞が書には、陰雲に依つて分明ならず。但し天變に處せられば、火柱の形勢なり」と申す。晴賢が狀には「推古天皇二十八年、天慶二年、元永五年の赤氣、今是同じ」と申す。相論遂に決せず。將軍家の仰に、天變に極りなば京都より申し來るべし。その時御沙汰あるべきの由にて、この義は相論をとゞめたまふ。同三十日に、一條殿より御書到來して、「去ぬる四日の赤

の費人の勞を、深く悲しみて、理政安民のことをのみ、常に思ひ給ふよりほかは又他事なし。若は諸國參覲の大名小名、或は珍しき雜具、新渡の唐物等を參する事あれば、大に氣色を替へて、宣ふには、「この代物は定て莫大にぞ候らん。是等の具に、差て德を供へたるにても候まじ。たゞ類少く珍らしき故にぞ、泰時には賜りぬらん、御志の程は感じ候へども、是更に撫民國政の用には立つまじ、別に詮なきものに候。かゝる無用の具を買求めて、國財を盡されんは、口惜き御計にや。此代物を出し給はんには、領地の百姓らに賦斂を重くして、取集め給ひぬらん。又御自分も、財盡きて貧匱になり給はば、自然國亂れん時、遠國在陣の賄郎徒の扶助には、何をか致し給はん、頗る覺束なく候」とてその代物を辨出されしかば、奇物を奉る事は止みにけり。又頭人、評定衆も、「諸大名の土産を受けては其より倍して返禮せらるべし」と仰出されたり。「遠國より在鎌倉し給はんには、さこそ世財も匱しくおはしますらん、近國に所領を持ちながら、扶助こそなからめ、剰へ遠國の輩に財物を受け給はん事は、法に背き義に違ひ候」と恥められしかば、土産の事は止みにけり。諸將諸侍自然に侈を省き、過差を止め、風儀物毎にしみやかにぞなりにける。

○延應元年後鳥羽帝崩じ時房義村卒す
○仁治元年

は、化用の前に、下愚を教ふる方便なり。實には法に二法なし。只沙門の行德、智分に勝劣あり。全く法の科に非ず。聖德太子より以來、佛法を以て外護とし、國を治むるには神佛、王道一體不二なりと敎へ給ふ。然るを、この比は愈澆漓の世となりて、神佛二道はあるかなきかに衰て、社司僧侶は、物の道理に迷ひ、只信施を取りて、榮耀を事とし、外を飾りて内に實なし。向後件の惡行を改め正法を守るべし。違犯の僧は、寺院を追却し、科の輕重に依て成敗すべしとぞ觸れられけり。

○泰時奇物を誡めらる

曆仁二年二月十日、改元有りて、延應元年と號せらる。同月に、後鳥羽院隱岐國にして崩じ給ふ。聖算六十歲とぞ聞えし。同三月に北條時房卒せらる。同十月に、三浦義村逝去あり。延應二年七月十六日改元ありて、仁治元年と號せらる。三月十八日、右京權大夫泰時仰せ出さるゝやう、「關東の御家人竝に鎌倉伺候の輩、近年奇物を翫び、過差を好み給ふ、是甚だ然るべからず。儉約を守り給ふべきの由、條々の沙汰あり。若違背の輩は見及ぶに隨ひ、法に任せて行はるべし」と、堅く禁制せられけり。これ泰時は世

大小權實―
大乘小乘權
教實教

隱して魚鳥を喰ひ、妻子に陷入りて非分の罪科を犯す條、言語道斷の惡行にして、方に在家の業因に過ぎたり。重欲强盛、頗る世俗に越え、瞋恚愚癡なる事、庸人に劣れり。國民を誑し、取て利養に飽かず。無行無學にして、祖師の眞教に暗し。王法の外護となるべき事一つもなし。信施の報實に恥づべし。世の爲人の爲還て政道の妨となる。甚だ誡むべし。昔佛法この國に流りしより、國郡に祈願所を建て、菩提所を造りて、家家是を崇仰す。禁裡の御領所、國司領、郡司領、官位領に補せられし一國の府に、一寺を置きて、國分寺と名付く。國司の菩提所として、寺領を付けらる。又一國に摠社あり。神護寺と號す。國司の祈願所として、社領を付せらる。寺僧等は、學行おこたりなく、戒行法門を說きて、人の惡を誡め善を勸む。僧侶に威なければ、民俗其說誡を重ぜず。この故に國司は頭を傾けて、敬屈すといへども、戒行道德の沙門は、是をも喜びず。不惜身命の行に依て、國司の惡行を諫め、我が身命を害せられん事をも恐れず。僧に科あるときんば、國人是を正くす。沙門の教誡、神職の諫諍に依て、國家に惡事災難なし。上は下を哀み、下は上を敬て、忠義廉恥盛に行はれて、天下太平なりき。中比釋門に殘賊の者出來り、佛戒を破り、餘法を謗り、我慢放逸無道不學なり。夫大小權實の法門

定めらる。或殿上人の御許より、右京權大夫泰時の御方へ、かくぞ詠みてまゐらせられける。

都にて今も變らぬ月影に昔の秋をうつしてぞ見る

同十月十三日寅刻に、將軍家、關東御下向、前後の陣、供奉の行粧、行列の次第、御上洛の時よりも猶はなやかに出立ちて、目を驚かす計なり。大相國禪閤は、四の宮河原に棧敷をうたせて御見物あり。堀河大納言具實卿は大津の浦に車を立てらる。その外、卿相雲客の車は所狹く隙もなし。諸方の貴賤男女は面を並べて垣とし、俛が上に集ひて是を見る。京都の御逗留御下向の路次すがら事故なく、同二十九日に、鎌倉の御所に著き給ふ。めでたかりける事共なり。

○諸寺の供僧を評せらる　付　僧侶の行狀

同十二月七日、評議の次に定めらるゝ旨あり。關東諸寺の供僧等病患に臨めば、寺職を非器の弟子に附屬し、亦は名代を立てて役を勤め、或は妻子を貯へて、墮落の身となり、寺門の施入を貪りて、弟子に運上を取る事あり。向後停止すべし。袈裟掛けながら、

本座の宣旨
―鎌倉に還
るべき勅命

小鳥射取りて、參すべし」とあり。賴經公卽ち上野十郞朝村に仰含めらる。朝村畏つて、引目の目柱二つを削缺きて挿み、樹の本に立寄りけるが、此木枝葉茂りて、小鳥の姿葉の下に少見ゆる、諸人瞬もせずして守見る所に、朝村彼方此方立廻りて、遂に矢を發つ。小鳥は囀る聲を止め、矢は庭上に落ちたりけり。朝村、その矢を取りて奉る。小鳥は引目の中へ射込られてあり。目柱を削て缺きたるは、このためなり。小鳥をいだして、籠に入らるゝに、羽打ちて、囀る事元の如し。堂上、堂下、感ずる聲暫は止ざりけり。將軍家御感の餘、御衣を給へば、右府は喜悅に堪兼ね給ひて、御劍をぞ下されける。六月五日には、將軍家春日に社參あり、行列の躰嚴重なり。翌日六波羅に還御あり。洛中警固の爲辻々に篝を燒べき由、御家人等に充催さる。七月十六日將軍家、本座の宣旨を蒙り給ふ、石淸水、賀茂、祇園、北野、吉田等に、御社參あり。この間に西國諸公事悉く仰定められ、六波羅の守護に記渡さる。同九月九日寅刻に、太白星は太微を犯し、熒惑星は、軒轅を犯し、月又歲星を犯す。流星ありて、色白く赤うして、飛ぶ事數を知らず。同十三日、今夜の明月、殊に雲もなく、一天霽れて隈もなし。古は、八月十五夜の月計を賞しけるに、菅丞相今夜の月を賞し給ひけるより、今に傳へて、詠ある事に

輩、數知らず、濟々として通らるゝ。見物の諸人、遠近の輩、野路より六波羅まで、道の兩方垣の如く充滿て、幾千萬とも數を知らず。同二十二日には、將軍賴經公、先大相國の御亭に參向し、次に一條殿へ參り向ふ。先驅の沙汰には及ばざれども、行列の次第は定められ、先陣は、右馬權頭政村、次に將軍は大八葉の御車、大名十人直衣に劍を帶して、御車の左右に步寄り供奉せらる。次に衞府八人、次に四番の騎馬を打せ、次に扈從の殿上人、その粧を正しくし給ふ。同二十三日は、賴經公參內あり。夜に入りて小除目行はれ、將軍家權中納言に任じ、右衞門督を兼ぜしめ、同二十六日に、檢非違使別當に補せらる。二十八日に、中納言の拜賀を行はる。三月七日、權大納言に任ぜられ、右衞門督、檢非違使別當を辭し給ふ。四月七日、大納言の拜賀あり。同十八日に御辭退、同二十五日、一條殿御出家、御戒師は飯室の前大僧正良快なり。五月十六日、將軍家を、右大臣良實公の亭に請ぜられ、御遊興かぎりなし。福王公と申すは、賴經公の御舍弟にて、一條殿の御息なり。去ぬる四月十日、仁和寺御室に入室ありけるが、今日右府の亭へ參り給ひ。御遊半に福王公の飼ひ給ふ小鳥の、籠より出でて、庭前の橘の梢に留る。若公深く惜ませ給ふ。「將軍家の御供に、弓の上手あるべし、死なざる樣に、この

○暦仁元年

○泰時の全盛

○將軍御上洛 竝 鎌倉御下向

嘉禎四年十一月二十三日、暦仁元年と改めらる。正月二十日、將軍家、御上洛の御門出として、秋田城介義景が、甘繩の家に入御あり。同二十八日酉刻に、鎌倉を立ち給ふ。同二月十六日には、江州野路の驛に著き給ふ。翌日子刻、六波羅に著御あり。路次の行粧、美々敷こと目を驚かす見物なり。諸國の武士、我も〳〵と召に應じて、供奉せらる。その出立壯麗に、行列亂らず、靜かに打てぞ通られける。駿河前司義村、先陣として、家子三十六人を隨兵とす。その次には、大河戸、大須賀、佐原、三騎打竝び、一番より、十二番に連りて、打たれたり。將軍家の御隨兵、百九十二騎、これも三騎打竝び、各步立、三人を倶して、小林兄弟、眞壁を先として、六十四番靜に步ませ、その次には、甲冑、小具足、引馬一疋、步走の衆三十人、其次は御乘替、次に御輿、御簾を揚げられ、布衣に折烏帽子を召されたり。その跡には、水干の人々六番に分ち、是も三騎ぞ打竝びける。第六番は、左京權大夫泰時、隨兵三十人、侍十八人其跡の打籠の人數は幾何と云ふ數を知らず。後陣は修理大夫時房、隨兵二十人、侍十人、その外打籠の

得の堪能、その躰、神妙の由を感じ申す。但し、矢を挾む時に、弓を一文字に持ち給ふ事、その說なきにはあらず候へども、故右大將家の御前にして、弓箭談議の時、一文字に弓を持つ事、諸人一同の儀たりし所に、佐藤兵衞尉憲淸入道西行法師申しけるは、弓は拳より押立てて引くべきやうに持つべし。流鏑馬に矢を挾むの時、一文字に持つは失禮なりと、候ひき。一文字に持候へば、弓をひく躰聊か遲く見え候。上を少し揚られ、水走に掛けて、射たるぞ然るべけれ、と申さる。下河邊行平、工藤景光、和田義盛、望月重隆、藤澤淸親、諏訪太郎盛隆、愛甲三郎季隆等皆以て甘心承伏して、異議に及ばず。「是計は、五郎殿にも直され候はばや」と申しければ、三浦義村打聞きて「誠にこの說を聞きて候を、只今の仰に付けて、思出でて面白く候」とぞ感ぜられける。泰時入興あり。「向後弓の持樣は、この故實を守るべきなり」とて、この後種々弓箭の事流鏑馬、笠懸以下の作物の故實、的草鹿等の才覺、大略淵源を究め、燭を取る程に各々退散せられたり。斯て八月十五日、放生會の事、將軍家御參宮あり。行粧頗る嚴密なり。北條五郎時賴、流鏑馬の射手その役めでたく勤められしかば、泰時を初て、貴賤感嘆し奉る。

返付けられ、大和國の守護、地頭職をぞ留られける。同十二月、將軍家を民部卿に任ぜられ、武藏守泰時を、左京權大夫に兼任せらる。京都鎌倉靜謐する事、偏に泰時の政務に依ると、上下の諸人稱嘆せり。

○北條時頼元服 付 弓矢評論

嘉禎三年四月二十二日、將軍家既に、左京權大夫泰時の第に入御し給ふ。豫てより、この御料として、御所を新造あり。檜皮葺棟門を付けて、内の躰金銀を鏤めらる。これのみならず、御儲事毎、過差を盡さる。御出の粧又殊に花を飾り給ふ。寢殿の南面に於いて、終日御酒宴あり。夜に入りて、泰時の孫戒壽丸、御前に於いて、元服の儀を遂げらる。是は故修理亮時氏の二男なり。駿河前司義村、理髮に候じ、將軍家加冠し給ふ。北條五郎時頼とぞ號せられける。同七月下旬に、來月鶴ヶ岡八幡宮、放生會の流鏑馬の議定あり。五郎時頼初て、射らるべきに定められ、鶴ヶ岡の馬場に於いて稽古の事を催し、泰時既に、流鏑馬屋に出で給へば、駿河前司以下の宿老、參集せらる。海野左衛門尉幸氏は、舊勞にて、故實堪能の射手なり。仰に依て、射藝の事を計ひ申す。時頼殿は、生

當職を改補せらるべき由、堅く制禁せられたり。興福寺の衆徒等是を聞きて、愈憤を含み、今この騒動に及べり。この事、公家の重事なるを以て、關東に仰遣さる。「後藤大夫判官基綱行向うて、使を神木の御座所に遣し、衆徒等を宥め申しければ、問答往返の後に、承服して、神木御歸座あり。是に依て、殿下、公卿以下、藤氏の輩皆参内し給ひけり。南都の衆徒、上部は、暫く靜るに似たりといへども、内證深く公家を恨み奉り、嘉禎二年十月に、又蜂起して、城廓を構へて、楯籠りけり。六波羅より、使節を以て宥めらるれども、耳にも聞入れず。使者を打殺して、首を手鉾の門に晒せなんど云ひければ、評定を經て、騒動靜らん程まで大和國に守護人を居ゑられ、衆徒の知行莊園を沒收して、地頭に補預けらる。畿内近國の御家人等を催し、南都の道々を取切りて、人の往還を留め、印東八郎、佐原七郎以下、武勇大力の兵を遣し「衆徒若し打出で、敵對せば、更に優恕の思を致さず、悉く打殺すべし」と仰出だされ、關東より計上せられけり。かゝりければ、城中兵粮の運送に難義して、僧綱以下、皆ともに城を出でて寺に歸り、寺門を閉て佛事を修す。衆徒の心宥りて、靜謐するうへは、公家武家ともに、惡み給ふべきことなし、よろしく天下の長久を祈るべしとて、寺家の所領殘らず

佛の擁護を祈誓ありけるに、丹誠の懇祈、佛神の納受ましく〳〵ける故にや、將軍家不日に快然し給ひ、酒湯御引ましく〳〵けり。鎌倉中の貴賤、萬歳を唱へ、相州武州殊に喜悅の眉をぞ開かれける。

○春日の神木 付 興福寺の衆徒蜂起

同二十九日、六波羅の飛脚到來して申しけるは、「去ぬる廿四日、南都の衆徒、春日社の神木を捧げて、入洛すと聞えしかば、勅定に依て、在京の武士等を差向けて、防がせらる。木津河の邊に行合うて、春日の神人等と挑戰ふ、神人等多く疵を蒙る。この訴に依て、藤氏の公家、執柄、公卿悉く門を閉ぢて參內せず。その起を尋ぬるに、石清水八幡宮寺と、興福寺と、薪御園、大住、兩莊の用水の相論によつて、鬪諍に及ぶ。興福寺の神人等、刄傷に罹り、死亡の者多し。南都の衆徒、是を怒て、薪莊に押寄せ、在家六十餘宇を燒拂ふ。石清水の神人、俄に神輿を洛中に振り奉らんとす。勅定を以て石清水の別當、成淸法印に仰せられ。因幡國を寄進せらる。是に依て、石清水の神輿入洛の義は留りぬ。自今以後、若輙く神輿を動じ奉りて、非分の濫訴を致すに於いては、別

○文暦嘉禎の改元

同十二月二十一日、將軍賴經公、正三位に敍せられ、以前に任ぜられ給ふ權中納言を辭退あり。去年十一月五日、天福二年を改めて、文暦と號す。文暦二年八月に、又改元ありて、嘉禎と號せらる。此年の六月に、閏のありければ、「六月祓の事當來月の中、何を用ひらるべきや」と、藤内判官定員を以て有職の輩に尋ねらる。河内入道申されけるは「義解令の如くならば、閏月を用ひらるべき事分明なり、古歌にも、のちの晦を晦とはせよと候。治承四年、建久八年、建保六年、皆閏月を用ひられ候」と申されしかば、成例の多分に就くべしとて、閏六月晦日を以て、祓をば定められける。同十月八日將軍家を、陸奥出羽按察使に任じ、十一月十九日に、從一位に敍せられけり。同十八日より、將軍家御不例、御疱瘡出で給ふ。是に依て、四角、四境の神祭、その外諸方の神社、佛寺に仰せて、御祈禱樣々なり。又、大佛師康定に仰せて、一夜の内に、千躰藥師の像、一尺六寸を造立せしめ、竝に、羅睺、計都の二星の像、本命星、藥師の像を、造らしむ。羅睺星の像は、面貌忿怒の相有りて、青牛に乘て、左右の手に月日を擎げ、計都星は、是も面貌は忿怒強盛の相を表し、青龍に乘て、左右の手に日月を捧げ給へり。陰陽師親職に仰せて、三萬六千の神祭を修せしめらる。財寶をつくし、誠信を凝して、神

梓の弦打鳴し、目を塞ぎて、唱出でたる事を聞くに「敬て申す。東の方には東方朔、南のかたには南方朔、西に西方朔、北に北方朔、中方朔、下方朔、上方朔を驚かし奉る」といひたりけるに、「あら拙なの事や、東方朔は一人の名にて、太白星の化身とこそ云ふなれ、方々に多き方朔かな」とて、相摸守笑壺に入り給ひしかば、座にありける人々、苦々しき中にも可笑しくて、笑はれしに、この神子恥くや思ひけん。打捨てて歸りにけり。その夜の寅刻、御産はありけれども、死胎なりき。御臺所は身心惱亂し、後には夢中の如くにして、辰刻計に遂に卒らせ給ひけり。御年三十二歳とぞ聞えし。力及ばず送葬營みて、法華堂の山際に埋み奉り、中陰の御佛事、其終の日は、五十口の僧を請じて由比浦にして、水陸の供養をぞ遂げられたる。殿中何となく打潛りて、もの淋くぞ覺えける。

○六月祓 付 將軍家御疱瘡

去ぬる三月五日、武藏守泰時の孫、歳十一にて、御所に於て元服あり。彌五郎經時とぞ名付けける。これは修理亮時氏の嫡子なり。同八月朔日、小侍所の別當に補せらる。

を知らざる故に、只人を苦しめ、推倒す事のみを語りて、理非の道義を顧みず。奉行、頭人も是を聞きては、利に走り欲に陥りて、つひには民の愁となり候。是等の事は、隨分に嗜むべきにて候」と申されければ、當座の人々首を垂れて、各甘心し給ひけり。天福二年七月六日、家司等に仰せて、起請文をぞ召されける。奉行の事親疎を云はず、貴賤を論ぜず、各正義を存じて沙汰を致すべきの趣、十七人の判形あり。

○御臺卒去　付　明石の神子

將軍家の御臺所、日比御心地惱み給ひしが、七月二十六日、御産所を點じて、相摸守時房の第に移り給ふ。その夜の子刻より、御産の氣付かせ給ふ。廷尉定員鳴弦を催す。役人十員參向す。隱婆參りて、「御産は平安なるべし、時刻は明日にて候はん」と申す。醫師、陰陽師集ひて、「御脈快らず。御兆思しからず」と、申すに依て、手を握り足を空になし、如何あらんと、騷ぎ合へり。鎌倉町の末に、明石の神子とて、祈に感應あり。是を召せとて、召れたり。年の程六十餘なる古神子にて、御産の事を、問しめらるゝに如何にも平安なる由を申す。さらば、神下して祈り奉らんとて、幣切竝べ、燈明挑げ、

り。往昔は人皆これを嗜とす。年の比三十歳より内の人の他を譽るも、好しとせず、年老いたる人の他を毀るも聞善らず。若年の輩、物知顔にて、我は賢なりと云はぬ計に利口を申さるゝ、その内心には黒白をも辨なき程の分別なる、誠に側痛き事ぞかし。老人の威儀正くて、才知分別もあらんと覺ゆるに、人を毀り、名を立てらるゝは、老氣なき行跡の程最可笑かるべし。是等の事は、皆重欲慢心の中より生ずる小智の態なり、さればにや、小智は亡國の端、邪智は害毒の根と申す事の候なり。況て、頭人、奉行なんどは、假にも虚語を云ふべからす。人の訴を怒ること勿れ。忿則ば、民その訴ふべき事を恐れて、訴へざる時は、自然に國家の好惡を聞かず、民の歎となる事多かるべし。咎あるをも怒らずして、まづ理を詰めて後に誡め、親疎に付きて、理非を枉ること勿れ。折節に付きて、參會ありとも、無道の辯舌者、不義の利口人、愚癡の遁世者、申樂の諂ふ輩を近付け、戲言虚誕に及ぶ時は、自然に侈出でつゝ、非道盛になるものなり。その賢を賢として、道義を語れば、道を知者は愈服して、知ざるは慕ひ赴き、日比私曲なるも、少は直になる事にて候。愚にして佞奸なる者は、參會の座にしても云ふべき事

となる事、是に過ぎたるはなしとて、強く禁制せられしは、理とぞ申し合ひける。

○泰時政務　付　奉行頭人行跡評議

武藏守泰時は、仁慈有道の譽、世に高く、廉讓節義の思を内に貯へて、安國撫民の志を晝夜朝暮の勤とし給へり。記錄所の門に、鐘を釣りて、訴訟人に撞かしめ、上の十五日は、卯刻より、記錄所に出でられ、午刻に退去あり。下十五日は、午刻より出でて、申刻に歸られ、鐘の聲聞ゆれば、人をいだして、訴訟人を召し入れて、直に訴を聞きて、書記し、月毎の十日と二十日晦日と、決斷の日を定め、頭人、評定衆を集めて、理非を決せらる。その法は、貞永の式目の如し、欲深を恥しめ、廉直なるに親み給ひ、「行餘力あるときんば以て文を學ぶと云ふ事あり。奉行、頭人、評定衆も、訴訟人なき暇には少の學文をば勤め給へ」とて、年末だ若き人々には殊更道義を勸められ、常に又、仰せられけるやうは「假令萬卷の書を讀學すとも、時と相應の文を知らずは、口惜かるべし。其云ふ所、一旦は義理に叶ふに似たる事あるも、時に相應せざらんには、智者とは云ふべからず。只古人の吐出せる陳言を、囀るのみなり。國家の大用となるべからす。

行餘力ー論語の句

○武藏守泰時鑒察　付　博奕禁止

同八月十八日の早朝に、武藏守泰時は榎島の明神に參詣ありける所に、前濱に死人あり、年の比二十餘の男なりけるが、刺殺されたる者なりけり。泰時不便の事に思はれ、御神拜を差置きて、直に御所へぞ參られける。評定衆を召して、沙汰を經られ、御家人等に仰せて、武藏大路、西濱、名越坂、大倉、横大路以下諸方の口々を堅めさせ、家々を捜して、犯科人をぞ求められける。かゝる所に、名越邊に、或男てづから、直垂の袖に付きたる血を洗ひけるを怪みて、岩平左衞門尉、この男を搦捕て參らせけり。水火の拷問に及びしかばありの儘に白狀を致しける。「今夜ある人の家に集り、五六人博奕して、勝負を爭ひ、潛に刺殺して捨て候。その血の付きたるを洗ひたりけるに、運命盡きて、顯れ候」とぞ申しける。是に依て、牢獄に入れられ、博奕停止の觸をぞ行はれける。泰時の鑒察は、神に通じ給ひけりと、皆感嘆せられけり。夫博奕の弊は世以て大なりとす。正直廉讓の人といへども、忽に奸僞の者となり、武士は臆病起り、僧侶は道德を失ふ。君子の誡むる所小人の好む所、貧困口論の根となり、盜賊放蕩の基たり。國家政務の邪魔

日月の光を見ることなく、燈火を微にし、食物には、栗栢少づつ命を助け、一心に法華經を讀誦し、三十餘日にして到著す。岸に上りて、山の姿を拜み廻るに、山徑危く險しくして、岩谷幽邃なり。山の頂に池あり。大河を流して、山を廻りて海に入る。池の邊に、石の天宮あり。觀世音菩薩遊行の所なり、願行滿ちたる人は、直に菩薩を拜むといへり。智定房、この山に五十餘日留りて、御經を讀み奉り、又舟に取乘て、熊野の那智に歸りつゝ、同法の沙門に書を誂へ、武藏守殿に參せたり。在俗の時には、弓馬の友にて候ひしが、智定房出家以後の事共を、具に記て奉りぬ。哀なりける事共多かりけり。後に行末を尋ねらるゝに、更に又知る人なし。古文德天皇の御宇、齊衡二年に、惠萼法師とて、道行の上人、橘太后の仰に依つて、入唐して五臺山にのほり、觀世音菩薩の像を感得し、四明山より、日本に歸朝せし所に、風に離されて補陀洛山に至りたり。舟を出さんとするに、更に動かず、怪みて像を舟より上げたりければ、舟は輕に出でたり。惠萼は、觀音の像を置きて歸らんことを悲み、海邊に庵を結びて、住居して、誦經奉事す。後に漸く寺となる。禪刹の名藍なり。智定房は重て南海を渡りて、この山にや行ひけん。殊勝の事なりとぞ語られける。

美濃國高城西郡大久禮より、上千餘區の納貢を停めらる、往返の流浪人等には、粥を煮て賑し、緣者を尋ねて、行歸ふ者には行程の口數を勘へて、旅の粮米を與へられ、止住すべしと申す者は、その所の莊園に預置き給ふ。故に貧孤の愁少は扶けられ奉りて、喜ぶ事限なし。

○下河邊行秀法師補陀洛山に渡る 付 惠蕚法師

貞永二年五月の末に、紀州絲我莊より、一封の書を武藏守泰時に奉る。卽ち將軍家の御前に持參して、周防前司親實に讀ましめらる。昔右大將賴朝卿、下野國那須野の御狩の時、大鹿一頭、勢子の內に蒐下る。賴朝卿御覽ぜられ、殊に勝れたる射手を撰ばし、下河邊六郎行秀に仰付られたり。行秀嚴命を蒙り。馳向うて、矢を發つに、鹿に當らず。勢子の外に走り出しを、小山左衛門尉朝政、一矢にて射留たり。下河邊行秀は、面目を失ひ、狩場にして髻を切り出家して逐電す。行方更に知る人なかりけるに、智定房と名を付き、暫く山頭に籠りて行ひしが、熊野の那智の浦より舟に乘りて南海補陀洛山にぞ渡りける。屋形舟に入りて後に、外より屋形の戶を釘付にし、四方に窓もなし。

八木一米

を執筆として、五十ヶ條を定めらる。同七月十日、政道に私なき事を表して、評定衆十一人起請文連署し、相摸守時房、武藏守泰時、猶この起請文に判形を居られたり。今日より以後、訴論の是非、堅くこの法を守りて、裁許せらるべきの由定めらる。是即ち古養老二年に、淡海公既に律令を撰ぜられし、是に准ずべきものか。彼は海内の龜鏡是は關東の鴻寶なり。今に及びて天下國家の政務この式目に隨ふときんば、上に奉行頭人の私曲なく、下に論訴怨愁の人なし。仁讓廉義の軌範國家安泰の寶典なり。然るに去年、今歳如何なる氣運に當りぬらん、打續き、大雨、大風、大地震、洪水、旱魃、火難、疫癘あらゆる天災地妖あり。この御祈の爲大法祕法を行はるゝに止む時なし。今年は猶飢饉災の起りて、米穀湧貴し、柴薪高直にして、粟は玉を炊き、薪は桂を燒くといふ世になりて、人民百姓等、困窮する事云ふ計なし。親に離れ、子を販ぎても、朝夕の煙竈に絶え、飲食の便居ながら失うて、旅館の巷に袖を擴げ、高貴の門に食を乞うても、遂には、溝瀆に行倒れて、餓死する者道路に充てり。武藏守この有樣を聞き給ひて、胸を痛み、肝を爛し、貧弊飢凍の民を救はんとて、矢田六郎左衞門尉に仰せて、八木九千餘斛を借賑さる。當年の辨償叶ふまじくは、來年の糺返を待ち給ふべき由仰出されけり。

五大尊―不動明王、降三世明王、大威德明王、軍荼利夜叉明王、金剛夜叉明王

○貞永と改元

出でて、戌刻計風愈はしたなく、頻に扇ぎける程に、東は勝長壽院の橋の邊、西は永福寺の總門の内に至るまで燄飛び煙散りて吹迷ふ、煙に咽び、人畜の燒死すること數を知らず。右大將家、右京兆の法華堂、竝に本尊等一時に灰燼となりにけり。同二十七日、評定所に於いて、式部大夫入道光西、相摸大掾業時執しまうしけるは、「法華堂竝に本尊の災の事假ひ理運の火災たりといふとも、關東に於ては愼み畏れ思召すべし。造營の事評定を經らるべきか」と。攝津守師員、隱岐入道行西、玄蕃允康連申しけるは「墳墓の堂は、炎上の後は、再興の例なし」と。是に依て、只御助成有りて寺家に仰付けらるべしと議定す。五大尊の像に於ては、將軍家の御願として造立あるべし。右大將家の法華堂は寺家に付せられて再興あり。

○貞永式目を試む　付　關東飢饉

寛喜四年二月二十七日將軍賴經公、右近衞中將に補せられ給ふ。從三位は元の如し。同四月二日、改元ありて貞永と號す。同五月に、武藏守泰時、政道を專にせらるゝ餘御成敗の式條を試み候べしと、日比内々御沙汰あり。玄蕃允康連に仰せ合せられ、法橋圓全

棠棣篇―詩經の篇名

世の誹の種なるべきか」とぞ諫めける。泰時申されしは「人の世にある事は、親類を思ふが故なり。眼前に兄弟を殺害せられんは、人の笑を招くにあらずや。重職の詮なからんものか。武道は人躰に依るべからず。越後守、只今敵に圍まるゝ由聞き候。他人は定て少事と思はるべし。泰時に於いては、建曆、承久の大敵に違ずと存ずる所なり。聞く、事なきの親者も其親たる事を失ふ事毋れといへり。棠棣篇に云はずや、兄弟墻に鬩ぐ外その侮を禦ぐとあり。この大事を聞きながら、急にせずして、子細を聞屆けば、其間に如何なるべき。井を掘て渴を救ひ、舟を作りて溺れたるを助くるがごとし。何の用にか立つべき」とぞ宣ひける。盛綱理に伏して、面を垂れて、敬屈す。駿河前司義村、傍にて承り、感涙をぞ流されける。越後守この事を聞きて、彌泰時に歸伏し、潛に誓狀を参らせて、「子孫の末まで武州の流に對して、無二の忠節を存ずべし。逆心の企あるべからず」と涙と共に書き進ぜらる。

○鎌倉失火

同十月二十五日、晩景に及びて、大風南より吹出でたり。相摸守時房の公文所より、火

て、大般若經を讀誦せしめ、重て、十ヶ日の問答講をぞ修せられける。五月中旬より、南風吹いて、日夜に小休なし。是に依て、由比浦鳥居の前に於いて、風伯祭行はる。法橋圓爾其祭文を書き進ず。關東にこの祭の例なしといへども、京都に行はれしかば、將軍家御使を以て武藏守に仰付けられ、大膳亮泰貞奉行す。この效驗にや、六月十七日南風漸く靜りけり。

○名越邊狼藉 付 平三郎左衞門尉泰時を諫む

同二十七日名越の邊、俄に騷動す。越後守時盛の第に、敵打入りたりと風聞す。武藏守泰時は、評定の座におはしけるが、直に走せ向はる。相摸守時房以下、出仕の輩、追々に行きければ、折節越後守は他行にて、留主の侍下合て、惡黨兩三人を搦取りたり。其外の奴原は、或は自害し或は打殺さして、事靜まりけり。平三郎左衞門尉盛綱申しけるやう、「武藏守泰時、御自分に於いては、重職に居給ふ御身なり。假令國敵なればとて、先御使を以て、左右を聞召されて、盛綱等を遣され、御計もあるべき事ぞかし。卒爾に向ひ給ふこそ、不覺とは存じ候へ。向後とても、若輕忽に御振舞にては、亂世の基

時は、狩衣にて供奉せらる。物靜なる御有樣、後は知らずめでたかりける御事なり。

○天變地妖 御祈禱

去年の夏の比より天變打續きければ、武藏守泰時深く痛思はれて、御祈の爲、諸寺の驗者に仰せて、五壇の法、一字金輪、烏瑟差摩明王の祕法をぞ行ぜられける。諸國の國分寺にしては、最勝王經を轉讀すべき由京都より宣下あり。民部大夫入道行然を奉行として、關東の分國に施行せらる。「承久兵亂の後、諸國郡鄕、莊園、新補の地頭等所務の事まづ諸國の守護人は、大犯三ヶ條の外は、過分の沙汰を致すべからず。守護地頭に就きて、領家の訴訟是あるの時、六波羅の召に應ぜざるの由二ヶ度は宥恕すべし。相觸事三ヶ度に及ばゞ、仰付けらるべし。次に竊盜の事、錢百文より以下の小犯は、一倍を以て償ふべし。百文以上は重科なり、この身を搦捕りて禁むべし。妻子親類所從の輩同心せざる者は煩すべからず。本の如く居住せしむべし。洛中諸社の神事祭禮に於いて、非職凡下の輩、武勇を好む條尤停止すべし」となり。又この間、炎旱頻にして、疫癘諸國に流行す。是に依て、天下泰平國家豐稔の爲、鶴ヶ岡八幡宮にして、三十口の學侶を以

なりければ、洪水俄に漲りて、河邊の居民等家共に押流され、溺死する者數知らず。古老の輩、未だかゝる洪水は例をも聞及ばずとぞ申合ひける。同八日には、申刻より大風吹出でて、雨交りにして、夜半に及ぶ。草木の葉は枯落ちて、冬の氣の如く、五穀損亡して、萎伏したり。九月八日の申刻より、寅時に至るまで少の休む時もなく、大風吹起り、御所中を初て、諸寺、諸社の鳥居、寶殿、武家、民屋悉く破損顚倒す。是只事とも思はれず。陸奧國芝田郡には、石の降る事雨の如く、その大さは柚柑の勢にて、細く長し。下道二十餘里の間に、馬人鳥類、打たるゝ者、數知らず。又十一月十八日に、鎌倉の邊風雨頻にして、申刻より夜に至り、大風、大雨、大雷に、諸人魂を惱ませり。冬至の日に、雷鳴る事は希代の變異なり。十二月五日には、客星西に見ゆ。是等の災變只事ならず。飢饉疾疫兵亂の瑞兆なりと、京都、鎌倉共に申しければ、旁々御愼深く、樣々の御祈禱あり。今年、將軍家十三歲御嫁娶のこと御沙汰あり。故將軍賴家公の御娘竹御所とておはしける、御年二十八にならせ給ふを、將軍賴經公の御臺所と定めらる。十二月九日、今日吉日なり。早卒の密儀なれば御輿に召されて、小町口より入り給ふ。式部大夫政村、大炊助有時、以下布衣にて馬に乘りたり。相摸守時房、武藏守泰

九夏―夏時九十日

夫盛夏の節に雪の降りける事、孝元天皇三十九年六月に降雪あり。推古天皇三十四年六月に大雪あり。醍醐天皇延喜八年六月に大雪降りて、皆不吉なり。又當今の御宇に當て、今月九日に雪降りたり。何も帝世皆各二十六代を隔つ。上古の時すら不吉なり。況て末世の今、九夏の天に雪の降ること、如何樣宜しかるまじと思はぬ人もなかりけり。泰時の嫡子修理亮時氏は、去ぬる貞應三年六月に、相摸守時房の長男、掃部助時盛と同時に、京都六波羅に上洛せしめ、洛中の成敗を行はれ、兩人ながら、父に替りて政務をいたしける所に、病氣に依て、鎌倉に歸られ、泰時の舍弟、駿河守重時、その替に上洛せしむ。時氏愈病惱重くして、遂に六月十八日に卒去あり。次男時實は、去ぬる嘉祿三年六月に卒す。四五ヶ年の間に泰時既に、三人の息を失ひ給ふ。愁歎の色深く、腸を斷ち給ふといへども、力及ばざる事なれば、時氏の尸をば大慈寺の傍なる山の麓に送葬し、中陰の佛事作善最懇に致されけり。

○降霜石降　冬雷　付　將軍家御臺所御輿入

同七月十六日には、霜の降る事冬の如し。八月六日には日中より雨降り出で瀉すが如く

三浦義村この議を甘心す。「是非に就きて、占申せ」と仰出さる。七人の内二人は「別事なし」と申す。五人は御所を去り給ふべき由を占申す。多分の議に付きて、武州泰時の亭に入御あるべきに定りけり。

○夏雪 付 勘文 竝 北條修理亮時氏卒去

同十六日、美濃國より飛脚到來してまうしけるは、「去ぬる九日辰刻に、當國蒔田莊に大雪降りて、一尺餘に及ぶ」と云へり。武藏守泰時、甚畏れしめたまふ。武藏國金子鄕にても、この日雪交りに雨降りて、後には雹の降りければ、これに打たれて鳥獸多く死せしと注し申す。「凡そ六月中、雨更に降り止む日なし。水無月の降雨は、豐年の兆とはいへども、涼氣その法に過たり。夏熱かるべくして、却て寒涼なるは、秋疫癘行はるとぞいふなる。この行末愈覺束なし。五穀も定て登らざらんか。風雨節に違ふときんば歲必ず飢荒すと書典にも見えたり。只事にあらず。關東の政務私ある歟。善を賞し、惡を誡め、身を忘れて世を救ふ志、このうち中にも誤あらん。陰陽の氣運正からず。天道の咎何事ぞ。泰時一人が身に負うて、萬民を助けさせ給へ」と、涙を流して歎かれけり。

是なし」と。隱岐入道申されしは、「延喜の例は不吉なり。同八月三日、御位を隱居給ひ、同九月二十九日に御事ましませり。况や常寧殿へ入御ありし上は、遷幸と申すべし」と。義村申されけるは「右大將家、奥州の泰衡を攻られし時、御陣中に雷落ちたり。承久の兵亂の時、右京兆義時の竈の上に、雷落ちたる、皆是吉事なり。怪異、觸穢の義にあらず」と。康俊申しけるは「先例は知らず、御占の上にして、御沙汰あるべきか」と、異議區にして一決せず。七人の陰陽師等を召して、占はせらる。泰貞朝臣申しけるは「雷の落るは何方も同じ。御所を避らしめ給はんことは、如何候はん」と。晴賢申して曰く「雷の落ちたる所には觸穢あり、居るべからず。金匱經及び初學記に見ゆ。不快の所は避らしめ給ふにあり」と。重宗申して曰く「京邊に雷の落ちたる所々避り給ひし例なし。この御所に限りてその儀あるべからず」と。師員が曰く「後京極殿は將軍家の御先祖なり。大炊殿におはしましける時雷震ありしかども、避らしめ給はず。彼の御子孫當攝政迄も愈御繁榮日々に是新なり。頗る佳例ならずや」と。晴賢難じ申しけるは「御子孫の榮貴は左右に能はず。但し大炊殿は幾程もなく燒崩れて、今に荒に就き、一字の御所も是なし。其御身僅に、三十八歳にして、御頓滅あり。最上の吉例にあらざるか」と。

鎌倉北條九代記　巻第七

○雷震 付 將軍家御退居問答勘例

同六月九日、酉刻計に黒雲打覆ひ、俄に夕立降出でつゝ、闇暗の如く成りて、電光撃耀し、霹靂空に渡り、間なく時なく鳴りけるが、人民肝神を失ふ所に、御所の車宿、東の母屋の上に落懸り、柱は砕けて、破風は落ちたり。後藤判官が下部一人、是に打たれて死にけるを、莚に包みて土門より出しけり。同十四日、相摸守時房、武藏守泰時参られたり。隱岐入道行西、駿河前司義村、民部大夫入道行然、加賀守康俊、彈正忠季氏等候じて、西の廊に會せられ、去ぬる九日の雷震のことに依て、觸穢あるべき歟、將軍家御所を避しめ給ふべき歟、御占に付けて、吉凶に委さるべきの由評議に及びけり。季氏申されけるは「先規分明ならず。兆の吉凶に依るべきか。醍醐天皇の御宇、延喜八年六月二十六日、清涼殿の坤の方の柱の上に、霹靂し、大納言清貫卿、右中辨希世朝臣、忽に雷火に依て、薨ぜらる。天子は常寧殿に入御ましますといへども觸穢の沙汰は

らるゝ事神妙に候。但し子細をも聞届けず騷動する事向後固く愼むべし、旗は家々の紋に任せて返下さるゝ所なり」とて、面々に返されけり。一擧の謀に靜りける。世以て美談せしとかや。

老いたる親、幼き子を引連れて、我も〳〵と逃惑ひ、或は馬に蹴られて、吟臥し、或は人に蹈倒されて、起上らず、手足を打損じ、氣を取失ひ、又その中に盗人ありて、財寶を捩取り、衣裳を剝り、女童の啼叫ぶ聲々巷に盈ち、小路に餘りて、物音も聞分かず。いとゞ暗さは暗りければ誰と云ふ別も見えず、上を下にもてかへす。武藏守、「是は如何なる事ぞ」とて、制止を加へらるれども、數百騎の軍勢なれば、只騒ぎに騒ぎて、輒く靜らず。この比内々命ぜらるゝ旨ある歟、甚穩便ならず。世上の狼戻この節を次として、起立つ事もありなん、愼み思召すべき由御所へ御使を參せらる。尾藤左近入道、平三郎左衞門尉、諏訪兵衞尉三人郎從を引率し、御所の門外に出でて、馬に打乘り、「謀叛の輩こそあれ」と高聲に喚り、濱邊を指して馳向ふ。數百騎の軍兵等心得たりとて、彼の三人の跡に付きて稻瀨川にぞ到りける。尾藤入道道然、平三郎、諏訪五郎此所にして馬を立てつゝ軍兵等に申さるゝやう、「誠には謀叛人はなし、御所の近邊を靜められんが爲なり。子細もなくして、面々旗を揚げらるゝ事向後然るべからず。夜陰の程は各旗を預り候はん。武州の仰にて候ぞ」とありしかば、老軍二十四人御使へ旗をぞ參せける。明れば三月朔日旗を獻ぜし輩を御所に召集め、武州對面あり。「各異義なく旗を進ぜ

には誰をかも賴むべき人とては更になき者にて候」と申されしかば、武藏守「其は誠に不便の事」と仰せらる。彼の則宗は、正治の比には梶原景時に同意せしかば、召禁められけるを、適免許を蒙り、本領を安堵して筑前國に下向せしに、院の西面に召されて、官軍に加へられ、身の滅亡に及びたり。然れ共家門久しき者の末なり。御取立之あらば忠義を存じ奉るべしと各申し上げらるゝ。同じき八日評定を遂げられ、勝木七郎則宗が本領、筑前國勝木莊元の如く返し下さる。此所は中野太郎助能が承久の勳功に依て勸賞行はれし領地なれども、子息の童に返し賜り、助能には筑後國高津、包行の兩莊を其替に賜りけり。一藝一能に感應すれば、自然にその德備る事古今是爾なりと、有難かりける御惠なり。

○鎌倉騷動　付　武州計略靜謐

同月晦日丑刻計に鎌倉中俄に騷動し、諸方の武士甲冑を帶し、旗を揚げて、御所に馳せ來るもあり、武藏守泰時の館に集るもあり、兩所に群集する軍兵等宛然雲霞の如くなり。地下、町人共寢惚れたる紛に、「すはや大事の出來りけるぞ」とて、資財雜具を持搬び、

上綱―上位の僧官

物を御覽ぜらる。小山五郎、三浦四郎、武田五郎、小笠原六郎に別の仰ましく〳〵て、作物を射させられ、御入興は限なし。去年十月の末つ方この浦に出で給ひ、流鏑馬のありける次に相摸四郎、足利五郎、小山五郎、武田六郎、小笠原六郎、三浦又太郎以下の輩に仰せて、三的の後に、三々九四六三等の作物を射させらる。「この藝は朝夕に御覽ぜらるべき事にあらず」と相摸守時房内々諫め申さるゝといへども、深く御入興の餘連々御覽ましく〳〵て、今にその事を賞せらる。同二月六日鶴ヶ岡の別當法印は僧綱の衆五六人相倶して、御所に參り、盃酒を獻ぜらる。相州參られしかば、駿河前司以下數輩召れて伺候す。此所に上綱の召倶せし兒年の程十二三計なりけるが、同輩の兒童には杳に勝りて容儀偉く、しかも藝能至りて勝れ、聲美しく歌ひければ、梁塵宛然飛揚して、庭の梢に風戰ぎ、聞く人耳を涼めたり。今樣朗詠し、廻雪の袖を飜せば、天津少女の舞の姿もさこそと思準へ、雲の通路吹閉ぢよと滿座その興を催され、將軍家御感の餘「如何なる者の子にて有りけるぞ」と問はせ給ふ。法印申されけるは、「去ぬる承久の兵亂に圖らざるに官軍に召されし勝木七郎則宗が子にて候。所領悉く沒收せられ、一族、家人離散して、忽に孤となり、山林に吟ひけるを、この法師が養ひ置きて候。又この外

老鼠―西寺の老鼠若鼠御裳つんつ袈裟つんつ法師に申さむ師に申せ
あな貴―あな貴今日の貴さや古もかくやありけん今日の貴さ

相摸守時房、武藏守泰時、以下多く皆御供に參られたり。駿河前司義村、御舟を點じて饗應の營善盡し美盡せり。將軍家御舟に移り給へば、管絃の調聲緩に浦輪に亙りて面白し。海中の鱗も鰭を揃へて波に浮び、藻屑に交る鰕魚までも感を催す計なり。鼓巴琴を彈ずれば、馬は秣に仰ぎ、水中に魚跳る。定て驗なからめや。佐原三郎左衞門尉、皆此比隱なき遊君に淺菊とかや聞えし者を倶して參り、一薬に棹して聲善く歌ひける。興ぜざる人はなし。御舟に召されて、催馬樂を歌はせらる。「老鼠」「あな貴」をぞ歌ひける。樂の調に叶ひければ、將軍家を初て奇特の事にぞ思召しける。折々は御所へも參るべきなりとて、御盃を下されしは面目とぞ聞えし。山の姿、海の詠、絶景の勝境、又外にはあるべからずと頻に御入興ましくけり。夜に入りければ、山の端出る月の比まで數々廻る盃に、各數盃を傾けらる。風靜に雲收りて、月既に出でて波間に影を浸す程にて、將軍家還御なりにけり。

○勝木七郎子息則定本領安堵

同二年正月二十三日に、將軍家由比浦に出で給ふ。小笠懸、遠笠懸、次に流鏑馬、犬追

は無漏實相と響くらん。藥王菩薩の琵琶の音は眞如平等の調あり。獅子吼菩薩の篳篥は清淨究竟の聲すなり。虛空藏菩薩の方磬は常住凝然の法を說き、陀羅尼菩薩の笙の音には禪定正智の德を唱ふ。德藏菩薩の大鼓の響は內證發覺の理を演べたり。その外普賢菩薩の大悲の曲、三昧王菩薩の利智の歌、華嚴王、定自在王、法自在、大自在王、金光藏、金剛藏、白象王、衆寶王、日照王、月光王、大威德王、無邊身藥王とて、總て二十五の菩薩の取々の舞樂は、心も詞も及ばれず。只今西方の極樂へ迎取らるゝ心地して、見物の諸人は隨喜の淚を流しけり。空に響く調には天人も影向し、海に渡る唱には龍神も出現して、この營をや助くらん。夕陽に映じては光明遍照の義を現し、朝水に映りては發菩提心の想を勸む。時移り、事去りて、來迎の舟は隱々として、汀を指して漕隱るれば、貴賤男女も立歸る。將軍は還御あり。駿河前司義村は大造の經營異故なく願望を遂げたり。有難かりける事共なり。

○寛喜元年

○將軍家濱出　付　遊君淺菊

同三月に改元あり、寛喜元年とぞ號しける。四月十七日には將軍家三崎の浦に出で給ふ。

鎌倉三崎の海上に十餘艘の舟を浮べ、舟の幕には紫雲の棚引ける色を染めて、舟每に走し、金銀の金物、五色の綵、宛然七寶莊嚴の有樣、舟は見ながら極樂世界も此所に移すかと怪まる。幡、天蓋には青龍、金鳳、孔雀、迦陵頻を造りて付けたれば、雲に輝き風に飜り、奇麗微妙の有樣なり、既に申刻計に將軍頼經公御舟に召されて、磯近く碇を下し、御供の人々は小船數百艘その後に浮べたり。三浦駿河前司を初て諸の方に出でらるれば、鎌倉中の見物の貴賤、男女は野にも山にも充滿たり。かゝる所に沈檀名香の匂濱風に乘りて、四方に聞え、異香熏ずとは是なるべし。十餘艘來迎の舟は沖中より漕寄する管絃の響漸々近くなり、折節空晴風靜に波もなき海の面に漕居ゑたり。金銀五色の作花を絲にてや操りけん、舟の上に翩々として、四方に亙りて降るが如し。絲竹の聲頻なるに、内々仕立てて定めたりしかば、其役々の輩、菩薩の姿に出立ちつゝ、觀世音菩薩紫金臺を差寄せて、舟の面に現れたり。舟は二階に拵へ、幕は下に張りたれば、紫雲の上に立つが如し。その次に勢至菩薩合掌して現れたり。又中央に阿彌陀如來の立ち給ふ。紫磨黃金の粧は瑩出せる金の山、邊を拂て見え給ふ。其後には山海惠菩薩の羯鼓は此土不二の音をなし、日藏王菩薩の玉の笛の音、聲澄みて、月藏王菩薩の瑠璃の琴

に送り納め參せ、一堆卵塔の下に埋れて名のみ殘らせ給ひけり。淨衣の御送、相州、武州を初て、大名、小名數を盡して出でられけり。鎌倉中物の音を揚げられず。打潛りて靜なり。其比世に云習しけるやうは、去年十二月義時の後室御物思に沈みて、鎌倉に怨深く、伊豆の北條にして遂に儚くなり給ふ。其怨靈鎌倉に來りて、二位禪尼の御所の女房達幻に見ける者、恐驚きて絶入りける事度々なり。後には禪尼の目にも見えて、言葉には出だされざりけれども、內々は御祈禱もおはしけるに、禪尼程なく心地煩出で給ひ、今かく逝去し給ふ事もこの故なりとぞ沙汰しける。

○三浦義村彌陀來迎粧を經營す

伊豆の走湯山の住侶淨蓮房は道心堅固の上人なり。年比駿河前司義村が家に來り、後世の事共物語せられ、念佛の貴き義を勸め申さるゝに、義村然るべき宿緣にや彌陀の本願念佛の理を聞開き、其より後は每日每夜珠數搯りて、念佛しけるが、「安貞三年二月二十一日は彼岸に入の初日なり。日比に承りし彌陀來迎の粧を拜み申さばや。其儀式を眞似給へ。營は如何にも辨じ奉らん」と望み申す。淨蓮房「其こそ最易かるべけれ」とて、

手を合せつゝ、坐しながら往生せらる。貴かりける御事なり。相摸守時房、武藏守泰時二位禪尼を初め參せて、力を落し給ひ、貴賤皆惜まぬ人はなかりけり。法華堂に葬送して、故右大將賴朝卿の御墓の傍に埋まれたり。數代多年の舊好、忠義廉讓の德用にや、大名小名送の人々、幾何とも數知らず。諷經の僧衆巷に盈ちて、墓所の邊に餘り、中陰の弔武藏守より營まる。愁傷の色を顯されけり。

○二位禪尼逝去

同七月の初比より二位禪尼心地例ならず惱み給ふ。神社佛寺の御祈禱樣々に營み、和丹兩流の醫師參集うて、補瀉溫涼の劑を投じ、君臣佐使の功を假るといへども、鍼灸藥石の效は露計も是なし。同じき十二日遂に逝去し給ひけり。春秋六十九歲。法名をば如實とぞ號しける。右大將賴朝卿の妻室、北條時政の娘、前將軍賴家、右大臣實朝公の御母なり。賴朝卿薨去の後、天下の後見として政務の進退皆此禪尼の才智を以て危き世を執靜め。諸人皆恐隨ひ、尼將軍と申せしが、無常の使は威勢權貴も選ぶ事なく、智謀奇才も片去らず、高きも卑しきも遁るゝ者は更になし。葬禮は陸奧守義時の墓の後、新御堂の傍

○政子逝く
（和丹―和氣氏丹波氏）
片去らず―偏せず

に於いて神祭をいたしければ、癘氣是にや依りけん、程なく疫は終りけり。

○嘉祿元年

○泰時仁政 付 大江廣元入道卒去

嘉祿元年十一月に賴經八歳になり給ふ。既に御元服ましく、同二年正月に正五位下に叙し、右近衛少將に任じ、征夷大將軍に補せらる。武威四海に輝き、門葉六合に昌えて、京都、鎌倉共に靜謐の聲豐なり。武藏守泰時愈廉讓の道を行ひ、儉約を以て世を惠まれける。故に上下賑ひ悅合へり。大名小名、在鎌倉の輩身躰不足の事あれば、金銀、米穀を借賄ひ、是を辨ずる事も叶はず、疲勞に及ぶ事あれば、所領、家居の好惡を聞屆け、借狀を破りて與へられ、自謙つて、禮義を守られける程に、人皆懷き奉り、拜趨の志上部ならずに隨付きて、この人の御事ならば身命を捨てても惜からずとぞ思はれける。

○廣元死す

同六月に大江廣元入道覺阿卒去せらる。行年八十三。右大將賴朝卿より以來何事に付けても武家御政務の談合人なり。心直にして欲をはぶき、智深くして慮遠く、慈悲ありて、心志猛からず、末世の賢者と云はれし人なり。臨終に至るまで心更に正しく、老耄の氣もなし。常にはさもなく見えたりしが、臨終には念佛高に唱へ、西に向ひて

て不日に死す。村里の際家々に歎悲む聲相連り、尸を葬るに所狭く計なり。武藏守泰時大に驚き歎き給ひて、陰陽頭國道朝臣を召して、「此事如何して鎭めらるべき」と仰出さる。國道申しけるは、「古より以來例なき事に候はず。疫鬼流行すれば、人必ずこの毒氣に中り、病を受けて惱み候。是偏に上の政事穩ならず。下の行ひ邪なれば、天地是に感じて、癘鬼出でて、禍災あり、疫計に限るべからず。火難、水災までも、惡鬼の所爲にあらずと云ふ事候はず。只願くは、上に廉直の道を開き、仁慈の德政を行はせ給はゞ、下必ずその惠に浴し、上下比和の安泰に歸せば、天地交感し、神明威を增し、擁護の御眸を廻し給はゞ、惡鬼は遠く他方に逃去りて、世は淳朴の風に歸り、人は豐樂の德に住せん。昔一條院の御宇長保三年に疫癘大に流行せしかば、五月九日に紫野に疫神を祭りて、社を立てて鎭めらる。藤原長能が歌に、

　今よりはあらぶる心ましますな花の都に社定めつ

と詠みたるは今宮の神社の事にて候。今以て存ずるに鬼氣の祭を四境に行ひ給はゞ然るべく候か」とぞ申しける。泰時「さらば祭をいたせ」と仰あり。國道軈て宿所に致り、幣帛、供物、作法の如く調へて、東は六浦、南は小壺、西は稻村、北は山内、鎌倉の四境

なき物ども少を取りたまへば、摠領の所分殊の外に少く侍りしかば、二位禪尼の仰に、「嫡子摠領職の所分至て少し。物の數にもあらず候。是は如何なる事ならん」と問ひ給ふ。泰時申されけるやう、「關東の執權を承る身は所領の事さのみに欲深く望み申すべき事ならず。只今舍弟共を不敏して痛り存ずる計にて候」と申されしに、二位禪尼其志を感じて涙に咽び給ひけり。凡禍は足る事を知らざるより大なるはなく、恥は貪るより過ぎたるはなし、足る事を知らざる者は富めるも患あり、足る事を知る者は貧しけれども樂むと云へり。欲少うして足る事を知る者ば心安くして、恥辱に遠る。此故に得難きを苦みて、營々として求め、既に得て又未だ飽かざるときんば、危辱必ず其中にあり。たゞ易きを取りて難きを捨て、危きを避けて安きに就く者は、辱既に遠くして樂みに餘あり。泰時この理を思得て、廉直を行はれしかば、兄弟一族自和睦し、權威高く輝きて、諸國悉く歸伏し、太平の德を逞しくし給ひけん、志の程こそ有難けれ。

○疫癘流行　付　鎌倉四境鎭祭

同十二月關東の諸國疫癘行はれ、諸人是を患る者は藥石漿水喉に入らず。大熱狂亂し

時政所の吉書始あり、家務の條々、其式を定めらる。左近將監景綱、平三郎兵衛尉盛綱奉行たり。義時の後室をば、伊豆の北條に追遣て押籠らる。伊賀式部丞光宗は、信濃國に流され、舍弟四郎左衛門尉朝行。同六郎右衛門尉光重は、相摸掃部助武藏太郎に仰せて、京都より直に鎭西に流されたり。宰相中將實雅卿は、京都にして罪名を注せられ、越前國に流されけり。婦人の愚性に威ある時は、奢を生じて後を辨へず必ず遠き慮なき故に、近き患を招くとかや。彼の後室の叛逆に依て、家亡び身迫りて、兄弟外戚皆遠域に苦めり。後世の善き誡なるべし。

○武藏守泰時廉直

同九月五日故陸奥守義時の遺跡莊園の事、武藏守泰時は摠領職なり、誰か兎角の沙汰に及ぶべき。男女に付きて、兄弟多くおはしけるに、讓補分の注文あり。二位禪尼是を泰時に渡され「若この注文の表に付きて所存あらば、子細を申さるべし」とぞ觸れられける。兄弟の間注文に任せ奉る。更に異議なき由返事あり。泰時即ち所領、莊園は肥腴の地を舍弟妹達に渡され、自分は磽确の白田を取り、器財雜具も宜きを分與へて、所用

御元服の時義村を烏帽子親とし、愚息泰村を御猶子になさる。此芳志あるを以て泰時政村御兩所に付て、いづれを疎に存ずべき。只願ふ所は、兩所御和平候へかし。式部丞は日比計略の事候歟。義村諷諫いたし候へば漸く歸伏して候」とぞ申しける。武藏守泰時更に喜怒の色なく「我は政村に、聊も野心なし。何事によりて別意を致さるべき」とぞ申されける。義村心少し安堵して宿所にぞ歸りける。

○義時の後室　同兄弟　竝　實雅中將流罪

閏七月八日二位禪尼の御前、に相摸守時房、前大膳大夫入道覺阿、關左近將監實忠參られて、世上の事ども御沙汰に及ぶ。禪尼仰せけるは、「光宗等が奸謀隱なし。宰相中將實雅卿に於ては、卿相以上を左右なく罪科に處難し。京都において罪名を伺奏すべし。陸奥守の後室竝に光宗等は流刑たるべし。その外の與黨は罪科までもあるべからず」とこそ定められけれ。同二十九日伊賀式部丞光宗は政所の執事職を改め、所領五十二ヶ所を召放ち、叔父隱岐入道行西に預けらる。二位禪尼の仰として、藤民部大夫行盛を政所の執事に補し、尾藤左近將監景綱を武藏守泰時の後見にぞ成されける。同八月二十九日泰

めらる。「世の中靜ならず、畿内近國の人の心、計難き折節なり。早く洛中を守護すべし」とて差上せられたり。鎌倉中何とは知らず、近國の武士馳集り、大名小名の家々に群參す。二位禪尼安からず思ひ給ひ、七月十七日の子刻計に駿河局計を召倶して潛に駿河前司義村が家に入り給ふ。義村思寄らず恐れたる氣色なり。禪尼仰せけるやう「前の陸奥守義時の卒去に付て武藏守泰時鎌倉下向ありける所に、世の中靜ならず、陸奥四郎政村式部丞光村等頻に義村が家に出入して密談の事あるの由風聞す。若泰時を謀りまゐらせん爲か、義時忠勤の大功承久逆亂の治運、干戈靜謐せし其跡を繼ぎて關東の棟梁たるべき者は武藏守泰時なり。誰か之を爭んや。政村泰時の兩人和平の諫を加へらるべし。政村を扶持して叛逆を企てられば言語道斷の事なるべし。かく申すを用ひらるべきか用ひまじき歟、申し切るべし」とありければ、義村申しけるは「陸奥四郎政村は全く逆心なし。式部丞光宗等は用意ありと覺え候。仰の趣畏りて制禁を加へ候はん。此事遁避仕るまじ」と誓言をもつて請合申す。二位禪尼「必ず和平の事打置き給ふな」とて、やがて御所にぞ歸り給ふ。夜明て後三浦義村は泰時の方へ參りけるに、最殊となく出合ひて對面あり。義村申されけるやう「故義時の御時に、義村屢忠勤の抽いで、御懇志を表せられ、四郎殿

觸穢―義時の死に會したるを云ふ

同二十六日の晩景に、鎌倉に下著あり。二位禪尼對面あり。將軍家の御事、御後見に於いては前陸奥守に相替らず、時房泰時取行はるべき由、仰出ざる。觸穢の砌、楚忽の構憚あるの旨、御返事を申されたり。前大膳大夫入道覺阿申しけるは、「世の安危、人の疑ふべき時なり。兩人執權の議定あらば、靜謐すべし。早くその沙汰御受け申し給へ」とあり。去ぬる十三日より、今日に及びて、世上の荐説區々なり。武藏守泰時は弟等に打滅さるべき運命にて、京都を出でて下向せらる。淺ましきことを見んと風聞あり。元久二年より以來、義時の執權たること二十年に及べり。然るに義時の後室は伊賀守朝光が娘なり。此後室の爲武藏守泰時は繼子にて、當腹に政村を生みたりければ、後室は泰時を惡まれ、我が生みたる四郎政村を世に立てばやと常々に思はれたり。後室の弟伊賀式部丞光宗に心を合せ、三浦駿河前司義村を語ひ、若君賴經公を押退け、泰時を打殺し、義村が婿宰相中將藤原實雅卿を關東の將軍とし、政村を執權になし、我が弟光宗に武家の成敗を致させばやとぞ思企てらる。是に依て四郎政村の館の邊物忩なり。されども泰時は少も驚騷ぎ給はず。二位禪尼聞付けて使を以て政村が館の騷動をぞ靜められけ る。相摸守時房の一男、掃部助時盛、武藏守泰時の一男武藏太郎時氏を京都に上洛せし

○義時死す

を始めて、子息一族内外の人々手を握り、汗を流し、上を下に返し給ふ。陰陽師國道泰貞等を召して、御祈禱仰付けられ、天地災變の祭、二座三萬六千の神祭、屬星如法の太山府君の祭を行ふ。供物その式を守り、十二種の重寶、五種の身代、悉くその沙汰あり。そのほか、天曹、地府、八字文殊、訶利帝母、七佛藥師、金輪の法、各修せらるといへども、時移るに隨ひて、いよ／＼危急に迫り給ふ。翌日十三日の巳刻に、遂にはかなくなり給ふ。行年六十二歳なり。同十八日、故右大將家の法華堂の、東の山上に葬て、一堆の墳墓にぞ埋みける、人世の浮生、水面の泡石火電光一夢中、總て無常の有樣誰かは當に遁るべきなれ共、榮貴今盛んなる時節に方て、家門是富に至る、武威輝く最中ぞかし、天下の事如何あらんと危む人も有りけり。式部大夫、駿河守、陸奧四郎、同五郎、同六郎、三浦駿河前司、その外宿老伺候の輩、各服衣を著せしめ、御家人等參候して、忌に籠り給ひしかば、鎌倉中打濳て、物哀にぞ見えにける。

服衣—喪服

○武藏守泰時執權　付　二位禪尼三浦義村を誡めらる

○泰時執權

京都に飛脚を遣されしかば、相摸守時房、武藏守泰時、取物も取敢へず六波羅を立ちて、

融の山に出たるか、密雲は棚引き、大虚は曇れ共、一滴も降る事なし。去年より打續き、天地の災變樣々なり。五龍祭、屬星、水曜等の御祭を行はれて、然るべきかと衆議更に區なり。同六月に至りては、いとゞ炎暑烈しくして、草木の葉は枯につき、人は熱さに堪兼て、川水も涸上り、土石の中より燃出るが如くなれば、蛇蛙を初て、死する事夥し。二位禪尼是を歎き給ひて、神社、佛寺に仰せて、請雨の御祈禱樣々なり。陰陽頭國道朝臣は、靈所七瀨の御祓を致せば、同じく知輔朝臣は、金洗の澤沉の祭をぞ行ひける。同じく信賢朝臣は、江島の龍穴に行ひその外、柚河、杜戸、六浦、固瀨川に八龍の祭を營み、日曜七座の太山府君、十壇の水天供取々に修せらるゝ所に、同六月十日の夜に入りて、甘雨降下りければ、上下萬歲を唱へて、喜ぶ事限なし。早苗は色を直し、田面の蛙も嬉げに、鳴く聲珍にぞ覺えける。

○北條義時死去

同月十二日、前陸奥守北條義時、心地殊の外に惱み給ふ。日比病氣の事ありしか共、差て殊なる色にも覺え給はざりし所に、俄に危急悶亂し、人事をも省給はず、二位禪尼

一度に三子を産みたり。兩子は世にあれども、三子まで生む事は希有の例なり。然れ共先規あればにや、三子を産めるには、官倉の衣食を賜ひて、養育すといふ事、國史に載せられたり。其期九十日なりと、有職の人申すに依て、二位禪尼より雜色三人を彼の家に付けて、養育すべき由仰含められ、子母の衣食を賜りける所に、三子ながら夭殤すとぞ聞えし。是も鎌倉の珍事なりと人々申し合はれけり。

○大魚死して浦に寄する　付　旱魃雨請

同三年四月二十八日、若君の御手習始あり。陰陽頭國道朝臣、日次を選びて定め參す。手本御硯等は、御父道家公より送らるゝ所なり。其式は、元三の儀に同じとかや。同五月、近國の浦々に名も知らぬ大魚共多く死して、波の上に浮上り、三浦ヶ崎、六浦の前濱に打寄せらる。是を取上て鎌倉中に充滿す、家々買取て、是を煎じて脂を取る。臭香既に四方に充ち、山谷に亘る。「是旱魃の兆なり、只事にあらず」といひけるが、中すに違はず、炎旱頻にして田畠焦れたり。請雨の法行はるべしとて、百壇の不動供、一字金輪水天供、降雨の法、仁王觀音經の御讀經を行はれしか共、火龍の空に塞るか、祝

威徳不思議の大王世に出給ふ。一千人の皇子を持ち給ひ、七寶を身に帯し、不足なる事一つもなし。國豐に民賑ひ、風枝を鳴さず、雨塊を破らす、五穀は耕作せざるに、自地より生じて、糠糟なし。衣裳は樹の枝に現れて裁縫といふ事もなし。輪王卽ち車に召されて、須彌の四洲を廻り給ふに、大海の渚、黄金の沙の上に、三千年催して、優曇花の開出でて、盛はいとゞ久しからず、干潮に咲きて、滿潮に散り候。かゝる子細は此比の生學匠は、知る事にても候はず。然るに、只今乞丐法師が庵の前なんどに、咲くべき花にては候はず。只賣僧の結構なり」と、傍若無人にいひ散らされたり。二位禪尼は「誠にかゝる子細は始て聞き候。さて其優曇花は如何なる花の形にて候らん。木にて候か、草にて候か」と問れしに、上人屹と詰りて「其までは覺ず候」とて御前を立て歸られけり。當座にありける人々、さて麁抹なる學者かなと笑合ひ給ひけり。二位禪尼は遠藤左近將監を召れ「善く見屆て參れ」とて遣さる。歸參りて申しけるは、「さしもなき事にて候、芭蕉の花の咲きたるにて今は大方散果たり」とぞ言上しける。「昔より今に至る迄芭蕉の花は咲く事希なれば、世の人是を優曇花と云習す。貴賤群集して見に來るも理なり」とて、何の御沙汰もなかりけり。同九月五日、大倉谷の横町に、ある下部の女房、

あらた—顯然
報賽—禮詣

と申すは、延喜年中に建てられ、大宮の御神を此所に移し奉り、山上の社をば本宮と崇め、府の宮をば新宮と名付け奉る。其始を尋ぬるに、三島明神をば、神代の御時には、大祇山神と號し、淺間は其御娘、木花開耶姫とぞ申しける。守は遠く四海に遍く威は偏に八州に施し給ふ。靈驗のあらたなる事、都鄙に渉て隱なく、利生の著きこと貴賤を擇ばず明けし。朝に詣でて祈り申し、夕には又報賽す。義時深く頭を傾け國家安穩の祈を致し、この遷宮を經營せらる。

○優曇花の說　付　下部女房三子を生む

同七月に、鎌倉藥師堂の谷の邊に、淨密法師とて、獨り住みける僧あり。庵の前に、優曇花の咲きたりとて、遠近に風聞す。鎌倉中は申すに及ばず。近國の在々所々聞流へ聞流へ、貴賤男女群集して是を見ること夥し。二位禪尼この由を聞き給ひ、「優曇花とやらんは、世に希なる事に喩へて侍るよし。この比如何なる謂に依て、咲くべしとも思はれず」とて、近弘上人を召して、優曇花の事を尋ねらる。上人申されけるは、「抑優曇花と申すは、この世界の人の壽、八萬歲の時に當りて轉輪聖王とて、須彌の四洲を領じ給ふ

にしては、七座百怪の祭を行はれ、御所に於いては、太山府君の祭をぞ始られける。されども、異る珍事もなく、十一月廿二日には、京都禁裡の大嘗會を無爲に遂行はれ、大外記師季朝臣、書札を以て關東に申下す、除書等を相副て到著せしめたり。いとどめでたき御事にて、淳厚の世に立歸るべき瑞相なりとて、民百姓迄喜合ひ奉りけり。

○太上法皇崩御　付　富士淺間御遷宮

同二年五月十四日、太上法皇崩御したまふ。壽算四十五歳。是當今の御父、持明院宮、守貞親王の御事なり。後高倉院と謚あり。尊號奉り給ひて後僅に三ヶ年、榮貴の春の花未だ咲殘りて、盛ならぬに、嵐烈しく吹散すに異らず、惜かるべき御命かなと、其方樣の人々は歎き給ふも理なり。同六月に、駿河國富士淺間の宮、造替遷宮おはしけり。陸奥守義時、是を經營して、關東靜謐家運長久を祈りとす。抑この御神と申すは、往昔孝靈天皇、卽位五年近江の湖水始て湛へ、富士山その日涌出せり。清和天皇貞觀五年の秋八月に白衣の神女天下り給ひしより事起り、延暦二十四年に、巫に託宣あり、「我は是淺間大菩薩なり」と、平城帝の大同元年に、初てこの社を立てらる。國府の淺間の宮

し、今度叛逆の張本に於いては、尋出して、此方より生捕りて參すべし。軍勢をば引取り給へ」と申しければ、衆徒の申す旨理ありとて、軍勢をば引取りて歸洛あり。不日に秀康が郎等を搦捕て、六波羅にぞ送りける。この者の白狀するに依て、十月十六日、秀康、秀澄兩人を河內國より生捕て六波羅にぞ渡しける。抑この亂逆は、この兩人の謀計より事起れり、重科の責重かるべしとて、關東へ申され、六條河原にして、首を刎ね、獄門に梟けられたり。

○鎌倉天變地妖

○後堀河院位

○貞應元年

世の中既に靜謐に屬し、新帝御位に卽せ給ひ、物騷しき年も暮て、春立つ今日と云ふよりして、京都鎌倉同く賑ひ、草木の色も新に見え、鳥の聲迄も嬉げなり。正月七日、若君御弓始あり。同二月六日には南庭に於いて、犬追物有りて、若君殊に御入興まします。同四月十三日に、承久四年を改て、貞應元年とぞ號しける。此比鎌倉の前濱、腰越の浦々に死せる鴨烏いくらともなく、波に搖られて寄來り、八月の初より、戌亥の方に、彗星出でて、軸星の大さ半月の如く、色白く、光芒赤し。是等の怪異、只事にあらずとて、前濱

後堀河院郎位の誤、茂仁は「とよひと」と讀む

經の御父なれども、順德院の舅なるに依て、官職を改補して、近衞家實公を以て攝政にぞ補せられける。何事も皆右京大夫義時が心に任せ、鎌倉より計ひ奉る。武藏守泰時、相摸守時房を京都の守護として、六波羅にぞ居ゑ置きたる。叛逆與黨の沒收の領地、凡三千餘ヶ所なり。二品禪尼の計として、今度勳功の武士に勸賞あり。功の淺深に隨ひて、充行はる。自分に於いては、立錐の地もなし。かゝる所に謀叛の張本、能登守秀康、河內判官秀澄は戰場を遁出でて、南都に落下り、深く忍びて居たりけるを、武藏守泰時聞出し、相摸守時房に言合せて、家人等を遣して搜求むる所に、件の兩人は跡を暗して逐電す。東大、興福の兩寺の內に方人ありて、隱置きぬらんとて、坊中に亂入して搜しければ、佛具、經論までも取散し、狼藉なる事云ふ計なし。衆徒等大に怒て夜討強盜ありと、罵りける程に、衆徒悉く蜂起して、相摸守の使を四方より取圍み、三十餘人を打殺す。下部一二人辛じてにげ歸り、六波羅へ申しければ、在京の武士、二千餘騎を催し、南都にぞ向へられける。衆徒この由を聞きて、大に驚き、木津河の邊に來合ひて、使者を以て愁へ申すやう「軍兵只今南都に討入り候はば、衆徒等出合ひて力を盡して防戰はん。然らば古平家の逆臣既に大伽藍を燒失せしに異ならず。天下國家、騷亂の本なるべ

今年如何なる年なれば、三院、二宮、遠島に遷され、公卿、官軍刑戮に逢ひぬらん。不思議なりける運命かなと、高きも賤きも時節の變をぞ歌ひける。時房、泰時、朝時、義村、信光、長淸等は、一天の君を擒にし、九重の都を蹂きて、猛威を振ひて鎌倉にぞ歸りける。

○後嵯峨院新帝踐祚　付　能登守秀康誅せらる

懷成親王は、新院の御讓を受けさせ給ひけれ共、御卽位の式も調はず、程なくこの亂おりしかば、三院ともに、遠島に移されさせ給へば、關東より計ひ申して、僅に九十餘日にして、御位を下し奉り、九條の廢帝と申して、王代の數の外にぞおはします。後鳥羽上皇の御兄守貞親王は、後白河院の御心に叶はせ給はずとて、帝位にも卽け奉らず、持明院宮と號して、打込められておはしけるを、義時計ひ申して、御位に卽け奉らんとありしかども、入道親王の御事なり、御子茂仁親王を帝位に仰ぎ奉るべしとて、今年十歲に成り給ふを取立參せ、御父の守貞には、太政天皇の尊號を奉り、承久三年七月九日、新帝茂仁踐祚あり。後嵯峨院と申すはこの君の御事なり。攝政道家公は、鎌倉の將軍賴

元、女房三人御道中も哀なる御事多かりけり。須磨や明石の夜の浪、千鳥の聲も遠近なり。高砂、尾上の曉の夢、男鹿の音にや醒すらん。比は神無月十日餘の事なれば、野邊の草叢霜枯れて、山路の梢も疎なり。御衣の袂に秋を殘して、露の滋さぞ勝りける。讃岐の八島を御覽ずれば、安德天皇の御事を思召出され、松山を見やらせ給ふにも、崇德院の御有樣思ひ續け給ふ。何事を見聞給ふにつけても、今は只御身一つにつまされて、思沈み給ひけり。土佐國に著き給へども、御住居、餘に少き御事なれば、阿波國へ遷らせ給ふ。阿波と土佐との中山にて、俄に大雪降り出て、路更に埋れ、駕輿丁も行きなづみければ、御輿を搔据ゑ奉り、如何なるべきとも覺えざりしかば、院御涙に咽ばせ給ひて、

浮世にはかゝれとてこそ生れけめ理知らぬ我が涙かな

邊の松の枯枝切下し、御燒火を奉り、供奉の人々も、是にあたりて、衛士の焚く火にあらねども、折から哀に悲しくて、皆涙をぞ流しける。夜も漸明方になりければ、雪も晴れて空爽に四方の梢も白妙なり。御迎の人參り加り道踏分けさせて、阿波國へならせ給ふとて、

浦々に寄する白浪言問はん隱岐の事こそ聞かまほしけれ

絶やらで―増鏡にはきえやらで

れ、遠山の霞の棚引くも、晴れぬ歎を知らすらん。東一條の先帝おはしませば、佐渡院の御形見とは思召せども、いとゞ御慰はなかりけり。七條の女院は、老いたる御身にいつとも期せぬ都歸り、今日や明日やと思召す。御歎の色日に從ひて增らせ給ひ、思召し沈ませ給ふ由聞召して、隱岐の御所より、

たらちめの絶やらで待つ露の身を風より先にいかで問はまし

七條院御返。

なかくに荻吹く風の絶ねかしおとづれ來れば露ぞこぼるゝ

隱岐の法皇第一の御子は、土御門院と申し奉る。去ぬる承元三年三月に、御心ならず御位を下し奉りしかば、御恨深く、法皇には御不孝の如くにて、今度の御謀叛にも與し給はず。關東にも兎角の沙汰には及ばずして、都の内におはしましける所に、仰出されけるやう、一院配所にましくて、我が身都に安堵し給はば不孝の罪深かるべし。同じ遠國にこそ栖み給はめとて、九條の禪定殿下右大將公經卿に仰せられしかば、この由關東へ仰遣さる。右京大夫義時以下の人々憐み奉りて、この上は力及ずとて、同十月十日土佐國へと定められ、鷹司萬里小路の御所より出し奉る。御供には少將定平、侍從貞

心して—遠慮して
ひとまどの—一應の

同二十二日、新院は佐渡國へ移されさせ給ふ。御供には冷泉中將爲家朝臣、花山院少將、甲斐兵衛佐教經、上北面藤左衛門大夫安元、女房右衛門佐局以下三人ぞ參り給ふ。かくは定聞えしかども、爲家朝臣は、ひとまどの御送をも申されず、花山院少將は勞とて道より歸上られ、右兵衛佐教經は道にて身罷りぬ。新院いとゞ御心細く御送の者共迄も御名殘惜ませ給ひて、今日計明日計と留めさせ給ふぞ哀なる。長歌遊して九條殿へ參らさせ給ふ返歌に、

長へて譬へば末に歸るとも憂はこの世の都なりけり

九條殿も御歌の返とてなが歌遊して返歌ありける。

厭ふとも長へて經る世中の憂にはいかで春を待べき

同二十四日、一院の御子、六條宮雅成親王は但馬國、次の日、冷泉宮賴仁親王は備前の兒島へ移されさせ給ふ。衣々の御別取々の御歎申すも中々愚なり。取分修明門院の御歎、世には例もおはしまさじと見奉るも餘あり。一院は隱岐國、新院は佐渡島、西の空、北の雲何に付けても苦しきや、傾く月を御覽ずれば、隱岐の方御言傳せまほしく、初雁が音を聞召せば、佐渡の有樣問はまほし。澤邊の螢の集くにも、御物思と共にこが

千代の古道―山城葛野郡の名所

侘しらに云云―侘しらに猿な啼きそ足引の山のかひあるけふにやはあらぬ（古今集）

美作と伯耆との中山を越えさせ給ふとて、向の岸に細道の見えけるを、「何所へ通ふ道ぞ」と御尋ありければ、「都へ通ふ古道にて候」と申しければ、千代の古道ならば、都にも近かるべきにと思召し遣らせ給ひて、

都人誰ふみそめて通ひけん向ひの道のなつかしきかな

出雲國大濱湊と云ふ所に著せ給ふ。見尾ヶ崎と云ふ所なり。修明門院の御方へ此所より遣し給ふ御書の奥に、

知るらめや浮身を崎の濱千鳥なくなく絞る袖の氣色を

是より御舟に召して雲の浪、煙の波を漕過ぎて、隱岐國あまの郡刈田鄕と云ふ所に、御所とて造り設けたる、怪しげなる庵の内に入らせ給ふ。海少し近ければ、寄せくる波の音高く、梢を傳ふ嵐の聲、御夢をだに結ばねば、いとゞ憂き世を侘しらに、猿な泣きそと悲ませ給へども、都に歸る傳もなし。

われこそは新島守よ隱岐の海のあらき波風心して吹け

家隆卿この御歌を都にて承り、後の便に詠みて奉られける。

寢覺して聞かぬを聞きて悲しきは荒磯波の曉のこゑ

○三上皇を流す

君しがらみと成りて——「流行く我身みくづとなりぬとも君しがらみとなりてとゞめよ」（菅公）

れ一つ御車に召されて、鳥羽殿へ御幸なる。御車を差寄せて、かくと申し入れたまへば院は手づから御簾を引遣らせ給ひて、龍顔を差出させられて、見えおはしまし、「疾はや御歸あれ」と御手にて招遣せ給ふ。七條女院も修明門院も御目も昏れ、御心も消えて絶入り給ふも理なり。同じき十三日隱岐國へ移し奉るべしと聞えければ、文あそばして、九條殿へ參らせらる。「君しがらみと成りて」とあり。そのおくに

墨染の袖に情をかけよかし涙ばかりもくちもこそすれ

御供には殿上人出羽前司重房、内藏權頭淸範、女房二人伊賀局、白拍子龜菊ぞ參りける。既に都を立ち給ひ、水無瀨殿を御覽じ遣て、爰にあらばやと思し召されけるも、せめての御事と哀なり。

たちこむる關とはなさで水無瀨川霧猶霽れぬ行末の空

播磨國明石浦に著せ給ふ。「こゝは何所ぞ」と御尋あり。「明石浦」と申しければ、

都をば暗闇にこそいでしかど月は明石の浦に來にけり

白拍子龜菊かくぞ詠みける。

月影はさこそ明石の浦なれど雲居の秋ぞなほも戀しき

姑射―支那の藐姑射の山に神仙在りといふ傳說によりて上皇の御住居をいふ
七條院―御母
修明門院―御妃

○本院新院御遷幸 竝 土御門院配流

同七月六日、武藏太郎、駿河次郎數萬騎の勢を卒して、院の御所四辻殿へ參りて、本院を鳥羽殿へ御幸なし奉らんと、奏聞しければ、一院は豫てより思召設けさせ給ひたる御事なれ共、今更差當りて、御心惑しおはします。先女房達を出さるべしとて、車を軈りて遣出すに、もし謀叛人もや乘りぬらんとて、武藏守近く參りて、弓の弭にて御車の簾を挑げて見奉るこそ、理ながらも、情なくぞ覺えたる。一院軈て御幸なる。往昔に替りて警蹕もなく供奉もなし。姑射仙宮の玉の牀をよそになして立去り、九重の花の都は今日を限と思召す叡慮のほどこそ恐しけれ。東洞院を下に、七條殿の軒のつまを心の外に御覽ぜらる、作道より鳥羽殿に入らせ給へば、關東勢雲霞の如く四方を圍みて守護し奉る。玉扆に近づく臣下は一人も見え給はず。錦帳に參る女御もなく、只御一所のみおはします。同じき八日六波羅より使を以て御出家あるべき由を申す。軈て御戒師を召されて御飾を下させ給ふ。替果てさせ給ひたる御姿を信實を召して似繪に寫させられて、七條院へ奉らせ給ひければ、御覽じも敢へず御心も昏まさせ給ひて、修明門院を誘ひ參せら

衞門尉俱し奉りて下りけるが、浮島ヶ原にて切れ給ふべしと聞き給ひ、いとゞ心細く思しければ、木瀬河の宿の亭の柱にかくぞ付け給ひける。

今日過ぐる身をうき島が原にてぞ露の命は捨て定めける

其日の暮方に、大澤にてぞ切り奉りける。その外の人々も、みな六波羅に渡され、關東に下り給ふ道々にて、失ひ參せけり。其後の有様宿所々々は燒拂はれ、姫君北方と云はれて、日比は人にも見えじと奧深く籠りて住み給ひしも、情なく寄邊を失ひ、山野の嵐に身を任せ、心ならぬ月を詠め、只悲の涙に沈みて、晴ぬ思にあこがれ給ふ。同じ世にだに栖むならば、千里の雲は隔つとも、又見る由もあるべきを、冥途如何なる境ぞや、便に通ふ事もなく、黃泉如何なる旅なれば、歸來るに由ぞなき。僅に殘るものとては、主を離れし面影なり。見るも中々悲きは、書き荒びたる筆の跡、形見となるぞ心憂き。北方女房達餘のことの堪難さに、髪を剃り世を逃れ、苔の衣に身をなして、亡夫の後世を弔ひ給ふ。哀なりし事共なり。

傾け―批難し

られたり。後藤大夫判官基清は降人に出でたりしを、御許なければ、子息左衞門尉基綱申受けて切りにけり。他人に切せて、死骸を申受けて孝養せんには遙に劣れる事なりと人々傾け言合ひけり。駿河大夫判官惟宣は行方なく落失せぬ。二位法印尊長は、十津川に逃籠り、淸水法師鏡月房、同じく弟子常陸房、美濃房三人は搦め捕れて、既に切るべきに極る所に、鏡月房一首の歌をぞ詠じける。

勅なれば身をば寄せてき武士の八十うぢ川の瀨には立たねど

武藏守泰時この歌を感じて「命助けよ」とて赦れけり。一首の歌に師弟三人命を繼るゝこそ深き惠の陰德なれ。佐々木山城守廣綱、同彌太郎判官高重も生捕られ、舍弟信綱に預けられ六條河原にて切れたり。熊野法印も故鄕より追出だされ、道にて搦取られつゝ、首をぞ刎ねられける。坊門大納言忠信卿をば千葉介胤綱預り、關東にくだり給ふべきにて、打立たれける所に、その比西八條禪尼と申すは、大納言の妹にて鎌倉故右大臣實朝公の後室なり、鎌倉の二位禪尼、右京大夫義時へまうされける旨ありければ、「さらば助け奉れ」とて、遠江國舞坂より、忠信卿は都へ歸上り給ふ。籠中の鳥の雲に翔り、俎上の魚の海に歸りけん。めでたかりける御事なり。中御門前中納言宗行卿は、小山新左

岡屋、日野、勸修寺に至るまで、落人多く道々に討たれたり。供御瀨、鵜飼瀨、廣瀨、槇島所々に向へられし京勢共、宇治の北の在家に、火の手の上るを見るよりも我先にと落失せて、殘る兵一人もなし。夜に入りければ、寄手は次第々々に靜に川をぞ越えられける。

○京方武將沒落 付 鏡月房歌 竝 雲客死刑

能登守秀康、平九郎判官胤義、山田次郎重忠は散々に打なされ、郎從どもは或は討たれ、或は落失せて、賴む影なくなり果てて、一院のおはします四辻殿へ參りたれば、武士共は「是より何方へも落行け」とて、門をも開かで突放さる。山田次郎大音擧げて「大臆病の君に語はれ、今は内にだに入れられず憂死せんずるは」とて、南を指して打ちけるが、嵯峨野を心に懸けつゝ西を遙に落行く所に、子息伊豆守に行合たり。桂川の邊にて、天野左衞門尉百騎計にて追詰めたり。人手にかゝらじとや思ひけん。山田父子は小竹の中に走り入て、腹掻切りて死にけり。平九郎判官は、父子只二人西山の方に行きて、心靜に自害をぞ致しける。天野四郎左衞門は、首を延べて出でたりしを、即ち切りて捨て

て見たりければ、我が組んで抑へたる敵は首もなき髑髏計なり。「こは如何に人の組んだる敵の首を傍より取る事やある」と叫りしかば、武藏太郎殿の手の者に、伊豆國の住人平馬太郎某、「和殿は誰ぞ」。「駿河守殿の手の者小川太郎經村」と名乘る。さらばとて首を返す。小川是を受取らず、後に此由申しければ、平馬太郎が僻事なりとて、小川に勸賞賜りぬ。甲斐宰相範義朝臣の御首にてぞ侍りける。佐々木太郎左衛門尉氏綱は、同名四郎左衛門尉信綱が甥なり。秋庭三郎に組んで討たれたり。荻野次郎、中條次郎左衛門も、寄手大勢に取込められ、遂に皆討たれたり。土護覺心は、散々に戰うて、「今は叶ふまじ。軍は是迄ぞ」とて、南を指して落ちて行く。敵三十騎計にて逃さじとて追掛くる。覺心は元來步立の達者なれば、三室堂の僧坊まで飛ぶが如くに走入りて、客殿を見れば、住持の僧かとおぼしくて睡居たる、其前に物具を脱置きて、剃刀のありけるに、水瓮を取具して緣に出て、頭を剃りて居たる所に、敵續きてうち入りつゝ、物具の傍に居ける僧を、敵ぞと心得て、取て抑へて首を取りてぞ歸りける。一擧の謀に、無慚ながらも命を助り、奈良の方へ落行きたり。熊野の田邊法印は、子息千王禪師を討たせながら、其身は泣々熊野にぞ歸りにける。宇治の渡京方已に敗北して、横川の橋、木幡山、伏見、

金に渡し―曲尺なりに渡り

ば、橋爪を引退きて只矢軍計ぞ致しける。折節雨降り出て、車軸を流す如くなるに、武藏守泰時如何思はれけん、家子芝田橘六を召して河の瀬踏を致せとあり。芝田は槇島の二岐なる瀬を中島に游付きて、敵の樣躰迄善々見果せて立歸りて、有樣を申上る所に、佐々木四郎只一騎、御局といふ逸物の栗毛の馬、その長八寸に餘たるに白鞍置せ、彼の二岐の瀬にがばと打入り、瀬枕を切つて金に渡し、「近江國の住人、佐々木四郎左衞門尉源信綱、今日宇治川の先陣」とぞ名乘ける。是を見て、中山、佐野、浦野、白井、多胡、秋庭を初として、小笠原四郎、內海九郎、河野九郎、勅使川原小三郎、長江、小野寺、關、左島を初て、諸軍打入々々渡しけるに、水は堰れて陸は海にぞ成りにける。その中にも馬弱きは押流されて死する者も多かりけり。後に人數を尋ぬれば、八百餘人は流れて死にたり。されども大軍なれば、數にもあらず。京方下合うて散々に防ぎ戰ふ。討つもあり。討たるゝもあり。物の色目も見分かず。右衞門佐朝俊は、敵に組まれて討死せらる。又京方より緋威の鎧に、白月毛の馬に金覆輪の鞍置きて打乘たる武者一騎、小河太郎に寄合うて、打咲みたるを見れば鐵漿黑なり。小河押竝べける所を、拔打に甲の眞甲を打たれて、目昏みけれども取付きたる所を放たず、馬よりどうど組んで落ちたり。心を靜め

○宇治川の戰

田邊法印十萬法橋、萬劫禪師、奈良法師土護覺心、圓音坊是等を初として、一萬餘騎は宇治渡に向はられたり。長瀬判官代足立源左衞門尉は、五百餘騎にて牧島へ走せ向ふ。一條宰相中將信能、二位法印尊長は、一千餘騎にて一口へぞ向けられける。坊門大納言忠信は、一千餘騎にて淀へ向はる。河野四郎入道道信、子息太郎は、五百餘騎にて廣瀨にぞ向けられける。去程に東海道の先陣相摸守時房承久三年六月十二日、勢多の橋近く野路に陣を取る。人を遣して見せらるゝに、橋の中二間を引落し、搔楯をかき、山田次郎を始として、山法師大勢にて控へたり。相摸守の手の郎等、早川重三郎、階見太郎、佐々目五郎、足立三郎、讃岐太郎等橋爪に押寄せて、行げたを渡りて戰ふに、江戸八郎眞甲を射られて、倒まに落て流れたり。熊谷平內左衞門、久目左近、吉見十郎、廣田小次郎、押詰て三の搔楯を切破り、錣を傾けて攻掛る。山田次郎是を見て山の大衆に向ひて、「あれほどの小勢をば、如何に渡させ給ふぞ」といひければ、播磨竪者小鷹坊心得たりとて大長刀、水車に廻して寄手六人搔楯の際に薙臥せたり。熊谷平內左衞門尉小鷹坊に引組て、首を搔んとする所に、山田次郎が郎等、荒左近落合て、熊谷が首を取る。大將相摸守は、「此軍早り過ぎて、人數を損ずる事然るべからず。暫く靜て色を見よ」と下知せられしか

鎌倉北條九代記　巻第六

○宇治川軍敗北 付 土護覺心謀略

山田次郎重忠は、杭瀬川の軍破れて後、都に歸り參りて、事の由を奏聞す。海道所々の要害共甲斐なく打落され、北陸道の軍勢も都近く攻寄ると聞えしかば、六月九日酉刻に、一院は御祈願の御爲とて新院冷泉宮諸共に日吉へ御幸なる。東坂本梶井宮の御所へ入御ましまし、翌日卯刻に都へ還御有て、四方の門を閉ぢられ、兎角の僉義も仰出されざりしかば、謀叛結構の公卿、殿上人、「さるにても討手を遣し防がれてこそ」と、勸め申して手分をぞ致されける。山田次郎重忠に、山法師、播磨竪者小鷹坊、知性房丹後を始て、二千餘騎を差添へて、勢多の手へ遣さる。能登守秀康、平九郎判官胤義、少輔入道近廣、佐々木彌太郎判官高重、中條下總守盛綱、安藝宗内左衛門尉、伊藤左衛門尉、是等を先として一萬餘騎は供御瀬へ向へらる。前中納言有雅卿、甲斐宰相中將範義朝臣、右衛門佐朝俊、武士には山城前司廣綱、子息太郎、右衛門尉、筑後六郎左衛門尉、熊野の

ますゆゑ、禮義の爲に案内をば致す所なり。關を開きて通さるべし」とぞ云ひ遣しける。觀賢思の外の大軍にあぐみで、百姓等は我々にて始終叶難く覺えければ、「さん候京方以後の御咎を存ずる故に、一旦かくは構へて候。義勢は是までなり、逆茂木引除けて御通りあるべし」と返事して、皆散々に開退きければ、使歸りて此由を申すに、「思の外なる事かな」とて、事故なく打通り、漸う既に海津の浦より、今津の宿を打過ぐるに、今は手を差す者もなく、夜を日につぎて、都を指してぞ攻上られける。

りて、黒坂と志保山と兩道のありけるを、砺並へは仁科次郎、宮崎左衛門むかひたり。志保山へは糟屋有名左衛門、伊王左衛門向ひけり。加賀國の住人林、富樫、井上、津旗、越中國の住人野尻、河上、石黒の者共京方として、七百餘騎集り、殺所を切塞ぎて、防戰ふといへども、大軍の寄手なれば、叶はずして、砺並、志保、黒坂悉く破れて、次第次第に攻上る。かゝる所に、山法師に美濃竪者觀賢とて惡僧あり。京方に參りて、法師原、若大衆、近邊の百姓等一千四五百人を集めて、水尾坂を掘切りて、逆茂木引きて待掛けたり。式部丞朝時、加地入道を初て、又軍の評定あり。「此所は又むつかしき殺所の要害にしてしかも味方の人數は長途に疲れたり。軍を致すとも、はか〴〵しかるべからず。何とか計ひ候はん。さればとて、味方の兵一人も大切なり、討たせては叶ふべからず」と取々に申されける所に、小出四郎左衛門尉進み出て申しけるは、「山法師は心淺く、百姓は臆病なる者にて候、只先使を立てて敵の有様引見られ候べし。其上に違義あらば又術も候はん」とて我が手の郎從、畑野太郎、河瀨藤次兩人を遣し、觀賢が方へ云遣りけるやうは「只今打通るは北條式部丞朝時、隨ふ軍勢四萬餘騎、京都に攻上る所なり。無用の我執を起し小勢にて妨げられ候とも、一時に蹈破り候はん。然れども沙門にてまし

高くして、人馬更に通ひ難く、一方は荒磯にて風烈しき折節は船路も亦心に任せず。岸に添ひたる細道を認めて行くには、馬の鼻を四五騎並べても通得ず。僅に一二騎づつ身を峙てゝ打過ぐる。市降淨土といふ所に、逆茂木を引きて、宮崎左衞門尉政時と云ふもの、近邊の溢者共三百餘人を集めて堅めたり。上の山には石弓を張設けて、敵押掛らば弛し掛けんと用意したり。關東勢如何すべきと案じ煩ふ所に、加地入道申しけるは、「善謀の候ぞや」とて、近邊の在家に人を遣し、七八十疋の牛を取集め、兩の角に續松を結付けて日の暮るるをぞ待掛けたる。既に夜に入りければ、かの續松に火を燃して、道筋を追續けたりしかば、數多の牛共續松に恐れて走り掛り突通る。上の山より是を見てすはや敵の寄るぞとて、石弓のある限り一同に弛し掛けたれば、數多の牛共これに打たれて死す。軍兵等は事故なく打過ぎて、夜も曙になりける比、逆茂木近く押寄せて見たりければ、折節海の面は凪になりて、風靜に波もなし、究竟の時分なりとて汀に添うて馬を打入れ、海を渡して向ふもあり。足輕共は、手に〳〵逆茂木取除けて、打て通る。逆茂木の内には、郎從共僅に四五十人計篝を燒いて居たりけるが、大勢の向ふを見て、皆打捨てて山の上に逃げ上る。心安く押通り、越中と加賀の境なる、砥並山に掛

殺所——又切所難所

樣の事をも計ひ申せとて、上洛せしめ給ふ。我往初より御大事には度々に逢うて多くの事共見置きて候。平家追討の時、關東の兵共を差上せられ候ひしに、勢多へは三河守範賴宇治へは九郎判官義經向はせ給ひ、上下の手にて平家を追落し、軍に打勝せ給ひて候。是は先規の御吉例なれば、かく手賦は致して候、軍せさせじとは思ふべき事にても候はず。然るを斯樣に申さるゝ條存外の至に候。勢多へは敵の向ふまじきにて候歟。軍は何所も嫌はず、只兵の心にあるべきものを」と申されしかば、本間は、兎角申すに及ばず、赤面して引退く。「用なき咎事かな」と笑ふ人も多かりけり。北陸道は、小笠原次郎を大將として、千葉介、筑後太郎左衛門尉、中沼五郎、伊吹七郎を差添へられ、都合一萬餘騎、小關より伊吹山の腰を廻り、湖水の西を近江路指して攻上らる。

○蒲原の殺所 謀 付 北陸道軍勢攻登る

北陸道より向はるゝ式部丞朝時は、五月晦日に越後國府中に著て勢揃し、加地入道父子三人、太湖太郎左衛門尉、小出四郎左衛門尉、五十嵐黨を始として、都合その勢四萬餘騎、越後、越中の境なる蒲原と云ふ所に行掛る。此所は極めたる殺所なり。一方は岸

手の者―部下

は天命ある者なりとて、人を副へて鎌倉へぞ下されける。軍兵を憐み給ふ大將の志を感ぜぬはなかりけり。伊具六郎有時が郎從に、伊佐三郎行正と名乘りて、山田次郎を追詰めて引組みて、堀の底に落入たり。敵も味方もこれを知らず、上になり下になり、半時計揉合たり。伊佐三郎が雜色一人倶したりけるが、主の軍する加勢にもならず、敵と打合ふ時は、立退きて見物し、戰疲れて休む時は、突として傍に居たり。組合へども只見物して助くべき色もなし。其間に山田が郎等藤兵衞尉立歸りて、伊佐を押伏せ、山田を馬に搔乘せて落ちて行く。伊佐も討たれざるを幸にして、味方にぞ馳入りける。さる程に、東山、東海兩道の軍勢一つになりて、上りければ野も山も兵共充滿て、幾千萬とも數知らず。野上、垂井に陣を取り、爰にて軍の手賦をぞ致されける、「相摸守時房は、勢多へ向ひ給ふべし。供御瀨へは、武田五郎、宇治渡は武藏守泰時、一口へは毛利藏人入道、淀渡は駿河守義村向はれ候へ」とさだめられし所に、相摸守の手の者に、本間兵衞尉忠家と云ふもの進み出でて申しけるは、「駿河守殿は惡くも計ひたまふものかな、相摸守殿の若黨等には、軍をなせそと思し候か、如何なる心にて、かくはあてがひたまふやらん」と申しければ、義村申されけるやうは、「某當家に久しきものなり。關東より、斯

も追立てられ、關東武士に笑はるゝのみにあらず。君御尋あらんには、なにとか答へ奉らん。重忠一軍して、此憤を散ぜんと思ふなり」とて、郎等に水野左近、大金太郎、太田五郎兵衛、藤兵衛、伊豫坊、荒左近、兵部坊、以下九十餘騎を前後左右に立てて、株瀬川の端に控へて敵を相待つ所に、奥州の住人岳島橘左衛門、五十餘騎にて川を渡し、散散に戰ふ。岳島が郎等、加地丹内、佐賀羅三郎矢庭に射臥せられ、其外の者共も、手を負はぬはなかりけり。大將軍、武藏守泰時、川端に打臨み、軍の下知をせらるれば、跡より大軍重りて、ひた〳〵と川を渡す。山田次郎叶はずして、南を指して落ちて行く。武藏國の住人高枝次郎只一騎、川瀬を渡して細繩手にかゝりて追掛けしに、敵七八騎返合せ、高枝をなかに取込めて戰ふに、高枝片足を田の中に蹈入れて、片足は繩手に跪き、立寄る敵一人が諸膝薙て切伏せ、立ち上らんとする所に、遂にして切伏せられ、敵一人走寄りて首を取んとする所に大軍どつと續きたれば、打捨てて落て行く。關東勢近きて手負を見れば、鎧物具朱に成りて、誰とも更に見分かず。大將武藏守「あら無慚やな、此者痛手負ひたれども、未た死なず、片息なるぞ、何者ぞ名乘」とありしに、「武藏國の住人高枝次郎」と云ひければ、能々見せらるゝに、痛手、薄手二十三ヶ所。是にても死ざる

中々討たるまじき者なりしが、運の盡きぬる故にや、暗々と討たれしは、二心の起りて欺罔れける所なり。大炊渡破れて、東山道の大軍打入ると見えければ、平九郎判官胤義「口惜きことかな。胤義罷向うて一軍せん」とて、五百餘騎にて馳來る。能登守秀康申しけるは、「この大軍に前後を包まれなば、雄々しき大事なり、尾張河破れなば、引退きて、宇治勢多を防げとこそ院には仰せ下されし。秀康は引上りて宇治にて防ぎ候はん」とて、落ち行きければ、平九郎判官も力及ばず、打連れてこそ落ち上りけれ。

○株瀨川軍　付　關東勢手賦

大豆途渡へは相摸守足利武藏前司向はれたり。足利小太郎兵衛、阿曾沼小次郎近綱をはじめて川に打入り渡しけるに、京勢は、皆落失せて防ぐ者一人もなし。美濃國莚田と云ふ所にして、京勢少々出合ひて戰ふといへども、大軍折重なり、新手入替りける故に、多くは皆討取られ、殘るは又散々に落ちて行く。尾張國の住人山田次郎重忠此有樣を見て云ふやうは「君の仰を蒙り、京都より討手に向けらるゝ者共の、尾張川にても恥ある矢の一つをも射ず、跡をも顧ずして落ちて歸道の程にも甲斐々々しき軍もせで、京まで

名詮自性—名は體を顯すと云ふ義唯識論に出づ

御所燒と云ふ太刀を拔きて引返し、擊つて掛る。抑この太刀は備前國の住人藤原三郎家次と云ふ鍛冶を、一院に召し上せて、君御手づから鍛はせられて、打立てられし太刀にてあり。御所燒と名を付けられ、公卿、殿上人、北面、西面の輩、御氣色善き程の者は皆賜りて帶しけり。名詮自性の道理ならば、この太刀の名こそ忌々しけれ。筑後六郎左衞門今度大炊渡に、向へられて、都を出ける時、一院より賜りて、この度帶して下りしが、武田七郎掛寄せて押竝ぶを、馬の平首手綱を副へて切つて落し、その間に筑後左衞門落延びたり。武田は下立ちて、離れ馬に乘替へて、「あはれ敵を逃しけり」と齒噛をしてぞ控へたる。大竹小太郎も落ちける所に、信濃國の住人岩手三郎父子追掛けて「如何に大竹殿と見るは僻目か。和殿は武藏の住人にて、關東の御恩深く仰に依て都へは上られたり。惡くも計ひて京方にはなり給ひけり。降參し給へ、如何にも申さん」と云ひければ、大竹馬を引返し、思案する所を、岩手父子押竝べて組落し、指殺して首を取る。この大竹は相撲を好みて、力も强く心も剛なり。先年一院より、關東へ仰せられ、「力强く、健ならん相撲の達者を參らせよ」とありしかば、選出して上せられ、元は家光と名のりけるを、西面に召れて家任と云ふ名をば院よりぞ付け給ひける。岩手程の男には、

○官軍敗る

太郎兼澄と云ふ者ぞ、千野は我等が一門ぞかし、河上殿に申承らん」とて、能引てひようと射るに、左近が引合を箆深に射させて、倒に落ちて流れたり。千野六郎、續て渡す所を、又矢を番ひて、射たりければ、六郎が乘りたる馬の弓手の大腹を射させて、馬は平に轉びたり。千野六郎太刀を拔きて逆茂木の上に飛上る。京方の陣より、武者六人馳寄りて、六郎をば打取りけり。是を初て常葉六郎、我妻太郎、内藤八續て渡しける所に、大妻太郎に射落されて、川に流れて死んだりけり。武田五郎易からず思ひて打入りて渡すを見て、舍兄惡三郎、舍弟六郎、同七郎、武藤五郎、内藤七、新五、黑河、岩崎五郎以上九人ぞ渡しける、京勢雨の降る如くに矢を放つに、少しも躊躇ふ色はなし。小笠原次郎百騎計にて押渡る。京勢河端に下向うて戰ふ。寄手の大勢物ともせず、打入れ〳〵雲霞の如く渡掛て、鬨の聲を作りて攻掛る。京方既に破れて、引色になりけるを、鵜沼渡に向へられたる美濃の目代帶刀左衞門尉五十騎計にて馳來るといへども、終に打ち立てられて、引き退く。同國の住人蜂屋冠者は、信濃國の住人伊豆次郎に組まれて討れたり。筑後六郎左衞門尉は、洗革の鎧に、母衣掛けて、白月毛の馬に乘りて落行きけるを、武田七郎「穢し。餘すまじきぞ」とて追掛けたり。六郎左衞門「返すに難き事か」とて、

瀨踏—瀨の深淺を測ること

五郎—六郎の誤か

る事のあるべき。侍の軍に向ふ程にては命生きて歸るべしとは覺えず。是こそ吉日なれ」とて勇進みて上りしが、既に市原に陣を取る。かゝる所へ院宣の御使とて、武田五郎、小笠原次郎兩人が中へ三人までぞ下されける。「一天の君の思召し立ち給ふ此度の御大事に、爭か御敵と成りて內侍所に向ひ奉り、矢を發つべき道なし。只とく京方に參りて朝敵を討ちて奉れ」とありければ、小笠原即ち武田が方へ使を以て、「如何御計ひ候」と云はするに「只切りて捨て給へ」と云ふ。「信光もさこそ思へ」とて三使の中に、二人は首を刎ねて、一人は追放ちて京都にぞ歸しける。武田五郎が郎等に、武藤新五と云ふ者あり。水練の達者なり。「大炊渡瀨踏して見よ」と云ひければ「畏り候」とて渡の瀨踏仕果せて歸り來る。「河の西の岸極て高く、輒く馬を扱ひ難く、水底七八段に菱を種流し、亂株逆茂木を打ちて候を、馬四五疋を上げ候程菱を取捨て亂株を拔捨て、驗を立てて置きたり」と申す。武田、川端に進めば、信濃國の住人千野五郎河上左近、馬を打入れて渡す所に、京方より黑革威の鎧に月毛なる馬に乗り、塗籠籐の弓持ちたる兵、河端に下りて、「只今岸を渡すは何者ぞ」と詞を掛けたり。「是は武田五郎殿の御手に屬せし信濃國の住人、千野六郎、河上左近」と名のりけり。この武者聞きて、「某も同國の住人に、大妻

夫判官、糟屋四郎左衞門尉、筑後太郎左衞門尉、同六郎左衞門尉に西面の者ども二千餘騎を差副へて遣さる。鵜沼渡へは美濃の目代帶刀左衞門尉、神土藏人入道父子三人に一千餘騎を差副へて向へられたり。板橋渡へは、朝日判官代、海泉太郎その勢一千餘騎をむかはせらる。氣瀬渡へは富來次郎判官代、關左衞門尉一千餘騎、大豆途渡へは能登守秀康、平九郎判官胤義、下總前司盛綱、安藝宗内左衞門尉、同藤左衞門尉これをはじめとして、都合一萬餘騎にて向ひたり。食渡は阿波太郎入道、山田左衞門尉五百餘騎にて馳せくだる。稗島渡は矢野次郎左衞門尉、長瀨判官代五百餘騎、墨俣河へは河内判官秀澄、山田次郎重忠一千餘騎、市河前の渡は、加藤伊勢前司光定五百餘騎、以上一萬七千五百餘騎なり。敵の人數に比ぶれば、十が一にも及ばざるに、しかも是を分遣し小勢にて大軍を防ぐ其謀はありもぞすらん、先は拙き軍謀かなと、心ある人は思ひけり。東海道の先陣相摸守時房は、六月五日の辰刻に、尾張國一の宮に著陣して、軍の手分をせられけり。東山道より押上る大將は、武田五郎父子八人を初として、其勢五萬餘騎何も聞ゆる勇士共なり。武田既に本國を出る日は、十死一生とて極たる惡日なり。「如何あるべき。只明日軍立し給へかし」と申す者多かりけり。武田五郎いひけるは、「何條さ

○一院稍怖心あり

鎌倉に泳り得じ。何方へも落行く音は聞えざりしか。さこそ彷徨恐るらん。如何にくと仰せければ、推松打涙ぐみて申しけるは、「平九郎判官の御文を三浦駿河守義村受取りて、權大夫義時に見せしより、鎌倉中騷動し、推松は深く忍びて其有様を見候に、大名、小名諸國より、走集り、京都を指して三方より押し上り候、十九萬餘騎とは申せども、如何様百萬騎も候らん、鎌倉より尾張までは野にも山にも軍兵充滿ちて押して行く。一時も早く告申さんとて、急ぎ上りて候」と申す、公卿殿上人皆興を醒して物をも申されず。一院聞召し、「武士共の上らん後にて、義時が首は取りて參らする者のあらんずるぞ」とは、勅定ありけれども思の外の大軍に猒みてぞ、思召されける。

○大炊渡軍 付 御所燒の太刀

一院は、關東大軍にて攻上る由聞召れ、「京都の内へ入來らば惡かりなん。出向うて追散すべし。先宇治勢多の橋をや引きて待べき。尾張河へや向へらるべき」と評定あり。「尾張河まで走せ向うて、若敵強くして、味方破れたらん時にこそ、宇治勢多にても防がるべけれ。尾張河には九瀨あり。手分して、瀨々に遣し防がれん」とて、大炊渡へは駿河大

○院使推松を京都に歸す。

として、都合其勢十萬餘騎、東海道をぞ押上る。東山道の大將軍には、武田五郎父子八人、小笠原次郎父子七人、遠山左衞門尉、諏訪小太郎、伊具右馬允入道を始めとして、其勢都合五萬餘騎なり。式部丞朝時は四萬餘騎を率して、北陸道より攻上る。鎌倉には大膳大夫入道、宇都宮入道、葛西壹岐入道、隼人入道、信濃民部大輔入道、隱岐次郎左衞門尉是等を始として、御留主をぞ勤めける。親上れば、子は留り、子息上れば父殘り、兄弟までも引分けて、上留むる心あり。北條右京權大夫義時は、鎌倉將軍家の執權たり。若君を守護し奉りて、態と留りおはしけるが、院宣の御使推松を召出し、「汝をば京都に歸すべし。院に參りて申すべき樣は、義時昔より忠義をのみ存する身を、讒を信ぜられ、違勅の者になり候。舍弟時房を初て子にて候泰時朝時以下三方の軍勢、都合十九萬餘騎を參らせ候。御腹居させ給ふべし。未だ叡慮治らずは、三郎重時、四郎政村を先として、二十萬騎を伴ひ義時參りて申すべしと、必ず奏聞致せよ」とて、追出されたりければ、辛き目を許され命助かりたるが嬉しさに、跡をも見返らず。六月朔日京著して、嘉陽門の御所に參りしかば、物にも覺えぬ公卿殿上人、立ち出で給ひ「推松歸參りたり。如何に義時が首をば、誰か取りて參らするぞ。關東には合戰の始りしか。義時

さる程に、大名小名集まりて、軍の評定ありける所に、武藏守泰時申されけるは、「是ほどの御大事、無勢にては如何あるべき。兩三日も延引せられ、片邊土に居住する若黨冠者原をも、召倶し候らはばや」と申されければ、權大夫義時申されけるは、「君の御爲に忠のみ存じて不義なし。人の讒に依つて、朝敵と仰せ下さるゝ上は、假令百千萬騎の勢を倶したりとも、天命に背く程にては、君に勝ち參すべきや。只運に任すべし。早疾上洛あるべきなり」と軍の手分をぞ定められける。明くれば五月二十一日、藤澤左衞門尉清親が本に軍立し、翌日未明に打立ち給ふ。先陣は相摸守時房、二陣は武藏守泰時、三陣は足利武藏前司義氏、四陣は三浦駿河守義村、五陣は千葉介胤綱とぞ聞ける。相隨ふ輩には、城入道、毛利藏人入道、少輔判官代、駿河次郎、佐原次郎左衞門尉、同三郎左衞門尉、同又太郎、天野左衞門尉、狩野介入道、後藤左衞門尉、小山新左衞門尉、中沼五郎、伊吹七郎、宇都宮四郎、筑後太郎左衞門尉、葛西五郎兵衞尉、角田太郎、同彌平次、相馬三郎父子三人、國分三郎、大須賀兵衞尉、佐野小次郎入道、同七郎太郎、同八郎、伊佐大進太郎、江戸八郎、足立三郎、佐々目太郎、階太郎、早川平三郎、丹、兒玉、猪俣、本間、澁谷、波多野、松田、河村、飯田、土肥、土屋、成田、伊藤、宇佐美、奥津を始

り、世も靜に侍りしに、思の外の事ありて大臣殿失せ給ふ。是こそ浮世の限なれ、何に命の存命へて、かゝる歎に堪へぬらん、如何なる淵河にも身を投げばやと思立ちしを、權大夫義時が、樣々申す事ありて、三代將軍の御跡を、誰かは弔ひ奉るべきと思ひし程に、今日まで空く存命へて、かゝる事を見聞くこそ悲しけれ。日本國の侍達、昔は三年の大番とて、一期の大事と出立ち、郎從一族まで此所を晴と上りしも、力盡きぬれば、下向には步跳にて歸りけるを、故殿憐み給ひ、六ヶ月に約め、分際に應じて諸人の助を計ひ置かせ給ひ、今は何も榮耀におはすらん。萬につけて、情深き御恩を忘れて、東方へ參られんとも、又留りて味方に奉公仕らんとも、只今確に申し切れ」とぞ宣ひける。是を承る大名、小名、皆袖を絞りて申しけるは、「拙き鳥獸までも人の恩をば忘れずとこそ承れ。況て代々御恩深く蒙りし我等、此度罷向ひ候ひて、都を枕とし、尸を禁中に晒さんとこそ存じ候へ。誰々も一人として、この志を背く者は候はず。御心安く思召され候へ」とて御前を立ちて宿所々々に歸られけり。

○鎌倉軍勢上洛

○義時政子等の軍議

からず」とて、誓言を以て、申し入れたり。義時打笑ひて、「さては心安く候、今まで此事の出來候はぬこそ不思議なれ。是は豫てより存知したることなり、今は院宣の御使推松も、鎌倉に入りぬらん」とて、尋ね捜されしに、笠井谷より捕へて來りぬ。院宣を奪取りて燒き捨てられ、北條義時、駿河守を相倶して、二位禪尼の御前にまゐり、「世の中既に亂れて候。去ぬる十五日、判官光季は、京都にして討たれたり。如何御計候べき」とて、胤義が文と、院宣とを御前に差置れたり。武藏守泰時、相摸守時房、前大膳大夫廣元以下參り集りて評定あり。二位禪尼は、妻戸の間へ出でたまひ、御家人等を御簾の前に召寄られ、御簾を半に卷上させ、御覽じ出して宣ひけるは、「日本一州の中に、女房のめでたき例には、此尼をこそ申すなれど、尼程に物思したる者は世にあらじ。故殿賴朝公に逢初め參せし時は、世になき振舞するとて親にも疎み惡まれ、その後平家の軍初りしかば、手を握り、心を碎き、六年が程は打暮し、平家亡びて世は治るかと思ふ所に、大姫君に後れて、同じ道にと悲しく思ひながら、月日を重ねし間に故殿に後れ奉る。左衞門督未だ幼稚なれば、見立參せんとせしかども、又督殿にさへ後れて、誰を賴む方もなく、鎌倉中には恨しからぬ人もなく、思沈みしを、故右大臣實朝公、人とな

○院宣 付 推松使節 並 二位禪尼評定

一院は御感斜ならず、關東は早御手に入りたるやうに思召し、なほも人數を召し給ふに、山々寺々の僧侶、法師原、國々所々の武士、住人等召に應じて馳參る。熊野より田邊法印、十萬法橋、萬劫禪師。山法師には播磨竪者、小鷹智性房、丹後、清水法師には、鏡月房、歸性房。奈良法師には土護覺心。堂衆に圓音房、是等を初として、事を好む惡僧等少々應じて參集る。按察前中納言光親卿承りて、東國の院宣七通を書かれたり。鎌倉の右京權大夫北條平義時朝敵たり、早く追討せらるべし。勸賞は請ふに依るべきの由、武田、小笠原、千葉、小山、宇都宮、三浦、葛西にぞ下されけり。御使は推松とて、無雙の逸足なり。平九郎判官胤義が、私の使を相副へて、同五月十五日都を出でて、同じき十九日鎌倉に著きて、駿河守にかくと告げたりければ、文を披見して、使をば追出し、駿河守義村は、權大夫義時の許へ行きて、胤義が文を見せまゐらせ、「世の中こそ亂れて候へ。去ぬる十五日、伊賀判官光季は打たれて候。義村に於いては、故右大將家平氏御追罸よりこの方度々の軍に忠義を致し、一度も不忠を存ぜず候。今より後も疎略を存ずべ

○初合戦

の小腹卷、二十五差たる染羽の矢、滋籐の弓をぞ持せける。伊賀判官光季は、繁目結の直垂に、鎧一領前に打置き、弓の弦噛締し矢に、腰竝べて寄する敵を待居たり。さる程に夜既に明けて、未だ卯刻計に、寄手八百餘騎、判官が宿所京極の西の方高辻の北、四方を取卷きて、鬨の聲を上げたり。高辻面は小門なりけるが、寄手はじめは侮りて、ひたひたと詰掛けしが、内より射出す矢にあたりて、志賀五郎、岩崎右馬允、同彌平太、高井兵衞大夫、矢庭に射臥せられしかば、是に辟易して、攻口を引退く。京極面は、平門にて、扉を閉堅め、小門を開きたりけるを、寄手押掛けて、我劣らじと込入りければ、判官が郎從共防ぐとはすれども、さすが大勢に攻立られ、痛手薄手負はぬ者はなし。皆討死しければ、寄手前後より火を懸けたり。判官父子は、今は是までとて、腹搔切りて、焰の中に飛入りたり。寄手は勝鬨を作りて引返す。昨日までは、鎌倉殿の御代官として、伊賀判官光季、都を守護してありしかば、世の覺時の銛、肩を竝る人もなく、めでたく榮えしに、一朝に滅亡して、忠義の道を表しける志こそ雄々しけれ。

人の重代云云—自家他家の來歴

切源太、同大助、同又太郎、園平次郎、同子息彌一郎、政所太郎、治部次郎、熊王丸を初て、僅に二十七人なり。判官の嫡子壽王冠者は、今年十四歳元服して、光綱とぞ號しける。判官是を前に呼びて、「汝は未だ幼稚なり、夜の内に落ちて關東に下り、世の靜ならんまでは千葉の姉が許に居て、人の重代、我が古を思ひ知る程にて、奉公にも出づべし、某は鎌倉殿の御爲に討死すべし」と云ひければ、壽王冠者は袖掻合せて、「弓矢取る人の子供の十四、十五になりて、敵向ふと聞きながら、親の討れんずる所にて、諸共に死なず、落ちて助り候はば、幼稚なればとて、よも人は許し候はん。親を捨てて、逃げたる臆病の不覺人とて、人に面を見られんは、恥しく覺え候。只御供申して、如何にもなり候べし。今度鎌倉を立ちて上り候ひし時、御母御前簾の際まで立出で給ひて、壽王又何時比か、と仰せられしを、御供にて軈て下り候らはん、と申して候らひき。今思ひ候へば、最後の御暇乞となりて候」とて、涙をはら〱と落しけり。父判官は壽王が顏を熟々と守り、涙を押拭ひて申しけるは「器量も世に淸げなり。心も剛にありけり、落ちよといふは世にもあれかしと思ふ故なり。申す所は理あり、さらば諸共に討死せよ。如何に治部次郎、壽王に物具せさせよ」と云ひければ、長絹の直垂小袴に、萠黄匂

院左衛門尉有長、間野左衛門尉時連を始として、八百餘騎をぞ遣されける。比は承久三年五月十四日、今日は既に暮に及ぶ、明日卯刻に向ふべしとて、夜の明るを待掛けたり。伊賀判官が許へも、このよし聞えたりければ、家子郎從一所に集り、軍の評定しける所に、壚屋藤三郎申しけるは、「御身に誤なくして大勢に取圍められ暗々と討れ給はんは、甲斐なき狗死にて候。只夜の内に都を出でて、美濃尾張までは馳落ち給はん。然らずは、北陸道へ掛らせ給ひて、御船に召して、越後の府中に著き給ひ、信濃路に掛りて鎌倉へ入り給へかし」とぞ申しける。判官聞きて、「鎌倉殿も思召やうありてこそ、都の守護にも差置せ給ひつらめ。一天の君日本一の御大事を思召立せ給ふ程にては、苟且の御計にてやあるべき。今は定て道々關々も防がれてぞあるらん。とても逃れぬ物故に、敵に背を見せて笑れ、鎌倉にも聞えて、憶病なりと思はれんは、死後までも恥しからん。一天の君を敵に受け、我が身に禍なくして、王城に尸をさらし、名を萬世に留めん事は、勇士の願ふ所なり。一足も引くべからず、只討死と思定めたり、誰々も、落つべき人は落ちられよ。光季少も恨なし」と中々思切たる有様なり。深行く儘に郎從共次第々々に落失せて、殘る輩には贄田三郎、同四郎、同右近、武志次郎、鹽屋藤三郎、片

子細—説明

○院の謀漏ろ

と、呟きながら、德大寺殿は退出し給ひけり。西園寺右大將は、この事夢にも知り給はず。仙洞よりの召によりて、父子共に出立ちて、嘉陽門の御所に參られける所に、小舅二位法印尊長出向ひて、父子ながら馬場殿に押籠參せけり。「是は如何に」と宣ひけれども、本院の仰なりとて、一言の子細にも及ばざりけり。

○伊賀判官光季討死

伊賀判官光季、佐々木左衞門尉廣綱、大江親廣入道等を召しけるに、光季は北條義時が妻の弟なり。近き緣者なれば、この事を聞くよりして、關東に飛脚を遣し、軍の用意を致しける所に、急ぎ參るべき由御使ありければ、光季御返事申すやう、「京中何とやらん申す沙汰の候。某關東の御代官として、一方の防にも罷り向ふべき身にて候へば、子細をも承らず、卒爾には參り候まじ」とぞ申返しける。佐々木大江は疾參りて、一院の御前にして、直の勅を承り、遁るゝ所なくして、起請文を書きて、御味方となりにけり。さらば伊賀判官光季を討つべしとて、能登守秀康、平九郎判官胤義、大江少輔入道親廣、山城守廣綱、佐々木彌太郎判官高重、筑後入道有則、下總前司盛綱、肥後前司有俊、筑後大

○徳大寺殿諫言 付 西園寺右大將父子召籠めらる

一院愈御心猛くならせ給ひ、公卿殿上人を召して、巴の大將を討ばやとぞ仰出されける。西園寺右大將藤原公經、同子息中納言實氏卿は、關東に親しくおはします故に、先この父子を討つべしと企て給ふ。當座の諸卿色を失ひ、互に顏を見合せて、物申す人もなし。徳大寺の左大臣申されけるは、「西園寺右大將は、關東將軍家の外祖として、攝政道家公の舅なり、義時に付きても親き人にて候へば、討果せ給はば、思召立ち給ふ事輕く、若又討漏さば御大事重かるべし。彼人はさせる弓矢取る者にても候はず。子細あらば靜に計はせ給へかし、大形この度思召し立ち給ふ御事は、然るべしとも覺え候はず。其故は、故法皇の御時、木曾義仲勅命を背きしを、賴朝に仰せては亡されずして、壹岐判官知康が勸に付かせ給ひて、院中に兵を召れ合戰候ひしかば、淺ましき事共出來して候。東國には武士多く候。御味方の兵は千が一にも及難く候、御本意を遂られん事、定て希に候はん。善々御思惟あるべきにて候」と申されければ、一院以の外に御氣色損じて、後の障子を荒に開けさせ給ひて、入らせられたりければ、「後には思召合せられんもの」

○仲恭即位。一時に三上皇あり

には誰か背き奉るべきや。某が兄にて候三浦駿河守義村は極て烏呼の者にて候。是を招きて、日本國の摠追捕使になされんと仰せ候はば、喜て御味方にまゐり候はん。胤義も内證より申し遣し候べし、早く祕計を廻し給へ」と申しければ、「近比神妙の仰かな。この趣善々奏聞を遂げ、貴殿に於いては御本意達せられ、拔群の勳賞を賜らんずるぞや。穴賢、先深く穩密し給へ」とて、秀康は嘉陽門の御所に歸りて、胤義が申しける趣を奏聞す。一院御感ましく〳〵て、鳥羽の城南寺の流鏑馬洮に事を寄せて、近國の武士を召るに、五畿内は申すに及ばす。丹波、丹後、紀伊、但馬、伊賀、伊勢、美濃、尾張、江州、十四ヶ國の兵共我も〳〵と馳參る。内藏權頭淸範著到を付けけるに、宗徒の兵一千七百餘騎とぞ記しける。一院御謀叛の事、御色に出で給へば、新院は此事御無用の由諫め申さる。主上は御同意ましく〳〵けり。同月に御位を四歲の宮に讓り給ふ。懷成親王とぞ申ける。この時、後鳥羽院をば一院又は本院と申す、土御門院をは中院と申し、順德院をば新院とぞ申ける。一院と新院と、御心を一つにして、義時追討の事を相計はせ給ふより外に又他事なし。

○官軍の準備

切者―寵臣

究竟―極めて都合善き

子を討せ、家子郎從を損ぜられ、既に忠戰の勳功に隨ひて分賜りたる領地を、させる罪科だになからんには、義時が計として、改易すべきやうなし」とて、是も用ひ奉らず。一院愈安からず思召しければ、關東を亡さるべき御心に定められ、國々の軍兵をぞ内々に召れける。關東に志深きも、力及ばず、召に隨ひて伺候するも多かりけり。關東の武士、下總前司盛綱をも竊に招かれて、仙洞に參りたり。三浦平九郎判官胤義在京して居たりけるを、西面の侍能登守藤原秀康を御使として、仰せられ遣さるゝやう、「關東奉公の身にて、久しく在京する事は所存も有るにや、子細を申すべし」となり。胤義申しけるは、「別義ある身にても候はず。當時胤義が相倶して候女房は、故右大將家の御時に、意法坊生觀とて隱なき切者なりしが、その娘にて候。故左衞門督殿に思はれ參らせて、若君一人設け奉りしを、右京大夫義時に故なく失はれ、餘に泣歎き候が、見捨難くて久しく逗留仕る事にて候」とぞ申しける。秀康聞きて究竟の事なりと思ひて、近く立より小聲に成りて云ひけるやう「義時が事は、内々院中の御氣色も善からぬ者にて候。如何にもして義時を討たせ給ふべき御計や候べき」と申しければ、胤義聞きて「一天の君の思召立せ給はんに、何條叶はぬやうの候はん。日本國重代の侍共勅を承らん

○亂源(二)
仁科の領地沒收の事
○亂源(三)
龜菊の領地の事
改易―族籍を除き家祿等を召上ぐる士分の閏刑

河院の御時に、始て、北面の侍を召し遣はれ、又西面と云ふものを置れたり。今又本院武藝を好ませ給ひて、武士多く參り仕ふ。是偏に關東を亡さばやと思召さるゝ御企の御用意とぞ覺えたる。信濃國の住人仁科二郎平盛遠とて、弓馬を嗜むものあり。子息太郎をば、十五になる迄元服せさせず、宿願の事ありて、子息を召連熊野へ參籠致しけり。其折節一院も熊野に詣でさせ給ひしが、道にて參り合ひ奉る。「誰ぞ」と御尋あり。しかしかと申す。最淸げなる童なれば召使はれんとて、西面にぞなされける、子共の召されて京都に伺候申す事は面目なりと思ひて、父盛遠も同じく參りて、仙洞に伺候致す。右京權大夫義時、この事を傳へ承り、關東御恩の侍、其免もなくて院中の奉行頗る心得ずとて、關東御恩の二ヶ所を沒收せらる。仁科盛遠深く歎き申す間、返遣すべき由院宣を下さるゝといへども、義時更に用ひ奉らず。又其比、攝津國長江倉橋の兩莊は、院中に近く召使はるゝ白拍子龜菊に下されしを、其地頭更に開渡さず。龜菊深く憤りて歎きけるを、一院より關東へ仰せ付けられ、改易すべき由御沙汰あり。義時申しけるは、「地頭職の事は、上古はなかりしを、故右大將家平氏追討の勸賞に、日本國の惣追捕使に補せられ、平家追討六ヶ年の間に、國々の地頭御家人等、或は親を討れ或は

○承久亂の亂源（一）武臣の跋扈

のぞや」とて、夢は卽ち覺め給ふ。禪尼深く信心を凝し、祠官の外孫なればとて、波多野次郎朝定を使として、大神宮に願書を參らせ、伊勢の祭主神祇大副隆宗朝臣に仰せて、幣帛をぞ送られける。

○北面西面の始 付 一院御謀叛の根元 竝 平九郎仙洞に參る

同年四月の比より、後鳥羽上皇、鎌倉を滅さんと思召し立ち給ふ。往初上皇御在位の御時より武臣既に天下の權を取りて、王威を蔑に思ひ奉り、禁中の政道の衰へ行く事を憤り、御位を第一の皇子土御門院に讓りて隱居させ給ひ、この君御在位十二年の後、何の子細もおはしまさざるに、御位を下し奉りて、第二の皇子順德院を以て御位にぞ卽け奉らせ給ふ。是は當腹御寵愛の故とぞ聞えし。後鳥羽院をば一院とも申し、又は本院とも申す。土御門院をば新院とぞ申しける。是に依て、本院新院の御中快からず。天下國家の政道は當今、新院には任せ給はずして、一向本院の御計なり。然るに、本院は仙洞に籠り給ひ、和歌管絃の御暇には國家の政理を聞召れ、又其間には專武藝を事とし給ひ、院中北面の者の外に、西面の侍を置きて、諸國の武士を召集めらる。往昔白

移す如く―こぼす如く

の日を驚し。下には地震夥しく、堂舍民屋を動崩す。是等の變災一方ならず、如何様只事にあらずと諸人心を傷しめ、夜を緩に臥す者なし。兎角する程に物憂き年も改り、承久三年の春を迎へ、當年はさりとも世の中立直し、諸人も安堵すべきものと貴賤上下思はぬ者はなかりけり。然る所に、正月十日の朝より、濱風吹起りて、終日に及しかば、すはや火災の出來んずらんとて、用心嚴しく致す所に、晩景に及びて、俄に雷鳴り出でつゝ、雨三ヶ所に落懸り、電光の閃く事夥しさは限なし。老若皆膽魂を失ひ死に入る計にぞ覺えける。降下る雨の足は宛然移す如くなり。夜に入りければ、雨止みしかども暗さは猶暗かりけり。翌日又薄雪の降りたり。去年の冬よりして、遂に降ざる事なれば、是ぞ初雪と云ふべかりけりと、餘の事に興ぜらる。次の日殿中に、陰陽師泰貞、晴吉、親職、宣賢を召されて、天地災變の御祈禱の爲、三萬六千の神祭、屬星、太山府君、天曹、地府の祭を行ひ、鶴ヶ岡に於ては、大般若經を轉讀せらる、同三月二十二日の曉、二位禪尼、御夢想の御事あり。その面二丈計の大鏡、由比浦の浪の上に浮びて、その中に氣高き聲の聞えけるやう、「我は是大神宮にておはします。天が下を鑒るに、世の中大に亂れて、兵を懲すべし。泰時こそ我を太平に耀かさんも

彘は豚なり

雅意—我意

牝鷄の晨—書經に牝鷄の晨するは惟家の索くるなりとあり

亂臣十人—亂臣は治世の功臣、書經周武王の言に「予有二亂臣十人一」其中一人は武王の母大姒なり

家世を取りて以來政道を行ふに、多くは京都の叡慮を伺はる。北條家盛になり、政道雅意に任する事、今に至て少からず。叡慮に背く事多し。皆是二位禪尼の計なり。本朝の往初未だかゝる例なし。異國の呂后は漢の罪人とぞ云ふべき。本朝の禪尼も亦鎌倉の蠹賛なり。牝鷄の晨するは萬世の誡なり。抑二位禪尼に於いては、亂臣十人のためしとするか、婦人の政理に與る事は好しとや云はん、惡しとやせん。兎にも角にも才智優長の禪尼かな、と皆稱嘆せられけり。翌年十二月一日に、若君頼經御袴著なり。大倉の亭の南面に御簾を垂れて、その儀式を行はる。右京大夫北條義時、御腰結に參られ、二品禪尼若君を抱き奉らる。大名、小名思々の奉物は、山も更に動き出でたる心地ぞする。最めでたうこそおはしけれ。

○鎌倉變災 付 二位禪尼御夢想

連年打續き、鎌倉中の失火、日毎に止む事なし。僅に遁るゝ事あれども、遲速を論ずれば何れ免かるゝ所なし。又其間には大風、大雨の災起りて人家或は顚倒し。或は洪水の出づるに依て、河邊近き在家共は押流されて、死する者數知らず。天には彗星出でて人

○尼將軍

人彘—漢書に、呂太后、戚夫人の手足を斷ち眼を去り耳を輝し瘖藥を飲し廁中に居らしめ命じて人彘と曰ふに出づ

○二位禪尼を評す

若君賴經公は、建保六年正月十六日に御誕生あり。御童名をば、三寅御前とぞ申しける。翌年七月御年二歲にて、鎌倉に下向まし〱けり。この日政所始あり。若君御幼稚の間は、二位禪尼、御簾を垂れて、政道を聽き給ふ。諸國大名、小名の掟、京都諸公家の進退までも皆禪尼の計なり。世には尼將軍と申して、上下靡きて恐れ奉りけり。異朝の古の例を思ふに、漢の高祖崩じ給ひて後、呂后既に國柄を執りて、惠帝の德を亂し、人彘を觀せ奉りて、疾を起さしめ、母子の恩義を斷絕し、劉氏の子孫を誅して、諸呂を王とし、審食其を寵幸して、德を穢す事を恥ぢ給はず。この弊後世に流りて、孝平帝の立つに及びて、孝元太后、王氏既に朝に臨みて、政事を聽き給ふ。王莽位を簒ひてより、漢祚中比衰へたり。後漢の世に移りては、章帝の竇皇后、和帝の鄧后安帝の閻后、順帝の梁后、桓帝の竇后、靈帝の何后、此等相繼いで朝に臨み、政道を行はれし事は、是呂后より初りて、猶後代に及べりとかや。本朝の古、神代より以來人倫に傳りて、世々の女帝、御位に立ち給ふ。皆攝政を以て朝政を委せ給へり。賴朝の時に至り、武

右大將軍家鎌倉草創より以來かゝる例は未だなし。焦死にたる尸共は、小路々々に盈塞り、算を亂せし如くなり。されども、故右大臣の舊跡、二品禪尼の住宅、若君の御館計は僅に餘焰を逃れ給ふ。淺ましかりける有樣なり。斯ては叶ふまじ、不日に家作あるべきとぞ觸れられたり。去程に燒失の跡程なく引平し、諸大名を初として、民屋に至るまで、形の如く經營しければ、世も新りし心地して、往昔よりも賑ひけり。同十二月、二品禪尼、御不例の氣おはします、是に依て、御祈禱の御爲に、太山府君の祭をぞ修せられける。同二十七日は、故右大臣實朝公の一周忌に成り給ふ。御追福の御爲に、佛師運慶法印に仰せて、五大尊を造立し、勝長壽院の傍に、伽藍を建てられ、五佛堂と名付けて、彼の御本尊を安置せられ、今日供養を營み給ふ。二品禪尼の御願として、導師は明禪法印なり。呪願說法諸人の耳を驚し、歡喜の思を催しけり。生身の如來を供養せんよりは、新に造るに如なしと、經の中には說き給へり。其功德莫大にして世に比類なしと云へり。さこそ聖靈も、この善根の廻向に與り、受喜び給ふらんと、有難かりける事共なり。

不思議なり、如何樣只事にあらず、と恐れ思はぬ人はなし。

○信濃前司卒去　付　鎌倉失火　竝　五佛堂造立

同八月六日、伊賀左衞門尉光宗を政所の執事に補せらる。信濃前司行光病惱危急にしてこの職を辭退申しける其替とぞ聞えし。同八日前信濃守從五位下藤原朝臣行光法師行年五十六にて、遂に卒去せられけり。多年執事の職に居て、隨分の廉直を行はれし人なりしが、一朝の嵐に命を委せ、未だ半白の年を失ひ、泉下の客となられけるを、惜まぬ人はなかりけり。同二十二日の申刻に、阿野四郎が、濱の家の北邊より、火燃え出でて、折節南風烈しく吹き、車輪の如くなる焔飛びて、永福寺の摠門の下より、濱面の御倉の前を、東は名越山の際に至り、西は若宮大路を限りて、戌刻に及ぶ迄、三時計の間に、造竝べし大厦の構、諸大名の家々悉く燒失す。地下町人の家々は、資財を取除け雜具を運び稚を抱き、老いたるを助けんとする程に、吹迷ふ火の子は吹雪に交る雪よりも滋く、煙渦卷き燒廻れば、或は人に蹈倒されし、或はその身に猛火燃付き、臥轉びて死する有樣、喚叫ぶ聲に和して、焦熱叫喚の地獄と云ふともこれには勝らじとぞ覺えける。

○右馬權頭賴茂父子生害

同二十五日、伊賀太郎左衛門尉光季、飛脚を以て鎌倉に告げけるやう、「大內の守護右馬權頭源賴茂朝臣は、三位入道源賴政が末なり。仙洞の叡慮に背く事あるに依て、官軍を遣して、昭陽舍の住所に押寄らる。賴茂卽ち門を差堅め、郎等を以て防ぎ戰ふ。伴類餘黨の者共右近將監藤近仲、右兵衞尉源宗眞、前刑部丞平賴國等聞付けて、賴茂が方に加勢して、仁壽殿に入籠り、散々に防ぎ戰ふ。寄手疵を被り、攻倦みて引退く。京都守護の人々この由を聞きて、我も〳〵と馳來り、一日一夜攻戰ふ。賴茂は昨日兵糧を使ひける儘にて、晝夜相戰ひ矢種盡きて力落ちければ、御殿に火を懸け、面々に自害してこそ臥にけれ。廓內殿舍に燃懸り、風に煤の吹散りて、雲煙と燒上る。されども人多く集りて、打消しければ、朔平門、神祇官、外記廳、陰陽寮、園韓神等は堅固にして、殘りけり。仁壽殿は燒崩れて、殿中に安置せられし觀世音菩薩の尊像應神天皇の御輿、その外大嘗會御卽位の藏人方往代の御裝束數多の靈物悉く灰燼となることそ悲しけれと語りければ、人々聞き給ひ禁中に軍起り殿內に血をあやし、觸穢に及ぶ御事は、頗る奇怪の

○承久元年賴經將軍となる

軍御下向の御迎にぞ參られける。建保七年、京都鎌倉種々の災變に依て、四月十二日改元あり。承久元年とぞ號しける。同六月三日、將軍家關東御下向あるべき由宣下せられけり。然れ共兎角日を重て、七月九日一條の亭より六波羅に渡御あり。卽ち進發ましくて、同じき十九日に鎌倉に入りて、右京權大夫義時朝臣の大倉の亭に著き給ひけり。其行列の次第、誠に以て嚴重なり。先は女房各乘輿なり。雜仕一人、乳母二人、御局には右衞門督局、一條局、この外相州の北方何も花を飾りて出立たれけり。先陣の隨兵は、三浦太郎兵衞尉、同じく次郎兵衞尉、天野兵衞尉、宇都宮六郎、武田小五郎以下都合十人、次に三浦左衞門尉、後藤左衞門尉、葛西、土屋を初て、都合十人は狩裝束にて御供あり。若君の御輿には、佐貫次郎、澁谷太郎以下の九人皆步立にて、御輿の左右に列れり。殿上人には伊豫少將實雅朝臣、諸大夫には甲斐右馬助宗保以下、後陣の隨兵には島津左衞門尉、中條右衞門尉以下十六人、相摸守時房は殿にて、前後の行列摠揃へて靜に打てぞ通られける。鎌倉中は云ふに及ばず、諸方より集りたる見物の貴賤は、路の兩方垣の如く餉が上に重りて、錐を立る間もなし。事故なく入御ましくて、殿中外家の賑心も詞も及ばれず、文物の盛なる事、目を驚かす計なり。

て後は、頼朝卿の縁とては我ならで、關東の將軍たるべき者あらず。北條家を打亡し世を取らばやと思ひ立ちて、東國の溢者どもを招集め、駿河國の山中に城廓を構へ、近隣を襲し、兵糧を奪取り、院宣を申し給はりければ、是に隨付く者、漸く數百騎にぞ及びける。駿河國の守護代飛脚を以て鎌倉に告げたりければ、二位禪尼の仰に依て、金窪兵衛尉行親を大將として、御家人等を駿河國に遣さる。同じき二月二十三日、鎌倉勢雲霞の如く城に押寄せて、攻かゝれば、城中の集勢一軍にも及ばず、我先にと落失せ、殘る兵僅に七八人、防ぐべき力もなく手負ひ打たれたりければ、大將阿野冠者時元、城に火を懸け腹搔切りて死にけり。思の外に軍は早く散じたり。天命至らず、時運調はざる時は、回天の威を振ふといへども、その功はなきものなり。只善く變を伺ひ、時を待ちて、本意をば達すべし、時元無用の企に依て、多年の思謀を一時に失ひけるこそ悲しけれ。

○頼經公關東下向

閏二月十五日、二位禪尼の御使として、相摸守平時房上洛あり。扈從の侍一千騎將

○政子頼朝の縁者を求む

なる不思議か出來すべき。然るべき大將を申下し、世の靜謐を致さるべし。さて誰人をか定奉らん」とありし所に、二位禪尼申し給ひけるやう、「故右大將頼朝卿の姉公は權中納言藤原能保卿の妻室として、その腹の息女は、後京極攝政藤原良經公の北の政所となり給ひて、光明峰寺の關白左大臣道家公を生み給ふ。然れば故右大將家の御一族として、其舊好淺からずおはします。道家公の北の政所は西園寺の太政大臣藤原公經公の娘、准三后從一位倫子と申す。この御腹に男息數多おはします。いづれなりとも關東へ申下し、將軍に仰ぎ奉らば、當家に於て恥からず」とありしかば、この義然るべしとて、同二月十三日、信濃守行光を使節として、二位禪尼申さしめ給ひ、宿老の御家人連署の奏狀を仙洞にぞ奉られける。京都の躰裁の何となく物騷がしき由聞えければ、伊賀太郎左衞門尉光季、武藏守親廣入道を上洛せしめ、京都の守護にぞ居ゑられける。爰に故頼朝の舍弟全成は、阿野惡禪師と號して出家になりておはしけるが、後に逆心の企ありければ、下野國にして生害せられたり。その子阿野冠者時元は、此處彼處に忍居て成人し、如何にもして世に立たばやと思はれしが、母は北條家の娘なり、所緣に付けては、然るべき取立にも預るべけれども、如何なる故にや、打捨てられておはしけり、實朝公の討れ給ひ

鎌倉北條九代記　巻第五

裸背馬―鞍を置ざる馬

○鎌倉將軍家居らるべき評定　付　阿野冠者沒落

右大臣實朝公、非常の禍に罹りて、薨じ給ひければ、鎌倉には火を打消したるやうになりて、御賢息は一人もおはしまさず、この間には、如何なる事か出來らんずらんと、上下手を握りて、思合はれ、加藤次判官次郎を以て京都に奏聞申されたり。加藤次は裸背馬に乘りて、夜晝の境もなく、山川を云はず、乘りける程に、二月二日の申刻ばかりに京に著きて、直に件の有樣を仙洞へ奏し申しければ、大に驚き思召され、關東の事如何にも靜謐の祕計を至すべき旨、北條義時、二位禪尼の御方へ院宣をぞ下されける。洛中には、この事隱なく聞渡し、すはや鎌倉に大事おこり、將軍實朝公滅亡し給ひ、天下は暗になりけるぞやといひ出し、何とは知らず、貴賤上下騷ぎ立ちて、軍勢馳違ひければ、仙洞より制し給ひ、「少も子細あるべからず」と仰觸れられしかば、漸に靜りぬ。北條義時、二位禪尼以下評定衆に至るまで一所に集會して、「關東既に大將なくは如何

○源氏の正統絶ゆ

百餘輩同時に出家致しけり。翌日御葬禮を營むといへ共、御首は失せ給ふ、五體不具にしては憚りありとて、昨日公氏に賜る所の鬢を御首に准じて棺に納め奉り、勝長壽院の傍に葬りけるぞ哀なる。初建仁三年より實朝既に將軍に任じ、今年に及びて治世十七年、御歳二十八歳、白刃に中て黃泉に埋れ、人間を辭して幽途に隱れ、紅榮既に枯落し給ふ。賴朝、賴家、實朝を源家三代將軍と稱す、其間合せて四十年、公曉は賴家の子、四歳にて父に後れ、今年十九歳、一朝に亡び給ひけり。

○公曉殺さ

は黒皮威の冑を著し、大力の剛者、雜賀次郎以下郎從五人を相倶して、公曉のおはする備中阿闍梨の坊に赴く。公曉は鶴ヶ岡の後の峰に登りて義村が家に至らんとし給ふ途中にして、長尾定景行合ひて、太刀おつ取りて御首を打落しけり。素絹の下に腹卷をぞ召されける。長尾御首を持ちて馳歸り、義村、義時是を實檢す。前大膳大夫中原廣元入道覺阿申されけるは、「今日の勝事は豫て示す所の候。將軍家御出立の期に臨みて申しけるやうは、覺阿成人して以來遂に涙の面に浮ぶ事を知らず。然るに、今御前に參りて、頻に涙の出るは是直事とも思はれず。定て子細あるべく候か。東大寺供養の日、右大將家の御出の例に任せて、御束帶の下に腹卷を著せしめ給へと申す。仲章朝臣申されしは、大臣、大將に昇る人未だ其例式あるべからずと、是に依て止めらる。又御出の時宮田兵衛尉公氏御鬢に候ず、實朝公自鬢一筋を抜きて御記念と稱して賜り、次に庭上の梅を御覽じて、

出でていなば主なき宿と成りぬとも軒端の梅よ春を忘るな

其外南門を出で給ふ時、靈鳩頻に鳴騷ぎ、車よりして下り給ふ時、御劍を突折候事禁忌殆ど是多し。後悔せしむる所なり」とぞ語られける。御臺所御飾を下し給ふ。御家人一

○公曉、實朝を斬る

臣實朝公小野御亭より、宮前に參向し給ふ。夜陰に及びて、神拜の事終り、伶人樂を奏し、祝部鈴を振て神慮をいさめ奉る。當宮の別當、阿闍梨公曉竊に石階の邊に伺ひ來り、劍を取りて、右大臣實朝公の首打落し、提げて逐電す。武田五郎信光を先として、聲々に喚り、隨兵等走散りて求むれども誰人の所爲と知難し。別當坊公曉の所爲ぞと云出しければ、雪下の本坊に押寄せけれども、公曉はおはしまさず。さしも巍々たる行列の作法も亂れて、公卿、殿上人は歩跣になり、冠ぬげて落失せ、一千餘騎の隨兵等馬を馳て込來り、見物の上下は蹈殺され、打倒れ、鎌倉中はいとゞ暗になり、これはそも如何なる事ぞとて、人々魂を失ひ、呆れたる計なり。禪師公曉は、御後見備中阿闍梨の雪下の坊に入りて、乳母子の彌源太兵衛尉を使として、三浦左衛門尉義村に仰せ遣されけるやう、「今は將軍の官職既に闕す。我は關東武門の長胤たり。早く計議を廻らすべし。示合せらるべきなり」とあり。義村が息駒若丸、かの門弟たる好を賴みて、かく仰せ遣さる。義村聞きて、「先此方へ來り給へ。御迎の兵士を參すべし」とて、使者を歸し、右京大夫義時に告げたり。公曉は直人にあらず、武勇兵略勝れたれば、輙く謀難かるべしとて、勇悍の武士を擇び、長尾新六定景を大將として、討手をぞ向けられける。定景

供奉を勤させらる。然るにこの度の拜賀は、關東未だ例なき晴の儀なりとて、豫てその人を擇び定めらる。建保七年正月二十七日は、今日良辰なりとて、將軍家右大臣御拜賀酉刻と觸れられけり。路次行列の裝嚴重なり。先づ居飼四人、舍人四人、一員二行に列り、將曹菅野景盛、府生狛盛光、中原成能、束帶して續きたり。次に殿上人北條侍從能氏、伊豫少將實雅、中宮權亮信義以下五人、隨身各四人を倶す。藤勾當賴隆以下前驅十八人二行に歩む。次に官人秦兼峰、番長下毛野敦秀、次に將軍家檳榔毛の御車、車副四人扈從は坊門大納言、次に隨兵十人、皆甲冑を帶す。雜色二十人、檢非違使一人、調度懸、小舍人童、看督長二人、火長二人、放免五人、次に調度懸佐々木五郎左衞門尉義淸、下﨟の隨身六人、次に新大納言忠淸、宰相中將國道以下公卿五人各々前驅隨身あり。次に受領の大名三十人、路次の隨兵一千騎、花を飾り色を交へ辻堅嚴しく、御所より鶴ヶ岡まで、ねり出て赴き給ふ裝、心も言葉も及ばれず。前代にも例なく後代も亦有べからずと、貴賤上下の見物は飽が上に集りて錐を立る地もなし。路次の兩方込合うて推合ひける所には、若狼藉もや出來すべきと驅靜むるに隙ぞなき。既に宮寺の樓門に入り給ふ時に當りて、右京大夫義時俄に心神違例して、御劍をば仲章朝臣に讓りて退出せらる。右大

く、供養の導師は、莊嚴房律師行勇、呪願は圓如房阿闍梨遍曜、堂達は頓覺房良喜なり。施主右京大夫義時夫婦簾中に座し、一族門葉の輩は正面の廣廂に座せらる。信濃守行光、大夫判官行村以下の御家人等、結縁の爲に群參し、男女老少參詣の輩、袖を連ねて市の如し。導師高座に上りて供養の式を行ひ、宣說の辯を現さる。されば法雨を法界に降して、災蘖の垢穢を洗ふには、醫王善逝の威力殊に勝れ、梵席に梵風を扇ぎて、短縮の壽命を延る事は、藥師如來の本願最妙なり。藥草、藥樹の甘露瀼々として、不老不死の靈方幽々たり。說法既に終て、導師座を下られしかば、布施物を積む事山の如し。誠に殊勝の建立かなと、參詣の貴賤隨喜の思を致されたり。

○實朝公右大臣に任ず 付 拜賀 竝 禪師公曉實朝を討つ

同十二月二日、將軍實朝公既に正二位右大臣に任ぜらる。明年正月には、鶴ヶ岡の八幡宮にして、御拜賀あるべしとて、大夫判官行村奉行を承り、供奉の行列隨兵以下の人數を定めらる、御裝束御車以下の調度は、仙洞より下されける。右大將賴朝卿の御時に隨兵を定められしには、譜代の勇士、弓馬の達者容儀美麗の三德の人を撰びて、拜賀の

三品を從二位に叙せらる。北條義時は右京大夫に補せられたり。將軍家内大臣拜賀の爲に鶴ヶ岡に參り給ふ。壯觀の裝美を盡さる。還御の後義時休息して眠られける所に、夢ともなく現ともなく、藥師如來の眷屬十二神將の中、戌神杜羅大將來りて、義時に告げ宣はく、今年の神拜は事故なく共來歲の拜賀の日は供奉せば悔むべき者なり」と慥に仰を蒙りて夢は即ち覺めたり。奇異更に明めず。然るに、義時壯年の比より、醫王善逝の誓願を仰ぎ、二六神將の威力に歸し、信心を凝し給ふ所に、今この告を蒙り給ふ。その事となく、大倉鄕の南の山際に、一字を建立して、藥師の像を安置すべしとて、指圖を出し、土木の功を勵さる。各諫め申されけるは、「今年將軍家御神拜の事に依て、雲客以下京都より參向あり。その間御家人と云ひ、土民等と云ひ、財產多く費て、疲勞此所に極り、愁痛みて未だ休せず。又打續きて大造の營を思召し立ち給ふ事撫民政理の義なき歟」と申されければ、義時仰せけるは「是は一身安全の宿願なり。更に百姓土民の煩を假るべからず」とて、番匠を召て營作を催し給ふ。同十二月二日に、大倉鄕新御堂落慶供養あり。本尊の藥師如來は雲慶の造る所烏瑟の髻には、萬德究竟の光明に、輻輪の趺には、四智圓滿の相濃なり。柔和の白毫眉間に廻り、慈悲の青蓮面貌に開

と仰せ下さる。勅答申されけるやう、「關東邊鄙の老尼の身として、龍顏に咫尺し奉らんは其益なきに似たり。憚り存ずる所なり。只諸寺禮佛の志を遂げ奉る計なり」とて、やがて鎌倉に歸り給ふ。

○鎌倉怪異 付 北條義時藥師堂建立供養

同六月八日の夜、白虹東方に見ゆ。片雲競集り、萬星希なり。夜半に及びて、雨降りければ、虹は消えて跡なし。人々恠思ふ所に、又同十一日卯刻ばかりに、五色の虹立ちて、西方に見ゆ。上は黃にして次は赤し。その次は青く、內のかたは紅梅の如し。その光天地に映じて輝き、小時して黑雲一天に渡り、風吹起りて、後雨降りたり。かゝる虹霓は前代にも傳へず、珍怪の天變なりと、諸人私語きて、いかさま世の中穩かるまじき前兆歟と思はぬ者はなかりけり。將軍家左大將に任ぜられ、鶴岡にして拜賀の神賽行はる。參向の數輩各々華美を盡す。庶民の費勞幾何と云ふ事なし。同二十八日戌刻には流星乾の方より巽を指して飛び渡る。大さ滿月の如く光輝き、見る人魂を消して怪みけり。同十月十日實朝卿內大臣に任ぜられ、大將は元の如し。同十三日尼御臺政子

十一日鶴ヶ岡の別當職にぞ補せられける。陸奥守廣元朝臣は病惱危急なるによつて、出家し法名覺阿とぞ號しける。尋で平愈せしかども、眼精暗くして黑白を分つ事能はず。引籠りてぞおはしける。同十二月二十五日將軍家御方違として、夜に入りて永福寺の僧坊に渡御あり。結城朝光判官基行等御供にて、終夜歌の御會を興行し、未明に還御あり。御衣二領を僧坊に殘し置かれ、一首の御詠を副へられけり。

春待ちて霞の袖に重ねよと霜の衣を置きてこそ行け

北條右京大夫義時を陸奥守に任ぜられ、時房を相摸守に遷任せらる。

○尼御臺政子上洛　付　三位に敍す

建保六年二月四日、尼御臺所政子御上洛あり。その次に紀州熊野山抖藪あるべしとて、相摸守時房を召連らる。同じき四月二十九日、南山巡禮の望を遂て、京都に下向し給ふ。仙洞より勅ありて、尼御臺政子を從三位に敍せらるべき由宣下せらる。上卿は三條中納言なり。凡そ出家の人の敍位のことは弓削道鏡の外に其例なし。女の敍位は安德天皇の外祖母二位尼を初とす。その例に準據せらる。重ねて仙洞より尼御臺所に御對面あるべし

○實朝源家の絶ゆるを知る

大職をも受け給へかし」とぞ申されける。實朝卿仰せられけるは、「諷諫尤甘心すべしといへども源氏の正統今この時に縮りて、子孫更に相續し難し。然らば我飽まで官職を兼守り、家名を後代に輝さんと思ふなり」と、宣へば、廣元是非を申すに及ばず退出して、相州にこの由を語り、諸共に累卵の危みをぞ歎きける。翌年四月に唐船を造畢す。數百人の匹夫を召して、由比浦に引き浮ぶべき由仰出さる。信濃守行光奉行して、午刻より申刻まで人歩の筋力を盡さしめ、曳や〳〵と引せけれども、此浦もとより、唐船の浮ぶべきにあらねば、何の詮なく、徒に船は海濱に朽損じけり。將軍家御出ありしも興さめて、還御あり。陳和卿は賴朝卿の殺罪を知り、實朝の前生を覺え、他心宿命の通力ありと貴かりけれども、唐船の浮ぶまじき事を知らで、かく廣大に造出し、用なき費を致しける。行足ぬ神通かなと、手を拍きて笑合へり。

○禪師公曉鶴ヶ岡の別當に補す 付 實朝卿の歌

前將軍賴家卿の御息阿闍梨公曉は、園城寺明王院の僧正公胤の門弟となり、學道の爲に暫く寺門に居住ありしが、鎌倉に歸り給ふを、尼御臺政子の計として、建保五年十月

く夢想に違ふ事なしとて、御信仰淺からず。然らば前生の御住所育王山巡禮の爲入唐せばやと思召立ち給ふ。扈從の人六十餘輩を定めらる。相摸守義時、武藏守泰時頻に諫め申すといへども、御許容なく、陳和卿に仰せて唐船をぞ造らせらる。相摸守竊に廣元朝臣を招きて申されけるは、「將軍家、內々渡唐の事を思召立ち給ふ。甚然るべからず。頻に諫言を奉れ共御許容なし。尤歎存ずる所にて候。しかのみならず、右大將賴朝公は、官位の宣下是ある時は每度固辭して受け給はざりけるに、當將軍家は未だ壯年にも及ばせ給はで、昇進甚早速なり。貴殿何ぞ申されざるや」とありければ、廣元答へて申さるるやう、「仰の如く日比此事を歎息する所、丹府を惱しながら、微言を吐くに遑なくして、獨腸を斷ちて默止來れり。臣は己を量りて職を受くとこそいふに、當家僅に先君の貴跡を繼ぎ給ふ計にて、指る勳功おはしまさず。然るを諸國の官領職だに過分の義なり、其に中納言左中將に補せられ給ふ、頗る攝關の御息に替らず、嬰害積殃の兩篇を遁れ給ふべからず、佳運更に後胤に傳へ難からんか。早く御使として申し試み候はん」とて、座を立て歸られ、御所に參じて、相州の中使と稱し、諷諫を奉り、「只希くは、御子孫繁榮の御爲には當官を辭して、征夷將軍の一職を守り、御高年の後には、如何にも公卿の

ぞ、今俗名に時政と號しけるも、不思議の故ありとかや。

○宋人陳和卿實朝卿に謁す 付 相摸守諫言 竝 唐船を造る

宋人陳和卿は左右なき佛工なり。學智勝れ、道德あり。本朝に來りて、跡を留め、東大寺の大佛を造立せり。右大將賴朝卿、彼の寺供養結緣の爲上洛して、對面を遂げらるべき由仰せらる。陳和卿申して曰く、「右大將家は多く人の命を斷ち給ふ、罪業是重し、對面を遂げん事は我に於て憚あり」とて、遂に拜謁せざりしが、今度鎌倉に下りて申入れけるやう、「當時の將軍實朝卿は權化の再誕にておはします。恩顏を拜し奉らん爲、遙に東關の地に赴き參りたり」と言上しければ、筑後左衞門尉朝重が家に置れ、廣元朝臣を以て慰勞せしめられけり。かくて御所に召出し、將軍家對面あり。陳和卿合掌三拜して申しけるは、「君の前生は大宋の朝に育王山の禪師長老なり。我その時に弟子たりき。値遇の緣淺からず。二世の對面を遂げ得る有難さよ」とて、涙をぞ流しける。將軍實朝卿聞召れ、去ぬる建曆元年六月三日の夜、御夢想のことあり。一人の貴僧この趣を告げたまひき。御言葉には出し給はず、六年を過し給ふ。今既に符合す。和卿が申す旨全

閻浮—この世

昌の中に於て、一人無常の風に從ひ、閻浮を辭して、黃泉に歸す。親疎愁歎の色を含み、貴賤哀傷の思を起す。送葬の營孝養の行、誠に以て深切なり。抑北條家年に隨て榮え、月を逐て威光を增す。この事故なきにあらず。昔賴朝卿鎌倉草創の始め、北條時政味方となり、我が娘を合せて婿とし、度々の軍に大功を現し今三代に及びて、將軍家の外祖たり。一門多く蔓りて、家富榮ゆる事、云ふ計なし。往初、時政相州の榎島に參籠し、三七日を經て家門の繁昌を祈りし所に、滿ずる夜の曉、緋の袴に、柳裏の衣著たる女房一人、時政が前に來りて仰せられけるは、「汝が過去世には箱根の法師たり。六十六部の法華經を書寫して、六十六ヶ國の靈地に奉納す。此功德廣大にして、今又人間に歸り生じたり。子孫其德用を受け、日本を手に入れて、榮華に誇る家となるべし。若又非道あらば、家門忽に亡ぶべきなり。よく〳〵愼行ふべし。疑あらば御經奉納せし靈地を見よ」とて歸り給ふ、其御姿さしも美麗端正の粧替りて臥長二十丈計の大蛇と成りて、海中に入り給ふ。立ち給ひける御跡に鱗を三つ殘し給ふ。時政願成就すと喜び、彼の鱗を取りて歸り、旗の紋にぞ押されける。北條家三つ鱗形の紋これなり。さて國々の靈地に人を遣して、見せらるゝに奉納筥のうへに大法師時政と書きたるに

じて、夜に入りければ、和歌管絃の御遊宴ありて、更過る程に還御あり。行光大に喜び、奥州二戸より出づる驪の龍蹄を獻じたり。翌日その馬を御覽ずるに、鬣の上に結付けたる物あり。取らせて御覽ずれば、

　この雪を分けて心の君にあれば主知る駒の例をぞひく

將軍家數返御詠吟あり。行光が志優しく思召さるゝ由御感ありて、御自筆を染められ、御返歌をぞ遣はし下されける。

　主知れと引きける駒の雪を分けば賢きあとに歸れとぞ思ふ

御使内藤馬允知親是を行光に渡しければ、民部大夫三度頂戴し、家の寶と定めたり。

○北條時政入道の卒去　付　榎島參籠の奇瑞

建保三年正月六日、北條遠江守時政入道卒去せらる。先年心ならず入道して、天下執權の職を辭し、伊豆國北條郡に引籠りておはせしが、去年の冬の末つ方より癰と言物背中に出來て、腫痛む事堪難し。本道外科の名醫を招き、補瀉割灸の奇術を盡し膿水を除ひ、肌肉を生ぜしむれども、更に寸效を奏せず、果て死に給ひけり。行年七十八歳。一家繁

藝兵法の廢れたる事枯草の如く成行き候。又其御暇には、女房を召し集め繪合花競雛の遊に夜日を費し酒に長じて、醒遣る時なし。忠義武勇の侍はあれどもなきが如く、諸國沒收の地あるをも、勳功の賞には充られず、青女房等に賜る。榛谷四郎重朝が遺跡を五條の局に給はり、中山四郎重政が所領を下總局に下されたり。「今より國家の御大事あらん時は、忠節を存ずる侍は候まじ。女房、比丘尼等に鎧を著せ、武勇を勵させて治め給へ」と、憚る所なく、過言しければ、仲兼は一言にも及ばず座を立たれたり　宗政も、「あはれ仲兼何とぞ云はば、肥腹繰通し、首打ち切るべきものを」と響に成りて退出す。

○將軍實朝民部大夫が家に渡御　付　行光馬を獻ずる歌

同じき十二月十九日夜の明方より雪降りて、山々峯々、白妙に、木々の梢は花を抽出で、白銀世界もかくやらんと面白くぞ覺えし。將軍實朝卿は、山家の雪の風景を御覽ぜんとて、狩野民部大夫行光が宅に渡御し給ふ。行光俄の事なれども、盃酒を調へ、形の如くの饗應をぞ致しける。山城判官行村、藏人大夫朝親、山内刑部大夫經俊以下御供に候

れて參るべし、直に子細を聞かしめらるべしとなり。宗政畏りて、家にも歸らず、家子一人郎等八人を倶して、下野國に赴き、同じき二十六日に、鎌倉に立歸り、重慶が首を以て指上たり。將軍家、大に御氣色ありて、仲兼朝臣を以て仰せられけるは、畠山重忠は、本より科なくして、讒者の爲に誅伏せり、その末子、出家となり、假令陰謀を挾むと云ふとも、何程の事かあるべき、生捕て將れて參るべしとこそ、仰せ下されしに、犯否の虚實をも聞屆けず誅戮を加ふる事、楚忽の結構、罪過たるの由申されたり。宗政座を居直り、眼を怒らかし、仲兼を睨で申しけるは、「太輔房重慶が叛逆の事は、辨覺證人として其疑ひ是なし。生捕にせんは鼠を捉ふるよりも、いと易かりなん。但し生捕りて參りたらんには、奥方の女房達、又は入籠る比丘尼等が申狀に付けて、定て宥め許さるべきを、宗政豫てより推量せし故に、首打切りて參りて候ぞ。故右大將家の御時、宗政に恩賞厚く賜はるべき由、頻りに嚴命ありといへども、堅く辭退申して、御蟇目を申し賜り、海道十五ヶ國の中に、民間無禮の溢者を退治すべしと、仰せ下さる。是既に武備を重じ給ふが故なり。其蟇目今に宗政が家の寶とす。然るを、當代は武職に備り給ひて、武道を忘れ、和歌を詠じ、鞠を翫び、近習も外樣も、この歌鞠に心を寠し、武

滅亡し、家門斷絶に及ぶ事も、時運の致す所とは云ひながら、旁以て不祥の瑞なり。又誰が上にか來るべきと、大名諸侍口には云はねども、心の安き事はなし。和田が所領を沒收して、今度忠戰の勸賞に行はれ、諸方に下知して、叛逆の餘黨一類共悉、誅せられ、世の中暫く靜謐に屬しけり。

○長沼五郎太輔房重慶を討つ　付　長沼實朝卿の政道を罵る

太輔房阿闍梨重慶は、畠山次郎重忠が末子なり。重忠沒落の比より、出家遁世の身となり、幽なる草菴に、念佛して居たりしが、畠山が滅亡は讒者の所爲なりと、將軍家にも思召し付けられ、御後悔ありける故にや、其餘類をも尋ねられず、況て重慶に於ては遁世修道の法師なれば、何方に居住すとも、咎むべからずと内々は仰ありけり。九月十九日に日光山の別當、法眼辨覺が許より、鎌倉へまうし遣しけるやう、「太輔房重慶當山の麓に住して、諸浪人を招集め、佛前を飾り幣を剪たて、晝夜を云はず黒煙を立てて祈る有樣、謀叛の用意と覺え候。定て當家調伏の行ひ其隱是なし。早く尋聞かしめ給へ」と申したり。仲兼朝臣披露せらる。折節長沼五郎宗政御前に候す。將軍家仰付けられ、重慶を將

○義盛討たる

を知らず。土屋大學助義清愈進みて、御所のおはします鶴ヶ岡の別當の坊にうち入らんとする所に、若宮の赤橋の砌にて、流矢飛び來り、頸の骨に篦深に立つ。義清目くらみ、心消て馬より落つるを、近藤左衞門尉走り寄りて、首を取る。この義清は岡崎四郎義實が二男なり、將軍家に恨ありて、和田に屬して討たれたり。既にその日の酉刻に成りければ、和田が軍兵殘少に討取られ、人馬共に疲果てて、和田四郎左衞門尉義直は伊具馬太郎盛重に討たれたり。父義盛之を聞きて、「今は何をか期すべき。命生ても甲斐なし」とて、敵を選ばず打つて廻り、江戶左衞門尉義範が郎從に組まれてうたれけり。子息五郎兵衞尉義重、六郎義信、七郎秀盛も、所々にして討たれたり。朝夷三郎義秀は、なほこれまでも手も負はず、膚撓まず力つかれざりけれ共、父義盛、その外兄弟郎從等悉く討れしかば、今は軍しても詮なし。時節を待ちて本意を達せんとて、健なる郎從五百餘騎を一所に招寄せ、濱面に打出でつゝ、船六艘に取乘り安房國に赴き、行方知らず隱れたり。新左衞門尉常盛、山內先次郎、岡崎與一、橫山馬允、古郡左衞門尉、和田新兵衞入道は、一方を打破りて落失せたり。軍散じて後、打取る所の首級を、由比浦に梟けられたり。都合二百三十四とぞ聞えし。故右大將家より以來忠勤勇武の者打續きて

する形勢、志の優しさよ」とて、馳通りければ、聞く人朝夷を感ぜぬはなかりけり。義盛が一族郎從は皆一騎當千の兵共にて、只討死と思定めたりければ、少もためらふ色はなし。向を打なびけ、掛を追散し、四角八面に邊を拂つて、終夜戰ひ明せ共志は撓まず、愈武勇を勵しけり。義盛は、老武者なり、數度の戰に將軍家よりは新手入替り、和田は替る兵なく、戰疲れ討取らるゝ者過半にして、殘る兵も、痛手薄手負ければ、先暫く休めとて、前濱の邊にぞ引取りける。足利三郎義氏、筑後六郎知尚、波多野中務丞經朝、鹽田三郎義季等の軍兵共中下馬の橋を固め、米町の辻、大町の大路以下、所々を取塞ぎて、凶徒を攻る事、息をも繼せず。義盛を初て昨日の暮より、今日に至る迄戰明せ共兵糧をも使はず、馬人共に疲し所に、横山馬允時兼、其婿波多野三郎、同じく甥の横山五郎以下一門郎從を引率して、和田が陣に馳來る。軍兵又三千騎になりければ、和田は之に力を得て、武藏大路の間稻村ヶ崎の邊に群りたる、曾我、中村、二宮、河村の者共を散々に追散し、義清、保忠、義秀三騎の勇兵轡を竝べ掛立々々打つて廻れば、上總三郎、佐々木五郎、結城左衞門等馬の足を立兼ね、辟易して亂るゝ中に、筑後四郎兵衞、壹岐兵衞、土方次郎、神野左近、林内藤次を初て、二十七騎討たれて手負は又數

大功を現さんと義盛が郎從數多打取りしが、朝夷と寄合せて、暫戰ふに勝負なし。義秀は大力にて、重茂は手利なり。打開き切流し、右に掛り、左に廻り、半時ばかり戰ひしが、重茂太刀を打折れしかば、轡を竝べて、雌雄を決せんと、義秀が草摺に取りつき兩人馬より動と落ち、しばしは組合ひたりけれども、朝夷流石に力まさりて重茂を押へて、首を搔く。相摸次郎朝時は、泰時の舍弟なり。心剛にして變化の權を工にす。味方の陣を馳廻り軍の樣を下知せられしが、朝夷と戰うて、手を負うて、引退く。足利三郎義氏は、政所の前橋のつめにて、義秀に渡あふ。朝夷屹と見て、善き敵ぞ、いざ組んとて、義氏が鎧の袖に取付きたり。義氏叶はじと思ひて、乘たる馬に一鞭當てて廣さ二丈餘の堀を飛越、莞爾と笑うて立たりけり。鎧の袖はちぎれて、朝夷が手にのこり、主は向ふに飛越えたり。義秀力及ばず、隍の東より橋を渡りて追ひかゝれば、足利の郎等、其中を隔てて、防ぎけるが、皆多く打殺さる。この間に、義氏は虎口を遁れて、引退ぞく。若宮大路米町の口にして、武田五郎信光と朝夷と出合うたり。互に目を掛けて馳せ寄する所に、信光が嫡子悪三郎信忠、生年十五歲父が前に蒐塞り、太刀拔側めて、打て掛る。義秀之を見て、「かゝる少年を討ちたればとて何事かあるべき。父が命に替らんと

鐵撮棒―刺ある鐵の太き棒

にえ入りて―めり込みての意か

り、軍兵込入て、火を掛けしかば、御所の棟々、一宇ものこらず燒失す。朝夷はもとより大力武勇の健者にて二領重の大鎧に、星甲の緒をしめ、九尺計の鐵撮棒をうち振りて、當るを幸に、馬人を云はず打伏せ薙倒す。新野左近將監景直は、緋威の鎧に同じ毛の甲を猪頭に著なし、黑鴾毛の馬に乘り、太刀を眞甲に翳して、朝夷に走せ掛る。義秀是を見て横樣に打開けば、棒の當りし所より新野二つにちぎれて、血煙と共に落ちたりけり。葛貫三郎盛重隙間なく馳寄せ義秀に組まんとする所に、朝夷棒を取り延べて衝いたりければ、馬は横に倒れて盛重下に敷れたりしを、義秀續けて突けるに、甲の鉢共に首碎けて失せにけり。五十嵐小文次是を見て、「あな事々しや。さりながら、一騎打寄せ手合の勝負を思ふ故に、兵多く討るゝぞ。大勢一同に前後左右より攻付けよ」とて、郎從七八人、我身諸共に聲を合せて、同時に打て掛かりしかば、朝夷れいの鐵撮棒を振上げ、向樣に、小文次が甲の眞向を、丁と打てば、太刀にて受け流さんとして、翳しけるが、その太刀共に首は胴ににえ入りて、馬より下に落ちたりけり。此勢に恐れて、郎從共はばら〳〵と引退く。高井三郎兵衞尉重茂は、和田次郎義茂が嫡子として、義盛には甥にてあり、一族を離れて將軍家に屬し奉り、忠を存じ道を立る。この度の軍に私なき

○朝夷義秀の武勇

この事隱なかりしかば、將軍家より宮内兵衛尉公氏を遣し、樣々宥め仰せらるれども、用ひず。五月二日の申刻計に和田左衛門尉義盛大將として、嫡子新左衛門尉常盛、同じき子息新兵衛尉朝盛入道實阿、三男朝夷三郎義秀、四男四郎左衛門尉義直、五男五郎兵衛尉義重、六男六郎兵衛義信、七男七郎秀盛、この外には土屋大學助義淸、古郡左衛門尉保忠、澁谷次郎高重、中山四郎重政、同太郎行重、土肥先次郎左衛門尉惟平、岡崎左衛門尉實忠、實田與一が子なり梶原六郎朝景、同次郎景衡、同三郎景盛、同七郎景氏、大庭次郎景兼、深澤三郎景家、大方五郎政直、同太郎遠政、鹽屋三郎惟守以下親類朋友百五十騎、郎從都合三百餘人三手に分ちて押寄せたり。一手は將軍家の南門に至り。二手は相州義時の小町の西北の兩門を圍みたり。義時は豫てより、將軍の御陣法華堂に伺候せらる。留主の侍五十餘人出合ひて戰ひ、殘りなく討れたり。御家人等御所の南に出でて戰ふに、兩方矢を發つ事雨の如く、鋒より火を出し、鐔元に血を滴で、追つ捲りつ、半時計り攻戰ふ。波多野中務丞忠綱、三浦左衛門尉義村馳加はりけれども、御家人等叶はずして、散々に追靡けらる。御所の四面を取圍みて内に攻入らんとす。修理亮泰時、同次郎朝時、上總三郎義氏等力を盡してふせぎけるを、朝夷三郎義秀、惣門を押破

小手に縛搦め、一族共の坐したる前を引渡し、判官行村に仰せて、陸奥國岩瀬の郡に流罪せらる。平太が家は荏柄の天神の前にあり。御所の東の隣たるに依て、近習の侍望み申す人多し。義盛即ち五條局とて、近く召使はるゝ女房に屬して、言上しけるやう、「故右大將家の御時より、義盛が一族の所領の地としては、他人更に住居すべからず。只今闕所に及ぶ條是非なし。せめて彼が屋形をば申受け奉らん」と望み申す。實朝卿御許容ありけるが、忽に變改して、相摸守義時に賜る。和田が代官久野谷彌次郎を追出し、行親、忠家分取りて移住みけり。義盛大に怒て曰く、「この屋形を申受けて少の怨をも散ぜんと思ひし所に、忽に變改して義時に賜る事重々以て口惜き事なり。此上は生きて世にありて何を面目とすべき。皆北條が所爲なれば、思ひ知らせはべらんものを」とて、頓て叛逆を企てけり。和田新兵衞尉朝盛は義盛が孫なり。將軍家の近習として等倫の寵恩之に越る人なし。近比父祖一黨して怨を含み、出仕を留めて、叛逆を企てはべる。是に與すれば、君を射奉るの科あり。與せざれば、父祖の孝道に叛く事を思ひて、淨遍僧都に謁して、發心出家の身となり、實阿彌陀佛と名を付きて、京都に上りける所に、義盛聞付けて、四郎左衞門義直を追手に遣はす。駿河國手越にて追付き、引返しはべり。

百人に及ぶといひければ、國々の守護人に仰せて、召進ずべしと下知せらる。この事の起を尋ぬるに泉小次郎親平と云ふもの、頼家卿の御子千壽丸とておはしけるを、大將に取立てて、北條家を亡さんと相謀り、安念法師に廻文を持たせて、潛に諸國の武士を語ふに與力同心既に多し。親平は建橋といふ所に隱れ居ると申しければ、工藤十郎を遣して召て參るべき由仰せ付らる。工藤は家子郎從二十餘人を倶して建橋に行き向ひ、案内しければ、親平異なる氣色もなく工藤を呼入れて首打落し。其間に親平が郎從三十餘人、打ちて出でつゝ、工藤が郎從一人も殘らず打殺して、親平は行方なく落失せけり。すはや鎌倉に大事起りぬとて、上を下へ打返しければ、諸國の御家人等聞付け、次第に鎌倉に馳參る事幾千萬とも數知らず。和田左衞門尉義盛は、上總國伊北莊にありけるが、この事を聞きて急ぎ走參じ、御所に伺候して對面を遂げ奉る。今度二人の子息等召誡めらるゝ事を大に歎き申しければ、數年勳功の忠節に優じて、子息四郎義直、五郎義重が罪名を除きて、許し下されたり。義盛老後の眉目之に如ずと喜び奉りて、退出す。翌日又義盛その一族九十八人を引卒して、御所の南庭に列坐し、迚の御恩に、囚人の内和田平太胤長を許し給はるべしと申す。平太は謀叛人の張本なれば、叶ふべからずとて、高手

草も木も靡きし秋の霜消えて空しき苔を拂ふ山風

將軍家御參詣の時是を御覽じて、御感淺からずとぞ聞えし。

〇千葉介阿靜房安念を召捕る　付　謀叛人白狀 竝 和田義盛叛逆滅亡

〇建保の改元

建曆三年十二月六日に改元あり。建保元年とぞ號しける。然るに、今年二月十五日千葉介成胤が手に、一人の法師を召捕りて、相摸守にぞ參せける。是叛逆の中使なり。信濃國の住人、靑栗七郎が弟阿靜房安念といふ者なり。諸方に廻りて一味同心の輩を相語ふ。運命の極る所天理に叶はざる故にやありけん、千葉介が家に入來り、かう〳〵と語りければ、成胤は當家忠直の道を守り、卽ち召捕て參せたり。相摸守轣て、山城判官行村に仰せて糺問し、金窪兵衞尉行親を相副へて聞かしめられたりければ、安念法師一々に白狀して、謀叛の同類をさし申す。一村小次郎、籠山次郎、宿屋次郎、上田原平三父子、園田七郎、狩野小太郎、澁河刑部六郎、磯野小三郎、栗澤太郎父子、木曾、瀧口、奧田臼井等、殊更和田義盛が子息四郎義直、五郎義重一族是に與す。張本百三十餘人、伴類二

義盛、上總國司の事所望を止め候、今は執心も無く候へば、擧げ奉る所の歎狀を返し給はるべき由を申す。既に御前に進覽せしめ、暫く御左右を待つべき旨仰を承はりながら、今この訴訟偏に上を輕め計ふ事甚だ御意に叶はずとぞ、御氣色ありけり。子息四郎義直、五郎義重等深く心に含みて、世を謀る志出來たり。

○賀茂長明詠歌

加茂の社氏菊大夫長明入道蓮胤は、雅經朝臣の擧し申すに付けて、關東に下向し、將軍家に對面を遂げ奉り、鎌倉に居住し、折々は御前に召されて歌の道を問ひ給ふ御徒然の友なりと、思召されければ、新恩に浴して、心を延べ、打慰む事多しとかや。正月十三日は故右大將家の御忌月なれば、法華堂に參詣す。往當の御事共思ひ續くるに、武威の輝く事一天に普く、軍德の勢四海を治て、累祖源家の洪運此所に開け、靡かぬ草木もあらざりしに、無常の殺鬼を防ぐべき謀なく、五十三歲の光陰忽に終盡て、靑草一箇の土饅頭、黑字數尺の卒都婆のみ、その名の記に殘り給ふ御事よと、懷舊の淚頻に催し、一首の和歌を御堂の柱に書付けたり。

どの口入には足らざるの旨御返事有てその事打止めらる。義盛歎狀を大官令に付けて、一生の望この一事にある由述懐申しければ、「如何にも御計あるべし。左右を待つべし」とぞ仰出されける。同十二月十五日近國の守護補任の御下文を進ず。その中に千葉介成胤は、先祖千葉大夫元永より後、當莊の檢非違使所たるの間、右大將家の御時、常胤下總一國の守護職に補せらるゝの由を申す。三浦兵衞尉義村は、祖父義明天治より以來相摸國の雜事相交るに依て、同じき御時檢斷の事同じく沙汰致すべきの旨、義澄是を承るの由を申す。小山左衞門尉朝政は、本より御下文を帶せず。先祖下野少掾豐澤當國の押領使として、檢斷のこと一向に執行致す。秀郷朝臣天慶三年に官符を賜るの後、十三代數百歳奉行するの間更に中絶の例なし。但し、右大將家の御時は建久年中に、亡父政光入道この職を朝政に讓與ふるに就いて、安堵の御下文を賜る計なり。敢て新恩の職にあらずと申す。その外國々皆右大將家の御下文を帶す。向後愈政道怠るべからずと、仰せ含めらる。惣じて大名諸侍其先祖の武功を衒ひ、私の述懐を以て上を怨み奉る事は不忠の者たるべし。足る事を知るを勇士の心とし、國家を守り奉るを忠勤の侍とす。只深く身を謹て家を治むと名付くと、賞祿に厭かざる輩を誡仰出されけり。和田

に、熊谷次郎直實入道、九月十四日未刻を以て臨終すべき由洛中に相觸れたり。其日に當つて、結縁の道俗、東山黒谷の草菴に集ひて、幾千萬とも數知らず。既に時刻に成て、蓮生入道袈裟を著し、禮盤に昇り、端坐合掌して高聲に念佛し、その聲と共に、臨終を遂げたり。豫て聊も病氣なし。頗る奇特の事なりと申しけり。蓮生入道が子息直家その跡を取納め、鎌倉に歸參り、言上せし趣東平太が申すに違はず、皆感信を催されけり。

○和田義盛上總國司職を望む

承元三年五月十二日、和田左衛門尉義盛内々望み申す事あり。往當故右大將家の御時に、拔群の忠功を勵し、平氏沒落して、四海靜謐に歸し、勳功の賞行はれて、諸侍の位次を定めらる。義盛は諸司別當に補せられしに、梶原景時羨みて、假初にこの職を借て永く返さず。景時沒落の後、義盛二度還補したりけるが、此比上總國司職を望み申しけるを、將軍家卽ち尼御臺政子の御方へ申合されたり。尼御臺仰せられけるやう、故右大將家の御時より、侍の受領は停止せられたり、今更成例を始めらるべからず、女性なん

○熊谷小次郎上洛 付 直實入道往生 並 相馬次郎端坐往生

熊谷小次郎直家は次郎直實が嫡子なり。然るに直實は、子細に依て發心して東山の麓黑谷に籠り、源空上人の弟子と成り、專修一心の念佛行者と成りにけり。初め平家追討の時、一の谷の先陣として、武勇の名隱なく、その子直家又忠戰の勳功あり、父が名跡相違なく下され、武藏國にありけるが、承元二年九月に、父直實入道使を下して、「來十四日には、黑谷にして臨終を取るべし。早く上洛せしめよ」と告げたりければ、小次郎直家是を見訪はんが爲に京都にぞ上りける。この事鎌倉の御所に披露あり。奇代の珍事是ならん。豫て死期を知る事は、權化にあらずは、疑あるに似たり。直實入道蓮生に於ては世の塵勞を遁れて一心に淨土を欣求し、念佛三昧を事とす。積念修行の薰習高ければ、定て奇特を現さんものか、相馬次郎師常は念佛信心堅固の者にて、去ぬる元久二年十一月十五日、六十七歳にして端坐合掌し、念佛唱へながら卒去したり。決定往生疑なしとて、結緣の緇素集りて拜みけり。是に合せて念佛の利益疑ふべき事ならずと、評定區々なりける所に、東平太重胤京都より下向して、御所に參りて洛中の事共を申す中

塵勞—煩惱

緇素—僧俗

るゝ所なり」と仰せ出されければ、助光暫く籠居致す。同十二月三日、相州大官令以下御所に伺候あり。嵐烈しく松の梢に渡り、自琴の調に通ふらん。雲吹閉ぢて雪降出で、木々の枝々時ならず花咲くかと怪まれければ、將軍實朝卿興ぜさせ給ひて、御酒宴を始めらる。その間に青鷺一羽進物所に入て、ふためきつゝ寢殿の上に留りたり。野鳥室に入るは不祥の兆なりと將軍家御心に掛り思召し、「誰かある、あの鳥射止めよ」と仰出ださる。折節然るべき射手御所中に候せず。相州申されけるは「吾妻四郎助光御氣色を蒙りて、是を愁へ申さんために、近邊に居て候。召出されて射させらるべきか」とあり。御使を下され、助光聽て參上し、蟇目を挾み階隱の蔭より狙寄てひようと發つ。鳥には中らざるやうに見えて鷺は庭上に落ちたり。助光進覽致しける。左の目より血の少出たる計にて死すべき疵にはあらざりけり。鷹の羽にて矯ぎたる矢なるが、鳥の目を曳きて融る。生ながら射留むる事御感殊に甚しく、御赦免を蒙り、剰へ御劍を賜る。武藝に達せし故に依て時の面目を施しける手柄の程こそ雄々しけれと、皆人感じ給ひけり。

才漢―才幹の意か

たるに用意致しけるとは新造の鎧の事歟。甚以て然るべからず。隨兵はその行粧を飾るべきにあらず。只警衛の爲なり。是によつて、右大將家の御時、譜代の武士奇麗を調ふる事を停止せらる。然れば往當故頼朝卿、御用の事有て筑後權守俊兼を召しけるに、此男、本より花美を好み、殊に行粧を刷ふて小袖十餘領を著し、褄の重色々を飾りて、御前に出たり。頼朝卿御覽じて、俊兼が帶する所の刀を召して、重ねたる小袖の褄を切せられて、後、仰せられけるやう汝は才漢有て家富みたり。何ぞ儉約を存ぜざるや。千葉常胤、土肥實平なんどは、所領は俊兼に雙ぶべからず。されども衣裳は麁品を用ひ、鎧以下更に美麗を好まず、其家富裕にして、數輩の郎從を扶持せしめ、たゞ勳功の忠義を存ず。今汝は財産の費を知ず、過分の奢を極むる條、大事に臨まば定て家子郎從を扶持するに叶はず、軍陣の時は獨身たるべしと誡め給へば、俊兼面を垂れて敬屈し、向後花美を停止すべき由御請を申しけると聞しめし傳へたり。されば當時武勇の輩、豫てより、鎧一領を持たぬ者やあるべき。何ぞ重代の兵具を差置きて、新造の鎧を用ひられれば、累祖重代の鎧等は相傳の詮なきに似たり。その上放生會は恒例の神事なり。度毎に新造せば儉約の義に背く者歟。向後諸人この儀を守るべし。助光は先出仕を止ら

集の序に見えたり詩の六義に擬したるもの

ね給ひける故なり。この比世も既に靜なるに似て、春の空長閑なり。三月朔日に永福寺の梅櫻を北の御壺に掘移して植られ、同じき三日には北の御壺に於て鬪鷄の會あり。相州時房を初て親廣、朝光、義盛、遠元、景盛、常秀、常盛、義村、宗政等をその衆として、思ひ〳〵に鷄を出して鬪らる。或は距に金を入れ、成は翼に芥を塗りけん唐の季郈、季子が古もかくこそありつらめとこの比の見物なり。

○吾妻四郎青鷺を射て勘氣を許さる

同八月十七日鶴岡八幡宮の放生會あり。將軍家御出あるべしとて、先御供の隨兵を定めらる。其中に吾妻四郎助光故なくして參らざりければ、工藤小次郎行光を以て仰せられけるやう、「助光はさせる大名にあらずといへども、累代の勇士たるを以て隨兵の員に召加へらる。頗家の面目なりと存ずべき所に、その期に臨みて、參らざる條子細を言上すべし」とあり。助光畏りて申しけるは「將軍家此御神事に御出ある事は晴の儀たるを以て、態と用意致せし所の鎧を鼠の爲に損ぜられ、是に度を失ひ、俄に申障り候なり。別心を以て、まかり出ざるにては候はず」と陳じけり。重ねて仰せありけるは、「晴の儀

明め、遂に隱遁して、黒谷睿空法師の許に行きて、念佛の門に入り、法然道理の人なりと申されしより、法然房と名を付き、又初の師源光、今の師睿空の一字を取合せて、法名を源空とぞ名のられける。四十三にして、淨土念佛の宗門を立てて、東山黒谷に居て、是を勸められしかば、その門弟三百餘人、其外貴賤の男女參集りて念佛す。九條前關白太政大臣藤原兼實公は月輪殿と申しけるが、源空上人の念佛に歸して、崇敬ありし所に、後鳥羽上皇の宮女二人戒を受けて尼となる。上皇逆鱗ましく〳〵て、その弟子授戒せし住蓮安樂をば六條河原にして首を刎ね、法然房は流罪せられ、その外上足の弟子諸國に配流せられたり。是より五年の後勅免あり。建暦二年正月二十五日八十歳にして吉水にて遷化あり。

○實朝卿和歌　定家卿批點　付　鬪鷄

六義―古今

承元元年七月に將軍實朝卿御夢想によりて和歌二十首を詠じて、住吉の寶殿に奉納あり、この次に、去ぬる建永元年より以來の詠歌三十首を藤原定家卿に送り、批點を請ひ給ふ。定家卿點を加へて返され、詠歌の口傳一卷を參せらる。日比和歌六義の風體を實朝卿尋

し。故右大將家の御時より、當家に忠義を存ぜし輩或は人の讒言により、或は自恨を含みて、身を滅し家を滅する者所々に數を知らず。是に依て軍兵日毎に馳違ひ鎧の汗を乾す隙なし。あはれ弓を嚢にし、太刀を箱にして、太平を歌ふ世もあれかし、今日はかく時めくといへども、明日如何ならん事の出來て誰が身の上に禍あるべきも知らぬ憂世の有樣哉と、互に心をおきつ波の打解くる事もなく、漸々月日もくれはどり、怪みながら送り來て、新玉の春を迎へんと家々取賄ひ、除夜を祝ふも理なり。

○建永及び承元の改元

○黑谷源空上人流罪 付 上人傳記

元久三年四月に改元あり、建永元年と號せらる。次の年十月に又改元あり、承元と號す。かく改元のありけるも、世の中内外に付けて靜ならざる故なるべし。承元元年二月に黑谷上人法然房源空を讃岐國に流罪せらる。彼の上人は本は美作國久米南條稻岡と云ふ所の人なり。父は漆間左衞門尉時國と名付く。讐敵の爲に夜討せられ、時國害せられしかば、母に隨ひて、當國菩提寺の觀覺得業生の弟子となり、後に叡山に登りて、阿闍梨皇圓の門弟として、剃髮受戒し、學文を極め、又源光阿闍梨に師とし仕て、宗の淵底を

○實朝和歌を好む

同じき四月に奏覽す。未だ竟宴を行はれず。披露の義は是なしといへども、將軍實朝卿この道を好み給ふ。その上故右大將の御歌も撰び入れられんと聞給ふに付けて、頻に御覽ぜらるべき志おはしけるを、朝親卽ち定家卿に屬して、和歌の道稽古淺からず、旣に此集の作者に入れられ、讀人しらずとは書かれたりけれども、歌の本意は有りけりと思喜ぶ所なり。實朝卿如何にもして、書進ずべきの旨望み給ふに依て、朝親竊に寫して、鎌倉に下向し、將軍家に奉りければ、大に御感の餘朝親に樣々の御引出物を賜り、歌の道御物語まし〳〵、御詠なんども出されて見せ給ひけり。

○賴家卿の子息善哉鶴ヶ岡御入室

同十二月二日、故賴家卿の御息善哉公幽なる御有樣にておはしけるを、尼御臺政子の御計として將軍實朝卿の御猶子となし參せ、鶴ヶ岡の別當宰相阿闍梨尊曉の弟子と定め、侍五人を相副へて、彼本坊に御入室ありけり。後は知らず。めでたかりける御事なり。出家し給ひて、禪師公曉と申せしは、此御事にておはします。今年いかなる年なれば、京鎌倉靜ならず人の心も空に成りて、手を握り、足をつまだて、易きに居る者更にな

權輿―始

鎌倉 北條九代記 卷第四

○朝親新古今集を進す 付 八代集撰者

同九月二日藤兵衛尉朝親京都より下著して、新古今和歌集を以て、將軍實朝卿に奉る。其より以前延喜帝の御時に紀貫之等に勅して古今集を撰ぜられ、村上天皇の御宇に大中臣能宣、源順、清原元輔、紀時文、坂上望城、五人に命じて、後撰集を撰じ、一條院の御時に藤原公任大納言拾遺和歌集を撰ぜらる。是を三代集と名付けて歌道の權輿とし給ひけり。その後に白河院御在位の時、藤原通俊後拾遺集を撰じ、崇德院の御宇に、源俊頼朝臣金葉集を撰じ、近衞院の御時に、藤原顯輔詞花集を撰じ、後白河院の御宇に至て、藤原俊成に勅して千載集を撰ず。今又後鳥羽上皇既に源通具、藤原有家、藤原定家、藤原家隆、藤原稚經に命じて、新古今集を撰ぜしめ給ふ。古今集より新古今まで、是を合せて八代集とぞ名付けたる。歌の道は我國の風俗として神代の古より傳り、世世の帝絶せぬ言の葉を撰ぜられける。その中に新古今集は去ぬる三月十六日に撰集し、

磷き—磨れて薄くなり

仙洞に候じて、圍碁の會に交りて退出せず。小舍人の童走來りて座を招立ちて、かうかうと告たりけるに、朝雅更に驚周章てず、色にも出さず、元の座に歸居て、碁の果たりける目算せしめ、石を蒔收めて後に「關東より朝雅誅罰の使を上せられ、軍兵私宅へ押寄せ候と申來りて候早く身の暇を給はるべし」と仙洞へ奏聞し、馬に打乘り、六角の家に歸りければ、郎從共早出向うて防戰ふ。朝雅面も振らず、寄手の中を蒐通り、内に入て鎧を著し、打て出でつゝ、四方八面に追散し、郎從皆打れしかば、只一騎落ちて行く。軍兵等追かくれども、物ともせず、松坂の邊まで落ちけるを、金持六郎廣親、佐々木三郎兵衞尉盛綱等跡に付きて隨行けども追詰むる人もなかりし所に、山内刑部大輔經俊が六男六郎通基其時は未だ持壽丸と名付けしが、聞ゆる強弓にて、近く馳寄て射たりければ、朝雅が頸の骨を箆深に射込しかば、一矢なれども、痛手にて、馬より眞倒まに落ちけるを、押へて首をぞ取にける。さしも武勇の譽を施し、當時權勢の威を逞しくして、諸人恐れて影をだにも蹈まざりけるに、盛者必衰の理誠に賴なき世の有様、勢磷ぎ運傾き、一朝に滅びて死骸を路徑の草むらに曝し、命を黃泉の底に落しけるこそ悲しけれ。

○義時執權

○時政退隱

繼せ、權威を耀して見ばやとぞ思立たれける。實朝はこの比遠州時政の亭におはします。內々當將軍家を謀り申さるゝ由、聞えければ、尼御臺政子大に驚き、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、三浦兵衛尉義村、同じき九郎胤義、天野六郎政景等を遣して、將軍實朝を相摸守の亭に迎取り奉らる。かゝりければ、時政潛に集められし勇士等悉く相州の方に參りて、御所を守護致しけり。遠州時政思ふ旨有りけるにや、俄に髮を剃りて執權の事を留めて引籠らる。行年六十八歲。いまだ老耄すべき時分にもあらず。只心の僻みたる所より我身を自苦しめらる。同時に出家せし人々數多し。是等も定て陰謀密談の輩なるべしと彼の方の人は疑思はれけり。牧御方も心ならず、鎌倉には居住するに足もたまらず、伊豆の北條に下向あり。前大膳大夫入道藤九郎左衛門尉等卽ち相摸守殿の御亭に參じて評議あり。「朝雅斯て候はゞ、如何樣にも叛逆を起し、京、鎌倉靜なるべからず、早く誅戮せば、太平の本なるべし」と一決して、使者を京都に遣し、右衛門權佐朝雅を誅すべき由在京の御家人等に仰付けられたり。同閏七月二十六日に京都の武士、五條判官有範、後藤左衛門尉基淸、源三左衛門尉親長、佐々木左衛門尉廣綱、同じき彌太郎高重以下七百餘騎にて、朝雅が六角東洞院の家に押寄せたり。武藏守右衛門權佐朝雅は折節

は、「重忠が舍弟親族は皆他所にありて、戰場に隨ふ者は僅に百餘人なり、謀叛の事は虛誕の讒訴なりと覺ゆ。不便の事かな」とて、落淚せらる。時政何とも仰の旨なし。その日の酉刻計に、三浦平六兵衞尉、鎌倉經師谷にして榛谷四郞重朝、同嫡子太郞重季、次郞秀重等を誅戮す。この軍の起は稻毛三郞重成入道が謀曲にあり。遠州時政潛に畠山叛逆誅伐の事を稻毛に示合さる。親族の好を變じて、重忠を謀りし故なりとて、大河戶三郞、宇佐美與一に仰せて、稻毛入道、同子息小澤次郞重政を誅せらる。牧御方非道の企世に隱なく沙汰し合へり。

○稻毛重成殺さる

○北條時政出家　付　前司朝雅伏誅

牧御方いとゞ奸謀重疊して恣に行ひ、時政に向ひて種々の非道を密談せらるゝ所に、時政も心操僻出でて、義時、時房、泰時等の政務一向我思ふ旨に叶はずと常々は呟きて、何事も牧御方の申さるゝ義を只善しとのみぞ思はれける。將軍實朝未だ御幼稚にして何の御智慮もおはしまさず。尼御臺政子內外に付きて政道を計はれ、皆この命を守らる。然るに牧御方又あらぬ工を仕出し、如何にもして、我が婿武藏守朝雅に關東將軍の職を

○牧氏婿朝雅を立てむとす

〇重忠切らる

中々一人も落べしと申す者なし。斯て寄手の軍兵共先陣を志す其中に、安達藤九郎右衛門尉景盛、其郎從野田與一、加治次郎、飽間太郎、鶉見平次、玉村太郎與藤次主從七騎眞前に進み、弓矢取直し鏑矢を打番うて、重忠を目掛けてかゝりけり。重忠是を見て、「安達は弓馬の親き友なり。一陣に驅出でたるは神妙なり。如何に小次郎重秀馳向うて戰へ」と下知しければ、重秀太刀を拔き、安達と相戰ふ事數刻に及ぶ。その間に重忠に渡逢ひて、加治次郎宗季以下二十三騎打たれたり。本田、榛澤以下の兵、數萬騎の中に驅入て、四角八方に討て廻る。さしもの大軍村々に成て引色なり。申刻に及びて、重忠既に氣疲れたり。小次郎も手負ひたり。その外の郎從も痛手薄手負ぬはなし。寄手は大軍いやが上に新手入替りて攻めけるが、愛甲三郎季隆が放つ矢に重忠脇壺を射させて、一矢なれども、究竟の矢壺なれば、重忠堪へず、馬より下立ちて、太刀を杖に突き、痿たる所を季隆引組みて首を取る。大將討たれければ、子息小次郎を初て皆一所にて討死す。重忠今年四十二歲、多年の勳功忠義の志、讒佞の掌握に落ちて家門滅びける事は、如何なる運命の果なるらんと、心ある人々は怪み思ひ侍りけり。翌日軍兵等鎌倉に歸參して、畠山重忠以下の首級を遠州時政に檢せしめて、軍の事を語り申す。相州義時申されける

並方、兒玉、横山、金子、村山の輩我も〳〵と馳付けたり。關戸の大將には式部丞時房、和田左衞門尉義盛なり。前後の軍兵三萬餘騎山に連り、野に滿ちて、旗を靡し、甲の星を並べて、今や遲しと待ちかけたり。さる程に畠山次郎重忠二俣河に付いて、遙にこの由を聞きて鶴峯の麓に陣取り、家子本田次郎近常、榛澤六郎成淸に申されけるは「我既に小衾郡を出でて爰にきたり、大軍に行逢ひたり、然るに舍弟長野三郎重淸は信濃にあり、同舍弟六郎重宗は奧州にあり。いま相隨ふ者とては一男小次郎重秀、家子に汝二人、郎從都合百三十四人のみなり。嫡子重保は早討たれたりと聞くからに、我何をか期し、何處にか遁るべき。只討死と思ふより外は他念なし。若落行かんと思ふ人々は是より歸り給へ」と申されしかば、本田、榛澤申しけるは、「敵軍數萬騎に此小勢對戰し難し。先御館に引返し、討手を待受けて軍し給へかし」と云ひければ、重忠仰せけるは、「家を忘れ親きを忘るゝは勇士の道なり。嫡子重保討たれし上は、本地に歸りても何かせん。去ぬる正治の比、梶原景時が一宮の館を出でて途中にて討れしは、一時の命を惜むに似たりと後に嘲を殘せしぞや。引返さば、陰謀の企あるに似たり。只爰にて腹切べし」とありければ、百三十四人の輩、同じく御供申して年來の御恩を報ずべしとて、

るは、重忠謀叛の事隱なし。君のため、世のため、この趣を遠州時政へしらせ奉る所に、貴殿の諫は偏に重忠が奸曲に方人して、繼母なれば、我を讒者になすべしとの御巧なるべし」と申されければ、相州義時「この上は如何樣にも御心に任せ給ふべし」とぞ返答せられける。同六月二十二日の微明に鎌倉中騷動し、軍兵等由比濱の邊に馳違ひ、佐久間太郎等大勢にて、畠山六郎重保が家を取圍む。重保出でて防戰ふといへども、俄の事にてはあり、折節無勢なり、「主從十五人同じ枕に討死したり。父重忠は別心なき由申開かんとて、鎌倉に來ると聞えしかば、相摸守義時を大將として數萬騎を率して、武州二俣河に出向はる。先陣は葛西兵衞尉淸重、後陣は堺平次兵衞尉常秀なり。相隨ふ人々には大須賀四郎胤信、國分五郎胤通、相馬五郎義胤、東平太重胤、足利三郎義氏、小山左衞門尉朝政、三浦兵衞尉義村、同九郎胤義、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、宇都宮彌三郎賴綱、筑後左衞門尉知重、安達藤九郎右衞門尉景盛、中條藤右衞門尉家長、刈田平右衞門尉義季、狩野介入道、宇佐美右衞門尉祐茂、波多野小次郎忠綱、松田次郎有綱、土屋彌三郎宗光、河越次郎重時、同三郎重員、江戶太郎忠重、澁河武者所、小野寺太郎秀通、下河邊莊司行平、園田七郎その外大井、品河、春日部、潮田、鹿島、小栗、

○朝雅、牧氏によりて重忠を讒す

諍論を仕出し、重保樣々惡口を吐散す。一座の人々兎角宥めて無事なりけるを、朝雅猶も遺恨を挾み、牧御方に付いて、畠山次郎重忠を讒しけり。重忠は時政前腹の娘に嫁して婿なり。朝雅は時政當腹の娘を迎へて、牧御方殊更に愛せらるゝ婿たり。繼母なりければ、婿ながらも重忠には疎く、朝雅には親しきに任せて、時々畠山父子逆心ある由時政に讒しけり。稻毛三郎重成は重忠が從弟なり。是も時政前腹の婿ながら、重忠と不和なりければ、同じく牧御方と心を合せて、畠山父子を滅さんと相計る。北條義時、同舍弟時房卽ち父時政を諫め申されける樣、「畠山次郎重忠は、去ぬる治承四年の役より以來忠義を專とせしかば、故右大將家其志を鑒み給ひ、將軍御家督の御代を守護し奉るべき旨、慇懃の御遺言を爲し給へり。賴家卿の御方に候じながら、判官能員叛逆の時北條家の味方と成り、忠戰の功を顯しけるり、時政公に於て婿なれば、父子の禮を重くする所なり。然るを今何の憤を以てか、重忠叛逆を起すべき。若彼の度々の忠功を捨てて楚忽に誅伐を行はれば、定て後悔に及ぶべき歟。事の實否を糺されて後、その御沙汰あらば然るべく候」と申されけるに、時政一言にも及ばず座を立たれければ、義時、時房も退出せらる。牧御方この由を聞給ひ、備前守時親を使として、相州義時に仰せけ

挽歌—葬送の時の歌

諸將に打連れて上りけるが、愈病氣重くなりければ、仙洞を初め奉り、諸將、諸侍手を握り、足を空になし、醫針の祕術、藥石の神方樣々手を盡しけれども、極れる天年にや更に少の驗もなく、遂に死去せられけり。今年未だ十六歲十一月五日忽に無常の風に誘はれ、瓦隴の霜と消えにけり。一族郎從等力を落し泣々挽歌を歌ひ、翌日の早朝に東山鳥部野に葬り、枯殘りたる草を刈拂ひ、一聚の塚にぞ埋みける。飛脚を以て關東に告げたりければ、將軍實朝卿には御寵愛の近侍なり、牧御方の腹として、時政夫婦の愛めきける人ぞかし。今かく聞き給ひ、俄に燈火を打消したるやうに、肝心を失ひ、牧御方は絕入々々歎き悲み給へども、其甲斐もあらざれば、僧を請じて經讀みつゝ、菩提を弔ひ給ひける。哀なりし事共なり。

○武藏前司朝雅畠山重保と喧嘩 並 畠山父子滅亡

京都の守護武藏前司源朝雅が第は六角東洞院にあり。今度實朝卿の御臺所御迎の爲に、上洛せられし人々彼の第に參會して酒宴ありけるに、畠山六郎重保と亭主朝雅と計なき

刺殺し奉る。御年未だ二十三歳、一朝の露と消えて益なく名のみを殘し給ひ、永く白日の下を辭して、一堆の塚の主となり給ひけり。哀なりける御事なり。賴家卿近習の輩謀叛の企露顯せしかば、北條相摸守義時軍士を遣して誅せらる。實朝の御臺所は京都に癸聞を經給ふ。坊門大納言藤原信淸卿の御娘を定め下さる。御迎の人數は容儀花麗の壯士を選遣さる。左馬權介、結城七郎、千葉平次兵衛尉、畠山六郎、筑後六郎、和田三郎、土肥先次二郎、葛西十郎、佐原太郎、多々良四郎、長井太郎、宇佐美三郎、佐々木小三郎、南條平次、安西四郎是等を先として、美男優長の輩を選揃へて上洛せしめらる。同十二月十日御臺所鎌倉に下著あり。卽ち御所に御輿入れましましければ、上下悅の眉を開き、貴賤安堵の思をなし、賑々しき世となり、關東靜謐の基なりと大名諸侍の家々までも萬歲をぞ唱へける。

○北條政範死去

遠江守從五位下行左馬權助政範は、今度將軍家北御方御迎ひの人數に選ばれ、京都に上洛しける所に、路次より病惱に侵され、身心安からずといへども、立歸るべき事も流石なり。

丞經俊子細を尋んと擬する所に、合戰を企つる。經俊無勢にて叶難く、館を開けて逃亡す。凶徒二ヶ國を掠め、鈴鹿の關を切塞ぎ、勢州に六ヶ所の城郭を構へ、これより隣國に打出んとす。京都の守護武藏守源朝雅軍兵を催し美濃國より廻りて、進士三郎基度が朝明郡富田の館に押寄て一時の間に攻ほし、三郎基度、同舍弟松本三郎盛光、同四郎同じき九郎、其外雜兵二百餘人を討取て安濃郡に打越え、岡八郎貞重父子郎從八十餘人を討取り、其より多氣郡に討入りて、莊田三郎佐房、同嫡子師持以下が首を切掛け、河田刑部太夫を生捕りたり。朝雅が猛威此所に於て盛なり。一揆の張本若菜五郎が城郭、勢州日永、若松、南村、高角、關、小野に籠置きたる軍兵等朝雅が武勇におそれて皆落失せたりければ、兩國幾程なく平ぎけり。朝雅に勸賞行はれ、伊勢國の守護職に補せられ、首藤經俊は本職を改補せらる。武藏守朝雅は北條時政の婿なり。其妻は牧御方が腹の娘なりければ、殊更に權威を振ふ事誰か是に勝るべき。

○賴家卿薨去 付 實朝の御臺鎌倉に下向

○賴家浴室に刺さる

同七月十八日實朝時政、計ひ申して、修禪寺に人を遣し、賴家卿を浴室の内にして潛に

○實朝將軍となる

長者とし、從五位下の位記竝に征夷大將軍の宣旨を鎌倉に下されけり。十月八日千幡公年十二歲にして御元服あり。武藏守義信加冠たり。理髮は外祖時政なり。政所の吉書始め御鎧の著始、馬乘弓初、皆その儀式を行ひ給ふ。鶴ヶ岡二所、三嶋以下の神社に各神馬を參らせて、世上無爲の御祈あり。鶴ヶ岡の塔婆の事建立の始に火災ありて、當宮以下鎌倉中の民屋數町燒失す。既に再興の御爲に地曳せらるゝ所に、賴家卿沒落し給ふ。旁々以て不吉なれば、此經營然るべからずとて、尼御臺政子の計として塔婆の再興を停止せらる。神慮如何と覺束なし。

○元久元年

○實朝讀書始　付　勢州の一揆對治

建仁四年改元ありて元久元年とぞ號しける。將軍實朝從五位下右近衞少將に任ぜらる。正月十二日讀書始め先孝經を讀ましめ給ふ。相摸守中原仲業侍讀たり。この人はさせる文才の譽なしといへども諸史百家の書を集め、粗九流の義に通ぜし故なり。その日砂金五十兩金劍一腰を賜ひけり。同四月平氏の餘黨雅樂助平維基が子孫等伊賀國に起り、中宮長司度光が子息等伊勢國に起り、一族郞從諸方より集る。兩國の守護山内首藤刑部

將軍家に賴まれ奉る。其事漏れて誅せられたるなるべしと子細にも及はず、推量に任せて、家子、郎從起り立て、五郎六郎二人の弟を大將として、江馬殿に押寄たり。御家人等おり合ひて防ぎ戰ふに、波多野次郎忠綱は仁田五郎に組で首を取る。六郎は臺盤所に驅込み火を懸けて自害す。仁田四郎忠常は、思も寄らず名越の亭より歸りしが、道にて是を聞きつゝ御所を指して馳行きしを、加藤次景廉に行合ひて討たれたり。運命とは云ひながら楚忽の所行こそ淺ましけれ。

○賴家卿出家流罪 付 千幡公家督 竝 元服

將軍賴家卿の惡行重疊し給ひしかば、心ならず御餝下し給ふ。御病惱の上には國家政理の御事も始終尤も危くおはしますとて、尼御臺所政子の御計として、伊豆國修禪寺に御下向なし奉らる。正治元年より以來、御治世僅に五年なり。北條時政、同子息義時等千幡公を取立て主君とす。故右大將賴朝卿より以來の御家人等皆本領を安堵したり。時政が妻牧御方は、尼御臺所政子の爲には繼母なり、かゝる折節に千幡公をも害し參らせんと思ふ志有りけれども、義時等が介抱に依て其事叶はず。同九月十五日千幡公を關東の

てられぬ有様なり。年比さしも作磨かれたる御所なるを、忽に修羅の巷となり、一時の内に亡んとは誰か豫ては思ふべき。若君の御死骸は求むるに得ざりければ、御乳母申しけるやう、御最後には染入の御小袖を著せしめ給へり、菊の枝を御紋とする由語りければ、未だ燻りける灰の中を尋ぬるに、少き死骸の燃株の如くなるが右の脇の下に小袖僅に一寸餘焦残る菊の紋見えたり。是を標に御骨を拾ひ壷に入れて、源性自肩に掛けて泣々高野山に起きつゝ奥院にぞ納めける。同月四日小笠原彌太郎、中野五郎、細野兵衛尉等を召戒らる。將軍家の近習として、能員に骨肉の昵あり。のちの災を思はるゝ所なり。さる程に將軍家の御惱少しく怠らせ給ひ、若君能員滅亡の事を聞召れ、「我憖に死もやらでかゝる愁を聞く事よ、此欝胸何時か開けん」とて和田左衛門尉義盛、仁田四郎忠常に密談あり、北條時政を討べき企をぞ致し給ひける。堀藤次親家を以て御書を和田に下されしを、義盛思慮を廻して時政に見せたり。時政聽て親家を捕へて、工藤小次郎行光に仰せて誅せらる。斯て北條時政は仁田四郎忠常を名越の亭に召して、能員追伐の賞を行はんとせらる。忠常參りて、日暮に至れども退出せず。舍人男怪みて忠常が乘りたる馬を引きて家に歸り、舍弟仁田五郎、六郎等にかくと云ふに、是は一定北條時政追討の事

○一幡死す

追散す。加藤次景廉、景長が郎從等數百人或は討たれ、或は疵を蒙りしかば、攻厭みたる所に、畠山重忠新手を入替へて攻付けたり。笠原十郎親景討たれ、中山、糟屋も手を負ひたりければ、比企五郎、河原田次郎、小御所に火を懸けて自害す。比企四郎一幡公を抱き奉りて、猛火の中に飛入りたり。女房達その外の輩裏門より落ちて行く。能員が嫡男餘一兵衛尉は女房の姿に出立ち、小袖打被ぎて、戰場をば遁出でしかども、景廉に見付けられて、首をぞ刎ねられける。未刻より申刻まで一時の間に敵味方討るゝ者八百餘人、手負ひたるは數知らず。軍既に果てければ、夜に入て、能員が舅澁河刑部丞を誅せらる、その外餘黨等を尋探し、死罪流刑に行はれ、鎌倉やう〳〵靜りけり。

○太輔房源性一幡公の骨を拾ふ　付　賴家卿近習衆禁獄　竝　將軍家叛逆仁田忠常誅せらる

太輔房源性は將軍家に昵近し奉り、御恩山の如く蒙りけり。思も寄らざる軍起り、一幡公失せ給へば、せめての事に御遺骨を尋ね求め、高野山に納め奉らんと思ひて小御所の燒跡に行きて見るに、討死したる人々の死骸共灰に塗れ、土に和して累々たる事目も當

○能員殺さる

き水干に葛袴を著し、黑き馬に打乘り、郎等二人、雜色五人を相倶して、惣門に入りて馬を下り、廊を昇り、妻戸を通り、北面に行至る。蓮景、忠常出向うて、能員が左右の手を捕へ、引据て、首を搔きたり。郎等雜色等驚きて走歸り、事の由を告げしかば、子息、親類家子郎從等、されぱこそとて一幡公の小御所に引籠り、謀叛の色を立てたりしに、尼御臺所の仰に依て、軍兵を差遣さる。江馬四郎、同太郎殿を大將として、武藏守朝房、小山左衞門尉朝政、同五郎宗政、同七郎朝光、畠山次郎重忠、榛谷四郎重朝、三浦平六兵衞尉義村、和田左衞門尉義盛、同兵衞尉常盛、同小四郎景長、土肥先二郎惟光、後藤左衞門尉信康、尾藤次知景、工藤小次郎行光、金窪太郎行親、加藤次景廉、同太郎景朝以下その勢雲霞の如く、小御所の前に押寄せたり。比企三郎、同四郎、同五郎、河原田次郎は能員が猶子なり。笠原十郎左衞門尉親景、中山五郎爲重、糟屋藤太兵衞尉有季、此三人は能員が婿なり。是等を初めとして、一族、家子、郎從等我も〳〵と馳まゐりて、矢種を惜まず散々に射ければ、二面に進む寄手の兵矢庭に射伏せらるゝ者三十餘人、其外手負ふ者百餘人、ばら〳〵と引退く。然れども敵味方互に相知る輩なれば、後日の恥を思ふ故に、生きて名を流さんより死して譽を殘せやとて、又どつと攻懸れば、内より出でて

亭にして、藥師如來の尊像を日來造立の願望を遂げ、落慶供養あるべし。藥上房律師この導師なり。尼御臺所御結緣の爲に參り給ふとて、工藤五郎を使として、能員が本に申遣されけるやう、「宿願に依て藥師の佛像供養あり。御來臨し給ひて、聽聞あるべき歟。且は又その次に雜事の密談を遂げらるべし。早く豫參有るべし」と申されたり。能員何心もなく、畏り候由返事せらる。子息親類郎從等同じく能員を諫めて云ふやう、「日來祕計の企あり。その事風聞あるに依て、この使を立てらるゝ歟。此所に殘心なかるべきに候はず。左右なく參向せらるべからず。たとひ參らるゝとも、家子、郎從を相隨へ、甲冑弓箭を著帶せしめて、御身の邊を離たれざらん事こそ然るべく候へ」と申しければ、能員云ひけるは「甲冑、弓箭の用意は却つて人の疑を招くに似たり。當時能員かゝる行粧を致すとならば、鎌倉中の諸人周章騷くべし。且は佛事結緣の爲且は御讓補等の事に付きて仰合さるゝ事なるべし。何となく參らんには、然るべき計なるべきなり」とて、出立たれけり。北條時政は甲冑を著し、中野五郎、市河別當五郎は弓に名を得たる者なりければ、征矢を手挾みて、兩方の小門に立ちたり。天野入道蓮景、仁田忠常は腹卷を著して、西南の脇戸の內に隱れて、今や〳〵と待ゐたり。能員運命の悲しさは平禮の白

○比企能員天下兩分に反對

公を勸むべし」とて、その外程々に隨ひて金銀、財寶、太刀、刀以下御讓物をぞ定められける。然る所に、御家督の外祖比企判官能員は、賴家卿の妾若狹局の父なり、この腹に一幡公御誕生ありければ、外戚の權威甚時を得たる折節なり。能員竊に關西を御舍弟に讓り給ふ事を憤る。千幡公は北條遠江守時政の孫なり。母は政子、卽ち右大將家の妻室、今は兄御臺所とて權勢天下に蔓り、威名四海に輝けり。されば賴家卿天下を兩分して權柄二つ爭はば始終宜かるべからず。遂には北條の爲に家督を奪れんこと疑無し、今賴家卿御存命の中に遠州北條家の一族を亡し、一幡公の世になし、外祖の權威を恣にせばやと思ふ心つきて、賴家卿御枕もとにまゐり、北條家追伐すべき企をぞ致しける。尼御臺所、障子を隔てて此密談を聞き給ひ、書を遣して父時政に告げ給ふ。時政大に驚き、暫思案を廻し、大膳大夫廣元朝臣に「かう〳〵の事あり。如何思ひ給ふ」と語られしに「宜く賢慮に任せらるべし」と申す。時政卽ち天野民部入道蓮景、仁田四郎忠常を招きて「能員叛逆を企つる由。今日早く誅伐すべし。旁を以て追手の大將となすべきなり」と有しかば、蓮景入道申しけるは「軍兵を發すまでは候まじ。御前に召れて誅せられんに、彼の老人何程の事か候べき」となり。時政竊に謀りて、今日遠州時政の

世界なるべし。重ねて渡し舟を造らせ、人數多く遣はして見屆くべし」とぞ仰せられける。古老の人々は、是を聞きて「この穴は淺間大菩薩の住所なりと申し傳へ、昔より遂に其内を見る事能はずと聞き傳ふ。只今斯樣に事を破り給ふには、將軍家の御身に取りて御愼無きにあらず。恐し〳〵」とぞ私語ける。

○政子、賴家をして天下を千幡一幡に分讓せしむ

○將軍賴家卿御病惱 付 比企判官討たる 竝 比企四郎一幡公を抱きて火中に入りて死す

此間鶴ヶ岡の御寶殿にして鳩の死する事三度、その外怪異樣々有りければ、是只事にあらずと諸人驚き思ふ所に、七月二十日將軍賴家卿俄に御病惱を受け給ひ、身心惱亂し給ふ。内外の人々驚き騒ぎて、神社佛閣に於いて樣々御祈禱ありけれども、その效おはしまさず。和丹兩流の醫師伺候して、藥治の術を盡すといへども、更に驗氣の色も見えず。御兆には靈神の御祟なりと申す。八月二十七日愈々危急に迫り給ふ問、御遺言御讓補分の沙汰あり。「關より西三十三ヶ國の地頭職をば御舍弟千幡公に讓り奉り、關より東三十三ヶ國の地頭竝に惣守護職をば御嫡子一幡公に讓り奉るべし。諸國の御家人等克く奉

事問ふべき云々—「名にし負はゞいざ言問はむ都鳥わが思ふ人はありやなしやと」（伊勢物語）

紅蓮大紅蓮—八寒地獄

腥き匂鼻を衝きて嘔噦せしむる時もあり、或は芳しき薫來りて、心を涼に成す事もあり。奥は漸々廣くして、上の方には何やらん色透通りて青き氷柱の如くなる物ひしと見えたり。郎從の中に物に心得たるが申しけるは、是は鐘乳とて石藥なり。仙人是を取て不老長生の藥を煉ると傳聞しと語り候。又步行く足の下俄に雷のはためく音して、千人計一同に鬨を作ると聞しは、是は定て修羅窟の音なるべし。凄じき事に存じて候。猶行先愈々暗く松明をともし續け、些し廣き所に出たり。四方は黑暗幽々として、遠近には時々人の聲聞ゆ。心細き事宛然迷土の旅路に向ひたどり行く心地ぞする。かゝる所に一の大河に行懸る。事問ふべき都鳥も見えず、漲り落る水音は其深さ淵瀨も定ならず。逆捲く水に足を浸し入れたりければ、水の早き事矢の如く、冷なる事極寒の水に勝れり。紅蓮、大紅蓮の地獄の氷は是なるべし。川向ひ其遠さ七八十間もあるべし。其中に松明の如くなる物向ひに見えて、光宛然火の色にもあらず。光りの内を見れば、奇異の御姿邊を拂て立ち給ふ。郎從四人は、その儘倒れて死す。忠常かの御靈を禮拜するに、御聲幽に敎へさせ給ふ御事有て、則ち下し給はりし御劍を其川に投入れけるに、御姿は隱れ給ひ、忠常は命助りて歸り出で候なり」と申す。賴家卿聞召し「猶その奥は、定めて天地の外の

重なりて苦生ひたり。胤長を見て口を開き、呑まんとする勢あり。胤長即ち太刀を拔きて、大蛇の口を竪樣に切割くに、地を響して倒死す。是より奥は蛇に塞りて通り得ず、罷出でて歸りし」と申す。「猶奥を見極めざらんは、洞に入りたる甲斐なし」と將軍御不興し給へば、和田平太も心の外に思ひながら御前をぞ立ちにける。同じき三日將軍家駿河國富士の狩倉に赴き給ふ。山の麓に又大なる穴あり。世の人是を富士の人穴とぞ名付けける。この穴の奥を見極めさせられんが爲にとて、仁田四郎忠常を召して、重寶の御劍を賜り、「汝この穴の中に入りて奥を極めて來るべし」との上意なり。忠常畏りて、御劍を賜り、御前を罷立ちて、主從六人穴の内にぞ入りにける。次の日四日の巳刻に四郎忠常人穴より出でて歸り來る。往還既に一日一夜を經たり。將軍家御前に召して聞召す。忠常申しけるやう、「この洞甚狹くして、踵を廻す事叶難し。僅に一人通るべくして心の如くに進行かれず。又其暗き事云ふ計なし。主從手毎に松明をともし、互に聲を合せて行く程に、路の間は水流れて、足を浸す。蝙蝠幾等と云ふ限なく、火の光に驚きて飛翔り、その行先に滿塞れり。色黑き物は世の常にあり。白き蝙蝠も亦少らず。水の流に隨ひて小き蛇の足に當り纏付く事隙なし、刀を拔きて切流し／＼進行くに、或は

と唇を返して私語けり。かゝりけれども、近習の輩を初て諷諫を奉る人更になし。建仁三年正月二日將軍家の若君一幡公鶴ヶ岡に御社參あり。同二月四日將軍家の御舍弟千幡公鶴ヶ岡に參り給ふ。江馬四郎殿御車副として、神馬二疋を奉り給ひけり。同十一日八幡宮の塔婆再興の爲地曳を始めらる。去ぬる建久三年に炎上ありける後、遂にその沙汰もなかりしに、今日彼の舊基を興さしめ、將軍家監臨し給ふ。大夫屬入道善信是を奉行す。

○伊東崎大洞竝仁田四郎富士人穴に入る

同六月一日、將軍賴家卿伊豆の奧の狩倉に赴き給ふ。伊東崎と云ふ所の山中に大なる洞あり。賴家卿此内を不審く思召し、和田平太胤長に仰せて、洞の内を見しめらる。胤長松明をともして、洞の内に入りたりしが、巳刻計より、酉刻に及びて、洞より歸り出でつゝ申すやう、「この洞の内數十里を打過る。暗き事云ふ計なし。松明を振立てて奧深く行き至れば、所々に小川流れ、兩方の岩角疊竝び濕滴りて滑なり。猶深く進行く。奧に一つの大蛇ありて、蟠り臥したり、其長十丈計もやあるべき、兩眼輝きて凄じく、鱗

理不盡—不道理

るに、榮西の門弟祖達房を師として尼に成たりと語るを聞きて、彼庵室に行向ふ。祖達房を捕へて散々に打擲す。近隣出合ひて取りさへける。尼御臺所より朝光を遣して保忠を宥められ、翌日保忠御氣色を蒙る。昨日理不盡の所行を誡めらるゝ所なり。

○判官知康落馬　付　鶴ヶ岡塔婆造立地曳

頼家卿は官加階滯なく、次第昇進し給ふ。八月二日京都の使節參著す。去ぬる月二十二日左近衞中將より轉任あり、從二位に叙せられ、征夷大將軍に補せられ給ふ由を申す。卽ち鶴ヶ岡に於いて宮前に拜賀の式をぞ行はれける。愈日每の御鞠は天下の政道に替へ給ひて、世の誹人の嘲を知召さず。同じき十一月二十一日將軍家若者善哉公年三歳始て鶴ヶ岡に神拜あり。神馬二疋を奉らる。同十二月十九日將軍家御鷹場を御覽ぜんとて山内莊に出で給ふ。夜に入て還御ありける所に、判官知康御供に候す。龜谷の邊にて乘たる馬物影に驚き、頻に棹立ちて、知康鞍壺に堪らず、舊井の中に落入りたり。されども別義なく、額の邊を打損じ、濕々として匍上り、やう〳〵に家に歸りければ、將軍家御小袖二十領を知康に下されたり。是を聞ける人々「京家の古狐善く將軍を妖入れたり」

比翼の夫婦の

便に付きて逢見ばやと思ひながらも女の身なれば、程遠き東路の旅の空輙く下り候らはん事、世に叶難く候へば、心にもあらぬ白拍子となり、人の御情に依りてこそ是までやうやう下り候へ」と申しければ、人々聞き給ひ、「哀なる志かな」と皆感涙をぞ流されける。いかさま御使を奥州に遣して尋ね仰せらるべき由、その御汰沙ましくて、其より還御なり給ふ。其後尼御臺所は御所に參り給ひ白拍子微妙を召し、舞舞はせて御覽あり。聞しに勝りて上手なり。父を戀る志を、殊に感じ覺召すなり、「急ぎ奥州に飛脚を立て、行末を尋ねて取らすべし。其程は此方へ參りて待つべきなり」とて尼御臺所召連れて歸らせ給ふ。八月五日、奥州飛脚の雜色の男歸り參りて、「微妙が父爲成は既に死去せし」と申す。微妙聞きて望を失ひ絶入々々泣悲みけるが、同十五日の夜壽福寺に行きて榮西律師の弟子祖達房を師として出家し、持蓮尼と號して、父の菩提をぞ弔ひける。尼御臺所哀がり給ふ餘に、深澤の里の邊に庵を造りて住ましめられ、「御持佛堂の砌に、折々は參るべし」とぞ仰せ含め給ひける。此白拍子は、日比忍びて古郡左衛門尉保忠に契て比翼の語ひ水漏さじと思染みて侍りし所に、保忠甲斐國に下向しけるが、歸るを待たずして尼になる。さこそは悲しさの餘に男女の道を忘れけん。保忠鎌倉に歸りて微妙が事を尋ぬ

科照や云々—推古紀に「しなてるやかたをかやまのいひにうゑてこやせるそのたびとあはれ

けり。頼家卿取て御覽ずるに、

片岡に伏せる旅人あはれ今尋ぬる里に宿もさだめず

手さへ美かりけり。座中取渡して是を見るにその心を知る人なし。觀淸法眼申されけるは、「この歌の心を案じ候らへば、親なくして、行方を尋ぬるかと覺えて候。昔聖德太子片岡の飢人を御覽じて、

科照や片岡山に飯に飢ゑて伏せる旅人あはれ親なし

と詠み給ひけん歌の言葉を取て、今かく詠じ候やらん」とぞ申されける。頼家卿「さらば子細を語るべし」とあり。微妙さめ〴〵と打泣きて左右なく出さざりしを、度々强て問はせ給へば、微妙申しけるやう、「去ぬる建久年中に父右兵衛尉爲成思懸けざる讒訴に依て、宮人の爲に禁獄せられたり。月を越えて後に、西の獄舍の囚人等を奥州の夷に給はりて被官となし給ふ。父爲成も其員にて放遣され、將軍家の雜色追立てて下向せしかば、母は愁歎の思に堪へずして、幾程なく病出して、空しくなる。自其時未だ七歳なり。兄弟親族もなく、孤子となりて、人の御許に勞り置かせ給ひ、年既に重りて、父の行方戀しき事露忘られず、音に聞ける陸奥のそなたを尋ねて相坂や關の東に赴きて、

梁塵云々ー七略に「善く歌ふ者虞公あり、聲を發して梁上の塵を動す」と

○白拍子微妙尼に成る　付　古郡保忠祖達房を打擲す

同三月上旬暮行く春の名殘とて、長閑に照す日の光、空のけはひものびらかに、野邊の若草長く生立ち、山路の木芽も枝茂く、人の心もいとゞ浮立ちて、見過し難き花の邊、賑々しかるべき折柄なれども、打續たる風雨の災變に、東耕西收の營宜からず、農民も地下人も飢餓を憂ふる色深くして、何となく物さびたり。賴家卿は國家の衰愁する事をば露程とも知召さず、朝夕遊興の席を列ねて、此外には又他事なし。比企判官能員が家に植たりける庭の櫻今を盛に花咲出でたり。「是を御覽ぜざらんには花の爲いと口惜かるべし」と申入たりければ、「さらば入御あるべし」とて、北條五郎以下紀內所行景を召倶せられ彼の亭に渡らせ給ひけり。饗應樣々にて盃酒とり〴〵にかざりもてなす。此比京都より下向せし白拍子微妙と云へる者、年廿計にして容顏美しきが、御前に召されて立出でたり。歌の聲梁塵を飛し、舞の袖白雪を廻す。賴家卿頻に感じ給ひて、數々めぐる盃の重なる夜半も時更けたり。判官能員申されけるは、「此白拍子は、愁訴の事候ひて、遙の山河を凌ぎて、是まで下りて候。是は微妙が讀みたる歌なるを自筆に書かせて候」とて奉り

に見つゝおもふな巨勢の春野を（萬葉一）

將軍に申して改めらるべし」と笑ひけるを、尼御臺所聞給ひ「知康興じて申せし歟。甚だ奇怪の癡者なり。雜興を申すも人にこそよるべけれ。往昔木曾義仲が法住寺殿を襲ひ奉りて、合戰を致しける時、月卿雲客各見苦しき恥に及びしも、その元は知康が所爲なりき。又義經に一味して、關東を亡さんと謀しを、故頼朝卿深く憤り給ひて、解官追放せらるべき由奏聞を經られし者ぞかし。頼家卿是等の非道あるを忘れて、親しく近づけらるゝ故に、かゝる事を云散しけり。偏に右大將家亡後の御本意に背くにあらずや」と御氣色殊の外におはせしかば、知康深く恐れ奉り、暫く籠居して出でざりけり。昔蜀の張奉と云ふ者吳の國に使節として行到る。薛綜と云ふ者出でてもてなすに、姓字を以て嘲りて曰く、「犬あるときんば、獨たり、犬なきときんば蜀なり。目を横にし、身を勾めて、蟲其腹に入る」と云ひしに、張奉更に對る事能はずと云へり。蓋是蜀の字を以て國主を嘲る心なり。吳蜀爭ひ起りける事は是等や基となりにけん。戲謔の詞は事に害ありと云へり。この故に君子は假初にも戲を以て人を嘲らず。知康が戲は誠に小人の行跡かなと心ある輩は彈指して疎みけり。

列々椿―巨勢山の列々椿つら〳〵

○尼御臺政子御鞠を見給ふ　付　判官知康醉狂

同十月下旬鶴岡八幡宮の廻廊八足の門造立供養あり。賴家卿は只鞠足の遊興に心を蕩し、身を窶し、紀内所行景を世にもてはやし給ふ事又更に類なし。新玉の春立つ空に返へりて、建仁二年正月より御所の御鞠は愈興じて盛なり。同夏のころ尼御臺所は賴家卿の御所に入り給ひ、仰出されけるやう、「紀内所行景とやらん、鞠藝上足の曲を御覽ずべし」とありければ、此會は適千載の一遇たりとて、上下興に入り給ふ。賴家卿を初て行景以下此所を晴と出立ち給ひ、日比に替りて今日は殊更御鞠の色定に員も上らせ給ひけり。日既に暮れて、燈火を取り、酒宴に及び、白拍子微妙とて、舞の上手を召寄せ、判官知康鼓を打て舞せければ、滿座興に催され、數巡酒既に酣なり。知康銚子を取て、御前に進み、北條五郎時連に酒を勸め、酒狂の餘に申しけるやう、「如何に北條五郎は容儀美しく進退閑雅に、諸人に勝れて見えたるに、實名の甚だ下劣に聞えたり、時連の連の字は錢を貫く貫の義歟。貫之は歌仙なり。その面影を羨む歟。列々椿の列ならば、並木の椿を好む義なり。是も萬葉の言の葉なり。旁々以て心得難し。この名然るべからず、

前にして―
前に於て

○泰時證文を燒く

伊豆の北條に下向すべし。貴所の仰に付いて構出づるにあらず候」とて、旅の雜具、簑笠まで見せられしかば、觀淸又申すべき旨もなく、座を立ちて歸りけり。さる程に太郎泰時は翌日北條に下向あり。此所は去年も田畠損亡し、春より以來人民粮乏く、耕作の計を失ひ、種植を營む力なし。鄕民等連署の狀をさゝげて、米五十斛を借り參せ、當年の秋返納すべき由をうけがふ。然る所に去月の風雨に國郡大に損亡して、饑餓に望む者少からず。借申したる米穀を返し參せんは中々思も寄るべからず。この分にては代官の爲、一定强く譴責せらるべし。兎角妻子共に逐電して、當座の難を遁るべき歟と申す由泰時聞給ひ、この愁を救はん爲に、態と下向を企てられ、連署の者共を召集め、その前にして、證文を燒捨てられ、「重て豐年なる時節にも返納の沙汰あるべからず。借したる米は皆々汝等に取するなり」とて、剩酒飯を出して、その上に人別に米一斗づつ下されたりければ、各是を賜り、且は喜び、且は淚を流し、皆手を合せて、この殿の御子孫御繁昌し給へとて、御前を立ちてぞ歸りける。

は御愼もおはしまし、國政をも聞召され、理世安民の御惠を御心に懸けさせ給はば、尤も有難き御事なるべきに、左樣の御志は露計もましまさで、剩へ京都より放遊の輩を召下し、世の費、人の歎を顧給はず、恣の御振舞こそ宜からね。貴殿は近習の人なれば、御機嫌を伺ひて、諷諫せらるべし」とぞ仰せける。能成甘心して「畏りて候」とて退出せられけり。

○江馬太郎泰時德政

同十月二日の夜に入て觀淸法眼竊に江馬太郎殿の亭に來りて申しけるやう、「去ぬる月二十二日中野五郎能成に仰談じ給ひける事具に言上せられし所に、申し違へたる事もや候ひけん、賴家卿仰せけるは、祖父と父を差置きて若輩の身ながら諷諫を奉る條、且は上を輕め且は我を侮る故なりと、御氣色損じて見え給へり。太郎殿は暫御所勞と稱して在國し給へかし。御氣色強に月を歷ず、只一旦の御事なるべし」と云ひたりければ、泰時の仰には、「某全く諷諫を奉るにあらず。愚意の及ぶ所聊近習の仁に相談する計なり。罪科に處せられんには、在國に依るべからず。但し火急の用事ありて、明朝必ず

御氣色云々—御機嫌の惡きも永くは續かじ

起りて物騷しく、然るべき人の家に思も寄らず込入て、財寶を奪ひ米穀を偸む。昨日までは富榮えたる輩、或は洪水に家を流して住所を求め、或は寶を失うて食物なし。號哭の聲、日夜を云はず。洋々として耳に充てり。哀なりける世の中なり。賴家卿は是をも知り給はず、鞠の曲を好み出でて日每の翫とし給ふ。猶其奧旨を知らんが爲に、仙洞へ申さしめ、この藝堪能の者北面の中に一人下さるべしとなり。豫て調練の功を累ねんとて北條五郎時連、少將法眼觀淸、富部五郎、太輔房源性、比企彌四郎、肥多八郎を詰衆と定めて、百日の鞠を初めらる。同九月七日仙洞の勅許に依て、鞠足の達者紀内所行景を鎌倉に指下さして、鞠の師となし給ふ。賴家卿は大に悅び給ひて石壺にして對面あり、御盃を行景に下され、「前庭の籬の菊玉杯に浮ぶ。永く萬年を契るべし」との上意ありて、自銀劍を取て行景に下されけり。是より日每に御鞠遊しけるに、その員日に添へて增り給ふ。萬事を忘れて現御心なく、只此藝の長じさせ給ふをのみ能事に思召す計なり。江馬太郎泰時竊に中野五郎能成に語られけるは、「蹴鞠は是幽玄の藝なり。君賞翫し給ふ事誠に餘義なし。然るに去ぬる八月兩度の風雨に神社、佛閣、民屋に至るまで大方破壞顚倒し、五穀豐ならずして、國郡飢饉す。人民愁へて、手足を措難し。かゝる折柄は少

長茂其跡を繼ぎて、軍兵を率して、合戰するに、長茂打負て敗北す。文治四年賴朝の世になりて、降人に出けるを梶原景時に預置かる。右大將家奧州の泰衡對治の時囚人を許され、家の旗さして向ひしが、大功を顯し、漸く本知を許されける所に、今度叉叛逆して、資永が嫡子資盛その外譜代の家子、郎從共に悉く滅びて一家皆滅したり。資盛滅びける時節に方つて野干の與へし刀もこの時に失せにけり。

○紀内所行景關東下向　付　北條泰時傷歎

同八月十一日早朝より四方雲閉ぢて暗き事夜陰の如く、大雨降出でて濁かと覺ゆ。谷々より落る水に大河小河一になりて、淵瀨も見えず。午尅に及びて大風吹き起り、大木を堀にし頑石を轉し、鄕里の家々は悉く潰したり。浦濱の船共は、或は覆り或は破損す。鶴岡の宮寺廻廊八足の門以下その外所々の佛閣塔廟、凡萬にして一字も全き所は更になし。下總國葛西郡の海邊は、潮漲り波高く揚り、農民漁者の家共を引漂はし、一千餘人は潮に溺れて失せにけり。同じき二十三日に又大雨大風、去ぬる十一日の如し。兩度雨風の災に依て、五穀損亡して、庫倉破壞す。民家困窮し、飢餓の者巷に充つ。强盜

なくて、今日まで有りけるを阿佐利が妻となりけるも、緣の熟する故なるべし。兄越後守資永は往當治承五年九月に木曾冠者義仲義兵を擧げられしに、勅命を承り、當國の軍兵を催し、木曾を攻んと出立つ所に、資永俄に卒中昏倒し、人事を省みずして死にたりけり。從五位下行越後守平朝臣に任ぜられ、家甚だ富榮え、北陸道の大名にて肩を竝ぶる人もなし。然るに繁茂生れてその儘行方なく失せにけり。父母悲歎きて、四方を尋ね求むれども、更にその有所を知らず。斯て四年を經て夢想の告ありて、山際の狐塚より求得たり、狐即ち變じて老翁となり、子を抱きて、父母に渡し、一つの刀に抽櫛を添へて授けて云ひけるは、「この兒を大日本の國主になさんと生立てしかども、今は早その位には至るべからず。早くかへし侍るなり。されども本朝に隱れなき名を取るべし、愼なくは家滅びなん」とて、搔消如くに失せにけり。この兒成長りて、城介に補任せられ、繁茂とぞ號しける。是より七代相繼ぎて、越後國を治め領す。城四郎資永は九郎資國が嫡子として、母は將軍三郎淸原武衡が女なり。資永を以て北越の固と頼まれしに、頓死しければ、平家は力を失ひ、木曾は勢を增して、信州筑摩河の邊に打出でしを、資永が舍弟四郎

は醜き賢夫人
嫫母陵園妾
―嫫母は醜女なれども陵園妾は美人也作者の思違へ也、板額實は美人なりしを醜婦と誤りしは東鑑の文を讀損ひしより起れりといふ

らるべきなり」と仰出されける所に、阿佐利與一義遠申入れけるやう、「此囚人の女性に於ては義遠に預け下さるべし」となり。頼家卿の仰に「此女は當時無雙の朝敵なり。是を望み申すの條、所存ある歟と思召さる。如何思寄る事のある。子細を言上すべし」となり義遠重て申しけるは、「全く殊なる所存あるにあらず、只同心の契を結び、壯力の男子を生みて、朝廷を守護し、武家を擁衞し奉り、忠勤の志を永々に傳へ參せんと存ずる計にて候」と申しければ、頼家卿仰せけるは、「此女の顏形世に醜しといへども、力量勝れて、心武し、恐しき所なきにあらず、是を思ふに、誰か愛念して契を結ばん、義遠が心は又更に人間の好む所を外れたり。蓼を食ふ蟲苦參を蠹する虫もありけり」と大に笑はせ給ひて、遂に免下されたり。阿佐利大に悅び將て甲斐國に下向し、夫婦の語をぞ致しける。「和田義盛は木曾義仲の妾巴女を妻として、其力を傳へて、淺比奈義秀を生みたり。當時大力の剛の者と世にその隱なし。是は美目善き女なりければ、さもこそあらめ、坂額女房は力量武勇の種を繼計ぞ、若しその種を繼がざるには善かづき物なり」と若き人々は笑合へり。彼の女房は越後守平資永が妹なり。資盛が爲には父方の姨母なれば、俗姓に取て恥からずといへども、容顏の餘に醜かりければ、然るべき夫の緣も

姨母を生虜り鬨の聲を揚げければ、城中には力を落して、寄手は是に色を直し、どつと押詰め攻入りければ、小太郎資盛叶はずして、城に火を懸け、腹掻切て死にければ、殘る兵共思ひ〳〵落つるもあり、自害するものもあり、軍は既に果てにけり。

○坂額女房鎌倉に虜り來る　付　城資永野干の寶劒

藤澤四郎清親今度越後國鳥坂の軍に勳功あり。資盛が姨母坂額女房を生捕り、鎌倉に將れて參りけり。矢疵未だ平愈せざりければ、隨分にいたはりつゝ、既に鎌倉に著しかば、賴家卿その女房の事を聞召され。「誠に雄々しき大剛の女房なり。その體を御覽ぜらるべし」とありければ、淸親聽て相俱して御所に參ず。賴家卿簾の內より是を御覽ぜらる。小山、畠山、和田、三浦、以下の御家人侍所に候ぜらる、「その中を通りけるに、この女房中々わろびれたる色もなく、簾の下に進みて坐す。氣色更に諛へる有樣なし。凡勇武の士に比すとも對揚するに恥づべからず。色黑く顏相荒れて、眼の光邊を射る。「醜き事は登都子が妻、鴻伯鸞が室にも替るまじ。嫫母陵園妾と云ふとも、是に合せて思ひやるべし」と笑ふ人も有けり。「流石に女性の事なれば、首を刎るに及ぶべからず。流罪に處せ

鴻伯鸞―梁伯鸞の誤、梁の妻孟光

薄手―微傷

矢繼早―矢を弦にはめかへて早き人

きて、打て出でつゝ、散々に相戰ふ。寄手おり重りて攻めければ、城兵は手負ひ疵を蒙りて、木戸より內に引入れたり。越後勢押掛けて攻入らんとせし所を城中より雨の如くに射出す矢に、寄手二十六騎射落されて引退く。佐々木盛季疵を蒙り、そのほか家子郎等共、痛手薄手負はぬものは更になし。然る所に城資盛が姨母坂額御前とて女性ながらも力量世に勝れ、心剛にして、而も弓は又百發百中の手利なり。その出立童形の如くに髮を上げさせ、腹卷を著して、矢倉に上り、大の矢を打番うて、指詰々々射出しけるにこの矢前に懸る者或は胸板を射貫かれ、或は鉢付の板を裏へ通され、馬を射させ、楯を碎かれ、寄手立足なく、攻口を引退く。寄手の中に信濃國の住人藤澤四郞淸親とて大力の强弓精兵の矢繼早あり。この有樣を見て云ふやう、「是程大勢の軍兵等あの女性一人に射立てられ、しどろに亂るゝ事やある。口惜しき事かな。軍散じて後までも女性の矢前に引退きたりと云はれんは生ての笑ひ種、死しての面目、後代までも失はん、いでいで味方の軍を進めて參せん」とて、城の後に廻りて小山の上に驅上り、城中をよくよく見果せ銳矢を拔出し、弓に矢番うて、忘るゝ計引絞り、拳を固めてひようと發つ、其矢過たず、坂額御前の左右の股を貫きて射倒しけり。淸親が郎從十餘人城塀を越えて、込入りつゝ、

御教書―將軍家よりの命令書
膳を羞めし―食事せし

師西念は古老軍道の勇士なり。是を大將として、越後國の御家人等を催し、資盛を誅伐あるべし」とて、上野國磯部鄉に御教書を遣さる。折節西念は館の門外に有て、是を拜見し、內へも入らず、馬に鞍置せて、輕々と打乘り、越後を指して、馳向ふ。郞等、家子追々に馳付きて、楚忽の由を申しければ、西念打笑ひて、「昔天慶年中に相馬將門叛逆の時、宇治の民部卿藤原忠文に追討使の宣を賜る。忠文折節膳を羞めしが、この宣旨を聞きて箸を拋ち、座を立ちて、參內し、節刀を賜つて、家にも歸らず、直に東國に赴きたりと云ふ。勇士の心ざす所は是こそ忠勤の道なれや。急げ〳〵」とて、駒に鞭を揚げて、三日の間に、越後國小太郞が城廓を構へし鳥坂口に押付け、使を以て、資盛に御教書の趣を觸聞かしむ。資盛は豫より思設けし事なれば、「是へ御向ひ候へ、一戰を遂げて雌雄を決し候はん」とぞ申し返しける。越後、佐渡、信濃三ヶ國の御家人等一族郞從、雲霞の如く馳集る。寄手の大將西念が子息佐々木小三郞、兵衞尉盛季先蒐せんと進む所に、信濃國の住人海野小太郞幸氏只一騎、盛季が右の脇をかい潜りて馳出でたり。盛季が郞等源五と云ふ者幸氏が馬の轡をむずと捕へたり。この間に盛季先登に進みて、一の箭を射初めける。幸氏二の矢を放つ程こそありけれ、城の內より究竟の兵十七騎、木戶を開

土佐―佐渡の誤なるべし

洞に參りて、四門を閉固め、關東追伐の宣旨を申し賜るべき由奏聞すといへども、敢て勅許なかりしかば、長茂力なく、在番の武士馳向はん事を恐れて逐電す。佐々木、小山向ふといへども、早其跡を暗しけり。關東へ飛脚を立てられしかば、すはや京都に大事起れりとて、鎌倉中の武士等上を下に返したり。制止を加へられしを以て、夜に入りて靜りぬ。「禁裏、仙洞には偶の行幸、歌詠の御遊を妨げ奉るの條、長茂が在所を尋求めよ」とて、京都畿内の御家人等に相觸れらる。同三月に京都の飛脚鎌倉に參著して申しけるは、「去月二十二日城四郎長茂竝に一族餘黨新津四郎以下、吉野の奥にして大衆の爲に討れて、長茂竝に郎從四人が首級を京都に送りて、大路を渡され、獄門に梟けられし」となり。その場を遁れし長茂が餘類城小次郎資家入道、同じき三郎資正、本吉冠者隆衡も所々にして討れたり。これをこそ珍事なれと思ふ所に、越後國より飛脚到來して、關東に申入れけるは「城小太郎資盛は城太郎資永が嫡男なり、長茂には甥なりけるが、當國に城を構へ、北陸道の軍兵を招き叛逆の猛威を振ふ。土佐越後の軍兵等是を襲討つといへども、物ともせず、早く討手を下されずは、頗る大事に及び候べき歟」とぞ告げたりける。北條遠江守を初めて、廣元、善信等評定して、「佐々木三郎兵衛尉盛綱法

鎌倉北條九代記　卷第三

○改元付城四郎長茂狼藉付城資盛滅亡并坂額女房武勇

正治三年正月二十二日改元の詔書を關東にくださる。建仁元年と號す。去ぬる三日京都には朝覲の行幸あり。その行粧きらびやかにして人の目を驚す。春宮一の宮も同じく臨幸ましく〱けり。掃部入道、佐々木定綱、小山朝政は大番の勤仕として在京致しければ、警蹕の爲に召倶せらる。各小具足に小手差して兵仗を帶す。家子郎從、思ひ思ひに出立ち、行列亂らず鳳輦の前後に歩ませければ、禁中より仙洞まで道の兩方には見物の諸人堵の如し。若狼藉の者ありて非常の事も出來すべきかとて、辻堅嚴しく置きて、誠に物靜なる粧なり。斯る所に、越後國の住人城四郎資國が四男四郎平長茂、俄に軍兵を率して、小山左衞門尉朝政が三條東洞院の家を取圍む。小山は行幸の供奉致しければ、留主の程なり。僅に殘る郎等共かひぐ〱しく防戰ひしに、長茂引退き、直に仙

○建仁元年
きらびやか―華麗

無足—貧窮

軍も亦寄かけたる甲斐なし。三尾谷が所行更に軍事の法に非ず、柏原を取逃したり、さだめて關東の御氣色仙院の叡慮よろしかるべからずと思はぬ人はなかりけり。されども別に仰せ出さるゝ旨もなければ何となく靜りぬ。將軍家には諸國の田文を召出され、源性に仰せて勘定せしめ、治承養和より以來新恩の領地每人五百町に限り其餘田を召放ちて無足の近習に下さるべき由御沙汰あり、廣元朝臣之を聞て、殆珍事の御評定、世のそしり人の憂何事か是に優らんと、宿老達は皆共に汗を握りて周章せり。大夫屬入道善信しきりに諷諫を奉る。賴家卿理服し給ひ、先閣かれける事は、せめて天下靜謐の運命盡きざるところなり。これを聞ける大名小名愈賴家卿を疎參らせ、色には出さずといへども心の底には怨をぞ含みける。

天狗の所爲か重て尋ねらるれども、僧の行方は知る人なし。

○柏原彌三郎逐電 付 田文の評定

近江國の住人柏原彌三郎は故右大將家の御時に西海に赴き、拔群の働あるを以て、平氏滅亡の後勳功の賞として、江州柏原の莊を賜り、京都警衛の人數に加へられ、仙洞に候して、奉公を勤めけるところに、恣に振舞て、法令を破り、神社の木を伐り、佛寺の料を奪ひ、公卿殿上人に無禮緩怠を致し、屢々帝命を背く事、重々の罪科あり。加之己が領地に引込て、鹿狩川狩を事とし、百姓を凌礫する由、院宮甚惡み給ひ、頭辨公定朝臣奉行として彌三郎追罸の宣下あり。佐々木左衛門尉定綱飛脚をもつて鎌倉に告げ申す。同十一月四日將軍家より畏り申され、澁谷次郎高重、土肥先次郎惟光を使節として手の郎等を引率して上洛す。斯る所に、關東の左右をも待たず京都伺公の官軍四百餘騎江州に押よせ、柏原の莊に至り、彼の館に向ひしに、三尾谷十郎夜に迷れて、先登し、館の後の山間より鬨の聲を發せしかば、彌三郎恐惑ひ、妻子郎從諸共に館を逃て逐電す。其行方を尋ぬれども更に聞えず、關東の兩使はその詮なく、押返して下向あり。官

ける程に、三拜して別れたり」と申す。賴家卿聞給ひ、「その僧を伴來らざるこそ越度なれ。何條狐に妖されたるらん」と、さして奇特の御感もなし古安倍晴明は天文の博士として、算術に妙を得たり。或時禁中に參りける庚申の夜なりければ、若殿上人多く參り集り給ひ、寢ぬ夜の御慰樣々なり。晴明を召して「何ぞ面白からん事仕出して見せよ」と仰あり。「さらば今夜の興を催し、人々を笑はせ奉らん。構て悔み給ふまじきや」と申ければ、「算術にて人を笑せん事、いか樣にすともあるべき業ならず。仕損じたらんには賭物を出せ」と仰あり、「畏り候」とて、算木を取出しつゝ、座の前にさら〳〵と置き渡したりければ、何となく目に見ゆる者もあらで、座中の人々可笑なりて頻に笑ひ出で給ふ。止めんとすれども叶はず。坐に笑れて頤を解き腹を捧げ、後には物をもえ云はず、腹筋の切る計になりつゝ轉を打ちても、可笑さは愈優りなり。人々淚を流し手を合せて頷き給ふ。「さては笑飽きたまへり。急ぎ止め奉らん」とて、算木を疊み侍りしかば、可笑さ打醒めて何の事もなかりけり。人々奇特を感じ給へりとかや。算法の不思議はかゝる事共少からず、彼の源性が僅に物の積を辨へ田歩の廣狹を知るを以て、慢心自稱を吐散らす、小智薄術を戒めて、かゝる奇特を現しけん。松島の僧と云ふは狐魅の所行か

蠡測―淺見
井蛙の心―見る所小にして妄に尊大なること
もどく―批難す
致せし―致しゝ

里遠りければ、案内して一夜の宿を借りけるに、主の僧心ありて、粟飯を炊き、柏の葉に盛りて、旅の疲を助たり。夜もすがら種々の法門を談ずるに、皆その奥義を現す。翌朝この僧云ふやう、我は天下第一の算師なり。樹頭の棗を數へ、洞中の木を計る、是等はいと安りなん。たとひ龍猛大士の行ひ給ひし隱形の算と云ふとも理を盡して置き渡たさんに難らずと語る。源性是を聞くに慢心起りて思ふ樣、かゝる荒涼の言葉は誠に蠡測井蛙の心なり流石遠田舍に住慣れて、土民百姓の耳を欺く曲なるべし。源性が算術をもどくべき人は世には覺えぬものを、と侮りける其心根や色に出けん、彼の僧重て云ふやう、只今當座を改めず、速に驗を見すべしとて、算木を取りて、源性が座の圍に置き渡すに、源性忽に心耄れ神暗みて、朦霧の中にあるが如く、四方甚暗く、草菴の內總て變じて大海となる。圓座は化して盤石となり、飄風吹起り、怒浪聲急なり。忙然として、是非に惑ふ。旣に死せりや、死せざるや、生死の間辨難し。時尅を移して主の僧の聲として、慢心今は後悔ありやと、源性大に恐服して、頗る後悔の由云ひければ、言葉の下に心神潔く夢の覺たるが如くにして、白日窓に輝けり。餘の奇特を感歎し、傳受の望を致せしに、末世の下根に於ては授難き神術なり、今は疾々出でて歸れと勸め

出頭—寵遇を受くること

田頭里坪の積—土地の面積の計算

給ひければ、上の好む所下これに效ひ、伎能藝術の道を履む者四方より集り、鎌倉中に留つて、世を諂ひ人に媚び、恩賜を望み輕薄を致す。此所に太輔房源性とて、本は京師の間に住宅し、仙洞に伺候して、進士左衛門尉源整子と號す。儒流の文を學し、翰墨の字を練り、高野大師五筆の祕奥を傳へたり。垂露偃波の點回鸞翩鵲の畫、蝌斗、龍書、慶雲、鳳書皆以て骨法を得たりと傍若無人に自稱を叶散し、「蔡邕は飛で白からず、羲之は白くして飛ず」なんど云ひわたり、後に入道して、太輔房源性と名付け、關東に下りて將軍家に召出だされ、近侍出頭殆時めきけり。然のみならず蹴鞠は殊に賴家卿好ませ給ふ。源性又この藝を得て、毎度御詰にぞ參りける。利口才學の致す所にや。算術の藝は當時無雙なり。況や田頭里坪の積、高低長短の漢、段歩畔境其眼力の及ぶ所分寸をも違へずと世の人是をもてはやす。漢の洛下閎、唐の一行、本朝曆算に妙を得たる安倍晴明と云ふとも、是より外には出づべからずと、慢相尤顯なり。此比奥州伊達郡に境目の相論あり。其實檢の爲源性をぞ遣されける。幾程經ずして鎌倉に下向し、將軍家の御前に出でたりければ、奥州の事共尋仰せらる。源性物語申しけるは「今度奥州下向の次に松島を見ばやと存じて、彼處に赴き候處に、一人の老僧あつて草菴の内にあり、日暮れ

しめ、一様に出たゝせ、騎馬を刷うて倶して參る。路次聞觸れて見る者堵の如し。御所の庭上に敷皮を竝べて坐せしめたり。頼家卿御簾を卷上げさせて御覽ぜらる。色黑く頰骨おれ、眼逆にさけて筋ふとくたくましきは、三人ながら相劣らず、勇士の相を備へたり。この内一人召上げて御家人に爲さるべきよし仰出されけり。工藤行光申しけるは「平家追討の初より亡父景光戰場に赴き、萬死を出でて一生に逢ふ事總て十ヶ度、其間多くは彼等が爲に命を救はれて候。行光既に家業を繼ぎ候、御讎敵を對治せらるゝ折節も、將軍家に於ては天下の勇士悉是御家人たり、行光は僅に賴む所この三人にて候」と申しければ、賴家卿仰せけるは、「行光が申す所理至極せり。言上の言葉辯舌あり」とて、直に御盃を下され、北條五郎銚子をとる。行光三盃を傾けて、郎等を召倶して、御前を退出しける有樣、雄々しかりける事共なり。

○太輔房源性異僧に遇ふ算術奇特　付　安倍晴明が奇特

將軍頼家卿御行跡雅意に任せ、政道の事は露計も御心に入れられず。只朝夕は近習の五六輩を友とし、色に淫じ、酒に長じ或は逍遙漁獵に日を送り、或は伎術薄藝に夜を明し

乾―犬居の借字犬つくばひ

大の矢を番うて靜に狙寄りてひようと發つ。勇誇りたる桐山が脇壺に羽ぶくら責めて立ちければ、何かはたまるべき、あつと云ふ聲計して、乾にどうと倒れたり。寄手是に氣を直し、鬨聲を揚て、攻懸る。芝田は桐山を討せて力を落し、扉を閉ぢて引籠らんとする所を、藤五兄弟後より射ける矢に、城の大將芝田も手負ひしかば、殘る者共今は是までなりとて、思ひ〳〵に落ちて行く。芝田次郎は妻子を刺殺し、腹切て伏したり。郎等小藤八館に火を懸け、雲煙と燒上げ、猛火の中に飛入りたり。午刻に軍はじまりて、酉刻に芝田滅びぬ。斯て近郷の仕置を執靜め、十月十四日宮城四郎は鎌倉に歸參して、軍の樣躰言上せしめ、「此度殊に勳功の働は工藤小次郎行光が郎從藤五兄弟三人にあり」と申しければ「神妙なり」と感ぜしめ給ふ。同二十一日賴家卿濱の御所に出で給ひ、北條義時盃酒を獻ず。和田、小山以下の御家人多く以て伺候あり。工藤小次郎行光は陪膳にまゐりける。賴家卿仰せられけるは、「工藤が郎從去ぬる奧州芝田が軍に弓馬の働かひ〴〵しく仕りけり」と言上するに就きてその名を尋ねらるゝ所に、日比武勇の聞ありと人皆沙汰に及べり。「其者どもの面を見給ふべし。急ぎ召出せ」との仰せなり。行光座を立て若宮大路の家に歸り、藤五、藤三郎美源二兄弟三人の郎等を喚びて紺の直垂に烏帽子を著せ

漁云々は莊子に取る

なし。早く降人に成て出給へ。御前の事は如何にも申預り奉らん。然らずは只今向うて踏破り候べし」と重ねて申遣しければ「此上は力及ばず。これへ御向ひ候へ。一戰を遂げて、腹切申すべし。侍程の者が命惜ければとて、降人には出づまじく候」と云ひければ、宮城「さらば」とて、三十餘騎を先登とし、我が身は家子郎等を前後左右に進めて、午尅計に芝田か館に押掛けたり。芝田も兼て思設しことなれば、一族郎從四十餘人門の扉を差固め、二階の窻を押開き、矢種を惜まず散々に射る。寄手この矢前に懸りて射伏せらるゝ者十七人、其外疵を蒙りて、村々に成て引退く。此所に工藤小次郎行光が郎等に藤五、藤三郎、美源二とて兄弟三人打連れて奥州の所領より鎌倉に登る所に、白川の關の邊にて、芝田追討の御使馳向ふと聞きて、直に加勢と成り、宮城が陣に來りつゝ、芝田が館の後に廻り、高き岡に上つて館の内を見透し指詰引詰思ふ儘に射たりければ、是に當りて城中に手負死人多く出來たり。芝田が家子桐山中太と云ふものは大力の剛の者にて、桶側胴の腹巻に冑の緒を締め一丈計なる樫の木の棒に筋鐵を入れ、所々に胞を植ゑさせ、只一騎打て出でつゝ寄手の村立たる所へ會釋もなく驅入て人馬をいはず打伏せ薙伏せける程に、寄手辟易して立足もなく見えける所に、宮城は强弓の精兵なりければ

白龍云々―貴人も微行すれば賤者の辱を受くる意、説苑に見ゆ。洪

五郎能成是を庭上に引きたてたり。兵庫頭廣元上意の趣申し渡さる。宮城卽ち謹で承はり、家子三人郎等十餘人を相倶して、御所より直に奥州にぞむかひける。九月十四日彼地に下著し、近邊の武士三十餘人を召集め、先使を以て云はせけるは「將軍家内々御不審に思召すことあり、使節を以て度々召さるれども、所勞と稱して、召に應ぜず。愈子細あるべきやうに思召さるゝ故に、宮城に仰せて、具に子細を尋ね問ひ申すべしとの上意に依て罷向ひはべり。急ぎ是へ參られ、事の旨を宮城に申開かるべし。猶も擬議せらるゝに於ては、それへ向うて承らん」とぞ云遣しける。芝田使に對面して、返答致しけるやうは「某故殿の御時より一所懸命の地を賜り、今に領知致す所なり。何を恨み奉りてか當家に別義を存すべき。只讒人の所爲として、芝田に野心ある由を聞召され、度々使節を下さるゝと云へども、且は所勞を以て參覲に能はず。強て鎌倉に上りて、若しては理非なく手ごめに亡し給はんには、白龍栖を離れて、漁父の網に罹り、洪魚水を失して、螻蟻の口に吸はるゝと申すものにて候。是へ引受け奉る事は子細なき旨言上し、その上にも御疑是あらば、力及ばず舘に火を懸け、自害仕らんと存ずる計にて候」とぞ申返しける　宮城聞きて「いや〳〵梶原景時が叛逆に同意して野心を起さるゝ條隱れ

顯せし—顯しゝの訛

僧侶彼の功を貴む。今之を剝むくり、火にくべ燒捨てられんは、恐くは惡逆の結構何事か是に優らん。印度の弗沙蜜多、日域の守屋大連、或は震旦三武の時も更に替るべからずや。殊に稱念が袈裟衣は大道大信を以て顯せし所なれば、燒くとも、よも燒けじ。南無阿彌陀佛」と云ひければ、彌四郎嘲笑ひ、「其法師に物な云はせそ。早く燒捨てて追遣れ」とぞ下知しける。下部共集りて、袈裟を取て火に打入れたりけるに、その火自濕消えて、片端だにも燒かざりしかば皆奇特の思をなす。稱念打笑ひ「それ見給へ、人々」とて本の如く著服し、行方知らず失せにけり。是に依てかの禁斷不日に破れて世の笑草とぞ成りにける。

○芝田次郎自害 付 工藤行光郎等兄弟働

奥州の住人芝田次郎は聞ゆる武勇の兵なり。今度梶原景時が叛逆に與して、要害を堅くし、壘を深くして、軍兵を招く由聞えければ、子細を尋問はれんが爲に、一使節度々に及ぶといへども、病と稱して、召に應ぜず。是に依て宮城四郎を討手の御使として、奥州に差遣さる。八月二十一日甘繩の宅の首途して御所に參しかば、鞍置馬を給はる。中野

をば是非なく捕へて、袈裟を剝取り、火に燒きて、捨つべしとなり。比企彌四郎承りて、政所の橋の邊に行向ひ、往來念佛の僧を捕へて、袈裟を剝取り、巷にして之を燒く事日毎にその限なし。是を見る者市の如し。皆口々に謗り參せ、彈指して脣を飜す。又此人を搦取りて、牢舍に籠るゝ者數を知らず。民の憂世の煩是只事とも思はれず。佛神三寶の冥慮、諸天龍神の照見旁以て測難し。此所に伊勢國の修行者、稱念坊と聞えしは道心堅固の念佛者なり。比企彌四郎之を捕へて、袈裟を剝取りつゝ、火に入て燒棄てんとす。稱念申しけるやうは「白俗の束帶と緇徒の袈裟と其理同じうして、天竺震旦、日域まで上古今來もちひ傳へたり、何ぞ新に之を禁斷し給ふや。凡當時の御政務の有樣、佛法世法共に以て非道を行ひ給ふこと、甚重疊し給へり。頗長久の謀にあらず殆滅亡の基たり。抑この念佛は三世諸佛の大陀羅尼十方薩埵の勝解脫門なり、出離生死の神方往生極樂の靈藥なり。釋尊一代の要法にして諸經所讃の佛號なり。普賢、文殊を初て大乘、實智を根元として、三朝世々の祖師何か是を捨て給へる。諸天擁護の眸を開き、善神守衞の手を施し給ふ。又この袈裟は是解脫幢の標幟たり。上福田の妙相なり、諸佛影向の道場梵釋歸敬の衣服とす。四王八龍この德を仰ぎて、桑門

百日満じて、柱に較べられけるに、四寸餘延びられける。奇特の事と感じ合へり。建久三年に香椎神宮の邊に報恩寺を構へて、始で菩薩戒の布薩を行ひ、同じき六年に筑紫の博多に聖福寺を草創あり。本朝に菩提樹のある事は榮西律師の渡されし所なり。凡到る所皆佛法盛に弘る事佛神の冥慮に叶へるが故なりと諸宗の碩徳許し給ふ。建仁二年の春、王城の東に方て、禪苑を經營あり。卽ち今の建仁寺是なり。建保元年に僧正に任ぜられ紫衣を賜はつて、綱位の重職に預る。今此相州鎌倉の龜谷に壽福寺を營まれ、伽藍の構奇麗嚴淨なり。尼御臺所、京都にして十六羅漢の像を圖せしめ、金剛壽福寺に寄進あり。葉上房律師榮西開眼供養行はれ、說法教化ありしかば、尼御臺所を初て聽聞の貴賤隨喜の涙袂をしぼる。寺院の繁昌、宗門の弘興、この時に當て盛なり。

○念佛禁斷 付 伊勢稱念房奇特

將軍賴家公天下の政事正からず、萬の仰拙くおはしましければ、上下疎み參らせ、恨を含む者甚多し。其中に如何なる天魔の依托したりけん、道者、僧侶の念佛するを嫌出で給ふ。同じき年五月に至て、念佛禁斷の由仰出され、誰には依ず、念佛する僧法師

圓寂―死去

を受け、仁安三年夏四月入宋して、四明丹丘の靈場を拜し、天台山に登り、新章疏三十餘部六十卷を得て、歸朝の後に之を明雲座主に奉る。平大納言賴盛卿深く歸敬あり。平氏沒落して、賴盛又卒せらる。文治三年榮西又入宋し是より西域に赴かんとするに、北狄既に中國に背きて、通路塞り、跋涉叶ひ難し。赤城に至り向うて、虛菴敞禪師に萬年寺に謁す。師の曰く、「傳聞く、日本は密教今盛なりと、我が禪法と趣き一なり」。榮西是に參じて、大道を明む。敞禪師即ち僧伽梨衣を付して曰く、「昔釋迦、老子既に圓寂に臨みて、正法眼藏涅槃妙心實相無相の法を以て、摩訶迦葉に付屬し給ふ、二十八傳して達磨に至り、六傳して曹溪に至り、又六傳して臨濟に至り、是より八傳して黃龍に至る。予は其八代の法孫なり。今この祖印を汝に授く。日本に歸りて正法を開き、衆生を開示すべし。又菩薩戒は是禪宗門中の一大事なり。汝克く之を受持せよ」とて、應器、坐具、拄杖、白拂以下悉授けらる。建久二年に歸朝して、盛に禪敎を興す。榮西身の長卑矮なり。人或は輕め嘲ける。榮西その聲に應じて曰く「虞舜は赤縣に王たり、晏嬰は齊國に相たり。皆未だ長高き事を聞かず」と同學の輩大に信伏す。されども實には其短を恥ぢて、求聞持の法を以て一百日行はる。初入壇の時堂前の柱に身の長を刻置かれしが

相好―人相

台教―天台の教

密教―眞言の教

鎌倉龜谷の御館は、先祖八幡太郎義家奥州合戰の時此所に居住し給ひ、忠戰の大功を遂給ひしかば、義朝に至るまで世々相繼ぎて御館となりしを、中比より荒廢して、松柏枝を交へ梟の聲凄じく、荆棘根を纏うて狐の棲騒かりけるを、右大將家世を治め給ひけるより岡崎平四郎義實既に一字の草堂を造りて義朝の菩提を弔ひけり。右大將家御母儀の忌日を以てこの草堂にして佛事を執行はる。その後土屋次郎義清が領地となる。誠に捨難き舊跡なりとて、民部丞行光大夫屬入道善信承り、件の地を巡檢して、即ちこの地を以て葉上房の律師榮西に寄附せられ、清淨結界の勝境とぞ定められける。不日に土木の功を遂げて、落慶供養ありけり。導師は即ち律師葉上房上人なり。本尊は是籠釋迦と號す。籠の上を百重貼りて、金色の相好を磨く、烏瑟の光雲に輝き鷲王の裝地に映ず。脇士の文殊普賢は是定惠、悲智の二門を表し、衆生濟度の方便を現せり。抑葉上房律師榮西は備中國吉備津宮の人、其先は、薩摩守賀陽貞政が曾孫なり。その母田氏懷胎八月にして誕生す。年初て八歳にして倶舍頌を讀む。十一歳にして郡の安養寺の靜心法印を師として台教を學し、十四歳にして落髮し、十八歳にして千命阿闍梨に虚空藏求聞持の法を受け、十九歳にして京師に赴き、又伯州の大山に登り、基好法師に密教の奧蘊

の梢に身を隱し忍びて、其夜を明しけるが、軍兵等分散して後に近き邊の村に出でて食を求め侍りけるを、糟屋藤太有季が郎從是を見咎めて生捕りたり。武田兵衛尉有義も景時に同意して、密に上洛せんとす。伊澤五郎信光聞付けて、甲州より馳向ひければ、一家悉逐電して行方なし。景時が一味同意の狀を取落し、帳臺にありけるを、拾取りて頼家卿に奉る。梶原叛逆の事、愈疑ふ所なしとて、一族餘類嚴く尋ね捜されけり。翌月二十日安達源三京都より歸參して、播磨國の住人追捕使芝原太郎長保を召倶して來れり。安達言上しけるは、「京都の所司佐々木左衛門尉廣綱と相共に景時が五條坊門の家を追却し、郎從等を搦捕り、その白狀に依て、江州富山莊に馳向ひ、長保を生捕まゐり候」と申す。小山左衛門尉朝政に仰せて、推問せらる。長保申けるは、「某播州の追捕使たり、景時は又守護職たるに依て、暫く奉公を致せしかども、叛逆の事に於ては露計も存知せず」と申しければ、先づ朝政にぞ預けられける。

○壽福寺建立　付　榮西禪師の傳

閏二月十二日尼御臺所の御願として一つの伽藍を建立し給ふ。昔故下野國司源義朝の

城狐―君側の奸臣

關東の最初、治承四年に三老一別當を定めらる。義盛この職に補せられしを、建久三年に梶原景時之を羨み、只一日その職を假りはべらんと望みしかば、その折節義盛服暇の次を以て白地に之に補せられたり。景時樣々奸謀を廻し終にこの職を返さず。和田憤思ひけれども、城狐の權盛なりければ、枉て多年を送りけり。既に景時青雲の勢盡きて運命たちまちに駿州狐崎の路頭に極りければ、義盛こゝに於て本職に還補せらる。景時は所司の役職たり。夫名と器とは借ずとこそいふに、假初に景時是を奪ひて、數年の間この職に居し縱に權威を振ふ。世の疎むところ、人の憎ところ、天道暗からず。その亡ぶる事正に遲しと彼の方の人は思ひ合へり。

○梶原叛逆同意の輩追捕

同二十四日梶原父子が所領及び美作國の守護職を沒收し、駿州の住人芦原、工藤、飯田、吉高等に勸賞行はる。京都の内に梶原が餘黨是ある由安達源三親長に仰せて上洛せしめらる。爰に安房判官代隆重は、景時が朋友として斷金の睦び堅りしかば、兼てより一の宮の城に加り、今度景時に相倶して、駿河に至り、合戰の刻に疵を蒙り、引退きて、松

募らんと――
與らんと

ける。重忠申されけるやう、「その事更に存知せず。盛通一人の手柄なりと承り及ぶ所なり」とて御前を罷立ちて、侍所に歸り來り、眞壁に向ひて申されけるは、「斯樣の讒は、人に付け世に付けて、尤も益なき事なり。凡弓箭に携はる習は僞なく私を忘るよを以て本意とす、若夫勳功の賞に募らんと思はば、直に則宗を生捕たる由を申さるべし。何ぞ重忠を指し申されんや。彼の盛通は譜代の勇士なり。敢て重忠が力を借り申されんや」と有りければ、眞壁深く信伏し、面目なくぞ覺えたる。重忠の廉讓誠に武士の道を守る。是を仁義の侍とは名付けたりと聞く人感じ思ひけり。小山左衞門尉が舍弟五郎宗政は、年來當家の武勇獨宗政にあるの由自讃荒涼の振舞を致しながら、此度景時が權威に恐れて、諸將連署の判形を加へざる事は、武名を落して恥を忘れたり、向後定て手柄の腕立は一言を吐出すとも聞入る人もあるべからず。重忠の心ざしには遙に替り侍ると各互に沙汰しけり

○和田義盛侍所の別當に還補す

同月五日に和田左衞門尉義盛二度侍所の別當に還補せらる。故賴朝卿天下一統に歸して、

左右なく―容易く

○勝木七郎生捕らる　付　畠山重忠廉讓

同二年二月頼家卿御所侍に出給ひ、波多野三郎盛通に仰せて、「勝木七郎則宗を生捕りて參らすべし。是は近仕の侍なりといへども、景時に同意の由確に申すに依てなり」盛道卽ち後に廻りて、勝木を懷きて、押伏せんとす。則宗は相撲の達者なり。筋力人に越えたりければ、右の手を振放ち、腰刀を拔きて、盛通を刺さんとす。畠山重忠折節傍にありて、居ながら腕を差延べて、則宗が拳を刀と共に握加へ、その腕を折敷きければ、左右なく捕られたり。和田義盛に預けて子細を問せらる。勝木則宗申しけるは、「梶原景時鎭西を管領すべきの由宣旨を請ひ申す、急ぎ京都に上洛すべしと九州の一族共に觸遣す。某契約の趣ある故に、狀を認めて九國の輩に送り候。この外には何の知りたる事も候はず」と申す。先義盛に仰せて戒置かれ、波多野三郎盛通が則宗を生捕りたる勸賞の沙汰あり。廣元、行光是を奉行す。眞壁紀内と云ふ者、盛通に宿意やありけん進み出でて、「勝木を生捕しは盛通が高名にあらず、畠山重忠の手柄なり」とぞ妨げ申しける。頼家卿聞召され、「然らば眞壁と畠山を石の壺に召して決判すべし」とて兩人をぞ召され

越三郎、矢部小次郎等聞付けて、一旅郎從殘らず引率して馳付けれども、梶原方は寡を最後と轡をならべ、鏃を揃へて散々に防ぎ戰ふに、射伏せられ、切倒さるゝ者多かりければ、芦原、工藤等開靡きて、辟易す。されども當國の御家人等聞傳へ〳〵て競ひ集りしかば、七郎景宗、九郎景連も工藤八郎に討取られ家子郎等或は打取られ、或は深手負ひければ、景時、嫡子源太景季、二男平次景高三人連れて、後の山に引入て自害して、首級は郎等共木葉の下に埋置きしを、隈もなく搜出し、主從三十三人が首を路頭に梟けて、札を立て、合戰の記錄を鎌倉に注進す。その外餘黨多く、或は生捕、或は討取る。洛中にも同意の者多く、景時九州に下り、平氏の餘類を語ひ、天下を覆さんと計りし事その隱是なし。されども運命の極る所、一旦に亡果てたり。世にある時は飛龍の雲を起して、大虛に蟠屈するが如く、諸人その咳唾を拾うて、聊朿の恩を望みしかども、權勢盡きて、威光消えぬれば、窮鳥の翅を鎩れて、羅網に縈纏せらるゝに似たり。甲乙彼積惡を憎みて、宿意の恨を報ぜんとす。此所に至つて門族滅亡し、尸を路徑に曝す事は自業の招く恥とはいひながら無慚なりし事共なり。

○景時自害

頼なくこそ覺えける。

○梶原平三景時滅亡

同十二月九日梶原平三景時潜に鎌倉に歸りし所に、日比連々御沙汰あり。和田義盛、三浦義村に奉行仰付けられ、景時は鎌倉を追出されければ、力及ばず、相州一の宮に赴きけり。年來住慣れし家をば破却して、永福寺の僧坊に寄附せらる。年こゝに改りて、正治二年正月二十日梶原景時京都を心ざし、子息、郎從三十餘人駿河國清見關に至る。近隣の甲乙人等的矢射ける歸るさに、景時はしたなく行合ける所に笠を傾け、忍びて乘打しけり。芦原小次郎、工藤八郎、三澤小次郎、飯田五郎頻に追掛けて、矢を射掛けたり。景時狐崎にして返合せ「何者なれば、梶原景時に向うて矢を發つぞ。緩怠無禮の奴原、一々に頭を刎ぬべし」といひければ、芦原申しけるは、「梶原にてもあれ、械原にてもあれ、この侍の中を割りて乘打し、而も忍びたる體裁いかさま用ありと覺えたり。一人ものがすまじ」とて、互に刄を交へて、相戰ふ所に、飯田四郎討たれたり。その間に芦原小太郎強く進んで、梶原六郎景國、同八郎景則が首を取る。吉高小次郎、澁河次郎、船

披露せらるべきか否や、只今承り切るべし」と云ふ。廣元「この上は申し上ぐべし」とて座を立ちつゝ賴家卿に見せ奉れば、即ち景時に下されたり。景時更に陳謝すべき道なくして、子息親類を相倶し、相州一宮に下向す。然れども三郎景茂は暫く鎌倉に留めらる。その比賴家卿は比企右衞門尉能員が宅に渡御あり。南庭に於て御鞠を遊しける。北條五郎時連、比企彌四郎、富部五郎、細野四郎、太輔房源性、御詰に參らる。その後御酒宴に及びて、梶原三郎兵衞尉景茂御前に候ず。右京進仲業銚子を取りて座にあり。賴家卿即ち景茂を召して、「近日景時權威を振ふの餘、傍若無人の有樣なりとて、諸人一同に連判の訴狀を上げたり。仲業その訴狀の執筆を致しけるぞ」と宣ふ。景茂申しけるは「景時は故殿の寵臣として今はその芳躅なき上は何の次に非義を行ふべき。仲業が翰墨は只諸人の誡を記せるなるべし」と事もなげに申しければ、聞人皆御返事の神妙なる事を感じける。賴家卿斯程まで慮の拙くおはします故に、國主の器量は葉よりも薄く、政道の智惠は闕果て給ひ、只常々は遊興を事とし、鞠の友十餘人歌の友十餘人この外には近仕する人是なし。諸將、諸侍次第に疎くなり、言語、行跡非道なるを見聞き奉りて、上を輕しむる故によりて、かゝる珍事は起出でたる。猶是より行末は又いかゞあるべきと

千葉胤正、土肥先次郎惟光、河野通信、曾我祐綱、二宮四郎、長江四郎、諸次郎、天野遠景入道、工藤行光、右京進仲業以下の御家人六十六人、鶴ヶ岡の廻廊に集會して、一味同意の連判をぞ致しける。その訴狀の中に「鷄を養ふ者は狸を畜はず、獸を牧ふ者は豺を育はず」と書きたり。義村この句を感ずとかや。小山五郎宗政は姓名を載せながら判形を加へず、舍弟朝光が事を慮る所なり。和田左衞門尉義盛、三浦兵衞尉義村之を持參して、因幡前司廣元に付けたり。廣元連署の訴狀を請取り、暫く思案しけるは、「景時佞奸の讒に於ては右右陳謝するに所なし。さりながら故將軍頼朝卿に昵近の奉公を勤む。今忽に罪科せられんは如何あらん。潛に和平の義を廻さん」と猶豫未だ決せずして披露するに及ばず、和田左衞門尉御所に參會して廣元に近付きて申しけるは、「彼の狀定て披露候か。御氣色如何候」と。廣元「いまだ申さず」と答ふ。義盛居直り、目を瞋して、「貴殿は關東御政道の爪牙股肱、耳目の職に居て、多年を經給へり。景時一人の權威に恐れて、諸將多輩の鬱胸を閣かるゝ條、寧憲法の掟に契はんや」といひければ、廣元打笑ひて、「全く怖るゝ所なし、只彼滅亡を痛り、同くは和平の義を調へんと思ふ故にて候」と申されしかば、義盛愈怒をなし、傍近く居寄て、「怖なくば、何ぞ數日を過し給ふぞ。

とす。只今この事を知らせ候。如何思慮をも廻して給べ」と云ふ。義村聞きて、「縡既に重く甚危急に迫れり。殊なる計略にあらずは、禍誠に攘難からん歟。凡そ文治より以來、景時が讒に依て命を殞し、門を滅せし人勝て計ふべからず。その中に又今に見存てある輩も祖父親父、子孫に及びて愁を抱き、憤を含む事甚多し。景盛も去ぬる比彼が讒を以て既に誅せらるべきを不思議に遁れて候。その積惡必ず頼家卿に歸し奉らん事疑なし。世の爲君の爲彼を對治せずはあるべからず。但し弓箭の勝負を決せば、邦國の騷亂を招くに似たり。宿老等に談合すべし」とて、和田左衞門尉、足立藤九郎入道を呼びてこの事を語る。兩人聞も敢ず、早く同心連署の狀を以て將軍家に訴へ、若彼讒者を賞して御裁許なくば、直に死生を爭ふべきなりとて、前右京進仲業は文筆の譽ありとて呼寄せて語る。是も景時に宿意ありければ、手を撲て喜び、軈て訴狀を書認しに、千葉常胤、三浦義澄、同義村、畠山重忠、小山朝政、同朝光、足立遠元、和田義盛、同常盛、比企能員、所右衞門尉朝光、民部丞行光、葛西清重、小田知重、波多野忠綱、大井實久、澁谷高重、山内經俊、宇都宮頼綱、榛谷重朝、安達盛長入道、佐々木盛綱入道、稻毛重成入道、藤九郎景盛、若狹兵衞尉忠季、岡崎義實入道、土屋義淸、東平太重胤、

蟊賊―蟊は苗根を食ふ虫、賊は節を食ふ蟲、以て良民を害ふ惡人に比す。

こそ」と計りにて打止みぬ。梶原景時是を立聞きて、頼家卿の御前に參り、讒訴しけるやう、「結城七郎朝光こそ、先代を慕うて當時を誹り、忠臣は二君に仕へずとやらん申して、傍輩の人々にも、その心根を勸語る、是我が君の御爲內より亂す賊敵なり。かゝる者を宥置れんは狼を養うて愁を待つと申すべき歟。傍の輩を懲しの爲早く罪科を斷り給ふべし」とぞ勸めける。頼家卿聞給ひて「惡き朝光が詞かな。已出家遁世したればとて、國家に於て何の爲にか事を闕べき。身の程を自讃して當代を誹る不覺人は、なか〳〵に是柱を食む蠹虫、稻を枯す蟊賊なり。石の壺に召寄せ討て棄つべし」とぞ仰付けられける。近習の輩その用意に及ぶ所に、阿波局とて女房のありけるが、結城には遁れざる一族なり、この事を聞付けて、潛に朝光に知せたり。朝光熟是を思案しけれども、如何にとも爲方なし。前右兵衛尉義村は朝光と斷金の友なりければ、行向ふて案內す。義村出合ひて、「さて何事か候」と云ふ。朝光「さればこそ火急の事候。我亡父政光法師が遺跡は傳領せずといへども、將軍家の恩賜として數ヶ所の領主となる。その厚恩を思ふに山よりも高く海よりも深し。この故に往事を慕ひて、一言を傍輩の中にして嘆傷せしに、梶原景時讒訴の便を得て御前へ申し沈めしかば、忽に逆心に處せられ、誅戮を蒙らん

一族北條は我が親族なれば、故殿頻に芳情を施され、常に御座に招き寄せて樂みを共にし給ひて候。只今はさせる優賞はなくして、剩へ皆實名を呼ばしめ給ふの間、各恨を殘す由内々その聞の候、物每用意せしめ給はば、末代と云ふとも、濫吹の義あるべからず」と諷諫の詞を盡されたり。御使佐々木三郎兵衞入道この由言上せしかば、賴家卿は何の御詞をも出されず白けて恥しくぞ見え給ふ。

○諸將連署して梶原景時を訴ふ

同十月下旬の比、結城七郎朝光御殿の侍所に伺公の折から、傍輩の輩に語りけるは、「古より書傳へたる言葉にも忠臣は二君に仕へずと云へり。普く人口に膾炙して稚子嬰兒までも知りたる事ぞかし。我殊更に故賴朝卿の厚恩を蒙り、誠に有難き御憐愍の程身に餘りて忘るべからず。その上御近侍として、晝夜、朝暮御前に伺公し、種々の御教訓樣々の仰事今に耳の底に殘り候なり。故殿御薨去の時節に御遺言おはしましけるおひだ、出家遁世せしめずして、後悔その限なし。この比の世間の有樣高きも卑きも只薄氷を踐むがごとし、危きかな」とて、懷舊の至涙を流しければ、當座の諸侍皆共に、「さも

濫吹—狼藉
白けて—興さめて
伺公—伺候か

寄―寄託、わけ

しける。是に依て近習の輩一同して、小笠原彌太郎旗を揚げて、藤九郎入道蓮西が甘繩の家に赴く。此時に至て俄に鎌倉中騒動し、軍兵等爭ひ集る。御母尼御臺所急ぎ盛長入道が家に渡らせ給ひ、工藤小太郎行光を御使として賴家卿へ仰せらるゝやう、「故賴朝卿薨じ給ひ、又いく程なく姫君失せ給ふ。その愁諸人の上に及ぶ所に、俄に軍を起し給ふは亂世の根源なり。然るに安達景盛は、その寄侍りて故殿殊更憐愍せしめ給ふ。彼が罪科何事ぞ。子細を聞遂げられずして、誅伐し給はば、定て後悔を招かしめ給はん歟。若猶追討せられば、我先その矢に中るべし」とありしかば、賴家卿澁りながらに止り給ふ。鎌倉中大に騒ぎ、諸人驚きて上を下にぞ返しける。尼御臺所は盛長入道が家に逗留し給ひ、安達景盛を召されて、「昨日相計うて一旦賴家卿の張行を止たりといへども、後の宿意を抑難し、汝野心を存せざるの由起請文を書きて、賴家卿に奉れ」とありしかば、景盛畏りて、之を獻ぐ。尼御臺所彼狀を賴家卿にまゐらせ、この次を以て申さしめ給ふは、「昨日景盛を誅伐せられんとの御事は楚忽の至と覺え候。凡當時の有樣を見及び候に、海內の守叶難く政道に倦じて民の愁を知召さず、色に耽り戲に長じて、人の謗を顧み給はず、御前近侍の輩更に賢哲の道を知ず、多くは佞邪の屬なり。その上源氏は將軍の御

陸奥の希婦―陸奥の希婦の細布程狭み胸合ひがたき戀もするかな(袖中抄)

錦木―一尺ばかりなる五色に彩りたる木、陸奥の俗男女に會はむとする時その門に立つ

心を空にあこがれ給ひ、是故にこの度も使節には遣されし、その留主を伺ひて、艶書を通し給ひて、彼の陸奥の希婦の細布胸合ぬ事を恨佗び、錦木の千束になれども、此女房更に靡かず。「現無の君の御心や。守宮の驗も恐しく小夜衣の歌の心も恥しくこそ」と計申しけるを、中野五郎能成を以て是非なく御所に召入れ給ひて、御寵愛斜ならず。北向の御所石の壺に居られ、「小笠原彌太郎、比企三郎、和田三郎、中野五郎、細野四郎五人の外は北向の御所に參るべからず」とぞ仰定められける。翌月十八日に安達彌九郎歸參る所に彼の女房は御所に取られ參らせたり。血の涙を流して戀悲めども、影をだに見ること叶はねば、況て二度逢ふ事は猶かたいとのよるとなく、晝とも分かぬ物思、遣る方もなき海士小舟、焦るゝ胸の煙の末、立も上らで泣居たり。讒佞の者有て、景盛深く君を恨み、憤を含みて、野心を挾む由申しければ、頼家卿、さらば景盛を討んと計り給ふ。因幡前司廣元申しけるは「是強に憚り給ふべき事にても候はず。先規是あり。鳥羽院は源仲宗が妻に美人の聞有りしかば、仙洞に召され、仲宗をば隱岐國に流され、女房をば祇園の邊に置れ、御寵愛限なく、祇園女御と名付けて、御幸度々なりしが、後に此女御を平忠盛に給はりて、相國清盛を生みたり。景盛を討せられんに何か苦しかるべき」とぞ申

き悲み給ひけり。

○頼家安達彌九郎が妾を簒ふ 付 尼御臺政子諫言

同年七月十日三河國より飛脚到來して申しけるは「室平四郎重廣と云ふ者數百人の盜賊を集め、國中に武威を振ひ、富家に押寄ては財產を奪ひ、良家に込入りて、妻妾を侵し、非道濫行宛然跖蹻が行跡に過ぎたり。驛路に出でては往還の庶民を惱し、謀略旣に國家を亂さんとす。早く治罰を加へられずは黨類蔓りて靜め難からん歟」とぞ言上しける。則ち評定を遂げられ、誰をか討手に遣すべきとある所に、賴家の仰として、「安達彌九郎景盛を使節とし、參州に進發せしめ、重廣が橫惡を糺斬すべし」との上意なり。「多少の人の中に使節に仰付けらるゝ事且は家の面目なり」とて、家人若黨殘らず相倶して參州に趣き、國中の勇士を集め、重廣を尋搜し、誅戮を加へんとするに、逐電して、行方なし。彌九郎景盛が妾は去ぬる春の比京都より招下せし御所の女房なり。容顏殊に優れたりければ、時の間も立去難く、比翼の語淺からざりしを、君の仰なれば、力なく國に留めて參州に赴きけり。賴家内々この女房の事聞召し及ばれ、如何にもして逢ばやと御

冬寒凍に堪へて舂く。年中四時に休む日なし。又私に自出て、往を送り、來を迎へ、病を問ひ死を弔ひ、牛馬を養ひ、子を育つる。夫猶水旱の災に罹る時は日比の勤苦一時に空しく、手を拱きて取得る物なし。剰暴虐の目代年貢を責れば、價を半にして雜具を賣り、資財なき者は倍息の利銀を借り、或は田宅を壞ち、子女を販ぎ、是を以て、相償ふ。若辨ふる事なければ、妻子を捕へては裸にして荊の中に臥さしめ、農夫を縛りては跣にして氷を履ましむ。或は牢屋に繫ぎて、水食を止め、或は井池に浸して、寒風に侵さしむ。兎ても角ても有も無も、定めし限の正稅を責しむ。哀なるかな、米穀多けれども、農民は食ふことあたはず、糟粕にだに飽く時なし。悲しきかな、絲帛は盈れども、機婦は衣事をえず、短褐をだに暖ならず、皆悉く官家に納む。官家は是を虛取て、衣裳には文綵、飲食には酒肉、其奢侈に費す事金銀米錢宛然沙を散すが如し。更に民の苦勞を思はず、膏を絞り血をしたてて、用ひて我が身の樂みとす。されば天理の本を尋ぬれば、彼も人なり、我も人なり、一氣の禀る所その侔らざれば、上下の品はありといふとも、君として世をさめ、臣として政を輔くるに、仁慈こそは行足ずとも、荒不作の所に年貢を立てて責取給はんは天道神明の冥慮も誠に計難しと、心ある輩は歎

○新田開作

同四月二十七日兵庫頭廣元朝臣奉行として東國の地頭等に仰行はるゝ趣は、近年は兵亂打續きて庶民手足を措くに所なし。是に依て農桑の營に怠り、田畠多く荒蕪に及べり。今既に天下平安の時至り百姓既に安堵の地に栖宅す。今に於ては要水便宜の所新田を開作すべし。凡荒地不作の場と稱して、年貢正税を減少せしむ。向後は許すべからず。具に沙汰を遂べしとなり。夫古國を建て、民を居らしむるは必ず土地を理し、水勢の及ばざる所に於て家を造り、棲を治む。大川の游波寛緩として迫らず、小河の細流潺湲として以て注ぐ。卑隰の地を田とし、高原の土を畠とし、堤を作りて洪水に備へ、民耕して是に田作り、又耘りて畠を營み、久しく損害なければ、稍村里を築く。彼壽永、元暦の騷亂に方つて、軍兵横行して、居民を追捕す。是が爲に山野に逃亡し、農桑の時を失ひ、饑凍の歎に沈み、溝瀆に倒れて、死亡するもの數を知らず。然るを今世は適治り、人は漸く歸住みて、東耕西收の務を勵すといへども、地頭は貪りて、賦歛を重し、守護は劇くして、公役を繁くす。春耕して風塵に侵され、夏耘りて暑毒に中り、秋陰雨を淩ぎて刈り、

理の御勤もむつかしく思召され、それとはなしに内々の評定には、論人若狼籍を仕出さば不覺たるべし。往初熊谷と久下と境目の相論あり。對決の日直實道理に負けて、西侍にして荒涼の詞を吐散し、髻を切て退出しけるは、頗る非禮の所行にあらずや。今より問注所を郭外に立てられ、その御沙汰を致されて然るべしとて、大夫屬善信を執事として、向後大小訴論の事北條父子兵庫頭廣元、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道蓮西、足立遠元、梶原景時等談合を加へ、成敗を計ひておこなふべしとぞ仰出されける。是より訴訟、公事、決斷の事、假初にも日を重ね、月をわたりて、難義に及ぶ者鎌倉中に營々として、人皆昔を慕ひけり。掃部頭藤原親能をば京都の奉行として、六波羅に置れたり。頼家近習の者とては小笠原彌太郎長經、比企三郎、和田三郎朝盛、中野五郎能成、細野四郎、只五人を友として晝夜御前を立離れず。その外の輩は一人も參るべからず。この五人に於ては假令鎌倉中にして狼籍の事ありとも、甲乙人敢て敵對致すべからずと村里までも觸れられたり。是を聞く人老たるも若も舌を鳴して誚り合ひけり。

掛笠犬追物
―いづれも
弓馬練習の
儀式

○問注所を移し立てらる

四月二十七日改元あり正治と號す。故頼朝卿の御時には問注所を營中に定めて、自立出給ひ、訴論を聞きて、是非を決せらる。諸人群集鼓騒して、無禮を致す者ありといへども、只寛溫大度にして、是を咎めず。又御寢所には諸國御家人の名字を書付けて壁に掛け、毎朝是を一覽し、會所には在鎌倉の大名、小名の名字を書きて掛られ、毎日是を一覽し、十日に及びて、登城なき人をば或は使を遣し、或はその親に向ひて無事を問ひまします故に、諸侍是に勵まされて、毎日の出仕を闕く事なし。而して親み深く、交を厚し、或時は酒宴、或時は歌の會、又は弓馬の遊、笠掛、犬追物、その外數ヶ度の狩を催さる。總てその身の樂とし給はず。天下の侍に親まんが爲なり。さればにや諸將諸侍皆昵じく思ひ奉り、忠を致さんとのみ存じけり。しかのみならず無禮なるには法令を敎へ、侮慢なるをば警誡し給ひ、罰すべきをば法に委せ、忠ある者は賞し給ふ。この故にその政德に懷く事嬰兒の父母を思ふが如くなり。然るを頼家の御代になりて萬事只略義を存ぜられ、外祖北條時政に打任せ、御身は奥深く籠りて、遊興を以て事とし給ふ。是に依て政

すま―爲、須磨

して、如何はせんと周章て給ふ。此上は人力の叶ふべきにあらず。佛神の御力を偏に賴み奉るとて、鶴ヶ岡を初て神社に使を立てられ、百燈百味、神樂御湯を參らせらるゝに、託宣の趣いづれもよろしからずと申す。鎌倉中の寺々には御祈禱仰付けられて、護摩を修すれば、燻りて燃上らず、閼伽の水乾きて潤なし。御符の墨色卷數の文字皆不吉の相なりとて、片唾を呑んで私語あひけるが、同二十日の午尅に遂に事切れさせ給ひけり。御年未だ十四歲、蕾める花の僅に綻び、萠出づる若草の人の結びし跡絕えて、思をすまの夕煙伐焚く柴のしば〳〵に、誰爲にとて長生ふる、辛き命よなにせんと、朝夕歎に臥沈み給ひしが、遂に空しくなり給へば、尼御臺所の御歎同じ道にとあこがれ給ひ、乳母の夫掃部頭親能は歎の思に堪兼ね、宣豪法橋を戒師として出家をぞ遂たる。姬君の空しき御尸をば親能法師が龜谷の堂の傍に葬り奉る。江馬殿を初て、小山、三浦、結城、八田、足立、畠山、梶原、宇都宮、佐々木小三郎以下供奉して、孤墳一堆の主となし奉る。墳墓堂を作り、此所にして中陰の御佛事を營まる。果の日は尼御臺所參詣あり。宰相阿闍梨尊曉導師として、御諷誦を讀み給ふ。文章美しくして、情を盡しければ、尼御臺所數行の淚に咽び給へば、御供の人々も皆袂をぞ濡しける。哀なりし事共なり。

○姫君病惱 付 死去

故賴朝卿の息女乙姫君は、去ぬる比淸水冠者討れしより以來病惱常に御身を犯し、快然たる日を知り給はず、歎の物思に引籠りておはします。此比は殊更に重らせ給ひ、漿水を斷ちて惱み給ふ。御母尼御臺大に驚き給ひて、諸社の祈願、諸寺の祈禱、その丹誠を盡し給ふ。又殿中には阿野少輔公大法師聖尊を請じて、一字金輪の法をぞ行はれける。京都に飛脚を遣して、針博士丹波時長を召さるる所に、辭し申して仰に從はず。重て使を上せられ、此度障を申さしめば子細を仙洞に奏達すべき旨を、在京の御家人等に仰付けらる。醫師時長大に畏り、不日に下著せしかば、左近將監能直相俱して、下向しける由申入れければ、畠山次郎重忠が南の門の宅に召置かれ、姫君の御所近く、御療治勤め參らせんが爲とかや。軈て御脉を伺ひ朱砂丸を奉る。五月の中比には姫君驗氣を得給ひ聊食事に御付有りとて、內外上下の人々悅び奉りける所に、六月半より又殊の外に惱み出で給ひて、剩天吊搐搦し給ふ。この事凶相の由時長驚き申す。今に於ては浮世の賴みもこれなし力及ばずとて、御暇給はり時長は歸上りけり。尼御臺所は手を握り、足を空にな

り權勢盛にして肩を竝ぶる者なし。同二十六日宣下の趣、前征夷將軍源朝臣の遺跡を繼ぎ、御家人、郎從元の如く諸國の守護を奉行せしむべしとなり。故賴朝卿薨じ給ひ、未だ二十日をも過ぎざるに、今日吉書始あり。是宣下の嚴密なるを以て重々の御沙汰あり。內々の儀を以て先取り敢へず遂げ行はれけり。

吉書初—正月始の書初

○賴朝御中陰　付　後藤左衞門尉守護職を放たる

同三月二日は故賴朝卿四十九日御中陰の終の日なり。勝長壽院に於て御佛事行はる。導師は大學法眼行慈なり。高座に登り、結願の諷誦を讀み、說法の辯舌、滿慈の懸河、文義の會通、鶖子が智海、總て貴賤の耳を濯ぎ、歡喜の涙を流しけり。さこそ聖靈も頓證菩提の花開け、自性圓融の月明に寂光常樂の覺に入り給ふらんと有難かりける事共なり。御忌に籠りし人々も皆出でて歸りしかば、打潛りたる心地ぞする。同じき五日後藤左衞門尉基淸罪科あるに依て、讃岐の守護職を召放ちて、近藤七國平に補せらる。故賴朝卿の御時に定め置れし事共を改めらるるの始なり。政理今に亂れなん、誠に危き事なりと物の心を辨へたる人々は彈指をぞ致しける。

懸河—流るるごとき能辯

鎌倉北條九代記　卷第二

○賴家卿御家督 付 宣下 並 吉書始

右近衛少將源賴家は右大將賴朝卿の嫡男、母は北條遠江守平時政の娘從二位政子、壽永元年八月十二日鎌倉比企谷にして誕生あり。御驗者は專光房阿闍梨良暹、大法師觀修、鳴弦は師岡兵衛尉重經、大庭平太景義なり。上總權介廣常蟇目の役を勤む。その外御産屋の儀式形の如く取行はる。建久元年四月七日下河邊莊司行平を以て若君の御弓の師と爲さる。行平は是數代將軍の後胤として、弓矢の道故實の達人なりとて賞せられ、御廐の馬を引き給はる。同八年二月に賴朝卿と同じく上洛あり。六月に參內ましく〳〵て御劍を賜り、同十二月に從五位上に叙せられ、右近衛少將に任ず。翌年正月に讃岐權介に任じ、同十一月正五位下に叙せられ給ふ。故右大將家正治元年正月十三日薨去あり。賴家既に十八歲、御家督を嗣ぎ給ふ。天下の事何の危みかおはしますべき。同二十日に左中將に轉ぜられ、外祖北條時政執權たり。始賴朝卿出張の時より輔翼となりて威を振ひ、愈是よ

鳴弦—弦を鳴して惡魔を禳ふなり

○賴家家を嗣ぐ

所平政子この悲みに堪難く、髪を下して尼になり御菩提を弔ひ奉り給ふ。哀なりける事共なり。

べし。同六月三日、若君一萬殿十四歳、網代の車に召されて參内あり。同二十五日に頼朝父子、御臺共に關東に下向し給ふ。

○右大將頼朝卿薨去

同年七月に稻毛三郎重成が妻、武藏國にして日比心地惱みしを、樣々醫療するにその效なく遂に卒去せしかば、重成別離の悲みに堪かね忽に出家す。この女房は北條遠江守時政の娘にて、頼朝卿の御臺政子の妹なり。同九年十二月稻毛重成亡妻の追福の爲、相摸川の橋供養を營む。右大將頼朝卿結緣の爲に行向ひ、御歸の道にして八的原に掛りて、義經、行家が怨靈を見給ふ。稻村崎にして安德天皇の御靈現形し給ふ。是を見奉りて忽に身心昏倒し、馬上より落ち給ふ。供奉の人々助起し參らせ、御館に入り給ひ、遂に御病に罹り、樣々の御祈禱、醫療手段を盡すといへども、更に寸効なし。年既に暮て、新玉の春を迎へ、正治元年正月十一日征夷大將軍正二位前大納言右大將源頼朝卿病惱に依て出家し、同じき十三日遂に逝去し給ふ。歳五十三。治承四年より今年まで世を治ること二十年なり。一旦無常の嵐に誘れ、有待の命を盡し給ふ。內外の歎言ふ計なし。御臺

成風の業―莊子に「運レ斤、成レ風」とあるに出づ建築の業なり

○後白河法皇崩御

天平勝寶元年に金銅十六丈の盧遮那佛の大像を鑄奉り。佛殿その功を成就して、十二月七日に供養を遂げ給ひけり。主上孝謙天皇、上皇聖武皇帝行幸まします。供養の導師は南天竺の婆羅門僧正、呪願は行基僧正なり。かゝる大造の靈場を安德天皇治承四年十二月二十八日平相國の惡行に依て、重衡卿南都に向ひ、堂舍に火をかけて佛像を燒滅す。爰に後白河法皇深く歎かせ給ひて、俊乘坊上人重源に勅して、高卑の知識を唱ひ、成風の業を勸めしめ、大宋國の佛師陳和卿に仰せて、大佛の御首を鎔範し、法皇御親ら開眼し給ふ。重源上人既に先規の例に依て、大神宮に詣して造寺の祈念を致す所に、風宮の社より二顆の寶珠を賜る。今に當寺の重寶として寶藏に納めらる。周防國の杣木を取て、大廈の功を遂られ、今日事故なく、供養を遂げ給ひけり。後白河法皇は此大佛殿の事を本願上人に勅し給ひける所に、去ぬる建久三年三月に崩御あり。寶算六十七歲なり。此君の御在位は僅に三年にして、二條、六條、高倉、安德、後鳥羽五代の天子朝政を院中にして沙汰し給ふ事四十餘年なり。その間保元の亂より信賴、淸盛、義仲に惱され給ひ、賴朝の軍功に依て暫く安穩なりけれども、朝政は武家に遷され、王道の衰敗する事は此院より始れり。今是大佛成就せしに先立て崩じ給ふは、御本意を遂げざる誠に殘多かる

及び、既に狼藉蜂起の色顯る。結城七郎朝光仰に依て、衆徒の前に馳向ひ、跪きて右大將家の使者と稱す。衆徒等その禮を感じて、暫は靜り聞きけるに、朝光卽ち嚴旨を傳ふ「夫當寺は是平相國の爲に回祿し、空しく礎のみを殘す。衆徒尤悲歎すべき事歟。源氏たま〱大檀那となり、造營の初より供養の今に至るまで施功を勵し、合力を致す。剎魔障を拂ひ、佛事を遂んが爲、關東數百里の行程を凌ぎ、東大伽藍摩の結緣に詣で給ふ。衆徒何ぞ歡喜せざらんや 無慚の武士猶其結緣を思うて供養の値遇を喜ぶ。有智の僧侶爭か違亂を好みて、我が寺の再興を妨げんや。狼藉の造意頗る當らず。この旨承り存ずべきもの歟」と申したりければ、衆徒理に服し忽に先非を恥て各後悔に及び、數千一同に靜て、「使者の勇義美好の容貌、辯口利才の勝れたる、武畧の達するのみにあらず、既に靈場の軌格其禮節を存ずる人なり」とぞ感じける。其期に臨みて行幸あり。執柄以下の卿相雲客花を飾り、傍を拂て供奉し給ふ。未尅の供養の儀あり。導師は興福寺の別當僧正覺憲、呪願師は當寺の別當權僧正勝賢なり。仁和寺の法親王以下諸寺の碩學龍象衆會の僧衆一千口に餘れり。誠に是朝家、武門の大營、見佛聞法の繁昌なり。昔聖武天皇當寺建立の叡願に依て、左大臣橘諸兄公の勅使として、大神宮に祈誓し給ひ、

流人の如くなり。當麻は薩摩國に流遣すべきに定められしを姫君の御不例に依て赦放たれけるとかや。

○南都大佛殿供養 付 賴朝卿上洛

同六年二月四日右大將賴朝卿、若君賴家、御臺政子上洛して六波羅の亭に入り給ふ。三月十日東大寺大佛殿供養結緣の爲に南都に下向あり。東南院に著御ある。夜半に及びて主上後鳥羽院南都に行幸ましまし〳〵けり。賴朝卿の御布施物として馬十疋、八木一萬石、黃金千兩、絹千疋を施入し給ふ。和田義盛、梶原景時是を奉行す。その行粧誠に美々敷ぞ見えたる。先陣は畠山重忠、後陣は和田義盛なり。賴朝卿父子は網代の車に召され、御臺所は八葉の車に出衣あり。隨兵前後に警固して雲霞の如し。大名、小名列をなし、狩裝束、水干、布衣の裝束てより定められたる所なり。面々召倶したる家子郎從、更にその數を知らず。同十二日寅の一點に、和田梶原數萬騎を率して、東大寺の四面を警固す。日出でて、右大將家參堂あり、堂前の庇に著座し給ふ。見聞の衆徒等門內に群りて込入けるを警固の隨兵是を咎むるに用ひず。梶原景時是を鎭めんとして、無禮の口論に

八木—米の字を分ちていふ
○源家榮華の項上

趣を官符に載らるゝ所なり。全く自由の義にて候はず」と申しければ、頼朝重て仰の旨もなし。重能歸りて、範頼に語る。「定て是は讒人の所爲なるべし。口惜き事かな」と齒を切齒りて憤り給ふ。この折節範頼の家人當麻太郎と云ふ者殿中の御寢所の下に忍び入て息を潛めて臥居たり。夜更て頼朝卿御寢所に入り給ひて人氣ある事を知り給ひ、潛に近習の侍結城七郎朝光、宇佐美三郎祐茂、梶原源太景季を召して捜させらるゝに、當麻太郎を捕へたり。搦取て推問せられしに、當麻申けるは、「三河守殿御不審を蒙り、起請文を遣されし所に、重て仰の旨なくして、是非に迷ひ候。されば內證御氣色の事を承り安否を思ひ定むべきの由愁歎せられ候。若自然の次を以てこの事を仰出さるゝやと、その形勢を伺ひまゐらせん爲に、參向仕たる計にて全く陰謀の企にはあらず候」とぞ申しける。使をもつて三河守殿に尋ね仰せらるゝに、「少も存知仕らず」と有しかば、當麻が陳謝その故あるに似たれども、所行既に常篇に超たり。日比の疑愈符合す。彼の當麻太郎は三河守殊に祕藏の勇士にて、弓劍の藝その名を得たる者なり。心中旁御不審あり、寬宥の汰沙に及ばず。同意結構の黨類あるべしとて、數箇の糺問ありといへども、當麻更に一言の義なし。範頼は伊豆國に於て狩野介宗茂、宇佐美三郎祐茂に預けられ、偏に

狡兎云々―史記に「狡兎死して走狗煮られ、高鳥盡きて良弓藏められ、敵國破れて謀臣亡ぶ、我固より當に煮らるべし」とあるに出づ
荊棘蒼蠅―共に讒人に比す

に依て五郎は斬られにけり。六月七日頼朝卿鎌倉に歸り給ふ。

○範頼勘氣を蒙る 付 家人當麻太郎

參河守範頼は頼朝卿の御舍弟として蒲御曹司と申しけるが、平家追討の時は大手の大將として、武威を輝かし給ひしに、源氏一統の世となり、四海靜謐に歸せしかば、狡兎盡きて、良犬煮られ、横流乾きて、防堤壞たるゝとかや、頼朝卿の御氣色何時しか疎く見ゆるに付きて、荊棘の蒼蠅營々として左右に遮り、範頼叛逆の企ある由讒申す者あり。頼朝卿大に怒り給ひ「其義に於ては人數を遣し、打ちほすべし」とありければ、範頼大に驚き給ひて、一紙の起請文を書いて因幡前司廣元に付きて、進覽せしめらるゝ所に、頼朝卿更に御許容なし。殊に咎め仰せられけるは、「源範頼と書きけるは、當家一族の義を存する歟。頗る過分なり。是先起請の失なり」とて範頼の使者大夫屬重能を御前に召出し、此旨を仰含めらる。重能陳じて申しけるは、「三河守殿は故左馬頭殿の賢息なり。御舍弟の義を存ぜらるゝの條、勿論の事にて候。去ぬる元曆元年の秋、平家征伐の御使として上洛せらるゝの時には、舍弟範頼を西海追討使に遣すの由御書に乘せて奏聞の間其

まで

氣疎けれ—面白からぬ

面なく—面目なく

勢子—鳥獸を狩出す列卒

この邊曾我物語參照

御臺更に御感なし。「武將の嫡子として、野山の鹿鳥を射取りたるは珍しからず、楚忽の早使こそ氣疎けれ」と宣ふに、景高面なくして歸りまゐりぬ。二十七日の未明より勢子を催し狩り給ふに、各手を盡して藝を顯す。一日狩暮して、明日は卷狩あるべしと定めらる。その夜の子剋計に伊東次郎祐親法師が孫曾我十郎祐成、同五郎時致忍入りて、工藤左衞門尉祐經を討ちたり。備前國吉備津宮の王藤内は平氏の家人瀨尾太郎兼保に與して、囚人となり、祐經に屬して、本領を許し給はり歸國すべきを、今夜名殘の盃酒を勸め、同じ所に臥して討たれたり。祐成兄弟父の敵を討ちたる由宿直の輩聞付て走り出でつゝ疵を蒙る者多し。十郎祐成は仁田四郎忠常に討れ、五郎時致は御前を指して亂入りしを小舍人五郎丸搦取りたり。御前に引出し、直に子細を聞かしめ給ふ。この兄弟は伊東祐親が嫡子、河津三郎祐泰が子なり。去ぬる安元二年十月に伊豆國奧の狩場に祐經に射られて死す。この時祐成五歲、時致三歲なり。親の敵なれば宿意を遂げんと晝夜に狙ひしが、祐成二十三歲、時致二十に成て、今夜本望を遂げはべり。祖父伊藤祐親御勘當を蒙り、父祐泰も相果てたり。その孫なれば召出さるる事もなく、この恨を報ぜん爲御前を指して亂入せしと申す。賴朝助けたく思召しけれども、祐經が嫡子犬坊丸が申す

○諸國に守護地頭を置く

せしめ給はば、民の煩國の費幾、その限候まじ。只この次に六十餘州の惣追捕使を申し賜り、國衙莊園に守護、地頭を居ゑられば、如何なる事にもその恐あるべからず」と申しければ、賴朝卿甘心し給ひ、「誠に本末相應の忠言なり」とて、卽ち奏聞を經て、諸國の守護、地頭、權門勢家の莊工を論ぜず、段別五枡の兵糧米を宛課すべきの由申さるゝに、院は何の御遠慮にも及ばず、次の日勅許あり。賴朝是より諸國に守護を置きて國司の威を抑へ、莊園に地頭を居ゑて、本所の掟を用ひず。王道は日を追て衰敗し、武威は月に隨ひて昌榮す。天下その命を守り、國家この權に服す。

○政權武門に遷る

○富士野の御狩　付　曾我兄弟夜討

同四年五月十六日右大將賴朝卿富士野藍澤の夏狩を見給ふ。五間の假屋に賴朝、若君旅館として、御家人同じく軒を連ねて假屋を作る。若君初て鹿を射さしめ候ふ。愛甲三郞季隆は物逢の故實を存ずる上、折節近く、御眼路に候ず。若君の放ち給ふ所の矢過たず鹿に中て羽ぶくらをせめて立ちたり。究竟の矢壺なれば、一矢にて留まる。賴朝感悅淺からず、山神に祭り、梶原平次景高を鎌倉に遣して、御臺所政子の御方へ申さしめらる。

羽ぶくらをせめて—羽ぶくらの所

○政所、問注所、侍所整頓す

○頼朝上洛 竝 官加階 付 惣追捕使を申賜る

建久元年十一月七日頼朝卿上洛し給ふ。池大納言頼盛卿の六波羅の舊跡を點じて入り給ふ。次の日院參あり。網代の車大八葉の文を居られたるに召され、夜に及びて退出あり。次の日禁中に參內し給ふ。除目行はれて、頼朝卿參議中納言を經ずして、直に權大納言に任ぜらる。同二十四日右大將に任じ給ふ。御直衣始あり。藤の丸うす色堅文の織物差貫に野劍を帶し、笏を持ち檳榔毛の車に召され、前駈六人隨兵八人にて院參し給ふ。美美敷ぞ見えにける。次で兩職を辭退して、十二月二十九日鎌倉に歸り給ふ。翌年正月十五日政所の吉書始を行はる。前因幡守平朝臣廣元を政所別當に補せられ、中宮屬三善康信問注所の執事となる。和田左衛門少尉平朝臣義盛を侍所の別當とし、梶原景時を所司とし給ふ。去ぬる文治二年三月に平家追討の賞として後白河院より征夷大將軍の宣を蒙り、正二位に轉ぜらる。廣元申しけるやう「世既に澆薄にして、人また梟惡なり。天下反逆の輩更に以て絕べからず。東國は御住居なれば、靜謐すべしといへども、南方西北國に於ては定て奸濫の企を起さん歟。是を靜められん爲に、毎度軍勢を催して發向

を知らず。西は白川の關を境ひ、東は外濱に至る。中央に衣の關を構へて、左は高山に隣り、右は長途を經る。南北の嶺連り亙つて、產業は海陸を兼ねたり。三十餘里の行程は竝木の櫻春每に雪か花かと怪まる。駒形山の峯よりも麓に流るゝ北上川、衣川に續きて、官照が小松楯、成通が琵琶柵、皆翠岩の間にあり。衣川の舊き跡は秋草空く鎖す事數十町、礎殘りて苔生し、城郭の名のみ聞えて、狐兎の栖となり果てたり。是等の事を思續くるに誰か哀を知ざらん。折しも長月の十三夜、今年は例に替りて獨詠むる月影の更行くまゝに曇りがちなるを見て、

昔にもあらでぞ夜はの憂しく月さへいとど曇りがちなる

浮雲を吹き拂ふ空の秋風を我がものにして月ぞ見まほしと存ずるなり。如何にも計ひ給ふべし。科なき身には力及ばず」とぞ申されける。景時淚を流し歌の樣をはうびして、賴朝卿に斯と申せば、誠に哀と思召して、「この上は還住せられよ、相違の事あるべからず」とて賞を加へてぞ歸されける。

師檀―寺僧と檀那と

○無量光院の僧詠歌

其比平泉の無量光院の住持の僧助公法師は學智行德の道人なり。多年泰衡と師檀の契淺からざりしに、思の外なる兵亂起りて、國家悉く滅亡す。泰衡の館は大厦高堂灰燼となり、數町の郭地寂寞として飄々たる秋の風は響を失ひ、蕭々たる夜の雨は音絕えて心細き事限なし。今夜は名におふ九月十三夜この人世にあらましかば、傾く月にあこがれて折から興を催し給ひて、人々集り吟哦の遊もありなん。移變る世の中とて、只我獨のみ詠むる事よと漫に淚の浮びければ、一首の歌を吟詠す。是を聞きける人鎌倉殿に言上して、助公法師は憤を含み、逆意を企つる由風聞しければ、卽ち搦取りて、梶原景時に子細を推問せらる。助公申されけるは「抑無量光院と申すは鎭守府將軍藤原秀衡の建立として、宇治の平等院の地境を遷し、丈六の彌陀を安置して本尊とす。堂內四壁の扉には觀經の說相を圖畫し、三重の寶塔甍旣に雲に輝き、院內の莊嚴は、光り又空に映ず。しかのみならず、出羽陸奧兩國の中に一萬餘の村里あり。淸衡、武貞、基衡に至る代々伽藍を建立し、秀衡父の讓を承け、佛餉燈油の寄附を致し、九十九年以來堂舍の建立數

姑蘇城—吳王夫差の居城越王の爲に焚かる

咸陽宮—秦始皇の宮室項羽に焚かれ火三月滅せざりき

○泰衡殺さる

を討取りたり。金剛別當秀綱は目の前に子を討たせて、なじかは生きてかひあらんと獅子奮迅の怒をなし、敵を撰ばず切て廻る。既に氣疲れ、力撓みて、小山七郎朝光に組まれて、遂に首をぞかかれける。國衡は城を出でて、出羽の道より大關山を越える所に、和田小太郎義盛、大高宮の邊にして追詰めければ、國衡深田に馬を入れて打てども上らず、終に首をぞ取られける。金十郎、勾當八、赤田次郎が籠りし根無藤の城も落ちて、郎等或は討死し、勾當八、赤田以下三十餘人は生捕る。出羽國も破られて、田川、秋田討たれたり。大將泰衡は玉造郡に赴き平泉の館に歸りしかども、宗徒の郎等悉く討はされて叶ふべくもあらざれば、館に火を掛け一片の烟と燒上げ、跡を暗して逃亡す。哀なるかな、平泉の館は淸衡より以來、三代の舊跡として桂の柱、杏の梁、麗水の金を鏤り、崑山の玉をちりばめ、作磨きし館舍なるに、姑蘇城一片の煙に和し、咸陽宮三月の火に化しける運命の程こそ悲しけれ。頼朝諸方に軍兵を遣して尋搜さるる所に、泰衡一旦の命を助からんとて夷嶋に赴き、厨河の邊に忍行きけるを、譜代の郎等河田次郎忽に舊好の恩を忘れ、泰衡を討て、首を頼朝に奉り、降人に出たり。主君を殺す八虐人をみせしめの爲にとて、河田が首を刎ね、出羽、奥州を治めて、鎌倉に歸陣あり。

鳥取越を―下に越えを補ひて解すべし

孟賁―衞の勇士

を木戸口に追込み、靜々と引取りしは大剛勇力の名士なりと皆感じてぞ稱美しける。寄手の大軍木戸口に詰寄せ、畠山、小山兄弟、三浦の人々、猛威を振うて攻戰ふ。其聲山に響き谷に渡り、夥しとも云ふ計なし。されども城中の兵要害に向ひて強く防げば寄手厭みてぞ思ひける。此所に小山七郎朝光、宇都宮左衞門尉朝經、郎從紀權守波賀二郎大友以下の七人、安藤次を案内者として潛に伊達郡藤田の宿より會津の方に向ひて、土湯嵩、鳥取越を、大木戸のうへ、敵城の後の山に登りて、時の聲を作りければ、「すはや搦手より破るゝぞ」とて、城中周章慌忙きて我も〳〵と落ちて行く。朝霧の紛に、秋の山影灰暗く、岩路露に濕ひて、滑なる苔の上に衝伏せ、切倒し、親討たれ、子討たるれども、落留る者更に無し。その中に金剛別當が子息下須房太郎秀方生年十三歳になりけるが聞ゆる大力の兵にて、只一人踏止り、押掛る寄手に馳合うて、當るを幸に切りければ、我は甲の眞額を喉まで打割り、或は鎧をかけて胴切にし、膝を薙伏せ、首を打ち落す。孟賁が勢を以て趙雲が膽を張る。寄手大勢なりといへども、秀方一人に切立てられ、辟易して見えし所に、小山行光が郎等藤五郎行長進寄りてむずと組み、その容顔の美麗にして幼稚なるを見て、強力の年にも似ざるを感じながら、良久しく組合うて、遂に是

阿津樫山―今の國見山か

は城郭高く築きて壘深く構へ、名取、廣瀨の兩河に柵を構き、大綱を流し、泰衡は國分原鞭楯に陣取り、栗原一野邊の城には若九郎太夫餘平六を大將として一萬餘騎にて堅めたり。田河太郎行文、秋田三郎致文には出羽國をぞ防がせける。賴朝卿の先陣矢合して攻掛る。小山朝光加藤次景廉等命を顧みず戰ひければ、金剛別當攻破られ、大將國衡以下城を出でて引退く。泰衡が郎從佐藤信夫莊司は繼信、忠信が父なり。叔父河邊太郎高經、伊加良目七郎高重等を相倶して石那坂の上に陣を張り、逢隈河を掛入れて、隍を深くし、柵を引き、石弓を張て待掛たり。常陸入道念西が子息常陸冠者爲宗、同次郎爲重、同三郎資綱、同四郎爲家、その郎從等と潛に株の中より澤原の邊に進出て、鬨の聲を揚げたりければ、佐藤莊司等前後の寄手を防がんと命を棄てて防ぎ戰ふに、爲重資綱、爲家は疵を蒙る。すでに危く見えし所に、冠者爲宗勇捍を勵し、右に廻り、左に馳て打て廻るに、莊司以下宗徒の兵十八人が首を取る。殘る軍兵四方に散りて敗北す。阿津樫山の上經ヶ岡に首を梟けて逃るを追て進み行く。泰衡が郎從伴藤八は六郡第一の大力、武勇の名隱れなし。狩野五郎を討取りて勢八方に耀く所を、工藤小次郎行光馳竝べてむずと組み暫爭ひけるが、藤八遂に下になり、行光之が首を取る。城中の兵折來る

岩崎より云云—一書に岩城岩崎を廻り河の湊を渡て參會云々とあるに從ふべし

度の使を用ひず、仰を背きて延引に及ぶ事、其科遁難し」と憤深く思ひて、京都に奏聞して宣旨を給はり、人數をぞ催されける。文治五年七月八日千葉介常胤に仰せて、新造の御旗を奉らせらる。去んぬる治承四年千葉介軍勢を率して、頼朝の御陣にはせまゐりしより、諸國皆隨付きたるその例に依るべしとなり。往初入道前將軍頼義勅を蒙りて、安倍貞任、鳥海宗任を退治の時の御旗の如く、一丈二尺二幅なり。白絲を以て伊勢大神宮、八幡大菩薩と云ふ文字を上に竝べて縫せられ、下には山鳩二羽差向ひて縫付けたる。今度奥州追伐の御旗なれば、その佳例をぞ移されたる。同じき十九日頼朝卿奥州追伐の首途し給ふ。千葉介常胤、八田右衛門尉知家は東海道の大將として、常陸、下總兩國の勢を率して、宇太、行方を經て、岩崎より隅田川の湊にて渡逢ふ。北陸道は上野國高山、小林、大胡、左貫の軍勢を催し、越後國より出羽國に押懸り、念種關にして寄合べしと定らる。頼朝卿は大手に向ひ、中路より攻下り給ふ。先陣は畠山次郎重忠なり。和田義盛、梶原景時は軍奉行を承る。既に陸奥國伊達郡阿津樫山に著き給ふ。泰衡この由聞きて、阿津樫山に城郭を構へ國見宿の中間に逢隈川の流を堰入れつ、泰衡が異母の兄西木戸太郎國衡を大將とし、金剛別當秀綱以下二萬餘騎にて堅めたり。刈田郡に

行家は和泉國小木鄕の民家に入て、二階の上に隱ゐたるを、常陸房昌明聞付けて討取りぬ。義經の家人堀彌太郎景光は糟屋藤太に京都にして生捕れ、佐藤忠信は中御門東洞院にして誅せらる。其外一族餘黨悉く伏誅す。義經は妻子を相倶し、山臥の姿に成りて、伊勢美濃を經て、奥州に下られしを、秀衡册き奉り、衣川の館にいれまゐらせ、暫安堵の思を延られしに、文治三年十月二十九日秀衡逝去せられたり。日比重病に罹りしかば、子息泰衡以下を召して遺言しけるは、「伊豫守殿を大將軍とし國務を勤め侍らば、陸奥出羽の兩國永代を持つべし」となり。然るを賴朝卿宣旨を以つて、「義經を討ちて奉るべし」と使節度々に及びしかば、泰衡忽に心を變じ、家人郎從數百騎を遣し、衣川の館を攻ければ、郎從共は戰うて討死し、義經叶はずして、妻子を殺して自害せらる。年三十一歲なり。新田冠者高平を使として、義經の首級を鎌倉にぞ送りける。泰衡が弟泉三郎忠衡は義經に同意したりとて、人數を遣して攻討けり。

○義經死す

○賴朝卿奥入　付　泰衡滅亡

○賴朝奥州征伐の原因

賴朝卿仰せけるは「義經を討てまゐらせしは忠に似たりといへども、兩度の宣旨賴朝が度

を殿中に招請し、還御の後、御芳談に及ぶ。其間に歌道並に弓馬の事に就て條々尋ね仰せらるゝに、西行上人申されけるは「在俗の往初なまじひに家風を傳ふといへども、保延三年八月遁世の時、藤原秀郷朝臣より以來九代嫡家相承の兵法の書は悉く燒失す、思へば是罪業の因なるを以て、その事今は露計も心の底に殘し候はず、皆忘て候。詠歌は是花月に對して心を感ぜしめ候折節は、僅に文字の數を連ぬる計にて、更に奧旨を知りたる事もなければ、又報じ申すべくも候はず。されども恩問等閑ならねば、弓馬の事粗々申さん」とて、終夜語明して退出しけり。頻に留め給へども、今はとて拘らず。賴朝白銀にて作りし猫を送られしに、西行上人賜りて門外に遊び居たる小兒に與へて過ぎ行けり。是は俊乘坊重源上人に約をうけ、東大寺勸進の爲奧州秀衡は一族なれば、陸奧に赴くたよりに鶴ヶ岡に順禮すと聞えたり。

○伊豫守義經自殺

伊豫守義經、備前守行家は賴朝卿に背き奉りて自立の志あるを以てその行方を尋搜り討取るべきの由仰せ觸れらる。是に依て諸方に立忍び隱れ給へども、足を留むる所なし。

ー締なく　牢籠しー落魄し

通の女性に戯るゝ如くに存ずる歟。義經牢籠し給はずは、和殿達に見ゆる事は有るまじ。況や艶語を通ぜられんや。是につけても、あな痛しの伊豫守殿や」とて引被きて臥ければ、景茂は面目なく、人々皆興を消して歸られたり。文治二年閏七月二十九日靜即ち男子を産生す。是伊豫守殿の御子なり。女子ならば母に給はるべし。男子たる上は將來其心根計難しとて、安達新三郎に仰せて、由井浦に棄てしむ。新三郎行向ふに、靜更に之を出さず。衣に纒ひ、抱き臥して、叫喚ふ、時移りければ、安達も哀を催しながら、磯禪師を責しかば、力及ばず、赤子を渡す。御臺政子哀がり給ひて、申し宥めらるれども、叶はずして刺殺して埋まれ。八月十五日靜は暇給はりて都に上る。樣々の重寶共御臺、姫君の御方より給はりけり。

○西行法師賴朝談話

八月十五日賴朝卿鶴ヶ岡に參詣し給ふ。御下向の道に於て一人の老僧鳥居の邊に徘徊す。梶原景季を以て名字を問はしめ給ふに、「佐藤兵衛憲清法師なり。今は西行と名付る者なり」と答へたり。賴朝大に喜びたまひ、奉幣の後心靜に對面を遂げらるべしとて、西行

黄竹

しづやしづの歌―伊勢物語に「いにしへの倭文の苧環繰返し昔を今になすよしもがな」とあるを原とす

郢曲―今様風のうたひ物

しどけなく

しづやしづしづの苧環繰返し昔を今になすよしもがな

その聲の美しさ、空に滿ち雲に通ひ、梁塵宛然飛ぶかとぞ上下の感興を催しける。賴朝仰せける樣は、「八幡宮の御寶前にてその藝を施すには關東の萬歲をこそ祝ふべきに、憚る所なく、義經を慕ふて離別の曲を歌ふ事の奇怪さよ」と有ければ、御臺政子申させ給ふは、「君既に流人とし、伊豆におはします時、我に契の淺からざりしを、時宜の恐ありとて、北條殿潛に引込められしに、暗き夜の雨に燭をもとらず、獨涙に搔曇り、又石橋の戰に御行方を聞かまほしく、夜となく晝となく魂を消し、胸を冷し候ひける。今の靜が心の內誠に往初に較べて、さこそと思ひ候ぞや。內に動く物思の外にあらはす風情となる、いとど哀に覺えたり」とのたまふに、賴朝憤解け給ふ。卯花重の御衣を脫ぎて、簾より押出させ給へば、靜は是を賜り打被きてぞ入りにける。工藤祐經、梶原景茂、千葉常秀、八田朝重、藤判官代邦通等靜が旅宿に行向ひ、酒宴を催して遊びけり。笑語興に入り、郢曲妙を盡し、靜が母磯禪師も藝を施し、慰めければ、皆數盃を傾けたり。梶原三郎景茂醉に和して、しどけなく靜に向ひて艷言を通ぜしかば、靜大に怒りて、涙を流して申しける樣、「伊豫の守殿は鎌倉殿の御連枝、我はかの妾なり。御家人の身として普

磯禪師—一說白拍子の始

伊豫守—義經

結界—佛法にて法を以て界を結び内に入れざること

今樣—今樣歌

○靜、鶴ヶ岡に舞ふ

黃竹—岐昌發詠于來思姬穆申歌子

送渡す。關東に下すべき由仰に依て鎌倉に遣す。その母磯禪師も伴うて下りしに、筑後權守俊兼 民部丞盛時を以て、義經の事を尋ね問るゝに、靜が申す所分明ならず。「伊豫守殿は何がしとかや、名も忘れて候、吉野山の僧坊に立入り給へば、大衆起りて討奉らんと計ると聞きて、山臥の姿に成て、大峯に入る由にて、靜をば一の鳥居の邊に棄てて、山深く入り給ふ。女は峯に入る事結界の故に泣々京都の方へ向ふ所に雜色の男等衣裳財寶を取て逃失せしかば、道に迷うて捕へられ候。是より外には義經の御行方は知らず」と申す。先鎌倉に留めて、安達新三郎に預けらる。賴朝卿御臺所鶴ヶ岡にまゐらせらる。御臺の仰に、「かの靜と云ふ白拍子は今樣の上手にて舞の曲は世に雙なしと聞く。この次に廻廊に召出し舞を見ばや」とありければ、御使を立てらるゝに、別緒の愁に沈みて、病に罹り候由を申す。重て使を遣し、偏に大菩薩の奉幣に擬せられし由返す〴〵召されしかば、力及ばず、澁りながら、鶴ヶ岡にまゐりて、廻廊に舞臺を構へ、工藤左衛門尉祐經は鼓を打ち、畠山次郎重忠は銅拍子を仕る。白雪の袖を廻し、黃竹の歌を上ぐ。靜が歌舞の有樣類なくぞ覺されける。

吉野山みねの白雪踏み分けて入りにし人の跡ぞ戀しき

敵なくも―はりあひなくも

楚忽―粗忽

白拍子―白拍子の舞する遊女（この邊義經記參照）

にして追付き、敵なくも淸水冠者を討取り、首級を擧てぞ歸りける。この事隱密し給へども、姫君既に漏聞かしめ給ひ、愁歎の色深く魂を消す計にて、漿水をだに聞入れ給はず。賴朝も御臺も理に伏して、御哀傷甚し。殿中打潛みて、物の音も定にせず。姫君は貞節の心ざし金石よりも堅くして一生つひに二度人に嫁し給はず、有難き心操なり。御母御臺深く憤り給ひ。縱ひ仰の事なりとも、何ぞ内々姫君の御方へ申さしめず、楚忽に淸水殿を討ち奉り、姫君是故御病重く、日を追ひて、憔悴し給ふ。この男の不覺なりとて、堀親家が郎從藤内光澄を引出し、首を斬りてぞ棄てられける。

○義經の妾白拍子靜

北條四郎時政上洛して、平氏の一類所々に隱ゐたるを搜出し、或は生捕、或は押寄せて討取りければ、平氏の餘黨は一夜の宿をも假す人なく、影を隱すべき栖もなし。小松三位維盛の子息六代は遍照寺の奥にして尋ね出しけるを、高雄の文覺上人使僧を關東に下して申預り、出家せしめ給ひぬ。伊豫守義經の妾靜女といふ白拍子は義經沒落して、吉野山に捨てられしを、吉野の執行是を藏王堂の邊にして捕へたり。都に上せて北條に

事作善殊更に精誠を盡し給ひけり。

○清水冠者討たる　付　賴朝の姫君愁歎

木曾の義仲の嫡子清水の冠者義高は人質として賴朝に渡されしを、婿にしてかしづかる。然るに義仲朝敵の名に懸り、江州にて討れ給ふ。其子なれば、婿ながらも心操計難し、誅せらるべきなりと、内々昵近の輩に仰含めらる。女房等聞竊ひで、姫君の御方へ告知せたり。清水冠者その曉女房の姿に出立ち、姫君の御方の女房達に打圍まれて忍出で給ふ。海野小太郎幸氏は清水と同年にて晝夜御前を立去らず。已に相替りて張臺に入りつつ、宿直の下に臥して髻計を枕に出し、引被きて、日闌るまで起上らず。既に又起出でつゝ、清水殿の常の御座に立入りて、日比の有樣に替る事なく、只獨雙六を打つ。是は日比清水殿の慰として、朝暮に翫ばれしかば、幸氏必ずその合手にまゐりたる所なり。殿中の男女はこの事夢にも知らざりしを、晩景に及びて、斯と知りければ、賴朝大に怒り給ひ、幸氏を召戒め、堀藤次親家以下の軍兵を方々の道路に差遣し、討留むべき由仰付けらる。親家人數を分ちて、追手を掛けし所に、郎從藤内光澄武藏國入間河原

先帝―安徳帝、

先帝を抱き―實は按察使局なりと云ふ

○平家滅亡

敦盛等討死す。三位中將重衡は生捕られ、先帝、建禮門院、淸盛の後室二位の禪尼は宗盛、知盛、敎盛、敎經等に伴ひ、讃岐國屋嶋に赴きたまふ。義經四國を平げて、長門國に赴く。阿波民部重能降參す。平家敗軍して、舟に取乘り、赤間が關檀の浦にして戰ひ破れ、二位の禪尼は寶劍を腰に差し、先帝を抱き奉りて、海底に沈み、知盛、敎盛、敎經等皆悉身を沈め、宗盛、淸宗、建禮門院は生捕られ、平家此所に滅亡す。時に元曆二年三月二十四日なり。九郎義經生捕を連れて、鎌倉に下る。建禮門院は都に捨てられ、大原の芹生に引籠りて尼になり、阿波內侍と共に行ひ給ふ。義經は自立の心ありとて、腰越より追返され、宗盛父子を江州の篠原にて是を斬り、我が身は西海に赴かんとせしかども、風波荒くして、叶はず。奥州に下りて、衣川の城に居住す。秀衡死して後に、文治五年閏四月賴朝の仰によりて、泰衡が爲に自害せらる。生年三十一歲、その郎從十餘人皆此所に討死す。去年壽永二年の冬後白河法皇より故左馬頭義朝竝に鎌田兵衞政淸が首級を東の獄門より尋ね出して、鎌倉に下させ給ふ。賴朝大に喜び給ひて、自ら鎌倉の勝地を求め、十一月に鶴ヶ岡の東に方て、勝長壽院を建立し、佛工定朝に仰せて、丈六金色の彌陀の形像を作らしめ、大伽藍の造營落慶供養あり。義朝、政淸が首級を葬り、佛

三會說法―彌勒菩薩が聽衆を三度に集めて說法すること

悉地―成就の義

石壁高さ數丈なり。入る事數十步にして仰瞻れば、只岌々として高く見ゆ。嶋神の小祠あり。鳩常に栖とす。道暗くして進難し。松明を燃して、深く入るに、水濕ひて煖なり。昔役行者伊豆の大嶋に流されし時、この窟に出入し給ふ。是より一町計にして其より末は行盡難く、誠に龍神の行き通ふ所、殆類なき淸境なり。當來彌勒の出世に方て、三會說法の辨才はこの嶋より現るべし。大辨才天の神力は人の信ずるに從て、福智威勢今世後生總て二世の悉地を得る自在慈悲の妙用誰人か信ぜざらん。賴朝は金洗坂の邊にして牛追物を御覽じて、それより御館に歸り給ふ。

○義仲死す

○義經等の戰功

○勝長壽院造立

木曾冠者義仲京都に入て、平家追落の賞として、左馬頭に補せられ、押して征夷大將軍となり、惡行頗平家に越えたり。賴朝是を聞きて舍弟蒲冠者範賴、九郎義經に六萬餘騎を差添へて上洛せしむ。義仲打負て、都を落ち、江州勢多の邊にて郎等皆討たれ、粟津原にして流矢にあたりて死す。年三十一歲なり。範賴、義經二手に成て、一の谷に向ひ、義經搦手より後の山を廻り鵯越より攻入て火を放つに、平家敗軍し、通盛、忠度

溜らず—堪止らず

轉法輪云々—佛が說法をなして衆生を利し導くこと

閻浮提—この世界

鎌倉より內通ありて、京都に留り給ふ。平氏の一門は福原にも溜らず、筑紫に向ひ、太宰府に至る。豐後の緒方三郞惟義に襲はれ、九國を離れて、四國に赴く。阿波民部重能是を迎へて、讃岐國屋嶋に內裏を造り、此所に暫く止りて南海、山陽道を打靡けたり。

○賴朝腰越に出づる 付 榎嶋辨才天

同四月五日賴朝逍遙の御爲に腰越の濱に出で給ふ。北條、畠山、土肥、結城以下の人々御供なり。是より榎嶋に赴き給ふ。高雄の文覺上人此所に辨才天を勸請して賴朝の武運を祈られける。始て供養の法を行はるゝ故に依つて、今日鳥居を立てられけり。是濳には奥州の鎭守府將軍藤原秀衡を調伏の爲なり。抑辨才天と申すは龍宮城の主として、三世諸佛轉法輪利生化導の辨才なり。敎法既に閻浮提に滅盡の時、この大辨才皆龍宮にをさまるといへり。又その跡を尋ぬれば、四王天三十二將の隨一として魔軍を退け、佛法を守護し、修學信仰の輩には大福德を與へ給ふ。所持の寶珠はこの故なり。又この嶋の有樣陸を距る事數町にして、舟を渡して至る所に數十の小屋ありて、漁人の栖とす。嶋の西南に窟あり。海水浪をあげて是を浸し、潮汐湛て漣漪たる事池の如し。窟の內は

○義仲擧兵

○清盛薨ず

○養和と改元

○木曾義仲上洛 付 平家都落

東國には兵衛佐頼朝の武威日を追て盛なり。北國には木曾冠者源義仲旗を擧け、西海南海にも軍起り、筑紫には緒方惟義、四國には河野通清源氏に屬す。平家愈驚きて、軍勢を東北國に遣すといへども、運の傾く癖なれば、至る所利なくして引返すより外の事なし。去ぬる治承四年六月に清盛の計として、都を攝州福原に遷さる。翌年十二月又舊都平安城に遷返す。治承五年閏二月四日大相國清盛入道靜海西八條の亭に薨じ給ふ。春秋六十四歳なり。子息宗盛卿その跡を繼ぎて、平氏一門の棟梁たり。七月十四日改元ありて、養和と號す。同二年三月頼朝と義仲と不和に及ぶ。木曾殿その嫡子清水冠者義高を人質に遣して和睦す。頼朝是を鎌倉に連れて歸り、かしづきて婿とせらる。同四月平家の維盛、通盛を兩大將として、十萬餘騎北國に發向す。越中國礪波山以下所々の軍に木曾義仲に打負て、都に引返す。俣野五郎景久、齋藤別當實盛等皆討死せり。同七月木曾義仲北國より攻上りければ、平氏大に恐惑ひ、宗盛等の一門主上を守護して、西海に赴く。然れば清盛公の舍弟池大納言頼盛はその母池尼頼朝を助けられし恩に依つて、

て、泣々鎌倉に參りて申入れけるやう、「祖父資通入道は八幡殿に仕へて、禪室の御傅なりき。其より以來代々忠勤を源家に盡し奉りし事誰か是に比ふべき。父俊通は平治の軍に六條河原に骸をさらし、隨分の働を以て御恩を報じまゐらせたり。其子として三郎經俊既に大庭景親に與せし事その科餘ありといへども、これ只一旦平家の後聞を憚る所にて候。凡軍旅を石橋山に張出し候輩多く候へども、皆恩免を蒙り、科を宥め給ふ所君の御惠深く渡らせ給ふ故なり。然らば經俊も爭昔の勳功に御許を蒙らざらん」と泣口說きて申しければ、賴朝何とも仰せられず、土肥次郎を召して、預置所の鎧をまゐらすべきの由仰せらる。實平持參して櫃の蓋を開きて取出す。山內の尼が前に置かせて宣ふやう、「これは石橋合戰の日三郎經俊が射ける矢既にこの鎧の袖に立ちたり。その矢の口卷の上に瀧口三郎藤原經俊と漆にて書付けたり。文字の際より篦を切て、鎧の袖に立ながら、今まで置かるゝ所なり」とて見せ給ふに、老尼は重て子細を申すに及ばずして、泣く〳〵御前を立ちにけり。誠にその罪狀遁るゝ所なしといへども、且は先祖の勳勞を感じ、且は老母の悲歎に優じて死刑を宥め給ひし事、「仁慈類なき良將かな」と諸人賴しくぞ思ひ奉りける。

返忠―うらぎりて敵を助くること

政味方に屬す。その弟秀義は金砂の城に楯籠る。叔父佐竹藏人返忠して城を落す。今度寄手の中に熊谷、平山が勳功を第一に賞せらる。志多三郎先生義廣、十郎藏人行家等、國府に參向す。賴朝は鎌倉に歸りて、和田小太郎義盛を侍所の別當にぞ補せられける

○瀧口三郎經俊斬罪を宥めらる

山內瀧口三郎經俊は源家譜代の被官として、代々相州に居住しける所に、經俊如何思ひけん、平氏に心を寄せ、大庭三郎景親に與して、兵衞佐賴朝を石橋山に攻め追ひ奉る。然るに源家の運命盛に開け、東國には平氏の輩足を留むべきやうも無ければ、大庭景親長尾兄弟を初として、石橋山合戰の餘黨等悉降人に成て出けるを、科の輕重に從ひて或は殺し、或は許さる。瀧口經俊も身の置所の無きまゝに已が不忠不義を抱きながら、恥を捨てて、降人にぞ出でたりける。賴朝卽ち山內の莊を召放ち、その身は土肥實平に預置かる。この間生捕降人多き中に至て重科の輩は殺し給ふといへども、其は僅に十が一にして、宥めらるゝは少からず。されども瀧口が事は重々不義の罪科人なりとて殺さるべきにぞ極りける。經俊が老母は賴朝の御爲には乳母なり。我子の斬るべき由を聞

館を構へ、命を守り、忠を勵す、有道順理の政に四方悉その風に懷きて、推て鎌倉殿と稱し奉る。その所は本より遠境邊鄙の事なれば、海郎野人の外には住人少かりしに、今この時に方つて、大名小名多少の人集り、或は市を立て或は店を飾り、家居更に軒を轢り、賣買諸職の輩町を立て、小路を通して、山谷村里夫々に號を授け、絶えたるを繼ぎ、廢れたるを興し、鎌倉の荒蕪を刈拂つて天下の草業を立て給ふ。武威の輝く事、抑賴朝は源家中興の英雄たり。

○富士川の戰

○平氏東國討手沒落

大相國淸盛入道大に驚き、嫡孫小松少將維盛を大將軍とし、薩摩守忠度を副將とし、上總守忠淸、齋藤別當實盛等を侍大將として、三萬餘騎、賴朝追討のため、駿河國富士川の西の岸に下著す。賴朝大軍を率して、黃瀨河に出向はる。甲信兩國の源氏等北條時政に從つて、二萬餘騎にて推來る。平氏は富士沼の水鳥の騷ぐ羽音に驚き、一戰にも及ばず、逃落ちて、都に歸る。九郎義經奧州より上りて、賴朝に對面す。大庭景親降人に成て出でたり。石橋山の役に方つて、强敵の張本なれば、首を刎ねられけり。佐竹太郎義

蘋蘩蘊藻—神に薦むる清潔なる草類左傳に出づ

合期の—間に合ふ

知家事—政所の役人

山の住侶專光坊良暹を當宮の別當職にぞ補せられける。御燈の光は神威を顯し、宮前の花は神德を表す。讀經の聲は砌に響き、振鈴の音は雲に通ひ、蘋蘩蘊藻の供、鼓笛名香の薫玉の殿宇に潔く、朱の瑞籬に充滿たり。賴朝頭を傾けて、禮奠信仰丹誠を凝し給へば、その外の輩高きも卑きも參詣禮拜せずと云ふ者なし。神慮定て納受新に、源家擁護の眸は、遠く平氏の凶惡を退治し、國衙垂跡の惠は、近く軍士の勝利を施與し給ふものなりと、有難かりける神德なり。

○鎌倉新造の御館

同年十二月鶴ヶ岡の東の方大倉の郷に新御館を建てらる。大庭景義同じく奉行を承る。奇麗大廈の構は合期の沙汰致し難ければ、先暫く知家事兼道が山内の宅を遷立てたり。往初正暦年中にこの宅を造りし時、安倍晴明鎭宅の符をおしけるを以て、遂に回祿の災なしとかや。同月十一日土木の功を遂げしかば、賴朝卽ち渡御し給ふ。前陣は和田小太郎義盛、後陣は畠山次郎重忠なり。斯て寢殿に入り給へば、御供の諸將等十八間の侍所に二行に對座し、義盛中央に候す。凡出仕の侍三百十一人御家人等皆思ひ〳〵に家造し

落慶―落成祝をなす

華構―はなやかなるつくり

茅茨―粗末なる宮殿

往初―當時

○鶴ヶ岡八幡宮修造遷宮

大庭平太景義に仰せて、鎌倉小林郷の北の山を點じて、宮所を造營し、鶴ヶ岡の八幡宮を落慶す。頼朝この間精進潔齋し給ふ。然るにこの宮所の事本所を改て新地に遷し奉らんは神慮如何はからひ難し、只神鑒に任せらるべしとて、頼朝自御寶前に於いて御鬮を取り給ひければ、小林の郷に遷り給ふべき由三度まで同じ御鬮の出たりける故に「さては神慮も納受あり、危み奉るべからず」とて、未だ華構の飾には及ばずといへども、茅茨の營形のごとくに修造せらる。抑この八幡宮と申すは古後冷泉院の御宇伊豫守源朝臣頼義勅を承りて、安部貞任征伐の爲東國に下向ありし時、懇祈の旨有て康平六年秋八月竊に石清水の八幡を勸請し、宮所を鎌倉の由井郷に建てられたり。其後永保元年二月に頼義の長男陸奥守源朝臣義家修理を加へ、崇祀り給ひけり。今又是を小林の郷に遷し奉らる。本の宮居をば下の若宮と號し、今の鶴ヶ岡をば上の若宮と申し奉る。往初平家世を取て年久しく、」幣帛を獻ぐる人も自稀なりければ、宮居いつしか神閑びて漸く荒に就き侍りしに、頼朝鎌倉に入り給ひてより、修造遷宮の事を營み、卽ち走湯

○鎌倉の名の起源

鎌足公の玄孫染屋太郎時忠と云ふ者忠孝武勇の譽あり。文武天皇の御宇より聖武皇帝の御世に至るまで、鎌倉に居住して東八ヶ國の追捕使たり。後に平貞盛が孫上野介平直方任に應じて下り住みける所に、伊豫守頼義相摸守になりて下向の時、直方が女を妻せて頼義を婿とす。八幡太郎義家その腹に誕生し給ひ、成人して陸奥守に任じ、征夷將軍に補せられ、御下向ありける所に、直方即ち鎌倉を義家に讓り奉りしより以來、源家累代の領知として御家人は多く東國に充滿たり。然れば佳運を天下に開き先祖を雲の上に顯さんには、誠に慶き勝境にて候」とぞ申されける。頼朝大に甘心し給ひ、總州鷺沼の陣旅を拂て軍兵三萬餘騎を率して、隅田川を渡りて、武藏國に入り給へば、畠山、葛西、足立の人々馳付きたり。相摸國に著き給ふ前陣は、畠山次郎重忠、後陣は千葉介常胤なり。軍兵追々に加りて、幾千萬とも知難し、先鎌倉の民屋を點じて、御座として入れ奉る。その外の輩は谷に塞り、山に滿て、思ひ〳〵に陣を取る。治承三年十月六日鎌倉山に花開けて賑々しくぞなりにける。同十一日頼朝の御臺政子を大庭平太景義迎へ奉りて、鎌倉に入れ給ふ。めでたかりける事どもなり。

如何樣—實に
指せる—格別なる
八荒に—邊境まで

き忠節の人々なれば、たのもしくぞ思ひ給ひけれ。

○鎌倉草創 付 來歷

上總權介廣常は當國の軍勢二萬餘騎を引率して、隅田川の邊に參向す。賴朝の仰に「廣常が遲參の條心得難し。後陣にありて、御下知を守るべし」となり。この大軍にて、馳參らば、定て喜び給ふべきかと思ひし所に、却て遲參を咎めらるる事大量の英機あり。いかさま天下を治むべき人なりと恐入てぞ感じける。千葉介軍評定の中にして、賴朝へ申入られけるは、「今此御陣所はさせる要害の地にあらず、讐敵不慮に襲ひ來らば、防難かるべし、相摸國鎌倉こそ曩祖の勝跡とてし地形堅固なり。陸の手賦、海の通路、四方の國郡に便宜あり。軍兵を集むるに分內廣く、兵糧の運漕心のまゝに候。抑此所を鎌倉と名付くる事は昔 大織冠 鎌足公は常陸國に誕生し、都に上りて、宮中に仕奉り、次第昇進して、家門榮え、天智天皇八年に藤原の姓を賜り。入鹿の逆臣を討て、天下を靜め、內大臣に補任せられ、威勢四海に耀き、聲德八荒に盈ち給ふ。其宿 願 の 喜 として、常州鹿嶋に詣で給ふ歸洛の次、相州由井の鄕に宿し、その夜夢の告に依て、守の鎌を大倉

○治承四年八月十七日頼朝擧兵（以下東鑑參照）伏木の中に隱れ—虛說といふ

高倉宮は光明山の鳥居の前にして、流矢に中て、御命を落し給ふ。平家大に憤り、今度令旨を受し諸國の源氏等悉く追討すべき由聞えければ、頼朝仰けるは「平家の討手を受て防がんとせば、今の世に誰か味方に參る者あらん。徒に手を束ねて死を待つより外の事有べからず。遮て平氏追討の策をめぐらし、運命を天道に任すべし」とて、北條時政と密談し、藤九郎盛長を使とし、累代源氏の御家人をぞ招かれける。土肥、岡崎、佐々木、工藤、宇佐美、加藤の輩召に應じて參向す。八月十七日の夜、八牧判官散位兼隆を討て、それより北條を出て、相州土肥鄕に赴き、其勢三百餘騎にて石橋山に陣取り給ふ。大庭三郎景親、俣野五郎景久、梶原平三景時、曾我太郎助信、以下三千餘騎にて襲掛る。頼朝の軍敗續して、佐奈田與一、武藤三郎討死す。頼朝は椙山に登り、伏木の中に隱れ給ふを、梶原平三是を知ながら助け奉る。軍散じて、北條時政、土肥實平、近藤、岡崎、尋ね逢ひ奉り、土肥の眞名鶴が崎より舟に乘り、頼朝既に安房國に渡り給へば、三浦介義澄以下迎へ奉り、小山、豐嶋、下河邊の輩御味方に參りぬ。甲斐の源氏武田太郎信義、一條次郎忠頼起立て、旗を揚たり。千葉介常胤は三百餘騎にて頼朝の御陣に參向ふ。頼朝今は漸く軍兵を備け給ふ。其勢都合六百餘騎いづれも一騎當千の勇士として二心な

○時政賴朝を助く
高倉宮──以仁王

より相摸守入道高時に至る天下國家の執權たる事前後九代を持たり。武將三代、攝家二代、親王四代、是も亦九代なり。

○右大將賴朝創業

爰に右大將源朝臣賴朝は淸和天皇十代の後胤左馬頭義朝の三男なり。後白河院の御宇保元三年二月に生年十二歲にして皇后宮權少進に補せられ、右近少監上西門院藏人になされ、二條院平治元年十二月十四日右兵衞佐に任ぜられ、源家貴顯の時至りける所に、同じき十二月二十七日父左馬頭義朝は右衞門督藤原信賴に賴まれ、謀叛に與して、淸盛の爲に沒落して、東國に赴き、長田莊司に討たれ給ひぬ。賴朝は十四歲にして、彌平兵衞宗淸に生捕れ、殺さるべきに定りしを、池禪尼にたすけられ、伊豆國蛭が小嶋に流され、伊藤入道祐親が館におはします。祐親是を殺しまゐらせんと計りければ、伊藤を忍出て、北條時政を賴みて入り給ふ。時政卽ち我が娘政子を合せて婿とす。斯て二十餘年の星霜を送迎へて、賴朝既に三十四歲に成り給ふ。治承四年四月に高倉宮の令旨を給はる所にその事露顯して、源三位賴政入道父子一族共に宇治の平等院にして、平家の爲に討たれ

牛角―對等

仁にあたるべからず。文屋綿丸より征夷將軍の號あり。坂上田村丸は征東夷將軍と稱す參議藤原忠文を征東大將軍に任ぜらる。その後久しく中絶せしに木曾義仲都に上り、兵權を執るの日征夷將軍に任じ給ふ。其後右大將賴朝を征夷大將軍に任ぜられしより連綿として相續し、その子賴家は少將にして是を兼ねたり。舍弟實朝は兵衛佐の時より右大臣に至るまで是を兼ね給へり。往昔は國司職五ヶ年にして改補せられ、武將勳功大なれども、數ヶ國を管領する事なし。然るを後白河法皇叡慮短くおはしまして、平氏相國清盛に高位を授け、一類に給はる分國三十七ヶ國、日本の半分に越えたり。是より武威盛になり、主上上皇近臣の御惱と成りにけり。是にも御後悔の叡慮なく、賴朝を六十餘州の惣追捕使に補せられ、暫は公家武家牛角なりけるを、王法次第に衰微になり、武家日を追て昌榮せり。京都には兩六波羅に奉行を置き。築紫には探題を居。諸國には守護を定め、莊園に地頭を置きて、公家の政務を用ひず。賴朝の權威雲に翔り、賴家實朝に至り、僅に父子三代四十二年を持ちて、天下の柄自然として北條時政の手に屬せり。承久の末に攝家の御息を鎌倉に申下し、征夷將軍に仰ぎ奉る。是も只二代にして跡絶えたり。又親王家を申下し、將軍と崇め奉りしも、四代にして終り給ふ。その間北條遠江守時政

邊要—邊鄙の要所

鎌倉北條九代記

巻第一

○本朝將帥の元始

夫武將元帥の始を按ずるに、人王の第一代神武天皇東征の時道臣命を以て軍師とし給ふ。是物部氏の始祖なり。崇神天皇十年に四道の將軍に命じて四方の國を治めしむ。將軍の號是より起れり。第十二代景行天皇四十年に皇子日本武尊を以て大將軍とし、武日武彦の二人の命を左右の副將として東夷を征伐し給ふ。神宮皇后三韓を伐て、鎭守將軍を遣して、其後を治めらる。鎭守府の稱は是より起れり。日本國中に殊更東夷叛き易く、帝都を襲ひ奉るを以て、東征の將軍を置きて、國司の外に鎭守府を任じ、邊要の警とせらる。聖武天皇の御宇に始れり。藩鎭才幹の器を逞く、智謀武勇を兼ねざる則ば、この

北條九代記序

夫文武兩道。天下治世之經緯。國家安民之綱紀也。亂時則良將逞武威。而靜四海於太平之地。治世則明君修道德。而浴萬民於淳化之澤矣。斯故文武如兩輪。又譬二翼。若是缺一。則謬理政之基。而損敗自淺至深焉。蓋君暗而親佞信讒極奢。臣偸其權誇勢奸邪濫上淸廉廢下。流言聞于外。憤恨生於內。禍必起乎蕭墻之本。熒熒既炎炎。遂招于滅亡之患焉。玆以天下國家之興廢如運掌矣。庶幾復仁修德。本義謹深。正禮而行和也。道德卽契天理。庶品仰其惠。明時歸日新。六合雲治。四海浪靜。錯宗門戶昌榮。靡草安泰之佳運。以致萬全。以流永代言爾。

趙の孤兒―晉の趙朔が遺腹の子武を云ふ（史記に見ゆ）
遣孫―遺孫の誤か
單閼―卯
柳營―幕府

けるを、我が子孫を滅すべき仇と思ひなば、爭か宥め給ふべき。是併ながら八幡大菩薩・伊勢大神宮の御計とぞ覺ゆる。趙の孤兒は袴の中に隱れて泣かず、秦の遣孫は、壺の中に養はれて人と成ると申せば、人の子孫の絕えまじきには、斯かる不思議もありけるなり。義朝は鳥羽院の御宇、保安四年癸卯の年生れ。三十四歲にして保元元年に忠節を致し、勳功を蒙り朝恩に浴しける。今度の謀叛に與して身を滅しき。然れども賴朝義經二人の子ありて、兵衞佐三十四、判官二十二歲にして義兵を擧げ、會稽の恥を雪ぎ、二度家を榮し給へり。賴朝は、近衞院久安三年丁卯の年誕生す。義經は二條院、平治元年己卯の年生れたれば、三人共に單閼の年の人なり、中にも賴朝平家を滅し天下を治めて、文治の初諸國に守護を居ゑ、有らゆる所の莊園鄕保に地頭を補して、武士の輩を勇め、廢れたる家を起し、絕えたる跡を繼ぎて、武家の棟梁と成り、征夷將軍の院宣を蒙れり。卯は是東方三支の中の正方として仲春を司る。柳は卯の木なり。春の陽氣を得て、天道惠の眉を開き、營繁く榮ゆれば、柳營の職には、卯の年の人は實に便ありけるものかな。

平治物語終

○建久三年後白河院崩御

○正治元年賴朝死去

して樣々の重寶を賜り「如何に今まで下らざりけるぞ、大莊をも賜りたけれども折節闕所なし。然るべき所あらば賜ふべき」とぞ宣ひける。「誠に今まで參らざる條、私ならぬとは申しながら不義の至り、併ながら微運の至極なり」とぞ盛安も申しける。「建久三年三月十三日後白河院崩御成りしかば、軈て盛安鎌倉へぞ參りける。賴朝對面し給ひて、最も下向したりせば、然るべき所をも賜んずるに、今まで遲參こそ力なき次第なれ。小所なれども先づ馬飼とて、多記莊半分をぞ賜りける。由緒の由申しけるにや、美濃ノ國上中村と云ふ所をも、同じく賜りてけり。建久九年十二月に貢馬の次に「明年正月十五日過ぎば急ぎ下るべし、多記莊をば一圓に賜ふべし」と仰遣はされけるに、明くる正治元年正月十三日、鎌倉殿年五十三にて失せ給ひけり。源五是をも知らず、十六日に京を立ちて馳下る程に、三河ノ國にて早この事を聞きしかども、態とも下るべき身なれば、鎌倉に下著して、「その不運なる由語りける程に、昔の夢想の不思議など申しければ、齋院次官親能、その鮑の尾を卽ち食ふとだに見たらば、猶目出たからまし。賜りて懷中せし計なればにや、殘る所あるぞ」と申されける。さても淸盛公、兵衞佐を助置かれし時、よも只今當家を覆さん人とは思ひ給はじ。同じき九郎判官、二歲にて母の懷に抱かれ

三度拜して賜りけるとなん、この太刀に付きて數多の說あり。賴朝卿、關ヶ原にて囚れ給ひし時、隨身せられたりしかば、淸盛の手に渡りて院へ參りけりと云々。又或る說には、今のは眞の鬚切にはあらず、誠の太刀は以前より、靑墓の大炊が許より進らせけるなり。其故は兵衞佐大炊に預けられけるを、賴朝囚人と成り給ひし時、この太刀を尋ねられけるに、今は隱しても何かせんとや思はれけん、有の儘に申されけり。卽ち大炊が許に尋ねられけるに、源氏重代を、平家の方へ渡さんずる事こそ悲しけれ、兵衞佐こそ斬られ給ふとも、義朝の君達多ければ、よも跡は絕え給はじ、先隱して見んと思ひければ泉水とて同じ程なる太刀ありけるを、拔替へて進らする。鬚切は柄鞘圓作なり、定て佐殿に見せ進らせらるべし、佐殿わらはと一つ心になりて「子細なし」と宣はば本よりの事なり。若「是には非ず」と申されば「女の事にて候へば取違へ候ひけり」と申さんに苦しからじと思案して、泉水を上せけるなり。難波六郎經家、請取りて上りけるを、軈て賴朝に見せ奉りて、「是か」と問はれけるに、あらぬ太刀とは思はれけれども、長者が心を推量して、其なる由をぞ申されける。淸盛大に悅びて祕藏せられけるを、院へ召されけるなり。眞の鬚切は、先年大炊が方より進らせけると云々。その京上の度、盛安を召

○建久元年

○後白河法皇初て平和の世に會ひ給ふ

べきと思ひて斟酌するなり」と語り給へば、この由源五に告げたりしかども、天性雙六に好きたる上、院中へ參入るを思出とや存じけん、終に下らざりけり。九郎判官は、梶原平三が讒言に依て、都の住居難儀なりしかば、又奥州に下り秀衡を憑て過されけるが、秀衡が一期の後、鎌倉殿より泰衡を賺して判官を討たせ、後に泰衡をも滅されけるこそ懼しけれ。かくて日本國殘る所なく打從へ給ひて、建久元年十一月七日、始て京上せられけるに、近江ノ國千の松原と云ふ所に著かせ給ひ、淺井北郡の老翁を尋ねらるるに、二人の老者をゐて參る、土瓶一つを持參せり。「あれは如何に」と問ひ給へば、「君の昔きこし食されし濁酒なり」と申せば、「誠にさる事あり」とて三度傾けて、「汝子はなきか」と仰せければ「候ふ」とて奉る。卽ち召倶せられけるが、足立が子に成されて、足立新三郎淸恒とて、近習の者にてありけるなり。さて「この老翁に引出物せよ」と仰せありしかば、白鞍置いたる馬二匹、色々の重寶入りたる長持二合ぞ賜りける。又昔の鵜飼を召出して、小平を𦗟て賜りけり。入洛ありしかば卽ち院參し給ひたるに、法皇も往事思召し出でて、殊に哀げにこそ見えさせおはしけれ。鬚切と云ふ太刀、淸盛が許に在りしを、御守の爲とて院に召置かれたりしを、今度賴朝に賜ひけり。靑地の錦の袋に入れたり。

訴訟―原本莊とあり參考本により改む

大納言殿―池の大納言賴盛

刈取りし鎌田が首の報にやかかる憂目をいまは見るらん

と詠みて、作者に鎌田政家と書きたる高札をこそ立てたりけれ。是を見る者毎に、哀とは云はで、唇を返して惡まぬ者ぞなかりける。されば武道に血氣の勇者、仁義の勇者と云ふことあり、如何にも仁義の勇者を本とす。忠致景致も隨分血氣の勇者にて、拔群の者なりしかども、仁義なきが故に、譜代の主君討ち奉りて、終に我が身を滅しけり。爰に池殿の侍丹波藤三國弘と名乘りて、鎌倉へ參りたりしかば「我も尋ねたく思ひつれども、公私の怱劇に思忘れ、今に無沙汰なり」とて卽ち對面し、「只今納殿に在らん物、皆取出せよ」と下知し給ひければ、金銀絹布色々の物共を、山の如くに積上げたり。「是は先時に取りての引出物ぞ、訴訟はなきか」と問ひ給へば、丹波ノ國細野と申す所は、相傳の私領にて侍る由申せば、軈て御下文賜りてけり。「財寶を宿次に送れ」とて、都までぞ持送りける。其時かゝる運を開くべき人とは思はざりしかども、餘に痛しくて情ありて奉公しける故なり。兵衞佐宣ひけるは、「首は故池殿に繼がれ奉る、その芳志には大納言殿を世に在らせ申し侍り。髮は纐纈源五に續がれたり。但し盛安は雙六の上手にて、院中の御雙六に常に召され、院も御覽ぜらるなれば、君の召仕はせ給はん者をば、爭か呼下す

差上せられ—義仲征伐のために上洛せしめられ

討せん—答せんの謀か答は返報

彌三小次郎—野三刑部丞成綱（東鑑）か

れけるが、範頼義經の二人の舍弟を差上せられける時、長田父子をも相添へ給ふとて、身を全くして、合戰の忠節を致せ、毒薬變じて甘露と成ると云ふことあれば、勳功あらば大なる恩賞を行ふべし」とぞ約束し給ひける。然れば木曾を退治し、平家の城攝州一谷を攻落す注進の度毎に、「忠致景致は軍するか」と問ひ給ふに、「又なき剛の者にて候ふ。向ふ敵を討ち、當る所を破らずと云ふことなし」と申せば、八島の城落ちたりと聞えし時、「今はしやつ親子に軍なさせそ、討ぜんとて」と宣ひけるが、軍果てて土肥に倶して歸參りければ、「今度の擧動神妙なりと聞く、約束の勸賞取らするぞ、相構へて頭殿の御孝養能く〳〵申せ。成綱に仰含めたるぞ」とありしかば、喜んで罷出でたるを、彌三小次郎押寄せて、長田父子を搦捕り、磔にこそせられけれ。磔にも直には非ず、頭殿の御墓の前に、左右の手足を以て竿を尋がせ、土に板を敷きて土磔と云ふ物にして、なぶり殺にぞせられける。平家の方へも落行かず、さらば城にも引籠り、矢の一つをも射ずして、身命を捨てて軍して、欲しからぬ恩賞かな、是も只不義の致す所、業報の果す故なりとぞ人々申しける。又何者がしたりけん。

嫌へども命のほどは壹岐の守みのをはりをば今ぞ賜はる

忠致一年七十餘

と、頻に悦び給ひけり。甲斐源氏、武田、一條、小笠原、逸見、板垣、賀々美次郎、秋山、淺利、井澤等、駿河の目代、廣政を討てければ、平家の大將小松權亮少將維盛、その勢五萬餘騎にて富士河の端に陣を取る。賴朝は足柄箱根を打越えて、黄瀬河に著き給ふ、その勢二十萬騎なり。平家の兵の中に齋藤別當實盛、「源氏夜討にやし候はんずらん」と申しける夜、富士河の沼に下ゐける水鳥共、軍勢に恐れて飛立ちける羽音に驚きて、矢の一つも射ずして都へ迯げて上りけり。養和元年三月に、平家又墨俣にて支へたり。卿公圓濟義圓と改名したりけるが、深入りして討たれてけり。醍醐忠禪師は後に有職に任じて、駿河阿闍梨と云ひしが、僧綱に轉じて阿野法橋とぞ呼ばれける。壽永二年七月二十五日、北陸道を攻上りける木曾義仲、先都へ入ると聞えしかば、平家は西海に赴き給ふ。されども池殿の君達は皆都に留り給ふ。その故は兵衞佐、鎌倉より「故尼御前を見奉ると存じ候ふべし」と度々申されければ、落留り給ひけり。本領少も相違なく安堵せられければ、昔の芳志を報じ給ふとぞ覺えし。さる程に長田四郎忠致は、平家の侍共にもにくまれしかば、西國へも參らず、斯くては軈て國人共に討たれんとや思ひけん、父子十騎計、羽を垂れて鎌倉殿へぞ參りける。「いしう參りたり」とて土肥次郎に預けら

取認めて―取片付けて
○頼朝義經相會す

靡け、武藏ノ國へ出でたまひぬれば、八ヶ國に靡かぬ草木もなかりけり。醍醐の惡禪師全濟、八條卿公圓濟もこの由聞きて、關固めぬ前にと急ぎ馳下られければ、平家聽て「土佐へ流しし希義討て」と、當國の住人蓮池次郎、權守家光に仰付られしかば、家光參りて、「兵衞佐殿坂東にて謀叛起させ給ふとて、君を討ち進らせよと飛脚下著候ふ」と申せば、「いしう告げたり。我毎日父の爲に法華經を讀誦す。今日未だ讀終らず。暫く相待て」とて、持佛堂に入り御經二卷讀終りて、腹搔切て失せ給ふ。九郎御曹司は、秀衡が許におはしけるが、佐殿既に義兵を擧げ給ふと聞えしかば打立ち給ふに、秀衡紺地の錦の直垂に、紅下濃の鎧金作の太刀を添へて奉る。「馬は御用に從つて召さるべし」とぞ申しける、聽て信夫に越え給へば、佐藤三郎は「公私取認めて參らん」とて留り、弟の四郎は卽ち御供す。早白河の關固めてければ、那須の湯詣の料とて通り給ふ。兵衞佐殿は大庭野に十萬餘騎にて、陣取りておはしける所へ、究竟の兵百騎計にて參り給ふ。佐殿「何者ぞ」と問ひ給へば、「源九郎義經」と名乘りましませば、「昔八幡殿後三年の合戰の時、弟の義光刑部丞にておはしけるが、弦袋を陣の坐に留めて、金澤の城へ馳下り給ひけるをこそ、故入道殿の二度活き給ひたる樣に覺ゆるとて、鎧の袖を濡されけるとこそ承れ」

進退なり——自由なり

の亂なるべし。兩國の間には國司、目代の外、皆秀衡が進退なり。暫忍びておはしませ。眉目能き冠者殿なれば、姫持ちたらん者は婿にも取り奉り、子なからん人は子にもし進らすべし」と申せば、「義經も斯くこそ存じ候へ。但し金商人を賺して召倶して下り侍り。何にても賜りたく候ふ」と宣ひければ、金三十兩取出して商人にこそ取らせけれ。其時上野ノ國、松井田と云ふ所に一宿せられけるに、家主の男を見給ふに、大剛の者と覺えければ、後平家を攻に上られけるとき、語ひ倶し給へり。伊勢ノ國の目代に連れて、上野に下りけるが、女に付きて留れる者なれば、伊勢三郎と召され、我が烏帽子子の始なれば、義の字を盛にせんとて義盛と付け給へり。堀彌太郎と申すは金商人とぞ聞えける。

○治承四年後白河法皇院宣を賴朝に賜ふ

○賴朝義兵を擧げらるる事 竝 平家退治の事

さる程に兵衞佐殿は、配所にて二十一年の春秋を送られけるが、文覺上人の勸に依て、後白河法皇の院宣を賜り、治承四年八月十七日、和泉判官兼隆を夜討にしてよりのち、石橋山、小坪、絹笠、所々の合戰に身を全うして、安房上總の勢を以て、下總ノ國を打

逢はんとするなり
錐嚢云々—史記の語勝れたる人は自然に世に顯る
後家分—隱居料

に御文にてや仰せ候はん」と申せば、直に通り給ひけり。爰に一年計忍びておはしけるが、武勇人に勝れて、山立强盜を縛め給ふ事、凡夫の業とも見えざりしかば、「錐嚢を脫すと云へば、始終は平家にや聞えなん」と申せば、「さらば奥へ通らん」とて、まづ伊豆に越えて兵衛佐殿に對面し此由を申して、「若し平家聞きなば御爲然るべからず。さらば奥へ下り侍らん」と宣ふに、佐殿「上野ノ國大窪太郎が娘十三の年、熊野參の次に故殿の見參に入り下りしが、父に後れて後、人の妻とならば平家の者には契らじ、同じくは秀衡が妻とならんとて、女夜逃にして奥へ下る程に、秀衡が郎等、信夫小大夫と云ふ者道にて横取して二人の子を儲けたり。今も後家分を得て乏しからであなるぞ。其を尋ねて行き給へ」とて文を書きて進らせらる。卽ち奥へ通り給ひて御文を付け給へば、夜に入りて對面申し、「尼は佐藤三郎繼信、佐藤四郎忠信とて二人の子を持ちて侍る。繼信は御用には立進らすべき者なれども、酒に醉ひぬれば少口荒なる者なり。忠信は天性極心の者なり」とて奉りけり。多賀郷に越えて吉次に尋逢ひ、「秀衡が許へ倶して往け」と宣へば、平泉に越えて女房に付きて申したりしかば、卽ち入れ奉りてもてなし、「愛き奉らば、平家に聞えて責あるべし。出し奉らば弓矢の長き疵なるべし。惜しみ進らせば天下

定日—出發の日

○承安四年

烏帽子親—元服式に烏帽子を冠する人

北條云々—義經賴朝に

ふべき。土用の死人を盗人の取りたるにこそ候はんずれ」と宣へば、「その上は子細候はじ」と約束しけるが、「但し定日に同道の人の計にて候ふべし」と申す處に、その人又參詣せり。遮那王語ひ寄りて、「御邊は何處の國の何氏にてましますぞ」と細々と問ひ給へば、「下總ノ國の者にて候ふ。深栖三郎光重が子、陵助賴重と申して、源氏にて候ふ」と答へければ、「さては左右なき人ごさんなれ。誰をか結び給ふ」。「源三位賴政とこそ結び候へ」と申せば、「今は何をか隱し進らせ候ふべき。前左馬頭義朝の末子にて候ふ。母も師匠も法師になれと申され候へども、存ずる旨侍りて今まで罷過ぎ候へども、始終都の住難義に覺え候ふ。御邊倶して先下總まで下り給へ。其より吉次を倶して奧へ通り侍らん」と、委細に語り給へば、「子細なし」と約諾して、生年十六と申す、承安四年三月三日の曉、鞍馬を出でて東路遙に思立つ、心の程こそ悲しけれ。その夜鏡の宿に著き、夜更けて後手づから髮取上げて、懷より烏帽子取出しひたと著て打出で給へば、陵助「早御元服候ひけるや。御名は如何に」と問ひ奉れば「烏帽子親もなければ、手づから源九郎義經とこそ名乘り侍れ」と答へて、打連れ給ひて、黄瀨河に著きて「北條へ寄らん」と宣ひしを「父にて候ふ深栖は見參に入れて候へども、重賴は未だ御目に懸り候はず。後日

牛若丸鞍馬の奥
僧正谷にて毎夜
若法師又は木葉
天狗を集め剣術
を試練しける

すさめられて——寵愛衰へて

梨覺日が弟子に成りて、遮那王とぞ申しける。十一の年とかや、母の申すことを思出して、諸家の系圖を見けるに、實にも淸和天皇より十代の御苗裔、六孫王より八代、多田滿仲が末葉、伊豫入道賴義が子、八幡太郎義家が孫、六條判官爲義が嫡男、前左馬頭義朝が末子にて候ふなり。如何にもして平家を滅し、父の本望を達せんと思はれけるこそ懼しけれ。晝は終日學文を事とし、夜は終夜武藝を稽古せられたり。僧正が谷にて天狗と夜な〳〵兵法を習ふと云々。されば早足飛越人間の業とは覺えず。母の常盤は淸盛に思はれて姫君一人儲けたりしが、すさめられて後は一條大藏卿長成の北方に成りて、子共數多出來たり。この遮那王をば、蓮忍も覺日も「出家し給へ」と云へば、「兄二人が法師に成りたるだに無念なるに、左右なくは成らじ。兵衛佐に申合せて」など申されけり。强て云へば、突殺さん刺違へんなど、内々も云はれければ、師匠も常盤も繼父の大藏卿も力及ばず、只平家の聞をのみぞ歎かれける。或る時奥州の金商人吉次と云ふ者、京上の次には必ず鞍馬へ參りけるに逢ひ給ひて、「この童を陸奥へ倶して下れ。由々しき人を知りたれば、その悅には金を乞ひて得させんずる」と宣へば、「御供仕らんことは易き事にて候へども、大衆の御咎や候はんずらん」と申せば、「この童失せたりとも誰か尋ね候

鏡—宿の名
相勞る事—
病氣に
見成し—見
送

軈て參らんと申して候へども、人のなさにこそ斯くは仰せ候ふらめ。母の事は兎も角も侍れ、伊豆まで御供仕らん」と申せば、「其は思も寄らず。志はさる事なれども、汝が母の歎かん事、併ながら我が僻事なるべし。母如何にも成りなん後參るべし」とて、再三留め給へば、力なく泣く〳〵都へ上りけり。兵衛佐殿は、尾張ノ國、熱田の大宮司季範が娘腹なり。男子二人、女子一人ぞおはしける。女子は後藤兵衛實基養君にして都に隱置きけり。今一人の男子は、駿河ノ國に香貫と云ふ者搦出して平家へ奉れば、希義と云ふ名を付けて、土佐ノ國、氣良と云ふ所へ流されておはしければ、氣良冠者とぞ申しける。兵衛佐は伊豆ノ國、兄弟東西へ別行く宿業の程こそ悲しけれ。

○牛若奥州下りの事

さても常盤をば淸盛最愛して、近所に取居ゑて通はれけるとぞ聞えし。さればその腹の男子三人、流罪をも遁れて、兄今若は醍醐に登り出家して、禪師公全濟とぞ申しける。希代の荒者にて惡禪師と云ひけり。中乙若は八條の宮に候ひて、卿公圓濟と名乘りて、坊官法師にてぞおはしける。弟牛若は、鞍馬寺の東光坊阿闍梨蓮忍が弟子、禪林坊阿闍

第三子

玩物―所持品

存じ候しは―夢醒めて

後考へたる所によれば

合せ―判斷し

す。佐殿「されば今夜はこの御前に通夜して、行路の祈をも申さん」とて、社壇にぞ留り給ひける。夜更人靜りて盛安申しけるは、「都にて御出家然るべからざる由申し候ひしは、不思議の夢想を蒙りたりし故なり。君御淨衣にて八幡へ御參り候うて、大床にまします。盛安御供にて數多の甃の上に伺候したりしに、十二三計なる童子の、弓箭を抱いて大床に立たせ給ひ、義朝が弓胡簶召して參りて候ふと申されしかば、御寶殿の内より氣高き御聲にて、深く納置け、終には賴朝に賜はんずるぞ、是賴朝に食はせよと仰せらるれば、天童物を持ちて御前に差置かせ給ふ。何やらんと見奉れば、打鮑と云ふ物なり。君恐れて左右なく進らざりしを、其食べよと仰せらる。數へて御覽ぜしかば六十六本あり。彼の鮑を兩方の御手にて押握りて、太き所を三口進りて、小き所を盛安に投げ給ひしを、取りて懷中すると見て、打驚きに存じ候ひしは、故殿こそ一旦朝敵と成らせ給へども、御弓、胡簶、八幡の御寶殿に納置かれ、終には君に賜はんずるなり。又打鮑六十六本進りしは、六十六箇國を打召され候はんずると合せ申して候ひつ」と申せば、その返事をばし給はで、「いざせめて鏡まで」と宣へば、「何處までも御供仕らんと存じ候へども、八十に餘る老母相勞る事候へば、今日明日をも知難く候ふ。如何にも見成し候はば、

またげ

○永暦元年三月二十日頼朝東下

越鳥云々―文選古詩に「胡馬依二北風一越鳥巣二南枝一」とあり

生土―郷土

東平王―後漢光武帝の

涙を流し、心を盡くしつるに、先嬉しくこそ候へ。御身は行末遙なり。尼は明日をも知らぬ身なれば、餘波こそ惜しく候へ」と、心苦しげに打歎き給へば、佐殿もまめやかなる志の程を思ふにも、如何にして此恩を報ぜんとも覺えず、終夜泣きこそ明かされけれ。三月二十日の曉、池殿を出でて、東路遙に下られけり。郎等少々ありしも皆留められて、僅に三四人こそ倶したりしが、盛安も大津までとて、馬鞍尋常にして供したりけるに、佐殿は「餘所人の流さるゝは大なる歎なるが、頼朝が流罪は稀代の悦なり」とぞ宣ひける。されども内の藏人にてもありしかば、雲上の交も忘れ難し。皇后宮司にても侍りしかば、その餘波も惜しかりき。親にもあらぬ池禪尼の情を懸け給ふにもわかれ奉れば、袂の乾く隙ぞなき。越鳥南枝に巣を掛け、胡馬北風に嘶えけるも、生土を思ふ故ぞかし。東平王と云ふ者の旅の空にて失せけるが、墓の上なる草も木も、故郷の方へぞ靡きける。生を變へての後までも、生土は忘れぬ習なるが、追立の檢使、青侍季通、粟田口より次第に路次に玩物を奪取りて、狼藉殊に甚し。盛安も大津までと申したりしが、人々留りぬる上、勢田には橋もなくて舟にて向の地へ渡り給へば、勞心苦しくて打送り奉る處に、社の見えけるを「如何なる神ぞ」と問ひ給へば、「武部明神」と申

さがなき―悪しき
抱仰せられし―かばはれし
さゝへ―さ

ば、尼が言葉の末を少も違へず、弓箭太刀刀狩漁など云ふ事、耳にも聞入れ給ふべからず。人の口はさがなき物なれば、御身も再事に遭ひ、尼にも重て憂耳聞かせ給ふな」と、細々と宣へば、頼朝は今年十四なれば、云はば幼稚なれども、人の志の眞實なるを思知りて、涙に咽び袖も絞る計にておはしけるが、良ありて「父母に後れ候ひて後は、あはれを掛くべき人も侍らぬに、懇の御志あり難くこそ候へ」とて、頻に泣沈み給へば、禪尼も誠にさこそと、心中推量られて、「人は能く親の孝養志深きが、冥加もあり命も存ふべき事にてあるぞとよ。經をも讀み念佛をも申して、父母の後世を弔ひ給ふべし。尼は子と思うて加樣にも申すなり。その故は尼が子に右馬助家盛とて候ひしぞとよ。其が面影に能く似給ひたればいとほしく思ふなり。すべて眉目形心樣人に勝れて、鳥羽院に召仕はれて御覺好かりしが、この大貳殿、未だ中務少輔と申しし時、祇園の社にて事を仕出し、社人の訴ありしかば、山門の大衆擧りて、流罪せられよと公卿に申ししかども、君抱仰せられしを、弟家盛、さゝへなりとて呪咀すると聞えしが、誠に山王の御靈にや、二十三の年失せ侍りしなり。甲斐なき命堪へて在るべしとも覺えざりしが、早十一年になり侍りけるぞや。何事に付けても思出さぬ時もなきに、御事さへ打添へて

叶ふまじ—叶ふべしの誤か

同心に—皆一様に

共に音もし—兩方に返答も

深き者にて、多くの者共申助けたりしかど、今は斯かる老尼の申すこと叶ふまじとも覺えざりしが、左馬頭の能く申されて、既に命の助かり給ふ事の嬉しさよ。今生の喜是に過ぎたることなし」と口說き給へば、賴朝、「御恩に依て甲斐なき命を助けられ進らせ候ふ事、生々世々にも報じ盡くし難くこそ候へ。其に付きて遙々と罷り下らん道すがら、我が方樣の者一人も候はねば、如何仕るべき」と申されければ、「誠に其も痛し。親祖父の時より召仕はるゝ者も、世に恐れてこそ隱居てこそ侍らめ、今は宥められぬと披露をなして御覽ぜよかし」と、計はれしかば、聽てその由風聞するに、侍少々出來たり。彼の侍共同心に申しけるは、「今は御出家の事を申されて御下向候はば、御心安く候ひなん。池殿も能く思召し、平家の人々も然るべくこそ存ぜられ候はめ」と、申進めけるに、纐纈源五盛安計ぞ耳に呫き申しけるは、「如何に申し候ふとも、御髮惜しませおはしませ。君の助らせ給ふこと只事に非ず。八幡大菩薩の御計と覺え候ふ」と申せば、打頷き給ひけり。「御出家あれ」と云ふにも、「な成り給ひそ」と云ふにも、共に音もし給はぬ心の中こそ懼しけれ。永曆元年三月二十日、既に伊豆ノ國へ下られければ、池の禪尼へ暇申に參られけり。尼禪熟御覽じて、「不思議の命を助け奉る志思ひ知り給は

歌の徳なるべし。その後新大納言經宗も、阿波ノ國より召還されて右大臣に成る。人阿波の大臣とぞ申しける。又大宮左大臣伊通公、「世に住めば興ある事を聞くものかな。昔こそ黍の大臣ありけんなれ、今粟の大臣出來たり。何時か又稗の大臣出來ぬらん」と笑はれけり。大饗行はるべかりけるに、尊者にこの左大臣請じ奉りければ、使者の聞くをも憚らず、「粟の大臣上りて旅籠振舞せらるゝな。伊通は得參らじ」とぞ申されける。別當入道は、御憤深くして召還さるまじき由聞えければ、心細くや思はれけん、故郷へ一首の歌をぞ送られける。

この瀨にも沈むと聞けばなみだがは流れしよりも濡るる袖かな

と詠みたりしを、聞く人哀を催し、君も感じ思召されければ、終に赦免を蒙りて上洛せられけるとなり。

○賴朝遠流の事　付　盛安夢合の事

さても賴朝は伊豆ノ國へ流されければ、池殿兵衞佐を召されて泣く〳〵宣ひけるは、「昨日までも御事故に心を碎きつるが、配所定りて流され給ふべきなり。尼は若きより慈悲

法性寺の大殿―忠通

三河―三、見

「昔嵯峨天皇弘仁元年九月に、右兵衛督藤原仲成を誅せられしより、去んぬる保元元年まで、帝二十五代、年紀三百四十七年、かの間死せる者再歸らず。不便なりとて死罪を止められたりしを、後白河院の御宇に少納言入道信西、執權の時、始て申行ひたりしが、中二年を歴て去年大亂起り、その身聽て誅せられぬ。懼しくこそ侍れ。公卿の死罪如何あるべからん。その上國に死罪を行へば、海内に謀叛の者絶えずと申せば、死罪一等を宥めて、遠流にや處せられん」と申させ給へば、「尤も大殿の仰然るべし」と諸卿同じく申されしかば、新大納言經宗をば阿波ノ國、別當惟方をば長門ノ國へぞ流されける。官外記の記錄には、「令左近將監射殺仲成於禁所」と記したれば、正しく首を刎ねられけん事は、猶久しくや成りつらん。さる程に彼の人々の隱謀次第に顯れて、君も罪なき由聞召されければ、信西が子共皆以て召返さる。御政に付きて仰合はせらるゝ方なき儘に、彼の禪門をぞ忍ばせ給ひける。師仲卿も終に遁るる所なくして、播磨中將成憲の配所、室の八島へぞ遣はされける。伏見源中納言三河の八橋を渡るとて、

　　夢にだにかくて三河の八橋をわたるべしとは思はざりしを

と詠まれたりしを、上皇聞召して哀に思召されければ、「召返せ」とぞ仰なりける。誠に詠

奉り、子共には名號をぞ唱へさせ給ひける。斯くて露の命も消えやらで、春も半暮れけるに、兵衛佐殿は伊豆ノ國へ流さると聞えしかば、我が子共は何處へか流されんと、膽を消し伏沈みけるが、幼ければとて流罪の議にも及ばざりけり。

○經宗惟方遠流に處せらるる事同じく召返さるる事

斯かる所に院は、顯長卿の宿所に御座ありけるが、常は御棧敷に出でさせ給ひて、行人の往來を御覽ぜられて慰ませ給ひけるに、二月二十日の比、內裏よりの御使とて打著きてけり。上皇御憤深くして、清盛を召され、「主上は幼くましませば、是程の御計有るべしとも覺えず。是併ながら經宗惟方が仕業と思召す。縛て進らせよ」と仰せければ、畏つて、「一年保元の亂に親類を離れて、御方に參りて忠を致し候ひき。去年一力を以て凶徒を誅戮仕り、一命を輕んじて君を位に卽けまゐらせ候ふ、幾度なりとも院宣勅諚にこそ從ひ候はんずれ」とて、軈て官軍を差遣し、經宗惟方の宿所に押寄せたれば、新大納言の許には、雅樂助通信、前武者所信安と云ふ者二人討死してけり。されども兩人ともに別事なく召捕りて、御壺の內に引居たり。既に死罪に定りけるを、法性寺の大殿

院—愚管鈔に後白河院は清盛を召して、「我世にありなしはこの惟方經宗にあり云々」とあり（平家物語、二代后の條參照）、御壺の內—御庭內

李夫人―漢武帝の妃

こそ實にも理よ、伊通大臣の中宮の御方へ人の眉目好からんを進らせんとて、九重に名を得たる美人を千人召されて百人選び、百人が中より十人選び、十人が中の一とて、この常盤を進らせられしかば、唐の楊貴妃、漢の李夫人も是には過ぎじ者を」と云へば、「見れども見れども彌珍なるも理かな」とぞ申しける。さる程に母は免されけるに、「この孫共を失ひて、明日をも知らぬ老の身の助りても何かせん。うたての常盤や。老の命を助けんとて、彼の子共をば何しに俱して參りけん。四人の子共の事を思はんより、只老の身を先失はせ給へ」とて、泣悲みけるも理なり。足音の荒なるをも、今や失はるる使なるらんと肝を消し、聲高に物云ふをも、早その事よと魂を失ひけるに、大貳宣ひけるは、「義朝が子共の事、清盛が私の計に非ず、君の仰を承て執行ふ計なり伺ひ申して朝議にこそ從はめ」と宣へば、一門の人々竝に侍共、「如何に加樣に御心弱き仰にて候ふやらん。この三四人成長候はんは只今の事なるべし。君達の御爲、末代惧しくこそ候へ」と申せば、清盛「誰もさこそ思へども、長しき賴朝を池殿の仰にて助置く上は、兄をば助け幼きを誅すべきならねば、力なき次第なり」と宣ひけり。常盤は母子供の命今日に延ぶるも、偏に觀音の御計と思ひければ、彌信心を致して普門品を讀み

一樹の下云云—當時の諺

口きゝ—能辯

思ふ心を續け—思ふ旨を十分に發表し

り、幼きをば抱きけり。涙を抑へて申しけるは、「母は本より科なき身にて候へば、御免し候ふべし。子共の命を助け給はんとも申し候はず。一樹の下に住み、同じ流を渡るもこの世一つの事ならず。高きも卑しきも親の子を思ふ習、皆さこそ侍らめ。わらは子共を失ひては、甲斐なき命片時も堪へて在るべきとも覺え候はねば、先わらはを失はせ給ひて後、子共をば兎も角も御計候はば、此世の御情後の世までの御利益、是に過ぎたる御事候はじ。永へて夜晝歎き悲まん事も罪深く覺え侍る」と、口説きければ、六つ子母の顏を見上げて、「泣かで能く申させ給へ」と云へば、母は彌涙にぞ咽びける。さしも心強げにおはしつる清盛も、頻に涙の進みければ、押拭ひ押拭ひして、さあらぬ體にもてなし給へば、さ計猛き兵共皆袖をぞ絞りける。忍び敢へぬ輩は、多く坐席を立たれけるとかや。常盤は今年二十三、梢の花は且散りて、少し盛は過ぎたれども、中々見る所あるに異らず、本より眉目形人に勝れたるのみならず、少きより宮仕して、物馴れたる上口きゝなりしかば、理正しう思ふ心を續けたり、綠の黛紅の涙に亂れて、物思ふ日數經にければ、その昔にはあらねども、打萎れたる樣猶世の常には勝れたりければ、「この事なくては爭か斯かる美人をば見るべき」と申せば、或る人語りけるは、「能く

は「女の身のはかなさは、若片時も身に添へてや見ると、此幼き者共引倶し、傍田舍に立忍びて侍りつるが、わらは故行方も知らぬ老いたる母の、六波羅へ召されて、憂目に逢ひ給ふと承れば、餘に悲しくて恥をも忘れて參りたり。早々幼き者と諸共に六波羅へ遣らさせましく〳〵て、母の苦しみを止めて給はり候へ」と申せば、女院を始め進らせて有りと有る人々、「世の常は、老いたる母をば失ふとも、後世をこそ弔はめ、少き子共をば如何殺さんと思ふべきに、子共をば失ふとも母を助けんと思ふらん有難さよ。佛神も定て憐み思召すらん。年來この御所へ參るとは、皆人知れり」とて、尋常に出立たせて、親子四人淸げなる車にて、六波羅へぞ遣はされける。見馴れし宮の內も今日を限と思ふには、涙も更に留らず、名をのみ聞きし六波羅へも近づけば、屠所の羊の步とは、我が身一つに知られたり。常盤既に參りしかば、伊勢守景綱申次にて、「女の心のはかなさは、暫も若や身に添へ侍ると、少き者相倶して片邊土へ忍びて侍りつるが、行方も知らぬ母を召置かせおはしますと承つて、御尋の子共倶して參り候ふ。母をば疾く〳〵助けおはしませ」と搔口說きければ、聞く人涙をば流しける。淸盛、この由聽き給ひて、「先子共相倶して參りたる條神妙なり」とて、軈て對面し給へば、二人の子は左右の脇に在

となれり、
石淋—尿道に石のごときもの生ずる病
○常盤が母關屋拷問（義經記參照）
何條—下に「さることあるべき」を添へて解す。
僻事の子—謀叛人の子
御所—九條の女院の御所

○常盤六波羅に參る事

さる程に淸盛は、義朝が子共、常盤が腹に三人ありと聞きて、「而も皆男子なり尋ねよ」とありしかば、常盤が母を召出して問はれける程に、「左馬頭殿討たれ給ひぬと聞えし日より、子共引倶して何地ともなく迷ひ出で侍りぬ。爭か知り侍らん」と申しければ、「何條其母を搦取て尋ねよ」とて、六波羅へ召出し、樣々に誡問はれけり。母泣く〱申しけるは、「我六十に餘る身の命、今日明日も知らぬ老の身を惜しみて、未だ遙なる孫共の命をば爭か失ひ侍るべきなれば、知りたりとも申すまじ、況知らぬ行末、何とか申し候はん」と口說きければ、水火の責にも及ぶべかりしを、常盤、宇多郡にてこの由傳へ聞き、母の爲に憂目に逢はんは如何せん、我故母の苦しみを見給ふらんこそ悲しけれ。佛神三寶もさこそ惡しと思召すらめ。子共は僻事の子なれば、終に失はれこそせんずらめ、隱も果てぬ子共故、科なき母の命を失はん事の悲しさよと思へば、三人の子共引倶して都へ上り、本の住家に行きて見れば人もなし。「こは如何に」と尋ぬれば、あたりの人「一日六波羅へ召され給ひしが、未だ歸り給はず」とぞ答へける。常盤先御所へ參りて申しける

面縛―面を前、手を後にして縛せらるゝ事
西伯云々―周の文王羑里の獄に囚はれ重耳國亂れて、翟に遁れしが、命ありしため、王となり、覇

はく、禮に云はく、父の仇には倶に天を戴かず。軍の勝負必ず勢の多少に由らず。時の運に從ひ時の謀に由るものなり、是汝が武畧の足らざる故なり。若し時を以て勝敗を計らば、天下の人皆時を知り、誰か軍は勝たざらん、是汝が智慮の淺き所なり。伍子胥があらん程は討つ事叶はじと云はば彼と我と死生知難し、何時をか期すべき。汝が愚三つなりとて、終に吳に向ふ所に、越王打負けて、會稽山に引籠ると雖も、叶難き故に降人になりて面縛せられ、姑蘇城に入りて手桎足桎入れられて、獄中に苦しみ給ひけるに、范蠡聞きて肺肝を碎きける餘に、筐に魚を入れて商人の眞似をして、姑蘇城に到りて一喉の魚を獄中に投入れけるに、腹の中に一句を納めたり。その詞に云はく、
西伯囚₂羑里₁　重耳奔₂于翟₁　皆以爲₂覇王₁　莫ㇾ許₂死於敵₁
勾踐此一句を見て彌命を重んじ、石淋を嘗めて本國に歸る時、行路に蟇の跳出でて來るを下馬して拜す。國の人是を怪みけるを知りて、范蠡迎に參りけるが、この君は勇める者を賞し給ふぞと申しければ、近國の勇士付從ひて、終に吳王を滅して國を併せ畢んぬ。されば俗の諺にも、石淋の味を嘗めて、會稽の恥を雪ぐと云へり。賴朝も命全くはと思へば、尼公にも付き、入道にも云ひ、助るこそ肝要なれ」とぞ申しける。

大形の―大形はの誤か大概はの意

と申せば、又或る人の曰はく、「いや〳〵怖し。義朝不義の謀叛に與みして、身命を失ふことはさる事なれども、熟〻事の心を思ふに、保元の忠節拔群なれども、恩賞是疎にして、大形の清盛には劣れり。依て勳功薄きことを恨みて、起す所の叛逆なれば、君の御政の不正より起る所なれども、下として上を淩ぐが故に身を滅し畢んぬ。然と雖も大忠の餘薫は家に留れり。是を以て氏族の中に、必ず門葉を榮す輩あるべきなり。頼朝幼しと雖も父が子なれば、加樣の事を心に籠めてや命を惜しむらん。如何なる名將勇士も命ありての事なり。されば越王會稽の恥を雪ぎしも、命を全うせし故なり。譬へば越王勾踐、呉王夫差とて、兩國の王互に國を併せんと爭ふが故に、呉は越の宿世の敵なり、依て越王十一年二月上旬に臣范蠡に向て、夫差は是我が父祖の敵なり。討たずして年を送ること、人の嘲を執る所なり。今我向て呉を攻むべし、汝は我に代て國を治めよと宣ふに、范蠡が曰はく、越は十萬騎、呉は二十萬騎なり、小を以て大に敵せず。又春夏は陽の時にて忠賞を行ひ、秋冬は陰の時にて刑罰を專とす。今年春の初なり、征伐を致すべからず。隣國に賢人あるは敵國の憂と云へり、況や彼の臣伍子胥は智深くして人を懷け、慮遠くして、主を諫む。是三の不可なりと諫めければ、勾踐重て曰

○時人の頼朝評、
大草香親王—仁德帝の皇子

も申し經をも讀みて、父の後世を弔はんとて、卒都婆を作らんとし給へども、人刀を免し奉らねば、丹波藤三を語ひて、小刀竝に木の切を乞ひ給へば、國弘、「何事の御手すさびぞや、頭殿を始め進らせて、御兄弟多く失せさせ給ふに、御經をも遊ばせで」と申せば、兵衛佐、「天下に物思ふ者、我に勝る人あらじとこそ思へ。去年三月に母に後れ、今年正月父討たれ給ふ。義平、朝長にも別れ奉る。さればこの人々の菩提をも弔はんと思ふて、卒都婆をなりとも作らばやと思ふ故なり。中んづく故頭殿の六七日も今日明日なり、四十九日も近付けば、異る供佛施僧の儀こそ叶はずとも、其をせめての志にせんと思へば、刀を尋ぬるなり」と宣ひければ、國弘も哀に覺えて、彌平兵衛にこの由を語れば、宗清感じ奉りて、小き卒都婆百本作りて奉る。自も造立書寫して、或る僧に誂へて、形の如く供養の儀をぞ遂げられける。池殿加樣の事共を聞き給ひて、彌痛しく思召しければ、樣々に申されて流罪にぞ定りける。その時人申しけるは、「大草香親王の御子、眉輪王は、七歲の時父の敵、繼父安康天皇を害し奉り、厨河次郎貞任が子、千代童子は、十二の歲甲冑を帶して、父と一所に討死す。頼朝は既に十四ぞかし。父討たれぬと聞けば、自害をもせで、尼に屬して甲斐なき命生きんと、歎くこそ無下なれ」

使がら―使者の言樣

口說きての下脫文あるべし

いはけなき―子共らしき

ども、一つは使がらと申す事の侍れば、などまめやかに打ち口說きて、猶叶はずして終に失はれば、尼が甲斐なき命生きて何かせん。その上右馬助が面影に似たりと聞くより何時しか家盛が事思はれて、はたと胸塞り、湯水も快く飲まれねば、自ら久しかるべしとも覺え候はず、哀尼が命を生さんと思召さば、兵衛佐を助けて給へかし」と歎き給へば、重盛も迷惑せられけるが、淚を押へて、「さ候はば今一度、御諚の趣を申してこそ見候はめ、同じく尾張殿をも添へ申され候へ、諸共に仰の由委しく語り候はん」とて、賴盛と共に重てこの由を申されければ、淸盛も流石岩木ならねば、案じ煩はれけるに、重盛、「女性のいはけなき御心に、思沈みて申させ給ふ事を、さのみは如何仰せ候ふべき。然るべき、御計も候はずは、御恨深く候ふべし。彼の賴朝一人誅せられ候ふとも、盡きん御果報の長久なるべきに非ず、當家の運末にならば、諸國の源氏何か敵ならざらん。又助置かれたりとも、榮耀後輩に及ぶべくは、何の恐か候ふべき」と、理を盡くして申されければ、先十三日をば延べられて、慥の返事はなかりけり。然れば今日斬らるる、明日失はるるなど聞えしかども、その日も延びければ、兵衛佐是は偏に氏神八幡大菩薩の御助なりと、彌心中に祈念深くぞおはしける。斯く一日も命延びたらば、念佛を

左馬頭に轉じ―公家補任に「正月二十七日左馬頭を兼ぬ」とあり

あま逆―眞逆樣無理

父も見尤め―義朝も見込を付け

疎とは―疎畧

松殿その時の勳功に、伊豫守に成り給ひしが、正月より左馬頭に轉じ給へるを呼び奉りて、「賴朝が尼に付きて、命を申助けよ、父の後世を弔はんと申すなるが、餘に不便に侍る、能き樣に申して給へ、殊に家盛が幼立に、少も違はずと聞けば、懷しくこそ侍れ。右馬助はその御爲にも叔父ぞかし。賴朝を助けて、家盛が形身に尼に見せ給へ」と宣ひければ、重盛參りて父にこの由申されけり。淸盛聞きて、「池殿の御事は故殿の渡らせ給ふと思ひ奉れば、如何なるあま逆の仰なりとも、違ふまじとこそ存ずれども、この事は由々しき重事なり。伏見中納言、越後中將など加樣なる者をば、何十人助置きたりとも大事あるまじ。大抵弓矢取る者の子孫は、其には異なるべき上、義朝などが子共は幼けれども、子細あるべき者を。殊に賴朝は官加階も兄に越ゆるは、由々しき所あるにや。父も見尤め侍ればこそ、重代の中にも取分祕藏の物具など與へけめ。旁助置難き者を」とて、以の外の氣色なり。左馬頭歸參りて、叶難き題目なる由申されければ、池殿淚を流して、「あはれ戀しき昔かな。忠盛の時ならば是程に輕くは思はれ奉らじ。一門の源氏皆滅び侍り。彼の幼き者一人助置かれたりとも、如何計の事か侍らん。前世に賴朝に助けられける故やらん、聞くより痛しく不便に侍るぞとよ。御身を疎とは思ひ奉らね

重く執し——大切にし

右馬助殿——禪尼の實子家盛今は亡き人

故刑部卿——忠盛

命は惜しきぞ」と宣へば、宗清も哀に覺えて、「尾張守の母池禪尼と申すは、淸盛の爲には繼母にておはせども、重く執し給へば、彼の方などに付きて申させ給はば、若し御命助りおはします事も候ふべき者を、彼の尼は若きより慈悲深き人にて御渡り候ふ。その上一日參りて候ふ時、己が許に賴朝があなる、如何なる者ぞと問はせ給ひしかば、御年の程より殊の外長しやかに候ふ。其姿右馬助殿に痛く似進らせ給ひて候ふ、と申しゝかば、世にゆかし氣に思召したる御氣色にてこそ候ひしか」と、語り申しければ、「其も誰人か申して給ふべき」と宣へば、「さも思召し候はば、叶はぬまでも某申して見候はん」とて、池殿へ參り、「何者か申して候ふやらん、上の大慈悲者にておはしますとて、あはれ賴朝が命を申助けさせ給へかし。父の後世弔はんと申され候ひしが痛しく候ふ。然るべき樣に御計ひ候へかし」と申せば、「抑賴朝に尼を慈悲者とは誰か知らせける。いざとよ故刑部卿の時は、多くの者を申宥しゝが、當時は如何侍らん。さても右馬助に痛く似たらん無慙さよ、家盛だにあらば、鳥に成りて雲を凌ぎ、魚に成りて水にも入り、誠に來世にても逢ふべくは、只今死しても行かんと思ふぞとよ。さて何時斬るべきに定りたるぞ」と宣へば、「十三日とこそ聞え候へ」と申せば、「叶はぬまでも申してこそ見め」とて、小

菅の七ふ―袖中抄の歌に「陸奥の十ふの菅薦七ふには君をしなして三ふにわれ寢ん」○此邊義經記參照

なる柴の戸に佇みしに、内より女立出でて、情ありてぞ宿しける。世に立たぬ身の旅寢とて、浮節繁き竹の柱、ある甲斐も無き命持ちて、獨歎くぞ、菅の七ふと思ふ人はなし。されど今宵も三ふに只、伏見の里に夜を明かし、出づれば軈て木幡山、馬はあらばや歩みても、君を思へば行くぞとよと、幼き人に語りつゝ、誘ひ行けば、この人々、歩疲れて平臥し給ふ。常盤一人を抱ける上に、二人の人の手を引き腰を押へて、行惱みたる有樣、目も當てられず。玉鉾の道行く人も怪めば、是も敵の方樣の人にやと肝を消す處に、旅人も哀に思ひければ、見る者毎に負抱きて助行く程に、泣く〳〵大和ノ國宇多郡龍門と云ふ處に尋至り、伯父を憑みてぞ隱るにける。

○賴朝遠流に宥めらるる事　付　吳越戰の事

さる程に兵衛佐は、未だ宗淸が許におはしければ、尾張守より丹波藤三國弘と云ふ小侍一人付けられけり。既に今日明日誅せられ給ふべしと聞えしかば、宗淸「御命助らんとは思召し候はずや」と申せば、佐殿「去んぬる保元に、多くの伯父親類を失ひ、今度の合戰に故父討たれ、兄弟皆失せぬれば、僧法師にも成りて、父祖の後世を弔はばやと思へば

を救ふといふによる
十九說法—普門品にある十九の說法
千手千眼—清水寺の本尊は千手觀音
師の坊—住持の住所

に、日比は左馬頭の最愛の妻なりしかば、參詣の折々には、供の人に至るまで、淸氣にこそありしか、今は引替へて身を窶せるのみならず、盡きせぬ歎に泣萎れたる姿、目も當てられねば、師の僧餘の悲さに、「年來の御情爭か忘れまゐらせん、幼き人も痛しければ、暫は忍びてましませかし」と申せば、「御志は嬉しく侍れども、六波羅近き所なれば、暫くも如何侍らん、誠に忘れ給はずば、佛神の御憐より外は憑む方も侍らねば觀音に能く〳〵祈り申して給び給へ」とて、又夜中に出でければ、坊主泣く〳〵、「唐の太宗は佛像を禮して、榮華を一生の春の風に開き、漢の明帝は經典を信じて、壽命を秋の月に延ぶと申せば、三寶の御助空しかるまじく候ふ」と、慰めけり。宇多郡を志せば、大和大路を尋ねつゝ、南を指して步めども、習はぬ旅の朝立に、露と爭ふ我が涙、袂も裾も萎れけり。二月十日の事なれば、餘寒猶烈しく、嵐に氷る道芝の氷に足は破れつゝ血に染む衣の裳、子故餘所の袖さへ萎れけり。這ふ〳〵伏見の伯母を尋ね行きたれども、古源氏の大將軍の北の方など云ひし時こそ、結も親みしか、今は謀叛人の妻子となれば、うるさしとや思ひけん、物詣したりとて情なかりしかども、若やと暫は待ちゐつゝ、待つ期も過ぎて立返れば、日もはや暮れにけり。又立寄るべき所もなければ、怪げ

○義經常盤が懷にあり

三十三卷の普門品―普門品を三十三度讀む事

三十三體、三十三身―觀音が三十三種の形に現じて衆生

なきにも、この忘形見にこそ今日までも慰むに、若し敵にも捕はれなば、片時も堪へてあるべき心地もせず。さればとてはか〴〵しく立忍ぶべき便もなし。身一つだにも隱難きに、三人の子共引俱して、誰かは暫宿すべき」と泣悲みけるが、餘に思得る方もなき儘に、年來憑み奉りたる觀音にこそ歎き申さめとて、二月九日の夜に入りて、三人の少き人を引俱して淸水寺へこそ參りけれ。母にも知らせじと思ひければ、乳人童の一人をも俱せずして、八つになる今若をば前に立て、六歲の乙若をば手を引き、牛若は二つになれば懷に抱きつゝ、たそがれ時に宿を出で、足に任せて辿行く、心の中こそ哀なれ。佛前に參りても、二人の子共を脇に居ゑ、只さめ〴〵と泣ゐたり。終夜の祈請にも「わらは九つの年より月詣を始めて、十五に成るまでは、十八日毎に三十三卷の普門品を讀み奉り、其年より每月法華經三部、十九の年より、日每にこの三十三體の聖容を寫し奉る。斯の如くの志、大慈大悲の御誓にて照し知召すならば、わらはが事は兎も角も只三人の子共のかひなき命を助けさせ給へ」と、口說きけり。誠に三十三身の春の花、匂はぬ袖もあらじかし。十九說法の秋の月、照らさぬむねもなかるべければ、さすがに千手千眼、哀とは見そなはし給ふらんとぞ覺えける。漸〻曉にもなり行けば、師の坊へ入りける

○頼朝宗清に預けらる

その瀬—死せんとせるその時

拵へ—慰め

ければ、幼き人の首と骸とを差合せて埋みたり。是を取りて事の子細を尋ぬれば、力なく大炊有の儘にぞ申しける。宗清悦んで同じく持參しけるなり。依て頼朝をば先宗清にぞ預置きける。其時延壽腹の姫君、兵衛佐の召捕られ給ひて、都へ上られければ、「我も義朝の子なれば、女子なりとも、終にはよも助けられじ。一人〳〵失はれんよりは、佐殿と同道にこそせめてならめ」とて、伏沈み給ひけるを、大炊延壽色〳〵に慰めて取留め奉りけり。その瀬過ぎければ、さりともと思ひ、心緩しけるにや、二月十一日の夜、夜叉御前、只一人青墓の宿を出で、遙隔りたる杭瀬河に、身を投げてこそ失せ給へ。十一歳とぞ聞えし。武士の子はなどか幼き女子も猛るらんとて、哀を催さぬ者もなかりけり。母の延壽は志深かりし頭殿にも後れ奉り、その形見とも思ひ慰めし姫君にも別れにければ、一方ならぬ物思に、同じ流に身を沈めんと歎きけるを、大炊樣々に拵へければ、母の心も破難くて、せめての悲しさに尼になり、亡夫竝に姫君の後世を他事なく弔ひけるとなり。六波羅より左馬頭の子共尋ねられけるに、既に三人出來たり。兄二人は早首を梟けられぬ。頼朝も軈て誅せらるべし。この外九條院の雜仕、常盤腹に三人あり。皆男子にてあなりとて、尋ねられければ、常盤是を聞きて、「我故頭殿に後れ奉つて詮方

けるが鍔本まで反返りたりしを、結緣の爲に寺造の釘に寄せられぬ。怖しなども愚なり。入道は弘法大師の御筆を守に懸けたりしを、恐しさの餘に、頸に掛けながら、打振り打振りぞせられける。誠に守の德にや、近付く樣に見えしが、終に空へぞ上りける。惡源太は十三の歲鎌倉に下り、去年十九にて都に上り、異る思出もなくして、生年二十にして、永曆元年正月二十五日終に空しく成りにけり。

○源賴朝生捕らるる事 付 常盤落ちらるる事

斯かる處に同じき二月九日、義朝の三男、前右兵衛佐賴朝、尾張守の手より生捕りて六波羅に著き給ふ。同じき次男、中宮大夫進朝長の首をも奉らる。その故は彼の尾張守の家人彌平兵衛宗淸、尾州より上洛しけるが、不破の關の彼方關が原と云ふ所にて、なまめいたる小冠者が、宗淸大勢に恐れて、藪の陰へ立忍びければ、怪みて捜す程に、隱所無くして囚れ給ふに、宗淸見れば兵衛佐殿なりしかば、喜ぶこと限なし。軈て倶足し奉りて上る程に、靑墓の大炊が許にぞ宿しける。聊聞及ぶ事ありければ、何となく後園に出でて見廻すに、新しく壇築きたる所に卒都婆一本立てたり。卽ちその下を掘らせて見

○源氏の後胤なほ賴朝義經等存す

尾張守—賴盛

倶足し—引連れ

仁安二年―公卿補任三年二月十一日、平家物語三年、十一月十一日この頃平家全盛

○清盛出家の事 竝 瀧詣 付 惡源太雷と成る事

さる程に仁安二年十一月、清盛病に侵され、年五十一にして出家し、法名靜海とぞ申しける。出家の故にや宿病次第に本腹して、翌年の夏の比、一門の人々面々に悅事をなしける。同じき七月七日、攝津國布引の瀧見んとて、入道を始て平氏の人々下られけるに、難波三郎計、夢見惡しきことありとて供せざりしかば、傍輩共、「弓矢取る身の、何でう夢見物忌など云ふ。さるおめたる事やある」と笑ひければ、經房も實にもと思ひて走下り、夢覺めて參りたる由申せば中々興にて、諸人瀧を詠めて感を催す折節、天俄に曇り夥しく雷鳴りて、人々興を醒す處に、難波三郎申しけるは、「我恐怖すること是なり。先年惡源太最後の詞に、終には雷となつて蹴殺さんずるぞとて睨みし眼、つねに見えてむづかしき。彼の人雷と成りたりと夢に見しぞとよ、只今手鞠計の物の巽の方より飛びつるは、面々は見給はぬか。其こそ義平の靈魂よ。一定歸さまに經房に懸らんと覺ゆるぞ。さありとも太刀は拔きてんものを」と云も果てねば、霹靂夥しくして、經房が上に黑雲掩ふとぞ見えしが、微塵になつて死ににけり。太刀は拔きたり

路次—途中
賺寄せて—おびき寄せて
後言—過去の繰言

白晝に河原にて斬らるゝことこそ遺恨なれ。去んぬる保元に多くの源平の兵共誅せられしかども、晝は西山東山の片邊にて斬り、適〻河原にて斬らるゝをも、夜に入りてこそ斬られけるなれ。弓矢取る身の習は、今日は人の上明日は身の上にてあるものを、平家の奴ばらは、上下共にすべて情なく物も知らぬ者共なり。去年熊野詣の時、路次に馳向て討たんと云ひしを、賺寄せて一度に滅さんと、信頼と云ふ不覺人が云ひしに付きて、今日斯かる恥を見るこそ口惜しけれ、湯淺藤代の邊にて取籠めて討つか、安部野の方に待受て、一人も殘さず討取るべかりしものを」と宣へば、難波三郎、「これは何の後言をいはせ申し候ふぞ」と申せば、惡源太冷笑ひ、「いしう云ひたり。實に我が爲には詳はぬ後言ぞ。やれおのれは義平が首討つ程の者か。晴の所作ぞ、能く斬れ、惡しく斬るならば、しや頰に喰付かんずるぞ」と宣へば、「烏許の事を仰せらるゝものかな。何でう我手に懸け奉らん首の、爭か頰には喰付き給はん」と申せば、「誠に只今喰付かんずるには非ず。終には必ず雷と成て蹴殺さんずるぞ」とて、殊更首高らかに差舉げ給へば、經房太刀を拔き後へ廻れば、「能く斬れ」とて睨まれたる眼ざし、實に凡人とは見えざりけり。

下人と一所に在りて、敢て人に見せざりしかば、家主心元なくや思ひけん、何となく障子の隙より見ゐたれば、景澄が膳をば下人に据ゑ、下人の飯をば景澄食ひしかば、あはれこの人は源氏の郎等と聞えしが、疑なき悪源太とやらんを隠置いて、六波羅を窺ひ申すにこそ。餘所より聞えては悪しかりなんとて、急ぎ平家にこの由告げたりしかば、取る物も取り敢へず、十八日の酉の刻計に、難波次郎經遠、三百餘騎にて押寄せ、四方を取巻きて「鎌倉悪源太のおはすか。難波次郎經遠が御迎に參り候ふ」と呼ばはりければ、御曹司袴の側を高く挾み、石切を拔く儘に、「源義平爰に在り。寄れや手柄の程を見せん」とて走出で眞前に進みたる兵四五人斬伏せて、小屋の軒に手を打懸け、ひらりと上りて家續に、何處ともなく失せ給へるが、石山の邊におはしけるなり。悪源太、六波羅にて宣ひけるは、「我敵に窺寄らんとて、或る時は馬を控へて門に佇み、或る時は履を捧げて縁に至りて、相近づかんとせしが、運盡きぬれば本意を達せずして、生きながら囚るること力なき次第なり。義平程の大事の敵を、暫も置く事然るべからず。速に誅せられよ」とて、その後は物も宣はず。軈て難波三郎に仰せて、六條河原に於いて誅せられけるに、敷皮の上に直りて、ちとも臆せず申されけるは、「敵ながらも義平程の者を

被管—下役人

認みけるに—食事するに時

○惡源太誅せらるる事

さる程に同じき二十五日、鎌倉惡源太、近江ノ國石山寺の邊に、忍びてゐ給ひけるを、難波三郎經房が郎等、生捕り奉りて、六波羅へ引ゐて參る。去んぬる十八日、三條烏丸なる所に窶れおはしけるを、平家の大勢取籠めけれども、打破て落ちられけるなり。その故は惡源太、父の敎に任せて、山道を攻上らんとて、飛騨ノ國に下り給ふに、勢の屬くこと斜ならず。然るに義朝討たれ給ひぬと聞きしかば、皆心替して我が身一人に成りぬれば、自害をせんとし給ひしが、徒に死なんよりは、親の敵の淸盛父子が間、一人なりとも討て無念を散ぜんと、思返して都に上り、六波羅に臨んで窺ひ給ふ處に、左馬頭の郎等、丹波ノ國の住人志内六郎景澄と云ふ者に行逢ひ、「如何に汝日比の契約は」と宣へば、「爭か忘れ奉り候ふべき、さりながら身不肖にして見知る人もなければ、敵を計りて命を續がんと存じて、知る人に付きて、軈て平家の被管と成り侍り。御目に懸るぞ幸なる。如何思召す」と云ひければ、卽ち景澄を憑みて彼を主とし、義平下人に成りて、物を持ちて、六波羅に入り敵に近付きて窺ひ見られけり。景澄常に認しけるに、

落ち行けば
—壹岐、生
き、身の終、
と美濃尾張

勇士なり。中んづく東國に下著し給ひなば、古の貞任宗任十二年支へたりしより、猶付從ふ兵多かるべし、然らば由々しき御大事なるべきを、事故なく誅し留めしば拔群の戰功なり。其上彼の人々を討て進らせん者をば、不次の賞行はるべしとこそ仰せ下されしか、せめては彼の所帶なれば、播磨ノ國をも賜り、左馬頭にも成されんこそ面目ならめ、然らずば本國なれば、美濃尾張を賜りてこそ勸賞とも存ぜめ」と申せば、筑後守家貞、「あはれ彼奴を二十の指を二十日に切り、首をば鋸にて引切にし候はばや、相傳の主と正しき婿を殺して、過分の望申す、餘惡く覺え候ふ。後代の爲に承り沙汰し候はん」と申しければ、淸盛「誠に彼が所行放逸なり。我も斯くこそ思へども、未だ朝敵の餘黨も多く、義朝が子共あるに、今彼を罪科せば、自餘の凶徒を誰か誅戮せん。依て先形の如く恩賞を申行ふなり。其を不足に存ずとも、許容なせそ」と宣ひけり。重盛も惡まるる由内々聞えければ、旣に誅せらるべきなど風聞ありけるにや、面目を失ふのみならず、身體危かりしかば、急ぎ尾張へ迯下りけり。その朝宿に狂歌を詠んで捨てけり。
落行けば命ばかりは壹岐守みのをはりこそ聞かま欲しけれ

承平五年―将門記によるに六年なり

相馬郡―猿島郡なり

新米―年貢米

○永曆と改元

六年に當つて天慶三年二月に、藤原秀郷に討たれし首、四月の末に京著し、五月三日に笑ひしぞかし。義朝も名將なれば、この首も笑やせん。秀郷、國香が子貞盛と倶に向て攻めしかども、城強くして落難かりければ、秀郷身を窶して覘ひけるが、將門容貌相似たる兵七人伴つて、更に主從の義なき間、すべて辨へ難かりしに、或る時秀郷新米を出したりけるとき、將門を見知りて、終に是を討つと云へり。依てかく詠むなるべし。同じき十日改元あつて永曆と云ふ。この兵亂に依てなり。去年四月に保元を改めて平治に定りし。平氏繁昌して天下を治むべき年號かと申ししが、果て源氏滅びて平家世を取れり。その時大宮左大臣伊通公は、「この年號甘心せられず。平治とは山もなく河もなくして平地や。高卑なからんか」と笑ひたまひしが、終に皇居は武士の住家と成り、主上は凡人の亭に宿らせ給ひけるこそ不思議なれ。人の口程怖しかりけることはなし。

○忠致尾州に逃げ下る事

さる程に永曆元年正月二十三日除目行はれて、長田四郎忠致は壹岐守に成り、先生景致は兵衛尉に成されけるを、父子共に嫌ひ申す。「義朝政家は、昔の將門純友にも劣らぬ

重日—御忌日

總判官—宗判官か

下野は—紀伊守に木の上を懸け善しともと義朝とを懸く上司は官をのぼする事

しいと笑ひ—將門の首が苦笑し

朝、竝に鎌田兵衛政家が首を持參して、不次の賞を蒙るべき由望み申しけり。是は昔の平大夫致頼が末葉、加茂次郎行房が孫、平三郎致房が子孫なり。義朝重代の家人として、鎌田兵衛が舅なり。然れば平大夫判官兼行、二條京極の千手堂に行向て、二つの首を請取りて、卽ち實檢せらる。今日は重日とて渡されず。同じき九日、平大夫兼行、總判官信房、靑侍義守、忠目範守、善府生朝忠、淸府生季道、此等を始めて檢非違使八人行向て、西洞院を上に渡し、左の獄門の樗の木にぞ掛けたりける。如何なる者かしたりけん、左馬頭元は下野守たりしかば、一首の歌を書付けたり。

下野は紀伊守にこそ成りにけれよしとも見えぬ上司かな

或る者この落書を見て申しけるは、昔將門が首を獄門に掛けられたりけるを、藤六左近と云ふ數寄の者が見て、

將門は米かみよりぞ切られけるたはら藤太が謀にて

と詠みたりければ、しいと笑ひけるなり。將門は桓武の御子、葛原親王より五代、上總介高望の孫、良將が子なり。朱雀院の御宇、承平五年二月に謀叛を起し、伯父常陸大掾國香を討ちてより、東國を從へ、下總ノ國、相馬郡に都を建てて平親王と自稱せしが、

一院――一は衍字か

付けても、彼の君達をば如何すべき」とて、伏沈みければ、金王も泣く〳〵申しけるは、「童も御供仕つて、如何にも成るべく候ひしかども、道すがらも君達の御事のみ、心苦しき御事に仰せ候ひしかば、加様の事も誰かは知らせ進らすべきと存じて、かひなき命生きて參り侍るなり。御子息達も皆散り〳〵に成り給ひぬ。鎌倉の御曹司も兵衞佐殿も、定て敵にこそ囚れ給ふらめ、幼きは猶憑なし、然れば御菩提をば誰かは弔ひ進らすべきなれば、年來の御名染に、某なりとも僧法師にも罷成り、無き御跡を弔ひ奉らん」とて、軈て走出でけるが、或る寺に入りて出家し、諸國七道修行して、義朝の後世を弔ひ申しけるこそ有難けれ。

○長田義朝を討ちて六波羅に馳參る事　付　大路渡して獄門に掛けらるる事

さる程に同じき六日、一院仁和寺殿より出でさせおはしましたれども、三條殿は去年燒けぬ。御所に成るべき所もなければ、八條堀河皇后宮大夫顯長卿の宿所を御所に成して、入らせ給ふ。翌日尾張ノ國の住人、長田四郎忠致、子息先生景致、上洛し、前左馬頭義

平治物語・巻之三

○金王丸尾張より馳上る事

氣色繫難くして、喜ぶにも易う移り、歎くにも又留らざれば、淺ましかりし年も暮れ、平治二年に成りにけり。正月一日新玉の年立返りたれども、內裏には元日、元三の儀式事宜しからず、天慶の例とて朝拜も止めらる。院も仁和寺に渡らせ給へば、拜禮もなかりけり。斯かりし處に、正月五日未だ朝の事なるに、左馬頭の童金王丸、常盤が許に來りて馬より飛んで下り、暫が程は淚に沈み、良あつて、「この三日の曉、尾張ノ國野間と申す所にて、長田四郎が爲に討たれさせ給ひ候ひぬ」と申せば、聞も敢へず、常盤を初て幼き人々、聲々に悲しみ給ふぞ哀なる。その後道すがらの事共委しく語り申しゝにぞ、朝長の失せ給ひ、森六郎の討たれ給ふをも聞き給ひける。陸奥六郎義隆は、相摸の森を知行せられければ、森冠者とも申しけり。常盤加樣の事共を聞きて、「さ計の軍の中よりも、汝を以て幼き者共の事を、心苦しげに仰せられしに、既に空しく成り給ひぬ。其に

○平治二年

曉―夜の誤か

鬚切をば大炊に預置きて下り給ふ。

す

の中に只一人さまよひ給ひけるが、小關の方へ行もせで、小平と云ふ山寺の麓の里へ迷出で給ふ。曙の事なるに、とある小屋に立寄り給へば、男の聲として、「あはれこの山にも落人などや籠るらん。この雪には爭か働き給ふべき一人なりとも召捕りて、六波羅へ進らせたらば、勸賞に預らぬことはよもあらじ」と云へば、爰に在りては惡しかりなんと思ひ給ひて、足に任せて拔け給ふ。淺井の北郡に休ひ給ひけるを、老尼見付け奉り、家に倶して行きければ、老夫同じく勞り進らせて、正月中は隱置き侍りけり。漸く雪も消えしかば、又足に任せて出で給へるが、初の小平の邊を通り給ひけるが、人目を包む身なりしかば、道にもあらぬ谷河に付いて辿り給ふ處に、或る鵜飼見逢ひ奉り、思の外に情ありて、「人目を忍ぶ御事にこそおはしませ。有の儘に仰せ候へ。何處へも御志の所へ送著け進らせん」と申しければ、有の儘に語りて、「青墓へ行かばやとこそ思へ」と宣へば、「さては此御姿にては叶難く候ふ」とて、女の形に出立たせ奉り、持ち給へる太刀をば、菅に包みて、我が持ちて、男の女を倶したる體にて、青墓へこそ下りけれ。大炊か許へ行き給ひ、「頼朝なり」と宣へば、延壽斜ならず悅びて、夜叉御前の御方に入れ進らせて、樣々にもてなし奉りけれども、東國へ御下あるべしとて、急ぎ出て給ふが、

○作者忠致を許す

○源氏の後胤、なほ存

に差當て、俯伏し樣に伏しければ、貫かれてぞ失せにける。忠致、左馬頭を討ち奉ることは喜なれども、最愛の娘を殺し、歎にこそ沈みけれ。景致、頭殿の御首、竝に鎌田が首を取り、死骸共をば一つ穴に掘埋む。如何に勳功を望めばとて、相傳の主を討ち、現在の婿を害しける忠致が所存をば、惡まぬ者もなかりけり。「安祿山か主君玄宗を傾け、養母楊貴妃を殺し、天下を奪取りしかども、その子安慶緒に殺され、安慶緒は又父を弑したるに依て、史思明に殺されて、程なく祿山か跡絶えぬ。忠致も行末如何あらん」と人皆申し侍りき。譜代の家人なる上、鎌田兵衛も婿なれば、義朝の憑み給ふも理なり。情なかりし所存かな、知らぬは人の心なり。されば白氏文集に、天をも度りつべく、地をも度りつべし、只人のみ防ぐべからず。海底の魚も天上の鳥も、高けれども射つべし、深けれども釣りつべし、獨人の心の相向へる時、咫尺の間も量ること能はず、陰陽神變皆度りつべし、人間の咲は是怒なりと云ふことを、兎角も今こそ思知られしたれ。

○賴朝靑墓に下著の事

さる程に兵衛佐の有樣こそ痛しけれ。十二月二十八日の夜、父にも兄にも追後れて、雪

塗籠—納戸
したゝかに—嚴重に

り給ふ。金王丸走歸つて是を見て、「惡い奴ばら、一人も餘すまじ」とて、三人ながら湯殿の口に斬伏せたり。鎌田兵衛は忠致に向ひて酒を飲みけるが、この由を聞きて突立つ所を、酌取りける男、刀を拔いて飛懸る。政家取て引寄せ、その刀を以て二刀刺す所を、後より「景致も」と首を討ちて打落す。鎌田も今年三十八、頭殿と同年にて失せにけり。玄光法師は、頭殿討たれ給ひぬと聞きて、「是は鎌田が業にてぞあるらん。先政家を討たん」とて、長刀持ちて走廻りけるが、「鎌田も早討たれぬ」と聞きて、「さらば長田めを討たばや」とて、金王丸と二人、面も振らず切て廻り、數多の敵斬伏せて、塗籠の口まで攻入りけれども、美濃尾張の習、用心嚴しき故に、帳臺の構したゝかに拵へたれば、力なく長田父子をば討ち得ずして、馬屋に走入り、馬引出し打乘り打乘り、「留めんと思はば留めよ」と呼びけれども、遠矢少々射懸けたる計にて、近付く者なかりしかば、玄光は鷲栖に留り、金王は都へ上りけり。鎌田が妻女是を聞き、討たれし所に尋行き、「我は女の身なれども、全く貳心は無きものを、如何に恨しく思ひ給ふらん。親子の中と申せども、我もさこそ思ひ侍れ。飽かぬ中には今日既に別れぬ。情なき親に添ふならば、又も憂目や見んずらん。同じ道に倶し給へ」とて、須臾は泣きゐたりけるが、夫の刀を拔く儘に、心元

知行分―知行丈

ひかせ―使ひ

御垢に參り―垢をながしに來り

○義朝、忠致のために殺さる

らせじ。人の高名になさんよりも、是にて討ち奉りて、平家の見參に入れ、義朝の知行分をも申し給はらば、子孫繁昌にてこそ候はんずれ」と云ひければ「尤も然るべし。但し名將の御事なれば、小勢なりとも討ち奉らんこと大事なり」と申せば「御湯ひかせ給へ」とて、湯殿へ賺入れ奉りて、「橘七五郎は近國に無雙の大力なれば、組手なるべし。彌七兵衞、濱田三郎は手利なれば、刺殺し進らすべし。鎌田をば内へ召されて酒を強伏せ軍の樣を問ひ給へ、頭殿討たれ給ひぬと聞きて走出でば、妻戸の陰に待掛けて、景致斬伏せ候はん。金王丸と玄光法師をば、外侍にて若者共の中に取籠め、引張りて刺殺し候はんに、何の子細候ふべき」と計へば、湯殿しつらひて、正月三日に、莊司御前に參り、「都の御合戰道すがらの御辛勞に、御湯召され候へ」と申せば、「然るべし」とて、纔にて湯殿へ入り給へば、三人の者隙を伺ふに、金王丸、御劍を持ちて御垢に參りければ、すべて討つべき樣ぞなき。程經て「御帷子進らせよ」と云へども人もなき間、金王丸腹を立て走出でけるその隙に、三人の者共走違ひてつと入り、橘七五郎むずと組み奉れば、心得たりとて取て引寄せ、押伏せ候ふ所を、二人の者共左右より寄りて、脇の下を二刀づつ刺し奉れば、心は猛しと申せども、「鎌田はなきか。金王丸は」とて、終に空しくな

大徳人―大金持

世を伺ふ者―權勢ある方に屬く人

强盗―俠客

是ならずば―かやうのことならねば

關居ゑて云―關所を設けて陸のみならず舟をも捜索しければ

馬物具請うて通らんずる」と宣へば、平賀四郎、「長田は大徳人にて世を伺ふ者なれば、落人隱し奉らんこと如何」と、申しければ、「されども鎌田が舅なれば、何事かあらん」と宣へば、「さては義信は御上に參逢ひ奉らん」とて別れけり。義朝鎌田を召して、海道は宿々通り得難きなる、是より内海へ著かばやと思ふは如何に」と宣へば、「鷲栖の玄光と申すは大炊が弟なり。隱れなき强盗名譽の大剛の者にて候ふ。憑みて御覽候へ」と申せば、「然るべし」とてこの由を仰せらるるに、玄光悦びて、「是ならずば何事か頭殿の御用あるべき」とて、小船にて下る處に、府津に關居ゑて舟をも搜しければ、この舟をも寄せよとて、「何舟ぞ」と尤むれば、「玄光ぞかし」と云ふ。「玄光ならんには如何に夜は行くぞ」と云へば、「今日明日計の年の内なれば、夜も得休まぬぞ」とて漕通る。同じき二十九日に、尾張ノ國知多郡野間の内海に著きたまふ。長田莊司忠致、請取り奉りて、樣樣にもてなし申せども、「御馬を進らせよ。急ぎ御通あるべし」と宣ひければ、「せめて三日の御祝過ぎてこそ御立ち候ふべけれ」とて、頻に留め奉れば、力なく逗留し給ふ。さる程に長田莊司、子息先生景致を近付けて、「さてもこの殿をば通しや奉る。是にて討ち申すべきか。如何に」と云ふに、景致申しけるは、「東國へ下り給ふとも、人よも助け進

勢を付けて——軍勢を従へて

○義朝野間下向の事 付 忠致心替の事

さる程に義朝は、大炊が許におはしゝが、斯くてもあるべきならねば、軈て立出で給ふ。大炊は「是にて御年を送り、閑に御下り候へ」と申しけれども、「爰は海道なれば悪しかりぬべし。朝長をば見續ぎ給へ」とて、出でんとし給ふ處に、宿の者共聞付けて、二三百人押寄せたり。佐渡式部大輔是を見て、「爰をば重成討死して通し進らせ候はん」とて、或る家に走入り、馬引出し打乘て、「狼藉なり雜人共」とて、散々に蹴散らして、子安の森に馳入り、向ふ敵十餘人射殺し、「左馬頭義朝自害するぞ。我が手に懸けたりなど論ずべからず」とて、先面の皮を削り、腹十文字に搔切て、二十九と申すに、終に空しくなりにけり。皆是を大將と思ひて歸りければ、夜に入りて宿を出で給ふ。中宮大夫は夜明くるまで出でられず。大炊參りて見奉れば、空しくなり給へるに、小袖引懸けて置かれたりしかば、「見續ぎ進らせよとは、御孝養申せとにてありけり」とて、泣く〳〵後の竹原の中に收め奉りけり。その後、平賀四郎にも暇賜ひて、勢を付けて攻上り給ふべき由宣へば、「さて何處を指して御下り候ふぞ」と申されければ、「先尾張の野間に行き、忠致に

帳臺—寢所
江口腹—攝津江口の遊君の腹
一方ならず—非常に悲しく

は信州へ下り、甲斐信濃の源氏共を催して上洛せよ。我は海道を攻上るべし」とありしかば、惡源太「さ承る」とて、未だ知らぬ飛驒ノ國の方へ、山の根に付きて落行かれければ、中宮大夫は信濃を指して下り給ふが、龍華にて手は負ひ給ふ。伊吹の下の雪は淩がれたり、疵大事に成りて叶難かりしかば、歸參られけり。頭殿この由を聞召して、「されば頼朝は、稚くとも斯くはあらじ」とぞ宣ひける。「さらば汝暫く留れ」と仰せければ、朝長畏つて、「是に候はば定て敵に生捕られ候ひなん。御手に懸けさせ給ひて、心安く思召し候へ」と、申されしかば、「汝は不覺の者と思ひたれど、誠に義朝が子なりけり。念佛申せ」とて太刀を拔き、既に首を擊たんとし給ひしを、延壽大炊太刀に取り付きて、「如何に眼前に憂目を見せ給ふぞ」とて、泣き口說きければ、「餘に臆したれば勇むるなり」とて、太刀を差されければ、朝長帳臺へ入り給へば、女も內へぞ歸りける。その後「大夫は如何に」と宣へば、「待ち申し候ふ」とて、掌を合はせ念佛し給へば、心元を三刀刺して首を搔き、骸に差續ぎ、衣引懸けて置き給ふ。都にて江口腹の御娘、鎌田に仰せて害せられ、頼朝は見え給はず、朝長をも我が手に懸けて失ひ給へは、一方ならずぞ思はれける。

拔打—刀拔く手の儘にて切付くること

打ちて—掛けての誤か

取付き、「落人をば留め申せ」と、六波羅より仰せ下され給ふ」とて、既に抱下し奉らんとしければ、鬚切を以て拔打にしとと打たれければ、眞弘が眞向二つに打割られて、のけに倒れて死ににけり。續いて出でける男、「痴者かな」とて馬の口に取付く處を、同じ樣に斬り給へば、籠手の覆より打ちて、打落されて退きにけり。その後近付く者もなければ、卽ち宿を馳せ過ぎて、安の河原へ出で給へば、政家にこそ逢ひ給へ。其より打連れ急ぎ給へば、程なく頭殿に追付き奉り給ふ。「など今まで下るぞ」と宣へば、云々の由申されければ、「縱ひ長なりとも、爭か只今斯くは擧動ふべき。いしう仕たり」とぞ感じ給ふ。鏡の宿をも過ぎしがば、不破の關は敵固めたりとて、小關に懸りて、小野の宿より海道をば馬手になして落ち給へば、雪は次第に深くなる。馬に叶はねば、物具しては中中惡しかりなんとて、皆鎧共をば脫捨てらる。佐殿は馬上にてこそ劣り給はねども、徒立に成りては常に下りたまひしが、終に後れ進らせられたり。義朝は兎角して美濃ノ國、青墓の宿に著き給ふ。彼の長者大炊が娘、延壽と申すは、頭殿御志淺からずして、女子一人おはしましけり。夜叉御前とて十歲に成り給ふ。年來の御宿なれば、其に入り給へば、斜ならずもてなし奉る。義朝爰にて宣ひけるは、「義平は山道を攻めて上れ。朝長

馬睡—馬上にて睡ること

下りぬる—後れたる

沙汰人—官軍の命を受けたる人

そ、何とも成り候はめ」と申せども、「存ずる旨あり。疾く〳〵」と宣へば、力及ばずして、波多次郎義通、三浦荒次郎義澄、齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、足立右馬允、金子十郎、上總介八郎を始として、二十餘人暇賜はり、思ひ〳〵に國々へ下りけり。義朝の一所に落ちられけるは、嫡子惡源太義平、次男中宮大夫進朝長、三男右兵衛佐頼朝、佐渡式部大輔重成、平賀四郎義信、傅子の鎌田兵衛政家、金王丸僅に八騎なり。兵衛佐頼朝心は武しと雖も、今年十三、物具して終日の軍に疲れ給ひければ、馬睡をし、野路の邊より打後れ給へり。頭殿篠原堤にて、「若者共は下りぬるか」と宣へば、各〳〵「是に候ふ」と答へられしに、兵衛佐おはしまさず。義朝、「無慙や下にけり。若し敵にや生捕らるらん」と宣へば、鎌田「尋ね進らせ候はん」とて引返し、「佐殿やおはす」と呼り奉れども、更に答ふる人もなし。頼朝良ありて打驚き見給ふに、前後に人もなかりけり。十二月二十七日の夜更方の事なれば、暗さは暗し先も見えねども、馬に任せて只一騎、心細く落ち給ふ。森山の宿に入り給へば、宿の者共云ひけるは、「今夜馬の足音繁く聞ゆるは、落人にやあるらん。いざ留めん」とて、沙汰人數多出でける中に、源内兵衛眞弘と云ふ者、腹卷取て打懸け、長刀持ちて走出でけるが、佐殿を見奉り、馬の口に

「越え行けば悲かりける別路を誰が逢坂の關といひけん」（續後拾遺集）

我が爲の歌―此烟は我が故郷を思焦るゝ爲立ろものなりとの意、思ひに火をかけたり

慰めて、富士の高峯を打詠め、足柄山をも越えぬれば、何處を限とも知らぬ武藏野や、堀兼の井も尋見て行けば、下野の國府に著きて、我が住むべかなる室の八島とて、見遣り給へば、烟心細く上りて、折から感涙止難く思はれしかば、泣く〳〵斯くぞ聞えける。

我が爲にありけるものを下野や室の八島に絶えぬおもひは

妾をば夢にだに見んとは思はざりしかども、今は住家と跡を占め、習はぬ草の庵、譬へん方も更になし。

○義朝靑墓に落著く事

さる程に左馬頭は、堅田の浦へ打出でて、義隆の首を見給ひ、「八幡殿の御子の名殘には、この人計こそおはしつるに、後れ奉りては彌力なくこそ覺ゆれ」とて、泣く〳〵念佛申弔ひて、湖へ馬の太腹涵るまで打入れ、この首を深く收められけり。軈て舟を尋ねて渡らんとせられけれども、折節波風烈しくして叶はざりしかば、其より引返し、勢多を指して落ちられけるが、「この勢一所にては叶ふまじ。道を替へて落つべし。志あらば東國にて必ず參會すべし。」暇取らする兵共」と宣へば、各「何處までも御供仕りてこ

○經宗、惟方舊惡の露顯を恐る（愚管抄卷五參照）虛名は立せぬ—無實の讒訴は成立せぬ

また成憲が逢阪關の歌「戀しくば來ても見よとて逢坂の關の淸水に影はとめてき」（寶物集）

ぜざりし忠臣の子共なれば、縱ひ信賴義朝は流されて配所に在りとも、赦免あつて召こそ返さるべきに、結句流罪に處せらるる科の條、何事ぞ心得難し」と云へば、この人々元の如く召仕へられれば、信賴同心の事共天聽にや達せんずらんと恐怖して、新大納言經宗、別當惟方の勸なるを、天下の擾亂に紛れて、君も思召し誤りてけりと、心ある人は申しけるが、虛名は立せぬ者なれば、幾程なくて召返され、經宗惟方の謀計は顯れけるにや、終に左遷の憂に沈みけり。信西の子共内外の智、人に勝れ、和漢の才身に備りしかば、配所に赴く其日までも、此彼に寄合ひ、歌を詠み詩を作りて、互に餘波をぞ惜しまれける。西海に赴く人は、八重の汐路を別れて行き、東國へ下る輩は、千里の山河を隔てたる、心の中こそ哀なれ。中にも播磨中將成憲は、老いたる母と幼き子とを振捨てて、遼遠の境に赴きける。せめての都の餘波惜しさに、所々に休ひて行きもやり給はざりけるが、粟田口の邊に馬を留めて、

道の邊の草の靑葉に駒とめてなほ故鄕をかへりみるかな

斯くて近江をも過行けば、如何に鳴海の汐干潟、二村山、宮路山、高師山、濱名の橋を打渡り、小夜の中山宇津の山をも見て行けば、都にて名にのみ聞きしものをと、其に心を

九條院—近衞帝の皇后（賴長の養女）
○牛若（義經）生る

心ある人は歎合へり。同じき二十九日公卿僉議あつて、この程大内に凶徒殿舍に宿し、狼藉繁多なり、淸められずして還幸ならんこと然るべからざる由、議定區々なりとぞ聞えける。

○常盤註進 竝 信西子息 各 遠流に處せらるる事

爰に左馬頭義朝の末子、九條院の雜仕、常盤が腹に三人あり。兄は今若とて七つなり、中は乙若とて五つ、末は牛若とて今年生れたり。義朝此等が事心苦しく思はれければ、金王丸を道より返して、「合戰に打負けて何地ともなく落行けども、心は跡を顧て、行先更に覺えず。何處に在りとも心安き事あらば、迎取るべきなり。その程は深山にも身を隱し、我が音信を待ち給へ」と、申遣はされければ、常盤聞も敢へず、引被き伏沈めり。幼き人々聲々に、「父は何處にましますぞ。頭殿は」と問ひ給ふ。良あつて常盤泣く泣く、「さても何方へとか聞えつる」と問ひければ、「譜代の御家人達を御憑み候ひて、東の方へとこそ仰せ候ひし。暫も御行末覺束なく存じ候へば、暇申して」とてぞ出でにける。さる程に少納言入道の子共、僧俗十二人流罪せられけり。「君の御爲敢て不義を存

尾張守になる。伊藤武者景綱は伊勢守に補す。上卿は花山院大納言忠雅卿、職事は藏人朝方とぞきこえし。信頼卿、舍兄兵部權大輔基家、民部權小輔基通、舍弟尾張少將信俊、子息新侍徒信親、播磨守義朝、中宮大夫進朝長、右兵衛佐頼朝、佐渡式部大輔重成、但馬守有房、鎌田兵衛政家、以下七十三人の官職を止めらる。この内兩人聽て尋出されて、民部權少輔基通は陸奥ノ國へ、尾張少將信俊は越後ノ國へぞ流されける。その外或は誅せらるる者後日にも多かりけり。昨日まで朝恩に誇りて、餘薫一門に及びしかども、今日は誅戮を蒙つて、愁歎を九族に施す。朝につかへて、樂を春花の前に開き、誡を蒙りては、歎を秋の霜の本に顯す。夢の富は覺めての悲しみなり。一夜の月早く有漏不定の雲に隱れ、朝の咲は夕の涙なり。片時の花空しく無常轉變の風に從ふ、盛衰の理眼前に在り。生界の中に誰人かこの難を遁るべき。さても堀河天皇嘉承三年に、對馬守源義親、誅伐せられしより以來、近衛院の御代久壽二年に至るまで既に三十餘年、天下靜にして、民唐堯虞舜の仁惠に誇り、海内浪治りて、國延喜天暦の德政を樂しみしに、保元に合戰ありて、洛中始て騷ぎしをこそ淺ましき事と思ひしに、幾程の年月をも送らざるに、又この亂出來て人多く滅びしかば、世既に末に成りて、國亡ぶべき時節にやあらんと、

色づきて

猿樂—散樂にて能の本となりし演劇

はなをかく—纈頭を掛くと鼻を闕くとを懸けたり

○平氏獨、隆盛ならんとす

なる擧動かなとて、惡まぬ者ぞなかりける。斬手歸りければ、人々信賴の最後の有樣を尋ねらるるに、哀なる中にも咲しかりしは、軍の日馬より落ちて、鼻の先を突闕きし跡、八瀨にて義朝に打たれし鞭目、左の頰先に疵みてありしぞ見苦しかりし、など沙汰しけるを、大宮左大臣伊通公聞き給ひて、「一日猿樂にはなをかくと云ふ世俗の諺こそあるに、信賴は一日の軍に鼻を闕きける」と宣ひしかば、皆人興にぞ入りにける。

○官軍除目を行はるる事　付　謀叛人官職を止めらるる事

さる程に伏見源中納言師仲は、「勸賞を蒙るべき身にてこそ候へ。信賴卿内侍所を取て、東國へ下し進らせんとせられ候ひしを、女坊門局の宿所、姉小路東洞院に隱置き進らせて候へば、朝敵に與みせざる支證分明に候ふ。信賴時々伏見へ來りしも、權勢に恐れてかならず交るにて候ひき。叛逆の企に於いては曾て存ぜず。能く〱聞し開かるべし」と陳じ申されけり。河内守季實、その子左衛門尉季守は、遁るる處なくして父子共に誅せられ、軈て敍位除目行はれて、大貳淸盛は正三位に敍し、嫡子左衛門佐は伊豫守に任じ、次男大夫判官基盛は大和守、三男宗盛は遠江守になる、淸盛舍弟三河守賴盛は

左納言云々―行路難の詩の句

獄卒―地獄の惡鬼

溫野云々―阿育王譬喩經の喩の趣

瑱みて―打たれて肌に

歎きしに、今日の有樣は乞食非人にも猶劣りたり」とぞ、見物の諸人申合へる。彼の左納言右大史、朝に恩を受けて夕に死を賜はると、白居易の書きしも理かなとぞおぼえし。爰に齡七十計なる入道の、柹の直垂に文書袋頸に掛けたるが、平屐履き鹿杖突き、市の如く立圍たる人を、搔分け搔分け行きければ、右衞門督の年來の下人、主の死骸を收めんとするにやと見る處に、さはなくして骸をはたと睨み、「おのれは」とて持ちたる杖にて二打三打打ちければ、見物の諸人「こは如何に」と云ふに、この入道が曰はく、「相傳の所領を無理におのれに押領せられ、多くの所從を失ひ、我が身を始て飢寒の苦痛を見せつるは、おのれが所行に非ずや。斯かる僻事の積によつて、今既に首を斬られ、入道が目の前に恥をさらすぞ。我生きて汝が死骸を打つ。我が杖は死してよも痛まじ。獄卒の笞は今こそ當るらめ。魂魄若しあらば慥にこの詞を聞け 大貳殿の御嫡子、左衞門佐殿は有道の聞えましませば、この文書見參に入れて、本領安堵して、おのれが草の陰にて見んずるぞ。思へば猶惡きぞ」とて歸りける。溫野に骨を禮せし天人は、平生の善を悅び、寒林に骸を打ちし靈鬼は、前世の惡を悲しむとも、かやうの事をや申すべき。彼の老者は丹波ノ國の在廳 監物何某と云ふ者なり。無念に思ひけん事はさる事なれども、餘

芳心—親切

○信賴、死際の醜態

きり人—權勢ある人

直垂の上に繩付けて、六波羅の馬屋の前に引居ゑられておはしけり。既に死罪に定りたりしを、重盛今度の勳功の賞に申替へて、預り給ひけるなり。この中將院の御氣色能き人にて、院中の事申し沙汰せられけるが、重盛出仕の度毎に芳心せられける故なりとなん。されば人は情あるべき事にや。信賴卿をば左衞門佐して謀叛の子細を尋ねらる。一事の陳答にも及ばず、只「天魔の勸なり」とぞ歎かれける。我が身の重科をも知らず、「今度計如何にも申助けさせ給へ」と、絕伏し申されければ、重盛、「彼程の不覺人、助置かせ給ひたりとも、何程の事候ふべき」と申されしかども、淸盛「今度の謀叛の本人なり。上皇の申させ給へども、君も聞召し入れず、爭か私には免すべき。早死罪に定りぬ。疾く疾く斬れ」と宣へば、左衞門佐、「此上は力に及ばず」とて立たれけり。軈て六條河原にして、既に敷皮の上に引居ゑたれども、思も切れず、「あはれ重盛はさばかりの慈悲者とこそ聞きつるに、などや信賴をば申助け給はぬやらん」とて、起きぬ伏しぬ歎きて、悶焦れ給へば、松浦太郎重俊斬手にてありしが、太刀の當所も覺えねば、押へて搔首にぞしてける。見苦しかりし有樣なり。年來院のきり人にて、諸人の追從を蒙り、去んぬる十日より內裏に候ひて、樣々の僻事をなし給ひしかば、百官龍蛇の毒を恐れ、萬民虎狼の害を

野伏もなくて—野伏にもなくての落字か追剝にもあらでの意

先に打たれ—先に進まれ

取やかなひ—とりまかなひ(取揃)の誤か

大白衣—鎧下の白小袖

這ふ〱—辛うじて

て物具剝げ」と罵りければ、式部大輔取敢へず、「是は六波羅より落人を追うて、長坂へ向ひて候ふが、敵は早落延びて候ふ間歸參るに、暗さは暗し、御方の勢に追後れて侍るなり」と答へければ、さもあらんとや思ひけん、既に通すべかりけるに、法師一人笠符を見んとや思ひけん、「誠しからず。野伏もなくて」とて、松明振擧げて近付けば、信頼先に打たれけるが、「あはや」と驚きて、落つるともなく馬より下り、物具脱捨てて、鎧直垂より小具足、太刀、刀、馬鞍まで取やかなひて、「命計をば助け給へ」とて、手を合はされければ、式部大輔も剝がれてけり。其より大白衣にて這ふ〱仁和寺へ參り、昔の御惠の餘波なれば、御助ぞあらんずらんとて、頸を延べて參りたる由、申入れらたり。然のみならず伏見源中納言師仲卿も參り、越後中將成親も參られけり。上皇本より不便に思召さるる人々なれば、傍に隱置かれて、先主上へ「信頼をば助けさせ給へ」と御書を進らさせ給ひしかども、敢て御返事もなかりければ、重て「愚老を憑みて參りたる者共なれば、枉て助置かせ給へ」と申させ給ふ。御使も未だ歸らざるに、三河守賴盛、淡路守教盛、兩人大將にて、三百餘騎仁和寺に押寄せ、信頼を始て、上皇を憑み進らせて參り集りたる、謀叛の輩五十餘人、召捕て歸られけり。越後中將成親朝臣は、島摺の

鎌倉殿—頼朝

○信頼、上皇に憑る

らせ給はん御有様を見屆け進らせてこそ、歸上り候はんずれ」と申せば、「存ずる旨あり疾く〳〵」と宣へば、力及ばず都へ歸り、姫君に付き奉り此處彼處に隱置き進らせて、源氏の御代に成りしかば、一條二位中將能保卿の北方に成し奉りけるなり。實基も鎌倉殿の御時に世に出でけるとぞ聞えける。

○信頼降參の事 並 最後の事

さる程に信頼卿は、義朝に捨てられて、八瀬の松原より取て返されたり。其までは侍共五十騎計ありけるが、「この殿は人に頬を打たれて返事をだにし給はねば、侍の主には叶難し。行末もさこそおはせめ」と、散々に落行きしかば、傅子式部大輔計にぞなりにける。餘に疲れて見え給へば、或る谷河にて馬より抱下し、干飯洗ひて進らせけれども、今朝の鯢波に驚きて後は、胸塞りて唾をだにもはかゞ〳〵しく呑入れ給はねば、増て一口も召さざりけり。又馬に搔乘せて、「何處へか入らせ給はん」と問ひ奉れば、「仁和寺へ」と宣ふ間、蓮臺野へぞ出でにける。山法師の死したるを葬して歸る者共にぞ行き逢ひける。法師ばら是を見て、「この夜中に忍びて通るは、落人の歸來るにてぞあらん。討留め

引かなぐつて—手荒く引抜きて
奇怪—不都合

さあらぬ體にて馬をば早められける。六郎殿討たれ給へば、首を取らせて、義朝宣ひつるは、「弓矢取る身の習、軍に負けて落つるは常の事ぞかし。其を僧徒の身として、助くるまでこそなからめ、結句討留めんとし、物具剝がんなどするこそ奇怪なれ。悪い奴ばら後代の例に一人も殘さず討てや者共」と下知せられければ、三十餘騎轡を雙べ、驅入り割付け追廻して、攻詰め攻付け切付けられければ、山徒立所に三十餘人討たれにければ、殘る大衆大略手負ひて、方々谷々へ歸るとて、「落人討留めんと云ふことは、誰か云出せる事ぞ」とて、彼よ是よと論じける程に、同士軍を仕出して、又多くぞ死にける。誠に出家の身として、落人討留め物具奪取らんなどして、纔の落武者に驅立てられ、多くの人討たせ、又同士軍仕出して、數多の衆徒を失ふこと、僧徒の法にも恥辱なり。武藝の爲にも瑕瑾なり。されば冥慮にも背き神明にも放され奉りたるとぞ覺えし。この敵をも追散しければ、龍華の麓にみな下りゐて、馬を休められけるが、義朝後藤兵衛實基を召して、「汝に預置きし姫は如何に」と宣へば、「私の女に能く〳〵申含めて候へば、別の御事候ふまじ」と申しけり。「さては心安けれども、汝是より都へ歸上り、姫を育みて尼にもなし、義朝が後世菩提を弔はせよ」と宣へば、「先何處までも御供仕り、兎も角もな

面つれなう—鐵面皮にも

鞭目—鞭にて打たれたる疵

何でう—何として

逆木—木の枝を逆立て垣に結附け敵の兵馬を障ふるもの

常に鐙づき—絶えず鐙の搖上け

裏かゝす—鎧の裏まで矢を通す

心替かや」と宣へば、義朝餘の惡さに腹を居ゑかねて、「日本一の不覺人、斯かる大事を思立ちて、一軍だにせずして、我が身も滅び人をも失ふにこそ、面つれなう物をば宣ふものかな」とて、持ちたる鞭を以て、信頼の弓手の頰先をしたゝかに打たれけり。信頼この返事をもし給はず、誠に臆したる體にて、頻に鞭目を押撫で押撫でぞせられける。傳子式部大輔助吉是を見て、「何者なれば督殿をば斯くは申すぞ、我人共が心剛ならば、など軍には勝たずして、負けて東國へは下るぞ」と云ひければ、義朝「あの男に物な云はせそ。討て捨てよ」と宣ひければ、鎌田兵衛「何でう只今さる事の候ふべき。敵や續き候ふらん。延びさせ給へ」とて行く處に、叉横河法師上下四五百人、「信頼義朝が落つるなる。討留めん」とて、龍華越に逆木引き、搔楯搔いて待懸けたり。三十餘騎の兵、各馬より飛下り飛下り、手々に逆木をば物ともせず、引伏せ引伏せ通る處に、大衆の中より差詰め引詰め散々に射たりければ、陸奥六郎義隆の首の骨を射られて、馬より倒樣に落ちられてけり。中宮大夫進朝長も、弓手の股をしたゝかに射付けられて、鐙を踏兼ね給ひければ、義朝「大夫は矢に中りつるな。常に鐙づきをせよ。裏かゝすな」と宣へば、其矢引きかなぐつて捨て、「さも候はず、陸奥六郎殿こそ痛手負はせ給ひ候ひつれ」とて、

假武者—雇兵

僉議し—評議し

草摺を切りても—鎧をいくつにも分けて差出しても

がは—物の地に付きたる音

○義朝、途上、信頼に逢ひ、これを鞭打つ

國の假武者共が、恥をも知らず、妻子を見ん爲に本國に落下り候ふなり。討留めて罪作に何かし給はん、具足を召されん爲ならば、物具をば進らせ候はん。通して給はれ」と申しければ、「實にも大將達にてはなかりけり。葉武者は討ちて何かせん。具足だに脱捨てば通されよかし」と僉議しければ、實盛重て、「衆徒は大勢おはします、我等は小勢なり。草摺を切りても猶及び難し。投げんに從ひ奪取り給へ」と云へば、面に進める若大衆、「尤も然るべし」とて相集る。後陣の老僧も我劣らじと、一所に寄て競ひ爭ふ處に、實盛冑をがはと投げたりけり。我取らんと犇きければ、敢て敵の勢をも見繕はざりける處に、三十二騎の兵、打物を拔き冑の錣を傾けて、がはと驅入蹴散らして通りければ、大衆俄に長刀を取直し、餘すまじとて追懸けければ、實盛大童にて、大の中指取て交ひ、「敵も敵に因るぞ、義朝の郎等に、武藏ノ國の住人、長井齋藤別當實盛ぞかし。留めんと思はば寄れや、手柄の程見せん」とて、取て返せば、大衆の中に弓取は少もなし。叶はじとや思ひけん、皆引いてぞ歸りける。義朝、八瀬の松原を過ぎられけるに、跡より「やゝ」と呼ぶ聲しければ、何者やらんと見給へば、遙に先へ延びぬらんと覺えつる信頼卿追付きて、「若し軍に負けて東國へ落ちん時は、信頼をも連れて下らんとこそ聞えしが、

沙汰し――評判し
おもとの――重なる

抱取り奉りし養君にて、今まで育立て進らせたれば、爭か哀になかるべき、涙に昏れて、刀の立所も覺えずして泣ゐたり。姫君「敵や近付くらん。疾く〱」と勸め給へば、力なく三刀刺して御首を取り、御死骸をば深く收めて馳歸り、頭殿の見參に入れたりければ、只一目御覽じて、涙に咽び給ひけるが、東山の邊に知り給へる僧の所へ、この御首を遣して、「弔ひて給びたまへ」とてぞ落ちられける。さる程に平家の軍兵馳散つて、信賴義朝の宿所を始て、謀叛の輩の家々に押寄せ〱、火を懸けて燒き拂ひしかば、その妻子眷屬東西に迯迷ひ、山野に身をぞ隱しける。方々に落行く人々は、我が行先は知らねども、跡の煙を顧て、「敵は今や近付くらん。急げ〱」と身を揉みたり。比叡山には、信賴義朝打負けて、大原口へ落つると沙汰しければ、西塔法師是を聞き、「いざや落人打留めんや」とて、二三百人千束崖に待懸けたり。義朝この由聞及び、「都にて兎も角も成るべき身の、鎌田が申狀に依て、是まで落ちて山徒の手に懸り、かひなき死をせんするこそ口惜しけれ」と宣へば、齋藤別當申しけるは、「爰をば實盛通し進らせ候はん」とて、馬より下り、冑を脫ぎて手に提げ、亂髮を面に振掛け、近付き寄て云ひけるは、「右衞門督左馬頭殿以下、おもとの人々は、皆大內六波羅にて討死し給ひぬ。是は諸

て引きにけり。東近江に落ちて疵療治し、弓打切り杖に突き、山傳に甲斐の井澤へぞ行きにける。加樣に面々戰ふ間に、義朝落延び給ひしかば、鎌田を召して、「汝に預けし姫は如何に」と宣へば、「私の女に申置き進らせて候ふ」と申せば、「軍に負けて落つると聞き、如何計の事か思ふらん。中々殺して歸れ」と宣へば、鞭を擧げて六條堀河の宿所に馳來りて見ければ、軍に恐れて人一人もなきに、持佛堂の方に人音しければ、行きて見るに、姫君佛前に經打讀みておはしけるが、政家を御覽じて「さてそも軍は如何に」と問ひ給へば、「頭殿は打負けさせ給ひて、東國の方へ御落ち候ふが、姫君の御事をのみ悲しみ進らさせ給ひ候ふ」と申せば、「さては我等も只今敵に捜出され、是こそ義朝の娘よなど沙汰せられ、恥を見んこそ心憂けれ。あはれ高きも卑しきも、女の身程悲しかりけることはなし。兵衞佐殿は十三になれども、男なれば軍に出で、御供申し候ふぞかし。わらは十四になれども、女の身とて殘置かれ、我身の恥を見るのみならず、父の骸を穢さんことこそ悲しけれ。兵衞先我を殺して、頭殿の見參に入れよ」と口說き給へば、「頭殿もこの仰にて候ふ」と申せば、「さては嬉しき事かな」とて、御經を卷納め、佛前に向ひ手を合はせ、念佛申させ給へば、政家つと參り、殺し奉らんとすれども、御産屋の中より

○義朝沒落

防矢―防戰

鞭さし―厩の舍人

ば、鎌田が取付きたるを力として、兵數多下立ちて驅けさせ奉らねば、力なく河原を上に落ちられけり。

○義朝敗北の事

さる程に義朝は、六波羅の合戰に打負け、既に落ち給ふと見えければ、平家の人々追懸けて攻めければ、三條河原にて鎌田兵衛申しけるは、「頭殿は思召す旨あつて落ちさせ給ふぞ。能く〳〵防矢仕れ」と云ひければ、平賀四郎義信引返し、散々に戰はれければ、義朝顧給ひて、「あはれ源氏は鞭さしまでも愚なる者はなき者かな。あたら兵平賀討たすな、義信討たすな」と宣へば、佐々木源三、須藤刑部、井澤四郎を始として、我も〳〵と眞前に馳塞て防ぎけるが、佐々木源三秀義は敵二騎切て落し、我が身も手負ひければ、近江ノ國を差して落ちにけり。須藤刑部俊通も、六條河原にて瀧口と共に討死せんと進みしを、留め給ひしかども、爰にて敵三騎討取りて、終に討たれてけり。井澤四郎信景は、二十四差したる矢を以て、今朝の戰に敵十八騎射て落し、今の合戰に能き敵四騎射殺したれば、箙に二すぢ殘りたる。その後打物になつて擧動ひけるが、痛手負ひ

雜人の手に懸り、遠矢に射られて討たれ給はんことこそ、歎の上の悲しみなれ。如何に況大將の御死骸を、敵軍の馬の蹄に懸けんことをや。暫く何處へも落ちさせ給へ。山林に身を隱しても御名計を殘置き、敵に物を思はさせ給はんこそ、謀の一つにても候ふべけれ。只今爰にて討たれさせ給ひなば、敵は彌利を得、諸國の源氏は皆力を落果て、忽に敵に屬し候ひなん。縱ひ遁難くして御自害候ふとも、深く隱し進らせて、東國の御方の憑ある樣にこそ御計候はんずれ。死せる孔明生ける仲達を走らかすとこそ申したるに、闇々と敵に打捕られ給はんこと、誠に子孫の御恥辱たるべし。御曹司も定て御所存あつてぞおはすらん。早落ちさせ給へ」と申せば、「東へ行かば逢坂山不破の關、西海に赴かば須磨明石をや過ぐべき。弓矢取る身は死すべき所を遁れぬれば、中々最後の恥あるなり。只爰にて討死せん」と進み給へば、政家重て申す樣、「こは御諚とも覺え候はぬ者かな。死を一途に定むるは、近くして易く、謀を萬代に殘すは、遠くして難しと云へり。叶はぬ所にて御腹召されんこと、何の義か候ふべき。越王は會稽に降り、漢祖は滎陽を遁る。皆謀を成して本意を遂げしにあらずや。身を全して敵を滅すをこそ良將とは申して候へ。疾く〱延びさせ給へ」とて、御馬の口を北の方へ押向けけれ

子房—張良の字

城に懸りて—六波羅に立籠りて

○義平退却

七寸—承鐙ともかく（こゝは馬の鼻先）

かひ〴〵しき—はかばかしき

御曹司是を聞き給ひ、「惡源太義平爰に在り。得たりやおゝ」と叫んで驅く。平家の侍是を見て、筑後守父子、主馬判官、菅親子、難波、瀨尾を始として、究竟の兵眞前に馳塞つて戰ひけり。源平互に入亂れて、爰を最後と揉合うたり。孫子が祕せし處子房が傳ふる處、互に知る道なれば、平家の大勢、陽に開きて圍まんとすれども圍まれず、陰に閉ぢて討たんとすれども討たれず、千變萬化して義平三方をまくり立て、面も振らず切て廻り給ひしかども、源氏は今朝よりの疲武士、息をも繼がず攻戰ふ、平家は新手を入替へ入替へ、城に懸りて馬を休め、驅出で驅出で戰ひければ、源氏終に打負けて、門より外へ引退き、軈て河を馳渡し、河原を西へぞ引きたりける。義朝是を見給ひて、「義平が河より西へ引きつるは、家の疵と覺ゆるぞ。今は何をか期すべき、討死せん」とて驅けられければ、鎌田馬より飛んで下り、七寸に立ちて申しけるは、「昔より源平弓矢を取て何れも勝劣なしと申せども、殊更源家をば皆人猛き事と申し侍り。譬へば栴檀の林に餘木なく、崑崙山には土石悉々美玉なるが如く、源氏に屬する兵までも、弓矢取りては名を得たり。それに今朝よりの合戰に、馬なづみ人疲れて、物具に透間多く、矢種盡き打物折れて、殘る御勢過半は疵を被れり。今敵に驅合ふとも、かひぐ〳〵しき事はなくて、

季札―春秋時代呉の季札上國へ使の歸路劍を徐君の墓にかけて去りたる故事

恥ある―廉恥心ある

○清盛矢面に立つ

も主の爲、討死する傍輩に乞はれて、與へぬ者や侍らん。漢朝の季札も、徐君に劍を乞はれて惜しまずとこそ承れ、暫く待て」と云ふ處に、敵三騎來りて足立を討たんと驅寄せたり。遠元眞前に進みたる武者を、能引いてひようと射る。その矢誤たず内冑に立て、馬より眞倒さまに落ちければ、殘の二騎は馬を惜しんで驅けざりけり。遠元聽て走寄りて、帶いたる太刀を引切りておつ取り、「汝が恨むる處尤もなり。太刀を取らするぞ」とて、郎等に與へ、打連れてこそ又驅けけれ。惡源太宣ひけるは、「今日六波羅へ寄せて、門の中へ入らざるこそ口惜しけれ。進めや者共」とて、究竟の兵五十餘騎、錏を傾けて驅入れば、平家の侍防ぎ兼ね、はつと引いてぞ入にける。義平、先本意を遂げぬと喜んで、喚叫んで驅入り給へり。清盛は北の臺の西の妻戸に、軍の下知してゐ給ひけるが、妻戸の扉に敵の射る矢、雨の降る如くに當りければ、清盛宣ひけるは「防ぐ兵に恥ある侍がなければこそ、是まで敵は近付くらめ。いで〳〵さらば驅けん」とて、紺の直垂に、黑絲威の鎧著、黑塗の太刀を帶き、黑母衣の矢負ひ、塗籠籐の弓持ちて、黑き馬に黑鞍置かせて乘り給へり。上より下まで長しやかに出立たれけるが、鐙踏張り大音揚げて「寄手の大將軍は誰人ぞ。斯く申すは太宰大貳清盛なり。見參せん」とて驅出でられければ、

○六波羅合戰の事

さる程に惡源太は、その儘六波羅へ寄せらるるに、一人當千の兵共眞前に進みて戰ひけり。金子十郎家忠は、保元の合戰にも爲朝の陣に駈入り、高間三郎兄弟を組んで討ち、八郎御曹司の矢前を遁れて名を揚げけるが、今度も眞前驅けて戰ひけり。矢種も皆射盡くし弓も引折れ、太刀をも打折りければ、折太刀を提げて、あはれ太刀かな、今一合戰せんと思ひて驅廻る處に、同國の住人、足立右馬允遠元馳せ來れば、「これ御覽候へ足立殿。太刀折りて候ふ。御帶添候はば、御恩に蒙り候はん」と申しければ、折節帶添なかりしかども、「御邊が乞ふが優しきに」とて、先を打せたる郎等の太刀を取りて、金子にぞ與へける。家忠大に悅んで、又驅入りて敵數多討ちてけり。足立が郎等申しけるは、「日比より御前途に立つまじき者と思召せばこそ、軍の中にて太刀を取りて人には賜はるらめ。この程は最後の御供とこそ存ぜしかども、是程に見限られ奉りては、先立ち申すに如かじ」とて、既に腹を切らんと上帶を押切りければ、遠元馬より飛んで下り、「汝が恨むる處尤も理なり、然れども金子が所望默止し難きに、御邊が太刀を取りつるなり。軍をする

大行云々—趙商樊噲に謂ふ語（史記）

兵書—兵書にあらず孟子にある語なり

は無雙の孝子なれば、我をして楯の面に伏せしめば、必ず楚に降らんと思ひける志あらんずる間、竊に使を遣はしてこの由を告ぐ。「天下は終に漢王に服すべし。汝も必ず高祖の臣と成り、敢て以て楚に降することなかれ。依て我早死を輕くす」とて、卽ち劍に伏して空しく成りにき。是に依て王陵、强に項羽に恨深きが故に、忽に高祖の臣と成り、命を輕くし身を失つて攻むと云へり。是も漢こそ誠の正敵なれ。高祖をだにも伐ちたらましかば、千萬の傍敵ありと云ふとも、自ら服せしむべし。誠に大事の前の小事なり。されば大行は小瑾を顧ずと云へり。大抵武の道强きに敵して命を失ひ、弱きを助けて身を滅す。皆是常の法ぞかし。惡源太も義を以て和したらましかば、賴政も名將なれば、定て見捨てざらんか。義平我が武略に達せる儘に、伐たば忽に降り、攻めば必ず伏せんと思ふが故に、人の不義を取て身の怨とし給へり。縱ひ勇力ありとも人和せずは、終に勝つことを得ず。兵書の詞に云はく、天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずと云へり。尤も思慮あるべき事共なり。

○作者の義平評

虞氏の行跡—項羽が愛妾虞氏に溺れ居る事

司、「あたら兵刑部討たすな者共」と宣へば、御方の兵馳塞がつて制しければ、力なく涙と共に引返す。さても頼政は強に義朝に敵せんとまでは思はざりしかど、悪源太に驅立てられ、好む處の幸と、六波羅へこそ加りけれ。誠に悪源太、若氣の致す所なり。「兵庫頭勝負を兩端に窺ふが故に、平家に志すと雖も、源氏の爲には誠の敵にあらず、一人なりとも平家に逢うてこそ死にたけれ。詮なき同士軍に、あたら兵共を討たせられけるぞ無念なる」と、人々申しける。異國にも其例あり。漢の高祖と楚の項羽と國を爭ふこと八箇年、戰をなすこと七十二度、毎度項羽勝つに乘ると雖も、政道猥しき故に民服せず。高祖は戰常に弱しと雖も、撫民の徳あるが故に人是に因る。爰に王陵と云ふ者あり、城を拵へ兵を集めながら、兩方の勝負を待つが故に、楚にも與みせず、漢にも敵せずして相支へたり。名將たる故に項羽頻に召すと雖も、虞氏の行跡を顧て參らざる間、卽ち兵を遣して是を攻むるに、城堅くして更に落ちず、却て多くの御方の勢を損す。よつて楚王大に怒て謀を廻らして、「その母を捕へて、楯の面に引張りて寄せたらんに、王陵は孝行第一の者なれば、定て弓を引くに能はずして、必ず降を請はんか。然らばその身を生捕りて首を刎ねよ」と議せられけるを、母是を洩聞きて、誠に王陵

雍州―京都
雍州は唐の長安城のありし所

氏の習はさはさうず。寄れや組んで勝負を見せん」とて、眞十文字に驅破つて、追立て追立て攻め戰ふ。さしも勇なる渡邊黨、日來は百騎にも向ひ、千騎にも逢はんとこそ罵りしかども、惡源太に手痛く攻められ奉りて、馬の足を立てかねたれば、組む武者一騎もなかりけり。頼政が郎等に、下總ノ國の住人、下河邊藤三郎行吉が放つ矢に、相摸ノ國の住人、山内須藤瀧口俊綱が首の骨を射られて、馬より落ちんとしければ、父刑部丞是を見て、「矢一筋に其程弱るか」と勇められて、弓杖突いて乘直らんとしけるを見給ひて、「瀧口は急所を射られつるぞ。敵に首取らすな」と、下知せられければ、齋藤別當、太刀を拔いて馳寄せたり。俊綱「御邊は御方にてはなきか」と云へば、實盛「御曹司の仰に、さしもの兵を敵に首を取らすなと承る間、御方より取るなり」と云へば、俊綱莞爾と笑ひて、「若き大將にておはしませば、是までの御心ばせあるべしとこそ存ぜぬに、か計の御情深く渡らせ給ふものかな。心安く臨終せん」とて、西に向つて手を合せ、頸を延べてぞ討たせける。弓矢取る身の習ひ程、哀なりける事はなし。生は相摸ノ國、果は雍州都の外の、河原の土とぞ成りにける。父刑部丞是を見て、「一命を輕んじて軍をするも、瀧口を世に在らせん爲なり。俊綱討たせて命生きて何かせん。討死せん」とて驅けければ、御曹

け進らせん」と申せば、義朝「只置け。彼體の不覺人あれば中々軍がせられぬぞ」とて、河原を下にぞ寄せられける。

○義朝六波羅に寄せらるる事 並 頼政心替の事 付 漢楚戰の事

さる程に六波羅には、五條橋を毀寄せ、掻楯に掻いて待つ所に、源氏即ち押寄せて、鬨を咄と作りければ、淸盛、鯢波に驚いて物具せられけるが、冑を取て逆に著給へば、侍共「御冑さかさまに候ふ」と申せば、臆してや見ゆらんと思はれければ、「主上渡らせ給へば、敵の方へ向はば、君を後になし進らせんが恐なる間、逆には著るぞかし」と宣へば、重盛「何と宣へども、臆して見えられたるな。打立て者共」とて、五百餘騎にて驅向はる。兵庫頭頼政は、三百餘騎にて六條河原に控へたり。惡源太、鎌田を召して、「彼に控へたるは頼政か」。「さん候ふ」。「惡い擧動かな、我等打負けば平家に與みせんと、時宜を計ると覺ゆるぞ、いざ蹴散らして捨てん」とて、五十餘騎にて馳向ひ「御邊は兵庫頭か、源氏勝ちたらば、一門なれば內裏へ參らん、平家勝たば、主上おはせば六波羅へ參らんと、軍の勝負を疑ふと見るは如何に、凡武士は貳心あるを恥とず、殊に源

掻楯掻いて―楯を垣の樣に竝べて

しや首―その奴の首

○全く源平の戰となる

りけるにや、内裏をば打捨てて追懸け追懸け攻戰ふ。其間に官軍を入替へて門々を固防ぎければ、源氏内裏へは入得ずして、そゞろに六波羅までぞ寄せられける。齋藤別當と後藤兵衛とは、多くの敵を追返して、東三條に控へたるに、武者二騎馳來れり。實盛先一騎の武者に駈合はせ、「我君は誰ぞ」と問へば、「安藝ノ國の住人、東條五郎」と名乘る所を、能引いて射落し、その首を取りて、「是は如何に後藤殿」と云へば、實基も一騎の武者に馳向ひ、「御邊は誰ぞ」と問へば、「讃岐ノ國の住人、大木戸八郎」と名乘も果てねばしや首の骨射て落し、その首取て、「是見給へ齋藤殿。頭殿の見參にや入る、捨てやする」と、云ひければ、「今朝より乘疲らかしたる馬に、生首付けて何かせん、いざ捨てん」と云ひけるが、二條堀河まで馳來り、材木の上に二つの首を差置きて、軍見ける在地の者共に預けて、「この首失ふべからず」と云含めて驅出づれば、失うては惡しかりなんとて、日暮まで振ひ〳〵守りけるなり。右衛門督信頼は、今朝待賢門を破られて後は、軍の事は思も寄らず、隙を求めて落ちん落ちんとぞせられける。義朝驅出でて後は、大内にも忍びずして、御方の勢の跡に付きて怖づ〳〵河原まで出でられけるが、六波羅へは寄せずして、河原を上に落ちられけり。金王丸是を見て、「右衛門督殿こそ落ちさせ給へ追懸

覺え—評判
心ならず—詮方なく
生捕られにけり云々—父が敵に生捕られたりと思ひて殘念なれば

ておはしけるに、池より大蛇上りて忠盛を呑まんとす。この太刀、枕の上に立てたりけるが、自するりと拔けて蛇に懸りければ、蛇恐れて池に沈む。太刀も鞘に返りしかば、蛇又出でて呑まんとす。太刀又拔けて大蛇を追ひて、池の汀に立ちてけり。忠盛是を見給ひてこそ、拔丸とは付けられけれ。當腹の愛子に依て、頼盛是を相傳し給ふ故に、淸盛と不快なりけるとぞ聞えし。伯耆ノ國、大原眞守が作と云々。三河守を落さんと防戰ふ侍には、大監物、小監物、藤左衞門尉助綱、兵藤内が子、藤内太郎家繼を始として、我も／＼と戰ひけり。兵藤内家俊は、元より大臆病の覺取りたる者なりけるが、大勢の中に蹴立てられて、心ならず馳行きけるが、馬を射させて幸とや思ひけん。小屋の内へ迯入りぬ。その子、家繼は父には似ず大剛の者にて、散々に戰ひ、敵數多擊取て引きけるが、父が馬は射られて伏しぬ。主はなし、生捕られにけりと無念なれば、家繼、生きて何かせんとて、只一人取て返し、多くの敵を斬伏せて、或る兵と引組んで落ち、刺違へて死しけるを、小屋の内にて見ゐたれば、心憂く悲しくて走出でんとは思へども、戰場なれば怖しくて、子の討たるるを見續がざりけり。後日に六波羅へ參りけるを見て、惡まぬ者ぞなかりける。平家は勅諚に任せて皆六波羅へ引返す。源氏は謀とも知らざ

○頼盛冑の頂邊に熊手を懸けらる
のけに―仰向に
からめかして―がらがらと音をたてゝ
抜丸―平家重寶の名刀

前仕らん」とて、打倶して馳來り、又眞前にぞ進まれける。爰に鎌田が下人、八町次郎とて、大力の剛の者早走の手利あり、「馬にてこそ倶すべけれども、中々徒立好かるべし。高名せよ」と云ひければ、一年も腹巻に小具足差堅めて、眞前に進みたりけるが、敵の馬武者の遙に先立ちて落ちけるを、八町が内にて追詰めて首を取りたりければ、夫よりして八町次郎とぞ云ひける。されば又、此者、三河守の、聞ゆる早馳の名馬に、兩鐙を合はせて驅けられけるに、少も劣らず追付きて、冑の頂邊に熊手を打懸けん、打ち懸けんと、續いて走りければ、頼盛も冑を打傾け打傾け、あひしらはれければ、五六度は懸脱しけるが、終に頂邊に打懸けて「えいや」と引けば、三河守既に引落されぬべう見えられけるが、帶いたる太刀を引抜いてしとと切る。熊手の柄を手本に尺計置いて、づんと切て落されければ、八町次郎、のけに倒れて轉びけり。京童是を見て「あはれ太刀や。あ切れたり、三河殿も能く切たり。八町次郎も能く懸けたり」とぞ感じける。頼盛は冑に熊手を切懸けながら、取も捨てず見も返らず、三條を東へ高倉を下に、五條を東へ、六波羅までからめかして、落ちられけるは、中々優にぞ見えたりける。名譽の抜丸なれば、能く切れけるは理なり。この太刀を抜丸と云ふ故は、故刑部卿忠盛、池殿に晝寢し

つぶと手形を切てぞ乘りたりける。鞍に手形を付くること、この時よりぞ始れる。三河守賴盛は郁芳門へ押寄せて、この陣の大將は誰人ぞ。名乘られ候へ」と宣へば、「この手の大將は淸和天皇九代の後胤、左馬頭源朝臣義朝」と名乘つて、「惡源太は二度まで敵を追出すぞかし。進めや若者」と宣へば、中宮大夫進、右兵衛佐新宮十郎、平賀四郎、佐渡式部大夫重成を始として、我もくと驅けられけり。右兵衛佐賴朝は生年十三と名乘て、敵二騎射て落し、一騎に手負はせて、殊に進みて驅けられけり。左馬頭宣ひけるは、「何と云へども若者共の軍するは疎に見ゆるぞ。義朝驅けて見せん」とて、眞前に進まれければ、一人當千の兵共、打圍みてぞ戰ひける。賴盛暫く支へけるが、門より外へ追出さる。義朝續いて攻戰へば大宮表へ引きにけり。平家馬の息を繼がせて驅入りければ、源氏大内へ引籠る。源氏又馬の足を休めて、驅出づれば、平家又大宮表へ引退く。平家は赤旗赤符、日に映じて輝きけり。源氏は大旗腰小旗、皆押竝べて白かりけるが、風に吹亂され勇進める有樣は、誠に冷じくこそ覺えけれ。源平の兵共互に命を惜しまねば、眼前に討たるれども顧ず、主の先に進まんと、爰を前途と戰うたり。惡源太左衛門佐をば討洩らし、鎌田に向て宣ひけるは、「郁芳門の軍は如何あらん、いざや頭殿の御

義平十七騎にて重盛の
五百騎を二度まで追出し
二条堀川まで
追詰られ
重盛の家臣
二人討死す
其間に
重盛
虎口を
遁れて
六波羅へ
引退きぬ

ゆらゆる—動搖せる

氷柱いたれば—氷結したれば

手形—鞍の前後輪の手をあてる爲にくりたる處

打物—刀

ようと突く。突かれてゆらゆる間に冑を取て打ち著つゝ、緒を強くこそ締められけれ。與三左衛門馳寄て、中に隔り申しけるは、「漢の紀信は高祖の命に代りて滎陽の圍を出し。終に天下を保たせき。主辱しめらるゝ時は、臣死すと云ふに非ずや、景安爰に在り寄れや組まん」と云ふ儘に、鎌田兵衛と引組んで取て押さへける處に、惡源太馬引起し、是も堀河を馳越えて、重盛に組まんと飛んで懸りけるが、鎌田をや助くる、大將をや討たんと、思案しけれども、大將には又も寄合ふべし、政家を討たせては叶はじと思ひ、與三左衛門に落合うて、三刀刺して首を取る。重盛は「憑切たる景安討たせて、命生きて何かせんとて、旣に惡源太と組まんとせられけるを、進藤左衛門馳來り、「家泰が候はざらん所にてこそ、大將の御命をば捨て給ふべけれ」とて、我が馬を引向け、中に隔てて惡源太とむずと組む。政家は重盛に組まんとしけるが、主を討たせては叶はじと思ひければ、進藤左衛門に落重つて首を搔く。この間に重盛は虎口を遁れて、六波羅までぞ落ちられける。二人の侍なからましかば、助り難き命なり。十二月二十七日の巳の刻計の事なるに、一叢雨さつとして、風は烈しく吹きたりけり。鎌田が鞍の前輪にも、氷柱いたれば乘鞭ねけり。惡源太是を見給ひて、「手形を付けて乘れや」と宣ひければ、打物拔いて、つぶ

色も替らぬ—前と全く同じき

面も振らず—一直線に

引き立てたる—退却しかけたる

かたなつけ—よく馴してなき

○重盛危し

追樣に—後方より

大童—ちらし髮

驅入るらめ、彼速に追出せ」と云遣はされければ、俊綱馳せてこの由を云ふに、「承り候ふ。進めや者共」とて、色も替らぬ十七騎、大宮表に驅出でて、敵五百餘騎が中へ面も振らす割て入る。引立てたる勢なれば、馬の足を立兼て、大宮を下に二條を東へ引きければ、我が子ながらも義平は能く驅けたるものかな、あ驅けたり」とぞ譽められける。大將重盛、與三左衛門景安、新藤左衛門家泰、主從三騎懸放れ、二條を東へ引かれければ、惡源太、鎌田に屹と目合はせて、「爰に落つるは大將とこそ見れ。返せや」とて追懸けたり。既に堀河にて追詰めけるが、弓手の方に材木多く充滿ちたるに、惡源太の乘り給へる馬かたなつけの駒にて材木にや驚きけん、馬手の方へ蹴飛んで、小膝を折りてどうと伏す鎌田兵衛延ばさじと、十三束取て番ひ、能引いてひようと射る。重盛の射向の袖にはたと中て飛返る。軈て二の矢を射たりければ、押付にちようと中て、篦かつぎ砕けて跳返れり。惡源太、「是は聞ゆる唐皮と云ふ鎧ごさんなれ、馬を射て落ちん所を討て」と下知せられければ、又能引いて、追樣に筈の隱るる程射込みたり。馬は屛風を返す如く倒るれば、材木の上に跳落され、冑も落ちて大童になり給ふ。鎌田堀河を馳越えて、重盛に組まんと落合ひ、重盛近付けては叶はじとや思はれけん、弓の弭にて鎌田が冑の鉢をち

弓杖云々―疲勞して休息する有樣
平將軍―貞盛
向ふ樣に―あべこべに
敵には誰か云々―敵として互に不足と思はじ

に立て、左近の櫻、右近の橘を七八度まで追廻して、組まん組まんとぞ揉うだりける。十七騎に驅立てられて、五百餘騎叶はじとや思ひけん、大宮表へ颯と引く。大將左衛門佐は弓杖突いて馬の息を繼がせ給ふ所に、筑後守つと參りて、「曩祖平將軍の二度生替り給へる君かな」と、向ふ樣に譽め奉れば、今一度驅けて家貞に見せんとや思はれけん、前の五百餘騎をば留置き、新手五百餘騎を相俱して、又大庭の椋の木まで攻寄せたり。又惡源太驅向ひ見廻して云ひけるは、「只今向ひたるは皆新手の兵なり。但し大將は元の大將重盛ぞ。以前こそ洩らすとも、今度に於いては餘すまじ。押雙べて組んで捕れ。兵共」と下知すれば、勇に勇みたる十七騎、我先にと進みければ、今度は難波次郎、同じき三郎、瀨尾太郎、伊藤武者を始として、百餘騎が中に隔てたるに、事ともせず、惡源太弓をば小脇に搔い挾み、鐙踏張りつゝ立揚り、左右の手を擧げ、「幸に義平源氏の嫡々なり。御邊も平家の嫡々なり。敵には誰か嫌はん。寄れや、組まん」と云ふ儘に、先の如く大庭の椋の木の下を追廻して、五六度までこそ揉うだりけれ。重盛組みぬべうもなくや思はれけん、又大宮表へ引いて出づ。惡源太、二度まで敵を追ひまくり、弓杖突いて馬に息を繼がせけるに、義朝、是を見て須藤瀧口を以て、「汝が不覺に防げばこそ敵度々

○義平の勇戰

葉武者—雜兵共

と逆げければ、重盛彌勇みて、大庭の椋の木の許まで攻付けたり。義朝是を見て、「惡源太はなきか。信頼と云ふ大臆病人が、待賢門を早破られつるぞや。彼の敵追出せ」と宣ひければ、「承り候ふ」とて驅けられけり。續く兵には鎌田兵衞、後藤兵衞、佐々木源三、波多野次郎、三浦荒次郎、須藤刑部、長井齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、金子十郎、足立右馬允、上總介八郎、關次郎、片桐小八郎大夫、以上十七騎、轡を雙べて馳向ふ。大音聲を揚げて、「此手の大將は誰人ぞ。名乘れ、聞かん。斯く申すは淸和天皇九代の後胤、左馬頭義朝が嫡子、鎌倉惡源太義平と申す者なり。生年十五歲、武藏の大藏の軍の大將として、叔父、帶刀先生義賢を伐ちしより以來、度度の合戰に一度も不覺の名を取らず、年積て十九歲。見參せん」とて五百騎の眞中へ割て入り、西より東へ追ひまくり、北より南へ追廻し、縱樣横樣十文字に、敵を颯と蹴散らして、「葉武者共に目な掛けそ。大將軍を組んで討て、櫨の匂の鎧に蝶の下金物打て、黃桃花毛の馬に乘たるこそ重盛よ。押雙べて組んで落ち、手捕にせよ」と下知すれば、大將を組ませじと防ぐ平家の侍共、與三左衞門、新藤左衞門を始として、百騎計が中に ぞ隔りける。惡源太を始として十七騎の兵共、大將軍に目を懸けて、大庭の椋の木を中

○信賴の臆病

逸切たる逸物—非常に勇める善き馬

穆王八匹の天馬—周の穆王八匹の駿馬を得て天下を周遊せる故事（史記）

僻目か—見違か

波に驚きて、只今まで由々しく見えられつる信賴卿、顏色變りて草葉の如くにて、南階を下られけるが、膝振ひて下兼たり。人なみ〳〵に馬に乘らんと、引寄せさせたれども、太責めたる大の男の、大鎧は著たり馬は大きなり、乘煩ふ上、主の心にも似ず、逸切たる逸物なれば、つと出でんつと出でんとしけるを、舍人七八人寄て馬を抱たり。放たば天へも飛びぬべし、穆王八匹の天馬の駒も、斯くやと覺ゆる計にて、乘兼ね給ふ所を、侍二人つと寄て、「疾召し候へ」とて押揚げたり。餘にや押したりけん、弓手の方へ乘越して、伏樣にどうと落つ。急ぎ引起して見れば、顏に沙ひしと付き、鼻血流れて見苦しかりけり。義朝この體を見て、日比は大將とて恐れ給ひけるが、はたと睨みて、「あの信賴と云ふ不覺人は臆したりな」とて、日華門を打出でて、郁芳門へ向はれければ、信賴も鼻血押拭ひ、兎角して馬に搔乘せられ、待賢門へ向はれけるが、物の用に合ふべしとも見えざりけり。左衞門佐重盛、五百餘騎をば大宮表に殘置き、五百餘騎にて押寄せて呼ばはり給ひけるは、「この門の大將軍は信賴卿と見るは僻目か。斯く申すは桓武天皇の苗裔、大宰大貳淸盛が嫡子、左衞門佐重盛、生年二十三」と名乘懸けければ、信賴返事にも及ばず、「それ防げ侍共」とて引退く。大將の引き給ふ間、防ぐ侍一人もなし。我先に

華洛―京都

三事相應―年、所、人皆平の字を冠す

河守頼盛、淡路守教盛、侍には筑後守家貞、子息左衛門尉貞能、主馬判官盛國、子息右衛門尉盛俊、與三左衛門尉景安、新藤左衛門家泰、難波次郎經房、瀬尾太郎兼康、伊藤武者景綱、館太郎貞康、同じき十郎貞景を始として、都合其勢三千餘騎、六波羅を打出て、賀茂河を馳渡し、西の河原に控へたり。左衛門佐重盛は、生年二十三、今日の軍の大將なれば、赤地の錦の直垂に、櫨の匂の鎧、蝶の下金物打たるに、龍頭の冑の緒を締めて、小烏と云ふ太刀を帶き、切父の矢負ひ、重籐の弓持ちて、黄桃花毛なる馬に柳櫻摺りたる貝鞍置かせて乘り給へり。重盛宣ひけるは「年號は平治なり、華洛は平安城なり、我等は平氏なれば、三事相應せり。敵を平げんこと、何の疑かあるべき。誰か爰に樊噲張良が勇をなさざらん」とて、三千餘騎を三手に分けて、近衛、中御門、大炊御門、大宮表へ打出でて、陽明、待賢、郁芳門へ押寄せたり。大内には三方の門を鎖固め、面をば開たれたり。昭明建禮の脇の小門をも倶に開きて、大庭には馬共多く引立てたり。梅壺、桐壺、籬壺、紫宸殿の前後、東光殿の脇の壺まで、兵ひしと並るたり。是皆源氏の勢なれば、白旗二十餘流打立てたり。大宮表には、平家の赤旗三十餘流差擧げて、勇進める三千餘騎、一度に鬨を咄と作りければ、大内も響渡りて夥し。鯢

平治物語　卷之二

○待賢門の軍付信賴落つる事

さる程に六波羅の皇居には、公卿僉議あつて淸盛を召されけり。紺の直垂に、黑絲威の腹卷に左右の小手を差して、折烏帽子引立てて、大床に畏る。頭中將實國を以て仰せ下されけるは、「王事盬きことなければ、逆臣滅びんこと疑なし。但し適新造の內裏なり、若し回祿あらば朝家の御大事たるべし。官軍僞りて引退かば、凶徒定て進出でんか。然らば官軍を入替へて、內裏を守護せさせ、火災なき樣に思慮あるべし」と、仰下されければ、淸盛畏つて、「朝敵たる上は、逆徒の誅戮は掌の內に候ふ間、時刻を廻らすべからず。然れば定て狼藉出來せんか。火失なからん條こそ難儀の勅定にて候へ。さりながら范蠡が吳國を覆し、張良が項羽を滅せしも、皆是智謀の致す所なれば、涯分武略を廻して、金闕無爲なる樣に、成敗仕るべし」と奏して出でられけり。主上御坐あれば、皇居の御固に淸盛をば留めらる。大內へ向ふ人々には、大將軍は左衞門佐重盛、三

涯分—出來るだけ
金闕—皇居

この人々―頼政、光保、光基等

れども、大事の前の小事、敵に利を付くる端なれば、思留り給ひけり。義朝宣ひけるは、「今度の合戰に若打負けなば、東國へ馳下り。八箇國の家人を催し集めて、重て都に攻上り、平氏の一類を滅さんこと、何の子細かあるべき」と申されしかば、此人々皆「保元に多くの弟共を滅すのみならず、正しく父の首を刎ねし人なれば、知らず是や運の極ならん」と、内々申されけるが、君六波羅に行幸成りぬと聞きし後は、朝敵と成りなんことを悲みて、終には皆心替せられけるなり。されば頼政平家に加りて後、六波羅より新手とて驅出でけるに、義朝「名をは源兵庫頭と呼ばれながら、云甲斐なく伊勢平氏に付き給ふものかな。御邊が貳心に依て、當家の弓矢に疵付きぬるこそ口惜しけれ」と、云懸けし返事に、「累代弓箭の藝を失はじと、十善の君に付き奉る。御邊が信頼と云ふ日本一の不覺人に同意して、誤を改めぬこそ、誠に當家の恥辱なれ」とぞ申されける。

超境の―國境を超えて遠く飛ぶ

○源氏勢の物具に朝日耀く

り。八幡殿の幼名を源太とぞ申しける。二歳の時、院より「進らせよ御覧ぜん」と仰を蒙り給ひて、態と鎧を威し、袖に居ゑてぞ見參に入れられける。さてこそ源太が產衣とは付けられけれ。胸板に天照太神、正八幡大菩薩と鑄付け進らせ、左右の袖には藤の花の咲掛りたる樣を威せるなり。さて鬚切と申すは、八幡殿、貞任宗任を攻められし時、度度に生捕る者十人の首を打つに、皆鬚共に切れければ、鬚切とは名づけたり。奥州の住人文壽と云ふ鍛冶の作なり。昔より嫡々に相傳せしかば、惡源太こそ傳へ給ふべきに、三男なれども賴朝授り給ひけるは、終に源氏の大將と成り給ふべき驗なり。兵衛佐父義朝の方を見廻して、「平家や早向ひ候ふらん。人に先をせられんより、先づ六波羅へ寄せ候はん」と申されけるは、拔群にぞ聞えし。鳳凰は卵の中にして超境の勢あり、龍の子は少さしと雖も、能く雨を降らすとも、加樣の事をや申すべき。比は平治元年十二月二十七日、辰の刻計の事なるに、昨日の雪消殘り、庭上は玉を敷くが如くなるに、朝日の光映徹して、物具の金物耀渡つて、殊に優にぞ見えたりける。すべてその事柄、天竺震旦はそも知らず、日本我が朝に於いては、義朝の一類に勝るべき武士は、あるべしとも見えざりけり。然るに賴政、光保、光基も心替して見えければ、義朝討たばやと思はれけ

長覆輪の太刀を帶き、龍頭の冑をぞ著ける。白蘆毛なる馬に白覆輪の鞍置いて、信頼卿の馬の南に、同じ頭に引立てたり。成親今年二十四歲、容儀事柄人に勝れてぞ見えられける。武士の大將左馬頭義朝は、赤地の錦の直垂に、黑糸威の鎧に、鍬形打たる五枚冑の緒を締め、怒物作の太刀を帶き、黑羽の矢負ひ、節卷の弓持ちて、黑桃花毛なる馬に黑鞍置かせて、日華門にぞ引立てたる。年三十七、眼ざし頰魂、自餘の人には替りたり。嫡子惡源太義平は生年十九歲、練色の魚綾の直垂に、八龍とて胸板に龍を八つ打て付けたる鎧を著て、高角の冑の緒を締め、石切と云ふ太刀を帶き、石打の矢負ひ、重籐の弓持ちて、鹿毛なる馬の逸切たるに鏡鞍置かせて、父の馬と同じ頭に引立てたり。次男中宮大夫進朝長は十六歲、朽葉の直垂に、澤瀉とて澤瀉威にしたる重代の鎧に、白星の冑を著、薄緣と云ふ太刀を帶き、白箆に白鳥の羽にて作ぎたる矢負ひ、二所籐の弓持ちて、葦毛なる馬に白覆輪の鞍置いて、兄の馬に引添てこそ立たりけれ。三男右兵衞佐賴朝は十三、紺の直垂に、源太が產衣と云ふ鎧を著、白星の冑の緒を締め、鬚切と云ふ太刀を帶き、十二差いたる染羽の矢負ひ、重籐の弓持ちて、栗毛なる馬に柏梟摺りたる鞍置きて、是も一所に引立てたり。此產衣鬚切は、源氏重代の武具の中に、殊に祕藏の重寶な

熱田大宮司太郎は、義朝には小舅なれば、我が身は登らねども、家子郎等差上す。三河ノ國の住人には、重原兵衞父子。相摸ノ國には、波多次郎義通、荒次郎義澄、山内須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱、武藏ノ國には長井齋藤別當實盛、岡部六彌太忠澄、猪俣小平六範綱、熊谷次郎直實、平山武者所季重、金子十郎家忠、足立右馬允遠元。上總には介八郎弘常。常陸ノ國には關二郎時員。上野ノ國には大胡、大室、大類太郎、信濃ノ國には片桐小八郎大夫景重、木曾中太、彌中太、常盤井、榑弘戸次郎。甲斐ノ國には井澤四郎信景をはじめとして、宗徒の兵二百人、相從ふ軍兵二千餘騎とぞ註されける。六波羅の官軍寄すると聞えければ、人々物具せられけり。惡右衞門督信賴は、赤地の錦の直垂に、紫下濃の鎧に、菊の裾金物打たるに、金作の太刀を帶き、白星の冑に鍬形打たるを猪頸に著なし、紫宸殿の額の間に、尻を掛けてぞ居給ひける。生年二十七、大の男の眉目好きが、美麗の物具を著給ひたり。その心こそ知らねども、あはれ大將やとぞ見えたりける。馬は奥州の基衡が六戸一の馬とて祕藏しけるを、院へまゐらせけるなり。黑馬の太く逞しきが八寸餘なるに、沃懸地の金覆輪の鞍置いて、左近の櫻の木の下に、東頭に引立てたり。越後中將成親は、紺地の錦の直垂に、萠黃匂の鎧鴛の下金物打たるに、

從子の―從子にあらず三字削るを可とす

加様に主上を盗出し進らせられけり。この人は生得勢小くおはしければ、小別當とぞ申しける。其に信頼に與して院内を押籠め奉る中媒をなし、今又盗出し奉る中媒しければ、時の人中小別當とぞ云ひける。大宮左大臣伊通公は、「此中は中媒の中にては非じ、忠臣の忠にてぞあらん、光頼の諫に依て、忽に過を改め、賢者の餘薫を以て忠臣の擧動をなせば」とぞ宣ひける。惡源太義平賀茂へ參りけるが、道にて此由を聞き、急ぎ馳歸り、義朝に向て、「行幸は六波羅へ、御幸は仁和寺へと承り候ふは如何に」と申されければ、「されば只今此由聞きつれども、右衛門督の方よりも未だ何とも告知らせず。さりながら源氏の習心替やあるべき。籠る勢を註せや」とて、内裏の勢をぞ註されける。大將軍には惡右衛門督信頼、子息新侍從信親、舍兄兵部權大輔基家、民部權少輔基通、弟の尾張少將信俊、その外伏見源中納言師仲、越後中將成親、治部卿兼通、伊豫前司信員、壹岐守貞知、但馬守有房、兵庫頭頼政、出雲前司光保、伊賀守光基、河内守季實、子息左衛門尉季盛。一門には、先左馬頭義朝、嫡子鎌倉惡源太義平、次男中宮大夫進朝長、三男右兵衛佐頼朝、義朝の叔父陸奥六郎義隆、義朝の弟新宮十郎義盛、從子の佐渡式部大輔重成、平賀四郎義信。郎等には鎌田兵衛政家、後藤兵衛實基、佐々木源三秀義

御學―上皇の御眞似

陸梁―とび跳れ

ら、醉臥して、女房共に「爰打て彼處摩れ」とて寢給ひけるに、越後中將成親、二十七日の曙に走來り、「如何に斯くてはおはするぞ。行幸は他所へ成り候ひぬ。今は殘留る卿相雲客一人も候はず。偏に御運の極とこそ覺え候へ」と告げられければ、信頼「よもさはあらじものを、經宗、惟方に堅く申し含めたれば」と宣へば、「その人共の計とこそ聞え候へ」と申されければ、急ぎ一本御書所へ參られたれども、上皇もおはしまさず。「正しく曉まで御音のありつるものを」と宣へども、おはしまさず。上皇御出の時、北面の侍平左衞門尉泰頼は骨ある者なれば、召して御寢所に置かせ給ひけるが、御學を違はず申しけるなり、遙に延びさせ給ひぬらんと覺えし時、御寢所を三度拜みて出でけるなり。「斯かる不思議なかりせば、泰頼程の下﨟の、爭か御寢所へは參るべき」とぞ申しける。黑戸の御所へ參られけれども、主上も渡らせ給はず。手を打ちて走り歸り「此事披露なし給ひそ」と、中將の耳に囁き給ふぞ哀なる。さて別當を尋ねらるゝもなく、新大納言もおはせねば、この者共に出拔かれにけりとて、大の男の太責めたるが、怒に怒りて跳上り跳上り陸梁せられけれども、板敷のみ響きて跳出せる事もなし。別當惟方は元來信頼卿の親にて、契約深かりしかども、一日舍兄左衞門督の諫言、肝に染みて思はれければ、

金子—家忠
平山—季重
故なく—故障なく
○六波羅皇居と成る
色節—目立たろいでたち
○信頼の沈醉

ん、故なく落し進らせけり。清盛の郎等、伊藤武者景綱、黒絲威の腹巻の上に小張著て雜色になる。館太郎貞康黒革の腹巻の上に、牛飼の裝束して、御車を仕る、上東門をからりと遣出す程こそあれ、土御門を飛ぶが如くに行幸なる。左衛門佐重盛、三河守頼盛、常陸介經盛、三百餘騎にて、土御門東洞院に待受け奉り、御車の前後を守護して、六波羅へこそ入れ奉りけれ。事故なく行幸成りてければ、平家の人々勇悦ぶこと限なし。軈て藏人右少辨成頼を以て、六波羅を皇居と成されたり。「朝敵ならじと思はん輩は、急ぎ馳參られよ」と觸れられければ、大殿關白殿太政大臣、左大臣內大臣以下、公卿殿上人我も我もと參られけり。內裏へと志して馳參る兵共、此由を聞きて、我先にと急ぎ參りければ、六波羅の門前には、馬車の立所もなくせき合ひたるに、色節の下部に鎧うたる兵相交りて、雲霞の如くに河原表まで充滿ちたり。清盛は是を見て家門繁昌、弓箭の面目とぞ悅び給ひける。

○源氏勢汰の事

さる程に信頼卿はこの事夢にも知らず、いつもの沈醉なれば、斯かる一大事を思立なが

○惟方、經宗、主上を出し奉る

柏挾して—冠の纓をわがれて細き白木にて挾みたるをいふ文官も急變参内の時になす

藻壁門—朔平門の誤か

法務が坊に遷し進らせて、さまでの御志もなかりき。崇徳院は鳥羽第一の御子、此上皇は第四、御室は第五の宮にておはしませば、何れも同じ御兄の御事なれども、さばかり寵き申させ給ふ。聊の御恙も渡らせ給はぬ御運の程こそ目出度けれと人皆申しける。

○主上六波羅の行幸の事

さる程に主上は北の陣に御車を立て、女房の飾を召して御鬘を奉る。同じく御寶物共を渡し奉らんとて、内侍所の御唐櫃も大床まで出したりけるを、鎌田が郎等怪め奉りて留め進らせけるを、伏見源中納言師仲卿に申合せて、坊門の局の宿所へぞ遷し奉りける。中宮も主上と一つ車にぞ召されける。別當惟方、新大納言經宗、直衣に柏挾して供奉し、藻壁門より行幸成し奉れば、この門は金子平山固めたり。家忠「如何なる御車ぞ」と申せば、「別當、上臈女房達の出でさせ給ふなり。惟方があるぞ、別の子細あるまじ」と宣へども、金子猶怪みて、弓の弭にて簾搔揚げ、松明振入れて見奉れば、二條院御在位の初、御歳十七に成り給ふ上、龍顏本より美しくおはしますに、花やかなる御衣は召されたり。誠に目も迷ふ計の女房に見えさせ給ふ。中宮はおはします、爭か見咎め奉ら

申入るゝ旨―申上置きたる事

なげきには云々―きに木を懸け實に身をかけたり

へ成らせ給ひぬ。又急ぎ何方へも御幸成らせおはしませ」と奏せられければ、上皇驚かせ給ひて、仁和寺の方へこそ思召し立ためとて、殿上人の體に御姿を窶されさせ給ひて、紛出でさせおはします。上西門の前にて、北野の方を伏拜ませ給ひて、夫より御馬に召されけり。供奉の卿相雲客一人もなければ、御馬に任せて御幸なる。未だ夜半の事なれば、臥待の月もさし出でず、北山下の音冱えて、空搔曇り降る雪に、御幸の道も見分ず、木草の風に戰ぐを聞召しても、逆徒の追ひ奉るかと、御膽を消させ給ひける。さてこそ一年讃岐院の如意山に御幸成りける事までも、思召し出でさせ給ひけれ。其は敗軍なれども、家弘光弘以下候ひて、賴もしくぞ思召しける。是は然るべき武士一人も候はねば、御心細さの餘に、一首は斯くぞ思召し續けける。

　歎にはいかなる花の咲くやらんみに成りてこそ思ひ知らるれ

はか〴〵しく仰合せらるべき人もなき儘に、御心中に樣々の御願をぞ立てさせ給ひける。世靜りて後、日吉社へ御幸成りたりしも、其時の御立願とぞ聞えし。とかくして仁和寺に著かせ給ひ、此由仰せられしかば、御悅ありて御座しつらひ入れ進らせて、供御御進めなどかひ〴〵しくもてなし進らせ給ひける。保元に崇德院の入らせ給ひしをば、寛遍

青花—聖化の誤

澆季—末世

ひしめき—押合ひて、騒立て

二十六日—百錬抄等によれば二十五日の誤か

陸奧ノ國、覺憲は伊豫ノ國、明遍は越後ノ國とぞ定められける。彼の俊憲は鳥羽院より春生ニ青花中ニと云ふ勅題を賜はりて、

悲清濁駒断十年風。香上林花風成肝心露

と書かれたる手跡又妙にして、澆季に是を傳へけり。澄憲の説法には龍神も感に乘じ甘露の雨を降らし、明遍の菩提心を祈りし夢の枕に、寶蓮華降りて現に在り。すべてこの一門に結る人は、怪の女房に至るまで、才智人に超えけるとぞ申しける。

○院の御所仁和寺に御幸の事

さる程に同じき二十三日、大内の兵共六波羅より寄するとて騒ぎけれども、その儀もなし。總て十日より日々夜々に、六波羅には内裏より寄するとてひしめき、大内には六波羅より寄するとて、兵共右往左往に馳違ひ、源平兩家の軍兵等、京白河に往還す。年は既に暮れなんとすれども、歳末年始の營にも及ばず、只合戰の評定計なり。二十六日の夜更けて、藏人右少辨成頼、一本御書所へ參りて、「君は如何思召され候ふ。世の中は今夜の明けぬ前に亂るべきにて候ふ。經宗惟方は申し入るゝ旨候はずや。行幸も他所

此處脫文あるべし

巾子紙入れて—背後の纓を巾子の前へをりかけ、金紙にて止む、天子のなし給ふ所なり

大殿—忠通

關白—基實

梁にも至らず、工の是を計る事なし。汝世を遁れんと思はば、猶深山にこそ籠るべきに、何ぞ牛馬の栖に交りて、例よりも濁りて見えつるが、穢れたりけり。然れば牛にも飼はじ」とて、空しく引きて歸りけるなり。信頼卿は小袖に赤き大口、冠に巾子紙入れて、偏に天子の御擧動の如くなり。大貳淸盛は先づ稻荷社に參り、各杉の枝を折りて鎧の袖に差して、六波羅へぞ著きにける。大内には定て今夜や寄せんずらんとて、冑の緒を締めてぞ待明しける。

○信西子息遠流に宥めらるる事

さる程に夜も漸〻明けければ、公卿僉議あるべしとて、大殿關白太政大臣宗輔、左大臣伊通公以下、各〻參内し給へり。是は少納言入道の子息僧俗十二人の罪、各定め申されん爲なり。左大臣伊通公宥め申されけるに依て、死罪一等を減じて、遠流に處せらる。俗は位記を停められ、僧は度緣を取りて還俗せさせらる。先新宰相俊憲出雲ノ國、播磨中將成憲下野ノ國、右中辨貞憲隱岐ノ國、美濃少將脩憲阿波ノ國、信濃守是憲は安房ノ國、法眼淨憲は丹波ノ國、法橋寛敏は上總ノ國、大法師勝憲は安藝ノ國、澄憲は信濃ノ國、憲耀は

泣かれけり。信頼の坐上に著かせられし時は、さしも由々しく見え給ひしが、君の御事を悲みて、打萎れてぞ出で給ひける。誠に漢朝の許由は、富貴の事を聞きてだに心に厭ひ思ふがゆゑに、惡事を聞きたりとて耳を洗ひき。如何に況この光頼は、朝家の諫臣として、惡逆無道の擧動を見聞き給ひて、耳目をも洗ひぬべく思ひ給ふぞ理なる。譬へば帝堯天子の位におはしますこと七十年、御歳既に老いて誰にか天下を讓るべきとて、賢者を御尋ありけるに、大臣皆諂ひて、「皇子幸におはします、丹朱にこそ繼がしめ給はめ」と申せば、堯の宣はく、「天下は是一人の天下に非ず、何を以て太子なればとて、非機に授けて、朝民を苦ましむべき。丹朱を始て九人の皇子、一人として其器に足らず」とて、普く賢人を尋ね給ふに、箕山の中に、許由と云ふ者身を修めて隱居たりと聞召して、勅使を以て御位を讓るべき由を仰せられたりけるに、許由終に勅答をだに申さず。剰へ富貴尊榮の事を聞きて、穢れたりとて潁川の水にて耳を洗ふ所に、同じ山中に居山せる巣父と云ふ賢人、牛を引きてこの河に來り、水を飲まんとしけるが、耳を濯ふを見て故を問ふに、その趣を語る。巣父が曰はく、「賢人世を遁るゝは囘生木のごとしと云へり。彼の木は深き谷嶮しき所に立ちたれば、下よりも道なし上よりも便なし。されば大家の

かげろひ―ちら〳〵し

のろ〳〵しげ―いまはしげ

家の御歎なるべし。如何に況君臣共に自然の事もあらば、天下の珍事、王道の滅亡此時に在るべし。右衛門督は御邊に大小事を申し合はするとこそ聞ゆれ。相構て相構て隙を伺ひ、玉體恙なくおはします樣に思案せらるべし。さて主上は何處におはしますぞ」「黒戸御所に」「上皇は」「一本御書所に」「内侍所は」「溫明殿に」「劍璽は何處に」「夜の殿に」と、左衛門督次第に尋ね給ひければ、別當斯くぞ答へられける。又「朝餉の方に人音のし、櫛形の穴に人影のしつるは何者ぞ」と宣へば、「其には右衛門督住み候へば、其方樣の女房などぞ、かげろひ候ふらん」と申されければ、光頼卿聞も敢へず、「世の中は今は斯くござんなれ。主上の渡らせ給ふべき朝餉には信頼住み、君をば黒戸の御所に遷進らせたり。末代なれども流石に日月は未だ地に落ち給はぬものを、天照大神、正八幡宮は王法を如何守り給ひぬるぞ。異國には加樣の例ありと雖も、我が朝にて未だ此の如き先蹤を聞かず。前代未聞の不思議かな」とて、のろ〳〵しげに憚る所なく口說き給へば、惟方は人もや聞くらんと、よに冷じげにて立たれたれども、且は悲しくて、「我如何なる宿業に依て斯かる世に生れ合ひ、憂き事をのみ見聞くらん。昔の許由にあらねども、今の内裏の有樣を聞かん輩は、耳をも目をも洗ひぬべくこそ侍れ」とて、上の衣の袖絞る計

有職―才職ある人

天氣―天子の御命令

英雄―家柄

差もどかるる―批難せらるゝ

○陰に平氏の勢力あり

その人皆當時の有職然るべき人共なり、その内に入らんこと甚だ面目なるべし。さても先日右衞門督が車の尻に乘て、少納言入道が首實檢の爲に、神樂岡へ向けられけることは如何に、以の外然るべからざる擧動かな。近衞大將檢非違使別當は、他に異る重職なり。其職に居ながら、人の車の尻に乘り給ふ事、先蹤も未だ聞及ばず、當時も大に恥辱なり。就中首實檢は甚だ穩便ならず」と宣へば、別當、「それは天氣にて候ひしかば」とて赤面せられけり。光頼卿重て「こは如何に。勅定なればとて、爭存する旨を一議申さざるべき。我等が曩祖勸修寺內大臣、三條右大臣、延喜の聖代に仕へてより以來、君既に十九代、臣又十一代、承り行ふことは、皆是德政なり。一度も惡事に從はず。當家はさせる英雄には非ざれども、偏に有道の臣に伴つて、讒佞の輩に與みせざりし故に、昔より今に至るまで、人に差しもどかるる程の事はなかりしに、御邊始て暴惡の臣に語はれて、累家の佳名を失はんこと口惜しかるべし。大貳淸盛は熊野參詣を遂げずして、切目の宿より馳上るなるが、和泉紀伊の國、伊賀伊勢の家人等待受けて、大勢にてあなる。信賴卿が語ふ所の兵若干ならじ。平家の大勢押寄せて攻めんには、時刻をや廻すべき。若し又火などを懸けなば、君も爭か安穩に渡らせ給ふべき。灰燼の地と成りたらんだにも、朝

左衛門督
光頼
舎弟を
厳しく
諫て
信頼に
与する
事なか
らんと
制し

装束の襟を正し

○光頼弟惟方を諭す

承りて、參内する處なり、抑何事の御掟ぞ」と問ひけれども、信頼物も宣はず、著坐の公卿も一言の返答なかりければ、増て僉議の沙汰もなし。程經て光頼卿突立ちて、「悪しう參つて候ひけり」とて、閑々と歩出でられけり。庭上に充滿ちたる兵共是を見奉りて「あはれ此殿は大剛の人かな。去んぬる十日より、多くの人出仕し給ひつれども、右衛門督殿の坐上に著く人、一人もおはしまさゞりつるに、仕出したる事よ。門を入り給ふより、聊も臆したる體も見え給はず。あはれ此人を大將として合戰せば、如何計か憑しからん」と申せば、傍なる者の、「昔頼光頼信とて源氏の名將おはしましき。その頼光を打返して光頼と名乘り給へば、是も剛にましますぞかし」と云へば、又傍より、「など其頼信を打返して、信頼とつき給ふ右衛門督殿は、彼程臆病にはおはしますぞ」と云へば、「壁に耳天に口と云ふことあり。怖し怖し。聞かじ」と云ひながら、皆忍笑に咲ひけり。光頼卿かやうに擧動ひ給へども、急ぎても出でられず、殿上の小蔀の前、見參の板高らかに踏鳴して立たれたりけるが、荒海の障子の北、萩の戸の邊に、弟の別當惟方のおはしけるを招寄せ宣ひけるは、「公卿僉議とて催されつる間參じたれども、承り定めたる事もなし。誠やらん光頼も死罪に行はるべき人數にてあなる。傳へ承る如きは

この程は信頼卿の振動過分なりとて、不參にておはしましけるが、參内して承らんとて、殊に鮮に束帶引繕ひ、蒔繪の細太刀を長しやかに帶き給ひ、傅子の桂右馬允範能に、膚に腹卷著せ、雜色の裝束に出立たせ、「自然の事もあらば人手に懸くな。汝が手に懸けて、光頼が首をば急ぎ取れ」とて、御身近く置き、その外淸げなる雜色四五人召し倶して、大軍陣を張りて、所々門々を堅く守護しけるを事ともせず、先高におはせて入り給へば、兵共も大に恐れ奉り、弓を平め矢を斂めて通し奉る。紫宸殿の後を經て、殿上を廻りて見給へば、信頼卿一坐して、その坐の上臈たち皆下にぞつかれたる。光頼卿こは不思議の事かな、人は如何に擧動ふとも、彼は右衛門督、我は左衛門督なれば、下には著くまじきものをと思はれければ、左大辨宰相長方卿、末坐の宰相にておはしけるに、「今日の御坐席こそよにしどけなう見え候へ」と色代して、閑々と步み、信頼卿の上にむずとつき給ふ。光頼は信頼卿の爲には母方の叔父なる上、大力の剛の人なれば、殊に恐れて見えられけり。右の袖の上に居懸けられて、伏目になりて色を失はれければ、著坐の公卿あな淺ましと見給ふに、光頼卿下重の後引直し、衣紋繕ひ笏取直し氣色して、「今日は衛府督が一坐すると見えて候ふ。召に參ぜざらん者をば、死罪に行はるべしとやらん

長しやかに—上品に

自然の—もしもの出來事

おはせて—先はらひをさせて

○信頼光頼に恥しめらる

世にしどけ—最も無秩序に

色代—會釋

居懸け—すこし乘懸

衣紋繕ひ—

播磨中將殿—信西の二男成憲

引き—奉納し

かひこぞよ云々—今の我は卵の如し都に歸り(孵化し)果てば我を守りて子孫繁昌せしめよ

六波羅よりの早馬なり。「さて六波羅は如何に」と問ひ給へば「昨日夜半計に出で候ひしまでは、何事も候はず。播磨中將殿の憑みて御渡り候ひしを、內裏より宣旨とて、敷並に召され候ひし間、力なく十日の暮程に出し進らせ給ひて候ふ」と申しければ、左衞門佐「無下に云がひなき事せられたる人々かな。當家を憑みて來れる人を、敵の手へ渡すと云ふ事やある。斯くては御方に勢付きなんや」とて怒られける。「さても惡源太が安部野に待つと云ふは如何に」と問ひ給へば、「其儀は曾て候はず。伊勢ノ國伊藤の兵どもこそ、都へ入らせ給はば御共仕らんとて、三百餘騎にて待ち進らせ候ひつれ」と申せば、「敵の惡源太にては非ずして、能き御方ごさんなれ。打てや者共」とて、皆人色を直して我先にと進む程に、和泉ノ國大鳥の宮に著き給ふ。重盛祕藏せられける飛鹿毛と云ふ馬に白鞍置いて、神馬に引き給へば、清盛一首の歌あり。

かひこぞよ歸はてなば飛びかけり育み立てよ大鳥の神

○光頼卿參內の事 並 許由が事 付 清盛六波羅上著の事

さる程に內裏には、同じき十九日、公卿僉議とて催されけり。勸修寺左衞門督光賴卿、

○清盛熊野より引返す

打つ―鞭を加へて進む

色を失ふ―青くなりし

は滋目結の直垂に、洗革の鎧著て、太刀脇挾み、「大將軍に仕へ奉る者は、斯くこそ用意すれ」と申せば、侍共「あはれ高名かな」とぞ感じける。熊野の別當湛增が田邊に在りけるに、使を立て給へば、兵二十騎奉る。湯淺權守宗重三十騎にて馳參れば、彼此百餘騎に成りにけり。爰に惡源太三千餘騎にて安部野に待つと聞えければ、清盛「この無勢にて、大勢に合うて討たれんことこそ無念なれ。先づ是より四國へ渡り、勢を催して後日に都へ入らばや」と宣へば、重盛重て申されけるは、「其もさにて候へども、事延引せば、定て當家退治の由、諸國へ院宣綸旨を成掛くべし。却て朝敵と成りなん後は、後悔すとも益あるまじ。多勢を以て無勢を討つこと常の事なり。敢て弓箭の疵ならず。然れば無勢なりとも、驅向て卽時に討死したらんこそ、後代の名も勝るべけれ。何とか思ふ家貞」と宣へば、筑後守、「六波羅の御一門もさこそ覺束なく思召すらん。急がせ給へ」と申せば、清盛も「然るべし」とて、都を差して引返す。大將以下皆淨衣の上に鎧を著、「敬禮熊野權現、今度の合戰事故なくうち勝たさせ給へ」と祈請して、引驅け引驅け打つ程に、和泉と紀伊ノ國との境なる鬼の中山にて、蘆毛なる馬に乘たる者、早馬と覺しくて、揉に揉うで出來たり。「すは惡源太が使か」と、皆人色を失ふに、源氏の使にはあらずして、

當家—平家

神は非禮を受けず—禮義背きたる祈を受納せず（左傳の語）

其に取りて—下向するに就いては

事をや申すべき。

○六波羅より紀州へ早馬を立てらるる事

さる程に十日の曉六波羅より立てし早馬、切目の宿にて追付きたり。清盛「如何にぞ」と問ひ給へば、「去んぬる九日の夜、三條殿へ夜討入て、御所皆燒拂ひ候ひぬ。少納言入道の宿所も燒拂はれ候ふ。是は右衛門督殿、左馬頭殿を相語ひて、當家を滅し奉らんとの謀とこそ承り候へ」と申せば、清盛「急ぎ下向すべきか。是まで參つて參詣を遂げざらんも無念なり。如何すべき」と宣へば、左衛門佐重盛、「熊野參詣も現當安穩の御祈請にてこそ候ふらめ。その上君逆臣に取籠められさせ給へるなり。爭か武臣として是を救ひ奉らざらん。神は非禮を受けず。何か苦しく候ふべき。急ぎ御下向あるべし」と申されければ、皆この議にぞ同じける。其に取りて敵に向て歸洛せんずか、物具の一領もなきをば、如何すべき」と歎きたまふ處に、筑後守家貞、長櫃を五十合重げに舁せたりしを取寄せて、五十領の鎧、五十腰の矢、其外物具共を取出して奉る。「弓は如何に」と宣へば、竹の朸の中に節を突いて入れたりければ、即ち五十張の弓を取出せり。軈て家貞

塔寶幢院、横川楞嚴院

唐の玄宗云云—玄宗楊貴妃と采戰す。玄宗重四を呼叱す子を投じて重四と爲す因て四に緋を賜ふと云故事を引用して、稍差ふ

す。是皆重る義なるに、三四計を朱三朱四と云ふこそ心得ね。是を御尋ね候へかし」と申されければ、法皇實にもとて、信西を召されて、この由を仰せ下されければ、「さん候ふ。昔は同じく重三重四と申しけるを、唐の玄宗皇帝と楊貴妃と雙六を遊ばしけるに、重三の目が御用にて、朕が思ふ如くに出でたらば、五位になすべしとて遊ばしければ、重三下りき。楊貴妃又重四の目を乞うて、我が心の如くに下りたらば、倶に五位になすべしとて打ち給ふに、重四出でたりき。依て天子に戲言なし。同じく五位になさんとて成されけるに、何をか驗にすべきと云ふに、五位は赤衣を著ればとて、重三重四の目に朱を差されてより以來、朱三朱四と呼ぶとこそ見えて候へ」と奏しければ、諸卿皆理にやと感合はれける。されば凡人ならぬにや、死して後も、手には日記を捧げ、口には筆を含み、閻魔の廳にても、第三の冥官に列りけると、人の夢にも見えたりけり。斯かりし人の今首を獄門に掛けらるるも、保元の合戰に、宇治の惡左府の御墓、大和ノ國添上郡河上村般若野の五三昧なりしを、信西の申狀に依て、勅使を立てて掘發し、死骸を空しく恥しめられしが、中二年ありて、平治元年に我と埋隱されしかども、終に掘り發されて首を斬られけるこそ怖しけれ。昨日の他州の愁、今日は我が身の責とも、加樣の

五臺山—清凉山と同一なり、支那岱州にあり

根本—叡山の本堂

松の洞、飯室、共に山中の地名

三塔—東塔止觀院、西

は下野ノ國宇都宮の御殿に納めらる、乙護法使者たり。明神強に惜しませ給へば、人は爭か知るべきなれども、或は宇賀神の法を籠め、或は陀天の法を籠め、大師手印を以て封ぜらると云々、不空羂索人骨の念珠もこの箱に在りとかや。凡延暦寺は大師最初の伽藍なり。大講堂は深草天皇の御願、延命院四王院は、文德朱雀の御願なり。法華堂には大師三代の御經もまします。五臺山の香の火、清凉山の土もあり。前唐院には大師の御脇息もあり、香爐もあり、御影もおはします。その外弘仁三年の春、大師九州宇佐の宮に詣でて、法華の眞文を講じ給ひしかば、大菩薩自ら齋殿を開き、手づから大師に授け給ひし紫の袈裟には、光明赫奕として、八幡三所もおはしますなり。天竺の多羅葉法全和尚の獨鈷、焦熱地獄より取傳へたる泗濱石も、この山に在りとこそ候へ、然のみならず三十番神の守護し給ふ根本の杉の洞、飯室の五つ坊の谷までも、打鳴らす鐘の響のしけるにこそ、人ありとは知られけれ」と、三塔の祕事共も一々申しければ、君を始め進らせて、三千の衆徒奇異の思をなしにけり。還御の後も、卿相雲客信西が宏才を感じ申されけるに付きて、四方山の御物語ぞありける。「さても雙六の簺の目に、一が二つ下りたるをば、疊一と云ひ、二が二つ下りたるをば、重二と云ふ、五六をも疊五疊六と申

法皇—鳥羽法皇、此事實錄に見えず

勢—その長

○叡山物語の事

去んぬる保元元年の春の比、法皇叡山へ御幸なる。山門には大師修禪定の具足共あり。名字を御尋ありけるに、大衆共、公家の才學を計らんとや思ひけん、「我が山の財にては候へども、正しく名字を知りたる者候はず」と、一同に申しければ、法皇先年熊野にて、信西不思議の才學を振ひしかば、若し是をもや知りたるらんとて召出されければ、御前に參りて畏る。まづ一の箱の修禪定の具足の中に、勢手鞠計にして音ある物あり、「是は如何に」と御尋あれば「禪鞠と申し候ふ。止觀の第四卷に見えたり。譬へば大師禪定の時、睡あれば是を頂上に置く。睡れば自ら落つ。落つれば音あり。故に眠覺むるなり」叉二尺四五寸計なる木の先に、勢大柑子計にして和なる物あり、「大師修禪定の時、御身苦しきことおはしませば、是を以て押さふ。押さふれば止む。是を禪杖と云ふ」。二尺計ある物をかせの如くに違へて、先毎に絹を懸けて塗りたる物あり。「大師座禪に御胸痛むとき、是を以て押さふ。押さふれば止む。助老と是を云ふ」叉枕に似たる物あり、「その名を頭子と云ふ。委しくは梵網經に見えたり。此等を四種の物と云ふなり。第十九の箱

引出物―進物

の御許にして、髮を下し給ひし所なり」。「大雪山には藥壽王と云ふ木あり、彼の木の葉を鼓に塗りて、打つ音を聞く人不老不死の德を得たり」。「西山には波珍と云ふ虫あり、首に諸〻の財を戴き、常に佛を供養し奉る思あり」。「長山には三重の瀧あり。彼の瀧の水を呑む人大に怒る心あり、されども竹馬に鞭打ちて、道心を催すと云へり」。「狐巴琴を彈ぜしかば、四方の鱗陸に上り、鈴宗笛を吹きしかば、天人袖を飜す」。「唐の太宗は甕のほとりにして、天下を治むる先相あり」と、一々に答へければ、唐僧「我が國より渡れる者か。この國より來つて學せるか」と問へば、「本より我れこの國の素生なれども、若し遣唐使にや渡らんずらんとて、天竺、震旦、高麗、新羅、百濟を始として、五六箇年の間に、上一人より下萬民の申しかへたる詞まで、學びたるなり」と答へければ、「我れ生身の觀音を拜み奉らんと、天の示現を蒙りて是まで來れり。汝卽ち生身の觀音たり、我が願むなしからず」とて、信西を三度禮し、種々の引出物をしてけり。その後信西我が國の詞を以て、この趣を奏しければ、君を始めまゐらせて、供奉の人々皆不思議の思をなされけり。

八十島下り—八十島祭の使者として難波津に行き
聞知召す—聞き分くる
震旦—以下唐僧と信西との問答次の順なり
問答、問答、問答、問答、問答、答答、答、答、答問答

一千日の間祈禱をなす。千日に滿じける夜、汝生身の觀音を拜まんと思はば、日域に行きて那智山と云ふ所に赴けと云ふ天の示現を蒙りて、渡海の本望を遂げて、彼の山に參籠せるなり。法皇この由聞召して、唐僧を召されければ、御前へ參りて「和尙和尙」と禮す。唐僧なれば語を聞知召す人なし。只鳥の囀る如くなりしを、信西末坐に候ひけるが、「禪加此法設除淨精にて來れるか」と問へば、唐僧の曰はく、「さに非ず。弘誓破戒設除大精にて來りたるなり」と答ふ。さて唐僧信西が詞を聞きて、才學の程を計らんとや思ひけん、異國の事を問懸けたり。「震旦の長安城より、天竺舍那大城へは幾萬里ぞ」と問へば、「十萬餘里」と答ふ。「遺愛寺と云ふ寺は何處にか在る」。「天台山より西へ去る事七百里、白樂天の世を遁れし所ぞかし」と答ふれば、唐僧難義を問はんとや思ひけん、「扁鵲が門には何かある」と云ふ。「延命と云ふ草を植ゑたり、是を見る人善を招き惡を避け、壽命久延」と云ふ。「汝陽が門には何かある」。「亂樹と云ふ木あり。三十年に一度片枝に花咲き、片枝に菓成る。是を取りて食ふ人醉ふこと百餘日、その味西王母が桃に似たり」。「長良國とは何處ぞ」。「都城より巽へ去ること二百里なり。梵王の立て給ふ馬腦の塔あり、彼の塔の下には摩訶曼陀羅華摩訶曼殊沙華の四種の天華開けたり。釋尊燃燈佛

信西入道
田原の奥
土中に埋れ

偕老同穴—詩經の語、死後も穴を同じくせんといふ夫婦の睦

君—後白河

はかぐ\しく—はきはき

取り出し失はんと云ふ—召出して殺さんといふ評判

打領きてぞ通りける。見る人皆「只今敵を滅してんず。怖し〳〵」とぞ云ひける。朝敵に非ざれば、勅定にも非ずして首を獄門に掛けらるるも、前世の宿業と云ひながら、去んぬる保元に、絶えて久しき死罪を申行ひし報かとぞ人々申しける。さて紀伊二位の思淺からず、偕老同穴の契深かりし入道には後れ給ひぬ、僧俗の子共十二人ながら召籠められて、死生も未だ定らず、憑み進らせつる君も、押籠められさせ給ひて、月日の光をさへ、はか〴〵しくは御覽ぜず、我が身は女なれども、信頼の方へ取出し失はんと云ふなれば、終には遁難しとぞ歎かれける。

○唐僧來朝の事

さる程に彼の紀伊二位と申すは、紀伊守範元が孫、右馬頭範國が娘なり。八十島下に三位に叙し、軈て從二位して紀伊二位とぞ申しける。信西が妻室と成りて不思議多き中に、唐僧來りて生身の觀音なりとて拜する事あり。その故は久壽二年の冬の比、鳥羽禪定法皇熊野山に御參詣ありしに、その比那智山に唐僧あり、名をば淡海沙門と云ふ。彼の僧異國にて我れ此身を捨てずして、生身の觀音を拜み奉らんと云ふ願を發し、天を仰ぎて

を倶して掘り埋む。四人の侍墓の前にて歎きけれども、叶ふべき事ならねば泣く〳〵都へ歸りけり。

○信西の首實檢の事 付 大路を渡し獄門に懸けらるる事

さる程に舍人成澤同じく都へ歸りけるが、最後の乘馬なり、紀伊二位に見せ參らんとて、空しき馬を引きて歸る程に、出雲前司光保五十餘騎にて、信西が行方を尋ね來るに、木幡山にて行逢ふ。馬も舍人も見知りたれば、打伏せて問ひけるに、始は知らずと云ひけれども、終には有の儘にぞ申しける。卽ちこの男を前に立てて行く程に、新しく土を穿てる所あり。「彼こそ其よ」と教ふれば、卽ち掘發して見れば、未だ目は働き息通ひけるを、首を取りてぞ歸りける。出雲前司光保、信賴卿に此由を申せば、同じき十四日に別當惟方と同車して、光保の宿所神樂岡へ行向つて、この首を實檢す。必定なれば、廳て明くる日大路を渡し、獄門に懸けらるべしと定められければ、京中の上下河原に市をなして見物す。信賴義朝も車を立てて是を見る。十五日の午の刻の事なるに、晴れたる天俄に昏れて星出でたり。是を不思議と見る處に、この首、信賴義朝車の前を渡る時、

なると云へり。今臣奢て君弱くならせ給ふべし。忠臣君に替ると云ふは、恐らくは我なるべしと思ひて、明くる十日の朝、右衛門尉成景と云ふ侍を召して、「都の方に何事かある。見て歸れ」とて差遣はす。成景馬に打乘て馳行く程に、小幡峠にて入道の舍人武澤と云ふ者、御所に火懸けて後、禪門奈良へと聞きしかば、この事申さんとて走りけるに行逢ふ。然々の由を語り。「姉小路の御宿所も燒拂はれ候ひぬ。是は右衛門督殿左馬頭殿を語ひ、入道殿の御一門を、滅し給はんとの謀とこそ承り候へ。その由を告げ進らせんとて、奈良へ參り候ふ」と申せば、下﨟におはす所知らせては悪しかりなんと思へば、「汝いしく參りたり。春日山の奥然々の所なり」と敎へて、成景は京へ上る由にて、田原の奥に歸り、入道に此由を申せば、「さればこそ信西が見たらん事は、よも違はじと覺えつるぞ。忠臣君に代り奉るとあれば、如かじ命を失て御恩を報じ奉らんには。但し息の通はん程は、佛の御名を唱へ進らせんと思へば、其用意せよ」とて、穴を深く掘り、四方に板を立雙べ、入道を納れ奉り、四人の侍髻切つて、「最後の御恩には法名を賜はらん」と各申せば、左衛門尉師光は西光、右衛門尉成景は西景、武者所師淸は西淸、修理進淸實は西實とぞ付けられける。その後大なる竹の節を通じて、入道の口に當てて、髻

諸行無常—涅槃經半偈の一句「諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、」

吉凶云々—文選孫楚が詩句

壽命豕—一説に壽命宮の誤かと

と仰せられけるを、様々に申して御許を蒙り、軈て出家して少納言入道信西とぞ云ひける。子共或は中少將に至り、或は七辨に相並ばせて、由々しかりしが、終に墨染の袖に身を替へても、露命を野邊の草に置きかねしは、昨日の樂しみ今日の悲しみ、諸行無常は只目前に顯れたり。吉凶は糾へる繩の如しと云ふぞ理なる。信西九日午の刻に、白虹日を貫くと云ふ天變を見て、今夜御所へ夜討入るべしとは知りたりけるにや、この様申入れんとて、院の御所へ參りたれば、折節御遊にて、子共皆御前に伺候したりしかば、其興をさまし進らせんも無骨なれば、或る女房に子細を申置きて罷出でにけり。宿所に歸り紀伊二位に、「斯る事あり。子共にも知らせ給へ。信西は思ふ旨あつて、奈良の方へ行くなり」と云ひければ、尼公も同道にと歎かるれども、様々に拵へ留めて、侍四人相倶し、祕藏せられたる桃花毛の馬に打乘りて、舍人成澤を召し倶し、南都の方に落ちられけるが、宇治路へ懸り、田原が奥大道寺と云ふ所領にぞ行きにける。石堂山の後、信樂の峯を過ぎ、遙分入るに、又天變あり、木星壽命豕に在り。大伯經典に侵せる時は、忠臣君に代り奉ると云ふ天變なり。信西大に驚き、本より天文淵源を究めたりければ、自是を考ふるに、強者弱く弱者強しと云ふ文なり。是君奢る時は臣弱く、臣奢る時は君弱く

猶子―養子
重代―家筋

○信西出家の由來竝南都落の事付最後の事

さる程に通憲入道を尋ねられけれども、行方を更に知らざりけり。彼の信西と申すは、南家の博士長門守高階經敏が猶子なり。大業も遂げず儒官にも入れられず、重代に非ざるなりとて、辨官にもならず、日向守通憲とて、何となく御前にて召仕はれけるが、出家しける故は、御所へ參らんとて鬢を掻きけるに、鬢水に面像を見れば、寸の首劍の前に懸りて空しくなると云ふ面相あり。驚き思ける比、宿願あるに依て熊野へ參りけり。切目の王子の御前にて、相人に行逢ひたり。通憲を見て相して曰はく「御邊は諸道の才人かな。但し寸の首劍の先に懸つて、露命を草上に曝すと云ふ相のあるは如何に」と云ひて、一々に相しけるが、行末は知らず、來方は何事も違はざりければ、「通憲もさ思ふぞ」とて歎きけるが「其をば如何にして遁るべき」と云ふに「いさ出家してや遁れんずらん。其も七旬に餘らば如何あらん」とぞ云ふ。さてこそ下向して御前へ參り、「出家の志候ふが、日向入道と呼ばれんは、無下にうたてしう覺え候ふ。少納言を御許蒙り候はばや」と申しければ、「少納言は一の人も成りなどして、左右なく取下さぬ官なり。如何あらん」

宇治殿―頼長

○義平、清盛を討つ策を獻じて、信頼に容れられず。（敗因）

○伊通、信頼の除目を笑ふ

か。官加階も思の如く進むべし。合戰も又能く仕れ」と宣へば、義平申しけるは、「保元に叔父鎭西八郎爲朝を、宇治殿の御前にて藏人になされければ、急々なる除目かなと辭し申しけるは理かな。義平に勢を給はり候へ。安部野に驅向ひ、淸盛が下向を待たん程に、淨衣計にて上らん處を、眞中に取籠て、一度に討つべし。若し命を助らんと思はば、山林へぞ迯籠り候はんずらん。然らば追詰め追詰め捕へて、首を刎ね獄門に懸けて、その後信西を滅し、世も靜りてこそ、大國も小國も官加階も進め侍らめ。見えたる事もなきに、兼て成りて何かせん。只義平は東國にて兵共に喚付けられて候へば、本の惡源太にて候はん」とぞ申しける。信頼「義平が申狀荒儀なり。その上安部野まで馬の足疲して何かせん。都へ入れて中に取籠めて討たんずるに、程やあるべき」と宣ひければ、皆この議にぞ從はれける。偏に運の盡くる故にこそ。大宮太政大臣伊通公その比は左大臣にておはしましけるが。才學優長にして、御前にても常に笑しき事を申されければ、君も臣も大に笑はせ給ひ、御遊も興を催しけり。「内裏にこそ武士共仕出したる事もなけれども、思の如く官加階をなる、人を多く殺したる計にて官位をなさんには、三條殿の井こそ多く人を殺したれ、などその井には官をなされぬぞ」と笑はれける。

敷竝に—引續きて

權右中辨貞憲、美濃少將脩憲、信濃守是憲なり。上卿は花山院大納言忠雅、職事は藏人右少辨成頼とぞ聞えし。さる程に太政大臣、左右大臣、内大臣以下公卿參内し給ひしかば、僉議あつて信西が子供尋ねらるゝに、播磨中將成憲は、大宰大貳淸盛の婿なれば、若や命助るとて、六波羅へ落ちられたりけるを、宣旨とて内裏より敷竝に召されければ、力及ばで出でられけり。博士判官坂上兼成行向ひ、成憲を請取て内裏へ參りければ、尋ぬべき子細ありとて、兼成に預置かる。權右中辨貞憲は、髻切り法師に成りて、傍に忍びたりけるを、宗判官信澄尋出して、別當に申したりしかば、是も信澄に預けられけり。軈て除目を行はる。信頼卿は本より望を懸けたりしかば、大臣大將を兼ねたりき。左馬頭義朝は播磨ノ國を賜りて播磨守になる。佐渡式部大輔は信濃守になる。多田藏人大夫源頼憲は攝津守になる。源兼經は左衞門尉になる。康忠は右衞門尉になる。足立四郎遠基は右馬允になる。鎌田次郎正淸は兵衞尉になつて、政家と改名す。今度の合戰に打勝ちなば、上總ノ國を賜ふべき由宣ひけり。爰に義朝が嫡子、鎌倉惡源太義平、母方の祖父三浦介が許に在りけるが、都に騷しき事ありと聞きて、鞭を打て馳上りけるが、今度の除目に參合ふ。信頼大に悅んで、「義平この除目に參合ふこそ幸なれ。大國か小國

阿房—秦の始皇帝の時造られし宮殿
回祿—炎上と同じく火災

て死し、上は火にこそ燒けにけれ。造重ねたる殿舍の烈しき風に吹立てられて、灰燼地に迸りければ、如何なる者か助かるべき。彼の阿房の炎上には、后妃采女の身を滅すことなかりしに、此仙洞の回祿には、月卿雲客の命を落すこそ淺ましけれ。左兵衛尉大江家仲、右衛門尉平康忠、爰を最後と防ぎ戰ひけるが、終に討たれてければ、家仲康忠が首を鉾に貫き、大内へ馳參り、待賢門に差擧げて、喚叫びたる外は、仕出したる事ぞなき。同じき丑の刻に信西が宿所、姉小路西洞院へ押寄せて、火を懸けたれば、女童の周章て迷出でけるをも、信西が姿を替へてや迯ぐらんとて、多くの者を斬伏せけり。保元の亂以後は、理世安樂にして、都鄙扇を忘れ歡娯遊宴して、上下の屋を雙べしに、火災の餘烟に民屋多く亡びしかば「こは如何に成りぬる世の中ぞ。此二三箇年は洛中殊更靜にして、甲冑を鎧ひ弓箭を帶する者もなかりしかば、適持行く人も憚なる體にこそありしに、今は兵共京白河に充滿てり、行末如何あるべき」と歎かぬ人もなかりけり。

○信西子息闕官の事 付 除目の事 竝 惡源太上洛の事

さる程に少納言入道信西が子息五人闕官せらる。嫡子新宰相俊憲、次男播磨中將成憲、

○信頼等上皇を押籠め奉る

とほしみを蒙りつるに、信西が讒に依て、信頼討たれ進らすべき由承り候ふ間、暫の命助からん爲に、東國の方へこそ罷下り候へ」と申せば、上皇大に驚かせ給ひて、「何者か信頼を失ふべかなるぞ」とて、あきれさせ給へば、伏見源中納言師仲卿御車を差寄せ、急ぎ召さるべき由申されければ、「早火を懸けよ」と聲々にぞ申しける。上皇周章て御車に召さるれば、御妹の上西門院も一つ御所に渡らせ給ひけるが、同じ御車にぞ奉りける。信頼、義朝、光保、光基、季實等、前後左右に打圍みて、大内へ入れ進らせ、一本御書所に押籠め奉る。やがて佐渡式部大輔重成、周防判官季實近く候して、君をば守護し奉る。さてもこの重成は、保元の亂の時も、讃岐院の仁和寺の寛遍法務が坊に渡らせ給ひしを、守護し奉りて、讃州へ御配流ありし時も、鳥羽まで參りし者なり、如何なる故にや二代の君を守護し進らすらんと人々申し合へり。三條殿の有様申すも愚なり。門々をば兵共固めたるに、所々に火を擧げたり。猛火空に充ちて、暴風烟雲を揚ぐ。公卿殿上人、局の女房達に至るまで、是も信西が一族にてやあるらんとて、射伏せ斬殺せば、火に燒けじと出づれば、矢に中り、矢に中らじと返れば、火に燒け、矢に恐れ火を憚る類は、井にこそ多く飛入りけれ。それも暫の事にて、下なるは水に溺れ、中なるは共に押され

も試むべしとこそ存じ候へ」と申されければ、信頼大に喜んで、怒物件の太刀一腰自取出し、且は悦の初とて引かれたり。義朝謹んで請取りて出でられけるに、白く黒くさる體なる馬二匹、鏡鞍置いて引立てたり。夜陰の事なれば、松明振擧げさせてこの馬を見、「合戰の出立に馬程の大事は候はず。近比の御馬にて候ふ。此龍蹄を以て、如何なる强陣なりとも、などか破らで候ふべき。合戰は勢には因らず、謀を以てすと雖も、小を以て大に敵せずとも申せば、賴政光基季實等をも召され候へ。その上此等を始て、源氏共内々申す旨ありと承り候ふ」と、申して出でられければ、信頼卿月來日比拵へ置かれたる武具なれば、威立てたる鎧五十領、追樣に遣されけり。信頼やがてこの人々を喚んで、憑むべき由宣へば、「一門の中の大將既に從ひ奉る上は、左右に能はず」とてぞ歸りける。

○三條殿發向 並 信西の宿所燒拂ふ事

さる程に信頼卿は、同じき九日の夜子の刻計に、左馬頭義朝を大將として、その勢五百餘騎、院の御所三條殿へ押寄せ、四方の門々を打固め、右衛門督乘りながら、「年來御い

威立てたる―新調
追樣―後を追かけて
○平治元年十二月九日

○信頼、經宗惟方及び義朝を語ふ

○清盛の熊野參詣

紀伊の二位—後白河上皇の乳母

大納言經宗をも語ひ、中御門藤中納言家成卿の三男、越後中將成親朝臣は、君の御氣色よき者なりと語ひ、御傅の別當惟方をも憑まれけり。中にもこの別當は母方の叔父なりしに、我が弟尾張少將信俊を婿になし、殊更深くぞ契られける。加樣に認め廻して、隙を伺はれける程に、平治元年十二月四日、大貳清盛宿願ありとて、嫡子左衞門佐重盛相倶して、熊野參詣の事あり、その隙を以て信頼卿義朝を招き、「信西は紀伊二位の夫たるに依て、天下の大小事を心の儘に申行ひ、子共には官加階恣になし與へ、信頼が方樣の事をば、火をも水に申しなす、讒佞至極の僻者なり。この入道久しく天下に在りては、國も傾き世も亂るべき禍の基なり。君もさは思召したれども、させる次もなければ、御誡もなし。いざとよ御邊終始如何あらん。大貳清盛も彼が縁となりて、源氏の人々をば申沈めんとするなどこそ承れ。能き樣に計はるべきものを」と語れば、義朝申されけるは、「六孫王より七代、弓箭の藝を以て今に叛逆の輩を誡め、武略の術を傳へて、凶徒を退け候ふ、然るに去んぬる保元に、門葉の輩多く朝敵となりて、親類皆梟せられ、以上義朝一人に罷成り候へば、清盛も內々さぞ計ひ候ふらん。此等は本より覺悟の前にて侍れば、あながち驚くべきにて候はねども、加樣に憑仰せ候ふ上は、便宜候はば當家の浮沈を

覺劣り―君寵薄く
子細あらじ―障ることあらじ

を繪に書いて、卷物三卷を作りて、院へ進らせけれども、君は猶實にもと思召したる御事もなく、天氣他に異り。信賴卿は通憲入道が散々に申しけることを漏聞きて、安らぬ事に思ひければ、常に所勞と號し、出仕もせず、伏見源中納言師仲卿を相語うて、彼の在所に籠ゐて、馬に乘り、馳引、早足、力持など、偏に武藝をぞ稽古せられける。是併ながら信西を失はん爲とぞ聞えける。

○信賴卿信西を滅さるる議の事

さる程に信賴卿は、子息新侍從信親を大貳淸盛の婿に成して近付寄り、平家の武威を以て本意を遂げんと思ひけるが、淸盛は大宰大貳たる上、大國數多賜りて、一族皆朝恩を蒙り、恨あるまじければ、よも同意せじと思ひ止る。左馬頭義朝こそ、保元の亂より以後、平家に覺劣りて、安らず存ずる者と思はれ、近付きて懇に志をぞ通はしける。常に見參の度には、「信賴斯くて候はば、國をも莊をも望み、官加階をも申されんに、天氣よも子細あらじ」と宣ふ。「加樣に御意に懸けられ候ふ條、身に取りて大慶なり、如何なる御大事をも承りて、一方は固め申さん」とぞ宣ひける。然のみならず當帝の御外戚、新

○信西、信頼が大將の望を拒む

すはこの世の中今はさてと、歎かはしくて申しけるは、「信頼などが大將に成りなば、誰か望を懸け候はざらん、君の御政は司召を以て先とす、敍位除目に僻事出來ぬれば、上天の巍々に背き、下人の貶を受けて、世の亂るる端なり、その例、漢家本朝に繁多なり、さればにや阿古丸大納言宗通卿を、白河院大將に成さんと思召したりしかども、寛治の聖主、御許なかりき。故中御門藤中納言家成卿を、舊院大納言に成さばやと仰せられしかども、諸大夫の大納言に成ることは絶えてひさしく候ふ、中納言に至り候ふだに、過分に候ふものをと、諸卿皆諫め申されしかば思召し止みぬ。せめての御志にや、歳の始の勅書の裏書に中御門新大納言殿へとあそばされたりける、是を拜見して、誠に成され進らせたるにも猶過ぎたる面目かな、御志の程忝しとて、老の涙を拭兼けるとぞ承り候ふ。大納言猶以て君も執し思召し、臣も緩にせじとこそ諫め申しゝか、況近衞大將をや、三公には列すれども、大將をば經ざる臣のみあり、執柄の息英才の輩も、この職を先途とす、信頼などが身を以て大將を汚さば、彌奢を究めて謀逆の臣となり、天の爲に滅され候はんこと、爭か不便に思召されで候ふべき」と、諫め申しけれども、實にもと思召したる御氣色もなし。信西餘の勿體なさに、唐の安祿山が奢れる昔

かた—如くの誤か

○二條院卽位（後白河院政）

重代—代々

院、諸司、八省、大學寮、朝所に至るまで、華の榱雲のかた、大廈の構成風の功、年を經ずして不日に成りしかども、民の煩もなく、國の費もなかりけり。内宴相撲の節、久しく絕えたる迹を起し、詩歌管絃の遊、折に觸れて相催す。九重の儀式昔を恥ぢず、萬事の禮法古きが如し。去んぬる保元三年八月十一日、主上御位を退らせ給ひて、御子の宮に讓り申させ給へり。二條院是なり、然れども信西が權位も彌威を奮ひて、飛ぶ鳥も落ち草木も靡く計なり。又信賴卿の寵愛も猶彌珍らかにして、肩を雙ぶる人もなし。されば兩雄は必ず諍ふ習なる上、如何なる天魔か二人の心に入替りけん、その中惡しくして、事に觸れて不快の由聞えけり。信西は信賴を見て、如何樣にもこの者天下をも危め、國家をも亂らんずる仁よと思ひければ、如何にもして失はばやと思へども、當時無雙の寵臣なる上、人の心も知難ければ、打解けて申合はすべき輩もなし。次あらばと躊躇ひゐたり。信賴も又何事も心の儘なるに、此入道我を拒んて、恨を結ばん者彼なるべしと思ひてければ、如何なる謀をも廻らして、失はんとぞたくみける。或る時信西に向て上皇仰なりけるは、「信賴が大將を望み申すは如何に、必ずしも重代清華の家にあらざれども、時に依て成さるゝこともありけるとぞ、傳へ聞召す」と仰せられければ、信西、

別當、此等を僅に三箇年の間に經昇りて、年二十七にして中納言右衞門督に至れり。一の人の家嫡などこそ加樣の昇進はし給ふに、凡人に於いては未だかくの如くの例を聞かず。又官途のみに非ず俸祿も猶心の儘なり。斯くのみ過分なりしかども、猶不足して、家に絕えて久しき大臣大將に望を懸けて、凡おほけなき擧動をのみしけり。されば見る人目を塞ぎ、聞く者耳を驚かす、微子瑕にも過ぎ、安祿山にも超えたり。餘桃の罪をも恐れず、只榮華の恩にぞ誇りける。その比少納言入道信西と云ふ者あり。山井三位永賴卿八代の後胤、越後守季綱が孫、鳥羽院の御宇、進士藏人實兼が子なり。儒胤を受けて儒業を傳へずと雖も、諸道兼學して、諸事に暗からず、九流百家に至る。當世無雙の宏才博覽なり。後白河上皇の御乳母紀伊二位の夫たるに依て、保元元年より以來は、天下の大小事を心の儘に執行つて、絕えたる跡を繼ぎ、廢れたる道を起し、延久の例に任せて大內に記錄所を置き、理非を勘決す。聖斷私なかりしかば、人の恨も殘らず、世を淳素に歸し、君を堯舜に致し奉る。延喜天曆の二朝にも恥ぢず、義懷惟成が三年にも超えたり。大內は久しく修造せられざりしかば、殿舍傾危し、樓閣荒廢して、牛馬の牧雉兎の伏所と成りたりしを、一兩年の內に造畢して、遷幸なし奉る。外廓重疊たる大極殿、豐樂

おほけなき―身の程に過ぎたる

○信西、宏才博覽を以て重用せらる

鬚燒いて云云—白居易の詩「剪レ鬚燒レ藥賜二功臣一、李勤嗚咽思レ殺レ身含レ血吮レ瘡撫二戰士一、思摩奮呼乞レ效レ死」による

○信賴、無能狂暴を以て寵用せら[illegible]る

を治むる謀は文を左にし、武を右にすと見えたり。譬へば人の二つの手の如し、一つも闕けては叶難し、兩端以て適ふときは、四海に風波の恐なく、八荒民庶の愁なし。夫澆季に及びては、人奢て朝威を蔑如し、民武くして野心を挾む、能く用意すべし。尤抽賞せらるべきは勇士なり。されば唐の太宗文皇帝は、鬚を燒いて功臣に賜ひ、血を含み瘡を吮ふて戰士を撫でしかば、心は恩の爲に仕へ、命は義に依て輕かりければ、身を殺さんことを痛まず、只死を致さんことをのみ思へりけりとなん、自ら手を下し我と能く戰はねども、人に志を施せば、人皆歸しけり。又讒佞の徒は國の蠹賊なり。榮華を旦夕に諍ひ勢利を市朝に競ふ、諂諛の質を以て、忠賢の己がかみに在ることを惡み、その姦邪の志を抱いて、富貴の我先たらざることを恨む、是皆愚者の習なり。用捨すべきはこの事なり。爰に近來權中納言兼中宮權大夫右衛門督藤原朝臣信賴卿と云ふ人ありき。人臣の祖、天津兒屋根尊の御苗裔、中關白道隆八代の後胤、播磨三位基隆が孫、伊豫三位忠隆が子なり。然れども文にもあらず武にもあらず、能もなく藝もなし、只朝恩にのみ誇て、昇進に拘らず、父祖は諸國の受領をのみ經て、年闌け齡傾きて後、僅に從三位までこそ到りしか、是は近衛司、藏人頭、皇后宮司、宰相中將、衞府督、檢非違使

三皇―伏羲神農、黄帝、
五帝―少昊顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜、
四岳八元―堯帝の善臣
成を責むる云々―淮南子の語

平治物語

卷之一

○信頼信西不快の事

竊に惟れば、三皇五帝の國を治め、四岳八元の民を撫づる、皆是器を見て官に任じ、身を顧て祿を受くる故なり。君臣を選びて官を授け、臣己を計りて職を受くる時は、任を委しうし成を責むること、勞せずして化すと云へり。故に舟航海を渡るに、必ず橈楫の功を假り、鴻鶴雲を凌ぐに、必ず羽翮の用に由る。帝王の國を治むること、必ず匡弼の助に由ると云々。國の匡輔は必ず忠良を待つ、任使其人を得るときは、天下自治ると見えたり。古より今に至まで、王者の人臣を賞する、和漢兩朝同じく文武二道を以て先とす。文を以ては萬機の政を助け、武を以ては四夷の亂を治む。天下を保ち國土

保元物語終

事を擠へて

ども波の上に日を送るべきかとて、思切て馬の足立つ程にもなりしかば、馬共皆追下してひた〳〵と、打乘て、喚いて驅入れども、立合ふ者の樣に見え、無けれども太刀を持つ樣に覺え、眼勢事柄敵打入らんを、差覗く體にぞありける。されば兼て我眞前驅けて討ち捕らんと申せし兵共、是を見て打入る者一人もなし。全く官軍の臆病なるにもあらず、只日來人每に懼習ひたるいはれなり。かやうに隨分の勇士共も、惡びれて進み得ず、只外郭取廻せる計なり。爰に加藤次景廉自害したりと見おふせてやありけん、長刀を以て後より狙寄て、御曹司の首をぞ擊落しける。依てその日の高名の一の筆にぞ付きたりける。首をば同じき五月に都へ登せければ、院は二條京極に御車を立てて叡覽ある。京中の貴賤道俗群集す。この爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に伐從へ、六年治て十八歲にて都へ上り、保元の合戰に名を顯し、二十九歲にて鬼が島へ渡り鬼神を奴とし、一國の者懼怖ると雖も、勅勘の身なれば終に本意を遂げず、三十三にして名を一天に廣めけり。古より今に至るまで、この爲朝程の血氣の勇者なしとぞ人申しける。

○爲朝大船の腹を射通す

搔楯―垣の樣に竝ぶる楯

○爲朝の切腹

心に鬼を作り―恐ろゝ餘心に種々

見を與へ、島の冠者爲頼とて、九歳になりけるを喚寄せて刺殺す。是を見て五つになる男子、二つになる女子をば、母抱きて失せにければ力なし。さりながら矢一つ射てこそ腹をも切らめとて立向ひ給ふが、最後の矢を手淺く射たらんも、無念なりと思案し給ふ處に、一陣の舟に兵三百餘人、射向の袖を差翳し舟を乘傾けて、三町計渚近く押寄せたり。御曹司矢比少遠けれども、大鏑を取て番ひ、小肘の廻る程引詰めてひようと放つ。水際五寸計置いて、大船の腹を彼方へつと射通せば、兩方の矢目より水入りて、船は底へぞ卷入りける。水心ある兵は、楯掻楯に乘て漂ふ所を、櫓櫂弓の弭に取付きて、竝の船へ乘移りてぞ助かりける。爲朝是を見給ひて、「保元の古は、矢一筋にて、二人の武者を射殺しき。嘉應の今は、一矢に多くの兵を殺し畢んぬ。南無阿彌陀佛」とぞ申されける。「今は思ふことなし」とて、内に入り家の柱に後を當てて、腹掻切てぞゐたりける。その後は船共遙に漕戻して申しけるは、「八郎殿の弓勢は今に始めぬ事なれども、いかゞすべき我等が鎧を脱ぎて、船にや著する」など、色々の支度にて程經れども、差出づる敵もなければ、又櫂づく〳〵船を漕寄せけれども、敢て手向する者もなし。是に付けても謀りて陸に上げてぞ討たんずらんと、心に鬼を作りて、右右なく近づかず。され

曲平氏—根性まがりの平氏

欲知過去因云々—因果經に出づ

惡道—六道の中修羅地獄

物の具—武器

その以前も九國を管領しき、思出なきに非ず。筑紫にては菊池原田を始として、西國の者共は皆我が手柄の程は知りぬらん。都にては源平の軍兵、殊に武藏相摸の郎等共、我が弓勢をば知りぬらんものを、その外の者共甲冑を鎧ひ、弓箭を帶したる計にてこそあらんずれ、爲朝に向つて弓彎かん者は覺えぬものを。今都よりの大將ならば、曲平氏などこそ下るらめ。一々に射殺して海にはめんと思へども、終に叶はぬ身に、無益の罪作りて何かせん。今まで命を惜しむも、自然世も立直らば、父の意趣をも遂げ、我が本望をも達せばやと思へばこそあれ。又昔年說法を聞きしに、欲レ知二過去因一。見二其現在果一。欲レ知二未來果一。見二其現在因一。と云へり。されば罪を作らば必ず惡道に落つべし。然れども武士たる者殺業なくては叶はず。夫に取ては武の道非分の者を殺さざるなり。依て爲朝合戰すること二十餘度、人の命を斷つこと數を知らず、されども分の敵を討て非分の者を討たず。鹿を殺さず、鱗を漁らず、一心に地藏菩薩を念じ奉ること二十餘年なり。過去の業因に依て、今かやうの惡身を受け、今生の惡業に依て、來世の苦果思ひ知られたり。されば今この罪悉く懺悔しつ。偏に佛道を願ひて念佛を申すなり。この上は兵一人も殘るべからず。皆落行くべし。物の具も皆龍神に奉れ」とて、落行く者に各形

宣旨―院宣の誤か

○爲朝討手を向けらる

となく遣しけり。然れば國人、鬼神の島へ渡て、「鬼を捕へて郎等とし、人を喰殺させらるべし」と、怖合へること斜ならず。されば爲朝も猶驕る心や出來けん、然れば國人も、斯くては如何なる謀叛をか起し給はんずらんなど申しけるを、狩野介傳聞きて、高倉院の御宇嘉應二年の春の比、京上して此由を奏聞し、茂光が領地を悉押領し、剰鬼が島へ渡り、鬼神を奴として召仕ひ、人民を虐ぐる由を訟へ申しければ、後白河院驚き聞召して、當國竝に武藏相摸の勢を催し、發向すべき由宣旨を成されければ、茂光に相從ふ兵誰々ぞ、伊東、北條、宇佐美平太、同じき平次、加藤太、同じき加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景を始として五百餘騎、兵船二十餘艘にて、嘉應二年四月下旬に、大島の館へ押し寄せたり。御曹司は思も寄らず、「沖の方に舟の音のしけるは何舟ぞ、見て參れ」と宣ふ。「商人船やらん多く連り候ふ」と申せば、「よもさはあらじ。我に討手の向ふやらん」と宣へば、案の如く兵船なり。「さては定て大勢なるらん。縱ひ一萬騎なりとも、撃破て落ちんと思はば、一先は鬼神が向うたりとも射拂ふべけれども、多く軍兵を損じ人民を惱さんも不便なり。勅命を背きて終には何の詮かあらん。去んぬる保元に勅勘を蒙りて流罪の身と成りしかども、この十餘年は當所の主と成つて、心計は樂めり。

為朝鬼嶋へわたり
勇力を顯しこれを
嶋の者どもまのあたり
恐れてみな〳〵
従ひける

隱簑隱笠—古傳說、拾遺集に「隱簑隱笠をも得てしがなきたりと人に知られざるべく」

國府—今の三島

穴多し。その鳥の勢は鵯程なり。爲朝是を見給ひて、件の大鏑にて木に在るを射落し、空を翔るを射殺しなどし給へば、島の者共舌を振うて怖恐る。「汝等も我に從はざれば、斯くの如く射殺すべし」と宣へば、皆平伏して從ひけり。身に著る物は絹の如くなる太布なり。この布を面々の家々より、多く持出でて前に積置きけり。島の名を問ひ給へば、「鬼が島」と申す。「然れば汝等は鬼の子孫が」。「さん候」。「さては聞ゆる寶あらば取り出せよ。見ん」と宣へば「昔正しく鬼神なりし時は、隱簑、隱笠、浮履、劍などいふ寶ありけり。其比は船なけれども他國へも渡りて、日食人の牲をも取りけり。今は果報盡きて寶も失せ形も人に成りて、他國へ行く事も叶はず」と云ふ。「さらば島の名を改めん」とて、太き葦多く生ひたれば、葦島とぞ名づけける。この島倶して七島知行す。是を八丈島の脇島と定て、年貢を運送すべきよしを申すに、船なくして如何すべきと歎く間、毎年一度船を遣はすべき由約束してけり。但し今渡りたる驗にとて、件の大童一人倶して歸り給ふ。大島の者、「餘に物荒く擧動ひ給へば、龍神八部に捕られて、失せつらん」と悅び思ふ處に、事故なく歸り給ふのみならず、剩へ恐しげなる鬼童を相倶して來りたれば、國人彌々怖恐る。この鬼童の氣色を國人に見せんとや、常に伊豆の國府へその事

空様に取上げ—高く結上げ

果子—果實

擌—木の枝を束れ黏をつけて、林間に立て鳥を取るもの

河ぞ流出でたりける。御曹司は西國にて舟には能く調練せられたり、船をも損ぜず押上げて見給へば、長一丈餘ある大童の、髪は空樣に取上げたるが、身には毛ひしと生ひて色黑く牛の如くなるが、刀を右に差して多く出でたり、怖しなども云ふ計なし。申す詞も聞き知らざれば、大方推してあひしらふ。「日本の人爰に島ありとは知らねば、態とよも渡らじ。風に放されたるらん。昔より惡風に遇うて此島に來る者生きて歸ることなし。荒磯なれば自來る舟は波に碎かる。この島には舟もなければ、乘りて歸ることなし。食物なければ忽に命盡きぬ。若し舟あらば、粮盡きざる前に、早く本國に歸るべし」とぞ申しける。郎等共は皆興を醒して思ひけれども、爲朝は少も騷がず、「磯に船を置きたればこそ、波にも碎かるれ。高く引上げよ」とて、遙の上にぞ引上げける。さて島を廻りて見給ふに、田もなし畠もなし、菓子もなく絹綿もなし。「汝等何を以て食事とする」と問へば、「魚鳥」と答ふ。「網引く體見えず、釣する船もなし。又擌も立てず、黏繩も引かず。如何にして魚鳥を取るぞ」と問へば「我等が果報にや、魚は自然と打寄せらるゝを拾取り、鳥をば穴を掘りて、領知別ちてその穴に入り、身を隱し聲を學びて呼べば、その聲に付きて鳥多く飛入るを、穴の口を塞ぎて闇取にするなり」と云ふ。實にも見れば鳥

れば執行ふを法とす
肘を抜き—手と肩との番を脱し
二つ伏せ引増し—手が一握の半分長くなり
物の切る〻—物を射切る
運送—年貢の運送

そ公家より賜はりたる領なれ」とて、大島を管領するのみならず、五島を打従へたり。是は伊豆ノ國の住人狩野介茂光が領なれども、聊も年貢をも出さず。島の代官三郎大夫忠重と云ふ者の婿に成りてけり。茂光は上藹婿取りて我を我ともせずと恨みければ、隱して運送をなすを爲朝聞付けて、舅忠重を喚寄せて、この條奇怪なりと云ふ上、勇士なれば始終我が爲惡しかりなんとや思ひけん、左右の指を三つづつ切りて捨ててけり。その外弓矢を取りて燒捨て、すべて島中に我が郎等の外弓矢を置かざりけり。昔の兵共尋下りて屬從ひしかば、威勢漸く盛んしにて過行く程に、十年にぞ成りにける。

○爲朝鬼が島に渡る事 竝 最後の事

さる程に永萬元年三月に磯に出でて遊びけるに、白鷺靑鷺二つ連れて沖の方へ飛行くを見て、「鷲だに一羽に千里を飛ぶと云ふに、況鷺は一二里にはよも過ぎじ。この鳥の飛ぶ樣は定て島ぞあらん。追て見ん」と云ふ儘に、早舟に乘て馳せて行くに、日も暮れ夜にもなりければ、月を篝に漕行けば、曙に既に島影見えければ、漕寄せたれども、荒磯にて波高く岩岨しくて、舟を寄すべき樣もなし。押廻らして見給ふに、戌亥の方より小

溫疾—今の腸チブスの類
下湯—入浴
尋常氣—都人らしげ
由々しく—非常に
合木—枴、水桶を荷ふ棒
白櫛—聽て首を斷るを示すなるべし
違期せり—時期後れたり
未だ御覽云云—御覽あ

ど多くして、溫疾大切の間、古き湯屋を借りて、常に下湯をぞしける。爰に佐渡兵衞重貞と云ふ者、宣旨を蒙りて國中を尋求めける處に、或る者申しけるは、「この程この湯屋に居る者こそ怪しき人なれ。大男の怖しげなるが、さすがに尋常氣なり。歳は二十計なるが額に疵あり。由々しく人に忍ぶと覺えたり」と語れば、九月二日湯屋に下りたる時、三十餘騎にて押寄せてけり。爲朝眞裸にて、合木を以て數多の者をば打伏せたれども、大勢に取籠められて、いふ甲斐なく搦められにけり。季實判官請取りて二條を西へ渡す。白き水干袴に赤き帷子を著せ、髻に白櫛をぞ差したりける。北の陣にて叡覽あり。公卿殿上人は申すに及ばず、見物の者市をなしけり。面の疵は合戰の日正淸に射られたりとぞ聞えける。既に誅せらるべかりしが、「以前の事は合戰の時節なれば力なし。事既に違期せり。未だ御覽ぜられぬ者の體なり。且は末代に有難き勇士なり。暫く命を助けて遠流せらるべし」と、議定ありしかば、流罪に定りぬ。但し息災にては後惡しかりなんとて、肘を拔きて、伊豆の大島へ流されけり。斯くて五十餘日して、肩を繕ひて後は少弱くなりたれども、矢束を引くこと今二つ伏引增したれば、物の切るゝこと昔に劣らず。爲朝宣ひけるは、「我淸和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり。爭か先祖をば失ふべき。是こ

に乘せ奉り、爲義判官子共相倶して先陣仕り、平馬助忠正後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入れ奉らんとするに、爲義申しけるは、門々をば不動明王大威徳の固め給ひて入り難しと申せば、さらば清盛か許へ入れ進らせよと仰せければ、西八條へ成し奉るに、左右なく内へ御幸なりぬとぞ見えたりける。誠に幾程なくて、清盛公物狂しくなり給ふ。是讃岐院の御靈なりとて、宥め進らせん爲に、昔御合戰ありし大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇德院と祀ひ奉り、竝に左大臣贈官贈位行はる。少納言惟基勅使にて、彼の御墓所に向ひて太政大臣正一位の位記を讀懸けけり。亡魂もさこそ嬉しと思召しけめと、皆人申し合へり。

法住寺殿に居給ふ

太政大臣—師長

關白殿—基房

○平治の亂後人心猶動搖す

崇德院と祀ひ—時に元曆元年四月十五日

位記を讀懸け—時に安元三年七月二十九日

○爲朝生捕流罪に處せらるる事

さる程に、「爲朝を搦めて參りたらん者には不次の賞あるべし」と宣下ありけるに、八郎近江ノ國輪田と云ふ所に隱るて、郎等一人法師になして、乞食させて日を送りけり。筑紫へ下るべき支度しけるが、平家の侍筑後守家貞大勢にて上りければ、その程晝は深山に入りて身を隱し、夜は里に出でて食事を營みけるが、有漏の身なれば病出して灸治な

有漏の身—凡夫（佛經の語）

仁安三年―長寛二年より五年後

西行―鳥羽帝の北面藤原義清、墓詣の事、撰集抄にあり

太上天皇―後白河上皇

路を渡しけり。絶えて久しき死罪を申し行ひ、左府の死骸を恥めなど、餘なる事申し行ひしが果す處なり。去んぬる保元三年八月二十三日に、御位春宮に讓り給ふ。二條院是なり。院と申すは先帝後白河の御事なり。信頼も忽に滅びぬ。義朝も平氏に打負けて落行きけるが、尾張ノ國にて相傳の家人長田莊司忠致に討たれて、子共皆死罪流刑に行はる。誠に乙若宣ひける如くなり。栴檀は二葉より香しく、迦陵頻は卵の中に妙なる音あるが如く、乙若幼けれども、武士の家に生まれて、兵の道を知りけることこそ哀なれ。この亂は讚岐院未だ御在世の間に、眼前御怨念の致す處と人申しけり。仁安三年の冬の比、西行法師諸國修行の次に、白峰の御墓に參りて、つくづくと見進らせ、昔の御事思ひ出し奉りて、斯くぞ詠み侍りける。

よしや君昔の玉のとことてもかからん後は何にかはせん

治承元年六月二十九日、追號ありて崇德院とぞ申しける。かやうに宥め進らせられけれども、猶御憤散ぜざりけるにや、同じき三年十一月十四日に、清盛朝家を恨み奉り、太上天皇を鳥羽の離宮に押籠め奉り、太政大臣以下四十三人官職を止め、關白殿を太宰權帥に遷し進らす。是直事に非ず、崇德院の御祟とぞ申しける。その後人の夢に、讚岐院を輿

法華、涅槃
貝鐘の音を
聞えぬ—名
寺大刹なき
五の宮—鳥
羽の五の宮
門主なり
法皇—新院

十二月日—
九の落字か
平治元年—
これ平治の
亂なり
院—白河上
皇
内—二條帝

執り申させ給へども、主上終に御許されもなくして、彼の御經を即ち返遣はさる。御寶より、「御尤重くおはします故、御手跡なりとも都近く置かれ難き由承り候ふ間、力に及ばず」と御返事ありければ、法皇この由聞召して、「口惜しき事かな。我が朝にも限らず、天竺震旦にも、國を論じ位を諍うて伯父甥謀叛を起し、兄弟合戰を致すことなきにあらず。我れ此事を悔思ひ、惡心懺悔の爲に、此經を書き奉る所なり。然るに筆跡をだに、都に置かざる程の儀に至つては力なし。此經を魔道に廻向して、魔緣と成て遺恨を散ぜん」と仰せければ、この由都へ聞えて、「御有樣見て參れ」とて、康頼を御使に下されけるが、參りて見奉れば、柿の御衣の煤けたるに、長頭巾を巻きて、大乘經の奥に御誓狀を遊ばして、千尋の底に沈め給ふ。その後は御爪をも生さず、御髪をも剃らせ給はで御姿を窶し、惡念に沈み給ひけるこそ恐しけれ。斯くて九年おはしまして、長寛二年八月二十六日に、御歳四十六にて、志戸と云ふ所にて隱れさせ給ひけるを、白峯と云ふ所にて煙に成し奉る。この君怨念に依て、生ながら天狗の姿にならせ給ひけるが、その故にや中二年ありて、平治元年十二月日、信頼卿に語はれて義朝大内に立籠り、三條殿を燒拂ひ、院内をも押籠め奉り、信西入道の一類を滅し、掘埋れし信西が死骸を掘發し、首をば大

○新院配所の模樣
枌楡の居――仙院
金谷――晉の石崇の別莊
烏の頭白くなる――屹度無き事史記荊軻傳註
五部の大乘經――華嚴、大集、般若、

けるが、國司既に直島と云ふ所に御所を造出されければ、其に遷らせおはします。四方の築垣築き、只口一つ開けて、日に三度の供御進らする外は、事問ひ奉る人もなし。さらでだに習はぬ鄙の御住ひは悲しきに、秋も漸〻闌行くまゝに、松を拂ふ嵐の音、叢によわる蟲の聲も心細く、夜の雁の遙に海を過ぐるも、故郷に言傳せま欲しく、曉の千鳥の洲崎に噪ぐも、御心を碎く種となる。我が身の御歎よりは、僅に付き奉り給へる女房達の伏沈み給ふに、彌御心苦かりけり。我遙に神裔を受けて天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙つて、枌楡の居を占めき。先院御在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずと雖も、久しく仙洞の樂に誇りき。思出なきにあらず。或は金谷に花を弄び、或は南樓の月に吟じ、既に三十八年を送れり。過ぎにし方を思へば、昨日の夢の如し。如何なる前世の宿業にか、斯かる歎に沈むらん。縱ひ烏の頭白くなるとも、歸京の期を知らず。定て望鄕の鬼とぞならんずらん。偏に後世の御爲とて、五部の大乘經を、三年が程に御自筆に遊ばして、貝鐘の音も聞えぬ所に置き奉らんも不便なり、八幡山か高野山か、若し御免あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に奉り置きたき由、平治元年の春の比、仁和寺の御室へ申させ給ひしかば、五の宮よりも關白殿へ此由傳へ申させ給ふ。殿下より能き樣に、

○忠實宥めらる

さながらこそあらめ—その儘に差置かん

當來—未來

書かせ—誓紙を書きて朝廷に差出されたり

八十四—忠實時に七十九薨ぜる時八十四

氣ゆりず、剰南都にて惡黨を催し給ひけるとて、配所へ遣はさるべき由宣下せられければ、信西、關白殿へこの由申せば、殿下父を配所へ遣はして、その子攝籙を仕らんこと面目なき由仰せければ、信西この由を奏聞す。「關白左樣に申されば、さながらこそあらめ」と仰せなりければ、禪閤この由を聞召して、「關白、入道が事を是程に思ひけるものを、何の故に日比快からず思ひつらん」とて、御後悔ありけり。然れども猶世を恐れさせ給ひて、內裏へ申させ給ひけるは、「若し朝家の御爲野心を存ぜば、天神地祇の冥罰を蒙り、當來には三世諸佛の利益に洩るべし」とぞ書かせ給ひける。南都に御坐ありては惡かりなんとて、關白殿より御迎に人を進らせられければ、御所勞とて出で給はず。猶世を危ませ給ふ故なり。依て殿下より御子左衞門督基實を御使として、委しく申させ給ひければ、その時入道殿南都を出で給ひて、知足院に住ませ給ふ。御年八十四とぞ聞えける。

○新院御經沈の事 付 崩御の事

さる程に新院は八月十日に御下著の由、國より御請文到來す。この程は松山に御座あり

青海波―盤渉調の樂名
敎へ置くの歌―千載集今鏡十訓抄などにも見ゆれど詞に異同あり

この範長禪師は配所安藝ノ國とぞ聞えし。各故鄕をば今日を限と立別れ、東西南北へ左遷に赴き給ふ心の中こそ哀なれ。師長は大物と云ふ所に留り給ふに、源惟守と云ふ者、此程琵琶を習ひ奉りて常に參りけるが、最後の御送とて是まで參つて、終夜祕曲を調べ、「何處の浦までも參るべく候へども、武士許し侍らねば罷歸り候ふ、御餘波惜しく候ふ」と申せば、「汝情ありて是まで來ることこそ有難けれ」とて、青海波の祕曲を授け給ひて、その譜の奧に斯くぞあそばされける。

　敎へ置くその言の葉を忘るなよ身は青海の波に沈むと

惟守袖を廣げて是を給ひつゝ、淚に咽びて立ちにけり、この外國々へ流さるゝ人十四人とぞ聞えし。禪閤は左府の御形見の君達にも皆々別れ給へば、別淚押へ難くて、斯かる物思に消えやらぬ露の命も中々恨めしく、「生きて物を思はんよりは、只春日大明神命を召せ」と申させ給ふぞ、せめての御事とあはれなる。

○大相國御上洛の事

さる程に八月八日、宇治大相國富家殿に歸り住せ給ふべき由、内々申させ給へども、天

記を追奪す
官位相當より卑き時、位を上に書き行の字を間に置く
宣奉勅—詔を受けて執行す

從二位藤原朝臣師長　土佐國
正三位藤原朝臣教長　常陸國

右、正二位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅宣奉勅。件等人坐事配流件國々。宜仰彼職令追位記者。職宜承知。仍宣行之。符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士
左辨官正五位下藤原朝臣

太政官符　治部省
應令還俗大法師範長事

右、正三位行權中納言左兵衛督藤原朝臣忠雅宣奉勅。範長坐事配流安藝國。宜仰彼省先令還俗。省宜承知。依宣行之。符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士
左辨官正五位下藤原朝臣

蒙咎向壁—事明に知られず
椿葉—莊子に上古大椿あり八千歲を春とす云云
重服—重き喪服、謹愼のため
押取に—取上に
うたてげ—甚だ粗末
符—捺印せる書面
追位記—位

絃歌文筆之藝。是奉仕帝邊爲致忠節也。而忽逢此殃。長斷其思畢。雖知宿運令然。不耐愁難抑悲哉。更雖盡紙上。只可令垂賢察御候。又去雲外淵底之後。無不審之程可仰給之由。可令言上給。書狀狼籍。莫及高覽。私一見之後。早破早破。不可及外見。恐惶謹言。

七月晦日　山寺隱士師長上る

進上　藏人の大夫殿へ

とぞ書かれける。八月二日左大臣殿の息右大將兼長を始として四人、南都を出でて山城國稻八間と云ふ所へ移りて、是より各配所へ赴かる。死罪を宥められて、遠流に成りぬるは悅なれども、猶行末も覺束なかりけり。檢非違使惟繁資能二人追立の使にて、兄弟四人各重服の裝束にて、御馬をば下部取りてければ、押取にしたる鞍なれども、うたてげなるにぞ乘り給ひける。見る人目も當てられざりけり。

太政官符　左京職

應追位記事

正二位藤原朝臣兼長　出雲國

院御胤子云々」

かけまくも—詞に掛けていはんも恐き

公家—王家

遠流—遠流中流近流といふ京都よりの距離についていふなり

さりとも—さやうの事もあらじ

不審彌多—御安否如何と心配申す

この亂出來せり。嫡々を閣きおはしますは故院の御誤にや。然れども天津日嗣は、かけまくも忝く天照太神より始て、今に絶えざる御事なれば、昔よりこの御望ありし君、一人も御本望を遂げられたることなし。されども御計違ふ故にや。是より世亂れ初めて、公家忽に衰へ、朝儀彌廢れたり。洛中の兵亂は是を始と申すなり。

○左府の君達竝に謀叛人各遠流の事

同じき二十五日、人々遠流の由宣下せらる。左京大夫入道は常陸ノ國、近江中將成雅は越後ノ國、盛憲入道は佐渡ノ國、正弘入道は陸奥ノ國とぞ聞えける。左大臣の二男中納言師長、日數經ばさりともと思召しける處に、配流の事一定と聞き給ひて、今を限の由入道殿へ御消息を進らせられたり。

一日乍レ抑二別涙一罷二出御所一之後。不審彌多。雖レ謝二有餘一。實如レ蒙レ盆向レ壁。殿下及二八旬之暮年一。猶留二九重之花洛一。師長提二一面之琵琶一。遙去二萬里之雲路一。近レ顏事又何日。非二暗夢一不レ知二其期一候。倩毎レ思二此事一。落涙空千行。縱椿葉之陰再雖レ改。戀慕之情難レ休。手振心迷。不レ能レ述レ懐而已。師長自二幼少一至二于今一。携二

琢彫を止め、諂へる臣を退け、賢者を招き、女樂を遠け、沈酔を禁じ、終に太子を撰び、この無鹽君を拜して后と定めしかば、齊國大に安し、是醜女の功なりと云へり。然るを今は只顔色に耽り、寵愛を前として後宮多き故に、國亂るるなり。されば周の幽王は褒姒を愛して、本の后申后竝にその腹の太子を捨て、褒姒を后として當腹の伯服を以て太子とせしかば、申后怒をなして、繒綵を西夷犬戎に與へて、幽王の都を攻めしかば、烽火を擧ぐれども兵も參らずして、幽王討たれ給ひて、周國亡びてけり。すべて天下の亂れ政道の違ふこと、後宮より出づるなり。よつて詩に云はく、婦人長舌ある。是禍の階なり、天より降すに非ず、婦人より成ると云へり。長舌とは言ふこと多くして禍をなすなり。是强て君を敎へて惡を爲さしむるにも非ず、亂の道を語るにもあらざれども、婦人を近付け其詞を用ひれば、必ず禍亂起るなり。されば婦人は政に交ることなし。政に交れば亂是より成ると云へり。史記には牝鷄朝する時は、其里必ず亡ぶと云へり。牝鷄の時をつくるは所の怪異にて、其鄕亡ぶるが如く、婦人政をいろふことあれば、國亂ると云へり。燃るを鳥羽院美福門院の御計に任せて、御恙もましまさぬ新院を押下し進らせて、近衞院を御位に卽け奉り、嫡孫を閣きて、第四の宮當今御受禪ありし故に、

繒綵―美しき巻絹

新院―古事談に「崇德院は白河

登徒—焚人妻の事宋王の賦に出づ
董威—晉の貧人
漸臺—高殿の名
寡人が—寡人にの誤ならん

輩に超えたり。折頞と塞鼻に、高匡と眶高に、顩頤と頤細に、隅目と目眇みたり。されば三十になるまで敢て娶る者なし。或る時宣王の宮へ詣でて申さく、「妾君王の聖德あることを聞きて、后妃の數に連らん事を願うて詣で來れり」宣王卽ち漸臺に酒肴を設けて是を召す。時に左右の見る人、口を掩ひ目を引き笑ふ。王未だ言葉を出し給はず。婦人睢盱と目見張りて、胸を打ちて「危いかな危いかな」と四度申せば、宣王「何事を宣へるか、願はくは其故を聞かん」。女答へて云はく「大王は今天下に君たれども、西に衞秦の愁あり、南に强楚の敵あり、外には三國の難あり、内には姦臣聚れり。既に今春秋四十七に至るまで、太子立ち給はず、只繼嗣を忘れて婦人をのみ集む、好む處を恣にして憑むべき處を緩くせり。若し一旦に事出來らば、社稷靜らじ。是一つ。五重の漸臺を造りて、金を敷き玉を鏤めて、國中の寶を盡し、萬民悉疲れたり、是二つ。賢者は山林に隱れ、佞臣は左右に在り。僞曲る者のみ進みて、諫諍す者なし。是三つ。酒を嗜み女に溺れ夙夜に思を盪し志を恣にして、前には國家の治を思はず、後には諸侯禮を收めず。是四つ、危いかな危いかな」と申せば、宣王聞き給ひて、「今寡人が云ふ所是至れる理なり。誠に我誤の甚しきなり。身の全からざらんこと近きに在り」とて、立所に漸臺を壞捨て、

庶―近衛院

弟―後白河院

詩に「豔妻は煽んにして方に處れり」

書―これも詩に「哲婦城を傾く」

三夫人云々―禮記に出づ

無鹽―劉向新序に詳なり

天下を治め給ふべきに愛子に溺れて庶を立て、后妃に迷ひて弟を用ひる、國の亂るる基なり。此を以て書に曰はく、聖人の禮をなす、その嫡を尊みて世を繼がしむるに在り。太子賤くして庶子を尊ぶは亂の始なり、必ず危亡に至ると。又傳に曰はく、后ならんで嫡を等しうするは國の亂るる基と云々。されば后多くして同年の太子數多おはしまさば、天下必ず亂るべきにや。詩には艶女を貶り書には哲婦を諫めたり。王者の后を立て給ふ道故あるべきなり。后と申すは位を宮闈に正しくして、體を君王に等しくす。されば三夫人九嬪二十七世婦八十一女御ありて、內、君を助け奉る。よつて詩に曰はく、關々たる雎鳩君子の德をたすくと、聲和なる雎鳩の、河の洲に在りて樂める體、幽深としてその品あるが如し。后妃各關雎の德ありて幽閑貞專なる、君子の好き類なり。此を以て天下を化し、夫婦を別ち父子を親んじ、君臣に禮ありて朝廷正しとぞ申し傳へける。

○無塩君の事

爰に齊の國に婦人あり、無鹽と號く。形醜くして色黑し。喉結ほれ項肥えたり。腰は折れたるが如く、胸は突出せるが如し。蓬亂の髮は登徒が妻に勝れ、繿縷の上の紺蓋威が

〇以下作者保元の亂源を總論し故事を引いて鳥羽帝を議す

御連枝—御兄弟

るにや、白河院重祚の御志深かりける故、院中の御政務は一向此御代より始れり。後三條の御時までは、讓國の後院中にて正しく御政務はなかりしなり。されば院中の古き例に、白河鳥羽を申すなり。脫屣と既に申す上は、古き屣の足に懸りて捨てまほしきを捨つる如くに思召すべきに、結句新帝に讓り給ひて後、又重祚の御望あり其叶はねば院中にて御政務あること、都て道理にも背き、「王者の法にも違へり。か樣に朝儀廢るれば、斯かる亂も出來るなり。すべて今度の合戰は前代未聞と申すにや。主上上皇御連枝なり、關白左府も御兄弟、武士の大將爲義爲朝父子なり。この兵亂の源も、只故院后の御勸に依つて、不義の御受禪共ありし故なり。先づ脫屣の後猶其末まで御計あらんには、當今は誰に讓りましまさん。帝王と申すに付けても、白虎通には、天地に叶ふ人をば帝と稱し、仁義に叶ふ人をば王と云へり。正法念經には、初胎中に宿り給ふ時より諸天是を守護す、三十三天その德を別つて與へ給ふ故に、天子と稱すと云へり。彼の經には三十七法具足せるを國王とす。常に惠施を行ひて惜しまず、柔和にして怒らず、正直に理りて偏頗なし、古き道を正しくして捨てず、能く人の好惡を知り、能く世の理亂を鑒み、貪欲なく邪見なく一切を憐み十善を行す、此說あり。されば聊も御私なく

事
玄宗皇帝―安祿山の亂の事
鳥跡―文字
○清盛義朝合戰の噂
落居して―落付きて
淨見原天皇―天武

居して、諸人安堵の思をなして、隱置きける物ども運返す處に、又この物騷出來れば、「今日こそ誠に世の失果てなんよ」と、上下周章て騷ぐ。大臣公卿馬車にて內裏へ馳參り給へば、主上驚き思召して、兩方へ勅使を立てられて云はく、「各存ずる所あらば、奏聞を經て聖斷を仰ぐべき處に、兩人忽に合戰に及ばんずる條天聽に及ぶ。子細何事ぞ、早く狼藉を止むべし」と云々。兩人共に跡形なき由をぞ勅答申さる。其日新院の中御門、東洞院の御所に建てられたる文庫共を、出納知兼を以て檢知せらる。或る文庫の中に手箱一合あり、御封を付けられて御祕藏と覺えたり。よつて知兼是を持ちて參內す。卽ち叡覽あるに、御夢想の記なり。その中に度々重祚の告あり。其度每に御立願あり。總じて甚深奇異の事共を註し置かせ給へり。然るを今披露あり、如何計口惜しく思召すらんと覺えたり。重祚の御事は、我が朝には齊明稱德二代の先蹤あるか、朱雀白河の兩院も終に御素意を遂げ給はず、御意に深く懸けられたればにや、御夢にも常に御覽じけん、朱雀院は母后の御勸に依つて御弟天曆帝に讓り奉られしが、御後悔ありて、復り卽かせ給はん由、方々へ御祈どもありけり。伊勢へ公卿勅使など立てられけり。白河院もその志ましまして、御出家はありしかども、法名をば付かせ給はず、淨見原天皇の先蹤などを思召しけ

光弘—新院出家の供せるもの既に斬られたり
藻鹽垂れつゝ—古今集「わくらばに問ふ人あらば須磨の浦に藻鹽垂れつゝわぶと答へよ」とも—「とは」といふべきを此の時代動もすればかくと云ふ
昌邑王—霍光の廢立の

申せば、行平中納言近流せられて、藻鹽垂れつゝと詠じけん所にこそと思召し、彼處は淡路ノ國と聞召せば、大炊廢帝の遷されて思に堪へず、幾程なく失せ給ひけん島にこそと、昔は餘所に聞召ししかども、今は御身の上に思召すこそあはれなれ。急がぬ日數の積るにも、都の遠ざかり行く程も思召し知られて、一宮の御行方も如何あらんと覺束なく、又合戰の日白河殿の烟の中より迷出でしに、女房達も何處に在るとも聞召さねば、只生きて生を隔てたりとも、是なるらんとぞ思召す。異國を聞けば、昌邑王賀は胡國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷さる。我が國を思へば、安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君萬乘の主、先世の宿業をば遁れ給はずと思召し、慰む端とぞなりにける。讃岐に著かせ給ひしかども、國司未だ御所を造出されざれば、當國の在廳散位高遠と云ふ者の造りたる一字の堂、松山と云ふ所に在るにぞ入れ進らせける。されば事に觸れて都を戀しく思召しければ斯くなん。

濱千鳥跡は都にかよへども身はまつ山に音をのみぞなく

新院仁和寺を出でさせ給ふ御迹に不思議の事ありけり。淸盛義朝洛中にて合戰すべしとて、源平兩家の郎等白旗赤旗を差して、東西南北へ馳違ふ。今度の合戰思の外早速に落

ぎさせ給ふとて、重成を召されて、「田中殿へ參りて故院の御墓所を拜み、今を限の暇を申さんと思ふは如何に」と仰せ下されければ、重成畏つて、「安き御事にて候へども、宣旨の刻限移り候ひなば後勘如何」と恐れ申しければ、「誠に汝が痛み申すも理なり。さらば安樂壽院の方へ御車を向けて、懸けはづすべし」と仰せければ、卽ち牛をはづし、西の方へ押向け奉れば、只御涙に咽ばせ給ふよそほひのみぞ聞えける。是を承る警固の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。暫くあつて鳥羽の南の門へ遣出す。國司季行朝臣御舟並に武士兩三人を設けて、草津にて御舟に乘せ奉る。重成も讃岐まで御供仕るべかりしを、固く辭し申して罷歸れば、「汝がこの程情ありつるに、卽ち罷留れば、今日より彌御心細くこそ思召せ、光弘法師未だ在らば事の由を申して追て參るべしと申せ、返す〴〵此程の情こそ忘れ難く思召せ」と、御諚ありけるこそ忝けれ。勅諚なればにや御舟に召されて後、御屋形の戸には外より鎖差してけり。是を見奉る者は申すに及ばず、怪しの賤の女猛き武士までも、袖を絞らぬはなかりけり。道すがらもはか〴〵しく御膳も參らず、打解けて御寢もならず、御歎に沈み給へば、御命を保たせ給ふべしとも覺えず、月日の光をも御覽せず、只烈しき風荒き波の音計御耳の底に留りける。「爰は須磨の關」と

御隨身―弓矢を執りて供奉する役
宣旨の刻限―追立の時間定り居るをいふ
後勘―後日の咎
安樂壽院―鳥羽法皇の墓所
懸けはづす―車を眞直に遣らず脇に向けて牛を一時はづすなりこれにて遙拜の敬意を表す

都にはの歌—都に住むと住の江とをかけ、來し道と岸道とをかけたり、剃髪までしたるに罪見る事よとなり

廂の車—仙院親王などの乗る車

廳官—檢非違使廳の官員

も、今日明日とは思召さざる處に正しく勅使參りて事定りしかば、御心細く思召しける餘に斯くぞ口ずさみ給ひける。

都には今宵ばかりぞ住の江のきし道下りぬいかで罪見し

新院の一宮を父のおはします時、如何樣にもなし奉れと、華藏院僧正寬曉が坊へ渡し奉る。御供には右衛門大夫章盛左兵衛尉光重なり。僧正頻に辭し申されけれども、勅諚背難くして請け取り奉らる。旣に御出家ありしかば、年來日來東宮にも立ち位にも卽かせ給はんとこそ待ち奉るに、斯く思の外に御飾下すことの悲しさよと、付進らせたる女房達泣き悲むぞ哀なる。此宮は故刑部卿忠盛朝臣御乳母にてありしかば、淸盛は見放し奉るまじけれども、餘所になることそ哀なれ。明くれば二十三日、未だ夜深きに仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保成朝臣の車を召さる。佐渡式部大輔重成が郎等共、御車を差寄せて、先女房達三人を御車に乘せ奉る。その後仙院召されければ、女房たち聲を調へて泣悲み給ふ。誠に日比の御幸には、廂の車を廳官などの寄せしかば、公卿殿上人庭上に下立ち御隨身左右に列り、官人番長前後に從ひしに、是は怪しげなる男或は甲冑を鎧うたる兵なれば、目もくれ心も迷ひて泣悲むも理なり。夜もほの〴〵と明け行けば、鳥羽殿を過

しとも覺えず」と宣へば、入道殿は「明日の事をば知らねども、只今までも斯くておはしますれば、夫を憑みてこそ侍るに、皆々左様に成り給はば、何に心を慰めん、世には不思議の事もこそあれ、如何なる有樣にても、今一度朝廷に仕へて、父の跡を繼がんとは思さぬか。斜ならずこの世に執深りし人なれば、無き迹までもさこそは思はめ。さすが死罪まではよもあらじ。縱ひ遠國遙の島に遷されたりとも、運命あらば計らざる外の事もありなん。漢の孝宣皇帝は禁獄せられしかども、帝運あれば獄より出でて位に卽きにけり右大臣豐成太宰帥に遷されたりけれども、歸京を許されて再び丞相の位に至れり。斯かる例もあるぞかし。春日大明神捨てさせ給はずは、などか憑もなからん」と、仰せられも敢へず泣き給ふこそ哀なる。然れば此御心を破らんも不孝とや思しけん、左右なく出家もし給はず。

○新院御遷幸の事 竝 重仁親王の御事

さる程に今日藏人右小辨資長綸言を承りて仁和寺へ參り、明くる日二十三日新院を讚岐ノ國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、内々聞召しけれど

孝宣皇帝―武帝の曾孫武帝の太子罪を獲しとき生後數月にして獄に入れらる

豐成―孝謙帝の時弟押勝の讒により貶せられ後本官に復す

○左大臣殿の御死骸實檢の事

さる程に二十一日午の刻計に、瀧口三人官使一人南都へ赴き、左府の死骸を實檢す。瀧口は資俊師光能盛なり、官使は左史生中原師信なり。その所は大和ノ國添上郡河上村般若野の五三昧なり。道より東へ一町計入りて、實成得業が墓の東に新しき墓ありけるを、掘發して見れば、骨は未だ相連りて肉少ありけれども、その形とも見分かず、その儘道の邊に打捨てて歸りにける。二十二日、左大臣の君達四人嫡男右大將兼長、次男中納言師長同年にて倶に十九歳なり。三男左中將隆長十八歳、四男範長禪師十五歳にぞなり給ふ。各心を一つにして祖父富家殿に申されけるは、「大臣もおはしまさず何の憑あつてか斯くて侍らん。今度の罪聊も宥めらるべからずと承る。殊に大臣も罪深くましませば、その子共皆死罪にこそ行はれんずらめ。命のあらんことも何時を限とも知らねども、身の暇を給はつて出家を遂げ、若し露の命消えやらずは、一向に眞の道に入つて、先考の御菩提をも弔ひ奉らん、昨日勅使大臣の御墓に向つて、死骸を掘發して路の頭に捨置く云々と、心憂しとも申す計なし。亡父是程の目を見給ふに、其子として人に二度面を合はすべ

鳥部山―東山にある火葬場
主従十人―乙若兄弟四人、傅四人、

岡へ」とて、桂河を上に北山を差して行く程に、五條が末の程に岸高く水深げなる所にて、輿を立てさせ、石にて塔を組み、入道より始四人の君達の爲と廻向して、懐袂に石を入れ、さらぬ體にもてなし、「入道の失せ給ひし所へ行きたれども、聲することもなく、目に見ゆる物なし。又舟岡へ行きたりとも、同じ事にてこそあらんずれ。わらは年來觀音を憑み進らせて、毎日普門品三十三巻、彌陀の名號一萬遍唱へ申すが、今日物詣に未だ終らず、館に歸りたらば、幼き者共の弄物を見んに付けても、爰にてはとありしかくありしなど思はんに、心亂れて勤めもせらるまじければ、爰にて滿じて聖靈達にも廻向せん」とて、猶石塔を組み給ふかとこそ思ひしに、岸より下へ身を投げて、終にはかなく成り給ふ。乳母の女房是を見て、續いて河へぞ入りにける。供の者共是を見て周章て騒ぎ、走入て尋ぬれども、石を多く袂に入れ給ひける故にや、軈て沈みて見え給はず、程經て遙の下より取上げて、二人ながら卽ちその夜鳥部山の烟となし奉りて、遺骨をば圓覺寺にぞ收めける。今朝舟岡にて主從十人、朝の露と消え行けば、今夜は桂河にて二人の女房夕の烟と立登る、生死無常の理、哀なりし事どもなり。

爲義北方
幼子ども
四人まで
斬られぬと
を聞て
五條の西
桂川の淵へ
身を投
めのと乳母
も共に
水に入
哀しく
なる

左大臣殿―頼長

平馬助殿―忠正

四生―胎生、卵生、濕生、化生、あらゆる動物の生るゝこの外に出でず佛説

香の烟―漢武帝李夫人を思へる故事

幻のたより―玄宗帝楊貴妃の故事

の御爲、彌罪深かるべき御事なり。されば左大臣殿の北方も御樣を替へさせ給ふ。平馬助殿の女房も、五人の子共に後れて、さこそ心憂く思召しけめども、樣替へてこそおはしませ。縱ひ御命を失ふとも、六道四生の間に、入道殿にも君達にも逢ひ進らせらるゝこと難かるべし。香の烟に形を見、幻の便に聲を聞きしも、皆身を全くしたりし故なり」など慰め奉れば、「わらはもさこそは思へども、今日明日樣を替へんには、落人の方樣の者と思はぬ人はあらじ。然らば名乘ずは左右なく許すまじ。あかさんに付けては、爲義入道の妻の、とありてかくありてと云はれん事も恥し。其上人は一日一夜を經るにも、八億四千の思ありと云ふ。異る思なき人も、さ程の罪のあるなるに、縱ひ出家となりたりとも、月日の立つに隨ひて、年老いたる人を見ん時は、入道殿も彼の齡にあらんと思ひ、幼き者を見んをりは、我が子共も是程には成りなんと思はん次の度ごとに、斬らせし人も恨めしく、斬りけん者も情なく思はんことも心憂し。然れば凡夫の習にて、我が身の物を思ふ樣に、人も歎のあれかしと思はん心も罪深し。斯かる愁に沈みては、念佛も更に申されじ。只同じ道に」と歎き給ふを、色々に慰め奉れば、「さらばせめて七條朱雀を見ばや」と宣へば、各悦びて彼處に輿を舁居ゑたれども、何の餘波も見分ず。「さらば舟

わらは―婦人の自稱
あこがれ―焦心せられ

も、判官や子共の爲ぞかし。氏神にておはしませばと憑を懸けてぞ參りしに、皆々失せぬらん。神ならぬ身の悲しさよ。斯かるべしと思ひなば、何かは物へ參るべき。今朝しも彼等に添はずして、最後の姿を今一目見ざりしことの悔しさよ。夜べ此等が面々に我も參らんと云ひしを、樣々に賺して寢入りたる間に賢顏に詣でたれば、定て下向したらば口々に恨みんを、如何答へましと今までも案じたるに、如何に大菩薩のをかしく思召しつらん、せめては一人なりとも倶したらば、終には失はるゝとも、今迄は身に添へてまし。夢にも斯くと知るならば、何しに八幡へ參るべき。わらは子共に打連れて舟岡とかやへ行き、失せにし一つ所にてとにもかくにもなるならば、か程に物は思はじ」と、あこがれ給ふぞ痛はしき。其儘既に絶入り給ひしが、定業ならぬ命にて、又生出で給ひけり。「今は館に歸りても、誰を友にか侍らん。只童をも判官殿の斬られ給ひし所へ倶して行き、同じ野原の露とも消果てさせよ」とかこち給ひ、既に輿より走出で、身を投げんとこそし給ひけれ。延景竝に介錯の女房など樣々に申しけるは、「御歎はさる御事にて候へども、御身一人の事ならず、大殿竝に君達の御こと思召さんに付けても、御樣など替へさせ給ひて、一筋に無き御跡を弔ひ進らせらるべきなり。御身をさへ失はせ給ひなば、無き人

に出でて、主君と共に討死にし、腹を切るは常の習なれども、斯かる例は未だなしとて、譽めぬ人こそなかりけれ。此首共渡すに及ばず、餘に父を戀しがりければとて、圓覺寺へ送りて入道の墓の傍にぞ埋めける。

○爲義の北方身を投げ給ふ事

さる程に秦野次郎は、卽ち六條堀河へ參りたれば、母は未だ下向もなし。依て八幡の方へ馳行くに赤井河原の邊にて參り逢ひたり。延景馬より飛下りて、輿の轅に取付けば、やがて輿をぞ舁居ゑける。「判官殿は比叡山にて御出家候ひて、十七日の曉頭殿の御許へ渡らせ給ひ候ひしを、隱し置き進らせて、樣々に申させ給ひしかども、天氣終に許させ給はで、昨日の曉七條朱雀にて失ひ進らせ候ひぬ。五人の御曹司達をも、昨日の暮程に、北山舟岡と申す所にて皆斬り奉り候ひぬ。六條殿に渡らせ給ひつる四人の君達をも、舟岡山にて只今失ひ申し候ふ。是は乙若御前の最後の御形見を進らせられ候ふ」とて、件の髮を取出し、御有樣を委しく語り申ししかば、母上是を聞き給ひ、「夢か現か。如何せん」とて、卽ち消え入り給ひしが、良暫あつて、少し心地出來て、「今朝八幡へ參りつる

續く詞なれども當時は接續詞として用ゐたり
知らせん―知らせんず
司らせん
かげろへば―影がさせば
介錯―傍より助け
格勤―奉公

三人の死骸の中へ分入て、西に向ひ念佛三十遍計申されければ、首は前へぞ落ちにける。四人の傅共急ぎ走寄り、首もなき身を抱きつゝ、天に仰ぎ地に伏して喚き叫ぶも理なり。誠に涙と血と相和して流るゝを見る悲しみなり。内記平太は直垂の紐を解いて、天王殿の身を我が膚に當てて申しけるは、「この君を手馴れ奉りしより後、一日片時も離れ進らすることなし。我が身の年の積ることをば思はず、早く人と成らせ給へかしと、旦暮思ひて育み進らせ、月日の如くに仰ぎつるに、只今斯かる目を見ることの心憂さよ。常は我が膝の上にゐ給ひて髭を撫でて、何時か人と成りて、國をも莊をも設けて知らせんずらんと宣ひしものを、假寢の寢覺にも、内記内記と呼ぶ御聲、耳の底に留り、只今の御姿幻にかげろへば、更に忘るべしとも覺えず。是より歸りて命生きたらば、千年萬年を經べきや。死出の山三途の河をば誰かは介錯申すべき。恐しく思召さんに付けても、先我をこそ尋ね給はめ。生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らん」と云ひも果てず、腰の刀を拔く儘に、腹搔切て失せにける。格勤の二人ありけるも、「幼くおはしましゝかども、情深くおはしつるものを、今は誰をか主と憑むべき」とて、刺違へて二人ながら死ににけり。此等六人が志類なしとぞ申しける。同じく死する道なれども、合戰の場

て運ぶ器、首桶に似たれば代用す

なれども—「にあれども」の約言にて上より

斬られけると人言はんずらん。全くその儀にてはなし。かやうの事を云はんに付けても、又我が斬られんを見んに付けても、留りたる幼き者の、又泣かんも心苦しくて言はぬなり。母御前の今朝八幡へ詣で給ふに、我も參らんと申せば、皆參らんと云ふ。倶せば皆こそ倶せめ、倶せずば一人も倶せじ、片恨にとて、我等が寢たる間に詣で給ひしが、下向にてこそ尋ね給ふらめ。我等斯かるべしとも知らざりしかば、思ふ事をも申し置かず形見をも進らせず、只入道殿の呼び給ふと聞きつる嬉しさに、急ぎ輿に乘りつる計なり。されば是を形見に奉れ」とて、弟共の額髪を切りつつ、我が髪を倶して、若し違もせんずるとて、別々に句分けて、各其名を書付けて、秦野次郎に給ひにけり。「又詞にて申さんずる樣はよな、今朝御供に參りなば、終には斬られ候ふとも、最後の有樣をば互に見もし見え進らせ候はんずれども、中々互に心苦しき方も侍らん。御留守に別れ奉るも一つの幸にてこそ侍れ。この十年餘の間は、假初に立離れ進らすることも侍らぬに、最後の時しも御見參に入らねば、さこそ御心に懸り侍るらめなれども、且は八幡の御計かと思召して、痛くな歎かせおはしまし候ひそ。親子は一世の契と申せども、來世は必ず一つ蓮に參り逢ふ樣に御念佛候ふべし」とて、「今は此等が待遠なるらん疾く〳〵」とて、

野殿自身を一所懸命—大切

はだけ—髮の塵をかき落し

いしう—美事に

ほかゐ—行器と書く。食物を盛り

佛と唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ蓮に生れ合ひ奉らんと思ふべし」と、をとなしやかに宣へば、三人の君達各西に向て手を合せ、禮拜しけるぞ哀なる。是を見て五十餘人の兵も、皆袖をぞ濡しける。此君達に各一人づつ傅共付きたりけり。内記平太は天王殿の傅、吉田次郎は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次は乙若殿の傅なり。差寄つて髮結擧げ、汗拭などしけるが、年來日來宮仕、旦暮に撫はだけ奉りて、只今を限と思ひける心共こそ悲しけれ。されば聲を擧げて叫ぶ計にありけれども、幼き人々を泣かせじと抑ふる袖の間よりも、餘る涙の色深く包む氣色も顯れて、想遣るさへ哀なり。乙若延景に向つて、「我こそ先にと思へども、あれ等が幼心に懼恐れんも無慙なり。又云ふべき事も侍れば、彼等を先に立てばや」と宣ひければ、秦野次郎太刀を拔いて後へ廻りければ、傅共「御目を塞がせ給へ」と申して、皆退きにけり。卽ち三人の首前にぞ落ちにける。乙若是を見給ひて少も騷がず、「いしう仕りつるものかな。我をもさこそ斬らんずらめ。さてあれは如何に」と宣へば、ほかゐを持たせて參りたり。手づから此首共の血の付きたるを押拭ひ、髮搔撫で、「あはれ無慙の者共や。か程に果報少く生まれけん。只今死ぬる命より、母御前の聞召し歎き給はんその事を、兼て思ふぞ譬なき。乙若は命は惜しみてや、後に

為義の小児四人
兄義朝勅を
うけゝ船岡山へ
出し

不當人—道理に當らぬ人
○乙若兄弟の死を清盛の和讒に歸し、源氏の滅亡を豫言す
和讒—人の詞に和同せる讒言
我が身—下

ば、郎等百騎にも勝りなんずるものを、此由申さばや」と宣へば、十一歳になる龜若、「誠に今一度人を遣はして、慥に聞かばや」と申されける處に、乙若殿生年十三なるが、「あな心憂の者共の云かひなさや。我等が家に生まるゝ者は、幼けれども心は猛しとこそ申すに、斯く不覺なる事を宣ふものかな。世の理をも辨へ、身の行末をも思ひ給はば、六十に成り給ふ父の、病氣に依て出家遁世して、憑みて來り給ふをだに斬る程の不當人の、増て我々を助け給ふ事あらじ。あはれはかなき事し給ふ頭殿かな。是は清盛が和讒にてぞあるらん。多くの弟を失ひ果てて、只一人になして後、事の次に亡さんとぞ計ふらんを曉らず、只今我が身も失せ給はんこそ悲しけれ。二三年をも過し給はば、幼かりしかども乙若が、舟岡にて能く云ひしものをと、汝等も思合せんずるぞとよ。さても下野殿討たれ給ひて後、忽に源氏の世絶えなんことこそ口惜しけれ」とて、三人の弟たちにも、「な歎き給ひそ。父も討たれ給ひぬ、誰か助けおはしまさん。兄達も皆斬られ給ひぬ、情をも懸け給ふべき頭殿は敵なれば、今は定て一所懸命の領地もよもあらじ。然れば命助りたりとも、乞食流浪の身と成りて、此彼に迷行かば、あれこそ爲義入道の子共よと、人々に指を指されんは家の爲にも恥辱なり。父戀しくば、只西に向て南無阿彌陀

申す所に忍びて渡らせ給ひ候ふが、君達の御事覺束なく思召し候ふ間、御見參に入れ奉らん爲に、倶し奉つて參らんとて、御迎に參つて候ふ」と申せば、乙若出合ひて「誠に樣替へておはしますとは聞きたれども、軍の後は未だ御姿を見奉らねば、誰々も戀しくこそ思ひ侍れ」とて、我先にと輿に爭ひ乘られけるこそあはれなれ。是を冥途の使とも知らずして、各輿共に向ひつゝ、「急げや急げ」と進みける。羊の歩み近付くを知らざりけるこそはかなけれ。大宮を上に舟岡山へぞ行きたりける。峰より東なる所に輿舁居ゑて、如何せましと思ふ處に、七つになる天王走出でて、「父は何處におはしますぞ」と問ひ給へば、延景涙を流して、暫は物も申さざりしが、良あつて「今は何をか隱し進らすべき。大殿は頭殿の御承にて、昨日の曉斬られさせ給ひ候ひき。御舍兄たちも八郎御曹司の外は、四郎左衛門殿より九郎殿まで五人ながら、ゆふべ此表に見えて候ふ山本にて斬り奉り候ひぬ。君達をも失ひ申すべきにて候ふ。相構へて賺出し進らせて、わびしめ奉らぬ樣にと仰付けられ候ふ間、入道殿の御使とは申し侍るなり。思召す事候はば、延景に仰せ置かせ給ひて、皆御念佛候ふべし」と申せば、四人の人々是を聞き、皆輿より下り給ふ。九つになる鶴若殿、「下野殿へ使を遣はして、如何に我等をば失ひ給ふぞ。四人を助置き給は

—剃髮して黑染の衣を著

冥途—死に行く路

羊の歩み云云—屠所に行く羊を指し死地に近くをいふ摩耶經の偈に出づ

山本—山の麓

當腹—今の奥方
相構へて—決して
御樣を替へ

保元物語 卷之三

〇義朝幼少の弟悉く失はるる事

さる程に内裏より即ち義朝を召され、藏人右少辨資長朝臣を以て仰せ下されけるは、「汝が弟共の未だ多くあるなるを、縦ひ幼くとも女子の外は、皆尋ねて失ふべし」となり。宿所に歸て秦野次郎を召して宣ひけるは、「餘に不便なれども、勅定なれば力なし。母か乳母か懐きて山林に迯隱れたらんは如何せん。六條堀河の宿所に在る當腹の四人をば賺出して、相構へて道の程詫びしめずして、舟岡にて失へ」とぞ聞えける。延景難儀の御使かなと心憂く思へども、主命なれば力なし。涙を袖に收めつゝ、泣く〳〵輿を舁かせて、彼の宿所へぞ赴きける。母上は折節物詣の間なり。君達は皆おはしけり。兄をば乙若とて十三、次は龜若とて十一、鶴若は九つ、天王は七つなり。この人々延景を見付けて嬉しげにこそありけれ。「秦野次郎、入道殿の御使に參つて候ふ。殿は十七日に比叡山にて御樣を替へさせ給ひて、頭殿の御許へ入らせ給ひしを、世間も未だ愼しとて、北山雲林院と

六道―地獄餓鬼、畜生、修羅、人間、天道、獄門―牢屋の門前

ければ、何地ともなく失せにけり。「四郎左衛門頼賢、掃部助頼仲、六郎爲宗、七郎爲成、九郎爲仲以上五人の人々、都へは入るべからず」と仰せ下されければ、直に舟岡山へ將て行きける。五人ながら馬より下りて泣居たり。最後の水を與ふるに、各疊紙にて是を受けける中に、掃部助頼仲この水を取て、唇を押拭ひて申しけるは、「我幼少よりして人の首を斬ること數多し、左樣の罪の報にや、今日既に我が身の上になりにけり。兄にておはしませば、左衛門尉殿こそ先立たせ給ひて、御供仕るべけれども、軍門に君の命なく戰場に兄の禮なしと申せば、死を先にする道强て禮を守らざるにや。その上存ずる子細候ふ。日比皇后宮の御内に申通はす女あり、夜前も來て見參すべき由申し侍りしを、叶ふまじき由心强く申して返し候ひき。定て只今も尋來らんと覺え侍り。最後の有樣を見えても詮なし。又不覺の涙の先立たんも本意なく思ひ侍れば、先立ち申し候ふ。六道の衢にて必ず參會奉るべく候ふ」とて、直垂の紐を解いて、頸を延べてぞ斬られける。その後四人ながら斬られけり。皆能くぞ見えたりける。次の日陣頭へ持たせて參る。左衛門尉信忠是を實檢す。獄門には懸けられず、穀倉院の南なる池の端へぞ捨てられける。是は故院の御中陰たる故とぞ皆人申しける。

其上大賢の孟、喩を取つて曰はく、虞舜の天子たりし時、其父瞽瞍人を殺害することあらんに、時の大理なれば皐陶是を捕らへて罪を奏せん時、舜は如何し給ふべき。孝行無雙なるを以て天下を保てり。政道正直なるを舜の德と云ふ。然るに正しく大犯を致せる者を父とて助けば、政道を穢さん。天下は是一人の天下にあらず、若し政道を正しくして刑を行はば、又忽に孝行の道に背かん。明王は孝を以て天下を治む。然れば只父を負ひて位を捨去らましとぞ判じける。況義朝の身に於いてをや。誠に助けんと思はんになどか其道無かるべき。恩給に申替ふるとも、縱ひ我が身を捨つるとも、爭か是を救はざらん。他人に仰付けられんには力なき次第なり。誠に義に背ける故にや、無雙の大忠なりしかども、異なる勸賞もなく、結句幾程なくして身を亡しけるこそ淺ましけれ。

○義朝弟共誅せらるる事

さる程に左馬頭に重て宣旨下りけるは、「汝か弟共皆尋出し進らすべし。殊に爲朝とやらんは、鳳輦に矢を放さんなど申しける奇怪の者なり。搦捕りて誅すべし」となり。義朝畏つて方々へ兵を差遣はして尋ねられければ、此彼より尋出してけり。爲朝は敵寄すると見

○信西斬罪を主張して衆人の怨府となる

本文―漢籍に根據ある文こゝは孝經

孟―孟子

少納言入道信西内々申しけるは、「此義然るべからず。多くの凶徒を諸國へ分け遣はされば、定て猶兵亂の基たるべし。其上非常の斷は人主專にせよと云ふ文あり。世の中に常に有らざる事は、人主の命に從ふと見えたり、若し重て曲事出來りなば、後悔何の益あらん」と申しければ、皆斬られにけり。誠に國に死罪を行へば、海内に謀叛の者絕えずとこそ申すに、多くの人を誅せられけるこそ淺ましけれ。正しく弘仁元年に仲成を誅せられてより、帝王二十六代、年紀三百四十七年、絕えたる死刑を申し行ひけるこそうたてけれ。中にも義朝に父を斬らせられし事、前代未聞の儀にあらずや。且は朝家の御誤、且は其身の不覺なり。背き難き勅命に依て是を誅せば、忠とやせん信とやせん。若忠なりと云はば、忠臣は孝子の門に求むと云へり。若又信と云はば、信をば義に近くせよと云へり。義を背いて何ぞ忠信に從はん。さらば本文に曰はく、君は至て尊けれども、至て親しからず、母は至て親しけれども、至て尊からず。父のみ尊親の義を兼ねたりと。知んぬ、母よりも尊く君よりも親しきは只父なり。如何ぞ是を殺さんや。孝をば父に資り忠をば君に資る。若忠を面にして父を殺さんは、不孝の大逆不義の至極なり。されば百行の中には、孝行を以て先とすと云ふ。又三千の刑は不孝より大なるはなしと云へり。

持ちたる太刀を人に與ふ。その時「願諸同法者。臨終正念佛。見彌陀來迎、往生安樂國」と唱へて、終に斬られ給ひけり。首實檢の後、義朝に賜りて孝養すべき由仰せ下されければ、正清是を請取りて、圓覺寺に納め、墓を建て壇を築き、卒都婆などを造立せられて、樣樣の孝養をぞ致されける。この爲義は妾多かりければ、腹々に男女の子共二十二人ぞありける。或は熊野の別當の娵になし、或は住吉の神主に養はせなどして、此彼にぞ置きける。昨日官使能景に仰せて、多田藏人大夫賴憲が正親町富小路の家を追捕せられけるに、賴憲が郎等五四人未だ家に在りしかば、命も惜まず散々に戰ひける間、能景が兵多く討たれ、疵を被て引退く。其間に屋に火を懸け、煙の中にて皆自害してけり。今日二十九日、源平七十餘人首を斬られけるこそ淺ましけれ。中院右大臣雅定入道、大宮大納言伊通卿、東宮大夫宗能卿、左大辨宰相顯時卿など申されけるは、昔嵯峨天皇の御時、右兵衛督仲成を誅せられしより以來、久しく死罪を停めらる。依て一條院の御宇長德に、内大臣伊周公竝に中納言隆家卿、花山院を射奉りしかば、罪既に斬刑に當る由、法家の輩勘へ申しゝかども、死罪一等を減じて、遠流の罪に宥めらる。今改て死刑を行はるべきに非ず。就中故院御中陰なり、旁宥められば宜しかるべき由各申されけれども

○爲義終斬らろ

を以て一大事とせり、其を暗々と殺し奉らんこと情なく侍り。只有の儘に知らせ奉りて、最後の御念佛をも勸め申し、又は仰せ置かるべき御事も、などか無かるべき」と云へば、正清「尤然るべし。物を思はせ進らせじと存じて、か樣に計ひたれども、誠に我が誤なり」と申しければ、延景參りて、「誠には關東御下向にては候はず。頭殿宣旨を奉つて、正清太刀取にて、失ひ進らすべきにて候ふ。再三歎き御申し候ひしかども、勅定重く候ふ間、力なく申付けられ候ふ。心閑に御念佛候ふべし」と、申したりしかば、「口惜しき事かな。爲義程の者を騙らずとも討たせよかし。縱ひ綸言重くして、助くることこそ叶はずとも、など有の儘には知らせぬぞ。又誠に助けんと思はば、我が身に替へてもなどか申し宥めざるべき。義朝が入道を憑みて來たらんをば、爲義が命に替へても助けてん。されば、諸佛念衆生。衆生不念佛。父母常念子。子不念父母、と説かれたれば、親の樣に子は思はぬ習なれば、義朝一人が罪にあらず。只恨しきは、此事を始よりなど知らせぬぞ」とて、念佛百遍計唱へつゝ、更に命を惜しむ氣色もなく、「程經ば定て爲義が首斬る見んとて、雜人なども立込むべし。疾く〳〵斬れ」と宣へば、鎌田次郎太刀を拔いて後へ廻りけるが、相傳の主の首斬らんこと心憂くて、涙にくれて太刀の當所も覺えねば、

を殺す、母を殺す、羅漢を殺す、和合僧を破る、佛を傷くる是なり

孝養―死後の供養

頭殿―義朝下野守より左馬頭となりたられば

犯すべし。罪に恐れて宣旨を背かば、忽に違勅の者と成りぬべし。如何すべき」とありしかば、正清畏つて申すに、「恐れ候へども愚なる事を御諚候ふ者かな。私の合戰に討ち奉らせ給はんこそ、其罪も候はんずれ。其上觀經には劫初より以來、父を殺す惡王一萬八千人なりと雖も、未だ母を殺す者なしと說かれて候ふ。夫は諸の惡王國位を奪はんとての爲なり。是は朝敵となり給へば、終には遁るまじき御身なり。縱ひ御承にて候はずとも、時日を廻らすべき御命ならぬに取りては、御方に侍はせ給ひながら、人手に懸けて御覽候はんより、同じくは御手に懸け進らさせ給ひて、後の御孝養をこそ、能くよく爲させ給はんずれ。何か苦しく候ふべき」と申せば、「さらば汝計らへ」とて、泣くなく內へ入り給ふ。卽ち鎌田、入道の方に參り、當時都には平氏の輩權威を執て、頭殿は石の中の蛛とやらんの樣にておはしませば、東國へ下らせ給ひ候ふなり。判官殿は先立て奉らんとて、御迎に進らせられて候ふ」とて、車差寄せたれば、「さらば今一度八幡へ參りて、御暇乞ひ申すべかりしものを」とて、南の方を伏拜みて、軈て車に乘り給ふ。七條朱雀に白木の輿を舁居ゑたり。是は輿より乘移り給はん處を、討ち奉らん支度なり。其時秦野次郎延景、鎌田に向つて申しけるは、「御邊の計誤れり。人の身には一期の終

正盛—忠盛—清盛
　　　忠正

承つて、申の刻計に六條河原にて是を斬る。平馬助をば、その時の別當花山院中納言忠雅と同名惡しかりなんとて、忠員と改名せられてけり。この忠員と申すは、桓武天皇十一代の御末、平將軍貞盛が六代の孫、讃岐守正盛が次男なり。この人軍散じて後、出家入道して深く隱れて在りけるが、淸盛を憑みて行きたらんに、さりとも命計を助けぬことはよもあらじと思ひて、降參せられたりけり。誠に助けんと思はば、さこそあるべきに、叔父甥内々不快なる上、我忠正を斬りたらば、定て義朝に父を斬らせらるべし、縱ひ宥恕の儀ありとも、此旨を以て支へ申さんと、腹黑に思はれけるこそ恐しけれ。

○爲義最後の事

さる程に爲義法師が首を刎ぬべき由、左馬頭に宣下せられければ、宥置くべき旨様々に兩度まで奏聞せられけれども、主上逆鱗ありて、淸盛既に叔父を誅す、何ぞ緩怠せしめん。甥は猶子の如しと云へり、叔父豈父に異ならんや。速に誅戮すべし。若猶違背せしめば、淸盛以下の武士に仰付けらるべき由、勅定重かりしかば、力なく涙を抑へて、鎌田次郎に宣ひけるは、「綸言此の如し。是に依て判官殿を討ち奉らば、五逆罪のその一を

子を産む、羽翼既に成て将に四海に分れんとす、其母悲鳴して之を送る云々

○義朝、爲義を迎ふ

○清盛忠正を斬る

にはなけれども、釣魚の恨を含む。涙欄干として魂飛揚すと見えて、あはれなりし有樣なり。子共は小原靜原芹生の里、鞍馬の奥貴舟の方樣へ、思ひ〳〵に落行けば、深山隱の秋の空、露も時雨も爭ひて、我が袖の涙も更に眞柴取る、山路の奥を辿りつゝ、人里遠く分入れば、峯の巴猿一度叫び、行人の裳を潤せば、谷の牡鹿の妻戀に、旅客の夢も覺めぬべし。さて入道は賀茂河を渡り、糺の森より雜色花澤を義朝の許へ遣して、是まで遁れ來れる由を申されければ、左馬頭夜に入て輿を奉り、竊に判官殿を迎へ取り給ひけり。

○忠正正弘等誅せらるる事

さる程に平馬助忠正は、淨土谷と云ふ所にて出家して、深く隱れて在りけるが、爲義入道も降參したりとや聞きてける、子共四人相倶して、竊に甥の播磨守を憑みてぞ來りける。左衛門大夫正弘、その子右衛門大夫家弘、その子文章生安弘、次男右兵衛尉頼弘、三男光弘以上五人、藏人判官義康搦捕りて、卽ち大江山にて是を斬る。家弘が弟大炊助度弘をば、和泉左衛門尉信兼承つて、六條河原にて斬てけり。平馬助忠正、嫡子新院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正五人をば、清盛朝臣

致仕―七十を云ふ大夫七十にして仕を致すの故事

四鳥の別―桓山の鳥四

下りしかば、東雲漸明行きて、鳥の聲々告げ渡り、峯の横雲晴れければ、入道「疾く〳〵何方へも落行くべし」と宣ひて、都の方へ赴き給ふを、「暫く御待ち候へ。申すべき事候ふ」と、聲々に申せば、「何事にや」とて立歸り給へば、前後左右に立圍みて、泣くより外の事ぞなき。誠に只今を限にて、又逢ふべきことならねば、餘波を惜しむも理なり。入道「今度老の頭に冑を戴きて合戰を致す事、全く我が身の榮花を期するに非ず。若打勝て運を開かば、汝等を世に在らせんと思ふ爲なり、今義朝を頼みて出づるも、我若安穩ならば、その陰にて各をも助けばやと思ふ故なり。汝等を捨てて我一人助からんとや思ふらん。齢既に致仕に餘れば、身の幾の後榮をか期せん。如何ならん所にも、深く隱れて侍るべし。疾く〳〵」とて下られけるが、斯くて心強くは宣ひしかども、さすが餘波や惜しかりけん、又立歸りて、「頼賢よ頼仲よ。言ふべき事あり歸れ」と宣へば、各喚ばれて立歸る。誠には異なる事なけれども、飽かぬ別の悲しさに、又喚下し給ひける、恩愛の程こそ哀なれ。此の如く互に別を慕へども、さてあるべきにも非ざれば、面々は散りぢりにこそ別れ行く。落つる涙に道昏れて、行先更に冥々たり。悲しきかな人界に生を受けながら、鳥にあらねども四鳥の別を致し、あはれなるかな廣劫の契空しくして、魚

合期したらば―思ふやうになりたらば

○爲朝降參の不可を論ず

天氣―天子の思召

が身が合期したらばこそ、各引倶して山林にも立隱れめ、我はたゞ義朝を憑んで都へ出でんと思ふなり。さても今度の勳功に申し替へても、命計は助けこそせんずらめ。但し恣に院方の大將軍を承りたれば、勅命重くして助り難からんか。それ又力なき事なり。齡既に七旬に及び、惜むべき身にあらず。萬一かひ無き命助りたらばいかにもして汝等をも助くべし。面々は先如何ならん木の陰岩の間にも隱ゐて、事靜らん程を待つべし」と宣へば、爲朝聞も敢へず、「この儀然るべからず候ふ。縱ひ下野守殿こそ親子の間なれば、助け申さんとし給ふとも、天氣よも御免し候はじ。其故は、新院は正しく主上の御兄にて渡らせ給はずや、左府又關白殿の御弟ぞかし、豈親とて罪科なからんや。義朝如何に申さるゝとも、立難くこそ覺え侍れ。御所勞直りおはしまさば、只何ともして關東に赴き、今度の合戰に上合はぬ三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等を相語ひて、東八箇國を管領して暫もおはしますべし。若し京都より討手下らば、爲朝一方承つて、思ふ儘に合戰して、叶はずばその時討死すべし。などか暫く支へざらん」と申しければ、「其は東國へ下著しての事ぞかし。落人となりぬれば、何事も思ふに叶はぬ者なれば、降參せん」と宣ひて、既に山より出で給へば、子供も泣く／＼供しつゝ、西坂本下松を

義明―義明は討たず

基衡―藤原清衡が子

地下―昇殿せざる

たり。明くれば十七日、西塔の北谷黑谷と云ふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、法名を義法房とぞ付かれける。月輪房の竪者のもとより、墨染の衣袈裟を奉りて、沙彌の形に成り給ふ。この爲義は十四歳にて叔父美濃前司義綱、その子美濃三郎義明を討つて、其時の勸賞に左兵衞尉に成されけり。本は陸奥四郎とぞ申しける。十八歳永久元年四月、淸水寺別當の事に付きて、南都の大衆朝家を恨み奉りて、國民を催し、春日の神木を先として、栗栖山まで來りたりしを、馳向て追返しき。その勸賞に左衞門尉になる。二十八歳にて檢非違使五位尉になる。日比中御門中納言家成卿に就きて、陸奥守を望み申しけるに、祖父伊豫入道賴義この受領に任じて、貞任宗任が亂に依て、前九年の合戰ありき。八幡太郞義家又彼の國の守になりて、武衡家衡を攻むるとて、後三年の兵亂ありき。然れば猶意趣殘る國なれば、今爲義陸奥守に成りたらましかば、定て基衡を亡さんと云ふ志あるべきか。旁不吉の例なりとて、御聽されなかりしかば、爲義「然らば自餘の國守に任じて何かはせん」とて、今年六十一まで終に受領もせざりけり。日來より地下の檢非違使にてありけるが、由なき新院の御謀叛に與みし奉り、年來の本望をも達せずして、出家入道してけるこそ無念なれ。義法房子共に向て宣ひけるは、「我

氏神—先祖を祭れる神八幡即應仁天皇を賴義の靈夢以來氏神として別段に信仰す

辻と云ふ所を追捕す、是は無動寺領なれば、大衆起て寺領を追捕する條無念なり。子細あらば山門に相觸れてこそ沙汰を致さめ。左右なく亂入の條狼藉なりとて、軍勢に向て散々に相戰ふ。官軍神威に恐れて引退く間、大衆勝つに乘て、清盛が郎等兩三人搦捕る、又大津の東浦を燒拂ふ。是は山門領たる上、昨日爲義を舟にて東近江へ著けたりとて爲てけれども、跡形なき虛說なりけり。爲義は直河と云ふ所より、木工神主が許に隱居たりけるが、官軍向ふと聞きて、三河三郎大夫近末と云ふ者の家に行きて、其より東國へ下らんとしけるが、運や盡きたりけん、忽に重病を請けて心身苦痛せられければ、氏神八幡大菩薩にも離され給ひけりとて、郎等共も落失せて、纔に子共の外十八人計ぞ殘りける。とかくして馬に痛はり乘せて、簑浦の方へ行きて船に乘らんとする處に、誰とは知らず、兵三十騎計追來り討たんとしければ、賴賢以下身命を捨てて防ぎ戰うて、追散らしてけり。其時殘る兵も行方知らずなりにけり。夫より彌賴少になり果てて心細きのみならず、判官は重病に煩ひ給ふ、その上海道も塞り、關々も堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らんことも叶ひ難しとて、又、三郎大夫が家に立歸りて、日暮れしかば山上に上り、其夜は中堂に通夜して、殊に重病失除の悲願を憑みて、終夜祈誓せられ

拷訊せられける例とぞ聞ゆる。彼の大納言は實犯にて、同じき九月二十二日、終に伊豆ノ國へぞ流されける。夫は昔の事なり。近き世には例なし、情なしとぞ申しける。

實犯—實際犯したる罪

○重仁親王御出家の事

さる程に新院の一宮重仁親王のおはします所聞えずして、人々承つて彼方此方尋ね進らする處に、今月十五日女房車に乘て、朱雀門の前を西へ過ぎさせ給ふを、平判官實俊見付け奉つて留め申せば、御出家あるべきにて、仁和寺の方樣へ渡らせ給ふとぞ御供の人申しける。依てこの由奏聞しければ、素懷を遂げさせ進らすべき由仰せ下されけり。華藏院僧正覺曉參つて申さるゝ子細あつて、中御門東洞院なる所へぞ遷し奉りける。卽ち實俊承つて守護し進らせけり。

素懷—かねての希望

○爲義降參の事

さる程に六條判官並に子共尋ね進らすべき由、播磨守に仰付けらる。十六日清盛三百餘騎にて如意山を越えて、三井寺を求むれども無し。東坂本に在る由聞えて、大和莊泉

播磨守—清盛

る。左京大夫教長卿と近江中將成雅と二人は、廣隆なる所に出家してありければ、周防判官季實を差遣はして召捕らる。四位少納言成隆と左馬權頭實淸と二人は、天台山淨土谷にて樣替へて、座主の宮へぞ參りける。此等を始として、心も起らぬ僧法師に成續けて、我劣らじと出でけるこそはかなけれ。皇后宮權大夫師光入道、備後權守俊通入道、能登守家長入道、式部大輔盛憲入道、弟の藏人大夫經憲入道をば東三條にて水問せらる。內裏より藏人右少辨資長、權右少辨惟方、大外記師業三人承つて奉行せり。中にも盛憲兄弟、前瀧口秦佐康等をば、靫負廳にて拷訊せられけり。是等は左大臣の外戚にて、事の起を知りたるらん、又近衞院竝に美福門院を呪咀し奉り、德大寺を燒拂ひたりし故を問はるるに、下部先衣裳を剝取りて、頸に繩を付けければ、下部に向て手を合はせ、「こは何事ぞや、我を助けよ」と云ひければ、坐に列る官人共、目も當てられず覺えけり。然れども刑法限ある事なれば、七十五度の拷訊を致すに、始は聲を揚げて叫びけれども、後には息絕えて言はず。日こそ多きに七月十五日、今日しも斯る罪に行はるゝ事こそ無慚なれ。其上五位以上の者拷器に寄せらるゝこと先例希なり。水尾天皇の御時、貞觀八年閏三月十日の夜、應天門の燒けたりけるを、大納言伴善男卿造意の嫌疑ありければ、使廳にて

廣隆—二條通の西方、「太秦」と書く廣隆寺あるを以て下の如くにも書けり
水問—水ぜめ
造意—故意になしたる

新院仁和寺に
院家の方に
入給ひて佐渡
式部重成
御後を
慈悲の

思ひきや—思はざりき

○信西流罪の披露をなす

○勅を奉じて重成新院を守護し奉る事

さる程に新院は御室を憑み進らせられて、入らせ給ひしかども、門跡には置き申されず、寛遍法務が坊へぞ入れ進らせられける。御室は五の宮にて渡らせ給へば、主上にも仙洞にも御弟にておはしましけり。此由五の宮より内裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成を進らせられて、院を守護し奉られけり。餘の御心憂さにや、御心の留ることはましますまじけれども、斯くこそ思召續けける。

　おもひきや身を浮雲となしはてて嵐の風にまかすべしとは

　憂き事のまどろむ程は忘られて覺むれば夢の心地こそすれ

○謀叛人各召捕らるる事

新院近習の人々、或は遠國へ落ち行き或は深山に迯隱れて、其行方を知らざれば、謀にや少納言入道信西陣頭に於いて、その人はその國彼の人は彼の國と、定めらるる由披露ありければ、さては命計は助らんとや思ひけん、皆出家の形に成りて、此彼より出來

直下—眼下
内外云々—佛書儒書を深く明むるは
調達—天竺の惡人提婆達多の一名
聲—評判

既蒙ニ彼許可一。都四年學文間。書卷每レ聞ニ彼諸一。無ニ忘事一。今拭ニ感涙一紀ニ此事一、と侍り、誠に信西の申されける詞は、掌を指すが如し。才に誇る御心ましませばこそ、御兄法性寺殿を、詩歌は閑中の弄、能書は賢才の好む所に非ずなどとて、直下と思召されけめ、弟子を見ること師に如かずと、云ふこと誠に明けし。是御學文を止め申すに非じ、才智に誇り給ふ處をぞ戒め進らせけん。先御心誠に心ありて、麗しき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何か都て内外の鑽仰、只一心の爲なり。調達が八萬藏を諳ずる、終に奈落の底に墮す。隋の煬帝の才能人に勝れたりしも、國を滅す基たり。學者の心を用ひること只この處に在るべし。されば孔子の詞にも、古の學者は己が爲にす、今の學者は人の爲にすと宣へり。夏桀殷紂は儒道に惡む輩、文書に恥る所なり。然れども能藝優長にして、才皆人に勝れたり。依て是を戒むる言葉に、智は能く諫を拒ぐに足り。辭は則ち非を飾るに足れり。人臣に誇るに能を以てし、天下に高ぶるに名を以てすと云へり。加樣の先言を思ふに、俊才におはしましょかども、其御心根に違ふ所のあればこそ、祖神の冥慮にも違ひて身を滅し給ひけれ。

室は晉室か
不返—無期
、

螢雪の功—
晉の車胤の
螢、唐の孫
康の雪の故
事

○信西、頼
長の卜筮論

御日記—台
記、これに
よれば頼長
時に二十六

を失ひ、帝闕も仙洞も、朝儀廢れなんとす。世以て惜しみ奉る。誠に累代攝籙の家に生まれて、萬機内覽の宣旨を蒙り、器量人に超え、才藝世に聞え給ひしが、如何ありけん、氏長者たりながら、神事疎にして威勢を募れば、我伴はざる由、春日大明神の御託宣あり、神慮の末こそ恐しけれ。此左府未だ弱冠の御時、仙洞にて通憲入道と御物語の次に、入道攝家の御身は朝家の御鏡にておはしませば、御學文あるべき由勸め申しけり。是に依て信西を師として讀書ありて、螢雪の功をぞ勵み給ひける。その後左府御病氣の由聞えしかば、入道訪の爲に宇治殿へぞ參りたりける。聊御心地宜しくおはしませしかば、臥しながら文談し給ひけるに、龜の卜と易の卜との淺深を論じ給ひけり。左府龜の卜深しと宣へば、通憲易の卜深しと申すに依て、御問答事廣くなりて良久し。互に多くの文を引き、數多の文を開き給へり。入道終に負け奉りて、「今は御才學既に朝に餘らせおはします。この上は御學文あるべからず。若猶爲させ給はば、御身の崇と成るべし」と申して出でにけり。御心にもこの事いみじと思召しけるにや、自御日記に遊ばしたる詞に曰はく、

先年於院可學文由誂事。予二十歲也。今病席論二十四歲也。中僅四年中。才智

蘇武―匈奴に使し抑留十九年節を全うして歸る

阮君―漢末の人天台山に入り歸れば已に七世を經たり秦

流矢に中りて命を失ふらん。如何なる者の放しけん矢にか中るらん、うたてさよ。但し漢の高祖は三尺の劍を提げて、天下を治めしかども、淮南の黥布を伐ちし時、流矢に中て命を失ふ、彼を以て是を思ふに、定て今生一世の事にあらじ、前世の宿業なるべし。竊に國史を勘ふるに、大臣誅を請くること其例多し。天竺震旦をば暫く舍き、日本我が朝には、圓大臣より始てその數あり。圓大臣雄略天皇に討たれ奉りてより以來、眞鳥大臣、守屋大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及べり。されども氏長者たる者、弓箭の先に懸る樣未だ聞かず、あはれ取も替る物ならば、忠實が命に替へてまし。悲しきかな。蘇武が胡國に赴きしも、二度漢家萬里の月に歸り、阮君が仙洞に入りしも、秦室七世の風に歸りき。賴長一度去て再會何の時をか待たん。かひなき命だにあらば、縱ひ不返の流罪に行はるとも、忽に失はるることはよもあらじ。若東國に謫居せば、津輕や蝦夷の奥までも、遠路を凌ぎて駒に鞭をも打ちてまし、若西海に左遷せられば、鬼界が島の果までも、船に棹をも差すべきに、行きて歸らぬ別程、悲しきことはなきぞとよ。計らざりき是程に老の心を惱ますべしとは」とて、御涙堰き敢へさせ給はぬを見奉るも哀なり。左大臣殿失せ給ひて後は、職事辨官も故實

北政所―左府の奥方

月卿雲客―公卿殿上人

られて、誠にさこそ思召すらめとあはれなれ。俊成歸り參つて此由申しければ、左府打頷かせ給ひて、やがて御氣色替らせ給ふが、御舌の先を噬切りて、吐き出させ御座ましけり。如何なる事とも心得難し。斯くては如何し奉らんと覺えければ、玄顯得業の輿にかき乘せ進らせて、十四日に奈良へ入れ申しけれども、我が坊は寺中にて人目も愼しとて、近きあたりの小屋に休め奉り、樣々に痛はり進らせけれども、終にその日の午の刻計に御事切れにけり。その夜驅て般若野の五三昧に納め奉る。藏人大夫經憲最後の御宮使懇に仕つて卽ち出家入道し、入道殿の渡らせ給ふ禪定院に參りて、有りつる御行跡共委しく語り申しければ、北政所公達皆泣悲しみ給ふこと斜ならず。殿下は御手を顏に押當てて、良久しく泣き給ひけるが、「さるにても言置きつる事はなかりつるか。如何に此世に執心の留る事多かりけん。我が身のはかなくなるに付けても、子供の行末さこそ覺束なく思ひけめ。攝政關白をも爲させて、今一度天下の事執行はんを見ばや、とこそ思ひつるに、命存へて斯かる事を見るも前世の宿業か。合戰に出でて命を惜しまぬ兵も、必ずしも疵を被ることとなし。其上今度は、源平兩氏の輩も然るべき者は一人も討たれずとこそ聞け。其外月卿雲客北面まで、參籠れる者多かりけるに、如何なれば左府一人、

〇義朝が賞清盛に劣る

り。然れども身の不義を忘れ君命に從ふ上は、人に勝る恩賞何ぞ無からんや」とぞ申しける。この條尤も道理なりとて、中御門藤中納言家成卿の子息隆季朝臣、左馬頭たりしを左京大夫に移されて、義朝を左馬頭にぞ成されける。

〇左府御最後 付 大相國御歎の事

さる程に明くれば十二日、左大臣未だ目の働き給ひければ、富家殿に見せ奉らんとて、奈良へ下し進らせんとて、梅津の方へ赴き、小舟を借りて柴木を上に取掩ひ、桂川を下に落し進らす。日暮れければ、その夜は賀茂河尻に留りて、明くる十三日に木津へ入り給ふ。御心地も次第に弱りて、今は限に見え給へば、柞の森の邊より圖書允俊成を以て、興福寺の禪定院におはします入道殿に、この由申したりければ、卽ち迎へ進らせたくは思召しけれども、餘の御心憂さにやありけん、「何とか入道をも見んと思ふべき。我も見えんとも思はず、やをれ俊成よ、思うても見よ。氏長者たる程の者の、兵杖の先に懸ることやある。左樣に不運の者に對面せんこと由なし。音にも聞かず、増て目にも見ざらん方に、行けと云ふべし」と仰も果てず、御涙に咽ばせ給ひけるこそ、御心の中推量

二の舞ひ—人眞似
社—春日明神
唇を反して—笑ひて
左大臣—忠通關白左大臣になりて氏長者は頼長に取られし事
世々に絶えず—子孫に傳へしむ

世以て心にく執し奉る處に、年來關白に付けたる內覽氏長者をば押へて、末子の左府に付け奉つて、法性寺殿御中違ひ、天下の大亂引出し給へども、關白殿さておはしまさば、御身に於いては何の御怖畏かあるべきに、君に立合ひ奉らんと御支度、以の外の御誤りなり。其上今度源平兩家の氏族院宣を承つて、身命を捨てて勵み戰ふと雖も、十善の戒行重に依て打勝ち給ふ處に、少しも違はぬ二の舞かな、天魔の魅し奉るか、知らず社の御咎を蒙り給ふかと、人唇を反して眨り進らせけり。同じき十一日夜に入て、關白殿本の如く氏長者に成らせ給ふ。去んぬる久安の比、富家殿の御計として左大臣に成り給ひしが、今本に復せしぞめでたかりし。子の刻計に及んで武士の勸賞行はる。安藝守清盛をば播磨守に任じ、下野守義朝は左馬權頭になる。陸奥新判官義康は藏人に成されて、卽ち昇殿を許さる。義朝申しけるは、「この官は先祖多田滿仲法師始て成りたりしかば、その跡芳しく候へども、本は左馬助なり、今權頭に任ずる條、莫大の勳功に更に面目とも覺えず、朝敵を伐つ者は半國を賜はる、その功世々に絶えずとこそ承る、その上今度は嚴親を背き兄弟を捨て、一身御方に參つて合戰を致す事、自餘の輩に超えたり。是勅命の重きに依て、背難き父に向て弓を引き矢を放つ、全く希代の珍事な

奉らんとする由聞えければ、防ぎ戰ふに力盡き、追討に謀を爲し、依て佛神の擁護を憑んで、諸寺諸社に仰せて、冥感の政をぞ仰がれける。殊に山門その精誠を抽でけり。その時の天台座主尊意僧正は、不動の法を修せられけるに、將門弓箭を帶して壇上に現じけるが、程なく討たれけるなり。權僧正はその勸賞とぞ聞えし。總持院をば鎭護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す。されば今も法驗何ぞ昔に替るべきとぞ覺えける。

○關白殿本官に歸復の事　付　武士に勸賞を行はるる事

斯かる處に宇治大相國は、新院打負け給ふと聞えければ、橋を引かせ、左府の公達三人相倶し給ひて南都へ落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同じき權寺主玄實、彼等が兄加賀冠者源頼兼に仰せて、寺中の惡僧竝に國民等を相語ひて、官軍を防ぐべし。忠あらん者には、不次の賞を行ふべしと披露せらる。剰へ興福寺の權別當惠信法印は、關白殿の御息なりしを、擊ち奉らんなど議せられければ、忍び給ひて都へ迯げて上り給ふ。是は如何なる御企ぞや、この入道殿をば君も重きことに思召し、

冥感―神佛の承認ある
精誠云々―眞實に力を竭し
勸賞―功を賞するに官を以てする事
不退―始終怠りなく
宇治大相國―太政大臣
忠實
この入道殿―忠實
不次の―特別の

らず、落ちさせ給ひければ、未の刻に義朝清盛内裏へ歸り參つて、この由を奏聞す。其體ゆゝしかりけり。藏人右少辨資長を以て、朝敵追討早速にその功を致す由叡感懇なり。即ち周防判官承つて、三條烏丸新院の御所へ馳向て燒拂ふ。左府の壬生亭をば助經判官承つて、發向して火を懸けけり。同じき謀叛人の宿所共十二箇所、各檢非違使共行向て追捕して燒拂ふ。南都の方樣未だ鎭らざれば、狼藉もやあるとて、申の刻に宇治橋の守護の爲に、周防判官季實を差遣はさる。今度の御合戰に事故なく打勝たせ給ふ事、すべては伊勢太神宮、石淸水八幡大菩薩の御加護とぞ覺えし。殊には日吉社に祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願書を、七條座主宮へ進らせまし〳〵ければ、座主この御願書を大宮の神殿に籠めて、肝膽を碎きて祈り申させ給ひしかば、御門徒の大衆は申すに及ばず、滿山の諸德皆寶祚長久凶徒退散の由の祈誓をぞ致しける。されば山王七社も、官軍の方に立懸らせ給ひけるに、賴賢爲朝忠正家弘以下の軍兵、爰を前途と防ぎ戰ひしかども、程なく攻落されて、朝敵は風の前の塵の如く、聖運は月と共にぞ開きける。昔朱雀院の御宇承平年中に、平將門八箇國を打靡けて、下總ノ國相馬郡に都を建てて、我が身を平親王と號して、百官を爲し諸司を召使ひけるが、剰都へ攻め上り、朝家を傾け

押さへて―

強て

御室―仁和寺その主を門主と云ふ

夫も昨日今日の世間なれば、諸事にむづかしくやありけん、敲けども音もせず。世界廣しと雖も立入らせ給ふべき所もなし。五畿七道も道狹くて、御身を寄すべき蔭もなく、東西南北塞つて、御幸成るべき所もなし。光弘等も習はぬ身に終夜御輿を仕り、明けなば捕へ搦められて、如何なる憂目をか見んずらんと、心細く思へども、山中にて水きこし召しつる計なれば、兎角して知足院の方へ御幸なし奉り、怪しげなる僧坊に入れ進らせて、重湯などをぞ進め奉りける。上皇是にてやがて御髮下させ給ひければ、光弘も髻切りてけり。「斯くては終に惡しかりなん。何處へか渡御あるべき」と申せば、「仁和寺へこそ行かめ。それもよも入れられじ。只押へて輿を舁入れよ」とありしかば、御室へこそなし奉る。門主は故院の御佛事の爲に、鳥羽殿へ御出ありけり。家弘は是より御暇申して、北山の方へ罷りける。道にて修行者に行逢ひしかば、是を語らひ戒保などして、出家の形にぞ成りにける。

○朝敵の宿所燒拂ふ事

去程に七月十一日寅の刻に合戰始り、辰の時に白河殿破れて、新院も左大臣殿も行方知

新院御落飾

忝き—恐多し

阿波の局—新院の妃

少輔内侍—院仕の女房

官を始として、各「命を君に進らせぬる上は、何方へか罷り候ふべき。東國などへ御開き候はば、何處までも御伴仕り、御行末を見果て進らせん」と申しければ、「我もさこそは思ひしかども、今は何とも叶難し。汝等は疾く〳〵退散して命を助るかべし。各斯くて侍らば、御命をも敵に奪はれなん」と、再三強て仰せければ、此上は却て恐ありとて、諸將皆鎧の袖をぞ濡らしける。斯くて叶ふべきならねば、皆散り〴〵になりにけり。爲義忠正は三井寺の方へぞ落行きける。家弘光弘計殘留つて谷の方へ引下し進らせて、御上に柴折懸け奉り、日の暮るるをぞ相待ちける。御出家ありたき由仰せなりけれども、此山中にては叶ひ難き由申し上ぐれば、御涙に咽せばせ給ふぞ忝き。日暮れければ、家弘父子して肩に引懸け進らせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊にて、年來知りたる所に行きて、輿を借りて乘せ奉りて、「何處へ仕るべき」と申しければ、「阿波局の許へ」と仰せありしかば、家弘習はぬ業に、二條を西へ大宮まで入れ奉れども、門戸を閉ぢて人音もなし。「さらば左京大夫の許へ」と仰せらるれば、大宮を下に三條坊門まで舁き奉れば、教長卿は此曉白河殿の烟の中を迷ひ出で給ひて後は、その行方を知らざりければ、殘り留る者共は皆逃失せて人もなし。「さらば少輔内侍が許へ」とて入れ進らせけれども、

えければ、斯くては如何とて、經憲車取寄せて舁載せ進らせ、嵯峨の方へぞ赴きける。漸く嵯峨に至つて、經憲が墓所の住僧を尋ぬれども無かりければ、荒れたる坊に入れ奉りて、この夜は爰にぞ明かしける。

○新院御出家の事

さる程に新院は、爲義を始として家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入らせ給ふ。山路嶮しくして難所多ければ、御馬をやめて御歩行にてぞ登らせ給ひける。御供の人々、御手を引き御腰を押し奉りけれども、何時習はしの御事なれば、御足より血流れて歩み煩ひ給ひけり。只夢路を辿る御心地して、卽ち絶入らせ給ひける。人々泣えて守り奉りけるに、早御目昏れけるにや、「人やある」と召されければ、皆聲々に名乘けり。「水やある」と召されければ、我も我もと求むれども無かりけり。然るに法師の水瓶を持ちて寺の方へ通りけるを、家弘乞請けて進らせけり。是に少し御氣色直りて見えさせ給へば、各「官軍定めて追來り候はん、如何にも急がせ給へ」と申せば、「武士共は皆何地へも落行くべし。麻呂は如何にも叶はねば、先爰にて休むべし」と仰なりけれども、判

如意山―東山にあり

何時習はし―これまで馴れぬ

麻呂―我

○頼長流矢に中る

灸し―出血を止むるため

天あれば、左府は前後に迷ひて、只「汝今度の命助けよ」と計ぞ宣ひける。即ち四位少納言を召して御劍を給はる。成隆朝臣是を賜はつて帶かれたり。上皇も早御馬に召されたりけるが、餘に危く見えさせ給へば、藏人信實御馬の尻に乘て抱き進らす。左大臣殿の御馬の尻には、四位少納言乘て抱き奉りけり。東の門より御出あつて、北白河を指して落ちさせ給ふ處に、何處よりか射たりけん、流矢一筋來つて、左大臣殿の御頸の骨に立つ。成隆是を拔いて捨てたりけれども、血の走る事水彈を以て水を彈くに異ならず。然れば鐙をも踏み得ず、手綱をも取り得給はずして、倒さまに落ち給へば、成隆朝臣も落ちてけり。式部大輔盛憲、左府の御頸を膝に搔載せ、袖を御面に掩ひて泣きゐたり。藏人大夫經憲も馳來つて、抱付き奉りけれどもかひもなし、延頼は松が崎の方へ落行きけるが、是を見奉つて甲冑を脱捨て、經憲と共に小家のありけるに舁入れ進らせて、先疵の口を灸し奉りけれども叶はず、次第に弱り給ひけり。矢目を見れば、御喉の下より左の御耳の上へぞ通りける。逆さまに矢の立ちけるこそ不思議なれ。神矢なるかとぞ覺えし。血も更に留らずして、白青の御狩衣朱に染まる計なり。御目は未だ働けども、物をも更に宣はず。さらば暫休め奉らんと思へども、判官の領圓覺寺へ、官軍發向する由聞

君の君にて—當今の帝がこのまゝ帝にて
○義朝院の御所を燒く
御開き—立退き

て破り難く候ふ。今は火を懸けざらん外は、利あるべしとも覺え候はず。但法勝寺なども風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんずらん。其段勅諚に隨ふべし」と申し上げられたりしかば、少納言入道承つて、「義朝誠に神妙なり。但君の君にて渡らせ給はば法勝寺程の伽藍をば卽時に建立せらるべし。ゆめ〳〵それに恐るべからず。只急速に凶徒誅戮の謀を廻らすべし」と仰せ下されければ、御所より西なる藤中納言家成卿の宿所に火を懸けしかば、西風烈しき折節にてはあり、卽ち院の御所へ猛火夥しく吹懸けたれば、院中の上臈女房乳母童は、方角を失うて、呼ばはり叫んで迷ひあへるに、武士も是が足手纒にて、進退更に自在ならず、落ち行く人の有樣は、峰の嵐に誘はるる冬の木の葉に異ならず。

○新院左大臣殿落ち給ふ事

さる程に右衞門大夫家弘、其子中宮侍長光弘馬に乘りながら、春日表の小門より馳せ參り、「官軍雲霞の如く攻來り候ふ上、猛火既に御所に掩ひ候ふ。今は叶はせ給ふべからず。急ぎ何方へも御開き候ふべし」と申せば、只今出來る事の樣に、上皇は東西を失うて御仰

○戰鬪なり
魚鱗鶴翼—陣形（八陣の中）
射しらまかす—射て亂れさす
あはれ—あつぱれ

望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤次安藤三、木曾中太彌中太、根津神平、志妻小次郎、熊坂四郎を始として、二十七騎ぞ驅けたりける。門の中へ攻入て散々に戰ひければ、手取の與次、鬼田與三、松浦小次郎も討たれにけり。すべて爲朝の憑思はれたる二十七騎の兵、二十三人討たれて、大略手をぞ負ひたりける。寄手も究竟の兵五十三騎討たれて、七十餘人手負ひたり、敵魚鱗に驅破らんとすれば、御方鶴翼に連つて射しらまかす、御方陽に開いて圍まんとすれども、敵陰に閉ぢてかこまれず、黄石公が傳ふる處、呉子孫子が祕する處、互に知たる道なれば、敵も散らず御方も引かず。されば千騎が十騎になるまでも、果つべき軍とも見えざりけり。兵庫頭頼政の手にも、渡邊黨に省、授、連源太、競瀧口を始として、東の門へ押寄せて、揉に揉うで攻入れば、平馬助忠正、多田藏人大夫頼憲爰を先途と防戰ふ。西の門をば六條判官爲義長絹の直垂に、薄金と云ふ緋威の鎧に鍬形打たる冑を著、連錢葦毛なる馬に、白覆輪の鞍置いてぞ乘られたる。五人の子共前後に立つて驅出でたる體、あはれ大將軍やとぞ見えたりける。其外自餘の陣々にも、互に入亂れて追ひつ返しつ戰ひけれども、未だ勝負ぞなかりける。其時義朝使者を内裏へ參らせて、「夜中勝負を決せんと、揉に揉うで攻め候へども、敵も堅く防ぎ

射落さんとて追懸ける處を、八郎「如何に須藤、あたら兵を助けて置け。今度の軍に打勝ちなば、爲朝が郎等にせんずるぞ」とこそ宣ひけれ。金子餘りに剛なれば、軍神にや守られけん、又無き高名仕り、究て不思議の命助りて、大將までぞ擧められける。常陸ノ國の住人中宮三郎、同國の住人關二郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎、轡を雙べて驅入れば、三町礫の紀平次大夫、大矢新三郎以下防ぎけるが、新三郎は仙波七郎に弓手の肩を切られ、紀平次大夫は山口六郎に右の肘を打落されて引返す。美濃ノ國の住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名のつて驅入りける所を、御曹司件の大鏑を以てひようと射給ふが、高紐に弦や堰かれけん、思ふ矢壺に下りつゝ、平野平太が左の臑當を射切られて、馬の太腹彼方へつと射通さるれば、眞倒さまに倒れたり。甲斐ノ國の住人鹽見五郎も射殺され奉りければ、大將も此等を見給ひて、少し攻めあぐんでぞ思はれける。其時信濃ノ國の住人根井大彌太、藍摺の直垂に卯の花威の鎧に、星白の冑を著、佐目なる馬に乘たるが、進み出でて申しけるは、「軍に人の討たるゝとて敵に息を繼がせんには、何時か勝負を決すべき、その上我等は餌を求むる鷹の如し。凶徒は鷹に恐るる雉にあらずや、いさや驅けん殿ばら」とて、眞前に進めば、續く兵誰々ぞ、同國の住人宇野太郎、

佐目なる―鼻のまはり薄赤き

惡七別當が首は前にぞ落ちたりける。實盛此首を取つて、太刀の先に貫き指擧げて、「利仁將軍九代の後胤武藏ノ國の住人、齋藤別當實盛生年三十一。軍をば斯くこそすれ。我と思はん人々は、寄合へや寄合へや」とぞ呼ばはりける。金子十郎は滋目結の直垂に、措縄目の鎧著て、鹿毛なる馬に黒鞍置いて乘つたるが、矢種は皆射盡して、太刀を拔いて眞向に當て、「武藏ノ國の住人金子十郎家忠十九歳　軍は今日ぞ始なる。御曹司の御内に我と思はん兵は、出合へや」とぞ名乘つたる。八郎宣ひけるは、「惡い剛の者かな。我が矢比に寄つて控へたり。只一矢に射落さんと思へども、餘に優しければ、誰かある彼提げて參れ。一目見ん」とありしかば、木蘭地の直垂に紫革の腹巻著、栗毛なる馬に乘り、「高間四郎」と名のつて、押雙べて組んで落つ。高間は兄弟共に聞ゆる大力なるを、家忠上に成つて押さへて首をかゝんとする處に、高間三郎落ち重つて、弟を討たせじと金子が冑を引仰け、首をかゝんとしけるを、下なる敵の左右の手を膝にて敷詰め、上なる敵の弓手の草摺引擧げ寄返して、柄も拳も徹れ〳〵と三刀刺して、ひるむ處に下なる敵の首を取り、太刀の先に差擧げて、「此比鬼神と聞え給ふ、筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば、家忠討取つたり」とぞ呼ばはりける。家末是を見て安からず思ひければ

には皆手なみの程を見せたれども、東國の兵には今日始の軍なり、征矢をば度々射たりしが、鏑矢にて射ばやと思ひて、目九つ差したる鏑の、目柱には角を立て、風返厚く剜らせて、金巻に朱さしたるが、普通の蟇目程なるに、手先六寸鎬を立てて、前一寸には峰にも刃をぞ付けたりける。鏑より上十五束ありけるを取て番ひ、ぐさと引いて發されたれば、御所中に響いて長鳴し、五六段計に控へたる大庭平太が左の膝を、片手切にふつと射切り、馬の太腹かけず通れば、鏑は碎けて散りにけり。馬は屏風を倒す如く、がばと倒るれば、主は前へぞ餘されける。敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛下り、兄を肩に引懸けて、四五町計ぞ引いたりける。武藏ノ國の住人豐島四郎も、須藤九郎に弓手の太股を射させ、安房ノ國の住人丸太郎も鬼田與三に脇立射させて引退く。中條新五新六、成田太郎、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府次郎、玉井三郎以下、入替へ入替へ攻め戰ふ。各分捕し、皆手負ひて引退く處に、黑革威の鎧高角打たる冑を著、糟毛なる馬に乘り。惡七別當と名乘て驅出でたり。海老名源八馳合ひて戰ひけるが、草摺の端を射させてひるむ所を、齋藤別當透間もなく驅寄せたれば、惡七別當太刀を拔いて、齋藤が冑の鉢をちようと打つ。打たれながら實盛内冑へ切先上に打込みければ、誤たず

手本は云々—腕前は確なれば
○爲朝義朝の冑の星を射る
万立—門柱の兩旁の木
手こそ云々—手練未熟なり

はん」と申しければ、「何でふさる事あるべき。爲朝が手本は覺ゆるものを」とて、例の大矢を打番ひ、堅めてひようと射る。思ふ矢壺を誤らず、下野守の冑の星を射削りて、餘る矢が寶莊嚴院の門の方立に篦中責めてぞ立つたりける。その時義朝手綱搔繰り打向ひ、「汝は聞及ぶにも似ず、無下に手こそ荒けれ」と宣へば、爲朝「兄にて渡らせ給ふ上、存ずる旨ありて斯くは仕り候へども、誠に御許を蒙らば、二の矢を仕らん。眞向内冑は恐も候ふ。障子の板か、栴檀弦走りか胸板の眞中か。草摺ならば一の板とも二の板とも矢壺を慥に承つて仕らん」とて、既に矢取て番はれける所に、上野ノ國の住人深巣七郎淸國つと驅寄せければ、爲朝是を弓手に相請けてはたと射る。淸國が冑の三の板より直違に左の小耳の根へ篦中計射込んだれば、暫もたまらず死ににけり。須藤九郎落ち合ひて、深巣が首をば取てけり。是をも事ともせず、我先にと驅けける中に、相摸ノ國の住人大庭平太景義、同じき三郎景親眞前に進んで申しけるは、「八幡殿後三年の合戰に、出羽ノ國金澤の城を攻め給ひし時、十六歲にして軍の眞前驅け、鳥海三郎に左の眼を冑の鉢付の板に射付けられながら、答の矢を射返して、その敵を取りし鎌倉權五郎景正が末葉、大庭平太景義、同じき三郎景親」とぞ名乘つたる。御曹司是を聞き給ひ、西國の者共

誠に射好げに見えければ、願ふ所の幸得たりと悦んで、件の大矢を打番ひ、只一矢に射落さんと打擧げけるが、待て暫、弓矢取る身の謀、汝は内の御方へ參れ、我は院方へ參らん、汝負けば憑め、助けん、我負けば、汝を憑まんなど約束して、父子立別れてかおはすらんと思案して、番ひたる矢を差脱す、遠慮の程こそ神妙なれ。都て八郎の矢に中る者助かる者ぞなかりける。されば罪作とや思はれけん、名のつて出づる者ならでは、左右なく射給はざりけり。長井齋藤別當實盛、弟の三郎實員、片桐小八郎大夫景重、須藤瀧口以下、宗徒の兵攻入り攻入り戰ひければ、惡七別當、手取の與次、高間三郎、同じき四郎、吉田太郎以下、爰を前途と防ぎけり。片桐小八郎大夫に手取の與次ぞ馳合ひける。與次は若武者なり、景重は老武者なる上、戰疲れて既に危く見えける所を、秩父行成馳合ひて、能引いて發つ矢に、與次が馬手の草摺の端を射させて引退けば、景重勝つに乘つてぞ驅入りける。御曹司、須藤九郎を召して、「敵は大勢なり。若矢種盡きて打物にならば、一騎が百騎に向ふとも、終には叶ふまじ。坂東武者の習、大將軍の前にては、親死に子撃たるれども顧ず、彌が上に死に重つて戰ふとぞ聞く。いざさらば大將に矢風負はせて、引退けんと思ふは如何に」と宣へば、家末「然るべく候ふ。但し御誤候

神妙――感心
左右なく――むやみに
前途――大事の所
矢風云々――矢の勢に恐れさせて

○義朝、爲朝の對戰

驀地に——向ふ見ずに

て、二百餘騎にて追驅けたり。爲朝寶莊嚴院の西裏にて返合はせて、火出づる程ぞ戰うたる。大將は赤地の錦の直垂に、黑糸威の鎧に、鍬形打たる冑を著、黑き馬に黑鞍置いて乘つたりけり。鐙踏張り突立上り、大音揚げて、「淸和天皇九代の後胤下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙つて罷向ふ。若一家の氏族たらば、速に陣を開いて退散すべし」とぞ宣ひける。爲朝聞きも敢へず、「嚴親判官殿院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たるその代官として、鎭西八郎爲朝一陣を承つて堅めたり」とぞ答へける。義朝重ねて、「さては遙の弟ごさんなれ。汝兄に向て弓引かんこと冥加なきに非ずや。且は宣旨の御使なり。禮儀を存ぜば弓を伏せて降參仕れ」とぞ申されける。爲朝又、「兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理なり。正しく院宣を蒙つたる父に向つて弓引き給ふは何に」と申されければ、義朝道理にや詰められけん、その後は音もせず。武藏相摸のはやり男の者共が、驀地に撃て懸かるを、爲朝暫支へて防ぎけるが、敵は大勢なり、驅隔てられては判官の爲惡しかりなんと思ひて、門の中へ引き退く。敵是を見て防兼て引くとや思ひけん、勝つに乘つて門の際まで攻付けて、入替へ入替へ揉うだりけり。爰に爲朝敵の勢越に見れば、大將義朝大の男の大なる馬には乘たり、人に勝れて、軍の下知せんとて突立擧りたる内冑、

矢たふな―矢費え

軍立ち―軍の仕方

よや者共」と、云ひも果さず、能引いて放つ矢が、御曹司の半頭にからりと中つて、冑の錣に射付けたり。爲朝餘に腹を立てて、この矢を搔擲つて投捨て、「おのれ程の者をば矢たふなに。手取にせん」とて驅け給へば、須藤九郎家末惡七別當以下、例の二十八騎續きたる。正淸叶はじとや思ひけん、百騎の勢を引具して、河原を下に五町計振ひ〳〵迯げたりけり。御曹司は弓をば脇に搔挾み、大手を廣げて、「何處まで、何處まで」と追はれけるが、「さのみ長追なせそ。」判官殿は心こそ猛くおはしませども年老い給ひぬ。殘の人々は口はきき給へども、さのみ心にくからず。小勢にて門破らるな。返せや」とて引返す。鎌田は河原の西へ引けば、大將軍の陣の前、敵の追懸けんも惡しかりなんと思ひて、眞下に逃げたりけるが、敵引返すと見てければ、河を直違に馳渡して、「遁參つて候ふ。坂東には多くの軍に逢うて候へども、是程軍立烈しき敵に未だ逢はず候ふ。雷電などの落ちかゝらんは、事の數にも候はじ」と申しければ、義朝「夫は聞ゆる者と思ひて怖づればこそさあらめ。八郎は筑紫生立にて、舟の中にて遠矢を射、徒立などは知らず、馬上の業は坂東武者には爭及ばん。馳雙べて組めや者共」と下知せられければ、相摸ノ國の住人須藤刑部丞俊道、その子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景等を始とし

かせかれ云云—支へられて鞍に留る

引いてひようと射る。山田小三郎が鞍の前輪より、鎧の草摺尻輪懸けて、矢先三寸餘ぞ射通したる。暫は矢にかせがれて溜る樣にぞ見えし、卽ち弓手の方へ眞倒さまに落つれば、鏃は鞍に留つて、馬は河原へ馳行けば、下人つと馳寄り、主を肩に引懸けて、御方の陣へぞ歸りける。寄手の兵是を見て、彌この門へ向ふ者こそなかりけれ。

○白河殿攻め落す事

去程に夜も漸明け行くに、主もなき放馬源氏の陣へ驅入つたり。鎌田次郎是を取らせて見るに、鞍壺に血溜り、前輪は破れて尻輪に鑿の如くなる鏃留れり。是を大將軍に見せ奉つて、「今夜筑紫の御曹司の遊ばされてありげに候ふ。あないかめしの御弓勢や」と申しければ、義朝「八郎は今年十八九の者にてこそあれ。未だ力も固らじ。夫は敵を懼さんとて作りてこそ放しけめ。夫には臆すべからず。汝向て一當て當てて見よ」と宣へば、「さ承り候ふ」とて、正清百騎計にて押寄せて、「下野守の郞等に相摸ノ國の住人鎌田次郎正淸」と名のりければ、「さては一家の郞等ごさんなれ。大將軍の矢面をば引き退け」と宣へば、「本は一家の主君なれども、今は八逆の兇徒なり。違勅の人々討取つて高名せ

矢目—矢傷
おのれ—汝
物その物—偉き人物
故備前守—清盛の父忠盛
引き設けて—弓を引き待設けて居て

名は爲ぬに如かず。無益なり」と、同僚共制すれども、本より云ひつる言葉を返さぬ男にて、「夜明けて後に傍輩の、八郎のいで矢目見んと云はんには、何とかその時答ふべき。然れば日來の高名も失せなんことの無念なれば、好し〳〵人は續かずとも、おのれ證人に立つべし」とて、下人一人相倶して、黑革威の鎧に同じ毛の五枚冑を猪頸に著、十八差いたる染羽の矢負ひ、塗籠籐の弓持ち、鹿毛なる馬に黑鞍置いて乘つたりけり。門前に馬を驅居ゑ、「物その物にはあらねども、安藝守の郎等伊賀ノ國の住人山田小三郎伊行生年二十八。堀河院の御宇嘉承三年正月六日、對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞前驅けて、公家にも知られ奉りし山田莊司行末が孫なり。山賊強盜を搦取ることは數を知らず、合戰の場にも度々に及んで、高名仕つたる者ぞかし。承り及ぶ八郎御曹司を一目見奉らばや」と申しければ、爲朝「一定彼奴は引設けてぞ云ふらん。一の矢をば射させんず、二の矢を番はん所を射落さんず。同じくは矢の溜らん所を、我が弓勢を敵に見せん」と宣ひて、白蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乘つたりけるが、驅出でて、「鎭西八郎是に在り」と名のり給ふ所を、本より引設けたる箭なれば、弦音高く切つて放つ。御曹司の弓手の草摺を縫樣にぞ射切つたる。一の矢を射損じて、二の矢を番ふ所を、爲朝能

さも云はれたり―尤なり

有るべうもなし―あるべきことにても力なく―據なく

かたかは破―無暗に突懸る

裏をばかゝぬ―裏まで通らぬ

ひたるにもあらず。何となく押寄せたるにてこそあれ。何方へも寄せよかし。さらば東の門か」とあれば、兵皆、「夫もこの門近く候へば、若し同人や固めて候ふらん。只北の門へ向はせ給へ」と云へば、「さも云はれたり。今は程なく夜も明けなんず。然れば小勢に大勢驅立てられんも見苦しかりなん」とて、引退く處に、嫡子中務少輔重盛生年十九歳、赤地の錦の直垂に、澤瀉威の鎧に白星の冑を著、二十四差いたる中黒の矢負ひ、二所籐の弓持て、黄土器毛なる馬に乘り、進出でて、「勅命を蒙つて罷り向ひたる者が、敵陣強しとて引返す樣やあるべき。續けや若者共」とて驅出でられけるを、清盛是を見て、「有るべうもなし。あれ制せよ者共。爲朝が弓勢は目に見えたる事ぞかし、過すな」と宣ひければ、兵共前に馳塞りければ、力なく京極を上に春日表の門へぞ寄せられける。爰に安藝守の郎等に、伊賀ノ國の住人、山田小三郎伊行と云ふは、又なき剛の者、かたかは破の猪武者なるが、大將軍の引き給ふを見て、「さればとて矢一筋に恐れて、向ひたる陣を引く事やある。縱筑紫の八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよも通らじ。五代傳へて軍に逢ふこと十五箇度、我が手に取ても度々多くの矢共を請けしかど、未だ裏をばかかぬものを。人々見給へ、八郎殿の矢一つ請けて物語にせん」とて驅け出づれば「鳥許の高

張本—頭
下﨟—卑しきもの
三年竹の云云—堅くて強き矢を云ふ
丸根—圓き鏃
箆—矢竹
箆代—鏃の中子
打ち食—弦につがはせ
かけず—ひつかゝらずに
○淸盛の卑怯

の張本小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし。下﨟の射る矢立つか立たぬか御覽ぜよ」とて、能引いて射たれども、爲朝是を事ともせず「合はぬ敵と思へども、汝が詞の優しきに矢一つ給はらん、請けて見よ。且は今生の面目又は後生の思出にもせよ」とて、三年竹の節近なるを少し押磨いて、山鳥の尾を以て作いたるに、七寸五分の丸根の箆中過ぎて箆代のあるを打食はせ、暫し保てひようと射る。眞先に進んだる伊藤六が胸板かけず射通し、餘る矢が、伊藤五が射向の袖に裏返してぞ立たりける。六郎は矢場に落ちて死ににけり。伊藤五此矢を折かけて、大將軍の前に參つて、「八郎御曹司の矢御覽候へ。凡夫の所爲とも覺え候はず。六郎既に死に候ひぬ」と申せば、安藝守を初てこの矢を見る兵共、皆舌を振てぞ恐れける。景綱申しけるは、「彼の先祖八幡殿後三年の合戰の時、出羽ノ國金澤の城にて、武則が申しけるは、君の御矢に中る者、鎧冑を射通されずと云ふことなし。抑君の御弓勢を、慥に拜み奉らばや」と望みければ、義家革能き鎧三領重ね、木の枝に懸けて、六重を射通し給ひければ、鬼神の變化とぞ恐れける。是より彌兵共歸伏しけりと申し傳へて聞く計なり。眼前に斯かる弓勢も侍るにや。あな慴し」とぞ怖合へる。斯く口々に云はれて大將宣ひけるは、「必ず淸盛がこの門を承つて向

―「こそあるなれ」の約
内冑を射させ―冑の内射られ
合はぬ―不足の
柏原天皇―桓武天皇
公家―こゝは王家

るなり」とて、川越に矢二つ放つ。夜中なれば誰とは知らず、矢面に進んだる者二騎射落されぬ。四郎左衞門も内冑を射させて引退く。下野守は矢合に郎等を射させて、安からず思はれければ、既に驅けんとし給へば、鎌田次郎正淸轡に取付きて、「爰は大將軍の驅けさせ給ふ所にて候はず。千騎が百騎、百騎が十騎になりてこそ、打ちも出でさせ給はめ」と申しけれども、猶驅けんとし給ふ間、歩立の兵八十餘人ありけるを招寄せて、この由を云含め、大將軍を守護せさせ、正淸馬に打乘つて、眞先にこそ進みけれ。安藝守は二條河原の東堤の西に向つて控へたり。その勢の中より五十騎計先陣に進んで押寄せたり。「爰を固め給ふは誰人ぞ名のらせ給へ。」斯く申すは安藝守殿の郎等に伊勢ノ國の住人故市伊藤武者景綱」「同じき伊藤五伊藤六」とぞ名のりける。八郎是を聞き「汝が主の淸盛をだに合はぬ敵と思ふなり。平家は柏原天皇の御末なれども、時代久しく成下れり。源氏は誰かは知らぬ、淸和天皇より爲朝までは九代なり。六孫王より七代、八幡殿の孫六條判官爲義が八男鎭西八郎爲朝ぞ。景綱ならば引退け」とぞ宣ひける。景綱、「昔より源平兩家天下の武將として、違勅の輩を伐つに、兩家の郎等大將を射ること互に是あり。同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり。其故は伊勢ノ國鈴鹿山の强盜

珍事―大事　即鬪爭

所詮―つまる所

ごさんなれ

の御所にも、敵既に西南の河原に鯢波を作つて攻來れば、爲義以下の武士、各固めたる門門より驅出でけり。判官が手には、四郎左衞門賴賢と八郎爲朝と先陣を爭ひて、既に珍事に及ばんとす、賴賢思ひけるは、今子共の中には、我こそ兄なれば、今日の先陣をば誰かは驅けんと云ふ。爲朝は又、恐らくは弓矢取ても打物取ても、我こそあらめ、其上判官も軍の奉行を仕らせらるゝ上は、我こそあらめと論じけるが、暫く思案して、兄たちをも蔑にするえせ者とて、親に不孝せられしが、適勘當赦されたる身の、父の前にて兄と先を論ぜんこと惡しかりなんと思ひければ、「所詮誰々も驅けさせ給へ。強からん所をば幾度も承つて、支へ奉らん」とぞ申しける。四郎左衞門是を聞も咎めず、則ち西の河原へ出向ふ。紺叢濃の直垂に、月數と云ふ鎧の朽葉色の唐綾にて威したるを著、二十四差したる大中黑の矢、頭高に負ひなし、重籐の弓眞中取て、桃花毛なる馬に鏡鞍置いてぞ乘つたりける。大炊御門を西へ向つて防ぎけるが、「爰を寄するは源氏か平家か。名のれ聞かん。」斯く申すは六條判官爲義が四男前左衞門尉賴賢」とぞ名のりける。河向ひに答へて云はく、「下野殿の郎等相摸ノ國の住人、須藤刑部丞俊通子息瀧口俊綱、先陣を承つて候ふ」と申せば、「さては一家の郎等ごさんなれ。汝を射るにあらず、大將軍を射

果てねば—果てぬに

物騷—仰山

保元物語　巻之二

○白河殿義朝夜討に寄せらるる事

白河殿には斯くとも知召さざりしかば、左大臣殿武者所の親久を召されて、「内裏の様見て參れ」と仰せければ、親久卽ち馳歸り、「官軍既に寄せ候ふ」と申しも果てねば、先陣既に馳せ來る。その時鎭西八郎申しけるは、「爲朝が千度申しつるは爰候ふ爰候ふ」と、忿りけれども力及ばず。爲朝を勇ません爲にや、俄に除目行はれて、藏人たるべき由仰せけり。八郎「是は何と云ふ事ぞ　敵既に寄來る。方々の手分をこそ爲られんずれ、只今の除目物騷なり、人々は何にも成り給へ、爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせん、只本の鎭西八郎にて候はん」とぞ申しける。去程に下野守義朝は、二條を東へ發向す。安藝守清盛も同じく續いて寄せけるが、明くれば十一日東塞なる上、朝日に向つて弓引かん事恐ありとて、三條へ打下り、河原を馳渡して、東の堤を上に、北へ向つてぞ歩ませける。下野守は大炊御門河原に、前に馬の驅場を殘して、河より西に東頭に控へたり。新院

渡邊黨――この黨の分は一字名にて名を官稱より先にいふ

淡路守教盛、大夫經盛、嫡子中務少輔重盛、次男安藝判官基盛、郎等には筑後左衛門家定、その子左兵衛尉貞能、與三兵衛景安、民部大輔爲長、その子太郎爲憲、河内ノ國には草刈部十郎、大夫定直、瀧口家綱、同じき瀧口太郎家次、伊勢ノ國には故市伊藤武者景綱、同じき伊藤五忠淸、伊藤六忠直。伊賀には、山田小三郎伊行。備前ノ國の住人難波三郎經房。備中ノ國の住人瀨尾太郎兼康を始めとして、六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源頼政に相從ふ兵誰々ぞ、まづ渡邊黨に、省　播磨次郎、授　薩摩兵衛、連　源太、與　右馬允、競　瀧口、丁　七唱を始として、二百騎計なり。佐渡式部大輔重成百騎、陸奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官維繁七十騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

東國より軍勢上合ひて、義朝に相從ふ兵多かりけり。先鎌田次郎正淸を始として、後藤兵衞實基、近江ノ國には佐々木源三、八島冠者、美濃ノ國には平野大夫、吉野太郎。尾張ノ國には舅熱田の大宮司が奉る家の子郎等。三河ノ國には志多良中條。遠江ノ國には横地勝俣井八郎。駿河ノ國には入江右馬允、高階十郎、息津四郎、神原五郎。伊豆には狩野、工藤四郎親光、同じき五郎親成。相摸には大庭平太景義、同じき三郎景親、山内、須藤刑部丞俊通、その子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景、荻野四郎忠義。安房には安西、金餘、沼平太、丸太郎。武藏には豐島四郎、中條新五新六、成田太郎、箱田次郎、河上三郎、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎、長井齊藤別當實盛、同じき三郎實員、横山惡次惡五、平山相原、兒玉に莊太郎、猪俣に岡部六彌太、村山に金子十郎家忠、山口六郎、仙波七郎、高家に河越、師岡、秩父武者。上總には介八郎。下總には千葉介常胤、上野には瀨下太郎、物射五郎、岡本介、名波太郎。下野には八田四郎、足利太郎。常陸には中宮三郎、關二郎。甲斐には鹽見五郎、同じき六郎。信濃には海野、望月、諏訪、蒔、桑原、安藤、木曾中太、彌中太、根井大彌太、根津神平、志妻小次郎、片桐小八郎大夫、熊坂四郎を始として、三百餘騎とぞ註したる。淸盛に相從ふ人々には、弟の常陸介賴盛、

軍の様―軍の様子方法

○武将の言を容る（内裏方の勝因）

逆鱗―天子の怒

御前に召さる。赤地の錦の直垂に、折烏帽子引立て、脇立計に太刀帯いたり。少納言入道を以て軍の樣を召問はる。義朝畏つて申しけるは、「合戰の術樣々に候へども、即時に敵を從へ立所に利を得ること、夜討に過ぎたること候はず。就中南都より衆徒大勢にて、吉野十津河の者共を召倶して、千餘騎にて今夜宇治に著き、明朝入洛仕る由聞え候ふ。敵に勢の屬かぬ前に押寄せ候はん。內裏をば淸盛などに守護せさせられ候へ。義朝は罷向つて忽に勝負を決し候はん」とぞ勸めける。信西御前の床に候ひけるが、殿下の御氣色を承つて申しけるは、「此儀尤も然るべし。詩歌管絃は臣家の弄ぶ所なりと雖もそれ猶昧し、況武藝の道に於いてをや。一向汝が計たるべし。誠に先ずる時は人を制す、後にする時は人に制せらると云へば、今夜の發向尤もなり。然らば淸盛を留めん事も然るべからず。武士は皆々罷向ふべし。朝威を輕しめ奉る者、豈天命に背かざらんや。早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、先日來申す所の昇殿に於いては疑あるべからず」と申されければ、義朝「合戰の場に罷出でて何ぞ餘命を存せん。只今昇殿仕つて冥途の思出にせん」とて、押して階上へ昇りければ信西「こは如何ん」と制しけり。主上是を御覽じて御入輿ありけるとなり。十一日の寅の刻に、官軍既に院の御所へ押寄する。折節

結番し―三十番神かはるかはる朝廷を守り

分内―區域

爲なり。その後帝王二十七代、星霜三百四十八年の春秋を送れり。その間にも朱雀院の御宇には、將門純友東西に亂逆をなし、後冷泉の御世には、貞任宗任兄弟謀叛を企て、或は八箇國を從へて、八箇年合戰し、或は陸奥に支へて、十二年まで防ぎ戰ひしかども、敢て都の亂にならず、終に皇化に遵ひき。されば今も誰人かその京を滅し、何者か我が君を傾けん。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて京都を守り、北には賀茂大明神天滿天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等、光を双べて日夜に結番し、禁闈を守り給ふ。縱ひ逆臣亂をなすとも、爭か靈神の助なかるべき」と、憑もしげにぞ宣ひける。

○主上三條殿行幸の事 付 官軍勢汰の事

去程に内裏は高松殿なりしかば、分内狹くて便宜惡しかりなんとて、俄に東三條殿へ行幸成る。主上は御引直衣にて腰輿に召さる。神璽寶劍を取りて御輿に入れ進らせらる。御供の人々には、關白殿、内大臣實能、左衞門督基實、右衞門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實定、少納言入道信西、春宮學士俊憲、藏人治部大輔雅頼、大外記師業等なり。武士の名字は註すに及ばず。その時義朝

國郡—國郡の地を割きて神に寄附し

隱れさせ給ひて十箇日の內に、斯かる不思議の出來ぬるこそ淺ましけれ、內裏にも仙洞にも、御追善の營の外は他事おはしますまじきに、こは如何になりぬる世の中ぞや、天照太神は百王を守らんとの御誓も盡きぬるやらん」と申されければ、光賴卿熟〻事の心を思ふに、日本は是神國なり、されば御裳濯河の流絕えずして、既に七十七代の天津日嗣を受け給ふ。昔崇神天皇の御時、天津社國津社を定め置かれてより以來、神事事繁き國の營只寶祚長久の爲なり。七千餘座の神祇、夜の守晝の守、なじかは怠り給ふべき。就中推古天皇の御時、上宮太子世に出でて、守屋の逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建てて國家を祈り、聖武天皇は東大寺を建てて、太神宮の御本地を顯して、帝運を祈誓し給ふ。行基菩薩は河洲石河郡に四十九院を建て初め給ひて、寶祚を鎭護し給ひしより、傳教大師は比叡山を開基して、一乘妙典を崇め、弘法大師は高野山を建立して、眞言の祕法を修行して、專に天下の護持を致す。殊に白河鳥羽の兩院佛法に歸しおはしまして國郡數神に裁きたり、田園多く佛聖に寄せらる。依つて三寶も國家を守り給ふべし、神明も帝祚を捨て給はんや。其上此京は桓武天皇の御宇延曆十三年十月二十一日、長岡の京より遷られて後、弘仁元年九月十日、平城の先帝世を亂り給ひしかども、この京は無

して、御前を罷立ちて呟きけるは、「和漢の先蹤朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば、合戰の道をば武士にこそ任せらるべきに、道にもあらぬ御計如何あらん。義朝は武略の奥義を究めたる者なれば、定て今夜寄せんとぞ仕り候ふらん。明日までも延べばこそ、吉野法師も奈良の大衆も入るべけれ、只今押寄せて風上に火を懸けたらんには、戰ふともいかでか利あらんや。敵勝つに乘る程ならば、誰か一人安穩なるべき。口惜しきことかな。」とぞ申しける。

○將軍塚鳴動 竝 彗星出づる事

去程に鳥羽殿には、故院の舊臣左大將公敎卿、藤宰相光頼卿、右大辨顯時朝臣など籠居し給ひけるが、去んぬる八日より彗星東方に出で、將軍塚頻に鳴動す。天變地妖、占文の指す所愼更に輕からず。「新院の御所には軍兵數千騎參り集りて、公卿殿上人を召すに、參らざる者をば死罪に行ふべしと左府議せらるなれば、我等とてもその難を遁るべからず。その上京中を燒拂ひ、內裏にも火を懸けて攻めんに、行幸他所へ成らば、御輿にも矢を進らせんなどと、爲朝とかやが申すなれば、君とても安穩に渡らせ給はんや、一院

折角の——骨折りたろ
掌を反す如く——至つて容易
○武將の言を容れず敗因の二
無下に——最

方心にくくも候はず。但し兄にて候ふ義朝などこそ馳出でんずらめ。夫も眞中指して射通し候ひなん。まして淸盛などがへろ〱矢何程の事か候ふべき。鎧の袖にて拂ひ、蹴散らして捨てなん。行幸他所へ成らば、御赦されを蒙つて、御供の者少々射んずる程ならば、定めて駕輿丁も御輿を捨てて逃げ去り候はんずらん。其時爲朝參り向ひ、行幸をこの御所へ成し奉り、君を御位に卽け進らせんこと掌を反す如くに候ふべし。主上を迎へ參らせんこと、爲朝矢二つ三つ放さんずる計にて、未だ天の明けざらん前に勝負を決せん條何の疑か候ふべき。」と憚る所もなく申したりければ、左府、「爲朝が申す樣以の外の荒儀なり。歲の若きが致す所か、夜討など云ふ事、汝等が同士軍十騎二十騎の私事なり、さすが主上上皇の御國爭に、源平數を盡して兩方に在つて勝負を決せんに、無下に然るべからず。其上南都の衆徒を召さるゝことあり、興福寺の信實、玄實等、吉野十津河の、指矢三町、遠矢八町と云ふ者共を召具して、千餘騎にて參るが、今夜は宇治に著き富家殿の見參に入り、曉是へ參るべし。彼等を待調へて合戰をば致すべし。又明日院司の公卿殿上人を催さんに、參らざる者共をば死罪に行ふべし。首を刎ぬること兩三人に及ばば、殘りはなどか參らざるべき」と、仰せられければ、爲朝上には承伏申

大荒目—鎧の札を大にしその間を荒く威したるもの

鈨打つ—弓のにぎりの上に釘をうちて矢のはづれぬやうにしたる

由々し—雄雄し

○爲朝夜討の策を獻ず

田の兵衛、打手の紀八、高間の三郎、同じき四郎を始として、廿八騎をぞ倶したりける。よつて去年より在京したりしを、父不孝を赦して今度の御大事に召倶しけるなり。爲朝は七尺計なる男の目角二つ切れたるが、紺地に色々の絲を以て獅子の丸を縫つたる直垂に、八龍と云ふ鎧を似せて、白き唐綾を以て威したる大荒目の鎧、同じき獅子の金物打つたるを著るまゝに、三尺五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入れ、五人張の弓長さ七尺五寸にて鈨打つたるに、三十六差したる黒羽の矢負ひ、冑をば郎等に持たせて歩み出でたる體、樊噲も斯くやと覺えて由々しかりき。謀は張良にも劣らざれば、堅き陣を破ること、吳子孫子が難しとする處を得、弓は養由をも恥ぢざれば、天を翔る鳥、地を走る獸恐れずと云ふことなし。上皇を始め進らせて有らゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて舉り給ふ。左府卽ち「合戰の趣き計ひ申せ」と宣ひければ、畏つて、「爲朝久しく鎭西に居住仕つて、九國の者共從へ候ふに付いて、大小の合戰數を知らず。中にも折角の合戰二十餘箇度なり。或は敵に圍まれて强陣を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆利を得ること夜討に如くこと侍らず。然れば、只今高松殿に押寄せ、三方に火を懸け、一方にて支へ候はんに、火を遁れん者は矢を兔るべからず、矢を恐れん者は火を遁るべからず。主上の御

不孝―勘當

菊池原田を始めとして、所々に城を構へて立籠れば、その儀ならばいで落いて見せんとて、未だ勢も付かざるに、忠國計を案内者として、十三の歳の三月の末より、十五の歳の十月まで、大事の軍をすること二十餘度、城を落すこと數十箇所なり。城を攻むる謀、敵を伐つ術、人に勝れて、三年が内に九國を皆攻落して、自ら總追捕使に押成つて、惡行多かりけるにや、香椎宮の神人等都に上り訴へ申す間、いにし久壽元年十一月二十六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住宰府。忽諸朝憲。咸背綸言。梟惡頻聞。狼藉尤甚。早可令禁進其身。依宣旨執達如件。

然れども爲朝猶參洛せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられて、前檢非違使に成されけり。爲朝是を聞きて、親の科に當り給ふらんこそ淺ましけれ、其儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれんずとて、急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由申しけれども、大勢にて罷上らんこと上聞穩便ならずとて、形の如くに付從ふ兵計召倶しけり。乳母子の箭前拂の須藤九郎家季、その兄隙間數の惡七別當、手取の與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太、松浦の二郎左中次、吉

矢次ぎ早の—矢を續射ること早き

矢束—矢の長さ

所を置かず—憚らす

より東、春日の末に在りければ、北殿とぞ申しける。南の大炊御門表に、東西に門二つあり。東の門をば平馬助忠正承つて、父子五人竝に多田藏人大夫頼憲都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて、父子六人して固めたり。その勢百騎計りには過ぎざりけり。是こそ猛勢なるべきが、嫡子義朝に付いて多分は内裏へ參りけり。爰に鎭西八郎爲朝は、「我は親にも連れまじ、兄にも倶すまじ、高名不覺も紛れぬ樣に、只一人如何にも强からん方へ差向け給へ、縱ひ千騎もあれ萬騎もあれ、一方は射拂はんずるなり」とぞ申しける。依つて西河原表の門をぞ固めける。北の春日表の門をば左衞門大夫家弘承つて、子供倶して固めたり。其勢百五十騎とぞ聞えし。抑爲朝一人として殊更大事の門を固めたること、武勇天下に許されし故なり。件の男器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の强弓、矢次ぎ早の手利きなり。弓手の肘馬手に四寸延びて、矢束を引くこと世に超えたり、幼少より不敵にして、兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば惡しかりなんとて、父不孝して十三の歳より鎭西の方へ追下すに、豐後ノ國に居住し、尾張權守家遠を乳母とし、肥後ノ國阿曾平四郎忠景が子三郎忠國が婿に成つて、君よりも給はらぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を隨へんとしければ、

（内裏方）
忠通
信西
義朝
清盛
○清盛内裏に參ず（新院方敗因の一）

○官軍召し集めらるる事

去程に内裏より左大將公敎卿、藤宰相光頼卿二人御使にて、八條烏丸美福門院へ參り、權右少辨惟方を以て、故院の御遺誡を申し出さる。この兵亂の出來らんずることをば、かねて知召しけるにや、内裏へ召さるべき武士の交名を註し置かせ給へるなり。義朝、義康、頼政、季實、重成、維繁、實俊、助經、信兼、光信等なり。安藝守淸盛は多勢の者なれば、尤召さるべけれども、一宮重仁親王は、故刑部卿忠盛の養君にてましませば、淸盛は御乳母子なれば、故院御心を置かせ給ひて、御遺誡にも入れ給はざりしを、女院御謀を以て、故院の御遺誡に任せて内裏を守護し奉るべしと御使ありければ、淸盛舍弟子共引俱して參りけり。諸國の宰吏諸衞の官人六府の判官、各兵仗を帶して候じけり。公家には關白殿下、内大臣實能、左衞門督基實、伏見源中將師仲などぞ參られける。

○新院御所各門々固の事　付　軍評定の事

新院は齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて參り給ふ。白河殿より北、河原

折伏攝取—威力と恩徳とを以て服すること
禪札—新院の御書面
取レ之—武力にて天下を取る
（新院方）
賴長
爲義
爲朝

新義。被レ致ニ仁徳一天下靜謐。而無爲無事。就ニ冥顯一可レ有ニ加護一歟。不宜謹言。

七月九日

即ち内裏より御返事あり。

禪札以令ニ拜見一之處。尋ニ事之濫觴一。佞人不敵之結構歟。古人云。德尊時者治ニ天下一。亂時者取レ之。佞者亡ニ國利一也。如何非ニ筆所一レ宣。謹言。

七月九日

この御返事を今夜左大臣殿に見せ申し給ふと云々。新院の御方へ參りける人々には、左大臣賴長公、左京大夫教長卿、近江中將成雅、四位少納言成隆、山城前司賴資、美濃前司保成、備後權守俊通、皇后宮權大夫師光、左馬權頭實淸、式部大輔盛憲、藏人大夫經憲、皇后宮亮憲親、能登守家長、信濃守行通、左衛門佐宗康、勘解由次官助憲、桃園藏人賴綱、下野判官代正弘、その子左衛門大夫家弘、右衛門大夫賴弘、大炊助度弘、右兵衛尉時弘、文章生安弘、中宮侍長光弘、左衛門尉盛弘、平馬助忠正、その子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正、村上判官代基國、六條判官爲義、左衛門尉賴賢を始めとして父子七人、都合其勢一千餘騎とぞ註しける。

燕巣云々—左傳の語危きこと

れば、牛の精や入りけん、常に現じて主を嫌ひけるなり。されば塵などを拂はんとても、精進潔齋して取出しけるとなり。斯かる希代の重寶を、敵となる子の許へ遣はしける親の心ぞ哀れなる。

○左大臣殿上洛　付　著到の事

去程に左大臣殿は、御輿にて醍醐路を經て、白河殿へ入らせ給ふ。御供には式部大輔盛憲、弟の藏人大夫經憲、前瀧口秦助安等なり。御車には、山城前司重綱、菅給料業宣二人を乘せられて、御出の體にて宇治より入り給へば、夜半計に基盛が陣の前をぞ遣通しける。重綱業宣、白河殿に參著して、「あな恐し鬼のうち飼に成りたりつる」とて、悸いてぞ下りたりける。漢の紀信、高祖の車に乘つて敵陣へ入りし心には、似も似ざりけりとぞ人々申しける。去んぬる九日田中殿より内裏へ御書あり、御使は武者所の近侍なり。是は伶人の近方が子なり。その御文に曰く、

御晏駕之後者。抛萬事致追善孝志。改舊儀陵廢。可有政道之處。路次嗷々鬪戰。洛陽騷々爭競。彼併似不順尊意。猶歎燕集幕上。如何早飜折伏攝取之

六條判官爲義
一族を従へて
新院の御身方
に仕る
恩賞として
鵜丸の
名劍を
賜ふ

れば、「誠にその義あり」とて打立ちければ、四郎左衛門頼賢、五郎掃部助頼仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎭西八郎爲朝、源九郎爲仲以下六人の子共相倶して、白河殿へぞ參りける。新院御感の餘に、近江ノ國伊庭の莊美濃ノ國青柳の莊、二箇所を賜はつて、卽ち判官代に補して上北面に候すべき由能登守家長して仰せられ、鵜丸と云ふ御劍をぞ下されける。此御佩刀を鵜丸と名付けらるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成て、御遊のついでに鵜を使はせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えし鵜が、二三尺計なる物を被き上げては落し、被き上げては落し、度々しければ、人々怪みをなしけるに、四五度に終に喰ひて上りたるを見れば、長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思をなし、上皇は不思議に思召し、定て靈劍なるべし。是天下の珍寶たるべしとて、鵜丸と付けられて、御祕藏ありけり。鳥羽院傳へさせ給ひけるを、故院又新院へ進らせられたりしを今爲義にぞ賜はりける。誠に面目の至なり。爲義今度は最後の合戰と思ひければ、重代の鎧を一領づつ、五人の子共に著せ、我が身は薄金をぞ著たりける。源太が產衣と膝丸とは、嫡々に傳ふることなれば、雜色花澤して下野守の許へぞ遣はしける。爲朝冠者は器量人に勝れて、常の鎧は身に合はざりければ著ざりけり。此膝丸と申すは、牛千頭が膝の皮を取り威したりけ

齢七旬―時に六十一歳なれば七旬といふなり
痛み存ずる―氣懸に思ふ
爲義―義朝　爲朝
不用に―手に餘り

く候ふ、依りて此程内裏より頻に召され候ひつれども、所勞の由を僞り申して參ぜず、都て今度の大將軍痛み存ずる子細多く侍り、聊宿願の事ありて八幡に參籠仕りて候ふに、さとし侍りき。又過ぐる夜の夢に、重代相傳仕つて候ふ月數、日數、源太が産衣八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申して、八領の鎧候ふが、辻風に吹かれて四方へ散ると見て侍る間、旁憚存候ふ、枉げて今度の大將をば、餘人に仰付けられ候へ」とぞ申されける。教長重ねて宣ひけるは、「如夢幻泡影は金剛、般若の名文なれば、夢ははかなき事なり、その上武將の身として、夢見物忌など餘に怖めたり、披露に付いても憚あり、爭か參られざらん」と申されければ、「さ候はば爲義が子共の中には、義朝こそ坂東生立の者にて、合戰に調錬仕り、その道賢く候ふ上、屬從ふ處の兵共皆然るべき者共にて候へども、夫は内裏へ召されて參り候ふ。その外の奴ばらは、勢なども候はぬ上、大將など仰付けらるべき者とも覺え候はず、八郎爲朝冠者こそ、力も人に勝れ、弓も普通に越えて餘に不用に候ひしかば、幼少より西國の方へ追下して候ふが、この程罷上りて候ふ、是を召されて軍の樣をも仰せ下され候へ」と申されけるを、「その樣をも參じてこそ申し上げらるべきに、ゐながら院宣の御返事は如何あらん、然るべからず」と宣ひけ

心にくゝ―頼もしく

冠者ばら―元服して程たゝぬ若者

○新院爲義を召さるゝ事 付 鵜丸の事

その比六條判官爲義と申すは、六孫王より六代の後胤、伊豫入道頼義が孫、八幡太郎義家が四男なり。内裏より召されけれども、如何思ひけん參らざりしかば、増て上皇の召にも從はずしてありしが、餘に白河殿より度々召されければ、參るべき由申しながら未だ參らず、依て教長卿、六條堀河の家に行向ひて、院宣の趣を宣ひければ、忽に變改して申しけるは、「爲義義家が跡を繼いで、朝家の御守にて候へば、君の心憎く思召さるゝは理にて侍れども、我と手を下したる合戰未だ仕らず、但し十四の年叔父美濃前司義綱が謀叛を起し、近江ノ國甲賀山に立籠り候ひしを、承つて發向し侍りしかば、子共は皆自害し、郎等共は落失せて、義綱は出家仕りしを搦め進じ候ひき。又十八歳の時、南都の大衆朝家を恨み奉る事ありて、都へ攻上る由聞えしかば、罷向て防げと仰せ下さるゝ間、俄事にて侍る上、折節無勢にて僅に十七騎にて、栗栖山に馳向て、數萬騎の大衆を追返し候ひき、その後は自然の事出來る時も、冠者ばらを差遣はして靜め候ひき。是爲義が高名にあらず、されば合戰の道無調錬なる上、齢七旬に及び候ふ間、物の用にも立難

兵衛佐—重仁親王の母

九日—原本十一日愚管鈔等により改む

如法—十分

には三十番神朝家を守り奉り給ふ。歷代の先朝皆弟甥を卑しと思召せども、位を超えられ、世を取られ給ふこと、今に始めぬ例なり、御運をば天に任せて御覽ぜんに、猶御心行かせ給はずは、恐らくは御出家などもありてこそ傍に引籠らせ給はめ、就中一院崩御の御中陰をだに過ぎさせ給はずして出御ならん事、素意及び難し、定て御後悔あるべし」と、內々御氣色を伺ひて洩らし奏聞仕らるべき由申されければ、教長歸參して此旨披露ありければ、院、「夫はさる事なれども、我れ此所に在りては事に遭ふべき由女房兵衞佐が告げ知らする子細ある間、其難を遁れん爲に出づるなり、全く別の意趣にあらず」とて敢て御承引もなければ、重ねて申すに及ばず、七月十日大夫史師經、平忠正、源賴憲二人召進らすべき由の宣旨を官使に持たせて、宇治へ行向て左大臣殿に告げ奉れば、卽時に召倶して參るべき由、御返事申され給ひけり。新院は九日の如法夜更けて、田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸なる。依て齋院の行啓とぞ披露ありける。御供には左京大夫教長卿、左馬權頭實淸、山城前司賴輔、左衞門大夫平家弘、その子に光弘などぞ候ひける。

御中陰―佛説に人死にて未だ他界に生れざる四十九日間

冥の照覽―幽冥の中より神佛の見給ふこと

思ふばかりなく―案に違ひて

明王院相摸阿闍梨御房　御返事

件の法は烏瑟沙摩、金剛童子、聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀叛の事顯れけれ。その上平馬助忠正、故佐渡前司行國が子多田藏人頼憲等を、軍の大將軍の爲に左府語はるゝ由聞えければ、主上治部大夫雅頼に仰せて、彼等を召されければ、卽ち大夫史師經軈て忠正頼憲が許に行向つて召すに、此程は宇治殿に候ふとて參らず。鳥羽殿には今日故院の七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰付けて、田中殿にて御佛事行はる。新院は一所に渡らせ給ひながら御幸もなければ、人彌怪しみをなす所に、剩都へ御出あるべき由仰せ下されければ、左京大夫教長卿申されけるは、「舊院晏駕の御中陰をだに過ぎさせ給はで御出の條、世以て怪しみをなすべし。且は冥の照覽をも如何が御憚りなかるべき」と諫め申されけれども、叶ふまじき御氣色なりしかば、教長卿思ふ計なくて、德大寺内大臣實能公の許に行き、「斯かる御計こそ候へ」と聞えしかば、内府大に驚かせ給ひて、「左府の申し勸めらるる由内々聞えしかども、誠しからず侍りしに、哀詮なき御企かな、末代と云ひながら、さすが天子の御運は凡夫の思ふ處にあらず、天照太神正八幡宮の御計なり。吾が國邊地粟散の堺と雖も、神國たるに依て、總じては七千餘座の神、殊

御撫物—人の形を紙にて作り、身を撫でて祈禱者に送り祓はさするもの

御氣色—新院の仰

を召されければ、東三條殿に行向つて見るに、門戸を閉ぢて敲けども開けず、依て西表の南の小門を打ち破つて入りぬ。角振り隼の社の前を過ぎて、千卷の泉の前に壇を立て、行ふ僧あり、相摸阿闍梨勝尊とて、三井寺の住侶なり。「宣旨ぞ、參れ」と云へども音もせず。兵二人依て左右の手を引立つれども、肘を屈めて延べず、恰も力士の如くなり。「其儀ならば法に任せよ」と云ふ程こそあれ、兵數多寄り、取て伏せて是を搦め、本尊並に左大臣の書狀等相倶して將て參る。藏人治部大夫雅頼、一臈判官俊成承つて、子細を問ふに、「別の儀なし。關白殿と左大臣殿との御中和平の由を祈禱申す。」と云々。されども左府書狀顯然なり。その狀に曰く、

御撫物事承候畢。誓天感地。應曜宿良辰。於賞罰嚴重。冥衆影向地。被修無雙深祕法事。尤以神妙之由。御氣色所候也。我聞恵亮碎頭腦。備清和帝祚。尊意振智劍。加刑罰將門。不及人力所。冥顯之擁護如此。然者致猛利誠心。致丁寧懇志。何不成就素意哉。爰以歸伏怨敵。相從群臣謀。奈何背禮法乎。早慰鬱念。此時也再耀映光禪房事。更不可有疑者也。恐々謹言。

七月二日　　頼長

弓手馬手―左を弓手、右を馬手

王事云々―詩經の語、王家の事は堅固なりとの意

折懸け―折つて拔かずに置き

除目―任官式臨時に行はれたるなり

去程に高松殿には、基盛既に兇徒と合戰すと聞えければ、兵我も〳〵と馳來る。基盛高き所に打上つて下知せられけるは、「敵は只その勢にて續く者もなし。御方多勢なれば、各組んで一々に搦捕つて見參に入れよ、伊賀伊勢の者共」と申されければ、伊藤、齋藤弓手馬手より馳寄て、一騎が上に五六騎七八騎落重れば、親治猛く思へども力なく、自害にも及ばず生捕られにけり。誠に王事鹽いことなきいはれにや、宗徒の者共十六人搦め捕つて、基盛射向の袖に立ちたる矢ども折懸け、郎等數多手を負はせ、我身も朱になつて參內仕り、此由を奏聞して又宇治路へぞ向はれける。親治をば北の陣を渡して、西の獄にぞ入れられける。主上御感の餘にその夜除目行はれて、正下四位に成されけり。聞書には「宇野七郎親治以下十六人の兇徒、搦進らする賞なり」とぞ注されける。

○新院御謀叛露顯 竝 調伏 付 內府意見の事

去程に同じき八日、關白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿參內して、來る十一日左大臣流罪の由定め申さる。謀叛の事既に露顯に依てなり。その故は左府東三條に或る僧を籠めて祕法を行はせ、內裏を呪咀し奉らるる由聞えて、下野守義朝に仰せて其身

處に來るを上洛または入洛と云ふ

形の如く━人なみに

○初合戰

矢場に━立所に

得たりやおお━占めたるぞの意、おゝは掛聲

て參じ給へ。然らずんば得こそ通し申すまじけれ。斯く申すは桓武天皇十三代の御末刑部卿忠盛が孫、安藝守淸盛が次男安藝判官基盛、生年十七歲」とぞ名乘たる。大將と思しき者、褐の直垂に、藍白地を黃に返したる鎧著て、黑羽の矢負ひ、塗籠籐の弓を持ち、黃土器毛なる馬に、貝鞍置いて乘つたりけるが進み出で、「身不肖に候へども形の如く系圖なきにしも候はず、淸和天皇十代の御末、六孫王八代の末孫、攝津守賴光が舍弟大和守賴親が四代の後胤、中務丞賴治が孫、下野權守親弘が子に宇野七郞源親治とて、大和ノ國奧郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依て新院の御方に參ずるなり。源氏は二人の主取ることなければ、宣旨なりとも得こそ內裏へは參るまじけれ」とて打過ぎければ、基盛百餘騎の中に取籠めて擊たんとしけるを、親治些も騷がず、弓取り直して散々に射るに、平氏の郞等矢場に射落されてひるむ處を、得たりやおゝとて、十騎の兵轡を雙べて驅けたりければ、平家の兵叶はじとや思ひけん、法性寺の北の端までぞ引いたりける。

○親治等生捕らるる事

宣下―勅諚の下ること

上洛―京都を周の洛陽にたとへ此

も去り敢ず、以ての外の狼藉なり、弓箭を帶せん輩をば、一々召捕つて參上すべき由仰せ下さる。各々庭上に跪いて是を承る。義朝義康は内裏に候ひて君を守護し奉れ、其外の檢非違使は、皆關々へ向ふべしとて、宇治路へは安藝判官基盛、淀路へは周防判官季實、粟田口へは隱岐判官維重、久々目路へは平判官實俊、大江山へは新藤判官助經承て向ひけり。今夜關白殿竝に大宮大納言伊通卿以下公卿參じて議定ありて、謀叛の輩皆召捕つて流罪すべき由宣下せらる。春宮大夫宗能卿は鳥羽殿に候はれけるを召されければ、風氣とて參内せられず。明くれば六日、檢非違使共關々へ越えけるに、基盛宇治路へ向ふに、白青の狩衣に、淺黃絲の鎧に、上折したる烏帽子の上に、白星の冑を著、切文の矢に、二所籐の弓持ち、黑馬に黑鞍置いてぞ乘つたりける。その勢百騎計にて、基盛大和路を南へ發向するに、法性寺の一の橋の邊にて、馬上十騎計り、直冑にて物具したる兵上下二十餘人、都へ打つてぞ上りける。基盛「是は何れの國より何方へ參ずる人ぞ」と問はせければ、「此程京中物騷の由承る間、其子細を承らんとて、近國に候ふ者の上洛仕るにて候ふ」と答ふ。基盛打向つて申しけるは、「一院崩御の後武士ども入洛の由叡聞に及ぶ間、關々を固に罷り向ふなり。内裏へ參る人ならば、宣旨の御使に打連つ

星の位—紫微垣星を天子にたとへその周圍の三星を三公にたとふ

せられければ、左府、元より此君代を取らせ給はば、我身攝籙に於いては疑なしと悦びて、「尤思召し立つ處然るべし」とぞ勸め申されける。新院此御企なりければ、鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられけるに、何と聞分けたる事はなけれども、何樣事の出來べきにこそとて、京中の貴賤上下、資財雜具を西東へ運び隱す、門戸を閉ぢ人人は兵具を集めければ、「こは如何に、縱ひ新院國を奪はせ給ふとも、仙院晏駕の後、僅に十箇日の中に此御企、宗廟の御計も計り難く、凡慮の推す所然るべからず、此程は、雲の上には星の位靜に、境のうちには波風も收りたる御代に、斯く切つて續いだる樣に騷がしく亂るゝ事の悲しさよ」と、人々歎き合へり。

○官軍方々手分の事

内裏にも此由聞えければ、同じき五日、召されて參る武士は誰々ぞ、先づ下野守義朝、陸奥新判官義康、安藝判官基盛、周防判官季實、隱岐判官維重、平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召倶して、高松殿に參じけり。彼等を南庭に召されて、少納言入道を以て、去んぬる二日一院崩御の後、武士共兵具を調へて東西より都へ入り集る事道

傾き申され—批難を云ひ
いろはせ—取扱ふ
父子の御契約—頼長が忠通の子たるべき約束
○新院、頼長の談合
人數に入る—人なみに天子となる

淳素に歸るべくは、關白の辭表納るか、叉内覽氏長者關白につけらるるか、兩樣共に天裁にあり」と、頻に申させ給ひけり。此關白殿は萬なだらかにおはしませば、人皆褒め用ゐ奉れり。關白殿と左大臣殿とは御兄弟の上、父子の御契約にて禮儀深くおはしましけれども、後には御中惡しくぞ聞えし。されば左大臣殿思召しけるは、一院隱れさせ給ひぬ、今新院の一の宮重仁親王を位に卽け奉りて、天下を我が儘に取行はばやと思ひ立ち給ひければ、常に新院へ參り御宿直ありければ、上皇も此大臣を深く御憑ありて仰せ合せらるること懇なり。或る夜新院左大臣殿に仰せられけるは「抑昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり。孝德天皇の王子その數おはしましかども、位に卽き給ひき。仁明は嵯峨第二の皇子、淳和天皇の御子達を閣いて祚を踐み給ひき。花山は一條に先立ち、三條は後朱雀に進み給ひき。我身德行なしと雖も、十善の餘薫に應へて先帝の太子と生れ、世澆薄なりと雖も、萬乘の寶位を忝くす。上皇の尊號に連るべくは、重仁こそ人數に入るべき處に、文にもあらず武にもあらぬ四の宮に位を越えられて、父子共に憂に沈む、然りと雖も故院おはしましつる程は力なく二年の春秋を送れり、今舊院登遐の後は、我天下を奪はん事何の憚かあるべき、定て神慮にも叶ひ、人望にも背かじものを」と仰

きりとほし―裁決する事果斷

一の上―左大臣

○亂源（三）

内覽の宣旨―主上の御覽ずべき文書を先づ見しむる勅諚

三公―太政大臣、左右大臣

義禮智信を正しくし、賞罰勳功を別ち、政務をきりとほしにして、上下の善惡を糺されければ、時の人惡左大臣とぞ申しける。諸人斯樣に恐れ奉りしかども、眞實の御心向は、極めて麗しくおはしまして、怪しの舍人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理を立て申せば、細々と聞召して、罪なければ御後悔ありき。又禁中陣頭にて公事を行はせ給ふ時、外記官史等を諫めさせ給ふに、過たぬ次第を辨へ申せば、我が僻事と思召す時は、忽に折れさせ給ひて、御怠狀を遊ばして彼等に給ぶ。恐をなして給はらざる時は、「我が能く思召す怠狀なり、只給はり候へ。一の上の怠狀を以下の臣下取傳ふる事、家の面目にあらずや」と仰せられければ、畏りて給りけるとかや、誠に是非明察に善惡無二におはします故なり。世も是をもてなし奉り、禪閤殿下も大切の人に思召しけり。久安六年九月二十六日、氏長者に補し、同じき七年正月十日、内覽の宣旨蒙らせ給ふ。攝政關白を閣いて三公内覽の宣旨是ぞ始なると、人々傾き申されけれども、父の殿下の御計の上は、君も強に仰せらるる子細もなし、此大臣とても必ずしも世を知召すまじきにもなければ諸臣も是を許し給ひけり。法性寺殿は只關白の御名計にて餘所の事の如く、天下の事においていろはせ給ふ事もなかりしかば、殊に御憤深くて、「當今位に卽かせ給ひて世

御心の云々
—御腹いせ
としては

忠實—┬忠通
　　└賴長

左右に及ば
ぬ—批難す
べき所なき

せて東三條の留主に候ふ少監物藤原光貞竝に武士二人召捕つて子細を問はる。一院御不豫の間、去んぬる比より御謀叛の聞あるのみならず、軍兵東西より參り集り、兵具を馬に負はせ車に積んで持ち運び、其外怪しき事多かり。新院日來思召しけるは、昔より位を繼ぎ、讓を受くること必ず嫡孫には由らねども、其器を選び、外戚の高卑をも尋ねらるるにてこそあれ、是は只當腹の寵愛と云ふ計を以て近衞院に位を押取られて、恨深くて過ぎし處に、先帝體仁親王隱れ給ひぬる上は、重仁親王こそ帝位に備り給ふべきに、思の外に又四の宮に越えられぬるこそ口惜けれと、御憤ありければ、御心のゆかせ給ふ事とては、近習の人々に「如何にせんずるぞ」と常に御談合ありけり。宇治左大臣賴長と申すは、知足院禪閤殿下忠實公の二男にておはします。入道殿の公達の御中に、殊更愛子にておはしましけり。人がらも左右に及ばぬ上、和漢共に人に勝れ禮義を調へ、自他の記錄に暗からず、文才世に知られ、諸道に淺深を探る、朝家の重臣攝籙の器量なり。されば御兄の法性寺殿の詩歌に巧にて、御手跡の美しくおはしますをば貶り申させ給ひて、「詩歌は閑中の弄びなり、朝家の要事にあらず。手跡は一旦の興なり、賢臣必ずしも是を好むべからず」とて我が身は宗と全經を學び、信西を師として、鎭に學窻に籠りて、仁

五十二類―人類以下禽獸蟲魚五十二種類

有待―地水火風の合成せる有形體

刹利―王族

首陀―農民（天竺四姓の中）

二類愁への色を顯し、此七月二日の崩御には、九重の上下悲しみを含めり。心無き草木も愁へたる色あり。況年來近く召使はれし人々、何計の事をか思ひけん、增して女院の御嘆、申すも中々愚なり。玉簾の内に龍顏に向ひ奉り、金臺の上に玉體に雙び給ひしに、今は燈の本には伴ふ影もおはしまさず、枕の本には古を戀ふる御淚のみぞ積りける。古き御衾空しき床に殘りて、御心を碎く種と爲り、古の面影は常に御身に立添ひて、忘れ給へる御事ぞなき。有待の御身は、貴賤も高卑も異ることなく、無常の境界は、刹利も首陀も替らねば、妙覺の如來猶因果の理を示し、大智舍利弗又先業を顯すことなれば、凡下の驚くべきにはあらねども、去年の御嘆に今年の御悲みの重りけるを、如何せんとぞ思召しける。

○新院御謀叛思召立つ事

斯かる御愁の折節、新院の御心中覺束なしとぞ人申しける。されば仙洞も噪しく、禁裏も靜ならざるに、新院の御方の武士東三條に籠居て、或は山の上に登り木の枝にゐて、姉小路西洞院の内裏高松殿を窺ひ見る由聞えしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰

○保元元年
業病―定業の病
○鳥羽院崩御
滅度―如來のなくなり給ふこと

○法皇崩御の事

斯くて今年は暮れにけり。明くる四月二十七日改元あつて保元とぞ申しける。此比より法皇御不豫の事あり、偏に去年の秋近衛院先立たせ給ひし御歎の積にや、と世の人申しけれども、業病請けさせ給ひけるなり。日に隨つて重らせ給へば、月を追うて憑み少く見えさせおはしませば、同じき六月十二日、美福門院、鳥羽の成菩提院の御所にて、御餝下させ給ひ、現世後生を憑み進らさせ給ふ。近衛院も先立ち給ひぬ。又偕老同穴の御契淺からざりし法皇も、御惱重らせ給ふ御歎の餘に、思召し立つとぞ聞えし。御戒の師には三瀧上人觀空ぞ參られける、哀なりし事共なり。法皇は權現御託宣の事なれば、御祈もなく御療治もなし。只一向御菩提の御勤のみなり。七月二日終に一院隱れさせ給ひぬ。御年五十四。未だ六十にも滿たせ給はねば、猶惜しかるべき御命なり。有爲無常の習、生者必滅の掟、始めて驚くべきにあらねども、一天暮れて月日の光を失へるが如く、萬人歎きて父母の喪に逢ふに過ぎたり。釋迦如來生者必滅の理を示さんとて、娑羅雙樹の下にて假に滅度を唱へ給ひしかば、人天共に悲しみき。彼の二月中の五日の入滅には、五十

如何候ふ―原本に如何すべく候ふとあり

定業―前世より定りたる運

切目王子―熊野參詣途上の一社

三つの山―熊野の本宮新宮、那智、

御法樂―祭後の舞樂

出す。「御不審の事あり占ひ申せ」と仰せければ、朝より權現を下しまゐらするに、午の時まで下りさせ給はねば、古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦して祈誓やゝ久し。巫も五體を地に投げ、肝膽を砕きければ、諸人目をすまして見る處に、權現既に下りさせ給ひけるにや、種々の神變を現じて後、巫法皇に向ひ進らせて、右の手を指し揚げて打返し打返し「是は如何に」と申す。誠に權現の御託宣なりと思召して、御坐を退らせ給ひて、御手を合せ申す所是なり。「さて如何候ふ」と申させ給へば、「明年の秋の比必ず崩御なるべし。その後世の中手の裏を反す如くならんずるぞ」と御託宣ありければ、法皇を始め參らせ、供奉の人々皆涙を流して、「さて如何なる事ありてか、御命延びさせ給ふべき」と問ひ奉れば、「定業限りあれば力に及ばず」とて、權現は上らせ給ひぬ。參り集りたる貴賤上下、各頭を地に付けて拜み奉りけり。法皇の御心の中、何計か御心細く思召しけん、日比の御參詣には天長地久に事寄せて、切目の王子の梛の葉を、百度千度翳さんとこそ思召ししに、今は三つの山の御奉幣も是を限りと御心細く、眞言妙典の御法樂にも、臨終生念往生極樂とのみぞ御祈念ありける。すべて還御の體哀なりし御有樣なり。

後白河帝
御即位の大礼
八省院にて
執行せらる百官
参内ありて万歳
を称し給ふ
応天門の額ハ

親王は一定今度は位に卽かせ給はんと待ち請けさせおはしませり。天下の諸人も皆斯く存じける處に、思の外に美福門院の御計にて、後白河院その時は四の宮とて打籠められておはせしを、御位に卽け奉り給ひしかば、高きも賤しきも思の外の事に思ひけり。此四の宮も故待賢門院の御腹にて、新院と御一腹なれば、女院の御爲には共に御繼子なれども、美福門院の御心には、重仁親王の位に卽かせ給はんことを、猶猜み奉らせ給ひて、この宮を女院もてなしまゐらせ給ひて、法皇にも內々申させ給ひけるなり。其故は近衛院世を早くせさせ給ふ事は、新院呪咀し奉り給ふとなん思召しけり。是に依て新院の御恨み一入增さらせ給ふも理なり。

○法皇熊野御參詣竝御託宣の事

爰に久壽二年の冬の比、法皇熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前にて、現當二世の御祈念ありしに、夢現ともあらず、御寶殿の中より童子の御手を指出して、打返し〲せさせ給ふ。法皇大に驚き思召して、先達竝に供奉の人々を召して、不思議の瑞相あり、權現を勸請し奉らばやと思召して「正しき巫やある」と仰せければ、山中無雙の巫を召

○亂源(二一)宿善內に云云―時機到來して佛門に入る
打籠められて―のけものにされてゐるもの
現當―現在未來
先達―山伏の重立ちたるもの

大慈大悲の本誓—観音の心願

○亂源（一）

上皇・一院・法皇・故院—鳥羽

一宮・先帝・新院—崇徳（母、待賢）

四宮・主上—後白河（母、待賢）

皇子・春宮・先帝—近衛（母、美福、女院）

おはしますこと、聖代聖主の先規に違はず、罪ある者をも赦し給ふこと、大慈大悲の本誓に叶ひおはします。されば恩光に照らされ徳澤に潤ひて、國も富み民も安かりき。保延五年五月十八日美福門院の御腹に皇子御誕生ありしかば、上皇殊に悦び思召して何しか春宮に立て給ふ。永治元年十二月二十七日三歳にて御即位あり。依て先帝をば新院とぞ申しける。先帝異る御恙も渡らせ給はぬに、抑下し給ひけるこそ淺ましけれ。依て一院新院父子の御中快からずとぞ聞えし。誠に御心ならず御位を去らせ給へり。歸り即かせ給ふべき御志にや、又一宮重仁親王を位に即け奉らんとや思召しけん、叡慮計難し。永治元年三月十日鳥羽院御餝下させ給ふ、御年三十九。御齢も未だ盛なるに玉體も恙なくおはしませども、宿善内に催し、善縁外に顯れて、眞實報恩の道に入らせ給ふぞめでたき。然るに久壽二年の夏の比より近衛院御惱おはしゝが、七月下旬には早憑み少き御事にて、清涼殿の庇の間に遷し奉る。されば御心細くや思召しけん、御製に斯く、

　蟲の音の弱るのみかは過ぐる秋を惜しむ我が身ぞまづ消えぬべき

終に七月二十三日に隱れさせ給ふ、御年十七、近衛院是なり。最も惜しき御齡なり。法皇女院の御嘆き理にも過ぎたり。新院此時を得て、我身こそ位に歸り即かずとも、重仁

保元物語

巻之一

白河━堀河━鳥羽━崇徳
　　　　　　　　┣後白河
　　　　　　　　┗近衛
崇徳━重仁

○後白河院御卽位の事

爰に鳥羽禪定法皇と申し奉るは、天照太神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝なり。堀河天皇第一の皇子、御母は贈皇太后宮藤苡子、閑院大納言實季卿の御娘なり。康和五年正月十六日に御誕生、同じき年の八月十七日皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日堀河院隱れさせ給ひしかば、太子五歳にて踐祚あり、御在位十六箇年が間、海内靜にして天下穩なり。寒暑も節を過たず、民屋も誠に豐なり。保安四年正月二十八日御歳二十一にして御位を遁れて、第一宮崇德院に讓り奉り給ふ。大治四年七月七日白河院隱れさせ給ひてより後は、鳥羽院天下の事を知召して政を行ひ給ふ。忠ある者を賞し

後醍醐帝踐祚……六七〇
三位殿局付東宮立……六七一
安藤又太郎叛逆……六七三
渡邊右衛門尉付越智四郎叛逆……六七五
後醍醐帝御謀叛……六七六
相摸守高時出家付後醍醐帝南北行幸……六七九
主上笠置御籠城付師賢登山並楠旗を擧ぐ……六八一
先帝配流付赤坂城軍……六八三
楠正成天王寺出張付高時入道奢侈……六八五
赤松圓心蜂起付金剛山の寄手没落並千劍破城……六八八
先帝船上皇居軍付赤松京都に寄す……六九一
足利高氏上洛付六波羅没落……六九三
新田義貞義兵を擧ぐ付鎌倉滅亡……六九六
相摸太郎邦時誅せらる付公家一統……七〇〇

保元・平治・北條九代記索引……七〇五―七四五

人時宗開基……六二四
主上東宮御元服……六二八
蒙古の使を殺す付蒙古日本を討たん事を企つ……六二九

卷第十一　起弘安四年正月　盡德治三年七月

蒙古襲來付神風賊船を破る……六三一
北條時宗卒去付北條時國流刑……六三三
惠蕚入唐付本朝禪法興起……六三五
准后貞子九十の賀……六三六
城介泰盛誅戮……六三八
伏見院御卽位……六四〇
胤仁親王東宮に立つ付將軍惟康歸京……六四二
久明親王征夷將軍に任ず……六四四
淺原八郞禁中にして狼藉……六四五
中院本院御落飾付西園寺實兼太政大臣に任ず……六四八
筑紫探題の始付鎌倉大地震竝賴綱入道果圓叛逆……六四八
北條兼時卒去付吉見孫太郞叛逆……六五一
同國の使私欲非法付羽黑山伏の訴……六五二
寧一山來朝……六五五
後伏見院御讓位……六五七
貞時出家付北條宗方誅伐……六五八
貞時入道諸國行脚付久我通基公還職……六六〇
後宇多上皇御出家付將軍久明親王歸洛……六六六

卷第十二　起德治三年八月　盡元弘三年六月

後二條院崩御付花園院御卽位……六六五
北條師時頓死付怨靈……六六三
北條相摸守貞時卒す付高時執權家督竝北條凞時病死……六六七
金澤家譜付文庫……六六九

目録

巻第九 起文應元年二月 盡文永二年七月

御息所御輿入 付 殺生禁遏……五七五
日蓮上人宗門を開く……五七七
時頼入道青砥左衛門尉と政道閑談……五八〇
時頼入道諸國修行 付 難波尼公本領安堵……五八四
律師良賢斬罪 付 讃岐局靈と成る……五八九
奉行頭人政道嚴制 付 北條重時卒去……五九一
將軍家和歌の御會 付 時頼入道逝去……五九二
時宗執權 付 御息所御産祈禱……五九四
武藏守平長時死去 付 將軍家若君御誕生……五九六
將軍家童舞御覽……五九六
高柳彌次郎縫殿頭文元と訴論……五九八
無量壽院法會 付 大雨洪水……五九九
山内御山莊に於いて喧嘩……六〇一

巻第十 起文永三年正月 盡弘安三年二月

天變祈禱 付 彗星土を雨す等の勘文……六〇三
甲乙人等印地停止……六〇六
將軍家叛逆 付 松殿僧正逐電……六〇七
鎌倉騷動 付 北條教時別心 並 將軍家御歸洛……六〇九
宗尊親王御出家 付 薨去……六一三
惟康親王御家督 付 蒙古大元來歷……六一四
蒙古牒書を日本に送る……六一六
將軍惟康源姓を賜る 付 大元使を日本に遣す 並 北條時輔逆心露顯……六一一
一院崩御 付 天子二流 並 攝家門を分つ……六一七
北條政村卒去 付 山階左大臣薨去……六一九
龜山院御讓位 付 蒙古賊船退去 並 東宮立……六二三
改元 付 蒙古の使を追返さる 並 一遍上

北條時賴元服 付 弓矢評論……五二三
將軍御上洛 付 鎌倉御下向……五二五
諸寺の供僧を評せらる 付 僧侶の行狀……五二八
泰時奇物を誡めらる……五三〇
火柱の相論 付 泰時詠歌 竝 境目論の批判……五三二
北條泰時逝去 付 左近大夫經時執權……五三四
將軍家佐渡前司が亭に入御……五三六
將軍賴經公職位を讓る……五三七

卷第八 起寛元二年四月 盡正嘉二年十月

將軍賴嗣御家督……五四一
武藏守經時卒去 付 越後守光時叛逆流刑……五四二
前將軍賴經入道御歸洛……五四五
三浦式部大夫流鏑馬を射る……五四六
御所追込の狼藉……五四八
由比浦血に變ず 付 大魚死す 竝 黃蝶の怪異……五四九
三浦泰村權威 付 景盛入道覺地諷諫……五五〇
將軍家御臺逝去 付 左近大夫時賴泰村が館を退き歸る 竝 時賴泰村和平……五五二
三浦泰村家門滅亡……五五五
上總權介秀胤自害……五六〇
筑後左衛門次郎知定勸賞に漏るゝ訴……五六〇
西園寺家繁榮 付 時賴相摸守に任ず……五六二
光明峰寺道家公薨ず 付 五攝家相分る……五六四
宗尊親王關東御下向 付 相撲……五六五
陸奧守重時相摸守時賴出家 付 時賴省悟……五六七
伊具入道射殺さる 付 諏訪刑部入道斬罪……五六八
相摸守時賴入道政務 付 青砥左衛門廉直……五七〇

らる……四七八
鎌倉天變地妖……四八〇
太上法皇崩御付富士淺間御遷宮……四八一
優曇華の說付下部の女房三子を產む……四八二
大魚死て浦に寄する付旱魃雨請……四八四
北條義時死去……四八五
武藏守泰時執權付二位禪尼三浦義村を誡めらる……四八六
義時の後室同兄弟付實雅中將流罪……四八九
武藏守泰時廉直……四九〇
疫癘流行付鎌倉四境鎭祭……四九一
泰時仁政付大江廣元入道卒去……四九三
二位禪尼逝去……四九四
三浦義村彌陀來迎の粧を經營す……四九五
將軍家濱出付遊君淺菊……四九七
勝木七郎子息則定本領安堵……四九八
鎌倉騷動付武州計略靜謐……五〇〇

卷第七　起寛喜二年六月　竟寛元二年十二月

雷震付將軍家御退居問答勘例……五〇三
夏雪付勘文並北條修理亮時氏卒去……五〇五
降霜石降冬雷付將軍家御臺所御輿入……五〇六
天變地妖御祈禱……五〇八
名越邊狼藉付平三郎左衞門尉泰時を諫む……五〇九
鎌倉失火……五一〇
貞永式目を試む付關東飢饉……五一二
下河邊行秀法師補陀洛山に渡る付惠蕚法師……五一三
武藏守泰時鑒察付博奕禁止……五一五
泰時政務付奉行頭人行跡評議……五一六
御臺卒去付明石の神子……五一八
六月祓付將軍家御疱瘡……五一九
春日の神木付興福寺の衆徒蜂起……五二一

卷第二 起正治元年正月 盡同二年十一月

賴家卿御家督付宣下竝吉書始……三一九
賴朝御中陰付後藤左衞門尉守護職を放たる……三二〇
姬君病惱付死去……三二一
問注所を移し立てらる……三二三
新田開作……三二五
賴家安達彌九郎が妾を篡ふ付尼御臺政子諫言……三二七
諸將連署して梶原景時を訴ふ……三三〇
梶原平三景時滅亡……三三五
勝木七郎生捕らる付畠山重忠廉讓……三三七
和田義盛侍所の別當に還補す……三三八
梶原叛逆同意の輩追捕……三三九
壽福寺建立付榮西禪師の傳……三四〇
念佛禁斷付伊勢稱念房奇特……三四三
芝田次郎自害付工藤行光郎等兄弟働……三四五
太輔房源性異僧に遇ふ算術の奇特付安倍晴明が奇特……三四九
柏原彌三郎逐電付田文の評定……三五三

卷第三 起建仁元年正月 盡元久元年十二月

改元付城四郎長茂狼籍付城資盛滅亡竝坂額女房武勇……三五五
坂額女房鎌倉に虜り來る付城資永野干の寶劍……三五九
紀內所行景關東下向付北條泰時傷歎……三六二
江馬太郎泰時德政……三六四
尼御臺政子御鞠を見給ふ付判官知康醉狂……三六六
白拍子微妙尼に成る付古郡保忠祖達房を打擲す……三六八
判官知康落馬付鶴ヶ岡塔婆造立地曳……三七一

常盤六波羅に參る事……二四九
經宗惟方遠流に處せらるゝ事同じく
召返さるゝ事……二五五
賴朝遠流の事付盛安夢合の事……二五七
牛若奥州下りの事……二六二
賴朝義兵を擧げらるゝ事竝平家退治
の事……二六八

鎌倉 北條九代記

序……二七九

卷第一　起治承三年八月 竟正治元年正月

本朝將帥の元始……二八一
右大將賴朝創業……二八三
鎌倉草創付來歷……二八五
鶴ヶ岡八幡宮修造遷宮……二八七
鎌倉新造の御館……二八八
平氏東國討手沒落……二八九
瀧口三郎經俊斬罪を宥めらる……二九〇
木曾義仲上洛付平家都落……二九二
賴朝腰越に出づる付榎島辨才天……二九三
勝長壽院造立……二九四
清水冠者討たる付賴朝の姫君愁歎……二九六
義經の妾白拍子靜……二九七
西行法師賴朝談話……三〇〇
伊豫守義經自殺……三〇一
賴朝卿奥入付泰衡滅亡……三〇三
無量光院の僧詠歌……三〇七
賴朝上洛竝官加階付惣追捕使を申
賜る……三〇九
富士野御狩付曾我兄弟夜討……三一〇
範賴勘氣を蒙る付家人當麻太郎……三一三
南都大佛殿供養付賴朝卿上洛……三一四
右大將賴朝卿薨去……三一七

波羅上著の事……一五七
信西子息遠流に宥めらるゝ事……一六五
院の御所仁和寺に御幸の事……一六六
主上六波羅に行幸の事……一六八
源氏勢汰の事……一六九

卷之二

待賢門の軍付信頼落つる事……一七九
義朝六波羅に寄せらるゝ事並頼政心替の事付漢楚戰の事……一九三
六波羅合戰の事……一九六
義朝敗北の事……二〇〇
信頼降参の事並最後の事……二〇六
官軍除目を行はるゝ事付謀叛人官職を止めらるゝ事……二一〇
常盤註進並信西子息各遠流に處せらるゝ事……二一三
義朝青墓に落ち著く事……二一四
義朝野間下向の事付忠致心がはりの事……二一八
頼朝青墓に下著の事……二二四

卷之三

金王丸尾張より馳上る事……二二七
長田義朝を討ちて六波羅に馳参る事付大路渡して獄門に懸けらるゝ事……二二八
忠致尾州に逃げ下る事……二三〇
悪源太誅せらるゝ事……二三三
清盛出家の事並瀧詣付悪源太雷と成る事……二三七
頼朝生捕らるゝ事付常盤落ちらるゝ事……二三八
頼朝遠流に宥めらるゝ事付呉越戰の事……二四二

重仁親王御出家の事……七一
爲義降參の事……七一
忠正正弘等誅せらるゝ事……七六
爲義最後の事……七七
義朝弟共誅せらるゝ事……八二

卷之三

義朝幼少の弟悉く失はるゝ事……八五
爲義の北方身を投げ給ふ事……九三
左大臣殿の御死骸實檢の事……九九
新院御遷幸の事竝重仁親王の御事……一〇〇
無鹽君の事……一〇六
左府の君達竝謀叛人各遠流の事……一〇九
大相國御上洛の事……一一三
新院御經沈めの事付崩御の事……一一三
爲朝生捕流罪に處せらるゝ事……一一九
爲朝鬼が島に渡る事付最後の事……一二一

平治物語

卷之一

信頼信西不快の事……一三一
信頼卿信西を滅さるゝ議の事……一三六
三條殿發向竝信西の宿所燒拂ふ事……一三八
信西子息闕官の事付除目の事竝惡源太上洛の事……一四〇
信西出家の由來竝南都落の事付最後の事……一四三
信西の首實檢の事付大路を渡し獄門に懸けらるゝ事……一四六
唐僧來朝の事……一四七
叡山物語の事……一五二
六波羅より紀州へ早馬を立てらるゝ事……一五五
光頼卿參内の事竝許由が事付清盛六

目録

保元物語

卷之一

後白河院御即位の事……一
法皇熊野御參詣竝御託宣の事……三
法皇崩御の事……七
新院御謀叛思召立つ事……八
官軍方々手分の事……一三
親治等生捕らるゝ事……一四
新院御謀叛露顯竝調伏付内府意見の事……一五
新院爲義を召さるゝ事付鵜丸の事……一九
左大臣殿上洛付著到の事……二四
官軍召集めらるゝ事……二六
新院御所各門々固の事付軍評定の事……二六
將軍塚鳴動竝彗星出づる事……三一
主上三條殿行幸の事付官軍勢汰の事……三三

卷之二

白河殿義朝夜討に寄せらるゝ事……三七
白河殿攻め落す事……四三
新院左大臣殿落ち給ふ事……五三
新院御出家の事……五四
朝敵の宿所燒拂ふ事……五八
關白殿本官に歸復の事付武士に勸賞を行はるゝ事……六〇
左府御最後付大相國御歎の事……六三
勅を奉じて重成新院を守護し奉る事……六七
謀叛人各召捕らるゝ事……六七

信ぜられども、作者は詳ならず。二書共に異本今は慶長の古活字本に基き、參するに水戸の參考本等を以てし、更に挿畫を繪本保元平治物語に採れり。鎌倉北條九代記は、德川時代に出でたる、中世戰記物語の流亞にして、其作者を詳にせずと雖も、鎌倉幕府百五十年間の事蹟、頗る其要を提げ、一般讀者の播閱に適せるを以て、既刊平家及盛衰記と太平記との間を繫がんが爲、之を本書に收む。原本は延寶三年の刊本なり。本書の覆刻に際し、渡邊徹氏は校訂の勞を助けられ、中村健氏は祕籍を提供して多大の便宜を與へられたり。特に記して謝意を表す。

大正二年四月　　校訂者　武笠三

緒言

戰記物語は古武士の意氣精神を發揮せる一種の野乘にして、中古文學の精華として永く我が文學史上に特殊の地位を占むべきものたり。所謂精確なる史實は之を求むべからずと雖も、當時の大勢を隱括して之を傳ふると共に、名將勇士の面目を眼前に髣髴たらしめ、讀者をして神旺し肉躍らしむるの妙は、蓋し斯種文字の擅場なるべし。

「保元」「平治」の二書は、戰記物語中最も早く現れたる姉妹篇にして、彼の二亂の顚末を經とし、源平兩家の武勇談を緯とし、文氣雄渾にして樸茂、之を盛衰記太平記等に比して、別に一頭地を拔くものあり。人或は推して戰記中の白眉となせり。鎌倉の初期に方りて同一作者の手に成れりと

爐邊に携へ行き、輕く片手に捧げ得べき書籍は、要するに、最も有用なる書籍なり。

ジョンソン

保元物語　全

平治物語　全

北條九代記　全